

博士論文

論文題目： 戦後日本の歴史認識をめぐる政治過程と
日韓関係への含意

氏名： 権 聖主

目次

序章	3
第1章 戦後日本の歴史認識論争の背景	17
第1節 戦後処理の限界と、過去の戦争に対する「ダブルスタンダード」の始まり	17
1. 「東京裁判」と戦争責任の転嫁	18
2. 戦後日本の「逆コース」と「サンフランシスコ平和条約」	21
第2節 日本国内における歴史認識論争の歩み	24
1. 「大東亜戦争肯定論」と「修正主義史観」の浮上	24
2. 「靖国神社問題」の始まり	28
第3節 1980年代、「第一次歴史教科書問題」と、靖国神社公式参拝	31
1. 「第一次歴史教科書問題」と論争の「国際化」	31
2. 靖国神社公式参拝と「政治争点化」	35
第4節 対立構図の「多元化」と1990年代論争への進入	39
1. 靖国神社公式参拝の撤回と「内政干渉」	39
2. 歴史認識論争における対立構図の「多元化」	43
第2章 日本国内外の秩序変化と論争構図のダイナミズム	47
第1節 「脱冷戦」による歴史問題の浮上と「河野談話」	47
1. 日韓関係での「脱冷戦」と、歴史問題の急浮上	48
2. 「慰安婦問題」と「河野談話」	49
第2節 「自民党一党優位体制」の崩壊と、歴史認識をめぐる対立構図の形成	53
1. 細川政権による歴史認識問題の表面化	54
2. 歴史謝罪に対する反発勢力の結集	56
第3節 歴史認識をめぐる論争構図のダイナミズム	59
1. 国会内対立軸の形成と、政治勢力の類型化	60
2. 論争構図のダイナミズム	63
第4節 「『問題発言』－撤回」の繰り返し	67
1. 「問題発言」の背景及びその効果	67
2. 国内外の反応及び、歴史認識論争の展開に与えた影響	70

第3章 戦後50年と、歴史認識における両面性の始まり	74
第1節 終戦50周年と国会「不戦決議」	74
1. 国会「不戦決議」をめぐる政治過程	75
2. 韓国の期待と失望	83
第2節 「村山談話」と、日本の公式的歴史認識	86
1. 「村山談話」の発表過程と国内外の反応	86
2. 日本政府の公式歴史認識としての「村山談話」	94
第3節 「反対勢力」の再結集と、日本の歴史認識における両面性の始まり	99
1. 「自由主義史観」の登場と「反対勢力」の再結集	99
2. 日本の歴史認識における両面性の始まり	104
第4節 「国旗・国歌法案」「恒久平和調査局設置法案」と、「賛成勢力」の分裂	108
1. 「国旗・国歌法案」と公明党の選択	108
2. 「恒久平和調査局設置法案」と「賛成勢力」の分裂	115
第4章 対立構図の崩壊と歴史認識問題の「逆コース」	119
第1節 2000年代の始まりと、繰り返される歴史認識問題	119
1. 「第三次歴史教科書問題」	119
2. 小泉首相の靖国神社参拝と「国立追悼施設問題」	124
第2節 終戦60周年と「ポスト小泉」	130
1. 「戦後60年決議」と「小泉談話」	131
2. 「国立追悼施設」問題の再浮上と「ポスト小泉」	138
第3節 第一次安倍内閣と歴史認識問題をめぐる「第二の国際化」	147
1. 安倍首相の変貌	147
2. 米下院「慰安婦」決議と、歴史認識問題における「第二の国際化」	152
第4節 民主党政権への期待と限界	157
1. 鳩山政権の発足と「国立追悼施設問題」	157
2. 「日韓併合100年」と「管談話」	163
第5節 安部政権の再登場と、歴史認識の「逆コース」	169
1. 第一次安部政権からの教訓	169
2. 2013年の参議院議員選挙と「慰安婦問題」	175
3. 歴史認識の「逆コース」の始まり	181
終章	190

序 章

1. 問題関心

日本は過去の戦争及び植民地支配に関する歴史認識問題をめぐり、日本国内だけでなくアジア諸国、特に植民地であった韓国との間で激しい論争を続けてきた。そして、その歴史認識問題が招いた葛藤及び感情の悪化は、日本と韓国との間に不信感を醸成しただけでなく、相互に「近くて遠い国」という認識を持つようにさせた。そのような不信感をもたらす歴史認識問題は、日本が経済大国としてアジア地域及び国際社会で積極的な役割を果たすのに最も大きな障害物であると同時に克服しなくてはならない課題であった¹。

このような歴史認識問題を巡る論争の背景は、冷戦秩序が本格化していくなかで徹底的に行われなかった戦後処理及び、アメリカの原子爆弾投下という戦争終結方式が生んだ日本の「被害者意識」などが、日本国内で歴史に対する異なる認識を生成させたことにある。そしてその異なる歴史認識は、戦後間もない段階から日本社会において、過去の戦争をどのように記憶し、どのように性格付けるべきかという論争を呼び起こした。この論争は、戦後日本の国内社会で、主に「靖国神社問題」、「歴史教科書問題」などをめぐる対立として表れ、その問題の核心は過去の戦争が間違った「侵略戦争」であったか、もしくは西洋からのアジアの独立及び日本の自衛のための「聖戦」であったかということにおかれていた。

しかし、戦争の性格をめぐり1970年代までの日本国内の論争では、その戦争によって被害を受けたアジア諸国への配慮という面は強調されず、戦争をどのように認識するかを軸にして、戦争を正当化しようとする側を修正主義的な歴史観、反対に謝罪すべき「侵略戦争」であったとする側を自虐的な歴史観であるとしながら相互批判する、国内向けの歴史観論争であった。そして、そのような日本国内の歴史認識論争のあり方に大きな変化をもたらしたのが1980年代の「歴史教科書問題」であった。

日本の過去の戦争をアジアへの「進出」と表記したことで浮上した「歴史教科書問題」は次の三つの点からそれまでの日本国内の歴史認識論争に変化をもたらした。

第一に、日本の歴史認識問題の「国際化」である。1982年に勃発した「第一次歴史教科書問題」で、その「進出」の表記を「侵略」へと変えるべきだと訴えた中国と韓国が関与することによって、それまで国内向けの歴史観論争であったものが、韓国及び中国を筆頭とするアジアの戦争被害国に対する謝罪と補償問題を抱える、より現実的な国際問題に浮上したことである²。

第二に、歴史認識問題の「政治争点化」が挙げられる。「歴史教科書問題」を機にアジア諸国

¹ 本稿で扱っている「過去の戦争」とは、1931年の満州事変から1945年の敗戦までに行なわれた、日中・日米戦争を指しており、その見方によっては「15年戦争」、「大東亜戦争」、「太平洋戦争」とも名づけられる。戦争の呼称については、庄司潤一郎「戦後日本における歴史認識-太平洋戦争を中心として」『防衛研究所紀要』防衛研究所、1998、pp. 108-109を参照。

² 後述するように、戦争に関する表記をめぐって勃発した「第一次歴史教科書問題」に強く反発したのは、植民地支配の当事国である韓国よりも、戦争の直接的な当事国である中国であった。しかし、日本の歴史認識問題が悪化して行くのに伴い、日本の歴史問題の対象に対するこのような区分は論外の要素となっていく傾向を見せる。そこには、日本の歴史認識問題に次第に深くかかわるようになり、期待と失望を繰り返していく韓国が、日本の「侵略戦争の歴史」及び「植民地支配の歴史」を区別せず、双方を日本の「侵略の歴史」として捉え、戦争を美化しようとする日本国内一部の動きを「侵略の歴史」を美化するものであると受けとめるようになったためであると考えられる。日本の歴史認識問題に対する韓国のこのような受け入れ方は、今日に表れる、日本の歴史認識問題に対する中韓両国の共闘路線形成の背景と見られるものである。

が日本の歴史認識問題にかかわり始めると、日本政府は「国家」としての公式的な歴史認識を表明せざるを得なくなり、それまで主に学界や市民レベルの論壇で行なわれてきた日本国内の歴史認識論争は、日本という国家を代表する公式的な歴史認識をめぐる政治勢力間の論争に変貌した³。まさに政治によって歴史が決定されるようになり、異なる歴史認識を持つ勢力間の主な論争の舞台は国会へと移った。

第三に、日本国内政治勢力間の対立構図の「多元化」が挙げられる。前述したように、1970年代までの日本の歴史認識問題は、主に論壇を舞台として行なわれてきたものであり、その対立構図はいわゆる「保守対革新」もしくは「右翼対左翼」などと、冷戦秩序下でのイデオロギーの対立軸を持つものであった。そして、「歴史教科書問題」を契機にその論争舞台が国会に移ると、それまでの論壇での対立構図と同様に、国会でも「保守対革新」の形で「自民党対社会党(又は共産党)」という可視的な対立構図が形成された。しかし、「歴史教科書問題」が1986年の第二次教科書問題へと発展するとともに、国家の公式的な歴史認識がより厳しく問われるようになると、同じ政党内でも自身の歴史認識を一層強く主張する議員らによる集団的行動が現われ始めた。同じ政党内でも異なる歴史認識を持つ勢力が表に現れることによって、「政治争点化」された歴史認識問題の対立構図は、もはや「自民党対社会党」などの「政党対政党」という単純化された構図だけではなく、同じ政党内においての対立構図が生じるものへと「多元化」されたのである。

1980年代の「歴史教科書問題」がもたらした以上の変化によって、日本には国家の公式的歴史認識として諸外国に対応する「国家間論争」と、その公式的歴史認識をめぐる国会を主な論争舞台とする「国内論争」が常に並存していくことになった。それはつまり、日本が起こした戦争はアジアに対する「侵略戦争」であったという共通の歴史認識を持つアジア諸国に対して、戦争の性格に関する激しい国内論争を常に内包する日本に対応することを意味した。そのため、韓国など日本の歴史認識問題に深く関わるアジア諸国は、日本の公式的歴史認識を繰り返し問題視し続けてきた。

このように敗戦直後から今日に至るまでの長い間、アジア地域における重要な課題とされてきた日本の歴史認識問題に関する研究は数多く行なわれてきた。しかしながら、その大多数は、日本と諸外国間の「国家間論争」と、日本の「国内論争」をひとつの分析枠組内に組み入れることに必ずしも成功しなかった。その最も大きな原因としては、政党や派閥などの可視的な分け目ではなく、記憶及び信念などの認識を軸とする対立構図を描くことが持つ根本的難しさに加えて、1990年代序盤の日本の政治勢力の分裂と再編による対立構図の複雑さが挙げられる。つまり、1980年代までは「保守対革新」という「自民党対社会党」の対立構図を通じて歴史認識をめぐる対立をも一定程度描くことができたものの、1990年代序盤の「自民党一党優位体制」の崩壊に伴う保守系新党の誕生と、社会党勢力の著しい弱体化及び衰退によって、もはや「自民党対社会党」という構図を歴史認識論争に適用することは不可能になったということである。その結果、日本国内の政治勢力間の歴史認識論争を扱う今までの研究では、その対立構図を描くにおいて、既存の「保守対革新」という、必ずしも可視的とはいえないイデオロギー対立を軸にして「抽象化」させるか、もしくは「自民党対社会党」という、過去の日本国内政治における象徴的対立構図を持

³ 論壇での主な歴史認識論争としては、戦後10年の1955年に発表された、遠山茂樹、今井清一、藤原彰三(共)『昭和史』(岩波新書)をめぐる、文学者対歴史家、同時代体験者対歴史家、マルクス主義現代史家対近代政治学者という攻防が行なわれた、いわゆる「昭和史論争」を初めに、戦後20年の1965年を迎え、林房雄の『大東亜戦争肯定論』(番町書房、1964)及び、上山春平の『大東亜戦争の意味：現代史分析の視点』(中央公論社、1964)を中心に行われた攻防など、今日に至るまでの各時期別イシューを中心にして続けられてきた。本稿では戦後の論壇上における歴史認識論争の主な流れを考察しながら、論壇での攻防が、如何に政治の場に移り、時には歪曲されていったのかを紹介する。犬丸義一「『昭和史』論争」『現代と思想』青木書店、1973年9月；小熊英二・上野陽子『<癒し>のナショナリズム—草の根保守運動の実証研究』慶応義塾大学出版会、2003を参照。

って「単純化」せざるを得なかったと考えられる。そして、そのような観点からは、政党や派閥の枠を超え、歴史認識を基準に結集した政治勢力間に同時多発的に展開される「葛藤」と「連携」による論争構図のダイナミズムが、日本の歴史認識問題にどのような意味と限界を持つのかという面は、具体的に分析されなかった。

戦後日本の歴史認識をめぐる国内政治勢力間の論争のあり方を、政党や派閥、または、イデオロギーを軸にするのではなく、その「歴史認識」自体を対立軸とする論争構図を持って再解釈する時、それが日本国内の歴史認識論争に示唆するものは何であるのか。そして、そのように再解釈される日本国内の政治過程を通じて、日韓両国間で繰り返されてきた歴史認識問題を見直す新たな視角は探し出し得るのだろうか。本稿はこのような疑問に答えることを試みる。

2. 先行研究

前述のように、1980年代の「歴史教科書問題」を機に、日本の歴史認識問題をめぐる論争は日本の公式的歴史認識として諸外国に対応する「国家間論争」と、その公式的歴史認識をめぐる「国内論争」が並存することになったにもかかわらず、日本の歴史認識問題に関して無数に存在する既存研究はその二つの論争をひとつの分析枠組内に組み入れるのではなく、各論争を個別的に扱う傾向がある。日本の「国内論争」に関する既存の諸研究は主に「戦後」という一種の概念化された日本社会の「戦争責任」に対する論争に焦点を当てるか、もしくは「政教分離」という憲法問題としての「靖国問題」や教科書検定制度などに焦点を当てる「歴史教科書問題」などを断片的に取り上げており、「国家間論争」に関する多くの諸研究はその国内論争過程には深く触れずに、歴史認識問題に対する日本政府の公式的な立場及び、政策や法案などをめぐる諸外国との関係に焦点をあてている。そして、このような傾向から日本の歴史認識問題に関する既存の諸研究を、次の三つの分析対象を基準にして類型化することが可能である。

まず、第一に、「分析対象時期」である。この基準からは、歴史認識問題が浮上したある特定の時点を取り上げるものと、その歴史認識問題の背景となる敗戦直後の戦後処理過程から研究が行われる現時点までを継続的観点から取り上げるものに分けられる。次に、第二の基準として挙げるのは、「分析対象問題」である。過去の戦争や植民地支配に対する歴史認識は、戦後の日本社会において、「歴史教科書問題」、「靖国神社問題」、「従軍慰安婦問題」などを中心に問われてきており、これまでの既存研究は、ある特定の問題に焦点を当てているものと、あらゆる問題を包括的に扱うものに分けることができる⁴。最後に、第三の基準としては「分析対象行為者」を挙げるができる。前述した各種の歴史認識問題をめぐる論争の舞台は、その主体となる行為者を中心にして幅広く多層化されており、その行為者を基準にして既存の研究を類型化すれば、学界や論壇を中心とするものから、国会や政府内閣の間で繰り広げられる論争及び、各国の政府をひとつの行為者としてとらえる国家間論争などに分けることができる。そして、このような基準から本稿を分類すれば、「分析対象時期」においては、敗戦直後の戦後処理過程から2014年の今日に至るまでを継続的観点からとらえ、「分析対象問題」では、各時期別に重要イシューとなった問題を包括的に取り上げながら、「分析対象行為者」において、主に国会政治勢力に

⁴ 「従軍慰安婦問題」は、今日においては普遍的な人権問題とされる傾向があるが、「従軍慰安婦問題」自体を否定し隠蔽しようとする勢力の間には、「日本だけの問題ではない」という漠然とした認識及び価値観が共有されており、このような認識は修正主義史観を支える代表的な「養分」となっている。「修正主義史観」対「自虐史観」という対立構図で歴史認識論争をとらえる観点から、「従軍慰安婦問題」は普遍的な人権問題である前に歴史認識問題である。歴史修正主義の「養分」となっている価値観及び認識に対しては、山田朗『歴史修正主義の克服：ゆがめられた〈戦争論〉を問う』高文研、2001、pp. 61-62を参照されたい。

よる論争に焦点を当てる研究ということになる。

このような基準に基づいて、ここではまず、その分析の焦点を特定の歴史問題におきながら、その分析対象時期においても特定の時期に限定させている研究として、三谷博の「日本の歴史教科書の制度と論争構図」⁵を挙げる。日本の歴史教科書の作成と検定及び、採択に関する制度とその過程を紹介しながら、2001年の歴史教科書問題を中心的に取り上げる三谷は、戦後日本の歴史教科書問題は、長期間「左右」両翼の政治対立の争点であったが、現在では、むしろ政財界、知識人、庶民を横断する「国際協調」派と「一国主義」派の対立が重要になったという。そこには、国際冷戦秩序の崩壊と左翼の衰退に伴って、「進歩的」知識人と「保守的」政財界人の対立という側面は後退しただけでなく、中韓両国などとの関係が密接になったことや、国内外からの抗議と問題提起という政治論争による教科書検定制度の変遷などがその背景であると、三谷は指摘している。このような三谷の研究は、日本の歴史教科書問題がどのような背景から発生し、どのような過程で周辺国との間に誤解と葛藤が生じるのかを具体的に説明しているため、本稿においても、1980年代から今日に至るまでもなお繰り返されている「歴史教科書問題」を構造的に理解するにあたって大いに参考にしている。

次に、三谷が歴史教科書問題を取り上げながら、主に日本の国内論争に焦点を当てているとすれば、同じくその分析対象時期及び対象問題は2000年代以後の「歴史教科書問題」に限定しながらも、その焦点を主に日韓両国間の論争に当てているものとして、鄭在貞^{チョンジェジョン}の「韓日につきまとう歴史の影とその克服のための試み」⁶が挙げられる。鄭在貞は、日韓の歴史問題の根本的原因は、日本の歴史認識が戦前に形成された「植民地史観」、または「皇国史観」から完全に抜け出せず、韓国が事あるたびにそれを執拗に追求して、お互いの対立と緊張が収まらないからであると指摘しており、現代日本人の歴史認識の方向を導くのに重要な役割を果たした歴史教科書の特徴を、韓国の歴史教科書及び歴史教育の特徴と比較している。また、両国の教科書において、お互いの歴史をどのように叙述しており、その教科書が相手国に対してどのような認識を作り上げ、どのようにして両国間の葛藤を招くことになるのかを分析している鄭在貞の研究は、韓国の教科書の特徴も批判的な観点から分析し、両国間での中立的な立場を堅持しながら、歴史問題をめぐる日韓の対話の論点を紹介している。

しかし、以上の三谷と鄭在貞の研究は本稿とは違い、特定の時期をその分析対象とし限定しているため、敗戦直後から今日に至るまで、「戦後」という日本社会を性格づけるものとして続けられてきた日本国内の歴史認識論争と、1990年代から本格的に行われ始めた韓国との国家間論争を継続的観点から連関させ理解することができない。実際に、日本の歴史認識問題に対して本格的に韓国がかかわるようになった1990年代以降、日本国内でお互い異なる歴史認識を持ち対立する政治勢力は、片方では韓国が関わることを「内政干渉」であるとし強く反発しながら、そのような「外圧」に屈してはならず、日本の「誇りを持てる」歴史を持つべきであるという彼らの主張に対する同調者を増加させた。その半面、反対側ではそのような修正主義的な歴史認識を持つ勢力が日本の多数ではないということを対外的に繰り返し釈明し、歴史に対する謝罪と反省の意を継続的に表明してきた。これは、修正主義的な歴史認識を持つ片方の政治勢力の「問題発言」などが韓国の反発を招き、その反発に対して日本国内の反対側の政治勢力が謝罪するという、「『問題発言』－『韓国の反発』－『謝罪』」の悪循環構造を作り上げた。そして、そのような悪循環の持続は、日本国民の間に「日本はいつまで謝罪しなくてはいけないのか」という疲労感

⁵ 三谷博「日本の歴史教科書の制度と論争構図」劉傑、三谷博、楊大慶(編)『国境を越える歴史認識』東京大学出版会、2006

⁶ 鄭在貞「韓日につきまとう歴史の影とその克服のための試み」三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007

を高め、結果的に政治勢力の支持基盤の変化に帰結せざるを得なかった。そのような一般国民の認識変化は、日本の歴史認識をめぐる政治勢力間の論争の構図を次第に変化させてきた。そのため、鄭在貞の研究のように、日本を一つの行為者として捉え、韓国との関係を扱っている既存の諸研究は、このような韓国が関わることと、それによってもたらされる日本の国内論争の変化を正確に分析するには限界を抱えざるを得ない。本稿が日本を一つの行為者としてではなく相互に対立する二つの勢力として捉え、韓国とその両勢力との葛藤及び連携関係に焦点を当てることは、まさにこのような既存研究がもつ限界を克服するためのものである。

また、三谷と鄭在貞の研究が「歴史教科書問題」にその分析対象を限定するが、これでは敗戦直後の戦後処理過程が生んだ歴史認識における、いわゆる「ダブルスタンダード」（二重の基準）と、それによって作られた異なる歴史認識が、戦後日本社会のあらゆる歴史認識問題を貫く根本的背景であることを明らかにすることができない⁷。そのため、その異なる歴史認識を軸にする対立構図によって、今日までの戦後日本社会に浮上した一連の歴史認識問題を包括的に分析することもできない。

前述のように、1980年代から「政治争点化」及び「国際化」した歴史認識問題は、日本の公式的な歴史認識をめぐる論争として、より一層活発に行われることになった。言い換えれば、もはや日本の公式的な歴史認識をめぐる論争は、国内の論壇を中心とする歴史家の論争ではなく、国会や内閣を中心とする政治勢力間の論争に変貌し、日本の公式的な歴史認識は、国会決議や各種の法案、そして首相や官房長官の談話の形で公表されることになった。国家の歴史は歴史家によって語られるが、その歴史を国家の公式的なものとするのは、政治家の手によるものとなったのである。

国家の公式的な歴史認識が「政治」によって作られるということは何を意味するのか。それは、どのような歴史認識をもつ政治家がより大きな勢力を形成するのかという問題であり、これは結局、国家の公式的な歴史認識形成が国会や内閣における「数の論理」によって左右されることを意味する。国家の公式的な歴史認識を決める政治舞台が議席数に大きく左右される「数の論理」によるものとなるということは、即ち、歴史認識問題をめぐる政治勢力間の対立構図を可視的に描くことができない限り、どの歴史認識がどのような過程を経て国家の公式的な歴史認識となるのかを正確に理解することができないということになる。上で取り上げている三谷の研究でも、日本の歴史教科書問題をめぐる今日の日本国内の対立構図は「国際協調派」対「一国主義派」の対立であるという抽象的な捉え方にとどまっているため、1990年代の「自民党一党優位体制」崩壊後の政治勢力間の分裂と連携による対立構図の激しい変化を可視的にとらえるということには限界を抱えざるを得ない。本稿が1980年代後半から今日に至るまでの一連の歴史認識問題を包括的に扱うにあたって、国会を中心とする政治勢力をその異なる歴史認識を基準にして具体的に類型化し、その対立構図を可視的に提示する背景と目的は、まさにこのような既存の研究が抱える限界を克服するためのものである。

上記のような三谷と鄭在貞の研究とは異なり、戦後日本社会で繰り広げられた歴史認識論争を扱いながら、その分析対象時期及び問題を限定せず、敗戦直後から継続的観点で分析を行ってい

⁷ 吉田裕は、日本の戦争責任問題に関する「ダブルスタンダード」に対して、「対外的には講和条約の第一条で東京裁判の判決を受諾するという形で必要最小限度の戦争責任を認めることによってアメリカの同盟者としての地位を獲得する。しかし、国内においては戦争責任の問題を事実上、否定する、あるいは不問に付す、というように、対外的な姿勢と国内的な取り扱いを意識的にせよ無意識的にせよ、使いわけるような問題の処理の仕方がそれである」と定義している。吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店、1995、p. 82；「ダブルスタンダード」に対するより詳しい説明は、吉田裕「対米従属と戦争責任問題へのダブルスタンダードがもたらしたもの」『前衛』2011年9月号、pp. 164-175を参照。

る研究は、その多数が戦争責任問題に焦点を当てている。その背景は、日本の戦後社会を性格付ける歴史認識論争は、過去の戦争をどのように認識するかをめぐっての攻防であり、それは戦争責任問題に帰結されるということにあると考えられる。このように、戦後の日本社会で繰り返し問われてきた「戦争責任」論争に焦点を当てながら、その分析対象時期を限定せず、敗戦直後から研究が行われた現時点に至るまでの重要な歴史認識問題を取り上げている研究として、ここではまず、大沼保昭の『東京裁判、戦争責任、戦後責任』⁸を挙げる。日本の歴史認識問題をめぐる論争の核心は「戦争責任」であり、その戦争責任に関して最も重要視されるのが「東京裁判」であるとみなす大沼は、敗戦直後から各時期別に歴史認識問題が浮上する際に、「東京裁判」を如何に位置づけ、評価するかという問題が、一貫して戦争責任論の背後にあったという。そのため、同研究の基軸においても、「東京裁判」と戦争責任の問題を日本国民全体の戦後責任という視点からとらえている。1985年に初版が刊行され、第4版まで公刊された『東京裁判から戦後責任の思想へ』の後継書である同研究は、東京裁判とその戦争責任に関する原理的な問題を扱う前半部と、1990年代後半の「自由主義史観」の登場及び「新しい歴史教科書をつくる会」による歴史教科書問題など、歴史認識に関する具体的な問題に触れている後半に分けられている。このような大沼の研究は、「東京裁判」で戦争責任を一部軍指導者に転嫁させ、歴史認識における「ダブルスタンダード」を生み出したことが、戦後の歴史認識論争の根本的背景であると見る本稿でも大いに参考にしていく。

大沼の研究が、「東京裁判」を中心にして、「日本」という一つの主体の戦争責任に対する認識が如何に問われ、如何に変化してきたのかという点に焦点を当てている反面、加藤典洋の『敗戦後論』⁹は、その「日本」という主体を、戦争に対する「外的自己」と「内的自己」という分裂した人格を持つものとしてとらえ、そのような分裂の背景には戦争に対する戦後日本社会の認識のねじれがあると指摘する。加藤が戦後日本を「人格的な分裂」であると定義するのは、日本における保守と革新の対立を米国における民主党と共和党、イギリスにおける保守党と労働党の対立というような「国論の二分」と同様に見ることはできないからであり、日本は二つの異なる人格間の対立ではなく、一つの人格が分裂していると説明する。さらに加藤は、日本の戦後責任を認める立場から、戦後日本が「人格分裂」をきたしているために、日本は戦後50年を経ても謝罪できないのであると主張する。加藤が述べる人格分裂とは、「護憲派對改憲派」、「革新派對保守派」といった対立のことで、これは敗戦の結果生じた外向きの自己と内向きの自己という戦後日本人の分裂を指している。そして、まず日本が起こした戦争による他国の二千万の死者への謝罪を優先することを主張する「旧護憲派」と、自国のために死んだ日本の三百万の英霊の哀悼を先にすべきだと主張する「旧靖国法案推進派」との間の、双方の死者に対する日本社会の認識のねじれに基づく対立こそが、アジア諸国に謝罪できない理由であると主張する。

このような加藤の主張に強く反論し、「戦後責任」をめぐる論争に火をつけたのは高橋哲哉の『戦後責任論』¹⁰であった。敗戦は、戦後日本に護憲派と改憲派、革新派と保守派の対立という「人格分裂」をもたらし、日本が一つの統一された「国民主体」としてアジアの戦争被害者たちに謝罪できるようになるためには、国民的人格分裂は除去されねばならないという加藤の主張に対して、高橋は、アジアの戦争被害者に日本が真の謝罪をすることができないのは、日本が敗戦後、敗戦に「よって」分裂しただけでなく、敗戦に「ついて」分裂しているためであると反論する。さらに、高橋は、加藤の「敗戦後論」で挙げる中心思想である、戦死者の哀悼問題に関して、それが「自国の死者への閉じられた哀悼共同体、自国の兵士の死者への閉じられた感謝の共同体

⁸ 大沼保昭『東京裁判、戦争責任、戦後責任』東信堂、2007

⁹ 加藤典洋『敗戦後論』筑摩書房、2005

¹⁰ 高橋哲哉『戦後責任論』講談社学術文庫、2005

として日本の『国民主体』を作り出し、結局は日本の戦争責任をあいまいにすることにつながる」と強く批判している。また、『敗戦後論』で戦後生まれの日本人は戦後責任を問われない権利を持つと言っていることに対しては、日本国民だれ一人戦後責任を引き受けようとしないのであれば、かつて日本が破壊した信頼関係を回復することはできず、日本と日本人はアジアにおいてだけでなく、世界からも孤立することになるであろうと警告する。このような高橋の研究は、その序盤においては、戦争が終わって50年、60年がたってもなお、戦後世代である人たちが、なぜ「戦後責任」を問われざるを得ないのかという疑問に答えることを試み、「責任」の意味を考察することから議論を始めている。そして、主に日本の「戦後責任」に対して、ドイツとの比較だけでなく、国内外の多数の事例と研究を挙げることによって「自由主義史観」及び「敗戦後論」の主張に積極的に反論している。本稿が1990年代後半に浮上する「自由主義史観」運動を扱い、そのような民間からの動きがどのような過程を経て国会政治勢力と連携していくのかを分析しているため、高橋の研究は「自由主義史観」と名乗る修正主義的な歴史観を持つ勢力が登場する背景を理解するにおいて重要な参考となっていることは間違いない。

次に、同じく戦争の責任問題に焦点を当てながら、戦後の日本社会を性格付けるという、一種の枠組みを提供している最新の研究として、白井聡の『永続敗戦論』¹¹を挙げることができる。「無責任」というキーワードをもって、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」での国家指導層の対応の姿は、「他者」に対して平然と究極の犠牲を強要しておきながらその責任は取らず、300万にのぼる国民の生命を奪った70年前の戦争指導層の姿と重なりと指摘する白井は、その姿は日本の歴史の中で不断に存続・維持・強化されてきた「無責任の体系」が表面上に明らかになったものであるという。また、敗戦後の日本の対米従属構造が永続化される一方で、敗戦そのものを認識において巧みに隠蔽するという日本人の大部分の歴史認識・歴史的意識の構造が変化していないという意味で、敗戦は二重化された構造をなしつつ継続しており、その二面は相互を補完する関係にあるという。白井は、このように、敗戦を否認しているがゆえに際限のない対米従属を続けなければならず、深い対米従属を続けている限り、敗戦を否認し続けることができるという状況を「永続敗戦」と名づける。そして、1980年代中曽根政権の「戦後政治の総決算」から、今日の安倍政権が掲げる「戦後レジームからの脱却」まで、「戦後民主主義」に対する不平を言い募り、戦前的価値観への共感を隠さない政治勢力が、「戦後を終わらせる」ことを実行しないという言行不一致を犯しながらも長きにわたり権力を独占することができたのは、このレジームが相当の安定性を築き上げることに成功したためであるという。白井によれば、戦前レジームの根幹が「天皇制」であったとすれば、戦後レジームの根幹は、国内およびアジアに対しては敗戦を否認してみせることによって自らの「信念」を満足させながらも、自分たちの勢力を容認し支えてくれる米国に対しては卑屈な臣従を続ける「永続敗戦」であるというのである。本稿が敗戦直後の戦後処理過程から今日に至るまで、「戦後」という一種の概念化された時代を継続的観点から取り上げているという点からして、白井の研究は、本稿がその「戦後」という時代をどのような観点から洞察すべきであるかに対して新しい視角を提供している。

上に述べた加藤、高橋、白井の研究が「戦後」というひとつの概念化された日本社会が持つ戦争責任に焦点を当てているとすれば、小熊英二の『〈民主〉と〈愛国〉』¹²は、同じく戦争責任問題に焦点を当てながらも、国内状況と世界情勢の変化を中心に、戦後の時期区分を、敗戦から1955年前後までを「第一の戦後」、安定と成長の時代として1960年以降を「第二の戦後」、そして、脱冷戦秩序が到来した1990年代以降を「第三の戦後」としている。小熊は、このような日本社会

¹¹ 白井聡『永続敗戦論：戦後日本の核心』太田出版、2013

¹² 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉-戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、2002

の変動期に、国家の正統性とアイデンティティーを問いなおす気運が高まり、それが「日本国」の「建国の歴史」である「戦争の記憶」を問いなおすという動きとなって現れたと指摘する。そして、各時期ごとに論じられた戦争責任論は同質のものではないという観点から、敗戦直後から1990年代までの戦後日本社会が抱えてきた戦争責任論を幅広く紹介している。

本稿で扱っている戦争の性格をめぐる歴史認識論争もその本質的争点は戦争の責任問題に帰結するという点から、以上の大沼から小熊の研究まで、その分析対象時期及び対象問題を限定せずに、「戦後」という一種の概念化された時代を「戦争責任」というキーワードを中心に分析している研究は、本稿における思想的及び概念的な基盤を提供するものであると考えられる。しかし、以上の諸研究は戦争責任問題を中心に、その法的及び道義的責任の所在に対して分析しながら、「戦後」という概念化された時代を定義する言説上の論争という性格にとどまっているため、そのような論壇上、または民間で繰り広げられる歴史認識論争がどのようにして政治勢力間の論争に転移し、国家の公式的な歴史認識をめぐる論争に影響を及ぼしたのかについては具体的に説明していない。国家の公式的な歴史認識は政治家によって決められるとする時、その政治勢力の支持基盤となる民間の歴史認識構成は国家の公式的歴史認識を左右する重要な要素となる。そのため、日本の歴史認識問題に積極的に声を上げる民間勢力と政治勢力とのつながりを分析することは、日本の多数を占める一般国民の歴史認識と一部政治勢力によって代表される政府の公式的な歴史認識との関係を理解するにおいて欠かせないことである。本稿が「国家の公式的な歴史認識を決めるのは政治家である」という観点から国会を中心とする歴史認識論争に焦点を当てつつも、歴史認識問題に積極的にかかわる代表的な民間勢力と、その民間勢力と密接に関連する政治勢力集団との関係を分析しているのは、まさにそのためである。

次に、以上の大沼の研究から小熊の研究までが、日本の「戦後」社会で持続してきた戦争責任問題に焦点を当てているとすれば、波多野澄雄の『国家と歴史』¹³は、敗戦直後から現在まで、各時期別の重要イシューとなった一連の歴史問題を継続的観点から包括的に取り上げながら、各争点に関する多様な行為者を幅広く扱っている。波多野は、敗戦直後からはじめ、1970年代の「靖国神社問題」、1980年代の「歴史教科書問題」、1990年代の国会「不戦決議」、そして、日韓併合100年を迎えた2010年の菅直人首相による「首相談話」にいたるまでの幅広い分析対象を扱いながら、それぞれの争点が敗戦から今日に至るまでにどのような背景から浮上し、どのような展開を経ながら戦後日本社会の歴史認識の対立を作り上げてきたのかを分析している。戦後日本の歴史認識問題を総括しているとも言えるべき、各時期別に争点となった多様なイシューを時系列的に幅広く扱う波多野の研究は、その議論の中心を、「過去の戦争」についてなぜ国民の多くが共有できるパブリック・メモリーが形成できないのかというより、多様な歴史認識や戦争観の共存・競合を前提とする敗戦国日本が、どのように戦争や植民地支配に起因する「歴史問題」に対処してきたかという点に置いている。このような波多野の研究は、戦後日本の歴史認識問題をめぐると一連の論争を全体的に理解するにおいて重要な研究であり、本稿でも大いに参考にしている。

また、このような波多野の研究と同様、石田雄の『記憶と忘却の政治学』¹⁴では、戦後から1990年代までを幅広く扱いながら10年単位で行なわれた歴史認識に関する争点を扱っている。波多野の研究が戦後日本社会の歴史問題を総括しているとすれば、石田は「戦争責任」をどのように認識すべきかという枠組を提供した上で、敗戦直後の「東京裁判」から始まり、戦後日本が10年単位でどのような過程を経て戦争に対する集団的記憶を作り上げてきたかを分析する。さらに石

¹³ 波多野澄雄『国家と歴史』中央公論新社、2011

¹⁴ 石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶』明石書店、2000

田は、ベネディクト・アンダーソンの「想像の共同体」概念を引用し、集団的記憶を有する国民を「記憶の共同体」であるとする。

しかし、このような波多野と石田の研究は、幅広い時期と多様な争点を扱い、なおかつ各争点に関する多様な行為者を包括するというアプローチを採用しているが、むしろ国家の公式的な歴史認識をめぐる最も重要な論争の場とされた政治の舞台で歴史認識問題がどのように扱われ、政治的争点として具体的にどのような行為者によって展開されてきたかということに関する説明は十分に行われていない。また、日本国内での歴史問題の展開に焦点を当てているため、各問題におけるアジア諸国のかかわりと、それに対応する日本国内行為者の間に繰り広げられる相互作用が及ぼした影響に対しては詳しく触れていない。特に、「記憶の共同体」の集合的記憶の内容は時代によって異なる外からの圧力と内からの挑戦に対応して絶えず作り直されていくものであると定義する石田は、「記憶の共同体」の主体を日本という「国家」としているため、日本国内の各勢力が持つ異なる集団的記憶には深く触れていない。つまり、各時期別に挙げられている歴史問題では、国内勢力間の葛藤と対立の結果作り上げられるという観点ではなく、その問題自体が、一つの主体である「日本国民」という共同体にどのような影響を与えたかという面を主に分析している。そのため、石田の研究は、本稿が焦点を当てる、日本国内に異なる歴史認識を持つ勢力間の論争という面を理解するには限界があると考えられる。

このように、波多野と石田の研究が、日本の「戦後」社会を「戦争責任」問題を含み各時期別の重要イシューとなった一連の歴史問題に焦点を当て、敗戦直後から現在に至るまでを継続的観点で分析しながらも、その分析対象となる行為者を日本国内に限定している反面、次に挙げる李元徳^{イウォンドク}の「역사인식과 한일관계(歴史認識と韓日関係)」¹⁵は、その分析対象時期及び問題設定は同一でありながら、それを日韓の国家間問題として扱っている。李元徳は、1950年代から1990年代までを分析対象時期とし、その焦点を植民地支配に関連する日本の政治家の「問題発言」と「謝罪発言」においている。日韓関係史に対する日本の政治家の発言を中心的に扱う李元徳の研究では、その発言の基盤となっている戦後日本の植民地統治に関する認識を紹介するだけでなく、そのような認識が日本社会に定着する背景を、「東京裁判」、「サンフランシスコ平和条約」、「日韓基本条約」の三つに分けて分析している。李元徳の研究によると、1980年代の「歴史教科書問題」を契機に日本国内に植民地支配を反省するグループが台頭し、つづいて1990年代の冷戦の終焉と非自民連立政権の登場に伴う「侵略戦争」反省の雰囲気が高まることによって、日本国内の保守右派勢力による集団行動が現れると共に「問題発言」も急増したという。さらに李元徳は、終戦50周年を迎えた1995年に行なわれた国会「不戦決議」では、決議案をめぐる右派議員の反発と、決議採択当時の集団的欠席の動きなどを分析し、日本国内政治勢力間の葛藤と対立のあり方を紹介している。李元徳の研究は1997年に公開されているが、敗戦直後の「東京裁判」から1995年の「不戦決議」及び「村山談話」にいたるまでを圧縮的にまとめているということは、まさに当時までの日韓両国間の歴史認識問題を総括する研究であり、本稿においても大いに参考している。

最後に、李元徳の研究と同様、敗戦直後の戦後処理過程から今日に至るまでの、日韓両国間における一連の歴史認識問題に焦点を当てている最新の研究として、木村幹の『日韓歴史認識問題とは何か』¹⁶を挙げることができる。2011年から2014年まで、ミネルヴァ書房のPR誌『ミネルヴァ通信「究」』で連載した「日韓歴史認識問題にどう向き合うか」というコラムをまとめた同書

¹⁵ 이원덕(李元徳)「역사인식과 한일관계(歴史認識と韓日関係)」하영선(編)『한국과 일본 : 새로운 만남을 위한 역사인식(韓国と日本 : 新たな出会いのための歴史認識)』나남, 1997

¹⁶ 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か—歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房, 2014

は、これまでの日韓両国間の歴史認識問題をめぐる諸議論が、歴史認識問題を必ず解決すべき重要問題であると認識しながらも、その議論の焦点を、歴史認識問題が今日においてなぜこれほどこじれてしまったのかという「問題の背景」に当てているのではなく、「過去の事実」そのものに当てていると指摘する。また、木村は、その歴史認識問題が悪化した背景に触れている諸研究に対しても、韓国における「反日教育」の存在や、日本社会の「右傾化」といった要素の重要性が漠然と指摘されるだけで、それらが実際にどのような役割を果たしているのかについては具体的に分析されず、日韓両国のどちらかの、あるいは双方の「悪しき行動」に紛争の理由を求める形を取ってきたという。そのため、木村の研究では、日韓の歴史認識問題は単なる両国の「過去」における事実のみ左右されているのではなく、それぞれの時代を生きる「現在」の人々の問題であるという観点から、政治制度及び経済的環境、そして、エリートによる支配構造の変化等々、同問題の浮上及び悪化に影響を与えた日韓両国の様々な要素を取り上げ説明している。例を挙げれば、「第一次歴史教科書問題」に対しては、その記述内容及び検定過程をめぐる論争自体より、同問題を悪化及び拡散させる背景であった報道機関の誤報をめぐる一連の過程に焦点を当てており、「従軍慰安婦問題」に対しては、1991年に自ら元慰安婦として名乗りでた^{キムハフスン}金学順ハルモニの証言を直接的な契機として触れながらも、1988年のソウルオリンピックを前後にピークとなった、いわゆる「キーセン観光」という韓国の売春観光が、韓国女性社会に日本に対してだけでなく、韓国政府に対しての反感を高潮させたことがその社会的背景であったと解釈している。このように、これまで挙げた他の研究とは異なる観点から、歴史認識問題の浮上及び悪化の過程を多様なアクターを持って多角的に解釈している木村の研究は、日韓両国間の歴史認識問題の背景を幅広く理解するにおいて欠かせない研究であると考えられる。

以上の李元徳及び木村の研究は、その「分析対象時期」、「分析対象問題」、「分析対象行為者」という基準からして、本稿と同一なカテゴリーとして類型化される研究であることには間違いはない。しかし、先の李元徳の研究では、1990年代の右派政治家集団の結集が、頻発する右派政治家の「問題発言」の背景であると解釈しながらも、その主たる分析の焦点を「右派政治家」個々人の「問題発言」に当てているため、その右派政治家が参加する集団自体に対してはあまり触れておらず、その集団の登場がもたらした当時の歴史認識論争の構図における変化や論争展開の意味などに対しては言及していない。また、李元徳の研究は主に歴史認識論争においてのいわば「修正主義史観」を持つ勢力による韓国との葛藤の面に焦点を当てているため、「修正主義史観」に反対する日本国内勢力による韓国との歴史認識の共有と和解という面には触れておらず、日本の国内勢力と韓国側のかかわりのあり方及び影響に関して詳しく述べていない。

また、木村の研究では、歴史認識問題に影響を与える日韓両国の様々な要素を取り上げ、各時期別の問題の時代的背景を幅広く解釈してはいるものの、むしろその多様なアクターの設定と様々な要素を内包する多角的な分析枠組みのため、敗戦直後から今日に至るまでの一連の歴史認識問題を貫く争点は何であったのかという点をめぐる対立構図を継続的な観点から提示するという点には限界を抱えざるを得ない。そして、それぞれの歴史認識問題の背景説明に重点を置く木村の研究では、日本の公式的な歴史認識をめぐる政治勢力間の論争過程には深く触れていないため、日本の国会内において異なる歴史認識を軸にする明確な対立構図を作り上げる契機となった細川首相の初の記者会見に対してはわずか半ページの言及にとどまっており、国論を二分することになった戦後50年の国会「不戦決議」の論争過程に対しても詳しく述べていない。そのため、前述したように「政治争点化」された歴史認識問題を日本の政治勢力間の論争を中心に分析するという本稿の取り組みは、このような最新の既存研究までもが見逃してきた、「政治争点化」された歴史認識問題の核心たる論争への探求であると考えられる。

以上のようにこれまでの既存研究では、日本の歴史認識論争を扱いながら、「日本の国内論

争」もしくは「国家間論争」という片方だけに焦点を当てることによって、二つの論争を一つに統合する観点を提供することが出来なかった。また、その分析対象行為者の捉らえ方では、本稿の問題関心で指摘したように、「自民党」対「社会党」、あるいは「保守」対「革新」などという、決して的確とはいえない昔ながらの見方を適用せざるを得なかったと考えられる。

前述のように、1980年代以降、日本の歴史認識問題をめぐる主な論争の場が国会へと移っていったにもかかわらず、このような国会内での歴史認識論争にその焦点を置いている研究は多くない。また、1995年の国会「不戦決議」を扱っている研究も、その大多数は「不戦決議」を1995年当時の連立与党であった「自民党と社会党の妥協の産物」であるとする見方が一般的であり、「党内に一部右派議員らの反発があったが…」というような捉らえ方が限界であった。しかし、当時の国会決議をめぐる論争で最も激しい対立の場とされたのは、連立与党である自民党と社会党の間ではなく、当時党内の意見が分かっていた自民党や新進党の党案をめぐる内部論争であり、自民党と社会党の間での論議は各党内意見をまとめた決議案のやり取りに過ぎなかった。そのため、当時の国会決議を「自民党対社会党」という「党对党」の観点からは「妥協の産物」という見方でしか分析されなかったと考えられる。

本稿ではこのような既存研究の限界を克服するため、歴史認識論争の主な舞台となった国会内における対立構図を、政党や派閥、もしくはイデオロギーなどを軸とするのではなく、政治勢力間の異なる歴史認識をその軸として分析する。そして、このような試みにより、これまで政党や派閥などを中心にして、勢力間の連携と葛藤という権力闘争に焦点を当ててきた日本政治史研究では見逃していた歴史認識問題に対する新たな視角を提供することによって、今日の日本の対外関係において、これ以上「雑論」として棚上げされるのではなく、最も重視される「メインイシュー」となった歴史認識問題を改善するための手がかりを探し出し得ると考える。そのため本稿では、次節で述べるような分析の枠組を提示する。

3. 分析の枠組

国会内の各勢力が歴史認識問題に対しどのような立場を取っているのかを分析するために、本稿では国会議員らが自らの歴史認識問題に対する立場を表出する次の三つの手段に焦点を当てる。

第一に、特定の歴史認識を主張する集団の結成及び参加である。1980年代から今日に至るまで、歴史認識問題にその結成の趣旨や活動目標を定めている議員集団は、政党の枠を超えての超党派議員によるものまで、少なくとも15を超えており、多くの国会議員がその集団に参加することによって自らの歴史認識を表出してきた。第二に、歴史認識問題対しての国会決議及び法案に対する賛否の立場である。過去の戦争及び植民地支配に対する反省と謝罪の意を国会決議によって示すということは、日本の国論を二分する争点となり、その決議案をめぐる論争過程は、各政党だけでなく、国会議員個人にいたるまで、どの政治勢力がどのような歴史認識を主張しているのかを表出するものであった。また、戦争によるアジア諸国被害者に対しての日本政府の公式謝罪と個人補償を求めた「恒久平和調査局設置法案」及び、1999年に提出された「戦争被害調査会設置法」と「国旗国歌法案」の採決をめぐる一連の論争過程でも国論は二分されており、それぞれの国会議員は、政党の枠を超えて、法案に対する自らの立場を露にしていた。第三に、周辺国からいわゆる「妄言」とされる「問題発言」等、歴史認識に関する国会議員や閣僚の発言が挙げられる。1980年代から今日に至るまで、「戦争・植民地支配の正当化」及び「従軍慰安婦の否定」など、アジア諸国からいわゆる「妄言」とされながら反発を招いた発言は20回以上行なわれており、その発言者の多くは、内閣閣僚を罷免されながらも類似な発言を繰り返し、自らの強い歴史認識を主張していた。特に、閣僚による発言は、日本国内外から日本の公式的歴史認識を代弁す

るものと認識されていたため、その答弁内容は常に注目され、国内外の争点とされてきた。

本稿では、このように国会議員の歴史認識が表出される、集団の結成及び参加、国会決議や法案、そして「問題発言」を、1980年代から今日に至るまで全て取り上げ分析し、歴史認識問題に対して異なる立場を取る勢力間の対立争点を導出することによって、その争点を歴史認識問題にかかわる国会内勢力を類型化する対立軸として提示する。本稿第2章の第3節で詳細に述べるように、そのような対立軸を基準に1980年代から今日に至るまでの全ての国会議員を類型化することによって、各時期別の国会内の歴史認識構成をはじめに、各個人別の集団参加数及び、首相や自民党総裁の歴任などが、歴史認識問題に対する立場とどのような関連性を持つのかという点など、日本国内政治勢力間の歴史認識論争の特徴を多角的に分析することが可能となる。

さらに、このような類型化を通じて、国務大臣の95%以上が国会議員で構成される内閣の歴史認識構成及び、その内閣内で作られる対立構図を分析することが可能になる。本稿では、このように日本の公式的歴史認識の主体である内閣の歴史認識を把握するため、1986年7月に発足した第3次中曽根内閣から、2012年12月に発足した第2次安倍内閣まで、40回の内閣交替及び改造を経た全ての内閣構成を分析し、各内閣を構成する閣僚を、国会においてと同様、その歴史認識問題に対する立場を基準にして分類する。日本の歴史認識論争の展開において大きな転換点となった1993年のいわゆる「河野談話」、1995年の「村山談話」、そして、2010年の「菅談話」だけでなく、靖国神社への参拝を毎年強行しながらも「村山談話」の歴史認識は踏襲していた2005年の「小泉談話」などがそれぞれの内閣で閣議決定された決定過程を分析する際に、このように内閣構成員の歴史認識を分析することによって、日本の公式的歴史認識を代表する内閣も一つのアクターとして単純化せず、その歴史認識を基準にした内部の対立構図を明らかにすることができると考えられる。そして、このように、国会だけでなく、内閣における歴史認識構成及びその対立構図をも可視的に描くことによって、日本国民の民意がそれを代弁する国会を通じて、さらには、一部勢力によって構成される内閣によって如何に代表され、または歪曲されるかを分析することが可能となる。

次に、本稿では、このような日本国会及び内閣を中心とする「国内論争」だけでなく、韓国との「国家間論争」を同時に扱い、二つの論争が相互にどのように作用し、いかなる影響を与えることになったのかを分析する。最も近い隣国でありながら、植民地支配をされた経験を持つ韓国は、日本の歴史認識問題に対して、政府及び国会など国家レベルだけでなく、市民団体や個人など民間レベルの行為者もが直接的にかかわっており、歴史認識問題に対する日本政府の対応に対して、期待と失望を繰り返してきた。そして、その期待と失望の繰り返しが続いてきた背景に、日本の歴史認識における「ダブルスタンダード」と、それに基盤して国会及び内閣の内部において二つの政治勢力が歴史認識を軸として対立しているということがある。言い換えれば、歴史認識を基準にして類型化される日本の二つの政治勢力は、片方では「問題発言」や靖国神社参拝などを通じての葛藤と紛争を繰り返し、その反対側では、歴史問題に対する反省と謝罪を通じた釈明と和解の努力を繰り返してきたのである。本稿ではこのように、歴史認識問題をめぐる日本の政治勢力を、一つのアクターとしてではなく、異なる歴史認識を持つ二つのアクターに分けることによって、両勢力による日本国内論争の展開と、それに関わる韓国の中に繰り広げられる「葛藤」と「連携」に焦点を当てることにより、戦後から今日に至るまでの日本の国内外における歴史認識問題を継続的観点から再解釈し、その葛藤と摩擦の背景と解決策を提示することを試みる。

4. 分析対象時期及び本文の構成

本稿では、戦後日本社会での歴史認識論争が、「国際化」、「政治争点化」、「[対立構図の]

多元化」した1980年代から今日の2010年代に至るまでを、各時期別にイシュー化された歴史認識問題を中心に、その論争を主導した国会内の政治勢力間の対立構図という観点から再解釈する。また、そのような論争の背景として、敗戦直後の戦後処理過程を初めとして、1970年代までの日本国内の歴史観論争を扱う。したがって本稿は、敗戦直後から2010年代までの幅広い時期にわたる歴史認識論争の展開と特徴を時系列的に分析する。

最初に、第1章では、戦後日本の歴史認識論争の核心である「戦争の性格」に関する異なる認識の根源と、敗戦直後の戦後処理過程から生じられた歴史認識のねじれ過程を調べると共に、歴史認識論争のあり方が多角的な変貌を見せる1980年代までを分析する。ここでは、「戦争の性格」をめぐる論争での異なる認識の根源として、敗戦直後の「東京裁判」及び「サンフランシスコ平和条約」の戦後処理過程で生じた戦争責任に関する諸問題と、その一連の過程によって生み出された、日本の歴史認識問題に対するダブルスタンダードに対して分析する。さらに、第1章では、戦後20周年の1965年前後に浮上した「大東亜戦争肯定論」をめぐる国内論争及び、戦後30周年の1975年前後に日本国内にて活発に行われた「靖国神社問題」に対して分析する。また、1980年代に起きた、歴史認識論争における「国際化」、「政治争点化」、「[対立構図の]多元化」を、それぞれの変化を引き起こしたイシューを通じて分析する。

次に、第2章では、「脱冷戦」、韓国の「民主化」、「自民党一党優位体制の崩壊」及び「非自民連立政権の登場」という国内外における秩序変化を迎えた1990年代前半を扱う。1980年代まで冷戦秩序下で安保要素により抑制されてきた日韓両国間の歴史認識問題の急浮上は、結果的に歴史認識問題にかかわる数多くの議員集団を登場させ、政党及び派閥の枠を超えて、異なる歴史認識を基準にする可視的な対立構図を作り上げた。そして、1993年の非自民連立政権の登場から終戦50周年を迎えた1995年の国会「不戦決議」にいたるまで、二回の政権交代と多数の新党結成及び議員らの離党の動きは、各時期別に複雑に変動する論争構図のダイナミズムを生み出した。第2章では、国内外的な秩序変化がもたらした歴史認識論争の対立構図の変化を叙述すると共に、そのような対立構図を可視的に描くための対立軸を提示し、その軸を基準にした国会議員の類型化について詳しく述べる。

続いて第3章では、戦後50年の1995年6月に行なわれた初の国会「不戦決議」及び、歴史認識問題に区切りをつけたと評価された「村山談話」を初めとして、「国旗・国歌法案」及び「恒久平和調査会設置法案」をめぐる1990年代末までの論争を扱う。1990年代後半には、過去の戦争及び植民地支配に対し謝罪した「村山談話」が発表されたものの、日本国内外での歴史認識論争は一層活発化していった。特に、「新しい歴史教科書をつくる会」などを中心にして、いわゆる「自由主義史観」が拡散するなど、1990年代後半には1990年代前半の反省と謝罪の動きへの巻き返しの如く、それに反対する勢力の勢いが力を増していた。さらに、第3章では、国会内の歴史認識構成において、最も著しい対立構図の中で繰り広げられた「国旗・国歌法」及び「恒久平和調査会設置法案」をめぐる論争の展開を、「歴史認識」を基準に類型化された各政治勢力間の分裂と連携の過程として新たに解釈する。このような解釈を通じては、1990年代後半の対立は、既に15名と急減していた社民党(旧社会党)対自民党という単純化されたものではなく、政党の枠を超え歴史認識を基準にする勢力間の「葛藤」と「連携」によって再構成されていることを分析する。

第4章では、2000年代序盤に繰り返される小泉首相の靖国神社参拝によって浮上した「国立追悼施設」をめぐる論争をはじめとして、今日の第二次安倍内閣による歴史認識の「逆コース」が行われるまでの一連の過程を、5節に分けて分析する。特に第4章では、2000年代に入って、著しく表れた国会内での歴史認識問題をめぐる対立構図の崩壊と、「慰安婦問題」を中心にして日本の歴史認識問題が「第二の国際化」を迎える過程を詳しく描写する。そして、そのような国内対立構図の崩壊と「第二の国際化」が行われる中で発足した民主党政権が、国内外からの大きな期

待にもかかわらず、歴史認識問題に関して根本的に抱える限界を乗り越えることができずに、第二次安倍内閣に至る国内政治過程を、歴史認識問題に焦点を当てつつ再解釈する。

最後に、終章では、歴史認識問題が今日の日韓両国間の最も敏感な問題であると同時に、お互いに対する認識を悪化させる最大の原因となったいくつかの代表的な要因を、以上の本論で分析した内容に基づいて提示する。

第1章 戦後日本の歴史認識論争の背景

戦後日本社会において、その過去の戦争を如何に性格付けるべきかという問いは、日本社会自体の自己認識、つまり日本の歴史的アイデンティティーがどのように形成されてきたかという問題であり、敗戦直後から2010年代半ばにいたる今日までも、日本国内だけでなく、その戦争によって被害をうけたアジア諸国とのあいだでも、繰り返して活発的に行なわれきた重要な論点であった。土佐弘之¹⁷が言うように、アイデンティティーというものは固定されることはなく、様々な政治勢力がアイデンティティー形成におけるヘゲモニー獲得を目指して繰り返して抗争する政治過程であるため、日本国内には、過去の戦争を「聖戦」として正当化しようとする勢力と、逆にその戦争を「侵略戦争」であったとする勢力間で激しい攻防が繰り返されてきた。

それでは、日本国内に過去の戦争に対する異なる認識が生まれるようになった歴史的背景とは何であり、過去の戦争の性格をめぐる歴史認識論争は、どの時期に、どの舞台の上で、どのような勢力によって行なわれてきたのだろうか。ここではまず、その背景として、敗戦直後に行なわれた「極東国際軍事裁判」、いわゆる「東京裁判」を初めとして、国際的冷戦秩序の到来に伴って締結された「サンフランシスコ平和条約」及び、戦後日本社会を戦前の姿へと逆戻りさせた、いわゆる「逆コース」を通じて、日本国内における歴史認識のねじれがどのように発生したかを考察する。さらに、本章では、敗戦直後から繰り返された、こうした日本国内における歴史認識論争が、1980年代に至るまでどのような過程を経て、論争主体及び論争の性格を変化させていったかを分析する。

第1節 戦後処理の限界と、過去の戦争に対する「ダブルスタンダード」の始まり

過去の戦争はいったいどのような戦争であったのか。時には「大東亜戦争」と称され、時には「太平洋戦争」と命名されるこれをどのように意義づけるかによって戦争の記憶の枠組みも異なってくる¹⁸。それは日本の自国の利益のみを目指した「侵略戦争」であったのか、それとも「侵略的行為」があったとしても、それは当時の国際情勢の中での止むに止まれない戦争であって、結果的には欧米の植民地支配からアジア諸国の独立をもたらすことになったのではないか、また、そのような戦争は誰によって起こされ、その責任は誰が負うべきか、という戦争の性格及び責任問題に関する議論は、戦争の記憶の形成に大きく影響を与え続けている¹⁹。そして、戦後の日本において、その戦争の性格付けに最も早い段階で影響を及ぼしたのが「東京裁判」であった。

「東京裁判」においては日本の朝鮮植民地支配に対する責任追及が排除され、韓国に対する日本の植民地支配認識が戦後にもそのまま維持される発端となった。そして戦後改革も冷戦が本格化する中、反共主義的な内容と合致するように変質し、結局、軍国主義的戦争指導を行なった戦

¹⁷ 土佐弘之「戦争はどのように正当化されてきたか—汎アジア主義の思想との関連で」菅英輝(編)、『東アジアの歴史摩擦と和解可能性：冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011、pp. 94-96

¹⁸ 「十五年戦争」では、日本が「アジアの解放」をスローガンとして戦ったことは事実である。しかし、「大東亜共栄圏」とは、結局のところ日本が指導し、日本の利益に他のアジア諸民族が奉仕するイデオロギーであった。日本の敗戦は植民地国家としての日本のあり方が否認されたことに他ならなかったにもかかわらず、日本にとって十五年戦争とは、その最後の局面のそのまた一側面の太平洋戦争であり、それは日米戦争に他ならなかった。大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』東信堂、1997、p. 209

¹⁹ 青木康容「鎮められない戦争の記憶」中久郎(編)『戦後日本のなかの「戦争」』世界思想社、2004、p. 86

前のエリートグループらが戦後の政治舞台に再登場することにより、戦前の帝国主義を正当化する歴史認識が継承、復活する土台が作られた²⁰。

本節では、まず、「東京裁判」を通じて戦争責任が軍部へと集中的に転嫁される過程と、そのような過程を経て日本国内の戦争の記憶における被害者意識が如何に形成されたかを分析する。

1. 「東京裁判」と戦争責任の転嫁

米国政府は日本の敗戦にあたり、日本の戦争指導者と戦争犯罪を処罰する方針として、ドイツの場合にならい、彼らを「主要戦争犯罪人」、いわゆる「A級戦犯」として、戦時国際法に規定された「通例の戦争犯罪」に加えて「侵略戦争」の計画・準備・遂行などを犯罪とする「平和に対する罪」、戦前または戦時中の一般住民に対する非人道的行為を犯罪とする「人道に対する罪」という戦争犯罪概念で訴追し、国際裁判方式をとる意思を固めていた²¹。また、日本の裁判もドイツでのニュルンベルク裁判に準拠することが望ましいが、裁判所の設置と施行規則、戦争犯罪概念の規定は、連合国間の協定によるよりは、一方的に連合国最高司令官であるマッカーサーが決定する形にすべきだとの方針も固めた²²。そのような面からして、大沼²³が言うように、「東京裁判」とは一言で言えば、第二次世界大戦の勝者たる連合国が、米国の占領政策の枠内で、文明の名の下に、国際法によって敗者たる日本の政治軍事指導者の一部を裁判という形式で裁き、処罰したものであり、相互の敵愾心がたかぶっている戦争直後に、中立・公正な法の実現たる裁判を期待することは無理な話であった。

このような「東京裁判」に対し、石田はその後の日本の戦争責任に対する議論に基本的な枠組を与えたものであるとしながら、「東京裁判」が戦争責任論に与えた影響の重要な特徴として次の四つを挙げている²⁴。

まず、戦争の責任を追及したのが連合国であったということから、「東京裁判」は「勝者の裁き」であり、連合国を主導した米国が冷戦体制における「反共自由主義陣営」の一員としての日本の役割を重視することによって、天皇と731部隊の責任が問われなかっただけでなく、アジア諸地域に対する戦争責任が十分に検討されずに終わった。第二に、戦時中の犯罪行為だけでなく、「侵略戦争」の計画、開始、遂行などを「平和に対する罪」としてとりあげただけでなく、市民の大量虐殺など「人道に対する罪」までも含む広汎なものを対象としたことから、敗戦当時の日本国内で主として「敗戦責任」に力点が置かれていた戦争責任が、「開戦責任」だけに焦点を当てるように変質したことである²⁵。第三に、責任を問われる行為の主体は、「平和に対する罪」で起訴されたA級戦犯と、「通例の戦争犯罪」を行なったBC級戦犯があり、「開戦責任」が問わ

²⁰ 上山春平は、「帝国主義」とは国家利己主義の近代的形態であり、その広義の意味を、工業社会における先進強大国による後進弱小国の暴力的支配一般を指すと述べながら、日本は、明治維新以来「富国強兵」の旗印のもとに、この広義の帝国主義の道をまっしぐらに進んで大東亜戦争に突入したという。上山春平『大東亜戦争の意味：現代史分析の視点』中央公論社、1964、p. 50

²¹ 「平和に対する罪」は戦争違法観と指導者責任観の結合という理論構造をもつ。戦争違法観とは、国際法上戦争が原則として違法と評価されるという観念であり、指導者責任観とは、国際法上否定的評価を受ける国家行為の責任が国家の指導者に課せられるという観念である。大沼保昭、前掲書(1997)、p. 32

²² 栗屋憲太郎『東京裁判への道(上)』講談社、2006、p. 33

²³ 大沼保昭、前掲書(1997)、p. 148、300

²⁴ 石田は、「戦争責任」という認識枠組における基準として、「誰が、戦争に関するどのような行為について、誰に対して、どのような責任を負うか」という枠組を提示している。石田雄、前掲書、pp. 165-166、170-172

²⁵ 敗戦直後の1945年9月、戦争犯罪人の自主的裁判のために設けられた「大東亜戦争調査会」は、同年10月30日、幣原内閣により「敗戦の原因及実相調査の件」を閣議決定した。しかし、1946年8月末、GHQの諮問機関である対日理事会からの「日本政府が『戦争責任』でなく、次の戦争に負けないための『敗戦責任』に固執している」という指摘と調査会解散の勧告によって、「大東亜戦争調査会」は廃止された。波多野澄雄、前掲書、pp. 5-12

れる指導者としてのA級戦犯に対し、そのような上官の命令や特殊な状況の下で捕虜虐待の罪に問われた下級監視員のBC級戦犯の中には、朝鮮半島から動員された多くの軍属が含まれていた。同BC級戦犯については、証拠に関する問題や言語上の問題など多くの疑問点を残しただけでなく、後に戦後補償問題とも関連して注目されることになった。第四に、問われた責任の性質という面からして、それが法的責任にとどまったという点によっては、「東京裁判」で有罪とならなかった岸信介などが、後に何ら責任がないことが立証されたかのように政治舞台に復帰し、首相にまでなったということを上げられる。このような特徴を持つ「東京裁判」は、この時期に日本人の多数が戦争責任を考える枠組を強く規定したものであった。

戦争責任問題において、「東京裁判」が持つ以上の四つの特徴に加え、さらに欠かせない特徴は、戦争責任を軍部にのみ集中させたことであった。敗戦直後の1945年10月4日、元首相であり、当時の副総理であった近衛文麿は、マッカーサーとの会談で、「軍閥と極端なる国家主義者が世界の平和を破り日本を今日の破局に陥れたことに付いては一点の疑問もない」と述べるなど、戦争末期の日本政府内では、戦争責任を「軍閥」に集中・転嫁させる動きが現れていた²⁶。そして、このような戦争責任の軍部への転嫁が「東京裁判」を通じて実現可能とされた背景として、ドイツでのニュルンベルク裁判とは異なり、「東京裁判」では、証拠書類となるべき重要書類が存在しなかったという点を挙げることができる。ドイツの場合、ドイツ国内に進攻した連合軍が各地で押収したドイツ側の文書資料の中から、ナチスの犯罪を立証する書類を数多く入手したのに比べ、日本の場合、連合軍の本土進攻の直前に「終戦」、ポツダム宣言の受諾決定から米軍先遣隊の厚木飛行場到着まで、短くて二週間ほどの空白期間があった。日本政府や陸海軍は、この時期を利用し、戦時中の犯罪が立証される恐れのある重要機密文書の徹底した焼却を行なった。陸海軍の場合、軍が意図的に残すことを決めた文書以外で、焼却を免れたものはおそらく0.1%にも満たなかったといわれる²⁷。しかし、このように戦時中の犯罪の証拠をなくすために行われた書類の焼却は、後の「東京裁判」を通じて、戦争責任が軍部に転嫁されるひとつの発端となった。連合国の検察側は、裁判の準備と公判の法廷の両方の場で、日本人関係者への尋問から得られる情報や判断、証言に大きく依存せざるを得ず、日本側は、尋問や検察側証人としての出廷に積極的に協力することによって被告の選定や裁判の方向付けにかなりの影響力を及ぼすことになった。事実、日本人関係者による証言や情報提供は、軍部、特に陸軍に全ての戦争責任を押し付けるという明確な方向性を持っていたという²⁸。

このように、「東京裁判」を通じて戦争責任を軍部に集中させたことは、戦争指導者としての「軍部」責任と、犠牲者としての「国民」という認識を生んだ²⁹。そして、開戦と戦争の遂行に直接の責任を負った陸軍の軍人を中心とした、国家指導者・軍事指導者に対する根強い反発と批判は、すべての戦争責任を陸軍を中心にする「軍閥」だけに負わせるとともに、国民自身の戦争協力の問題は視野の外に追いやり、「国民は戦争の犠牲者」という、被害者的な戦争観を形成させた³⁰。つまり、日本の民衆の多くは、十五年戦争の敗北によって、かつての「軍国主義」と決

²⁶ 江藤淳(編)『新装版 占領史録』下巻、講談社、1995年、pp. 103-111

²⁷ 敗戦の3週間以上も前に証拠隠滅のための焼却命令を発した海軍に対して、陸軍の方はポツダム宣言受諾を発表した8月15日直後から焼却を始めた。それでも占領軍に施設を引き継ぐまでに早くも半月、遅いものは3ヶ月ほどの期間があったため、焼却作業を徹底的に行う余裕が十分にあった。田中宏巳「米議会図書館所蔵 旧陸海軍資料の中の東北アジア資料」近現代東北アジア地域史研究会(編)『News letter』1995年7号、p. 19

²⁸ 吉田裕(編)『戦後改革と逆コース』吉川弘文館、2004、pp. 44-46

²⁹ 吉田裕「戦後『日本人』の歴史認識/戦争観の変遷」高橋哲哉『＜歴史認識＞論争』作品社、2002、pp. 35-38

³⁰ 敗戦直後、議員や知識人などの戦争責任を問う自発的動きがなかったわけではなかった。1945年12月、鳩山一郎らによる「議員の戦争責任に関する決議案」が衆議院に出され、「軍閥」だけでなく、「官僚」、歴代の総理大臣、そしてこれらの勢力に「阿附し、追随し、迎合」した議員や知識人、経済人などの戦争責任を問う動きがあった。決議案により、蠟山政道など11名の少数派議員が、「自責の念」を表明するなどして辞職したものの、

別し、「民主主義」という新しい価値を積極的に受容していくことになり、多くの民衆は、戦争と敗戦にいたる過程を「だまされた」という論理でとらえて納得することによって、戦争責任を自らのものとする意識が欠落していったのである³¹。

藤原帰一の研究によれば、このような日本国民の被害者意識は、国民としての戦争の記憶をつくり、共同性と記憶という二つの条件を満たすために、欠かせない条件であった³²。つまり、「みんな苦労した」からこそ、「みんなの記憶」もできたわけであり、日本国民をこのように苦しい目にあわせた戦争責任者は、被害者どころか加害者であり、「みんな」に加わる資格はないということである。そして、戦争責任を「一部の軍部」に追いやり、彼らを「国民」から外してしまうことで、「国民」は責任から免除され、政治責任を持つものは、戦争について責任を負わなければならないが、自分たちは被害者である以上、責任は負わないという、国家対国民という図式が生まれたと説明する。

このような図式に対して大沼³³は、「東京裁判」により連合国軍最高司令部によって侵略の罪が問われ裁かれたのは東条英機を含む27名の政治家と高級軍人だったが、日本の一般国民はこれ、自らを含む日本国民総体の代表として「侵略戦争」の責任を追及されたとは受け取らなかったという。大沼は逆に、東条に代表されるお偉方は、日本国民自らを「悲惨な戦争に引きずり込んだ」責任者であり、その意味で裁かれるのは当然のことだと認識したことが、日本の侵略という厳然たる事実を日本の政府と国民の意識から薄れさせる効果を持ったという。

吉田は、このようにして作られた日本国民の戦争に対する認識は、侵略性・加害性の認識の希薄さ、特にアジアに対する戦争責任の認識や自覚が不十分なままに、被害者としての自己認識に終始するような戦争観を持つようにさせたという。また、国民に厭戦意識を持たせ、戦争を「侵略戦争」と考えない人々の中にさえ、戦争や軍隊に対する非常に強い忌避感を拡散させることによって、戦争は二度と繰り返したくないという意識を持つようになったと説明する³⁴。

日本史家の大浜徹也はこのような日本国民の戦争に対する被害者意識に対し、『日本人と戦争』の中で、戦後社会の言説は、平和を声高に説くわりには、個々の戦争の実相についての認識が実に希薄だったとし、「戦後日本は、平和を語ることによって、日本民族が己が主体を賭した戦争を抽象化し、戦争の時代が持っていたリアリティを喪失してしまった」と指摘する。彼はまた、日本人は「平和祈念」を説くことで、あたかも戦争の犠牲者になりすましていると書いている³⁵。ここで、戦後の日本国民が平和祈念を説く最も代表的対象、つまり、戦後日本の戦争責任を背負ってきたのは、憲法9条だった。平和憲法と称される憲法9条は、日本の軍事能力に最大限の制約を課すことによって、「日本はあの過ちを二度と繰り返しません」というメッセージを諸国に送り、戦後日本国民が戦争責任を認めなかったことの身代わり役を果たしてきたのである

³⁶。

軍部に「迎合」した過去を持つ者はあまりに多すぎたため、自発的辞職以外に責任を追及することは、互いの古傷をあばきあうことになりかねず、議会での責任論議は抽象的な決議だけで葬られることになってしまった。小熊英二、前掲書、pp. 104-105.

³¹ 吉田は、安丸良夫『日本ナショナリズムの前夜』（朝日新聞社、1977年）、栗屋憲太郎（編）・解説『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会①』（大月書店、1980年）を参考にしながら、こうした民衆意識が、国家指導者に対する批判の契機を内包している限りでは、東久邇内閣の「一億総懺悔」論的な指導者免責論に対する阻止要因ともなりえたが、他方では、指導者の戦争責任を問うた「東京裁判」に対する著しく受動的で消極的な姿勢を生み出すことにもなったという。吉田裕『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997、pp. 180-181

³² 藤原帰一『戦争を記憶する』講談社、2001、pp. 120-121

³³ 大沼保昭、前掲書（2007）、p. 189

³⁴ 吉田裕、前掲論文（2002）、pp. 35-38

³⁵ 大浜徹也『日本人と戦争—歴史としての戦争体験』刀水書房、2002、pp. 127-128

³⁶ 戦後の日本では、9月18日（日本の中国侵略開始の日）や12月8日（対米英奇襲の日）でなく、8月6日や15日が戦争

吉田は戦争責任を陸軍を中心とする軍部へと集中的に転嫁させることによって、日本の一般国民には戦争に対する被害者意識を与えることとなった「東京裁判」は、国家指導者の刑事責任を追及した最初の国際軍事裁判であったが、結果的に一面においては、GHQの占領政策の受け皿となる勢力のふるいわけという政治的機能を持っていたという。つまり、民主化政策をGHQが実施に移す上で、重要な意味を持ったのは、日本国内のどのような政治勢力を占領政策の受け皿として措定するかという問題であったということである³⁷。そのため、「東京裁判」で軍部指導者が裁かれ、軍人たちが公職追放される以外には、いかなる戦争責任の追及もなされなかったという点は、首都決戦でヒトラー政府が壊滅し、ナチス国家が完全解体され、新たに戦後国家が生まれたドイツの出発とは決定的に異なっていた。和田春樹は、このような戦争責任問題に関する一連の過程の結果、吉田茂に代表される保守本流を生み出した官僚の主流は、日米戦争は誤りであったとし軍国主義を反省していたが、岸信介に代表される残りの部分は、日本の戦争はアジア解放の戦争であったと考え、なにも反省しない人々であったという点から、後の自民党に合流する戦後日本の保守政党が、戦争の時代に関して統一した歴史認識を持ち得なかったのは当然であったと指摘する³⁸。

日米双方の政治的意図が交錯するところに成立した国際裁判であった「東京裁判」は、欧米の植民地主義諸国と協調して彼等と同様の対アジア政策をとろうとした「親英米派」の政治家や、軍人は訴追を免れただけでなく、むしろ占領政策の最大の協力者として、戦後の「保守の本流」を形成するという結果を生み出したのである³⁹。

2. 戦後日本の「逆コース」と「サンフランシスコ平和条約」

前述したように、敗戦直後、戦勝国である連合国側が敗戦国である日本の戦争責任を、陸軍を中心とする軍部指導者に転嫁させ裁くという形となった「東京裁判」を通じて、日本の一般国民は、加害者である軍部指導者により犠牲を強いられた被害者であるという認識が形成され、戦後日本社会の歴史認識の一つの土台となっていった。そして、このような日本国民の被害意識と共に戦後日本の歴史認識に大きく影響を与えたのが「サンフランシスコ平和条約」であった。

平和条約の締結を急ぎ、1951年9月に講和会議が開催された背景には冷戦秩序の深化という要素があった。第2次世界大戦が終わり、世界各地で革命運動が激化しヨーロッパ各地での政情が不安定になると、アメリカは1947年3月にソ連に対する対決姿勢をはっきりと打ち出し、共産主義に対抗している国々へ経済援助を行なうという、いわゆる「トルーマン・ドクトリン」を宣言しただけでなく、同年の6月には、対ソ封じ込め政策の一環として、ヨーロッパの経済復興のために大規模な経済援助を行なうという「マーシャル・プラン」を発表するなど、米ソ両国を軸にする冷戦秩序の深化は加速していった⁴⁰。

このような冷戦秩序の深化に伴い、アメリカの対日占領政策の転換を最もはっきりとした形で

に思いをめぐらす日とされてきた。これは多くの日本人が自らをもっぱら戦争の被害者とみなしてきたことと結びついている。殴ったことは忘れやすく、殴られたことは覚えているのが人の性であるという意味で、当然のこととも言える。大沼保昭、前掲書(1997)、p. 304、323

³⁷ 吉田裕(編)、前掲書、p. 44

³⁸ 「東京裁判」により作られたこのような状況が日本人に与えられた戦後史の土台であると説明する和田は、天皇に法的責任があろうとなかろうと、あれだけの戦争を自分の名で進めた天皇は、戦後のどの時期かに道義的、政治的責任をもって退位すべきであった、しかし、それはついになされなかったとも語っている。和田春樹『東北アジア共同の家』平凡社、2003、pp. 141-142

³⁹ 長尾龍一「文明は裁いたのか裁かれたのか」(『中央公論』1975、8号)を引用している。吉田裕(編)、前掲書、p. 48

⁴⁰ 同上書、pp. 64-65

告げたのが、アメリカ国家安全保障会議(NSC:National Security Council)が、48年10月7日に承認した「アメリカの対日政策に関する勧告についての国家安全保障会議の報告」(NSC13/2)であった。アメリカの対外政策に関して大統領を補佐する機関であるNSCによる報告では、民主化を重視した従来の対日政策を大きく転換、東側陣営との対決のために日本の経済的復興を最優先の課題として位置づけることを主張し、そのため労働争議の抑制、財政の均衡化、公職追放政策の打ち切りだけでなく、A級戦犯裁判とBC級戦犯裁判の早期終結をも強く求めた。吉田は、このようなアメリカの対日政策の転換が、同年12月に岸信介ら19名の元A級戦犯容疑者を釈放する結果となったと説明する⁴¹。これは、「東京裁判」を通じて敗戦国日本の戦争責任を追及し戦争犯罪者を裁くと言う本来アメリカの対日政策の方向性に逆行するものであり、このようなA級戦犯容疑者の釈放は日本を戦前状態へと逆戻りさせるという、いわゆる「逆コース」の始まりであった。

戦後日本の「逆コース」を加速させたのは1950年6月に起きた朝鮮戦争であった。朝鮮戦争の勃発により在日米軍4個師団の全てが朝鮮戦線に出動していたため、マッカーサーは日本国内に生じていた軍事的空白を埋めるため、1950年7月8日、75000名の警察予備隊の創設と、すでに1948年5月に創設されていた海上保安庁の8000名増員を日本政府に指令した。これにより、警察予備隊はやがて1952年には保安隊となり、1954年には自衛隊に改編され強化されていくことになった。隣の韓国で勃発した朝鮮戦争は、軍隊を保有することを憲法で封じた敗戦国日本に敗戦から10年もたため段階で自衛隊という実質的な軍隊を持つようにさせるという「逆コース」を呼び起こしたのである。さらに、このような朝鮮戦争に伴う警察予備隊の創設は、部隊指導能力を持った中堅幹部を必要としたため、公職追放を解除された旧職業軍人が続々と入隊するという結果となり、占領国による平和憲法と対日民主化政策、そして「東京裁判」を通じて戦前の姿から徹底的に生まれ変わるはずであった日本は、速いスピードで逆戻りしていくと共に、日本は完全にアメリカ軍の出撃、兵站基地と化していった。そして、日本が朝鮮戦争で、出撃、補給、兵站基地としての大きな役割を果たしたことは、日本の戦略的重要性をアメリカに再認識させた。その結果、日本を西側陣営の中に組み入れることを重視し、平和条約の締結を急ぐようになったアメリカは、1951年9月にサンフランシスコ講和会議を開催した⁴²。

このような背景で締結された平和条約では、加害者又は、侵略者の位置でない、戦後冷戦構造という国際社会での対米協力的存在として日本を扱うことによって、日本人の戦争責任に対する認識を弱体化させた。平和条約の中で日本の戦争責任に対する記述は、第11条での「日本国は極東軍事裁判及び、日本国内外のほかなる連合国戦争犯罪法廷での裁判を受け入れる」という記述のみであった。このような「東京裁判」及びサンフランシスコ平和条約11条により日本国内には戦争責任に対する「ダブルスタンダード」が成立した。言い換えれば、対外的には平和条約11条で規定された「東京裁判」の判決を受け入れるとの最小限の戦争責任を受け入れる反面、対内的には戦争責任を否定、もしくは「太平洋戦争はアジア解放戦争であった」という大東亜戦争論を強弁するに至るのである⁴³。

戦争責任に関しては「東京裁判」の判決を受諾することだけが明記された「寛大な講和」であったサンフランシスコ平和条約では、日本の戦争責任についての直接的言及は全くなく、賠償問題についても、アメリカの強い働きかけによって主要交戦国が賠償請求権を放棄することになった⁴⁴。平和条約の中に戦争責任に対するアジア諸国への配慮という面は含まれず、平和条約への

⁴¹ 同前書、pp. 65-66

⁴² 同上書、pp. 71-72、75

⁴³ 서현섭 「역사인식문제와 한·일 관계(歴史認識問題と韓日関係)」 『일본학(日本学)』 제24권, 2005, pp. 163-164

⁴⁴ サンフランシスコ平和条約の際には、アメリカの政治力がアジア諸地域の対日賠償要求を抑え、アジア諸地域

韓国の参加排除は、日本の朝鮮植民地支配が合法的及び円満に行なわれ、植民地支配が朝鮮の近代化に貢献したという戦前日本の帝国主義的な歴史認識を戦後にも温存させると同時に強化させる結果をもたらした。

戦争責任という面からも、その戦争によるアジア諸国への配慮という面からも、こうした「寛大な講和」が実現した背景とは何であったのだろうか。次の二点を挙げることができる。まずは前述した通り冷戦秩序の深化により、アメリカが日本の戦争責任の追求よりも、同盟国としての日本との関係の緊密化を最優先課題と設定するようになっていたことが挙げられる⁴⁵。同盟国としての日本の強化、安定した保守政権とその下での経済復興を重視するようになったアメリカの対日政策の変化によっては、日本の再軍備が進められただけでなく、「東京裁判」の2次、3次継続裁判が放棄されるにより、1951年9月の平和条約調印を前に、6月に石橋湛山(47年5月追放、元蔵相)、三木武吉(46年1月追放、元自由党総務)、8月に鳩山一郎(46年5月追放、元自由党総裁)、河野一郎(46年1月追放、元自由党幹事長)、52年3月にはA級戦犯として有罪判決を受けていた重光葵(元外相、51年11月刑期満了)、4月にはA級戦犯容疑者だった岸信介(元商工相、48年出所)も公職追放から解除されることになった⁴⁶。このように、講和発効後の公職追放解除によって多数の政治家や官僚が政界に戻ると、1955年3月に組閣した鳩山内閣では、全閣僚中に占める解除組の割合は67%、1957年2月に成立した岸内閣では46%に至っていた⁴⁷。

次に、戦後アジア諸国の政治的条件という要素を挙げるができる。日本の戦争による被害者であるアジア諸国が、日本の戦後処理が実際に行なわれた過程では、いまだ独立と国民国家形成の途上にあつて、国際的発言権も小さかっただけでなく、多くの諸国では、日本からの経済援助の獲得を最優先課題として国内の対日批判を抑え込むという傾向を示した。それに加え、戦争により最も大きな被害を受けた中国に社会主義政権が誕生したことで、アメリカがかつての同盟国であった中国の立場に配慮する必要がなくなり、むしろこれと全面的対立関係に入ったということも、平和条約が、アジアを無視した戦後処理という性格を帯びるのを、いっそう強めることになった⁴⁸。

このように、本来は敗戦直後の徹底的な戦後処理及び戦争責任の追及が求められていた「東京裁判」及びサンフランシスコ平和条約であったが、先に述べたように、冷戦の深化という国際秩序に伴うアメリカの対日政策の変化によって、二つの主な戦後処理過程は徹底的なものとはならなかった。その結果、「東京裁判」を通じて戦争責任を軍部に転嫁することは、日本国内において戦争に対し、国家及び軍指導者としての「加害者意識」と、国民としての「被害者意識」を並存させた。また、「寛大な講和」となったサンフランシスコ平和条約では、その中に戦争責任に関する項目として「東京裁判」の判決を受諾するとだけ明記し、実質的にはアメリカの同盟国としての日本の再軍備をはじめとして、A級戦犯容疑者を含む戦前勢力の復帰という「逆コース」を通じて、戦争責任に対し、対外的には平和条約上に明記されている最小限の戦争責任を認めながら、対内的にはそれを否定するという「ダブルスタンダード」を生み出した。

の民間からの対日補償要求は、各地の政権が抑制していた。日本との国交を回復し、賠償という形で援助を引き出した各地の政権にとっては、民間からの対日補償要求は政権の正当性を脅かすものだったからである。小熊英二、前掲書、pp. 811-815

⁴⁵ GHQの経済顧問として派遣されていた、J・ドッジは52年度予算の編成に際して、戦死者の遺家族援護費の計上に難色を示した。宮沢喜一によれば、「遺家族援護費をはじめて予算に計上するというようなことが考え方の上で難しく、ドッジは彼らしい真面さから『そんなことをすれば、賠償交渉できっとフィリピンにやられる。日本に殺されたフィリピンの兵隊の遺族の気持ちが諸君には分らないのか』と何度もわれわれに詰問した」という(宮沢喜一『東京-ワシントンの密談』中央公論社、1999を引用)吉田裕(編)、前掲書、pp. 76-77

⁴⁶ 北岡伸一『自民党一政権党の38年』中央公論新社、2008、pp. 59-60

⁴⁷ 吉田裕(編)、前掲書、p. 84

⁴⁸ 吉田裕、前掲論文(2002)、pp. 34-35

敗戦直後から行われたこのような非徹底的な戦後処理過程が作り上げた日本の戦争に対する認識の土台は、その後、日本の歴史認識をめぐって日本国内外で長期間にわたり激しく繰り返される論争を、より複雑に、また、より難しくさせる根本的背景であったと考えられる。

第2節 日本国内における歴史認識論争の歩み

徹底的に行われなかった戦後処理が作り出した、戦後日本社会における歴史認識のダブルスタンダード、そして、その過程で国際的冷戦秩序の深化と共に行われた逆コースのような、歴史認識における土台の形成及び戦後日本社会の戦前への逆戻りの動きが、過去の戦争に対し相反する認識を持つ勢力間の対立として浮上したのが、1960年代の「大東亜戦争肯定論」をめぐる論争であった。本節では、戦後20年の1965年を前後にして、戦争の性格をめぐり日本国内で激しく繰り返された一部の代表的論争を取り上げ分析すると共に、1970年代に急浮上した「靖国神社問題」をめぐる一連の論争を分析することで、今日に至る日本の歴史認識問題をめぐる論争の構図の根幹を探る。

1. 「大東亜戦争肯定論」と「修正主義史観」の浮上

山口光朔⁴⁹は、占領軍によって「太平洋戦争」という呼称を与えられたことと、「東京裁判」においてこの戦争が日本の軍国主義者によって推進された「侵略戦争」であり、犯罪的戦争であったとする見方が、長年の戦争で悲惨な体験と犠牲を強いられた多くの国民の平和へのあこがれと相まって、戦争に対する批判ないし憎悪を主とした否定的な心情を一般化させたという。そして、そのような日本の一般国民が持つようになった被害者意識及び、戦争責任の軍部指導者への転嫁を通じて自然に構築された戦争への憎悪に拍車をかけたのは、戦後学問の自由を獲得した主としてマルクス主義歴史学者が戦争の帝国主義的性格を追及する研究を次々に発表したことであった。それらは占領軍の日本軍国主義解体路線とも一致して、国民のあいだに戦争に対する否定的な心情を定着させた。

ところが、戦後まもなく国際的冷戦秩序が徐々に深化し、また、1950年には朝鮮戦争が始まると、占領軍は対日政策を転換させ、日本をアメリカ中心の反共陣営に仲間入りさせることを画策し、再軍備に踏み切った。先にも述べた戦前への「逆コース」である。この政策の転換に呼応して、「太平洋戦争」に対する肯定的な心情及び積極的評価が徐々に表れ、それは、当然のことながら再軍備を抑止する占領下の憲法に対する批判と結びつくことで、自主憲法を作ろうとする憲法制定への動きを具体化させた。1955年8月に当時の保守政党であった日本民主党が「うれうべき教科書の問題」という52ページのパンフレットを発行し、戦争を否定的に叙述する教科書に対して偏向教科書であると攻撃した出来事も、この「逆コース」という一連の政策転換の動きの中で起きた⁵⁰。そして、そのような傾向の中から、「大東亜戦争」という呼称が再び陽の目を見始めると、やがては1963年の『中央公論』9月号からは保守派の代表格であった林房雄が「大東亜戦争肯定論」を連載しはじめ、終戦20周年を目前にした1965年7月に完結するに至った。

戦後、国内の共産主義者を担い手に、1949年の中華人民共和国の成立、サンフランシスコ平和

⁴⁹ 山口光朔「太平洋戦争論」山口光朔、小山仁示(編)『近代日本の考え方』法律文化社、1971、pp. 182-183

⁵⁰ 1955年の日本民主党のパンフレットによる教科書攻撃を、「第一次教科書攻撃」又は「第一次教科書問題」と称する傾向もあるが、本稿では次の第3節で扱う1982年の歴史教科書問題を「第一次歴史教科書問題」として扱っている。

条約及び、日米安保条約調印などの国内外情勢を機に台頭した「マルクス主義史観」は、戦争責任が「一部軍国主義者」というより、明治維新以来の近代日本の資本主義に内在する問題であり、むしろ天皇制の中核をなしている諸勢力にあると見るものである。そのような「マルクス主義史観」は、資本主義対社会主義という冷戦の影響を強く受け、太平洋戦争を資本主義体制の矛盾に由来する帝国主義諸国間の戦いであると強調するとともに、大多数の国民を「被害者」として描写する特色及びイデオロギー色が濃い史観であるとされる⁵¹。「大東亜戦争肯定論」は、このような特徴を持つ「マルクス主義史観」の拡散に対抗する形で、深化していく冷戦秩序の中での反共産主義を掲げ、大きな注目を浴びた。

「大東亜戦争肯定論」を通じて、大東亜戦争を、形の上では「侵略戦争」に見えるが、本質においては解放戦争であったと主張する林は、もう一度戦争をやれというのではなく、「東京裁判」での判決のみを信じて、事実を見落とし、日本民族の誇りを失ってはいけないと繰り返している。また、林は「大東亜戦争肯定論」の中で、「戦前派たると戦後派たると問わず、左翼学者たちが書いた維新史を読んでいると、私は歴史の壁面館のなかで赤いクレヨンをふりまわしている悪童の群れを思い出す。(中略)彼らは『共産革命』という政治目的のために、日本人の歴史のすべてに泥をぬることが『学問の使命』だとおもいこんでいる」ということを力説している⁵²。つまり、林の「大東亜戦争肯定論」が呼び起こした歴史観論争は、冷戦秩序下でのイデオロギー対立の延長線上で行われていたものであり、過去の戦争を「解放戦争」であり、「自衛戦争」であったと強調しながら、誇りを持てる日本の歴史を持つべきであると主張する「修正主義史観」の登場でもあった⁵³。

このような「大東亜戦争肯定論」が当時の日本社会に呼び起こした反響に対し、^{キムヨンギ}金永起は次のように描いている。

「いま日本国内では『大東亜戦争』の歴史を『日本民族の立場』から振り返り、再評価することによって、『醜化され』た日本の歴史を正し、『敗戦とともに喪失した国家意識』と『追放された諸“観念”の中の日本人にとって貴重な数多くの観念』を取り戻すことを主張する『大東亜戦争肯定論』が一つの時代的風潮をなしている。東京では『大東亜聖戦』の栄光を宣伝する『戦争展覧会』が開かれており、教科書には東条英機の写真が堂々と現れている。日本文部省の指示によって、中学生の歴史教科書が改編され、『太平洋戦争』という述語が『大東亜戦争』に変わり、『日本の侵略に対する反省』は削除され、日本にはファシズムが存在しなかったと説教し、西欧列強の『三国干渉』に対する民族的憤りをあおりたてている。『日本人

⁵¹ 庄司潤一郎、前掲論文、pp. 101-102

⁵² 中瀬寿「『近代化』論と歴史学(一)：林房雄『大東亜戦争肯定論』の批判を中心に」『歴史評論』6号、1964、pp. 19-20、22

⁵³ 歴史における「修正主義」(revisionism)がはじめに唱えられたのは戦間期、ベルサイユ条約による判決とドイツの戦争責任に対して、敗戦国・戦勝国の両側から膨大な史料集が出版され、それにもとづく歴史が編集され、それ以後、現在に至るまで、主に戦争やクーデターなどをきっかけにする様々な歴史叙述の「修正主義」が出現している。歴史学研究会(編)『歴史における「修正主義」』青木書店、2000、pp. xi-xii；「歴史修正主義」という言葉の歴史的・地域的背景は、ピエール・ヴィダル・ナケが、「ナチス・ドイツがユダヤ人とジプシーに対して実践した大虐殺は存在しなくて、神話、作り話、詐欺に属することであるとする教説を、レヴィジオニズムと呼ぶ」と、彼自身の「歴史修正主義」を定義したことである。ピエール・ヴィダル=ナケ、石田靖夫(訳)『記憶の暗殺者たち』人文書院、1995、p. 136；高橋哲哉は、修正主義という言葉は必ずしも悪い意味ではなかったが、「ホロコーストなどでっち上げ」などと主張するホロコースト否定論者たちが、みずから歴史修正主義を名乗って活動していることなどにより、近年では、ほとんどネガティブな意味で使われ、批判の対象となったという。そして、1990年代後半の日本に、「自虐史観」批判を掲げて登場し、「日本軍〈慰安婦〉問題は国内外の反日勢力の陰謀」「南京大虐殺はなかった」とまで叫ぶに至った勢力が、「日本版歴史修正主義」と呼ばれるようになったのも、この連想が働いたためだという。高橋哲哉『歴史/修正主義』岩波書店、2001、p. iii

の体験によって再構成』されたという『大東亜戦争史観』によって、失われていた『聖戦意識』がとり戻され、『侵略戦争』が『解放戦争』に変わり、『戦犯』は『愛国者』としてかえり咲いた。『大東亜戦争肯定論』は、それがかりに『歴史研究』の看板をかかげているとしても、復活した日本軍国主義の海外侵略のための思想的足場をつくる恥すべき目的に服務している」

54

このように「時代的風潮」とまで描かれた林の「大東亜戦争肯定論」が、戦後20年の1965年を迎えるとともに、日本国内に「マルクス主義史観」対「修正主義史観」、または、過去の戦争は「侵略戦争」であり「東京裁判」で軍指導者ら戦犯はその戦争責任を追求されたという、いわゆる「東京裁判史観」対「大東亜戦争史観」という対立構図を作り上げると、国内における歴史観論争は双方への賛否で分かれた。ここでは、左翼的唯物史観に批判的な立場から「大東亜戦争肯定論」の意義を評価する立場の例として、当時の読売新聞の記事を挙げる。

読売新聞は1963年12月6日に「赤からの歴史の解放」と題する記事で、「[大東亜戦争肯定論は]いいことだ。そういう人がでていい。いまの歴史はあまりに曲がって書かれている。唯物史観が町にあふれる。どの本も唯物史観、という以上に共産主義の宣伝だ。共産主義の宣伝が歴史の本を独占している。(中略)歴史を共産主義の宣伝から解放しよう。いまの日本の知的事業のうちではこれがいちばん大きい事業だ」と語っている⁵⁵。また、1964年10月9日に「血が流れている」という見出しの記事では、当時出版された林の『大東亜戦争肯定論』に関して、「こういうものが求められている。このごろ出ている歴史の本を手にとってみよう。ほとんど一冊の例外もなしに赤の宣伝だ。ひどいものだ。日本はいつ共産国になったのか。そういう感じがふかい。(中略)このへんで歴史を書き直す、そういう時だ。『大東亜戦争肯定論』はその第一声だ」と語りながら、「大東亜戦争肯定論」とは「歴史を書き直す」ことであるということ強調している⁵⁶。そして、引き続き12月6日には「太平洋戦争を反省して：真実を語る資料史論—歴史の流れ全体から見ると」と題した記事を通じて、「開戦日の12月8日が、すでに二十三年も昔のこととなったきょうのこのごろ、あの戦争を歴史の流れ全体の中において見ることが、われわれにもどうやらようやく可能になってきたようである。あの戦争を公式どおりの帝国主義的侵略として片づけたり、占領下の極東軍事裁判の角度から見たりするなら、いまさら取り上げる価値もあるまい」と語っている⁵⁷。これは、それまで戦争を侵略であったとする歴史の見方を新たな視角から見直すという、まさに修正主義史観そのものを強調するものであった。

また、「大東亜戦争肯定論」と共に、戦後20年を迎えての歴史認識論争を主導したのは、上山春平の『大東亜戦争の意味』(中央公論社、1964)であった。上山は、「大東亜戦争肯定論」では、「大東亜戦争は形は侵略戦争に見えたが、本質においては解放戦争であった」とし、「日本は敗北し玉砕したかのように見えたが、目的は達成された」としているが、「やはり、あの戦争は侵略戦争であり、その目的は完全な失敗に終わったと見るべき」という。さらに、「あの戦争に関して、全面肯定の立場を取る『大東亜戦争』史観にも、全面否定の立場をとる『太平洋戦争』史観や『帝国主義戦争』史観にも、イデオロギー的虚偽性をみとめる」と、中立的な立場をとる上山は、本来、「大東亜戦争」と呼んでいたものが、占領軍により「太平洋戦争」と呼ぶ慣わしに

⁵⁴ 金永起「復活した日本軍国主義の『大東亜戦争肯定論』を論ず」『朝鮮歴史における諸問題』朝鮮大学校、1966、p. 120

⁵⁵ 『読売新聞』、1963年12月6日、9頁、「マスコミ：赤からの歴史の解放」

⁵⁶ 『読売新聞』、1964年10月9日、7頁、「マスコミ：血が流れている」

⁵⁷ 『読売新聞』、1964年12月6日、18頁、「太平洋戦争を反省して：真実を語る資料史論—歴史の流れ全体から見ると」

なったのに伴い戦争の評価も変化したと指摘する。それは、「皇国日本」が「ファシズム」になり、「鬼畜英米」が「民主主義」になり、「東亜新秩序建設」が「植民地侵略」に置き換えられる過程で評価が逆転し、先進資本主義国と後進資本主義国の「ナワバリ争い」が「平和愛好国」と「好戦国」もしくはデモクラシーとファシズムの戦いとして、善玉と悪玉の戦いにすり替えられたということである。そして、上山は、このような「ごまかし」を倫理的に解きあかす手がかりをあたえたのがマルクス主義であったと主張している⁵⁸。

一方、このような大東亜戦争肯定論による「修正主義史観」の台頭及び、上山の主張に対し、「マルクス主義史観」の立場からは、「大東亜戦争肯定論」を「戦闘的なマルクス主義歴史学に対する攻撃で満ちており、戦後著しく発展した歴史研究の成果のオール否定という立場に立っている」と批判する。「大東亜戦争肯定論」には「自虐史観からの解放」がヒステリックに絶叫されていると指摘する中瀬寿⁵⁹は、「[大東亜戦争肯定論]これが何のために？ どうして今日の時点で書かれたのか？ さらに誰のために書かれ、こうもジャーナリズムで『大東亜戦争論ブーム』が巻き起こされつつあるのか？」と訴え、「[大東亜戦争肯定論]この場合、一般的・抽象的な、人種的観点からともすれば右翼的概念に走りやすい」と批判した。さらに、中瀬は、大東亜戦争肯定論とは明らかに、支配階級の反動的な立場からのファシズム待望＝ネオ・ファシズムの論理（一種の右翼的な『近代化論』）であると語りながら、「『大東亜戦争肯定論』にはアジア諸民族の解放をとえつつ、中国人や朝鮮人の側からの『大東亜戦争』に対する受けとめ方、反対闘争・民族解放闘争については、全然触れられていない」と指摘し、修正主義史観を強調する立場からは排除されていたアジア諸国に対する配慮という点にも触れていた。また、上山の議論については、高橋甫は上山の「戦争責任」の感じ方を持って、「主権国家は主権国家を裁くことはできないと主張する気持ちは分かるが、果たしてこれでよいのか。仮にそうだとすると、人民—世界の諸国民に、不正義の戦争を糾弾し、裁くことができないものかどうか。大東亜戦争を侵略戦争と規定しながらも、なぜ、日本国民と世界の諸国民の名において、徹底的にこれを糾弾し、暴露しないのか」と強く批判した⁶⁰。

さらに、1950年代からの「逆コース」の動きの中で、前述したように日本民主党による教科書攻撃が行われただけでなく、「大東亜戦争肯定論」を中心に戦争を美化する動きが拡散されると同時に、教育現場における政権党による教育内容及び教師の統制が行われると、そのような動きに反対する市民側では、勤務評定反対訴訟、学力テスト反対運動・訴訟などの抵抗運動が展開された。そして、このような経緯のなかで提起された、家永三郎による教科書裁判は、原告、弁護団を中心に、国民の各界、各層が主体的に参加する「家永裁判運動」と化し、広く国民的、国際的な関心を引き起こすことによって、当時多くの日本国民の戦争認識の変革において大きな影響を与えた⁶¹。過去の戦争を「無謀の戦争」とであると主張する家永により、1965年6月12日の第一次訴訟提起から32年にわたって続けられた「家永裁判運動」は、特に1970年の第二次訴訟で、「教科書検定は違憲・違法である」と判断した杉本判決以来、国民の教育権意識の高まりと広まりの中で、それまでに戦争について被害者意識の水準にとどまっていた国民に対し、加害者意識

⁵⁸ 上山春平、前掲書、pp. 2-3、49-51

⁵⁹ 中瀬寿、前掲論文、pp. 14-16、21

⁶⁰ 高橋甫「上山春平氏への手紙—『大東亜戦争の意味』の書評にかえて」『思想の科学』1964年11月号、p. 40；その他、上山の『大東亜戦争の意味』をめぐる議論は、橋川文三「ネオ・ナショナリズムの所在—上山春平著『大東亜戦争の意味』・林房雄著『大東亜戦争肯定論』」（『展望』、1964年11月号）、福富正実「マルクス主義社会発展論と現代史分析の方法—上山春平著『大東亜戦争の意味』におけるナショナリズム論の“理論的根拠”を批判する—」（『山口経済学雑誌』、1965年7月号）を参照されたい。

⁶¹ 徳武敏夫『家永裁判運動小史』新日本出版社、1999、p. 196

をも自覚するようにさせるものであった⁶²。

このように、戦後20年の1965年を迎えては、冷戦秩序の下での反共主義路線に影響され、既存の「マルクス主義史観」又は「東京裁判史観」は自虐的な歴史観であり、日本人の立場から見直すべきであると主張する修正主義史観が、「大東亜戦争肯定論」のブームに乗って急浮上した。他方で、そのように戦争を美化する動きは、前述した家永裁判で代表されるように、それに対する反論を激化させた。そして、それに伴い作り上げられた歴史認識論争の対立構図、つまり、お互いを、「帝国主義的」又は「自虐的」であるなどと批判する攻防は、それから50年が過ぎた2010年代の今日においても継続される、歴史認識論争をめぐる対立構図の根幹となったのである。

このように、戦後日本の歴史認識をめぐる論争は、徹底的に行われなかった戦後処理及び冷戦秩序の深化に伴うアメリカの対日政策路線の変化などが作り出した「ダブルスタンダード」と「逆コース」によって、戦後20年の1965年を迎えた時点で既に大きく二つに分かれる対立構図を形成していた。

2.「靖国神社問題」の始まり

ここまで述べたように、1960年代までの戦争に対する日本人の一般的認識は、戦争責任を負う「加害者」というより「被害者」としての認識であり、近隣アジア諸国の人々の被害という面に及ぶことは稀であった。そこには米国との戦いという性格を強く持つ「太平洋戦争」という呼称の影響があった。波多野によれば、本来、戦後の日本にあっては、戦争といえば最も広範な国民層をとらえ、最も深刻な国民体験を含む「大東亜戦争」が念頭に浮ぶものだったが、その呼称は占領軍によって禁じられ、代わりに認められた「太平洋戦争」が占領終結後も一般的に用いられるようになったという⁶³。しかし、そうした理解は、ただでさえ日本社会に根強い脱亜入欧的思考によって、日本の戦いにおける対アジア侵略の側面が欠落する傾向をさらに強化させ、アジア諸国に対する責任や謝罪、すなわち「加害者」としての問題意識自体は1970年代にいたるまで極めて希薄であった。

これに対して大沼は、戦争を「15年戦争」として捉えることにより、日本が「満州事変」からほぼ恒常的に中国に軍事介入し、その最終結果として「大東亜戦争」を決断せざるを得なかったという、対中戦争における連続性の側面が明らかとなるという。また、「満州事変」を起点とする対中戦争に関する限り日本の遂行した戦争の侵略的性格は明らかであるため、戦争責任の問題に対して「15年戦争史観」が1960年代後半から1970年代を通じて次第に一般化してきたことは、日本社会における対アジア意識の欠落を是正するうえにおいて特筆すべき変化であったという⁶⁴。

秦郁彦はこのように日本の加害に着目する「15年戦争論」が生まれる契機となったのがベトナム戦争であったという⁶⁵。太平洋戦争におけるアジアに対する加害と、それに対する中国をはじめとするアジア人民の勝利としての認識及び反省の欠如が、日米安保条約のもと、ベトナム戦争において再び「アジアの侵略」に加担したと批判されるようになった。そして、こうした文脈の中

⁶² 家永は教科書起訴を提起することになった動機に対して、1969年7月12日の第2次教科書起訴第1審での原告本人尋問で、「何百万人の同世代の同胞がああ無謀な戦争のために各地で悲惨な死を遂げている。しかし、私は何ら祖国のために、この無謀な戦争を止める努力をすることもできず、むなしく祖国の悲劇を傍観したという罪を本当に心から申し訳なく思っている。(中略)私は力の弱い一市民であるが、戦争に抵抗できなかった罪の万分の一なりとも償いたいという心情から、あえてこうした起訴に踏み切った次第である」と述べている。家永三郎生誕100年記念実行委員会(編)『家永三郎生誕100年—憲法・歴史学・教科書裁判』日本評論社、2014、p. 25

⁶³ 波多野澄雄「『歴史和解』への道標」三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007、p. 37

⁶⁴ 大沼保昭、前掲書(1997)、pp. 176-177

⁶⁵ 秦郁彦『昭和史を縦走する』クラブ社、1984、pp. 143-145

では、それまで「英霊」とされてきた太平洋戦争における戦没者などの日本人犠牲者は、「侵略戦争」に奉仕した「犬死」として切り捨てられかねなかったため、この時期から戦没者を祭る靖国神社をめぐる諸問題が浮上することになった。

幕末から明治維新にかけて功のあった志士に始まり、その後日本の国内外の事変・戦争等、国事に殉じた軍人、軍属等の戦没者を「英霊」と称して祭ってきた靖国神社は、法制度上では祭祀の儀式を営む中心施設であったが、宗教施設ではなく、国家神道もまた宗教ではなかった。しかし、敗戦後の1945年12月、占領下でGHQが発した神道指令は、法制度上は宗教ではなかった神社を、国家指定の宗教や祭式として位置づけ直し、国家による援助や保護を禁止した。いかなる宗派による礼拝も受け入れる非宗教的施設となるか、あるいは宗教法人として存続するかの選択を迫られた靖国神社は、結局、宗教法人として存続することになる⁶⁶。

靖国神社の宗教行為の核心は、「すでに祀られている神がみに新たな戦死者を合わせて祀る」合祀であり、天皇が参拝する合祀祭は、靖国神社の最も重要な行事であった。しかし、神社は国家の宗祀で、非宗教とされていたため、合祀の決定権は、本人や遺された家族にはなく、国家に独占されていたが、当時の国民も国家が勝手に合祀するという意識は希薄で、むしろ合祀は「ありがたい」「名誉なこと」とされていた。戦中の国家は、肉親が戦死という不条理な死を強いられ、どう受け止めていいのかわからない混乱の極にあった遺族の気持ちを、「英霊」として褒め称え、感謝し、祀ったため、国家によって殺されたのが実態であっても、遺族は精神的に感謝されたような気分になり、あるいはそこに救いを見出した。靖国神社への合祀は、行き場のない遺族の怒りや悲しみを回収し、被害者意識を抑えさせて、「国のために役に立った犠牲の意識」へと転化させた。田中伸尚⁶⁷は、このような国家による合祀というシステムは、たんに国民を戦争へと動員しただけでなく、理不尽な死に対する国家の責任を回避するための大掛かりな装置としても機能したという。国家は戦争に動員して死に追いやった兵士たちへの「悲しみ」や「悼み」によってではなく、次の戦争への準備のために、彼らに続いて「お国のために死ぬこと」を名誉と考え、進んで自らを犠牲にする兵士の精神を調達するために、戦死者を顕彰した⁶⁸。

戦争で肉親をなくした戦没者遺族会は、1950年代前半までにその処遇改善運動の原動力を、戦争という「公務」に殉じた「最大の犠牲者」という意識に求め、必ずしも戦争に対する評価や特定の戦争観を推進力としていたわけではなかった。しかし、「800万票」をバックに政治に対して強力な働きかけをしてきた日本遺族厚生連盟は、1952年に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布され、初期の「遺族の経済的利益を計る」という目的を達成すると、その後、活動の中心は、英霊をたたえ、靖国神社を国家護持とすることに移っていった。その結果、遺族会の主なる活動は、戦争の侵略性を否定すると同時に、「東京裁判」を否定するなど、戦争中の死者の徳を称えることになった⁶⁹。そして、1960年代に第二次世界大戦に関する論争が盛り上がり、戦争をどのように評価すべきかに対する多数派の「侵略戦争論」と、少数派の「戦争肯定論」への分極化が生じると、遺族会は少数派の戦争肯定論の有力な支持者となっていった。その例として、1968年

⁶⁶ 波多野澄雄、前掲書、pp. 105-106

⁶⁷ 田中伸尚『靖国の戦後史』岩波新書、2002、pp. 19-21

⁶⁸ 日中戦争から太平洋戦争に至る時期、靖国神社では大量の戦死者を合祀する臨時大祭が繰り返された。その際、各地から遺族が選ばれて国費で東京に招かれ、戦死者を「神」として合祀する臨時大祭に列席した。遺族たちは招魂の儀に列席するだけでなく、新宿御苑、宮城、上野動物園など東京名所の見物もさせてもらい、記念写真に収まって、名誉の遺族として地元に戻っていった。底辺の民衆が、息子や家族が戦死したために「誉れの遺族」として讃えられ、その上「お天子様」天皇を間近にすることさえできた。天皇の神社・靖国がその絶頂期に果たした精神的機能、すなわち、単に男たちを「護国の英霊」たるべく動機づけるだけでなく、「靖国の妻」、「靖国の母」、「靖国の遺児」など女性や子供たちも含めた「国民」の生と死の意味そのものを吸収しつくす機能が典型的に表現されている。高橋哲哉『靖国問題』筑摩書房、2005、pp. 25-26、62

⁶⁹ 王希亮、山辺悠喜子(訳)「日本遺族会とその戦争観」『中帰連』1997、創刊2号、pp. 49-52

9月発行の『日本遺族通信』212号の記事では、「『大東亜戦争』に対する『侵略戦争』という呼称の固定化は日本人から精神的な自信を奪っており、こうした歪曲された戦争観の是正なくして真の日本人の再生はあり得ず、戦死者の意味付けもできない」と述べている。戦死の意味付けが、戦争の評価と無関係ではあり得なくなったのである⁷⁰。

過去の戦争は「侵略戦争」ではないと主張し、戦争の死者を英霊として称え、靖国神社の国家護持を主張する遺族会が「戦争肯定論」の有力な支持者となっていくと、自民党は靖国神社の国家護持の法律化のため、いわゆる「靖国法案」を1969年から1974年まで5回にわたり国会に法案提出するがいずれも廃案とされた。そして、5度目の「靖国法案」の断念がほぼ確実とされていた1975年2月、新しく衆院内閣委員会委員長になった自民党の藤尾正行議員が、靖国神社の国家護持を達成するため、その段階的な案として、天皇及び国家機関員等の「公式参拝」を挙げることにより、初めて靖国神社への「公式参拝」という話が登場すると、公人による靖国神社参拝は、一気に政治的イシューとして浮上した。つまり、それまで問題とされてこなかった国家機関の靖国参拝、とりわけ首相のそれが、人権、憲法、そして歴史認識と深く関わる問題となるに伴い、「靖国神社問題」の焦点は、「法案」から「参拝」へと変っていった。そして、終戦30周年を迎えた1975年8月15日、現職首相としては初めてとなった三木武夫首相による終戦記念日の靖国神社参拝は、「一私人」としての参拝だとしたものの、政教分離という憲法論争だけでなく、戦争責任への認識及び、それに対する反省と謝罪という問題に拡大したことは、焦点が変わったことを象徴する「事件」であった⁷¹。

靖国神社の国家護持に失敗しただけでなく、終戦30周年を迎えての首相の靖国神社参拝が「一私人」としてのものとされると、日本遺族会は靖国神社の国家護持化への戦術を転換し、1976年6月6日に英霊顕彰の国家組織として「英霊にこたえる会」を結成させ、首相による靖国神社への公式参拝を国民運動として進め始めた。具体的には、全都道府県に支部を結成し、各地方県議会で公式参拝要望の意見書などを採択するよう働きかけ、中央を「包囲」していく「草の根」保守運動を展開させただけでなく、国会レベルにおいても「英霊にこたえる議員協議会」を1978年4月に結成させるなど、遺族会のこのような活動は靖国神社をめぐる歴史認識問題を本格的な政治問題とさせる大きなきっかけとなった⁷²。

また、靖国神社に対して戦争責任問題及び戦争の性格という歴史認識問題をさらに激しく呼び起こしたのは、1978年に行われたA級戦犯の合祀であった。戦犯として刑死したBC級戦犯については、1950年代末までにすでに合祀を終えており、A級戦犯についても1969年初めに、厚生省との合意によって「外部発表は避ける」というかたちで合祀準備を整えていた靖国神社は、当初は「[A級戦犯]14名に対する国民感情を考えて、時期を選ぶべきという意見」から、合祀を見送っていたが、1978年に至って合祀を決断した。これは同年に靖国神社の官司に就任した松平永芳の判断であって、前任の筑波藤麿と異なり、いわゆる「東京裁判史観」の否定論者であった松平にとっては、A級戦犯であっても戦犯としての刑死者と戦犯者の区別はなかったのである⁷³。そし

⁷⁰ 日本遺族会は設立当時の理事長に、靖国神社事務総長で元海軍中佐の大谷藤之助の推薦により、元貴族議員であった長島銀蔵が就任、靖国神社に連絡事務所を設置するなど、設立当時から靖国神社との深い繋がりを持ち、過去の戦争を「聖戦」だったと正当化する靖国思想を持つようになった。山本浄邦「日本遺族会の歴史と現在」『飛礫』2004年、42号、pp. 25-29；波多野澄雄、前掲書、pp. 109-110

⁷¹ 青木康容、前掲論文、pp. 77-78

⁷² 全国の都道府県議会では公式参拝の早期実現を国に求める決議が続々採決され、その数は1979年5月の時点で37県議会、1554市町村に及んだ。神道政治連盟『神政連のあゆみ-戦後の精神運動の柱として』1990、p98；1981年3月18日に「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が結成されたのもこの一連の動きとして捉えられる。田中伸尚、前掲書(2002)、pp. 144-145

⁷³ 高橋哲哉、前掲書(2005)、p. 67；官司に就任した松平は、後のインタビューにてA級戦犯の合祀に対し、「私は就任前から、『すべて日本がわるい』という東京裁判史観を否定しないかぎり、日本の精神復興はできないと

て、このようにして行われた靖国神社へのA級戦犯の合祀は、直ちには表沙汰とならず、翌年4月19日の『朝日新聞』の報道で公けになり、日本国内ではそれが戦争肯定につながることを懸念する批判の声が上がるようになった。

本節で見たように、1960年代半ばから70年代半ばにかけて、まだ中国政府や韓国政府から靖国問題に関する公的発言が全くない時代から、日本国内では「靖国法案」が政治争点化し、国論を二分する論争が展開されていた。高橋が語るように、今日の日本では、「A級戦犯」合祀問題などの「靖国神社問題」をめぐる論争は、中国や韓国との間での「外交問題」であるかのような印象が広まっているが、この問題がアジア諸国との間で一躍注目されるようになったのは、1985年の中曽根首相による公式参拝によるものであり、靖国神社に対する歴史認識問題をめぐっての日本国内論争は、1970年代に既に活発化していたのである⁷⁴。

第3節 1980年代、「第一次歴史教科書問題」と、靖国神社公式参拝

戦後20年の1965年前後の「大東亜戦争肯定論」のブームに伴う修正主義史観の浮上及び、戦後30年の「靖国神社問題」は、歴史認識をめぐる国論を二分させ日本国内における対立構図を形成した。だが、確かに日本の歴史認識をめぐる論争は1960年代を経て1970年代まで次第に激しさを増したが、それはあくまでも日本国内に限られた論争であり、過去の戦争によって被害を受けたアジア周辺国に対する配慮は希薄であり、韓国や中国などが論争に関わることもなかった。また、そのような論争は主に論壇を中心として活発に行われていたが、その歴史認識問題自体が重要政治問題として政治勢力間の主な争点とされることはなかった⁷⁵。

1980年代には、このような日本国内向けの歴史認識論争が「国際化」し、また、それが政治問題として政治の舞台へ上がるという大きな変化が現れた。その中でも、韓国や中国などのアジア近隣諸国が関与をしたことによって、それまでの国内での論争を一気に「国際化」させたのは、1982年に起きたいわゆる「第一次歴史教科書問題」であった。

1. 「第一次歴史教科書問題」と論争の「国際化」

「第一次歴史教科書問題」は、文部省による1981年の教科書検定について、「高等学校用の日本史教科書に、中国・華北への『侵略』という表記を『進出』という表記に文部省の検定で書き直させられた」という、1982年6月26日の誤報が発端となり、それに対して中国と韓国が誤りを正すよう抗議することで外交問題となった⁷⁶。一部では、実際に文部省の強制力のない「修正意見」に過ぎなかったものが、検定で強制的に書き換えさせられたとされてしまい、実状の確認なく激しく抗議する中国及び韓国によって同誤報は一人歩きし始めたという見方もあるが⁷⁷、問題

考えていた」と語っている。松平永芳「『靖国』奉仕十四年の無念」『諸君』1992年12月号、p. 166

⁷⁴ 高橋哲哉、同上書、pp. 65-66

⁷⁵ 三谷博は、このような歴史認識をめぐる論争を、「日本再建の方向を争う体制選択の問題、即ち国内問題であった」としながら、「世界的な資本主義と社会主義の対立構造の中、「右」の政府と「左」の民間が激突を繰り返した」と表現している。三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007、p. 15；靖国問題に関しての国会内での攻防も、1970年代までには主に靖国神社の国家護持をめぐる政教分離という憲法問題に当てられていた。

⁷⁶ 韓国政府からも植民地統治に関する記述について批判が寄せられていたが、抗議と批判、是正を求める姿勢は韓国より中国のほうが厳しかった。波多野澄雄、前掲書、p. 137

⁷⁷ 木村幹「歴史認識問題にどう向き合うか(4)：歴史認識問題の歴史的展開とその原因」『究：ミネルヴァ通信』2011年7月号、p. 24

の核心とされるものは、文部省が過去の検定で各出版社に対し、教科書において「侵略」という用語を使わないように要請したことが度々あったという事実であった。

1981年度の検定において、実際は、中国侵略の箇所に限っては「『侵略』→『進出』」という書き換えのケースはなく、取材不足による誤りであった。実際は「『侵略』→『進出』」、「『侵略』→『侵攻』」に書き換えられたのではなく、最初から当該箇所の表現は「進出」と「侵攻」であった。このことにより保守陣営は、主に『朝日新聞』を中心とした進歩陣営に対し「誤報キャンペーン」と呼べるほどの攻撃姿勢を見せる⁷⁸。

1981年の検定結果に対する報道内容をめぐって、先に日本政府に正式抗議を申し入れたのは中国だった。中国外務省は1982年7月26日、日本大使館に対し、教科書問題は、中日共同声明、中日平和友好条約の精神に反し、両国の平和友好関係の発展に利するところがないと共に、中国人民の感情を傷つけるものであるため、中国政府は同問題に重大な関心を示さざるを得ないと抗議を申し入れた。そして、中国が日本政府に対して、中国の立場に留意し、文部省の検定した教科書の誤りを正すよう切望すると、教科書問題は一気に日中間の外交問題に発展した⁷⁹。

続いて、韓国では、過去の日本の大陸進出を合理化するような教科書検定問題が明らかにされると、国内で激しい糾弾キャンペーンが続いた。特に小川平二文相や松野幸泰国土庁長官らがこの批判を「内政干渉だ」と発言してから一層反発が強まると、中国と同様、教科書問題は日韓の間においても外交争点化していった⁸⁰。

このような日本の教科書問題に対する中韓両国の反発への対応をめぐり、日本政府及び国会内における意見対立も次第に浮上するようになった。自民党は中国からの正式抗議が申し入れられた7月26日、文教部会と文教制度調査会の合同会議を開き、同問題を緊急に取り上げたが、出席者からは「中国、韓国の抗議が日本だけにむけられたものか、英国など他の侵略国にも同様の抗議をしているのかについても調べるべきだ」など、日本だけが「ヤリ玉にあげられているような状態」に不満を表す意見が相次いだ。さらに、松野国土庁長官は、「歴史の事実反しているから気にいらんと言われて教科書の内容を変えた独立国家はあるか」と強い不快感を表せると、宮沢官房長官が松野長官の発言に対し「この話は外部に公表しないように」することを提案するも、「そういうやり方がおかしい。正々堂々と公開して論議するべき問題だ」との中川一郎科学技術庁長官の発言などによりマスコミに報じられ、同問題に対する強硬派と穏健派とも捉えられる政府・与党内の意見の対立は、次第に浮き彫りになっていった⁸¹。

一方、政府の公式的な対応姿勢は、「当方の真意を十分説明し」「理解を得る」というもので代表されたが、国会内にはそのような政府の曖昧な姿勢を強く批判する立場もあった⁸²。特に注目すべきものは、自民党から離党し新自由クラブを結成した河野洋平の発言であった。河野は7

⁷⁸ 鄭根珠^{チョンゴンジュ}は、「誤報キャンペーン」の問題点は、「誤報」という言葉がまるで「侵略」・「進出」に関する叙述問題自体が全く存在しなかったような印象を与えることであると指摘する。問題の本質は、戦後の教科書の執筆において「侵略」という用語が用いられないよう、文部省が抑制してきた事実であり、実際に1978年の検定では「侵略」という用語に修正意見が付けられたこともあった。外務省側はこの「誤報問題」について、行政文書「昭和57年教科書問題関係資料」の中で、第1教科書問題の本質とは関係ないとの見解を、次のように明らかにしている。「文部省が10年以上にわたり『侵略』を『進出』等に変えるよう検定に際して改善意見を付してきたことも事実であることにかんがみれば、誤報云々は問題の本質とは関係ないものといえよう」。鄭根珠『日韓関係における歴史認識問題の反復：教科書問題への対応過程』早稲田大学出版部、2011、p. 16

⁷⁹ 中国政府が問題視した教科書の書き直し部分の詳細は、『読売新聞』、1982年7月27日一面を参照。

⁸⁰ 『読売新聞』、1982年7月26日

⁸¹ 『日本経済新聞』、1982年7月27日、夕刊を引用している。鄭根珠、前掲書、p. 18

⁸² 小川平二文相は参議院教委員会で同問題に対し「不測の事態」であったとしながら、「予測せざる事態が生じたことは非常に残念に思っております」と述べている。国会会議録、昭和57年07月29日、参議院、文教委員会、12号

月30日の参議院文教委員会において、「歴史的な問題に対する反省」のためには「まず自分自身の反省から始まらない」といけなとし、「加害者であった日本がより中国に思いやる態度が多くなければ日中関係というのはうまくいかない」と述べ、日本は「加害者」であり、「反省」すべきであるということをも明言した。さらに、河野は同委員会で、反省の態度なく「説明」をもって対応しようとする日本政府側の態度に対し、「俺たちは他意はなかったのだ、おれたちの真意はこうなんだ、そしておれたちの真意は絶対間違っていないのだという余りにかたくな独善的な態度」であると指摘した⁸³。「説明で対応する」という態度で一貫する政府側の対応方式の問題点を的確に指摘した発言であった⁸⁴。

このように、教科書問題に対する日本政府の姿勢をめぐっての対立が浮き彫りになっていくなか、韓中両国からの反日運動は次第に激化した。特に韓国国内の対日糾弾キャンペーンにおいては、マスコミでは連日一面トップで「歴史の歪曲」の是正を求めるよう韓国政府を促し、タクシー組合が日本人の乗車拒否運動を展開するなど、厳しい国民的反日運動となっていた⁸⁵。このように硬化する国内反日世論を黙視することが困難になった韓国政府は、8月3日になって、それまで日本の教科書問題について「当分静観する」としてきた従来の方針を急転換させ、「日本教科書の歴史わい曲問題に対する大韓民国政府の立場」と題する覚書を日本政府に手渡すという公式抗議を通じて、日本政府に歪曲された記述の具体的な是正措置を強く要求した⁸⁶。これにより日本の教科書問題は日中両国においてだけでなく、日韓の両国間においても一気に政治、外交における重要問題となった。

さらに、日本による植民地支配からの解放を記念する「光復節」の8月15日が近づくと、「歴史教科書」をめぐる韓国内の対日世論は、個々の記述の問題から過去の日本の軍国主義的行動全般、さらにそれを是認する現代日本の右傾化風潮に対する批判へと力点が移るようになった⁸⁷。このように、中国に続き韓国が正式抗議を申し入れたことにより、極めて苦しい立場に追い込まれることになった日本政府は、「現行の教科書検定制度の枠内で、何らかの措置が必要」とする外務省と、「再改定や検定制度に触れる譲歩は絶対にできない」とする文部省の事務レベル調整も難航し、結局、同問題への解決策は鈴木首相はじめ政府首脳に政治決断に委ねることになった⁸⁸。

しかし、韓国政府が、日本からの外務、文部省局長クラスによる“釈明使節”派遣の申し出も拒否し、期限を8月15日の光復節として「早急で明確な記述の是正」を要求し、さらに圧迫したが、日本政府はそれに対する対応の不統一ぶりが目立っていた。特に、外務省が応急的措置として「外相所見」発表を通じて「過去への反省」などを韓国政府に伝えたのに対し、文部省は、「文部省はかかわっていない」として「国益には、外交もあれば教育もある。外相所見で教育の国益が侵害されることは考えていない。検定制死守の立場に変わりはない」と検定上の譲歩はありえないことを強調した⁸⁹。先の第1節で述べた、日本の歴史認識における「ダブルスタンダ

⁸³ 国会会議録、昭和57年07月30日、参議院、文教委員会、17号

⁸⁴ 鄭根珠、前掲書、p. 31

⁸⁵ ソウル市内のある飲食店では「日本人出入禁止」のはり紙を出し、28日夜には、在釜山総領事館に石が投げ込まれ、窓ガラスが壊されるなど、反日感情は急激に悪化していた。『読売新聞』、1982年7月30日

⁸⁶ 韓国政府の関係研究機関が日本の教科書にみられる“歪曲記述”として問題にしている7項目は次のよう。1) 韓国侵略を「進出本格化・内政権の接収」2) 独立運動弾圧を「朝鮮人の権利と自由の制限」3) 韓国語禁止を「朝鮮語と日本語の公用語化」4) 神社参拝強制を「奨励した」5) 3・1独立運動を「デモと暴力が全国に波及」6) 主権の奪取を「譲位を促す」7) 土地の略奪を「所有権確認後、官有地として接収」。『読売新聞』、1982年8月4日

⁸⁷ 『読売新聞』、1982年8月10日

⁸⁸ 政府部内では、次第に「再改定に言及せざるを得ない」という意見が高まるものの、自党内には“外圧”に屈するべきでないとする強硬派の意見も根強く、対応の一本化が困難とされた。『読売新聞』、1982年8月4日

⁸⁹ 「外相所見」を出してまで外務省が積極姿勢に出たのは、1) 首相の政治手法からみて早急に政治決断を求める

ード」を象徴するかのように、対外的に最小限の反省姿勢を取りながら、アジア諸国に対する配慮という面を強調する外務省と、対内的には日本の誇りを持てる歴史という面を強調し、日本の教科書問題に対するアジア諸国からの要求を「内政干渉」であると反発する文部省との間の葛藤は、韓国の更なる反発を招きかねないものであった。

教科書問題に対する日本政府の対応で首相の政治決断が迫られる中、日本の教科書問題を懸念するのは韓国や中国だけではなく、日本の教科書問題について特別な反応のなかった米国内では、既にCBSが8月8日夕方の定時ニュースで同問題に関して報道しただけでなく、10日の米 국무省の公式記者会見では、記者団から「旧日本軍の行為を正当化するため、日本の中国侵略、朝鮮半島の占領、真珠湾攻撃などについて、歴史を見直そうという動きについてどう思うか」という質問がでるなど、「真珠湾攻撃も正当化されてしまう」という問題意識が働くアメリカ国内でも、教科書問題に対する関心は急速に高まっていた⁹⁰。また、24日付のワシントン・ポスト、ロサンゼルス・タイムズなど米紙は、鈴木首相が8月23日の記者会見で「戦前のわが国家の行為に関する評価は戦後の歴史家の判断に待つべきだ」と述べたことに対し、日本の首相として「侵略」の認識を内外に表明しなかったことにポイントを置きながら一斉に報道した⁹¹。さらに、日本の教科書問題はヨーロッパでも大きな関心を引き起こし、ジュネーブで開かれている国連人権小委員会では、24日にイギリスの代表が同問題を取り上げ、「戦後、日本は戦争中の残虐行為を反省したにもかかわらず、最近、日本はその歴史を塗り替えようとしている」と激しく批判するに至っていた⁹²。

このように、日本国内における対立だけでなく、韓中両国からの圧迫及び、欧米からも懸念が寄せられると、政府首脳は政治決断として8月26日に宮沢官房長官による談話を発表し、問題の打開に取り組んだ。いわゆる「宮沢談話」の主な内容は以下である。「一、日中共同声明、日韓共同コミュニケで示したような過去の反省にはいささかの变化もない、二、学校教育、教科書の検定に当たって、アジアの近隣諸国の批判に十分耳を傾け、政府の責任において[記述]を是正する、三、教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改め、すでに検定の行われたものは、今後速やかに同様の趣旨が実現するよう是正、またそれまでの間の措置として、文相所見により教育の場で十分反映させる、四、今後とも近隣国民との相互理解と友好の発展に努める」⁹³。結果的に、この「宮沢談話」とは、教科書問題に対する日本政府の具体的対応をめぐって、「即時修正」を主張する外務省と「修正反対」を堅持する文部省という意見対立の調整の末、即時修正を見送る一方で、検定一年繰り上げによる「将来の修正」という中間的方法で決着をつけたものとなった。

戦後から1960年代、1970年代を経て主に日本国内論争とされていたものを一気に「国際化」させた「第一次歴史教科書問題」に対し、日本の公式対応としての「宮沢談話」は、日本の歴史認識をめぐる論争において、次の二点から重要な意味を持つものであった。その一つ目は、同談話が出される過程で、政府内ですら日本の歴史認識に対する公式的な立場が一つにまとまらず、結局、政治決断を要するということが国際社会に露になったということであり、二つ目は、この談

のは困難、2)韓国の要求は中国以上に質的に厳しいが、8月15日の光復節を前に現状のまま放置できない、3)日韓議員連盟も「検定制度の運用」による事態解決を打ち出している、などの点を重視したためであると考えられる。また、外務省・文部省だけでなく、「外相所見」をめぐっての首相と外相の協議に加わった宮沢官房長官さえ、「外相所見の内容は聞いていない」と述べていたという。『読売新聞』、1982年8月13日

⁹⁰ 『読売新聞』、1982年8月11日

⁹¹ 『読売新聞』、1982年8月24日

⁹² 『読売新聞』、1982年8月26日

⁹³ 「『歴史教科書』に関する宮沢内閣官房長官談話」の全文は、外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/miyazawa.html> (最終閲覧日：2014年6月24日)を参照。

話が後の第二、第三の歴史教科書問題において最も激しい論争の的とされる、教科書検定基準における新たな項目を作り出す背景となったということである。

「宮沢談話」の第三項の「教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改める」という部分に基づき進められた検定基準の改正は、1982年11月16日、教科用図書検定調査審議会が歴史教科書記述の是正策を小川平二文相に答申したものを小川文相が談話の形で発表し、さらに、11月24日の文相談話によって告示され、公式的な教科書検定基準として適用されることになった。そして、検定調査審議会が答申した歴史教科書記述の是正策のなかで最も注目される内容は、「教科用図書検定基準に『国際理解と国際協調の見地から必要な配慮』の一項を付け加える」という、いわゆる「近隣諸国条項」であった⁹⁴。

「近隣諸国条項」は、主に、近隣諸国との外交関係に配慮し、中国、韓国、北朝鮮の歴史観に迎合するという制度が一国の歴史教科書の記述における基準として望ましくなく、当近隣諸国の教科書作成に関しては同様な規定がないという点から大きな反発を呼び起こした。そして、そのような「近隣諸国条項」は、歴史認識をめぐるそれまでの日本国内論争において、日本人が誇りを持つ歴史観を持つべきという「修正主義史観」を強調し、日本の歴史認識に対する諸外国の「内政干渉」、「外圧」に屈してはならないと主張する勢力を刺激するに十分なものであった。

このように、1980年代の始まりと共に浮上した「第一次歴史教科書問題」は、それまでの日本の歴史認識をめぐる論争を「国際化」させただけでなく、国内における対立をもさらに激化させる結果となった。そして、偶然にも、そのような状況を象徴する「近隣諸国条項」が公式的に適用されることとなった1982年11月24日に自民党の新総裁に選出され、27日に首相に指名された中曽根康弘は、「戦後政治の総決算」を呼びかけ、戦後40年の1985年を迎えては、史上初の靖国神社公式参拝を断行し、日本の歴史認識をめぐる国内外の論争は、また新たな局面を迎えるようになる。

2. 靖国神社公式参拝と「政治争点化」

先の第2節で述べたように、1970年代後半には、首相による靖国神社への公式参拝を求める運動が日本遺族会を中心として行われ、市民レベルでの「英霊にこたえる会」(1976)をはじめとして、国会レベルにおいても「英霊にこたえる議員協議会」(1978)が結成されるなど、靖国神社への公式参拝に大きな関心が寄せられていた。1980年代に入ると、その靖国神社公式参拝問題は、「第一次歴史教科書問題」と共に歴史認識論争の核心となった。

1980年6月に行われた第12回参議院議員総選挙で自民党は、それまでの靖国神社をめぐる動きを反映するかのようになり、選挙公約の中に「身を挺にして国に殉じた英霊をまつる靖国神社の公式参拝と国家護持の実現を図る」と明記し、靖国神社の国家護持に加え、神社への政府要人の「公式参拝実現」を盛り込んだ⁹⁵。そして、総選挙で勝利した鈴木内閣は、1980年8月15日の終戦記念日を迎え鈴木首相及び18名の閣僚が「私人の資格による参拝」としながら靖国神社参拝を行った⁹⁶。終戦記念日に現職の首相及び大半の閣僚が参拝するのはこれが始めてであり、公用車で神社入りし、「内閣総理大臣」の肩書で記帳した鈴木首相の参拝は、首相による初の終戦記念日の参拝となった1975年の三木首相による参拝に比べて、その公式参拝の色合いをかなり濃くしたも

⁹⁴ 検定調査審議会による是正策の内容は次のようである。1)教科用図書検定基準に「国際理解と国際協調の見地から必要な配慮」の一項を付け加える、2)新基準は、今年度検定から適用する、3)問題の高校歴史教科書の次期検定を1年繰り上げて実施する。『読売新聞』、1982年11月17日

⁹⁵ 『読売新聞』、1980年8月7日

⁹⁶ 『読売新聞』、1980年8月15日

のであった⁹⁷。

このように、首相及び閣僚らによる靖国神社への参拝が「私人としての参拝」から公式参拝に徐々に進んでゆく中、自民党は1981年3月18日に合計259名の国会議員(衆院157名、参院102名)で構成される「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」(以下、「みんなで参拝する会」)を設立し、首相による靖国神社公式参拝の実現を図り、より一層活発に動き出した⁹⁸。その動きの第一歩は、4月22日、春季例大祭が行われている靖国神社への集団参拝であり、代理人を含め同会に所属する国会議員197名が参拝した⁹⁹。そして、同年7月に「靖国神社公式参拝の実現」を党是として正式決定した自民党は、政府に対し、第一に、8月15日の「終戦記念日」を「戦没者慰霊のための正式な記念日」として閣議決定すること、第二に、靖国神社への首相や閣僚の参拝を公式参拝とすることの二点を直ちに実現するよう申し入れ、靖国神社公式参拝への実質的な行動に出た¹⁰⁰。

このように、自民党を中心とする勢力により靖国神社公式参拝への動きが本格的に行われると、社会党を中心とする野党勢力からは、その動きを日本の「軍国主義」への回帰及び「右傾化」であると反発し始めた。社会党は1981年7月30日の中執委で、自民党の軍備増強及び右傾化路線に反対するため、終戦記念日の8月15日を「反戦・平和の日」と位置づけ、平和運動への取り組みを強化する決意を訴えるアピールを発表した。アピールでは、8月15日を「戦没者追悼の日」として閣議決定することを求める自民党内の動きを、「靖国神社公式参拝問題をカモフラージュし、軍事大国化への動きをごまかそうとする政治的ねらいがある」と厳しく批判する一方、「真に戦争の惨禍を反省し、平和を願うなら、戦闘員、非戦闘員の差別なく、すべての戦争犠牲者を弔い、その前に再び戦争を起こさないことを誓うべきだ」と訴えた¹⁰¹。

先の第2節で調べたように、靖国神社をめぐる国会での攻防は、既に1960年代から1970年代までに靖国神社の国家護持化を図った「靖国法案」をめぐる激しく行われていたが、その争点はどこまでも政教分離という憲法論争であった。「靖国法案」をめぐる国会での議論は1952年第13回国会から、1975年の第76回国会まで行なわれており、その会議録を見ると、自民党(もしくは保守合党以前の自由・民主)対社会党というより、主に自民党の推進勢力対政府機関関係者で行なわれる憲法論議であった。また、自民党案に反対する社会党も、この論議ではやはり憲法問題及び宗教的問題を挙げており、戦争の性格やアジア諸国に関する言及は一言もなかった¹⁰²。しかし、その後、1970年代後半になってA級戦犯の合祀問題をはじめとして、首相及び閣僚による公式参拝に争点が当てられては、靖国問題の核心は次第に憲法論争から歴史認識論争へと移っていった。そして、前述したように、靖国公式参拝をめぐる1970年代後半から行われた日本遺族会

⁹⁷ 1975年の終戦記念日に「私人」として参拝した三木首相は、神社へ向かう直前に首相公用車から党総裁専用車に乗り換え、参拝時の記帳の際、「内閣総理大臣」の肩書はつけなかった。しかし、その3年後の1978年には、福田首相は神社参拝において「私人の資格」としつつも、公用車を使用し、記帳も「内閣総理大臣福田赳夫」と肩書付けた。『朝日新聞』、1985年8月15日；『読売新聞』、1980年8月15日

⁹⁸ 18日の設立総会では、「少なくとも国政に携わる者は、率先して靖国神社に参拝し、二百五十万の英霊に対し、心からの感謝の誠を捧げたい」ということをその趣旨とした。『自由新報』、1981年3月31日

⁹⁹ 『読売新聞』、1981年4月22日

¹⁰⁰ 1981年7月13日、「みんなで靖国神社に参拝する会」のメンバーである橋本龍太郎議員が首相官邸を訪ね、宮沢官房長官訪に申し入れた。『読売新聞』、1981年7月14日

¹⁰¹ 『読売新聞』、1981年7月31日

¹⁰² 靖国法案を戦争の性格と関連付けたのは共産党であり、1971年3月11日、第65回国会衆議院外務委員会で、松本善明が、自民党の法案提出に対し、「これは、太平洋戦争をはじめとする明治憲法下における諸戦争の正当化であり、軍国主義復活の象徴」「外国からいえば戦争犯罪人と目される人も祭るという問題も出てくるかもしれない」「太平洋戦争その他の侵略戦争の美化ということにならないか」「戦争犠牲者の霊に報いる道はただ一つ、二度と侵略戦争を起こさない、協力しない、そういう政治をやっていくこと」と訴えたものの、同議論は続かなかった。国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』1976、pp. 65、72-73

の組織的な国民運動の展開及び、国会レベルへの拡散は、日本国内における歴史認識論争の主な舞台を、民間レベルの論壇から、段々と国会へと移動させる大きなきっかけとなったのである。

「みんなで参拝する会」の発足を機に行われた、靖国神社への国会議員らによる集団参拝は、終戦記念日の8月15日への公式参拝実現の可否に大きな関心を寄せさせた。公式参拝の実現に最前線で取り組んでいた「英霊にこたえる会」は、新聞に広告を載せ、今日の日本の自由と平和、そして繁栄は「先の大戦による多くの犠牲の上に築かれている」ものであり、「日本のいしずえとなった靖国神社250万の英霊を讃え、感謝し、おまいりすること」は、「日本の明日をになう子供たちに、人として国としての為すべきことを、カタチとして伝えていく義務」であると訴えた¹⁰³。

このように、終戦記念日に靖国神社を公式参拝することが、国論を二分する注目の的となる中、1981年8月15日には、昨年は参拝せず右翼団体から嫌がらせを受けたといわれていた田中六助通産相の参拝を含め、事実上、鈴木内閣の首相及び20名の閣僚全てが「全員参拝」という事態となっただけでなく、「みんなで参拝する会」に所属する108名の議員ら(代理を含む)が集団参拝を行なった¹⁰⁴。そして、その後10月19日の秋季例大祭には、「みんなで参拝する会」の114名の国会議員らが集団参拝し、春季・秋季例大祭及び終戦記念日に国会議員らが靖国神社を集団参拝することが次第に定着していった。

しかし、靖国神社参拝が段々と活発に行なわれていくにもかかわらず、それは「私人」としての参拝であり、日本遺族会及び「英霊にこたえる会」などが強く求める公式参拝ではなかった。そして、前節で扱った「第一次歴史教科書問題」が1982年6月に勃発し、韓国及び中国が教科書の記述修正を強く要求することによって、結果的に「近隣諸国条項」が作られると、それまで靖国神社への首相及び閣僚による公式参拝実現に取り組んできた勢力は、そのような日本政府の対応を「内政干渉」という「外圧」に屈したことであると強く批判しつつ靖国神社公式参拝の実現をより一層強く要求した¹⁰⁵。「戦後政治の総決算」を呼びかけた中曽根政権の登場は、まさに、このように日本国内外における歴史認識論争が活発に行なわれていた最中のことであった。

「対外的には世界の平和と繁栄に積極的に貢献する国際国家日本の実現を、また、国内的には二十一世紀に向けた『たくましい文化と福祉の国』づくりを目指す」¹⁰⁶という「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根は、「戦争に勝とうと負けようと、国家は国家である。汚辱を払い落とし、栄光を追求して猛進するのが国家であり、国民の姿でなければならない。(中略)今こそ国民のアイデンティティーを確立する必要がある」¹⁰⁷とし、靖国神社公式参拝問題に積極的に取り組んでいった。そして、自民党が「靖国神社公式参拝の実現」を、党是として正式決定したにもかかわらず、神社参拝が政教分離関連で違憲だと指摘される矛盾を問題視していた中曽根は、1983年7月の初めに、日本遺族会会長らが首相の公式参拝を迫った際に、同問題を「よく勉強しよう」と表明する。すると、首相の同発言を持って自民党の党政調内閣部会、靖国問題小委員会(奥野小

¹⁰³ 「英霊にこたえる会」は、その後も1982年7月7日、8月7日、1983年8月14日、1984年8月14日、8月15日を含め、数回広告を続けている。『読売新聞』、1981年8月2日、22面

¹⁰⁴ 外遊中のためただ一人の例外とされた亀岡農相は、事前に「参拝は当然」との意向を示していたため、「事実上」の全員参拝とされた。『読売新聞』、1981年8月15日

¹⁰⁵ 中国「光明日報」は8月16日、「日本の首相及び閣僚は、世論と野党の反対にもかかわらず、靖国神社に参拝した」と批判的に報じ、9月28日の鈴木首相による鄧小平らとの会談では、中国側が教科書問題、靖国神社参拝を挙げながら、日本の軍国主義化を強く警戒した。『読売新聞』、1982年8月16日、9月29日

¹⁰⁶ 中曽根は1985年の第102回国会における施政方針演説で、「戦後政治の総決算」に対しこのように述べている。国会会議録、昭和60年1月25日、衆議院、本会議、6号

¹⁰⁷ 李泳禧「日本の『保守回帰』」を警戒する『アジア公論』1986年11月号、pp. 61-62を引用し「戦後政治の総決算」の哲学に対して紹介している。吉岡吉典『歴史に学ぶもの逆らうもの：侵略戦争と戦後政治』新日本出版社、1988、pp. 118-119

委員長)は、首相及び閣僚の靖国公式参拝を「合憲」とするための根拠づけを探る方針を決定した¹⁰⁸。これによって、それまでの首相及び閣僚による靖国神社公式参拝を目指す動きは、政教分離という憲法に違反しない参拝方法を探るという方向へと転換された。

首相による公式参拝の合憲化の動きが活発に行なわれると、1983年11月24日に、自民党の靖国神社問題小委員会は、三つの項目を挙げながら、首相や閣僚の靖国神社公式参拝は「合憲」であるという見解をまとめた。それは結果的に、党の正式見解となり、党の選挙公約としても打ち出されることになった。このようにして、自民党の公式な立場として首相の靖国神社公式参拝が「合憲」であるとし、この段階で、残るは政府の見解を修正することであった¹⁰⁹。議院内閣制の下で与党の見解を無視することができない政府としては、与党の見解と「『公式参拝』は違憲の疑いを否定できない」という政府の既存の見解に大きな食い違いがあり、板ばさみの状態になりかねなかった。そこで中曽根政府が持ち出したのが、政府部内に識者による懇談会を設け、検討するという方針であった。そして、1984年8月3日、官房長官の私的諮問機関である「閣僚の靖国神社公式参拝問題懇談会」(以下、「靖国懇」)が発足した。

「靖国懇」の発足を通じて、靖国神社公式参拝の合憲化作業が本格的に行われると、社会党をはじめとする野党は一斉に強く反発した。「公式参拝はあくまでも違憲、懇談会による政府統一見解の見直し作業を直ちに中止すべき」と訴える社会党は、同じく靖国神社公式参拝に反対する公明党及び共産党との連携を通じての「公式参拝の合憲化」への反対運動を盛り上げたいという考えを示すなど、靖国神社公式参拝問題をめぐる国会における対立構図が形成されていった¹¹⁰。そして、「靖国懇」がおよそ1年にわたる討議を終え、1985年8月7日に、「第一、大方の国民感情や遺族の心情をくみ、第二、政教分離の原則を定めた憲法の規定に反することなく、第三、国民の多数により支持され、受け入れらる何らかの形で、公式参拝を実施する方法を検討すべき」として、宗教色を薄めた形式での公式参拝を認める内容の報告書まとめると、公明党が社会党との共闘姿勢を組んで中曽根内閣と対決していく姿勢を表明するなど、公式参拝に対する野党の共闘も一層活発になり、政局における大きな争点となった¹¹¹。

しかし、野党側からの反発の声をはるかに上回ったのは、靖国神社公式参拝実現のため、長年にわたり政府に対する組織的な圧力を与えてきた日本遺族会を中心とする勢力であった。戦後40年を迎え日本遺族会は「リレー陳情」と称して、47都道府県の代表が、毎日交互に上京し、自民党幹部及び、首相サイドに、公式参拝実現を繰り返し訴え、そのような日本遺族会に対し自民党内では「終戦40年の節目に当たるこの機会を逸すれば、公式参拝は実現できない。首相が8月15日に公式参拝しない場合は、[遺族会は]自民党支持を考え直す」というほど厳しい空気がみなぎっていた¹¹²。結局、「靖国懇」からの同報告書を受け、終戦記念日の公式参拝に踏み切る意向を最終的に固めた中曽根は、終戦40周年記念日である1985年8月15日、国内外からの大きな関心が

¹⁰⁸ 『読売新聞』、1983年7月22日

¹⁰⁹ 小委員会の見解は次のようである。第一、憲法が禁止する宗教的活動には当たらない。第二、玉串料、香華料などの公費負担は憲法89条に違反しない。第三、首相が靖国神社を訪れるのは当然であり「内閣総理大臣」と記帳しての参拝は、私的参拝ではない。『読売新聞』、1983年11月25日；党の藤尾政調会長と奥野小委員長、1984年4月13日夕、首相官邸で中曽根に、党見解を報告、従来の政府見解(違憲の疑いを否定し得ない)を党見解に沿って再検討し、8月15日までに結論を出すよう申し入れる。『読売新聞』、1984年4月14日

¹¹⁰ 「靖国懇」の発足に対し、公明党は、「懇談会の中曽根首相に近いメンバーで構成され、公式参拝を合憲とする結論が出されるのは明らか、懇談会発足に断固反対」、共産党は、「懇談会の発足は公式参拝の合憲化、靖国神社の国家護持化に道を開くもの、断じて容認できぬ」として強く反発した。『読売新聞』、1984年8月5日

¹¹¹ 同報告書の構成は次のよう。1)はじめに、2)閣僚の靖国神社公式参拝問題の経緯、3)戦没者追悼の在り方、4)閣僚の靖国神社公式参拝の意味、5)閣僚の靖国神社公式参拝の憲法適合性、6)閣僚の靖国神社公式参拝に関して配慮すべき事項、7)新たな施設の設置、8)終わりに。『読売新聞』、1985年8月8日、10日

¹¹² 英霊にこたえる議員協事務局長、板垣正参院議員の発言を引用。『読売新聞』、1985年8月16日

寄せられる中で靖国神社への首相としての公式参拝を断行した。おはらい、玉ぐし奉奠、二礼二拍手一礼という神式の儀式を省き、本殿に供えた生花の前で一礼し、玉ぐし料の代わりに供花料を公費から支出するという方式を取った。中曽根政府は、この方式に対し、「社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しない」との判断を示すことによって、「違憲の疑いを否定できない」としていた従来の政府統一見解を変更した。

このように、日本国内外からの大きな関心が寄せられる中で行なわれた中曽根首相の靖国神社公式参拝は、長年の間続けられてきた「靖国神社問題」を、憲法問題を中心とする国内問題から、歴史認識をめぐる「国際問題」へと変容させただけでなく、民間レベルの論壇を中心とした論争の舞台を国会へと移し「政治争点化」する大きな転換点となった。そして、前述したように、1980年代序盤に行われた「第一次歴史教科書問題」の一連の過程を通じて、歴史教科書の記述において、韓国、中国、北朝鮮などの、アジア諸国に配慮するという「近隣諸国条項」を作り出した日本政府が、国内においては「戦後政治の総決算」を呼びかけ、終戦40周年記念日に首相の靖国神社公式参拝を断行するという姿は、まさに徹底的でない戦後処理過程が生んだ日本の歴史認識における「ダブルスタンダード」の象徴そのものであった。

第4節 対立構図の「多元化」と1990年代論争への進入

先の第3節で述べたように、1980年代前半の「第一次歴史教科書問題」及び靖国神社公式参拝問題を通じて、日本の歴史認識をめぐる論争が「国際化」されると同時に「政治争点化」されるようになった。そして、このような過程を経るとともに、日本の歴史認識をめぐる国内外の論争が一層激しさを増すようになっただけでなく、それまでの「自民党」対「社会党」、または、「保守」対「革新」などという単純化された対立構図は、政府や政党の内部の攻防を含む、より複雑なものとなった。本節では、終戦40周年の靖国神社公式参拝後、アジア諸国からの反発に対する日本政府の対応過程を通じて、日本の歴史認識をめぐる論争の構図が如何に「多元化」するようになったのかを分析する。

1. 靖国神社公式参拝の撤回と「内政干渉」

「戦後政治の総決算」を掲げ、終戦40周年記念日に靖国神社公式参拝を断行した中曽根政権に対しては、予想通りアジア周辺国が強く反発した。

中国では学生たちの間に反日ムードが高まり、中曽根首相ら閣僚の靖国神社公式参拝を「戦犯を美化する行為」ととらえ、強く反発し始めた。「満州事変」の発端となった「柳条溝事件」の記念日である9月18日には、大勢の学生による大規模集会が北京の天安門広場で開かれ、「国辱を忘れるな」と書いたのぼりを揚げ、「中曽根を倒せ」、「日本軍国主義復活反対」などを呼びかけるデモが発生した¹¹³。周辺国による靖国神社公式参拝への反発は、主に「A級戦犯」を合祀している靖国神社に日本の首相が参拝するということは、過去の戦争を美化し、サンフランシスコ平和条約で認めた「東京裁判」をも否定しようとするものであるということを非難し抗議するものであった。

冷戦秩序の中、ソ連を最大の脅威であるとする中曽根政権としては、ソ連を封じ込めておくために、中国が一枚岩で安定していることが絶対条件であり、中国の鄧小平体制を危うくすること

¹¹³ 『読売新聞』、1985年9月19日

は避けるべきものであった¹¹⁴。そのため、中曽根首相は、自らの靖国神社公式参拝が招いた中国の反発に配慮し、1985年の秋季例大祭での靖国神社参拝の見送りを決めた。これに対し田中¹¹⁵は、靖国神社公式参拝問題が、「東京裁判」をどう評価するかという「A級戦犯」をめぐる問題に関わっているということ、中曽根政権は周辺国からの反発によって認識したと指摘する。言い換えれば、1985年の首相による靖国神社公式参拝を断行する際にも、主に焦点が当てられていたのは「政権分離」という憲法問題であり、そのため公式参拝が違憲ではないという根拠作りに必死であった中曽根政権が、参拝後の周辺国の強い反発を通じて、ようやく「靖国神社問題」をアジア周辺国と関連する歴史認識問題として捉え始めたということであった¹¹⁶。しかし、このように政府が「歴史教科書問題」だけでなく、「靖国神社問題」においても「対外配慮」という面を強調することは、日本遺族会を中心にする勢力からの反発を招きかねないものであった。

このような周辺国の反発は、靖国神社公式参拝問題の焦点を自然に「A級戦犯」合祀問題へと移動させた。自民党の金丸幹事長は、1985年10月末の政府・自民党首脳会議の場で、公式参拝問題に対し「中国側が神経をつかっているのは、戦犯の人がまつられている点。乃木大将や東郷元師がまつられておらず、東条元首相がなぜまつられているのか、私もそこがおかしいと思う」と発言した。さらに、二階堂副総裁は中国の駐日大使に「率直に言って、東条元首相がまつられていることを知らなかった。中国国民の立場に立てば感情はよくわかる。わたしも反省している」と述べるなど、政府与党の対中国配慮を重視する勢力は「A級戦犯」の分祀に取り組み、そのような意向を中国側に伝えた¹¹⁷。しかし、「A級戦犯」の分祀に対し、靖国神社側は頑強に反対した。神社側は、1953年の遺族援護法の改正によって、戦犯刑死者とその遺族が、戦没者とその遺族と同様に処遇されているという事実は、戦犯刑死者の法的復権を意味するもので、これを受けて神社は合祀の責任を果たしていると述べ、「A級戦犯」は靖国神社が勝手に合祀したのではないということを訴えた¹¹⁸。靖国神社から見れば、少なくともA級戦犯は、「公務死」に準ずる「法務死」と認定され、援護法や恩給法の対象とされたがゆえに合祀に至ったのであり、靖国神社の独自の判断ではないということであった¹¹⁹。

「A級戦犯」の分祀が、靖国神社側の強い反対で阻止される一方で、春の例大祭を迎え、中曽根首相による靖国神社公式参拝の見送りを要請する中国の声が一層強くなった。来日中であった中国の呉学謙外相は、1986年4月14日の日本記者クラブでの会見で、「戦没者の遺族が靖国神社に参拝して平和を祈念することは理解できる。しかし、日本の閣僚が公式参拝するのは別の問題。

¹¹⁴ 中曽根は、対中国配慮の必要性に対して自民党議員らにこのように説明していた。国家基本問題同志会『国家基本問題同志会：「ニッポンどうする」一挑戦する三十六人』大西書店、1987、pp. 38-39

¹¹⁵ 田中伸尚、前掲書(2002)、p. 216

¹¹⁶ 1986年夏から「アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ心に刻む集会」が毎年開かれるようになり、アジア太平洋地域から戦争被害者を招き、直接その苛酷な体験を聞く機会を得るようになった。石田雄、前掲書、p. 198

¹¹⁷ 金丸、二階堂の発言は、『読売新聞』、1985年11月5日を参照；中曽根派の幹部でもある桜内前外相は、1985年12月4日、日本国際貿易促進協会訪中団の団長として中国を訪れ、中国外相との会談後の記者会見で、「靖国神社へのA級戦犯合祀は、戦犯を認めたサンフランシスコ平和条約11条からみて問題がある」との見解を表明した。『読売新聞』、1985年12月5日；1985年10月下旬、11月上旬、自民党の改憲派議員の集まり、「自主憲法期成議員同盟」（岸信介会長）の事務局を通じ、A級戦犯合祀の取りやめを打診した。『読売新聞』、1986年1月6日

¹¹⁸ 『靖国』1986年3月号「昭和殉難者靖国神社合祀の根拠」を引用している。波多野澄雄、前掲書、pp. 124-125

¹¹⁹ 波多野は、靖国神社・やすくにの祈り編集委員会(編)『やすくにの祈り』を引用し、靖国神社は、講和発効までは「戦争状態」にあったのだから、その間に敵国の裁判によって処刑された戦犯は、「戦争中に敵の手により処刑されたのと同様であると、国家は判断している」のだという独特の論理を展開すると述べている。同上書、pp. 244-245；靖国神社の松平宮司、26日発行された神社広報誌「靖国」（3月1日付）に論文を寄せ、A級戦犯の扱いについて「[昭和28年に]援護法が改正され、その時点をもって[A級戦犯は]法的に復権」したため、「靖国神社は、合祀する責務を負うこととなった」と、初めてA級戦犯合祀の理由を明らかにし、合祀を取りやめるつもりのないことを示唆した。『読売新聞』、1986年2月27日

[閣僚の靖国神社参拝は]戦争の被害者と、戦争を起こした者の違いを曖昧にし、中国人民の感情を傷つけることになった」と述べ、昨年秋から中曽根首相の公式参拝がないことを称えた¹²⁰。このような、靖国神社公式参拝問題をめぐる中国側の要請は、まさに、「修正主義史観」を主張する日本国内勢力が反発する「内政干渉」そのものであった。そのため、中国をはじめとするアジア諸国からの靖国神社公式参拝問題に対する要請は、それを「内政干渉」であると反発する日本国内勢力を刺激し、その「外圧」に屈せずに公式参拝することを更に強く求めるという構図を形成した。そして、このような国内外からの要請及び圧力が続く中、中曽根首相は先の秋季例大祭に続き、春季例大祭においても靖国神社公式参拝を見送ることを決めた¹²¹。「対外配慮」という要素を優先した中曽根首相の決断であり、同時に、国内で公式参拝を要求する勢力を刺激するものであった。

国内の国民感情を優先するか、日本によって被害を受けたアジア諸国への配慮を優先するかが常に問われる中、1986年6月に起きた「第二次歴史教科書問題」は、対外配慮という側面を更に強化させる事件であった。1981年に発足し、改憲を訴える保守勢力の中心的民間勢力であった「日本を守る国民会議」により作られた、歴史教科書「新編日本史」が、文部省の検定に合格したことに対し、韓国及び中国は、「新編日本史」が多くの記述で史実を著しく歪曲していると反発した¹²²。4月の例大祭で靖国神社参拝を見送ることで、日本遺族会などの国内勢力からの強い反発を受けていた中曽根首相だったが、同歴史教科書問題に対し、文部省に検討を要請し修正させるという選択を取った。「みんなで参拝する会」など、周辺国の「外圧」に屈することに不満を持つ勢力としては、1985年の公式参拝以来、彼らの要求は中曽根首相の「対外配慮」重視によって後回しされるばかりであった。

このように、中曽根首相が「対外配慮」を優先することに対して不満を持つ勢力は、終戦記念日の8月15日に首相が靖国神社に公式参拝することをより強く要求した。その背景には、1986年7月に行なわれた衆参同日選挙で、日本遺族会が自民党の衆院304議席という結党以来の大勝に貢献したということがあった。自民党圧勝の原動力となった日本遺族会から「選挙でこれだけ協力したのだから、今年もぜひ[公式]参拝を」という要求が強まり、これをバックに参拝実現への自民党内の強硬な突き上げが始まった。党内の靖国関係協議会は「靖国問題は内政問題であり、外国に屈するというのでは遺族会が収まらない」と譲らず、首相の公式参拝を求めた¹²³。さらに、政府首脳が7月28日の記者会見で、「外国のことをまず考えなければならない」と述べ、終戦記念日に首相の公式参拝を見送りすることを示唆すると、日本遺族会は、翌日の29日、九段会館で「靖国神社公式参拝継続実行要求全国戦没者遺族総決起大会」を開き、「政府、自民党は他国の干渉に屈することなく、我が国の国民感情を重視して、8月15日には靖国神社への公式参拝を実現すべきである」という決議文を採択した。同大会には、橋本龍太郎運輸相及び、近衛経企庁長

¹²⁰ 『読売新聞』、1986年4月15日

¹²¹ その理由として中曽根は、1) 中国の反発で靖国神社の公式参拝が政治争点化しており、ことを荒立てるのはまずい、2) 例大祭は神社主催の宗教行事であり、終戦記念日の参拝とは性格が異なる、の二点を挙げている。
『読売新聞』、1986年4月22日

¹²² 中国は『新編日本史』が日本の中国侵略戦争について、日本軍はやむなく応戦したと記述しており、南京での日本軍の大虐殺の真相を意識的にカモフラージュしていると指摘した。韓国からは、「日本政府は四年前の教科書事件で教科書の検定基準の改正を約束したにもかかわらず、是正措置もなく、また近代史を歪曲し、侵略政策を美化しようとしている」と非難声明を発表した(「殉国先烈遺族会」、9日)。
『読売新聞』、1986年6月10日；この「第二次歴史教科書問題」に対しては、韓国は1984年の韓国大統領の訪日と天皇の発言など、日韓間の「過去」問題は新しい段階に入ったと思われるため、中国よりも強く反発した。波多野澄雄、前掲論文、p. 39

¹²³ 波多野澄雄、前掲書、pp. 120-121；『読売新聞』、1986年7月14日

官の二名の現職閣僚が出席し、首相の公式参拝に対する政府閣僚の不統一を露呈した¹²⁴。

しかし、自民党の最も大きな後援勢力であった日本遺族会の積極的な動きにも関わらず、後藤田正晴官房長官は、29日夕の記者会見で「国民感情を尊重しなければならないが、[戦争で]被害をうけた相手国の感情も考えなければならない。外交上の影響を配慮し、わが国自身の立場で自主的に検討する」と述べ、外交上の配慮から首相の公式参拝を見送ることを明らかにし、14日の官房長官談話を通じて見送りの理由を表明した¹²⁵。「対外配慮」を選択するか、「国民感情」を選択するかが迫られた敏感な瞬間に発表された政府見解であっただけに、ここでは、「内閣総理大臣その他の国务大臣による靖国神社公式参拝に関する後藤田内閣官房長官談話」と題された談話の全文を紹介する。

一、戦後40年という歴史の節目に当たる昨年8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、内閣総理大臣は、気持ちを同じくする国务大臣とともに、靖国神社にいわゆる公式参拝を行った。これは、国民や遺族の長年にわたる強い要望に応じて実施したものであり、終戦40周年に行われた公式参拝の目的は、靖国神社が合祀している個々の祭神と関係なく、あくまで、祖国や同胞等のために犠牲となった戦没者一般を追悼し、併せて、我が国と世界の平和への決意を新たにすることであった。これに関する昨年8月14日の内閣官房長官談話は現在も存続しており、同談話において政府が表明した見解には何らの変更もない。

二、しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。

三、もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならない。

四、政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明8月15日には、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。

五、繰り返し明らかにしてきたように、公式参拝は制度化されたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ないし廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力を傾注するつもりである。

各国务大臣の公式参拝については、各国务大臣において、以上述べた諸点に十分配慮して、適切に判断されるものと考えている¹²⁶。

このように、「対外配慮」という要素を優先した中曽根首相は、「外圧」に屈するものであるという強い批判と参拝を求める諸勢力の要求にもかかわらず、靖国神社公式参拝の撤回を決断し

¹²⁴ 『読売新聞』、1986年7月29日

¹²⁵ 『読売新聞』、1986年7月30日

¹²⁶ 外務省のホームページを参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/gotouda.html(最終閲覧日：2013年5月28日)

た¹²⁷。そして、このような中曽根首相の対応は、アジア諸外国の要請を「内政干渉」であるとして反発する国内勢力を繰り返し刺激する結果となった。8月1日に行われた閣議で、後藤田官房長官が、中国や韓国が日本の教科書問題及び「靖国神社問題」などに対し抗議したことは「内政干渉」ではないと、ことさらに明言したのもこのような背景によるものであった¹²⁸。

結局、戦後40年を前後にして行われた、「第二次歴史教科書問題」及び靖国神社公式参拝問題の一連の過程を通じて、日本の歴史認識をめぐり、より頻繁に、より強化されることになった周辺国の要請は、そのような周辺国の要求を「内政干渉」であると受けとめ反発する国内勢力の結集を呼んだ。そして、このような過程は、歴史認識論争におけるそれまでの単純な対立構図に大きな変化を作り出した。

2. 歴史認識論争における対立構図の「多元化」

戦後40年の1985年に、国内外からの大きな関心が寄せられる中、靖国神社公式参拝を断行した中曽根首相が、「A級戦犯」の合祀問題及び、「第二次歴史教科書問題」などに反発する周辺国への配慮という点を優先し、翌年の1986年の終戦記念日の参拝を撤回すると、日本遺族会を中心に、それまで首相の公式参拝実現に取り組んできた国内勢力から厳しい抗議が相次いだ。日本遺族会は中曽根首相の公式参拝が撤回された8月15日、首相の参拝見送りに対する抗議声明を発表した。その内容は「中国のいわれなき内政干渉に屈したその行為は天人ともに許さざるもの」と、参拝見送りを激しく非難し、「今後、遺族職域組織十六万余名の[自民党]離党をはじめ、いかなる事態が生じようとも、その責任はすべて中曽根首相にあることを表明する」というものであった¹²⁹。7月の総選挙において、自民党の圧勝に貢献したとされる遺族会が自民党からの離党を訴えるのに対し、その遺族会をバックにする自民党所属議員らも首相の参拝見送りを強く批判するのは当然のことであった¹³⁰。

主に靖国神社公式参拝問題を中心に、論壇から国会の場においてまで国論が二分される事態を迎えた1980年代の歴史認識論争は、その対立構図においてもそれまでのものとは大きな違いを見せ始めていた¹³¹。1970年代までの国内向けの歴史観をめぐる論争は、前述したように「保守」対「革新」、「自民党」対「社会党」、または、「修正主義史観」対「東京裁判史観」など、実際

¹²⁷ 後藤田官房長官によると、中曽根は弟が戦死していたから、公的にも私的にも参拝したいという気持ちが強かった。しかし、「日本の総理大臣の言動が深刻な外交問題を引き起こすということになると、総理としてはそれを避けなければならないと思う」と語る中曽根の気持ちの中には、一国の総理という立場と、自分の個人的な信条とは明確に区別すべきであるという考えがあったという。後藤田正晴「後藤田正晴の『遺言』—東京裁判・靖国・外交」『論座』編集部(編)『リベラルからの反撃—アジア・靖国・9条』朝日新聞社、2006、p. 27

¹²⁸ 後藤田官房長官は閣議で、「新編日本史」教科書検定問題に対し、検定作業中、中国、韓国が我が国に抗議したことについて「中国は、この問題が日中友好関係に悪影響を及ぼすこととならないよう要望したものであり、また、韓国は関心表明を行ったもの」であるとし、いずれも「内政干渉に当たるものではない」との見解を明らかにした。『読売新聞』、1986年8月1日

¹²⁹ 『日本経済新聞』、1986年8月16日

¹³⁰ 自民党の若手有志議員28人で結成する「国家基本問題同志会」の亀井静香座長らは、記者会見で「首相自らの公約である公式参拝を行わなかったのは、国民に対する重大な背信行為だ」との声明文を発表し、さらに、藤尾文部相は、記者会見で「[A級戦犯と]だれが決めたのか。日本国の責任あるものは決めていない。東京裁判が決めただけ。そこに疑問がある。東京裁判を正当とは認めていない」と述べた。『読売新聞』、1986年8月16日

¹³¹ 当時、論壇における攻防の例としては、江藤淳、小堀桂一郎が『靖国論集—日本の鎮魂の伝統のために』(日本教文社、1986)において、「日本の総理大臣が、日本国民を代表して靖国神社の社頭に深々と額づく。そんなことは当たり前のことじゃないか」などと訴えているのに対し、小田原紀雄は「虚構の『国柄』に依拠して『文化』の投網をうつ江藤淳の虚構性」(靖国問題研究会『反靖国論集』新地平社、1987)を通じて、「私に与えられた任は、江藤の靖国論を『靖国論集』所収の「生者の視線と死者の視線」に則して批判すること」と対抗しているものを挙げられる。

よりも単純化された形、もしくは、具体性のない抽象化された分類によるレッテルによって展開されてきたが、先に述べたように、1980年代初頭の歴史認識論争の「国際化」によって周辺国の関わりが生じたことで、既存の対立構図に「対外配慮」という新たな要素が加わり、より複雑で多元的なものへと変化した。「対外配慮」という要素が既存の対立構図を変化させた事例として、三谷は、教科書問題を挙げ、「国家主義者たちは、1970年代までは文科省に陣取り、自民党と提携して、社会主義者と自由主義者の連合した民間勢力に対峙してきた。しかし、1982年の近隣諸国からの抗議を機に自民党と文部省の主流が国際協調路線に転じ、その流れの中で1986年に国家主義的な記述を盛り込んだ高校歴史教科書『新編日本史』に対し、文部省がかなり介入的な検定を行なうと、むしろ彼らは文部省に批判的となり、さらに検定基準から近隣諸国への配慮を求めた一項を削除せよと主張するようになった」¹³²と説明する。つまり、周辺国への配慮という要素によっては、それまで類型化されなかった大きな一つの勢力が、より具体的な基準を持って類別されるようになったということである。

このような「対外配慮」という要素を、歴史認識論争という枠の中で解釈している例として、加藤の『敗戦後論』を挙げることができる。序章でも触れているように、加藤は、「日本が起こした戦争による他国の二千万の死者への謝罪を優先することを主張する『旧護憲派』と、自国のために死んだ日本の三百万の英霊の哀悼を先にするべきという『旧靖国法案推進派』との対立という、双方の死者に対する認識のねじれこそがアジア諸国に謝罪できない理由である」と主張する。このような解釈は、先に調べた1980年代の靖国神社公式参拝をめぐる、「国内感情」を優先するか、「国外感情」を優先するかという攻防でも現れていたものであった。そして、このような変化は、特にそれまで自民党、もしくは「保守勢力」などと一括されていた勢力を分けることが必要とされるようになり、これにより、既存の単純化された対立構図の片方を構成してきた「政府与党」の勢力には、その内部において新たな下位の対立軸が作られることとなった。その代表的例が1986年7月31日に中曽根首相の靖国神社公式参拝見送りの見解に反発し、自民党内部に結成された「国家基本問題同志会」（以下「同志会」）であった。

「昨今、我が国に対し、外政・内政両面において外国からの不当な干渉が相次いでいる。例えば、靖国神社公式参拝・教科書問題等、国家の存立に直接抵触する干渉が、継続的に執拗に行なわれている。我々は政府に対し、真の国際協調の実をあげるため、長期的視点に立った明確な対応を求める」ということをその設立趣意とした「同志会」は、亀井静香衆院議員を座長とする36名の自民党衆参議員で構成され、発足と同時に、1986年の終戦記念日に首相の公式参拝を実現させるため積極的に取り組んだ¹³³。「歴史教科書問題」や「靖国神社問題」など、歴史認識問題にその設立趣意を定めた国会議員で構成される初の集団であった「同志会」は、日本遺族会との連繋を密にしなが、特に、靖国問題に焦点を絞り、同志会の代表が党本部に幹事長、総務会長、政調会長を訪ね、昨年に引き続き公式参拝を必ず行なうよう、強く要求した¹³⁴。そして、そのような働きかけにもかかわらず、終戦記念日の首相の公式参拝が見送られると、「同志会」は靖国神社を集団参拝した後、記者会見を行い、「中曽根総理大臣は自らの公約である公式参拝を行なわず、その理由の一部外国の内国干渉に屈したものと言わざるを得ない。『同志会は国家主権の見地から、この事態を深刻に受けとめ、中曽根内閣総理大臣に猛省を促すと共に、世界平和と真の国際協調を希求し、わが国の自主独立を貫くため、政治生命を賭けて断固行動することを、ここに声明する』」¹³⁵と発表した。

¹³² 三谷博(編)、前掲書、p. 97

¹³³ 国家基本問題同志会、前掲書、pp. 13-14

¹³⁴ 同上書、p. 16、19

¹³⁵ 国家基本問題同志会では、「いったい中曽根総理のいう『戦後政治の総決算』とは何であったのか。憲法改

7月の選挙で304議席という圧勝に貢献した日本遺族会と緊密な連繫をとる「同志会」のこのような行動を懸念せざるを得ない自民党指導部は、9月の総会において「同志会」の中曽根首相に対する申し入れを伝えた。同志会の申し入れの内容全文は「中曽根総裁の総理就任以来、党員・国民に対して公約して来た政治姿勢、政策につき、教科書、靖国神社公式参拝、文相罷免等々の一連の動向を見るに、外圧により大幅な変更があったと認めざるを得ない。これは国家主権の見地より、決して看過出来ぬ重大な問題である。中曽根総裁は本日の両院議員総会の決意表明に当たり、党員・国民に対し、厳しい反省の上に立ち、党員・国民を納得せしめる決意表明をされたい」というものであった¹³⁶。「歴史教科書問題」及び「靖国神社問題」などをめぐる歴史認識論争において、政府与党の自民党は決して一枚岩ではなくなった。

このような分裂は自民党内だけでなく、内閣においても生じていた。先に述べたように、1986年8月14日に談話の形で中曽根首相の公式参拝の見送りを表明した後藤田官房長官は、15日の閣議で、中曽根首相の公式参拝見送りの決定を報告すると共に、各閣僚の参拝について「自主的判断にまかせるが、適切な対応をしてほしい」と、暗に自粛を求め、特に「公式参拝する場合は、いやしくも憲法違反の懸念を生じないよう配慮してほしい」と述べていた。しかし、このような内閣を拘束する趣旨が前日の14日に内閣内政審議室を通じて各閣僚に事前に伝えられていたにもかかわらず、後藤田官房長官など4閣僚を除く16名の閣僚が15日の朝から靖国神社に訪れ参拝するという結果となった¹³⁷。これは、「第一次歴史教科書問題」が発生する前の1981年の終戦記念日に鈴木首相を初めにする事実上20名の閣僚すべてが靖国神社を参拝していたことと比較されることであり、「対外配慮」という要素による変化の始まりであった。

「同志会」の結成は、靖国神社公式参拝問題を通じて、日本の歴史認識をめぐる論争の舞台が国会へと移るとともに、自然に特定の歴史認識を共有し訴える勢力が結集し始めたことを象徴するものであった。そして、そのような「同志会」の発足及び活発な動きは、それに対抗する勢力の結集を呼び起こした。1989年4月4日、鳩山由紀夫を含む自民党の当選4回以下の衆院議員と同3回以下の参院議員41名の有志により結成された「平成の会」は、「平和外交を進め、過去の歴史を踏まえて近隣諸国との友好協力を深める」ことを目的に掲げ、同じ自民党内の「同志会」に対峙する形の議員集団であった¹³⁸。「同志会」に続き、それに対抗する形で「平成の会」が発足すると、既存の歴史認識論争における対立構図のなかで「保守」、または「政府与党」などと単純化された自民党内に、歴史認識を争点とし、異なる立場を主張する議員集団による新たな対立構図が形成された。歴史認識をめぐる論争において、それまで一つの勢力として単純化されてきた政党が、その内部における新たな対立を作り出すことによって、対立構図における「多元化」が現れたのである。

他方で、社会党を中心とする革新的政治勢力及び、進歩的な知識人グループは、1970年代までは歴史認識問題を政治争点として全面的に提起することはなかったものの、1980年代の「歴史教科書問題」をはじめとして「靖国神社問題」を通じ、歴史認識問題が「国際化」及び「政治争点化」すると、日本の過去の戦争によって大きな被害を受けたアジア諸国に対する謝罪と反省の立場を明確にするべきだと訴え始めた¹³⁹。和田春樹などを含む知識人グループ132名が、1984年の韓国大統領の訪日に合わせ、「日本国民は、日韓併合が朝鮮民族の意志に反して強行されたもの

正の歌を自ら作詞し、東京裁判の批判を徹底して行ない、ある時は、大東亜戦争は有色人種解放の聖戦だったと述べた男ではなかったか」と批判している。同前書、p. 25、27

¹³⁶ 同上書、pp. 32-35

¹³⁷ 参拝例外となったのは、金丸副総理、玉置総務庁長官、後藤田官房長官、倉成外相の4名。『読売新聞』、1986年8月15日

¹³⁸ 『朝日新聞』、1989年4月4日

¹³⁹ 이원덕, 前掲論文(1997), pp. 165-167

であることを認め、日本が植民地統治時代を通じてこの民族に計り知れない苦痛を与えたことを反省し、深く謝罪する」という、朝鮮植民地支配に対する謝罪国会決議を求めた運動はその代表的な動きであった。そして、そのような諸勢力の声は、社会党を中心にする政治勢力によって国会の場で代弁されるようになった¹⁴⁰。さらに、1989年1月の昭和天皇崩御と、「社会主義」の崩壊を意味する冷戦の終結は、従来の「マルクス主義史観」を持つ勢力が「戦前日本の侵略性」、特に日本による残虐行為の発掘、糾弾、戦争犯罪の追及、戦後補償、そして昭和天皇の戦争責任究明へと特化していく発端となった¹⁴¹。

本章では、日本国内に過去の戦争に対する異なる認識が生まれる歴史的背景として、徹底的に行われなかった敗戦直後の戦後処理及び、冷戦秩序の深化に伴うアメリカの対日政策路線の変化による「ダブルスタンダード」と「逆コース」を分析し、その歴史認識の違いは、戦後20年の1965年を迎えた時点から既に、日本国内に二つに大きく分かれる対立構図を形成していたことを確認した。また、本章で述べているように、そのような日本国内の歴史認識論争は、1980年代序盤の「歴史教科書問題」を通じて「国際化」し、戦後40周年を前後して勃発した靖国神社公式参拝問題により「政治争点化」されただけでなく、1980年代後半になると、特定の歴史認識を主張する国会議員集団の登場により、その対立構図における「多元化」が行われるようになった。そして、1980年代を経てそのような多角的变化が起きた歴史認識論争は、次の第2章で扱っているように、1990年代初頭の国際冷戦秩序の終焉及び、自民党による一党優位体制の崩壊という大きな変化により、国内外における主要争点として本格的に浮上することになる。1990年に世界的な関心を引き起こした「慰安婦問題」は、まさにその起爆剤となるものであった。

¹⁴⁰ 朝鮮植民地支配反省の国会決議の提案は土井たか子社会党委員長の支持を受け、昭和天皇が死去した1989年には、朝鮮植民地支配ののに対する反省と謝罪を明確にする国会決議を求める国民運動を開始した。和田春樹、前掲書、pp. 144-145

¹⁴¹ 黒沢文貴「戦後日本の近代史認識」『法学研究』第73巻、第1号(2000年1月)、pp. 521-522；このような現象に対し、評論家の保阪正康は、反戦・平和といった戦後日本のイデオロギーが、社会主義が幻想に終わったため立脚点を失い、新たに「従軍慰安婦」などの歴史認識と環境問題に活路を見出したと指摘する。保阪正康「大東亜戦争・太平洋戦争はいかに語られてきたか」『防衛研究所戦史部年報』1993、第2号、pp. 15-16

第2章 日本国内外の秩序変化と論争構図のダイナミズム¹⁴²

第1章で述べているように、1980年代には既に「歴史教科書問題」及び「靖国神社問題」などをめぐる歴史認識問題が活発化したが、その歴史認識をめぐる諸問題が重要問題として日本の国民の間に広く受け入れられることはなかった。高橋は、1980年代の中曽根首相の唱えた国家主義の復活路線、あるいは戦前世代の政治化の「問題発言」などが、国民に広く受け入れられなかった要因として、消費文化の爛熟と「戦争体験の風化」と言われた現象によって、歴史問題が国民の重要な関心になることがなかったことと、思想・言論の世界でも、1980年代はポストモダン思想の流行のなかで、戦前の反省に立ち戦後民主主義を維持・発展させていこうという議論は、既に「古くさい」として揶揄の対象になる現象まで存在していたためという¹⁴³。さらに、先に見たように、戦後の日本政府には、国が一定の歴史解釈を行なうという歴史政策は存在せず、政府は、歴史問題が国内政治の安定、あるいは国際協調を損なわないよう管理することが求められてきた。その意味から戦後の国際秩序において、国家間の和解を実現させた「講和体制」は歴史問題を安定的に管理する基盤であり、定着した「講和体制」は、今後起こり得る歴史問題をも封じ込めたはずであった¹⁴⁴。

しかし、前述したように、1980年代を通じて、日本の歴史認識をめぐる論争が「国際化」、「政治争点化」し、その論争構図が「多元化」したのに続き、1990年代に入るとともに、「自民党一党優位体制」の崩壊という国内秩序変化と「脱冷戦」という国際秩序変化の下で、これ以上「講和体制」という枠組を通じての歴史問題の封じ込めは不可能となり、日本の歴史認識をめぐる諸問題が一挙に噴出するようになった。本章ではまず、1980年代末から始まった「脱冷戦」の動きによる、日本の歴史認識論争における変化を扱う。

第1節 「脱冷戦」による歴史問題の浮上と「河野談話」

青木康容によると、人間の過去の体験を組織化する主要な方法が物語であり、それは他者に語ることを通じて行なわれ、多くの場合に物語は個人に留まらず、仲間によって共有され、社会的な主張を行なう基盤になるという¹⁴⁵。同じく、戦争の記憶も物語として語(narrative)られる。個人の体験が様々であるように、戦争の物語も多元的であり、共存しまた対立する。そして、記憶の多元主義は、国民によって共有された記憶である支配的物語に挑戦し、対抗する記憶の闘争となる。その意味で、記憶の多元主義は民主主義社会を特徴付けるものであり、全体主義国家では国定のある物語のみで、それと異なった物語の存在は許されない。青木は、記憶の多元主義を民主主義の特長であるとしながら、ソ連邦が解体した1991年以降の東ヨーロッパの社会紛争や戦争は、凍結されていた記憶の解凍であったと説明する。つまり、「冷戦」の終結によっては、多元的な記憶に基づく闘争が、国内を越えて、国際的な闘争をも引き起こすことになったという

¹⁴² 本章では筆者の公刊論文である、권성주(権聖主)「1990년대 초반의 일본 국내 역사인식 논쟁과 『무라야마담화』(1990年代序盤の日本国内歴史認識論争と「村山談話」)」『일본공간(日本空間)』국민대학교 일본학연구소, 2011(vol. 09), pp. 242-274を一部引用している。

¹⁴³ 高橋哲哉(編)『〈歴史認識〉論争』作品社、2002年、p. 40

¹⁴⁴ 波多野澄雄、前掲書、pp. 169-170

¹⁴⁵ 青木康容、前掲論文、pp. 71-73

ことである。

このような「脱冷戦」に伴う、多元的な記憶に基づく闘争は、日本国内及び日本と近隣諸国間においても著しく現れた変化であった。

1. 日韓関係での「脱冷戦」と、歴史問題の急浮上

1990年代に入ると共に訪れた「脱冷戦」という事態は、日本をめぐる歴史問題において、次のような大きな変化をもたらした。まず、「脱冷戦」はアメリカの極東戦略体制に影響を与え、米国がアジア諸国の反共権威主義支配を支持する必要性を減退させた。それは、アジア諸国内部における反権威主義体制の運動と相まって、多くの国の政治的民主化へとつながるものであり、それまで当該国政府が、日本からの「経済援助」に配慮して押さえ込んでいた戦争被害者の日本に対する補償要求の声が噴出する結果をもたらした。また、「脱冷戦」に伴うイデオロギー対決の終結によって、多くの人々の関心が、それまで日本国内で活発に行なわれていた、いわゆる「マルクス主義史観」対「修正主義史観」という、冷戦秩序下での国内向けの歴史観論争から、戦争によって実際にひどい被害を受けた人たちに対する補償をどうするかという、人権の視点に基づく具体的な問題に向けられはじめた。そして、個人の補償要求がその被害者の属する国家を通じてではなく直接に「侵略戦争」の主体としての日本政府に向けられるようになると、これまで日本と韓国という主権国家の間で賠償問題は一切解決したといっても、そのことは決して戦争被害者個人に対する補償問題が解決されたことにはならないという点が意識されるようになったのである¹⁴⁶。

また、木宮正史は、このような「脱冷戦」という要素と共に、1990年代に入るに際して韓国に現れた「持続的経済発展」、「民主化」という変化が、冷戦構図の下でアメリカとの安保関係及び経済協力で結ばれていた日韓関係を新たなものにさせたと分析する。まず、韓国の持続的経済発展は日韓両国間の経済的認識の差を縮小させたという。1980年代までの韓国の経済は日本に従属的であり、その弱点は韓国の持続的経済発展を難しくするという見方が支配的だった。しかし、1980年代後半の「低い石油価格」、「円高ウォン安」、「低金利」の「三低現象」という条件は韓国経済発展を支え、1990年代序盤にOECDへの加盟をも達成させた。それと同時に、日本は1990年代に入りバブル経済が崩壊すると、両国間の経済格差はかなり縮小するようになった。次に、1987年を契機として韓国で政治的民主化が達成されると、日韓両国間には民主主義体制という価値観が共有され始め、そしてそれまで抑圧されてきた韓国の市民社会は日本に対する民族主義的主張を強化し始めると共に、日本市民社会との国境を越える連携をも模索するようになったと分析する。そして木宮は、冷戦の終わりが日韓関係にもたらした主な変化を二つに分ける。一つは、日韓両国間に「接着剤」として作用していた「冷戦」に代わる新たな関係を日韓両国が探し始めるようになったということであり、二つは、それまで冷戦によって「未解決」状態に封鎖されてきた日韓両国間の歴史問題が一挙に浮上したということである¹⁴⁷。

また、1990年代に入るとともに日韓両国間において歴史問題が急浮上した背景には、日本の国際社会における役割論も挙げるができる。1991年の湾岸戦争を契機に、世界からは日本の国際貢献に対する非難の声が大きくなった。当時、イラク軍のクウェート侵略をきっかけに、ア

¹⁴⁶ 石田雄、前掲書、pp. 197-199

¹⁴⁷ 冷戦期にも歴史問題が浮上する例はあったが、それらは冷戦期日韓関係に影響を与えない範囲内で政治的に統制されていた。 기미야다다시 「한일관계의 역학과 전망-냉전기의 다이너미즘과 탈냉전기에서의 구조변용(韓日関係の力学と展望-冷戦期のダイナミズムと脱冷戦期における構造の変容)」 김영작, 이원덕(편) 『일본은 한국에게 무엇인가(日本は韓国にとってなにであるか)』 한울아카데미, 2006, pp. 382-384

アメリカ軍を中心とした多国籍軍がイラクと戦争状態になると、日本国内では日本がどのように対応すべきかということが大きな問題になっていた。結局、周知の通り日本は一兆円を超える資金を供出しながらも、国際社会からはむしろ「日本はオカネを出すだけの『現金引き出し機』か」との批判を受けると同時に、日本の経済力にふさわしい世界的スケールでの役割分断を要請する声が高まる結果となった。このような国際社会からの批判及び要請は、日本国内に政治改革の動きを呼び起こすことになると同時に、国際社会からの要請に応じるためにもアジア諸国からの信頼を回復すべき必要性を高めるきっかけとなったと考えられる¹⁴⁸。

そのような国際社会での役割に対する当時の日本社会の認識を代表するのが1991年の海部俊樹首相の発言であった。海部首相は1991年5月3日、シンガポールでの演説で「多くのアジア・太平洋地域の人々に、耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたわが国の行為を厳しく反省する。(中略)国際社会のためにいかなる貢献ができるかを考えるに当たって、何よりもまず日本国民すべてが過去のわが国の行動についての深い反省に立って、正しい歴史認識を持つことが不可欠と信じる。(中略)こうした歴史の反省を踏まえたうえで、政治面でも平和国家としてふさわしい貢献を行いたい」と強調し、国際社会での日本の貢献を強く訴えた¹⁴⁹。

また、戦後日本国内の政治経済構造も、そして、歴史問題について論争を辞さない覚悟も、大きくみれば戦後処理過程に根ざしたものであり、それ自体が冷戦と米国の覇権下にあった日本の位置づけからもたらされたものであった。しかし、冷戦が終焉を迎えると米国の覇権が次第に低下し、グローバリゼーションの台頭とともに、結果として戦後日本国内に定着してきた政治経済構造の再考が求められ、いわゆる修正主義史観を声高に主張する勢力が解放される結果となった。こうした勢力は、日本の国際的役割の再定義、すなわち自らの歴史観を世界に向けて発信していくことを強く求めたのである¹⁵⁰。

このように、1990年代に入ると共に訪れた「脱冷戦」という変化は、それまで抑えられていた日本国内外においての歴史問題の浮上をもたらした。そして、そのような変化の中、最も注目されたのが、いわゆる「慰安婦問題」であった。

2. 「慰安婦問題」と「河野談話」

脱冷戦期に入っただけの日韓両国間にもたらされた変化により、冷戦期に封じ込められてきた歴史問題が表面化したことで、世論及び市民団体の動きに以前より強く影響されるようになった韓国政府は、歴史問題をめぐって、日本政府に対して、より一層、明確かつ組織的に対応するようになった¹⁵¹。そして、このような状況での韓国の金泳三政権の発足は、当時日韓両国間での歴史問題に、日本政府が積極的に取り組むようになるもう一つの要因であった。

金泳三政権が持つ対日外交路線の最も大きな特徴は、以前の全斗煥、盧泰愚両政権との差別

¹⁴⁸ 羽田孜『志』朝日新聞社、1996、pp. 158-159

¹⁴⁹ 『読売新聞』、1991年5月4日

¹⁵⁰ クリストファー・ヒューズ「修正主義、ナショナリズム、グローバリゼーション」菅英輝(編)『東アジアの歴史摩擦と和解可能性：冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011、p. 158

¹⁵¹ このような金泳三政権の対日外交体制は、金泳三政権発足と同時に表明された「한국신외교의 기초(韓国新外交の基調)」にも反映されている。新外交の5大基調としては「世界化(Globalism)」「多変化(Diversification)」「多元化(Multi-dimensionalism)」「地域協力(Regional Cooperation)」「未来志向(Future Orientation)」を挙げており、その中でも三つ目の「多元化」には次のような内容が含まれている。「従来、韓国外交は安保問題に集中していた。(中略)新たな国際秩序の下では軍勢力より経済力が国家間において重要となる。(中略)外交の多元化は対象分野だけでなく、行為者の多元化をも意味する。従ってこれより我が外交も政府のみのものではなく社会団体、個人が独自の行為者となる」。외교통상부『외교백서(外交白書)』1994、pp. 15-18

化であり「日本叩き」を中止することであった。全斗煥、盧泰愚両政権の間、朴正熙政権後半期のいわゆる「韓日癒着」に反発し、軍を中心とする比較的若い指導者らが「克日」を目指した動きは、韓国の「反日民族主義」を満足させる感情的対日批判に過ぎないものとなっていた。そして盧泰愚政権の末期には、そのような韓国の対日姿勢が日本国内に「嫌韓」という感情的反発を招くこととなり、韓国の実質的利益は期待できないという反省の声が高まった。このような雰囲気¹⁵²を反映するかのよう¹⁵²に、盧泰愚大統領は退任直前に京都を訪問、宮沢喜一首相との非公式会談を持ち、両国関係の調整を試みていた。

このように「克日」という認識を持っていた軍出身の両大統領に比べ金泳三大統領は、大統領選挙の当時から「私が大統領になれば韓日関係は以前より良くなる」と訴えるだけでなく、当選後にも「韓日関係は政治経済安保など全分野で最も重要な相互依存関係となっている」と明言していたように、彼は対日関係改善の必要性を強く認識した上、それを自分自身に与えられた政治的使命だと考えていた¹⁵²。

さらに、「韓国外交の最も重要な軸はアメリカ及び日本との関係」だと主張していた金泳三大統領は就任後、日韓関係において「過去は過去、経済は経済」という政経分離を根幹とする二分法的接近を試みた。そしてこのような金泳三大統領の方針により、経済閣僚らは日本からの収入禁止品目を政権任期内に半分に減らすと共に、知的所有権に対する保護水準もアメリカと同様にする方針を決めるなど、日本への急速な接近を試みる。さらに、1993年8月9日、副総理を委員長とする対外協力委員会を開き、「韓日経済関係の新たな発展方向」を議決し、収入規制措置を緩和させるだけでなく、同年9月には民官合同の「投資誘致団」を派遣するなど、新たな対日姿勢を取った¹⁵³。

このように発足直後から既存の政権より友好的な対日姿勢を見せた金泳三大統領は、就任当時から既に韓国国内で国民的関心を集める主要懸案であった「慰安婦問題」に関して被害者に対する生活保護措置を実施すると共に、日本への「補償」の問題に執着しないという「対日補償不要方針」を明言した¹⁵⁴。そして、日韓両国間の歴史問題にこのように積極的に取り組む金泳三大統領の努力は、1990年代初頭の日本の国内外情勢の大きな変化、「脱冷戦」、そして国際社会の人権に対する関心の増大などの動きによって、歴史問題をより直視せざるを得なくなった日本政府を刺激し、「慰安婦問題」に対する日本政府の踏み込んだ態度を促すきっかけとなった¹⁵⁵。

「慰安婦問題」が韓国国内で公式的に知られるようになった契機は、1990年になって、韓国梨花女子大学の尹貞玉教授^{ユンジョンオク}が「挺身隊取材記」という記事を韓国の『ハンギョレ(한겨레)新聞』に連載したことによるものだった。これに対し和田春樹が韓国の民主化の勢いで女性がはつきり声を上げることができるようになったからだ¹⁵⁵と説明しているように、「慰安婦問題」は人権理念と女性の地位の急速向上という国際的潮流のなかで、女性の人権侵害の象徴的事例とみられ、短

¹⁵² 小此木政夫「갈림: 한국, 대일 외교정책 달라졌다(韓国、対日外交政策変わった)」『世界日報(세계일보)』、1993年10月29日

¹⁵³ 『ソウル新聞(서울신문)』、1993年8月10日

¹⁵⁴ 金泳三は「慰安婦問題は金銭的問題でなく民族的プライドの問題である。『補償』の問題に執着しないことによって、道徳的優位に立ち、日本の謝罪を堂々と要求するべきことが、歴史問題解決の正しい手順と考える」と語っている。김영삼 『김영삼 대통령 회고록(상)(金泳三大統領回顧録[上])』 조선일보사, 2001, p. 199

¹⁵⁵ 서현섭, 前掲論文, p. 168 ; 韓国外交白書によると、慰安婦問題に対す政府のこのような動きが日本政府を慰安婦調査に積極的に取り組むようにする契機となったと記録している。외교통상부, 前掲書(1994), p. 108 ; 1993年3月、韓国の金泳三大統領は元慰安婦の救済に乗り出し、生存する被害者には一時金として生活保護基本金と、毎月の生活支援金を支給し、日本に補償を求めない代わりに真相究明と心からの謝罪を求めた。このような金泳三大統領の行動に日本政府は「金泳三大統領の心情に、調査報告の言葉で答えたい」と応じ、真相究明に取り組んできた¹⁵⁵と見られる。『読売新聞』、1993年8月5日

期間に世界的な関心を引き起こしたものであった¹⁵⁶。

「慰安婦問題」が日韓両国間における核心的問題として浮上したのは、1990年6月6日、参議院予算委員会での政府委員である清水傳雄の発言によるものであった。予算委員会では社会党本岡昭次議員の「慰安婦問題」に関する質問に対し、清水は「従軍慰安婦なるものについて、(中略)民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようであり、こうした実態について調査し結果を出すことは、できかねると思う」と答弁した¹⁵⁷。これは、「慰安婦問題」には、日本の政府や国家、軍隊も関係がなく、単に民間の業者らがそういう人を軍隊のうしろから連れて行って商売をしていたのであり、それ以上のことは日本政府としては分かりかねるということであった。これによって韓国側が一気に激怒した。そして同年の10月17日には、37の韓国女性団体が、日本政府に韓国女性を「慰安婦」として強制連行した事実を認めることを要求するなどの抗議声明を発表しただけでなく、翌年の1991年には自ら「慰安婦」だったと名乗り出て、日本政府に補償を求め訴訟するという事態にまで至った。これは日本政府にだけでなく、日本の女性団体にも大きなショックを与え、この問題に対し熱心に取り組む契機となった。さらに、1992年の1月になっては、中央大学の吉見義明教授が「慰安婦」への日本軍の加担を示す資料を発見したことにより、日本政府の取り組みを呼び起こすこととなった¹⁵⁸。

このような雰囲気の中、1992年1月に宮沢喜一首相が韓国を訪問した際、元「慰安婦」たち及び彼女らを支援する大勢の団体により取り囲まれるという事件が起こった。この事件により問題の深刻さを強く認識した宮沢は「慰安婦問題」を徹底的に調査することを指示、日本政府は外政審議室の谷野作太郎室長を「慰安婦問題」担当にして調査を始めた。さらに、韓国政府も1月24日に「挺身隊問題実務対策班」を設置し調査を開始することによって、日韓両政府が「慰安婦問題」について同時に調査に着手することになった。そして1992年7月6日に加藤紘一官房長官による第一次調査が発表された¹⁵⁹。

この一次調査で日本政府は、政府が「慰安婦」に関与していたことは認めたものの、それが「強制連行」だったことは証明できなかった。これに対し韓国政府は調査結果が評価し難いものだとし、引き続き真相究明に取り組むことを強く要求した。そして、韓国金泳三政権はこのような動きの中で発足した。前述したように、金泳三政権は発足直後から「対日補償不要求方針」を表明するなど「慰安婦問題」解決により積極的に取り組んだだけでなく、1993年6月の日韓定期外相会談では、韓国の対日政策転換の原則として、「過去に対する客観的及び合理的調査」、「相手に対する偏見ない理解への努力及び対国民広報」、「双方による共同利益の追求」という三つの事項を提示した。日本は韓国政府のこのような対日友好姿勢を高く評価しながら、「慰安婦問題」へより積極的に取り組む意向を示した¹⁶⁰。そして、その後7月26日から元「慰安婦」たちに

¹⁵⁶ 大沼保昭、岸俊光(編)『慰安婦問題という問い』勁草書房、2007、pp. 16-17；「慰安婦問題」の浮上の背景に対しては異なる分析も存在する。木村幹などは、1988年に開催されたソウルオリンピックを契機に、韓国への日本人観光客の増加するようになり、当時の日本人韓国客の多くが、「キーセン観光」と呼ばれた「買春」を目的とする男性であったことから、当時の韓国女性は、こうした日本人に反感を持ち、またその日本人を諸手を挙げて迎え入れようとする、時の政権に反発したことがその背景であると説明する。詳しくは、木村幹「歴史認識問題にどう向き合うか(9)：歴史認識問題に影響を与えるもの(3)」『究：ミネルヴァ通信』2011年12月号、pp. 22-23を参照。

¹⁵⁷ 国会会議録、平成02年06月06日、参議院、予算委員会、19号。

¹⁵⁸ 当時の声明内容は「強制連行」の事実を認めるとの内容以外に次の五つの項目で構成されていた。1)公式に謝罪せよ、2)真相を究明して発表せよ、3)犠牲者のための慰霊碑を建設せよ、4)生存者や遺族に補償せよ、5)歴史教育でこの事実を教えよ。大沼保昭、岸俊光(編)、前掲書、pp. 17-18

¹⁵⁹ 同上書、pp. 188-190；和田春樹「慰安婦問題：現在の争点と打開への道(特集 歴史認識と東アジア外交)」『世界』2014年9月号、p. 117

¹⁶⁰ 『産経新聞』、1993年7月1日；『読売新聞』、1993年7月26日

対する聞き取り調査が開始される。

7月26日から30日まで行なわれた聞き取り調査は、「慰安婦問題」に対し日本政府もしくは軍隊の「強制連行」を認めることを要求した韓国政府の主張及び、韓国側遺族会の要求事項をも受け入れることによって実施されたという点から、日本政府としてはかなり踏み込んだものであったと同時に、やがて日本国内の「反対勢力」から非難される根拠となるものだった¹⁶¹。

このような過程を通して作成された「従軍慰安婦問題に関する第二次政府報告書」が同年1993年8月4日、河野官房長官によって発表された。いわゆる「河野談話」であった。その主な内容は、「数多くの『慰安婦』が存在したことが認められた」、「慰安所の設置、管理及び『慰安婦』の移送に旧日本軍が間接に関与した」、「『慰安婦』の募集は甘言、強圧によって本人たちの意思に反するものであった」、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」、「『慰安婦』の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていた」、「政府は、従軍『慰安婦』として数多の苦痛を経験され、心身にわたりいやしがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げ、また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかについて、今後ともに検討すべきものとする」というものであった¹⁶²。

この、「河野談話」に対する韓国政府の反応は、強制性の認定に対する「評価」、真相究明の物足りなさに対する「指摘」、そして、後続措置に対する「期待」という三つに分けてみることができると考えられる。まず、「評価」は、6月29日の日韓外相会談で韓国側が提示した「慰安婦問題解決に対する三原則」である、「強制性の認定」、「『慰安婦』全体の真相究明」、「歴史の教訓にするという意志表明」、のうち、「強制性の認定」及び「歴史の教訓にするという意志表明」が行なわれたことに対するものであった。この評価は同時に、談話内容に「慰安婦」の総数及び具体的生活ぶりが含まれていないことに対する「指摘」でもあった。そして、韓国政府の日本政府の今後の措置に対する「期待」は、「河野談話」が後の日本政府に「『河野談話』の言葉だけでなく、行動で見せるべき」との義務感を与えるものとなったという面から極めて重要であった¹⁶³。そしてこれは、次の章で扱う後の村山政権が、戦後50年問題に取り組む際に、当時活発に行なわれていた歴史認識論争を「補償の問題」と「日本政府の歴史認識問題」に分けるきっかけともなっていた¹⁶⁴。

¹⁶¹ 韓国の遺族会では聞き取り調査方法として、「証言を希望する元従軍慰安婦全員に証言できる機会を与える」「証言聴取過程を遺族会がビデオで撮影する」「本当の真実を出すために、遺族会が信用する日本人を聴取入会人として立ち合わせる」「証言が誤った方向に使用されないこと」という四つの案を要求した。そして、これらの要求が日本政府により受けられることによって、本来10人に限っていた日本政府従来の方針は変更されただけでなく、日本政府関係者以外に遺族会が提起していた裁判の弁護団から女性弁護士が参加されることとなった。高木健一、「細川政権と私たちはアジアの声にどう応えるか」『月刊社会党』1993年12月、461号、pp. 29-30

¹⁶² 当時(1987年-1995年)の内閣官房副長官であった石原信雄は、談話の発表背景を次のように日本の対外政策という面を中心に説明している。彼によれば、当時、日本の外交としては新たな目標を「新しい時代のアジア外交の構築」に向けており、国連の安保理に入ることを希望していた日本政府としては、そのためにはやはり近隣諸国の理解、近隣諸国の支持をいかに得るかということが極めて重要だということも非常に深刻に受け止めていたという。石原信雄「河野官房長官談話に至る背景」日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会『歴史教科書への疑問』展転社、1997、pp. 422-425；談話全文は、外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (最終閲覧日：2014年9月1日)、「慰安婦関連調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」を参照されたい。

¹⁶³ 石原信雄元官房副長官は和田春樹とのインタビューで、「なんかやらなければいかん、単に河野談話だけじゃ済まない」と、村山総理及び五十嵐広三当時の官房長官は考えていたと語っている。財団法人平和のためのアジア女性国民基金『オーラルヒストリーアジア女性基金』長谷川、2007、p. 45

¹⁶⁴ 和田春樹によると、村山政権が発足されては、「『河野談話』で示したことを実行すべき」との意見が高まり、戦後五十年問題プロジェクトチームで「慰安婦」補償問題を別に扱い、結果的に「平和のためのアジア女

このように、1990年代に入るとともに日本国内外の変化の中での「河野談話」の発表時期は、「自民党一党優位体制」が終わり「非自民連立政権」である細川政権が発足する8月9日の直前であった。そして、長い間あらゆる理由から表に出てこなかった日本だけでなく国際社会においても極めて敏感な歴史問題である「慰安婦問題」で「強制性」を認めた日本政府の「河野談話」は、日本国内及び日韓両国間の歴史認識論争が1980年代から1990年代へと、さらに、「自民党一党優位体制」から「非自民連立政権」へと移る、重要な転換点となるものであった。

第2節 「自民党一党優位体制」の崩壊と、歴史認識をめぐる対立構図の形成

1955年から38年間持続した「自民党一党優位体制」の崩壊は、政治スキャンダルを巻き起こした自民党の一党優位体制に対して、政治改革を熱望する世論、自民党内の分裂及びいわゆる新保守勢力による離党の動き、そして彼らに新たな政治を期待する「新党ブーム」によるものだったといえる¹⁶⁵。

1992年6月、細川護熙による日本新党結党と共に『文芸春秋』に発表された「『自由社会連合』結党宣言」の要旨は、当時日本政治の腐敗の様相をよく示している。「国際情勢が激動している中で、日本の政治は鎖国の中で惰眠をむさぼっていた幕末の状況と酷似している。新しい分権的、開放的な国家システムを創造するための抜本的な政治改革を断行しない限り、世界的転換に対応することは出来ない。その為には新しい支持理念と広い国際的視野、清新な政治リーダーシップをもった新しい政治集団の結成以外に残された道はない」¹⁶⁶。このような宣言は、1980年代のバブル経済後の経済不況が日本を襲い、また政治に対する不信が非常に高まっていた当時の国民に政治改革の期待感をもたらした。そして、このような国民的な期待感の下で、細川の日本新党は、結成直後の参議院議員選挙で4議席、東京都議選で20議席を獲得する躍進を果たすなど、既存の自民党政治に対する改革勢力としての新党ブームを巻き起こした。

細川の日本新党と共に、当時の新党ブームの先頭にいた新生党及び新党さきがけは、自民党の分裂のなか、政治改革の旗を挙げた自民党離党勢力によって作られた。1992年8月、自民党の金丸信副総裁が佐川急便スキャンダルを認め、政治腐敗に対する強い世論の批判の中、副総裁職を辞任、さらにその後10月には議員職までも失う。これにより、金丸が会長だった経世会の後任会長選出の過程で、金丸の最側近であった小沢一郎が推薦した羽田孜の代わりに小淵恵三が選出されると、これに反発した小沢は、小選挙区制導入を主張する政治改革スローガンを訴え、羽田派を結成した。この動きは結局、1993年6月の宮沢首相に対する不信任決議案の可決後の、自民党離党、及び新生党結成につながり、やがて細川連立政権を率いる中心勢力となる。このような自民党の分裂の中で、武村正義も政治改革を標榜しながら新党さきがけを結成、自民党を離党することになる。

このようにして形成された保守系新党は、1993年7月の第40回衆議院議員総選挙で、新生党55席、日本新党35席、さきがけ13席をそれぞれ獲得し、選挙以前の136席から70席へと大幅にその勢力を弱めた社会党及び、51席の公明党、そして15席の民社党と4席の社民連、民主改革連合と

性国民基金」という財団法人を創設させるに至った。そして、当時の国会不戦決議案及び戦後50周年記念首相談話など、政府の公式的歴史認識を巡る論議は補償問題とは別の組織により同時進行されていたという。筆者による和田春樹に対するインタビュー（2010年11月25日、於：東京）

¹⁶⁵ プルネンドラ・ジェインは、日本国内政治の腐敗、脱冷戦がもたらした社会党への拒否感の弱体化と、自民党内における異なる理念などの噴出などを挙げながら、1989年からの自民党一党優位体制崩壊現状を分析している。プルネンドラ・ジェイン「転換期の日本の政党政治」『レヴァイアサン』1996、18号、pp. 34-36

¹⁶⁶ 細川護熙「『自由社会連合』結党宣言」『文芸春秋』1992、70(6)号、pp. 94-106

共に8党会派連立与党を構成した。そして議席数から、連立政権の首相は社会党、もしくは新生党から誕生するだろうという予想があったものの、議席数4番目の日本新党党首である細川護熙が首相に選出され、同年8月6日にして細川連立内閣が発足する¹⁶⁷。

1. 細川政権による歴史認識問題の表面化

1990年代に入るとともに急浮上した、歴史認識問題をめぐる論争の過程において、細川連立政権の時期は次のような三つの面から重要な意味を持つ。第一に、細川のリーダーシップ及び歴史認識、そして既存の自民党政権との差別化の追求という要素により、「侵略戦争」「植民地支配」という、以前よりはるかに踏み込んだ表現で歴史に対する謝罪が行なわれた時期であったということである。第二に、そのような積極的な歴史に対する謝罪によって、自民党議員らを中心に、謝罪に反対する勢力を一挙に結集させ、歴史問題に対する政治勢力間の対立構図を可視的に作り上げたということである。第三に、長い間続いた、軍事政権を終焉させた金泳三政権の友好的対日政策だけでなく、歴史問題に対する細川首相の相次ぐ積極的謝罪による日韓関係の発展は、韓国側の日本の歴史謝罪及び補償に対する期待感を高めると同時に、日本国内での反対の声もより一層強化させる契機となったということである。

ここではまず、このような歴史認識問題における重要な転機となった細川政権の特徴を、細川の個人的要素から分析する。細川のリーダーシップの特徴は細川の首相就任の背景に見られる。細川の首相就任は、自民党一党優位体制が崩壊し、新しい内閣の構成に大きな注目が集まっていた当時、誰も予想できなかった画期的なものであり、連立与党の8会派内で彼を首相に推戴したのは小沢一郎であった。小沢の細川首相カードは、非自民連立政権の首相は自民党色を徹底的に排除しつつ、政治改革イメージにふさわしい斬新な人物であるべきという戦略であった。そのような判断は、当時の世論調査で74%が新党(日本新党・新生党・さきがけ)の政策を支持し、新しい政権の形としては、最も多くの39%が「自民党を排除した連立」を願っていた国民の期待に合致するものであった。その世論に加え、戦国武将細川忠興で知られる伝統的な名門である「細川家」の一員であり、衆議院議員としては当選一回と新鮮なイメージだった細川は、「殿様」という愛称で呼ばれ、政治改革を期待する国民から政権序盤、71%という歴代最高の支持率を得ることになる¹⁶⁸。他の入閣者もない少数政党である日本新党に所属していた細川としては、このような高い支持率を背景に、特定政策が実行されるべき必要性を国民に直接訴え、与野党からの政治的攻勢を抑えるという政治スタイルを選択したと考えられる¹⁶⁹。

また、日本にとっての韓国の重要性を強く意識していた細川は、韓国の金泳三大統領の、過去よりはるかに踏み込んだ対日友好態勢を非常に高く評価していた。また、1993年8月26日、韓国

¹⁶⁷ 細川護熙『内証録:細川護熙総理大臣日記』日本経済新聞出版社、2010、pp. 8-10；草野厚『連立政権:日本の政治1993〜』文藝春秋、1999、pp. 30-34

¹⁶⁸ 細川を支持する理由としては37%が「なんとなく政治に変化が期待できそうだから」と答えていた。『朝日新聞』、1993年9月8日；当時の最優先課題としては政治腐敗防止が60%を占めていた。『読売新聞』、1993年8月8日；スティーブン・R・リードはこのような高い支持率について、保守政権の腐敗に対する強い不満を持つ国民と、魅力的で新しい代替勢力の誕生という相互作用の産物であり、1976年、新自由クラブによる「新自クブーム」、1989年、社会党の「土井ブーム」と同じく、細川政権も既存の勢力に対する強い不満、及び従来の野党が果たせなかった代替性を、改革イメージとして訴えた「新党ブーム」の典型的事例だと分析する。スティーブン・R・リード「ブームの政治—新自由クラブから細川連立政権へ」『レヴァイアサン』木鐸社、1996、18号、p. 61-62

¹⁶⁹ 信田は、首相が持つ個人的政治資源を、「内」と「外」に分けている。そのうち「内的」政治資源として、与党内での勢力基盤、官僚に対するコントロール、対野党関係を挙げており、「外的」政治資源には、世論の支持及び、財界や米国からの支持を挙げている。信田智人『官邸の権力』筑摩書房、1996、pp. 205-210

ハンズンジュの韓昇洲外務部長官が事実上日本の国連安保理常任理事国入りを支持する発言をするなど、この時期の日韓関係は互いに国民の大きな期待を背景に発足した新しい政権であったために、過去に例をみない最も友好的な状態が演出された¹⁷⁰。当時11月のAPECで日韓首脳会談が予定されていたにもかかわらず、APECを目前にした11月序盤に、就任後、初の訪問国として韓国を選択した細川の行動は、このような当時の両国間の友好的関係を端的に示すものであった¹⁷¹。

最後に、細川の歴史認識としては、まず彼は靖国神社参拝に対し、「A級戦犯が祭られている靖国神社に一国の代表者が参拝するのは、外に対し説明のつかぬこと。(中略)一国民としても、敗戦の結果責任を負うべき人々を神として祀ることは納得しかねるというのが当然の理」と語っている¹⁷²。彼はまた、戦争責任問題に関して日本の対アジア外交の重要性を力説しながら、その大前提として「アジア諸国と『本当の友人としてつき合う』上で最大の障害となっている近隣国に対する戦後処理」を挙げている¹⁷³。このように、本来補償の必要性までも主張していた細川の歴史認識及び戦争責任に対する考えは、前述したような彼の韓国に対する認識及び、政治主導的性向によって積極的謝罪へとつながった。その代表例として1993年11月に行なわれた日韓首脳会談での発言原稿の修正を挙げることができる。訪韓直前の11月4日、外務省の柳井俊二総合外交政策局長、池田維アジア局長、武村官房長官、石原信雄、鳩山由紀夫両官房副長官、谷野作太郎外政審議室長らが関わった訪韓勉強会で、首脳会談での記者会見内容は既に作られていた¹⁷⁴。しかし細川は首脳会談の会場であった韓国の慶州に向かう飛行機の中で、準備されていた原稿に対し「そんな話ではだめだ。もっと踏み込んで、具体的なことを言いたい」と述べ、同行していた後藤利雄韓国大使の助言を基に「創氏改名」及び「国語教育機会の剥奪」などの表現を自ら挿入した¹⁷⁵。このような行動には国内からの強い反発が十分予想されていたが、細川はそれを推進した。その結果、細川のそのような積極的及び具体的な謝罪は、それに反発する国内勢力を刺激し、つよい抵抗を招いた¹⁷⁶。細川による積極的な歴史謝罪行為は、1990年代を迎え浮上した歴史問題を表面化させたと同時に、日本国内において、それに反対する勢力を集結させる起爆剤となったのである。

¹⁷⁰ 韓国の韓昇洲外務部長官は、読売新聞との単独会見で、細川の進歩した歴史認識を高く評価したうえ、日本の常任理事国進出に障害物とされていた、韓国側の日本軍事大国化に対する根深い懸念に対しては「そのような可能性はない」と明言した。また、日本の常任理事国入りに関して韓国の外務部長官としては初めて事実上の支持の意を表した。『読売新聞』、1993年8月27日

¹⁷¹ 金泳三大統領は8月30日、訪韓中の熊谷弘通産相との会談で、11月にシアトルで開催予定のAPECで、細川首相と会談したいとの意向を表明し「歴史をありのままに見ることから未来志向的な関係がある。未来志向的な関係を築いていきたい」と述べるなど、既存政権との差別性を強調する日韓の両政権は、日韓関係においても以前には見られなかった積極性を見せている。『読売新聞』、1993年8月31日

¹⁷² 細川護熙、前掲書(2010)、pp. 38-39

¹⁷³ 細川は新党結党の際「ドイツは2次大戦中、ナチス収容所に強制労働動員されたポーランド市民に対し、5億マルク(約400億円)/勝戦国アメリカは「抑留日系人補償法」を成立、戦争中強制収容された日系アメリカ人に対し補償を実施、またアメリカは人権無視の強制収容は憲法違反だと公式に謝罪、総計12億5千万ドル、一人当たり2万ドルを支給した」と補償問題に対し詳しく記録、日本も補償するべきとの認識を表していた。細川護熙『日本新党責任ある変革』東経、1993、p. 216

¹⁷⁴ 『読売新聞』、「『細川首相の一日』11月4日」1993年11月5日；細川護熙、前掲書(2010)、p. 157

¹⁷⁵ 細川は当時の状況に対し「現地の事情に詳しい大使の意見を反映した。(中略)就任時からそうだった、今までのものではだめであり、もっと心が伝わるものであるべきだと考えてきた」と語っている。若宮啓文『和解とナショナリズム:新版・戦後保守のアジア観』朝日新聞社、2006、pp. 282-283

¹⁷⁶ 細川は彼の日記で、「原稿内容修正が国内でのあらゆる批判及び反発を招くことになるだろう。(中略)しかし歴史的事実を直視しなくては真摯な友好関係は構築できないと確信する」と記録している。細川護熙、前掲書(2010)、p. 157

2. 歴史謝罪に対する反発勢力の結集

序論でも述べたように、歴史認識問題に関する多くの研究は1990年代以降に焦点を当てており、その理由の一つが、政府による積極的な歴史謝罪に猛烈に反発する勢力が結集することによって、可視的な対立構図を作り上げたためである。では、そのような対立構図を形成する勢力は、「自民党一党優位体制」の崩壊後、どのような契機を通じて結集し、論争の表舞台に現れるようになったのだろうか。本稿ではその契機として、細川首相就任直後、初めて行なった記者会見での発言を取り上げる。

細川首相は1993年8月10日、就任後初の記者会見で、太平洋戦争に対し「私自身は『侵略戦争』で『間違った戦争』だったと認識している」と発言し、国内外で大きな波紋を呼んだ¹⁷⁷。本稿で細川首相によるこの発言を歴史認識論争における起爆剤であり、歴史謝罪に反対する国内勢力を結集させた直接的な契機として挙げている理由には次の三つがある。第一に、「侵略戦争」及び「間違った戦争」という表現が「太平洋戦争」の性格を一方向的に断定するものであり、またその表現は、先に述べたように、戦後日本社会で繰り広げられてきた歴史認識問題をめぐる論争において最も重要な争点であったためである。第二に、「侵略戦争」という表現に反発し、「歴史検討委員会」という、政府の歴史謝罪に反発する巨大な国会議員集団が結成されたためである。第三に、日本の首相個人の歴史認識が、韓国からは日本政府を代表する公式的な歴史認識だと受け入れられ、細川の発言がその後、戦争に関する日本側の表現を評価する一つの基準になるためである。

細川の「侵略戦争」及び「間違った戦争」という表現が国内外に大きな波紋を呼び起こした理由は何であったのだろうか。ここではその理由を、細川の発言が戦争に関する既存の発言とは異なる性格を持っているという面と、その発言自体が意味するものに分けて分析したいと思う。

まず、戦争に関する歴代首相らの発言の性格を見ると、1982年の中曽根首相は日本の過去の戦争に対し「国際的に侵略とされているのは事実だ」と表現し、「国際的」という第三者の視角を伝える形で、戦争に対する首相自身としての認識を明確に表明することを避けた。次に、竹下登首相は1989年3月に「軍国主義の侵略があった」と述べ、過去の戦争を「軍国主義」によるものであると、またもや明確な責任糾明を避けていた。つづいて宇野首相も同じく、同年6月、「軍国主義による侵略である」と述べている。その後の海部首相及び宮沢首相は、以前より「反省」の意を明確にしてはいるものの、両者とも過去の戦争に対する明確な定義の代わりに「わが国の行為」といった文言で一括していた¹⁷⁸。このような面から細川の公の場での「侵略戦争」及び「間違った戦争」という発言は、戦争の性格を明確に断定しているため、それまでの首相らの曖昧な発言とは比較にならないものであった。

では、このような表現は、それに強く反発する勢力に対しどのような意味を持つのであろうか。「日本遺族会」を中心とする戦没者遺族団体、及び彼らと深い関係を持つ自民党議員らは、過去の戦争を一方向的に「侵略戦争」と規定することにより、戦没者の名誉が傷つくと強調する。彼らは、「侵略戦争」と命名することは、国家のため、家族のため戦場に出て死んでいった大勢の若き戦没者たちをみな「侵略者」にすることであり、「間違った戦争」と規定することは、戦没者らの死を「犬死に」にすることだと反発する。彼らはこのような論理から、過去の戦争の中に、日中戦争のような、一部侵略性を含むものがあるとしても、戦没者の遺族に配慮し、「侵略戦

¹⁷⁷ 『読売新聞』、1993年8月11日

¹⁷⁸ 本章の第1節で論じたように、海部首相は1991年に「国の行為を厳しく反省する」と語っており、宮沢首相は1992年1月の訪韓時に「わが国の行為により耐え難い苦しみと悲しみを体験されたことについて、ここに改めて、心からの反省の意とおわびの気持ちを表明する」と発言していた。

争」だったと断定したことを撤回することを要求する。実際、「日本遺族会」の公式ホームページでは、遺族会に対する紹介の部分において、「昭和20年8月15日、4年におよんだ大東亜戦争は終わりました」と、本来の「大東亜戦争」から侵略性を否定し難い日中戦争の期間を除外していることがわかる¹⁷⁹。

さらには、このような遺族会との連繋を密にする一部の政治勢力は、先の第一章で調べたように、太平洋戦争を「侵略戦争」ではなく欧米帝国主義からの「アジア解放戦争」であったと認識しつつ、アジア諸国が日本の植民地時代を通じてより早く成長することができたと主張している。また、あらゆるマスメディア媒体や論文などを通じ、社会党及び保守系新党勢力が持つ歴史認識自体が、大東亜戦争を「侵略戦争」と規定した「東京裁判」によるものであり「自虐史観」であると批判する。このような勢力の歴史認識に対する信念は主に政治家など、影響力のある著名人による発言を通じて表出される。そしてそのような発言は、アジア周辺国からはいわゆる「妄言」と扱われるようになり、国家間の葛藤を引き起こすものとなる¹⁸⁰。

実際に、記者会見の内容に対し猛烈に反発した三つの団体、「英霊にこたえる議員協議会」（会長・原田憲）、「遺家族議員協議会」（会長・武藤嘉文）、そして、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」（会長・斎藤十朗）で構成された「靖国関係三協議会」は、細川の記者会見があった三日後の13日に総会を開き、対策を模索した。細川の歴史観は「東京裁判史観」だとの批判が相次いだ総会では、「靖国関係三協議会」が正しい歴史認識を立て直すべきとの声が高まった。このような要求を受け、10日後の8月23日に協議会内に「歴史検討委員会」（以下、「検討委員会」）を設置することが決定された。

「検討委員会」の事務局長である板垣正は、その設立趣旨について次のように語っている。「細川首相の『侵略戦争』発言や、連立政権の『戦争責任の謝罪表明』の意図などに見る如く、戦争に対する反省の名のもとに、一方的な、自虐的な史観の横行は看過できない。われわれは、公正な史実に基づく日本人自身の歴史観の確立が緊急の課題と確信する」。このような設立趣旨だけでなく、「検討委員会」の基本テーマとしては、「大東亜戦争を如何に総括するか」を設定しており、「検討委員会」は連立与党の歴史認識を「東京裁判歴史観」と批判し、また、委員会を構成する勢力らの歴史認識通りに「大東亜戦争」を総括することをその設立目標としていることが分かる¹⁸¹。さらに、このような背景から設立された「検討委員会」の山中貞則委員長は、委員会設立の直接的契機として「細川君が総理になって、先の大戦は『侵略戦争』であったと公的に発言したこと」と明確に示しながらその発言を批判している¹⁸²。細川首相の「侵略戦争」発言は、政府の歴史謝罪に反発する勢力を結集させる直接的な契機となっていたことが端的に現れている。

以上のような背景及び趣旨の下で設立された「検討委員会」は、その後1993年10月の初会合から、1995年の2月までに、およそ20回にいたる専門家講義及び資料の収集を通じて「大東亜戦争の総括」と題する資料集を発刊しただけでなく、1994年11月には、参加している国会議員は衆院

¹⁷⁹ 日本遺族会公式ホームページ、<http://www.nippon-izokukai.jp/aboutus/>（最終閲覧日：2013年5月31日）

¹⁸⁰ このような歴史認識を代表する主張の例として田母神俊雄の論文、「日本は侵略国家であったのか」（『wil1』2009、1号）が挙げられる。田母神の論文は、当時列強国のうち、満州、朝鮮半島、台湾のすべてを内地化させ、本土と同じく開発させようとした国は日本だけであると主張する。さらに、35年間、人口が2倍に増え、当時の植民地時代が豊かであり、治安がいかに良かったかを示している朝鮮の事例が、日本の穏健な植民統治を証明していると述べている。このような田母神の論文は、当時田母神が航空自衛隊の幕僚長という重責を担っているながらも、政府見解に反する主張を訴えたとして大きく問題化された。この問題により田母神は更迭され退官となった。

¹⁸¹ 歴史検討委員会『大東亜戦争の総括』展転社、1995、p. 444

¹⁸² 同上書、pp. 2-3

議員76名、参院議員29名の105名に至っていた。このように、細川の「侵略戦争」発言は単に野党の反発を巻き起こしただけではなく、105名に及ぶ国会議員らを、過去の戦争を「侵略戦争」と断定することに対し反対する勢力として結集させるものであった。そしてこのように結集した勢力が、歴史謝罪を主張する連立与党に対立する中心勢力となったのである。

細川の記者会見内容が重要である三つ目の理由は、その発言により日本政府の公式的立場としての歴史認識をめぐる論争が本格的に始まる発端となったためである。細川の発言内容が細川個人の認識であったにも関わらず、韓国を初めとするアジア諸国からは、日本政府の公式的な歴史認識と受け入れられ高く評価されることになった。するとその評価は、補償を要求する動きへとつながり、日本の外務省は「[細川総理の発言内容は]政府のものではない」と補償の可能性を否定する対応をとった。さらに、『産経新聞』などからは細川首相が持つ歴史認識に対する批判が相次ぐようになり、国内外で日本政府の公式的な歴史認識をめぐる論争が繰り広げられた。

細川は「侵略戦争」、「間違った戦争」という発言の背景となる歴史認識を彼の日記で次のように語っていた。「日本は中国、朝鮮半島や東南アジア諸国へ専ら自国の利益を追求、保安するの余り、一方的に兵を進め、耐え難き苦難を与えた。(中略)被害を受けた国々が日本の行為を『侵略』と捉えることは、紛れもなき事実であり、これはまた、多くの日本国民の率直な認識である。(中略)我々は戦争を二度と繰り返してはならぬとの強い反省に基づき、平和国家としての道を歩むことを決意せるものにして、「侵略戦争」か否かと迫られたならば、「侵略戦争」ではないと胸を張って答えることはできない」¹⁸³。つまり、細川は記者会見での発言により招かれる反発及び混乱を予想しながら、その必要性を強く意識していたと思われる。

ここで注目すべきは、記者会見の内容でも「私自身は」と前提していたように、その発言があくまでも、個人的認識だと示していたにもかかわらず、韓国は、彼の発言を日本を代表するもの、すなわち、日本政府の公式的歴史認識だと受け入れ、より大きな波紋をもたらしたということだ。実際、韓国のマスコミでは、補償を求めるわけではないという政府の公式的立場とは異なり、細川の発言を評価したうえで補償に対する期待をみせはじめた。これは、太平洋戦争を「侵略戦争」と規定し、それに対する歴史的罪を謝罪するならば、犠牲者に対する補償を、言葉でなく行動で表し信頼を得るべきだということを意味していた。そのような動きの中、『韓国日報(한국일보)』は社説で日本が過去に特別法を制定、台湾の戦争犠牲者3万名に対し、1人当たり2百万円ずつ補償した事例とアメリカが日本系アメリカ人を強制収容したことに対し、6万名に1人当たり2万ドルずつ補償した事例を挙げるだけでなく、日本植民地時代に強制徴用された韓国人に支給すべき賃金2億3千7百万円(49年当時の金額)が日本銀行の特別口座に残されており、即刻に返還するべきだと主張するなど、補償に対する具体的金額までも言及され始めた¹⁸⁴。

このような韓国側の反応は、日本の歴史清算に対する期待が高まっていることを端的に示すものである。つまり、細川の「侵略戦争」発言以後、韓国が日本に要求する戦争に対する規定は「侵略戦争」となり、戦争に対する首相や閣僚などの発言が「侵略戦争」という表現に至らない場合に、それを批判している。実際、記者会見があった同月の23日に行なわれた国会での細川首相の政府所信表明でも、「侵略戦争」が「侵略行為」に変わったことに対し、韓国では失望と批判の世論が高まった。また、その後の羽田首相の所信表明でも「侵略戦争」と発言できなかったことに対して、「彼らは過去の戦争を『侵略行為』と規定する以上には進められない限界を表している」と批判していた¹⁸⁵。そして、このような反応から、韓国は所信表明及び記者会見の両方を同じく政府の公式的な立場と捕らえているということがわかる。これは同時に、韓国がそれほ

¹⁸³ 細川護熙、前掲書(2010)、pp. 30-31

¹⁸⁴ 『韓国日報』、1993年8月12日

¹⁸⁵ 『東亜日報』、1994年5月27日

どに日本の歴史認識に敏感に反応するというを示している。政治家の個人的認識を日本政府の公式的認識と同様に受け入れ、積極的に反応するという韓国の対日対応の性向は、やがて日本政府の公式的立場に対する混乱を招くようになり、結局、日本に対し、より上位の国家機関による明確な立場を表明することを要求するようになる。

前述したように、細川の記者会見内容がアジア諸国から大きな反応を招くだろうということは充分予想可能であった。そのため、外務省では発言直後から素早い対応を取っていた。外務省は「新たな反省やけじめが、従来の条約や法的枠組みを壊すものであってはならない」、「補償問題につながる過度の期待をもたせてはいけない」という立場を示しつつ、細川の記者会見内容が政府公式のものでなく、首相個人の認識だということを強調した。さらに、宇野元首相の「[過去の戦争は]軍国主義による侵略である」という発言と竹下元首相の「[過去の戦争は]軍国主義の侵略である」との発言を例に挙げながら、歴代の首相らもそのような表現を使っている、「細川首相は、何も新しいことを言ったのではない」と釈明することによって、反応の波及を最小化させようとしていた。また、補償問題につながることを防ぐため、外務省は11日の記者会見を通じ「アジア諸国に過度の期待を与えてはいけない」との外務省の立場を述べ、細川の発言が新たな補償を意味するものではないと一定の線を引いた¹⁸⁶。

このような外務省の対応と共に、日本国内では保守系マスコミの強い批判が連日相次いでいた。『産経新聞』は11日、コラム「正論」に東京大学小堀桂一郎教授の主張を乗せ、細川の戦争観は、ドイツの戦争責任と日本の戦争責任が本質的に違うということを認識していないと批判した。また1948年の占領軍の宣伝文言がいまだにそのまま伝えられていることは世界的恥だと非難した¹⁸⁷。同時に、日本遺族会は首相の「侵略戦争」発言に対する抗議署名運動を開始し、同年の10月14日にいたっては、全閣僚、全国会議員、全知事にまで送付するなど、細川の「侵略戦争」発言によって過去の戦争を「侵略戦争」だと断定することに反発する勢力は彼らの歴史認識を積極的に主張するようになった。このように、細川の「侵略戦争」発言は、日本国内での歴史認識をめぐる論争をより激化させることで、異なる歴史認識を主張する勢力間の対立構図を可視化させる大きな契機となった。そして、細川政権以後、激変する勢力間の連携と葛藤の繰り返しの中で、そのような対立構図も共に複雑に変わっていった。

歴史認識論争における「対立構図のダイナミズム」と描写すべき1990年代以降の急変する対立構図をどのように捉えることができるか。次の第3節でその勢力類型化の基準を提示する。

第3節 歴史認識をめぐる論争構図のダイナミズム

前述のように、1990年代に入るとともに、「脱冷戦」という国際秩序の変化と「自民党一党優位体制」の崩壊という国内秩序的变化により、それまで抑止され、または回避されてきた歴史問題が急浮上すると、日本の歴史認識をめぐる論争は、国会内でも可視的な対立構図を形成することとなった。そしてさらに、「非自民連立与党」、また、「自社さ連立与党」などと、1990年代序盤の日本国内政治の激動と共に、歴史認識問題をめぐる国会内の対立構図も激しく変貌した。

ここで、歴史認識問題をめぐる国会内の対立構図を構成する両勢力をどのような基準を持って類型化することができるだろうか。歴史認識問題において「対外配慮」を重要視することを、諸外国の「内政干渉」に屈することであると、アジア被害国への謝罪に反対する側を、単に「主

¹⁸⁶ 『読売新聞』、1993年8月12日

¹⁸⁷ 『産経新聞』、1993年8月11日；細川の記者会見直後、逸早く批判していた小堀桂一郎教授は、その後も「歴史検討委員会」の初会合で講演するなど、積極的な謝罪反対派として活動した。

に自民党に所属する右派議員を中心にする勢力」などとする抽象的な捉え方でよいのだろうか。本節では、歴史認識問題が国内外の重要争点として急浮上した1990年代の論争を本格的に扱う前に、1980年代を通じての「政治争点化」により、その論争の舞台を国会へと移した歴史認識論争の対立構図をより明確に表すため、歴史認識問題に対する立場を中心に一つの対立軸を提示し、それによって国会勢力がどのような対立構図を形成するようになるかを分析する。

1. 国会内対立軸の形成と、政治勢力の類型化

戦後日本の国会内での、歴史認識をめぐる政治過程において、国会議員らはどのような手段を通じて自身の歴史認識を露にしてきたのだろうか。本稿では、そのような手段として、第一に、特定の歴史認識を主張する集団の結成及び参加、第二に、歴史認識問題に関する国会決議案及び法案の成立、第三に、いわゆる「問題発言」等、歴史認識に関する国会議員の発言を取りあげる。

まず、第一の手段である、特定の歴史認識を主張する集団の結成及び参加に関しては、1980年代の「歴史教科書問題」を機に自民党内で結成された「同志会」を始め、2014年の今日に至るまでその結成趣旨や活動目標が歴史認識問題に関連している議員連盟などの集団が少なくとも15を超えている。構成員数15名から150名まで、また、超党派の議員によるものまで、様々な集団が設立されており、多くの衆参議院らその集団に参加することによって自身の歴史認識を表出してきた。本稿では、歴史認識問題が「政治争点化」された1980年代以降、特定の歴史認識を主張し結成された数々の議員連盟や勉強会などの国会議員集団が、その設立の趣旨及び目的が何であるかに焦点を当て、各勢力が主張する歴史認識が相互に対立している争点を導出することによって、その争点を日本国内政治勢力を類型化する基準及び対立軸とする。ここで、いくつかの代表的集団とその趣旨及び主張内容を先取りして整理すると以下の〈表-1〉のようになる。

〈表-1〉

集団名(設立年度)	設立趣旨・目的
国家基本問題同志会(1986)	・靖国神社、教科書問題等、国家の存立への諸外国の干渉に反対 ・総理の靖国神社公式参拝を要求
歴史検討委員会(1993)	・細川首相の「侵略戦争」発言、政府の「戦争責任の謝罪表明」に反対 ・戦争に対する反省など、自虐的史観の横行に反対
終戦五〇周年国会議員連盟(1994)	・「不戦決議」に反対 ・過去の戦争処理は平和条約及び講和条約締結により外交上解決済み
「明るい日本」国会議員連盟(1996)	・自虐的な歴史認識や卑屈な謝罪外交の見直しを目的
日本の前途と歴史教育を考える(若手)議員の会(1997)	・歴史教科書、慰安婦、南京大虐殺問題に否定的立場から対応
日本会議国会議員懇談会(1997)	・卑屈な謝罪外交を招く東京裁判史観を批判 ・首相の靖国神社参拝を要求、国立追悼施設の新設に反対
歴史教科書問題を考える(超党派の)会(2001)	・歴史教科書正常化の活動 ・他国の内政干渉はあってはならない
平和を願い…靖国参拝を支持する若手国会議員の会(2005年)	・小泉首相による靖国神社参拝を支持 ・東京裁判、靖国神社研究
慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会(2007)	・河野洋平官房長官談話の見直し ・慰安婦には、公権力の関与はなかったということを明らかにすべき
↑↓ 相互対立	
平成の会(1989)	・平和と外交推進、過去の歴史を踏まえ近隣諸国との友好協力を深める ・「国家基本問題同志会」に対峙、その主張に反対

恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟(1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争及び植民地支配時の被害者を調査 ・被害者に対し日本政府の公式謝罪と個人補償を求める
靖国問題勉強会(2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和を願い…靖国参拝を支持する若手国会議員の会」に対峙 ・小泉首相の靖国神社参拝に反対 ・日本人自身が戦争責任をきちんと総括すべき

表1の集団がその設立趣旨及び目的としている内容のうち、表の中の「相互対立」という分け目を中心にして上下に対立している主な項目を整理すると、1)戦争の性格付け、2)首相の「靖国神社参拝」、3)歴史教科書問題と諸外国への対応、4)過去の戦争及び植民地支配に対する反省と謝罪、の四つにまとめられる。即ち、1980年代から2000年代に至るまでの間に、特定の歴史認識を主張する国会議員らが主に訴えていた内容を基準にすると、「過去の『侵略戦争』及び植民地支配に対して反省し、その被害者に対する公式的謝罪を行い、靖国神社参拝を避け、歴史教科書ではアジア諸被害国に配慮すべき」という側と、それを反対する側に分けられるということである。したがって、本稿では、その対立構図が複雑に変貌し始める1990年代以降の国会内論争の主な分析対象行為者を類型化するにあたって、上の主張に賛成する側を「賛成勢力」、反対する側を「反対勢力」として、両勢力を中心に繰り広げられる歴史認識論争の展開を分析する。

さらに本稿では、「賛成」または「反対」の片方に寄らず、互いに相反する歴史認識を主張する集団に二重に参加する議員を「二重参加」として分類することによって、各集団への参加が自身の歴史認識を表出するものではないと考えられる議員を別途に扱う。したがって本稿では、どれほど多くの集団に参加しながら歴史認識論争に積極的に取り組んでいるか、もしくは相反する歴史認識を主張する集団に二重に参加しているかを区別することによって、集団への参加の可否を一つの分別基準とする勢力類型化がより精密なものになり得ると考える。

続いて、戦後日本の歴史認識をめぐる論争において、国会議員が自らの立場を表す二つ目の手段として、歴史認識問題に関する国会決議案及び法案への賛否を挙げるができる。まず、過去の戦争及び植民地支配に対する反省と謝罪の意を国会決議を通じて表すということは、まさに歴史認識問題が「政治争点化」した1984年から議論され始め、次の第3章1節で扱っているように、戦後50年を迎えた1995年のいわゆる国会「不戦決議」をめぐる論争は、日本の国論を二分する争点となった。さらに、第4章2節で扱っているように、あまり注目はされなかったものの、終戦60周年を迎えた2005年の小泉純一郎政権当時にも戦争の性格と謝罪の必要性を問う国会決議が行なわれていた。たとえ両国会決議がその結果からしてあまり評価は得られなかったとしても、この二回の決議案をめぐる論争過程は、それぞれの政党だけでなく、国会議員個人にいたるまで、どの政治勢力がどのような歴史認識を主張しているのかを表面化させるものであった。また、本稿の第3章4節で扱っているように、戦争によるアジア諸国被害者に対しての日本政府の公式謝罪と個人補償を求めた「恒久平和調査局設置法案」などの法案成立をめぐっても、国会内は二分していた。1999年から2006年にいたるまで四回にわたり国会に提出されたこの法案成立への賛否は、決して「自民党」対「社会党」もしくは、「自民党」対「野党」でもなく、当法案を成立させるため結集した議員連盟である、「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」には、自民党から共産党まで、およそ109名にいたる衆参議院が参加し、法案に対する立場を明らかにしていた¹⁸⁸。

¹⁸⁸ 本稿ではこのように歴史認識問題に関する法案として、同じく1999年に提出された「戦争被害調査会設置法」及び「国旗国歌法案」の採決をめぐって各政治勢力がどのような立場をとったのかを調査し、それによって作り出される勢力間の対立の構図を通じて、戦後日本の国会における歴史認識論争を分析する。「戦争被害調査会設置法」は成立しなかったものの、「戦争被害調査会設置法の早期制定に関する請願」を紹介した議員数は衆議院で135名、参議院で98名に上っており、「国旗国歌法案」に反対票を投じた議員数は衆議院で86名、参議院

最後に、三つ目の手段として、いわゆる「問題発言」等、歴史認識に関する国会議員の発言、及び活動を挙げられる。1986年から2014年の今日に至るまで、「戦争・植民地支配の正当化」及び「従軍慰安婦の否定」など、アジア諸国からいわゆる「妄言」とされ反発を招いた主な発言は20回以上行なわれており、その発言者の多くは、時には閣僚の座を罷免されながらも類似な発言を繰り返すなど、歴史認識問題に対する自らの確固たる立場を主張していた。また、そのような発言の場合は記者会見から地方講演まで様々であり、特に、国会質疑、答弁を通じて露呈される政府内閣閣僚の立場は、日本国内外から日本の公式的歴史認識を代弁するものと認識されていたため、その質疑答弁内容は常に注目され、国内外の争点とされてきた。さらに、国会質疑・答弁では、その質疑内容からも議員個人や所属政党の主張する歴史認識が具体的に表出されるという点から、共産党のような少数政党勢力も国会質疑を通じて歴史認識問題に関する争点を提起することによって、歴史認識問題を政治的イシュー化することが可能であり、その発言に対する賛否の反応によってもまた、歴史認識問題に対する個々人の立場が露にされた。アジア周辺国から、いわゆる「妄言」とされる「問題発言」の背景及び影響などに対しては次の第4節で詳細に扱うこととする。

このように本稿では、各政治勢力が歴史認識問題に対して取る立場を中心に「賛成勢力」対「反対勢力」という対立構図を通じて再解釈するため、「第一次歴史教科書問題」勃発後の1983年の第37回衆議院議員選挙から、2012年第46回衆議院議員選挙まで、そして、1983年の第13回参議院議員選挙から、2013年の第23回参議院議員選挙までの衆参議院議員全ての当選者(衆：4,435名/参：2,223名)を対象に、それぞれの議員が、1980年代から2010年代にいたるまで、どのような集団に参加しており、各法案に対してはどのような立場を取っており、また、どのような発言をしているかを、包括的観点から分析する。以下の〈表-2〉は、そのような項目を基準にして、本稿で勢力の類型化の際に使用する分析ツールの一部及びその凡例を示したものであり、各項目に該当することを「1」で示している。

〈表-2：分析ツールの一部〉

衆・参	選挙	政党	議員氏名	当選回数	選挙区	反対側												賛成側								総参加	二重参加																
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	総	参加可否	①	②	③	④	⑤	⑥			⑦	⑧	総	参加可否												
衆	第38回	自民	衛藤征士郎	2	大分1		1	1								1										3	1												1	0	4	0	
衆	第38回	自民	二階俊博	2	和歌山2				1																		1	1											0	0	1	0	
衆	第38回	自民	伊吹文明	2	京都1			1			1																2	1											0	0	2	0	
衆	第38回	自民	自見庄三郎	2	福岡4			1			1	1															3	1											0	0	3	0	
衆	第38回	自民	田中直紀	2	福島3			1																			1	1											0	0	1	0	
衆	第38回	自民	町村信孝	2	北海道1	1	1																				2	1											0	0	2	0	
衆	第38回	自民	中川昭一	2	北海道5	1	1	1			1	1			1	1	7	1									1	1											0	0	7	0	
衆	第38回	自民	川崎二郎	2	三重1			1									1	0	1								1	0	1											1	0	2	1
衆	第38回	自民	平林鴻三	2	鳥取全県	1	1										2	1	1								2	1	1											1	0	3	0
衆	第38回	自民	戸塚進也	2	静岡1												0	0									0	0											0	0	0	0	
衆	第38回	自民	逢沢一郎	1	岡山1	1	1					1		1			4	1	1								4	1	1											1	0	5	0

[凡例]

「反対側」：①国家基本問題同志会(1986・7)、②歴史検討委員会(1993・8)、③戦後五十周年国会議員連盟(1994・12)、「明るい日本」国会議員連盟(1996・6)、④正しい歴史を伝える議員連盟(1995・1)、⑤慰安婦問題否認広告(米国)賛同議員(2007・6/2012・11)、⑥日本の前途と歴史教育を考える(若手)議員の会(1997・2)、⑦日本会議国会議員懇談会(1997・5)、⑧平和を願い真の国益を考え靖国参拝を支持する

で31名であった。国会会議録、平成11年08月13日、衆議院、内閣委員会、15号；国会会議録、平成11年07月22日、衆議院、本会議、47号

若手国会議員の会(2005・6)、⑨慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会(2007・3)、⑩歴史教科書問題を考える会(2001・6)、⑪創生「日本」(2010・2)、⑫「問題発言」

「賛成側」：①平成の会(1989・4)、②靖国問題勉強会(2005、6)、③戦争被害調査会設置法の早期制定に関する請願紹介議員(1999・6)、④恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟(1998・9)、⑤国旗・国歌法案に反対(1999・6)、⑥(元)社会党、⑦共産党、⑧「謝罪発言」

本稿ではこのようなツールを通じて1986年から2013年までの国会議員選挙で当選した全ての議員を「賛成勢力」「反対勢力」「二重参加」、そして「参加なし」に類型化することによって、各時期別にイシュー化される歴史認識問題一つ一つに関する各議員の立場を断面的に捉えるのではなく、それぞれの議員が過去に取っていた立場、及びその後取るようになる立場までを包括して捉え、国会を構成する議員らの歴史認識問題に対する立場をより具体的かつ継続的観点から把握することができると考えられる。

さらに、閣内閣制の過半数を国会議員から選ぶことを憲法(日本国憲法第68条1項)に定めている日本の議院内閣制の特徴上、また、1980年代から今日に至るまでの内閣は、およそ95%が国会議員で構成されているという点から、国会を構成する「賛成勢力」対「反対勢力」という対立構図は、政府内閣内にも描くことが可能となる。従って本稿では、1980年代から2010年代までの国会を構成する一人ひとりの議員が、歴史認識問題に対してどのような立場を取ってきており、どのような立場を取っていくのかを調べることによって、国会内だけでなく、日本の公式的な歴史認識とされる日本政府内の対立構図も同時に分析する。

2. 論争構図のダイナミズム

1990年代に入ると同時に行なわれた第39回衆議院議員総選挙(1990・2)は、「自民党一党優位体制」が保たれた最後の選挙であった。選挙の結果、自民党は全512議席の過半数を超える286議席を確保し、単独与党を維持した。136議席を得た社会党を中心とする野党との間で、自民党対社会党という、いわゆる「55年体制」は維持され、政府閣僚は、与党である自民党議員らによって全て占められた。そして、「自民党一党優位体制」の崩壊をもたらした第40回衆議院議員総選挙(1993・7)の結果、全議席の過半数確保に失敗した自民党は第一巨大野党となり、70席と大幅にその勢力を落とした社会党と、主に自民党から離党した勢力によって作られた保守系新党との連立によって構成された細川政権は、高い支持率を基盤に歴史認識問題に関して積極的に取り組むようになった。しかし、ここで注目すべきは、非自民連立与党の議席243対、野党自民党223の議席上の表面的優位ではなく、以下の<表-3>、<表-4>が表している、国会内の歴史認識構成という中身であった。

<表-3：1990年度国会構成>

政党	(衆)第39回('90)			賛成側		反対側		二重
	総員	参加員	割合	参加員	割合	参加員		
自民	286	22	7.7%	150	52.4%	11		
社会	136	136	100.0%	0	0.0%	0		
社民連	4	4	100.0%	0	0.0%	0		
民社	14	2	14.3%	3	21.4%	0		
公明	45	11	24.4%	0	0.0%	0		
共産	16	16	100.0%	0	0.0%	0		
その他	1	0	0.0%	0	0.0%	0		
無所属	10	2	20.0%	1	10.0%	0		
総計	512	193	37.7%	154	30.1%	11		

<表-4：1993年度国会構成>

政党	(衆)第40回('93)			賛成側		反対側		二重
	総員	参加員	割合	参加員	割合	参加員		
自民	223	10	4.5%	158	70.9%	10		
社会	70	70	100.0%	0	0.0%	0		
新生	55	3	5.5%	26	47.3%	0		
日本新	35	8	22.9%	5	14.3%	3		
公明	51	25	49.0%	0	0.0%	0		
さきがけ	13	7	53.8%	1	7.7%	1		
社民連	4	4	100.0%	0	0.0%	0		
民社	15	3	20.0%	5	33.3%	0		
共産	15	15	100.0%	0	0.0%	0		
無所属	30	3	10.0%	8	26.7%	0		
総計	511	148	29.0%	203	39.7%	14		

この二つの表は、1990年2月に行われた第39回衆議院議員総選挙、ならびに1993年7月に行われた第40回衆議院議員総選挙の結果によって作られた、歴史認識をめぐる国会内の「賛成勢力」対「反対勢力」構成を表したものである。前述したように、1993年になると与野党の対立構図は大きく変わり、表面的には社会党が第一党を占める連立与党と、歴史謝罪に積極的な細川首相という組み合わせであったが、歴史認識構成という中身を見ると、1990年と比べ「反対勢力」は自民党内だけでおよそ18%が増加するなど、国会全体では30.1%から39.7%にと伸びている反面、「賛成勢力」は社会党の激減などに伴い37.7%から29%に減少し、むしろ国会内の歴史認識構成からしては「反対勢力」が「賛成勢力」を逆転することになった。では、このように国会内の歴史認識構成において、「反対勢力」が優位を占めたにもかかわらず、当時の細川政権が積極的な歴史謝罪に取り組めたのはどうしてであろうか。それは、連立与党内及び、政府内閣の歴史認識構成を通じて解釈される。つまり、〈表-4〉で社会党から民社党までの七党で構成される、連立与党内の歴史認識構成は、「賛成勢力」が49%を占め、「反対勢力」の15%をはるかに上回っており、内閣閣僚においても、国会議員出身閣僚18名のうち、「賛成勢力」が10名、「反対勢力」が2名、「参加なし」が6名と、「賛成勢力」が「反対勢力」を圧倒していた。言い換えれば、細川政権になっては、「反対勢力」の急増に伴い、国会全体においては「反対勢力」が優位ではあったものの、日本を代表する公式歴史認識としての政府与党及び内閣においては「賛成勢力」が圧倒的多数を占めていたため、歴史謝罪を批判する国内「反対勢力」の急増を抑えることができたのである。しかし、そのような構図も長く続かず、細川政権の後を継いだ羽田政権にいたってまた一変することとなった。

政権を失い危機に陥った自民党は、一日でも早く政権を取り戻す道を模索し始め、当時の連立政権内部の分裂を見て、「与党分断」と「社会党との連携」という戦略を立てた。このような戦略の下、自民党は社会党とのあらゆるパイプを総動員し、社会党との接触を試みた。自民党と社会党の間での連立の話し合いは、細川政権時から既に行なわれていた¹⁸⁹。細川政権が突然退陣すると、小沢一郎新生党幹事長はその後任として渡辺美智雄を担ぎ、自民党からの大規模の離党を誘導し、自民党を瓦解させると共に、保守系8会派で構成された「改新」を組織し、社会党を排除しての新たな与党中心勢力の形成を試みた。このような動きを見抜いていた自民党及び社会党は逆に渡辺が自民党を離党すれば、自民党、社会党、民社党、さきがけというリベラル政権を作る絶好のチャンスだと思っていた。しかし、渡辺は小沢が計画していた自民党離党人数を確保できず、結果的に社会党は連立与党に残り羽田連立政権を発足させた。このように自民党と社会党の間での新たな連立政権を試みる動きは細川政権時から行なわれ、その過程から既に自社連立政権の村山総理論は浮上していたという¹⁹⁰。結局、前述したように社会党を排除した「改新」の結成は社会党にとって連立離脱の絶好の契機となり、社会党は羽田孜が新たな首相に選出されたわずか10時間後、連立与党を離脱するという一方的な通知と共に野党へと回る。これにより、羽田政権は発足直後から少数与党政権となった。そして、このような動きは羽田政権での歴史認識論争の構図を、「反対勢力」47%、「賛成勢力」6%という、「反対勢力」主流の新生党を中心にする

¹⁸⁹ 自民党は本来、次回(第41回)の総選挙までに政権を取り戻すことは不可能だと考えていたが、細川政権が始まってから3~4ヶ月が過ぎた時点から政権を取り戻す方法を模索し始めた。村山総理の側近である山下八州氏は「自民党との話し合いは羽田政権になる前から結構やっていました。細川退陣が固くなったころから激しく接触するようになった。こちらはだいたい私と野坂さんの二人でした」と語っている。塩田潮『一龍の歯軋り―連立政権・一〇〇〇日の攻防』ハローケイエンターテインメント、1996、pp. 71-73

¹⁹⁰ 自民党の亀井静香は渡辺美智雄の離党話を耳にし、とうとう自社連立のための行動に取り組むときが来たと、早速、社会党の相手方と呼び6項目の政策協定を渡し、渡辺の離党と同時に4党党首が政権樹立を宣言する準備を整えていた。山下は当時小沢側から渡辺を擁立すれば、自民党及び社会党は村山を擁立する方針だったと証言している。同前書、p. 75；NHK取材版『永田町権力の興亡1993~2009』日本放送出版協会、2010、pp. 76-79

る連立与党対社会党と自民党が連携する巨大野党という独特のものにただでなく、その内閣内においても、全20名の国会議員出身閣僚のうち、「反対勢力」5名、「賛成勢力」が5名と、先の内閣では劣勢であった「反対勢力」の威力を強化させた¹⁹¹。そして、このように政府与党内だけでなく、内閣閣僚においても「反対勢力」の威力が急増した直後、法務大臣であった永野茂門による「問題発言」が発生すると、野党になった社会党は、羽田政権の歴史認識を猛烈に非難し、国会でも最前線で羽田首相の責任を追及するなど、歴史認識をめぐる葛藤を激化させる主役となった¹⁹²。

羽田政権が発足した9日後の1994年5月4日、報道機関のインタビューで「太平洋戦争を侵略戦争というのは間違っている。植民地解放、大東亜共栄圏をまじめに考えた。(中略)南京大虐殺はでっち上げだと思う」と述べた永野茂門法相の発言に対し、野党側の反発において注目すべきは、新生党を中心にした与党に対する自民党と社会党の連携という側面である。つまり、保守系新党勢力を攻撃するため、正反対の歴史認識を持つ社会党及び自民党の両党が協力し、永野発言に対する対応策だけでなく、永野法相の辞任後には羽田政権を倒すための共同対応策を、両党の国会対策委員長会談を通じ模索した。これはある意味で、政権与党への復帰を願う自民党と、根強い反小沢情緒の中、細川政権時から保守系新党勢力と葛藤を起こしてきた社会党の双方にとって「ウィンウィン戦略」であった。永野が本来自民党の参議院議員出身であり、自民党内にも永野と同様な歴史認識を持つ勢力が多数存在していたため、自民党としては、本来永野法相の辞任までは要求することは考えていなかった。社会党はそのような自民党に代わり永野を法相に任命した羽田首相の責任を強く追及し、辞任を要求した。「反対勢力」優位の新生党が主流を占める羽田政権の歴史認識に対して、「内閣閣僚の歪曲された歴史認識及び『問題発言』」を持って批判する「賛成勢力」一色の社会党と、「歴史謝罪に積極的な羽田首相」を批判する党内「反対勢力」71%の自民党は、羽田政権を両側から圧迫していた¹⁹³。つまり、「反対勢力」が優位を占める羽田政権では、前の細川政権とは異なり、内閣内「反対勢力」の歴史認識も政府のものと同様に国内外に認識されることによって、政権発足直後の永野法相による発言の波紋を拡大させた背景となったのだ。

このような社会党の連立与党からの離脱、及び永野発言を巡る与野党間論争の一時的変化は、いずれ自社さ連立政権形成の基盤となったものであり、それぞれ異なる歴史認識を持つ勢力を主流とする社会党、さきがけ、そして自民党全部が同時に政権与党という枠のなかで、政府の公式的な歴史認識を巡る論争を展開する、新たな論争構図へとつながる過渡期的なものであった。そしてこの流れは同時に、羽田連立政権への復帰も念頭していた社会党に、その可能性をなくすことによって、羽田内閣が早く幕を下ろすのに貢献した¹⁹⁴。

1994年6月23日、野党だった自民党は羽田内閣不信任案を提出、可決された。これに対し羽田首相は解散の代わりに総辞職を選択し、6月29日に行なわれた首班指名投票で自民、社会、さきがけが擁立した村山富市社会党委員長が第81代首相として選出された。これにより、自民党一党

¹⁹¹ 残り10名の閣僚は「二重参加」が1名、「参加なし」が9名。

¹⁹² 永野法務相の発言が問題になると社会党は「太平洋戦争を侵略戦争と呼ぶのは間違っていると主張した発言は深刻なもの」と指摘しながら「太平洋戦争は侵略戦争であり間違った戦争だったと明言した細川政権を承継した羽田政権の閣僚が前政権の発言を無視したのは羽田政権の性格が変わったということを示すもの」と批判し、羽田政権の政権自体の歴史認識を非難した。『読売新聞』、1994年5月6日

¹⁹³ 自民-社会両党は1994年5月9日の国会対策委員長会談で今後の対応を模索し、羽田内閣の責任を明確に追及していくことに合意した。『読売新聞』、1994年5月8日

¹⁹⁴ 羽田内閣の連立与党は少数与党の不安定性を克服するため社会党の復帰を願っていたが、永野発言は社会党内に「永野発言によって党の結束が強まった。連立に戻ろうと考えていた人も、これで戻れなくなった」という雰囲気を作り、社会党内の結束を導く結果となった。『産経新聞』、1994年5月8日

優位体制の下38年間敵対してきた自民党と社会党は、自社さ連立政権の村山内閣を発足させた¹⁹⁵。

村山政権では、「賛成勢力」一色の社会党と、「反対勢力」が主流である自民党が「連立与党」となり、これによって政府の公式的な歴史認識を巡る争いの主な舞台が連立与党内に移動することになった。また、「反対勢力」が7割を超える自民党が与党となったことは、次の節で説明するように、村山政権発足の前後に頻発する「反対勢力」の「問題発言」及び、集団的な謝罪反対の動きに対する、海外からの反発と混乱を極大化させる背景となった。

このような与党内への論争の集中という変化に加え、この時期に起こったもう一つの注目すべき動きは新進党の結党である。1994年9月5日の「旧連立勢力の合同首脳会議」から始まった新党結成の動きは、9月28日には共産党を除く野党各党187名が衆議院の統一会派「改革」の結成に結びついた。そして次々と旧連立与党の構成勢力が解党及び新党参加を決定、やがて12月11日に行なわれた「新進党結党大会」には旧新生党衆議員61名をはじめとする178名の衆議院議員及び36名の参議院議員が参加した。これによって、先の細川政権のように、「連立与党」対「自民党」という形には及ばないものの、所属衆議員数169名の「巨大野党」対「自社さ連立与党」という形が作られた。このような形で戦後50年を迎える衆議院の歴史認識構成を分析すると、以下の〈表-5〉のような村山政権の与野党対立構図が現れる。また、〈表-6〉は169名の巨大野党として誕生した新進党の構成を表している。

〈表-5：村山政権衆議院構成〉¹⁹⁶

95年7月25日	賛成側		反対側		二重	
	総員	参加員	割合	参加員		割合
自民	200	7	3.5%	148	74.0%	24
社会	64	64	100.0%	0	0.0%	0
さきがけ	21	11	52.4%	1	4.8%	3
新進	169	40	23.7%	46	27.2%	7
共産	15	15	100.0%	0	0.0%	0
その他	13	5	38.5%	3	23.1%	1
無所属	18	5	27.8%	3	16.7%	0
総計 (次員11)	500	147	29.4%	201	40.2%	35

〈表-6：新進党内構成〉

新進党(95年7月)	賛成側		反対側		二重	
	総員	参加員	割合	参加員		割合
旧新生	59	4	6.8%	29	49.2%	0
旧公明	52	26	50.0%	0	0.0%	0
旧日本新	26	6	23.1%	4	15.4%	2
旧民社(系)	15	3	20.0%	5	33.3%	0
旧自由改革	16	0	0.0%	8	50.0%	1
旧リベラル	1	1	100.0%	0	0.0%	0
総計	169	40	23.7%	46	27.2%	3

上の表では次の二つの面に注目する。まず一つは、左の〈表-5〉が表しているように、歴史認識をめぐる国会内の対立が、社会党対自民党という「連立与党内」及び、「連立与党対第一野党」だけでなく、「賛成勢力」24%対、「反対勢力」27%と分かれた新進党のように、戦後50年を迎え、各党の公式的な歴史認識をめぐる「各党内」においても活発であったということである。このように「多元化」された対立構図の中で同時多発的な攻防が行なわれるようになった村山政権の複雑な対立構図は、終戦50周年を迎える政府の政策決定をより複雑に、そして、より曖昧なものにする背景となる。

二つ目は、衆議院議席数59の新生、52の公明、26の日本新、15の民社、12の自由改革連合、4の自由、そして1のリベラルの会と分けられる多数の野党が、新進党という旗で一つの第一野党となったということだ。これは、〈表-6〉から見られるように、本来であれば、歴史認識問題に関

¹⁹⁵ 岡野加穂留、藤本一美『村山政権とデモクラシーの危機—臨床政治学的分析』東信堂、2000、pp. 19-20

¹⁹⁶ 次を参考に筆者が作成。朝日新聞選挙本部(編)『朝日選挙大観. 第40回衆議院総選挙(平成5年7月)・第16回参議院通常選挙(平成4年7月)』朝日新聞社、1993；歴史検討委員会、前掲書、p. 446；和田春樹、石坂浩一、戦後50年国会決議を求める会(編)『日本は植民地支配をどう考えてきたか:戦後50年国会決議は海外からどう評価されたか』梨の木舎、1996、pp. 91-95；『読売新聞』、1995年7月25日「国会議員一覧/衆議院」

して異なった対応で分かれるはずであった六つの小政党勢力が、一つの立場で集団行動を取れるようになったということである。この野党側の合併は、次の章で分析するように、国会での「不戦決議」採択の際に、大きな影響を与える結果につながるものとなる。

このように、「自民党一党優位体制」の崩壊後、1995年の終戦50周年を迎える過程で現れた、政治勢力の構造的変化及び、それに伴う歴史認識論争構図の「ダイナミズム」は、当時期の歴史謝罪の動きに反発し集中的に発生した「反対勢力」の「問題発言」と共に、当時の歴史認識問題をめぐる論争をより複雑にさせた背景であった。

第4節 「『問題発言』－撤回」の繰り返し

前述したように、永野法相による発言は、細川政権時から歴史謝罪に積極的な与党に対する「反対勢力」の危機感を反映するだけでなく、社会党という最も積極的な「賛成勢力」の代わりに「反対勢力」多数の新生党を主流とする羽田政権の性格を反映するものと考えられる。そして永野法相以後、終戦50周年の「首相談話」が発表されるまで引き続き現れる「反対勢力」の「問題発言」は、日本の公式的歴史認識に対する混乱を増幅させるだけでなく、1990年代に入るとともに「賛成勢力」により高まった歴史についての謝罪の信頼性を大きく傷つけた。本節では永野法相の発言を初めに、終戦50周年の1995年8月15日まで集中的に発生した「反対勢力」の「問題発言」の背景及び影響力だけでなく、そのような「問題発言」が、戦後50年を迎えた歴史認識論争をどのように展開させたかを同時に分析する。

1. 「問題発言」の背景及びその効果

李元徳が指摘するように、1993年の非自民連立政権の登場後に「問題発言」の発生数が飛躍的に増加したということは、その「問題発言」が呼び起こす政治外交的な争点化現象が以前より顕著になったことを意味するものであり、日本国内外においての注目の的となった「問題発言」は、歴史認識問題をめぐる論争過程に大きな影響を与えるものとなった¹⁹⁷。それでは、そのような「反対勢力」の「問題発言」が発生する背景及び、その発言が影響力を持つようになる背景は何であろうか。ここでは、日本の社会的要因と、歴史認識に対する「信念」という二つの面で分析する。

まず、「問題発言」が発生する社会的要因とは、次のように日本が持つ戦争に対する異なる歴史認識及び、戦争に対する責任意識で説明される。前述したように、「太平洋戦争」を「侵略戦争」と認識する勢力による歴史謝罪は、同じ戦争を「大東亜戦争」と認識する勢力に危機感を与えた。実際、『朝日新聞』が行なった世論調査によると、細川首相が「侵略行為」を認め「深い反省とおわび」を示した歴史謝罪姿勢に対し「評価する」との答えが76%を占めるなど、細川政権から始まった積極的な歴史謝罪は「反対勢力」を刺激するに充分であったと考えられる¹⁹⁸。1994年の中盤から相次いで発生した「問題発言」は「反対勢力」のそのような危機感を反映するものと考えられる¹⁹⁹。

¹⁹⁷ 이원덕, 前掲論文(1997), pp. 164-165

¹⁹⁸ 1993年11月の調査、調査対象3,000人。『朝日新聞』、1993年11月13日

¹⁹⁹ 『産経新聞』論説委員である安村廉は1995年12月に発刊された彼の本で「国会決議や『村山談話』で、一片の言葉によって片付けられた、侵略と植民地支配に対する反省なり心からの詫言に抵抗感を抱く人がどれくらいいるだろうか。戦後の歴史教育に思いを込めれば、こう考える人が多数派なのではないか。とりわけ若い人たち

また、^{キムサンジュン}金相俊は、「反対勢力」による「問題発言」が発生する日本の社会的要因として、「問題発言」に対する批判が、民主社会の自由な政治的意思表現という論理の下で希釈されてしまうという点を挙げている²⁰⁰。つまり、「問題発言」は多元主義社会の意思表現として自由に許される反面、それに対する批判が持つ意味は効果を失うと同時に、その批判は歴史歪曲に対する批判でなく、「右派」に対する「左派」的批判と認識されるということだ。

次に、「問題発言」の背景として本論が挙げている歴史認識に対する「信念」には、発言者のアイデンティティ及び教育が作用する。ここで意味する発言者のアイデンティティとは、発言者が過去の歴史に密接に介入している場合、すなわち、直接戦争に参加した経験及び、植民地統治に関わったことなどが、歴史認識に対する信念の基礎になるということである。教育は、文字通りに、過去の帝国主義時代の戦争及び植民地支配を正当化する歴史教育を通じて、その歴史認識が確立されることを意味する。このように歴史認識に対する信念がその背景になっていた事例として、ここでは渡辺美智雄元外相による1995年6月3日の発言を挙げる。「日韓併合条約は平和的に成立した」と述べる渡辺は、1943年に東京商科大学附属商学専門部を繰り上げ卒業した後、学徒出陣として戦場にでた経験があった。そして、1923年生まれの渡辺が小学校当時学んだ歴史教科書である「第四期国定教科書『尋常小学国史』下(1935年発行)」では「韓国の保護国家化及び併合は、韓国が独立してゆくだけの実力がない為、とかく他国の圧迫を受け、東洋の平和を破るおそれがあったからである」と記述されている²⁰¹。これは彼の発言内容と一致するものであり、その一つの背景になっていたと考えられる。

それでは、このような背景から国会議員、又は、政府閣僚個人の認識として発言されるものが日本国内外的に大きな波紋を招く理由は何か。金相俊によると、「問題発言」は時間が過ぎることによって「事実と歪曲の混乱(twilight zone of fact and fabrication)」、「歪曲の事実化(predominance of fabrication)」、「既定事実の拡散(social spread of truism)」という三つの段階で展開される危険性を持つ。そして、「問題発言」の話者はエピソードとして忘れられるものの、「問題発言」の内容は、それに直接関連なり敏感な反応を見せる多くの人たちに記憶されるようになると指摘し、「問題発言」が国内外的に持つ効果を次のように分析する²⁰²。まず、「問題発言」が日本国内で持つ効果として「再確信」及び「思考の転換」を挙げる。このうち、再確信効果とは、「反対勢力」支持者たちが「問題発言」を通じて自身らの論理をもう一度確認すると同時に、「賛成勢力」側の論理に対抗する論拠として活用するということである。そして、思考の転換効果とは、まだ歴史問題に対し明確な認識が確立されていない戦後世代及びその二世らが、「問題発言」を部分的にでも一つの真実として受け入れる可能性があるということの意味する。一方、「問題発言」が韓国などアジア周辺国に与える効果は、その反日感情に基盤するという。つまり、反日感情を持つ韓国のアイデンティティは、日本の相次ぐ「問題発言」

はそうだろう」と語っており、戦後50年を迎えながらの歴史清算の動きに危機感を表している。安村廉『歴史を裁いた政治家たち—戦後50年、国会の狂騒』展転社、1995、p.2

²⁰⁰ 김상준(金相俊)、문정인、김기정「동북아 역사·영토문제가 일본정치외교에 미치는 영향-과거 각종 역사·영토관련『망언』의 전후배경과 결과 분석-(東北アジアの歴史・領土問題が日本の政治外交に及ぼす影響)」『동북아역사재단 연구보고서(東北亜歴史財団研究報告書)』2009、pp.89-90

²⁰¹ 『尋常小学国史』(下)は日韓併合の背景に対し「この上国利民福を進めようとするには、どうしても、韓国を日本に併合せねばならぬことが、しだいに明らかになり、韓民の中にも、これを望むものが少なかった。そこで、韓国皇帝は、統治の権を天皇にお譲り申しあげ、帝国の新しい政治によつて、国民をます〜に幸福にさせたいとお望みになり、天皇もまた、その必要をおみとめになつて、四十三年八月に、とう〜韓国を併合せられた」と記述している。海野福寿「日朝交渉と朝鮮植民地支配の責任」歴史学研究会『戦後五〇年をどう見るか』青木書店、1995、pp.108-109

²⁰² 金相俊は「問題発言」が多くの人たちに記憶されるということをも「『集団の記憶(collective memory)』という社会的チャンネルを持つことになる」と説明している。김상준、문정인、김기정、前掲論文、pp.10-11

に対し基本的に敏感に反応するようにさせ、韓国政府及び国会議員などの指導層はそれを政治的手段として利用する。そして「問題発言」によるそのような過程は、韓国の反日感情を拡散及び再生産させるようになるというのである²⁰³。

このように、国内外的に影響を与える「問題発言」は、日本の公式的な歴史認識を巡る論争が深化していく過程の中で、「反対勢力」の歴史認識を拡散及び再確信させるため集中的に発生した。そしてそのような動きは、戦後50年を契機とする日本の歴史清算に大きな期待をかけてきた韓国に、日本への不信感を与えたと同時に、「反対勢力」の歴史認識が日本社会に根深く存在しているということを切実に感じさせるものであった。

このような背景と影響力を持つ「反対勢力」の「問題発言」は、国内に歴史謝罪の動きが高まる中、永野法相の発言を始め、1995年8月8日、島村宜伸文相による発言まで、約15ヶ月の間、6回の発言が頻発することによって、「『問題発言』－撤回」という悪循環の構図が作り上げられる契機となった。ここではその発言内容及び、その展開過程と国内外の反応を分析することによって、「反対勢力」の「問題発言」が戦後50年に向け深化して行く歴史認識論争にどのような影響を与えたのかを考察する²⁰⁴。

桜井新環境庁長官は1994年8月12日の閣議直後の記者会見で、「日本が侵略戦争を行なおうとしたわけではない」と述べつつ、「日本だけが悪いという考え方はいけない。(中略)戦争の結果、アジアの諸国家は独立を果たし、教育が普及されヨーロッパ列強に支配されていたアフリカ諸国より文字の読解力が高くなり、経済的復興をも果たした」と発言した。発言直後、韓国から強い反発が起きると桜井長官は同日の夜、自身の発言を撤回した。しかし、発言撤回にもかかわらず国内外の事態が収まらず、社会党だけでなく自民党からも桜井長官の辞任を要求、結局1994年8月14日に辞任した。

つづいて、波紋を起こした発言は1994年10月24日、衆議院税制改革特別委員会での橋本龍太郎通産相が「当時の日本が、アメリカ、イギリス、あるいはオランダと戦ったという記憶を持ち、(中略)日本が侵略戦争を戦ったと申し上げるつもりは私は断じてありません」と発言したことが挙げられる²⁰⁵。橋本のこの発言について日本政府は、当時他の発言に対して敏感な対応を取り謝罪及び辞任にまで至っていたのとは異なり、擁護していることが特徴である。発言があってから五十嵐官房長官は翌日の25日の記者会見で、「橋本発言は政府の基本認識から大きく違わない」と述べながら「橋本大臣の発言議事録を韓国に伝え釈明すれば理解を得られるはず」との慎重な姿勢を捕らえた。しかし、変わりなく抗議を続ける韓国は、日本に明確な立場の表明を促し、結局橋本は27日までにも謝る意向はないと示していたものの、28日なつての記者会見では「不要な刺激を与えたことに対しおわびする」との立場を表明し、発言による騒ぎは収まる。

また、戦後50年を迎えた1995年の3月16日、奥野誠亮元法相は『朝日新聞』とのインタビューで「[太平洋戦争が]侵略戦争だったかは国家の意思がどこにおかれていたかを基準に判断すべきであり、二次大戦は自衛戦争であった」と主張し、特に太平洋戦争に対しては「アメリカ及びイギリスと戦うためアジアを占領し、白人の植民地から解放する戦争であった」と強調した²⁰⁶。このような奥野元法相の発言は、当時ほかの閣僚及び政治家による「問題発言」が前述したような循環により、発言後の謝罪及び辞任という形でとどまっていたのに比べ、1995年4月17日の記

²⁰³ 金相俊はこのような過程を「問題発言の発生→韓国政府及び指導層の反応→動員されたアイデンティティの再生産及び拡散→国民の感情的反応→政治権への反映」と図式化している。同前論文、pp. 73-79

²⁰⁴ この期間の間、「反対勢力」による「問題発言」は他にも見られるが、本稿ではその発言内容が戦争又は植民地支配に関するものであり、発言が日本国内で大きな波紋を呼び起こした、政府閣僚の発言及び元閣僚などの影響力ある政治家の発言に焦点を当てている。

²⁰⁵ 国会会議録、平成6年10月24日、衆議院、税制改革に関する特別委、3号

²⁰⁶ 『朝日新聞』、1995年3月16日

者会見、さらに1995年8月9日にも引き続き自身の主張を強弁している。これには彼が「反対勢力」とされる複数の議員集団の会長であったという背景、そして現内閣の閣僚ではなかったという背景が働いたものと考えられる²⁰⁷。

上記の三つの発言が過去の戦争の侵略性及び植民地支配に関する発言だった反面、先に言及した1995年6月3日の渡辺元外相の発言は日韓併合に関するものであった。渡辺元外相は「日韓併合条約は平和的に成立した、条約の中には植民地支配に関することは何も明文化されていない」と述べながら「[併合条約は]円満に結ばれた。植民地支配ではない」と主張した²⁰⁸。これは日韓併合の強制性を初めて否認した発言であったため、韓国では最も激しい反発が起きた。これに渡辺元外相は2日後の5日に記者会見を行い「円満に」という表現を削除し謝罪したが、「併合は合法であった」との主張を撤回しなかった。これに対し韓国では、政府としては比較的慎重に対応したのに比べ、市民団体やマスコミは激しく反発した。結局その状態の深刻さにより渡辺は1995年6月7日の記者会見を通じ「植民地支配により苦痛を与えたことは以前から認めている」と自身の発言を後退させた。

1994年、終戦49年の追悼式に先立ち、村山政権の歴史認識問題の改善に対する意欲に冷水を浴びせたのが桜井長官の発言であったとすれば、終戦50周年の記念日を目前にして、村山政府の歴史認識に混乱を与えたのは島村宜伸文相だった。8月8日朝の閣議直後の記者会見で、太平洋戦争が「侵略戦争」だったかという質問に対し島村文相は、「侵略戦争だったかの判断は考え方の問題」と述べながら、「戦争で勝った方が相手を侵略したことになるのではないか」と強弁した²⁰⁹。島村文相もやはり、国内外からの反発を受けては2日後の10日に記者会見を開き、太平洋戦争の侵略性を認め、植民地支配によって多くの国へ損害を与えたことは事実だと釈明はしたものの、自身の発言自体は撤回しなかった。しかし、連立与党内でも問題になると、結局11日に至り発言を撤回すると発表した。

以上のように、歴史認識論争において波紋を起こした発言を整理すると、これらは主に終戦記念日の8月15日、又は国会での「不戦決議」など日本政府の公式歴史認識が問われるようになるとき、つまり日本の歴史認識が国内外から注目を得るときに発生し、歴史謝罪に積極的な勢力にある程度のダメージを与えているものと考えられる。そして、このような「問題発言」は日本政府の公式的な歴史認識として表明される各種談話や声明などへのアジア周辺国の信頼を低下させる結果となった。

2. 国内外の反応及び、歴史認識論争の展開に与えた影響

日本の「反対勢力」による「問題発言」に対する韓国及び日本政府の対応は基本的に、その発言が政府を代表する公式的な歴史認識か、または、一個人の政治家の歴史認識かにより分かれるものと考えられる。言い換えれば、両国政府とも前者であれば積極的に反応し、後者に対しては慎重な対応をしていることが分かる。

桜井長官の1994年8月12日の発言は多方面で村山政権の歴史清算に対する意欲に冷水をかけるものであった。まず、彼の発言は、終戦49周年記念日の3日前になされたということから、8月15

²⁰⁷ 「戦後五十周年国会議員連盟」は結成当時の1994年12月1日、衆議員30、参議員28だったが、自衛戦争発言をした1995年3月16日当時には衆・参議員総計202人の勢力へと発展していた。奥野元法務相の発言に対しては、『東亜日報』、1995年3月17日、4月18日、8月10日を参照されたい。

²⁰⁸ 『読売新聞』、1995年6月4日

²⁰⁹ 島村文相はまた、戦争を知らない世代が70%を越したにもかかわらず、継続して謝罪するのはおかしいと述べながら、戦争に対し謝罪することに不満を表した。『韓国日報』、1995年8月10日

日「全国戦没者追悼式」での村山首相の過去に対する反省と謝罪の真情にダメージを与えた。同追悼式で村山首相は、1993年当時の追悼式での細川首相と同様に、日本だけでなくアジア地域全体の戦争犠牲者に対し「反省と哀悼」の意を表した。そして、桜井長官の発言があったことを意識し、本来原稿になかった「戦後の諸問題への対応にも力を尽くさなければなりません」という部分を追加すると共に「二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、不戦の決意のもと、恒久の平和を確立することが国民一人一人の重大な責務」の部分に「不戦の決意のもと」という文句を挿入した。さらに追悼式辞では初めて戦後補償問題に言及するなどの積極性をみせた。これにより1993年に細川首相が、日本の加害責任に触れつつ「国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄することを宣言した」と、憲法9条を引用した内容よりも踏み込んだものとなった。それにもかかわらず韓国政府は桜井長官の発言内容を挙げ、「過去に対する真の反省と正しい歴史認識のない戦後清算は日本が過去の罪から逃れ自由になり、再び軍事・政治大国化するための名分に過ぎない」と批判した。韓国には、「反対勢力」の歴史認識に基づく日本の軍国主義化に対する懸念が、村山首相の歴史清算の意欲に対する評価より強く働いていた²¹⁰。

さらに、当時村山首相は1994年8月23日からの東南アジア4カ国訪問を通じて、「村山外交」のアジア重視姿勢を強調する計画であったが、桜井長官の発言により各国を訪問する際、桜井長官の発言及び政府の公式的な歴史認識に関して毎回釈明をせざるを得なくなった。このような状況のため村山首相は、日本に対する不信が極めて強くなっていたアジア諸国からの信頼を回復するため、「反省と不戦」の決意をそれまで以上に強調するようになる²¹¹。橋本通産相のいわゆる「侵略戦争否定発言」はその解釈が分かれる。まず彼の発言に対し韓国の一部マスコミは、日本社会の総体的右傾化を指摘し、「自社さ連立政権で社会党らしさはなくなり、自民党による保守的政策だけ残るようになった」と批判した。また、韓国外務部は、日本政府が日本の「侵略戦争」を否定した橋本の発言内容を、日本政府のものと同様だと表明したのに対し、村山政権の歴史認識は過去の戦争の侵略性を否定しているのかどうかを問題にし、それに対する明確な立場を表明することを要求した²¹²。その反面、橋本通産相の発言が過度な波紋を巻き起こしているのに対し慎重な反応を示す場合もあった。孔魯明駐日韓国大使は、韓国の聯合ニュースとのインタビューで、橋本通産相の発言はそれまでの他の「問題発言」とは違うものだと述べている。日本政府の釈明のように、実際、橋本の発言記録を見ると、マスコミに報道された「侵略戦争を戦ったと申し上げるつもりはない」という表現の前に「少なくとも、敗戦の直前に旧満州地域に怒濤のごとく侵入を開始してきたソ連軍の行動までを含めて」という内容が省略されて伝えられることによって韓国の反発を刺激したと見られる面があったと指摘する²¹³。しかしながら、本来謝罪する意思はないと明言していた橋本が、発言があった4日後に結局謝罪をしたことは、当時の歴史認識論争において、韓国が日本の「問題発言」に対しどれほど敏感に対応し、また、日本政府としては、そのような韓国などの周辺国に対する配慮を如何に重視していたかを示すものと考えら

²¹⁰ 『東亜日報』、1994年8月16日；岡野加穂留、藤本一美、前掲書、pp. 116-117

²¹¹ 桜井環境長官の発言は政権の掛け声として「ハト派」を強調してきた村山総理の対外的権威を落とし、自民-社会連立政権の弱点を現す結果をもたらした。また、村山内閣は「従軍慰安婦」など戦後補償問題に対応するため今後10年間1千億円規模の事業を始めるとの方針を検討しているが、アジア周辺国家の不信はますます強化すると考えられる。『ハンギョレ新聞』、1994年8月16日、『読売新聞』、1994年8月14日

²¹² 橋本通産相の発言に対する韓国側の反応に対しては、『韓国日報』、1994年10月26日、27日を参照されたい。

²¹³ 孔魯明駐日韓国大使は、橋本通産相の発言は厚顔無恥で無責任な過去の発言とは性格が違うものであり、国会の答弁過程で野党のしつこい追及のなかで慎重に答え、一部敏感なことを述べたのは事実だが全体的内容を見たとき以前の状況とは大きく違っていると冷静な姿勢を見せた。聯合ニュース、1994年11月5日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=001&aid=0003877493> (最終閲覧日：2010年12月14日)；橋本通産相の発言録は、国会会議録、平成6年10月24日、衆議院、税制改革に関する特別委、3号を参照されたい。

れる。

このように、終戦50周年に向けて日本国内の「反対勢力」による「問題発言」が集中するなど、日本の歴史認識をめぐる論争が過熱するのに伴い、日本国内外では日本の国会で日本の公式的な歴史認識を明確にすることが強く要求されるようになる。そして、これにより歴史認識論争の焦点は国会での「不戦決議」採択に絞られるようになった²¹⁴。この時点で開かれた1995年3月11日の日韓首脳会談で、村山首相は金泳三大統領に、国会「不戦決議」採択に対する意欲を伝えた。奥野元法相による「自衛戦争」発言はこのような村山首相による国会決議に対する意思表示があってから5日後に発生したものであり、韓国政府の日本に対する信頼と期待をまたもや失望と憤怒へと向かわせるものだった。

村山首相はこの奥野発言に対して、必死に釈明し、1995年3月17日の記者会見で「日本がアジアで侵略行為を行ったのは間違いない」と述べながら、政府の公式的な歴史認識を繰り返し強調した²¹⁵。しかし、当時、自民党内では、国会「不戦決議」に反対する国会議員らが組織的に強烈な反発を起こしている状況であったため、村山首相の釈明にもかかわらず、韓国での日本の保守右傾化に対する懸念は相次いだ。当時韓国『ハンギョレ新聞』の社説をみると、日本が「新大東亜共栄圏」という表現を頻繁に使っていて「まるで50年前の太平洋戦争前夜を見ているようだ」との指摘が現れる程度にまで、日本に対する韓国の不信感は高まっていた²¹⁶。

渡辺元外相の発言は現職閣僚によるものでもなかったのにも関わらず、次の三つの理由から以前より韓国のはるかに強い反発を招いたと考えられる。最初に、細川政権時から本格的に始まった歴史認識論争の総括を行なうものであると関心が集まり期待が高まっていた国会「不戦決議」に関する論議が決着にいたる直前であったからである。二つ目は、従来の「反対勢力」が自衛戦争(又は解放戦争)及び植民地支配によるアジアの発展などを主張してきたのに比べ、日韓併合条約の強制性自体を否定した最初の発言であったからである。これに加え、渡辺元外相が現内閣の閣僚ではないものの、旧自民党政権の副総理を兼任した元外相であって、また、自民党内派閥の領袖であり、次期首相を目指す実力者という背景が働いたからである。このような理由から韓国では、1995年6月6日、ソウル市内の大学生団体が日本大使館の建物に火炎瓶を投げるなどのデモを行なっただけでなく、7日から9日までの三日間、日本大使館前で数多くの団体が「日の丸」や渡辺の写真を燃やすデモを持続的に行なうなど、過激な反日デモが相次いだ²¹⁷。

終戦50周年記念日を前にした最後の発言は、1995年8月8日、村山改造内閣初の朝の臨時閣議の直後に発生した。村山首相は閣議で新しく入閣した閣僚たちに対し、日本の戦争責任に関して周辺国を刺激しないことを要求する一方、太平洋戦争時の日本の侵略行為及び植民地支配に対する反省を表明した、1994年9月の所信表明演説内容が書かれた用紙を配り、戦争責任問題に関して発言するときは、1年前に所信表明として公表された政府の公式的な歴史認識の範囲内に留めることを要請した。このような首相による異例の要請は、当時、閣僚の多くが、自民党所属の「反対勢力」であったためであり、また時期的に目前に迫っていた終戦50周年記念日での自らの「首

²¹⁴ 代表的に韓国の『ハンギョレ新聞』は桜井発言以後の社説で、「国権の最高機関である国会の『過去に対する共通意思』が明確になれば『自民党閣僚問題発言－周辺国抗議－政府の釈明』という悪循環を終わらせられ、世界からの信頼を取り戻せられる」と主張している。『ハンギョレ新聞』、1994年8月22日

²¹⁵ 『読売新聞』、1995年3月18日

²¹⁶ 『ハンギョレ新聞』の社説では日本閣僚の相次ぐ発言が日本総理たちの侵略戦争に対する遺憾表明が真意でなかったことを証明するものだと指摘する。『ハンギョレ新聞』、1995年5月10日

²¹⁷ デモをした諸団体は「渡辺元外相妄言糾弾大会」を通じて日本政府の公式謝罪を求めながら火刑式を行なうなど猛烈な反発を見せると共に、侵略行為を認め、「不戦決議」を採択することを訴えた。韓国及び日本政府の対応に対しては次の報道内容を参照されたい。『東亜日報』、1995年6月6日；『韓国日報』、1995年6月6日；韓国での反発の様子は『韓国日報』、1995年6月10日を参照されたい。

相談話」の準備に意欲的に取り組んでいたためであった。しかし、前述したように、このような村山首相の願いにもかかわらず、その臨時閣議の終了直後に戦争の侵略性を否定する島村文相の発言が発生する²¹⁸。これに対し、村山首相及び野坂浩賢官房長官は、即刻記者会見を開き、「内閣の方針には何の変化もない」と前年の所信表明演説で明らかにした戦争観及び過去に対する反省が日本政府の公式的な歴史認識であると繰り返し強調した。また韓国に対しては、韓国政府に島村文相の発言の真意を直接釈明するなど、発言が招く波紋を最小化させるために全力で取り組んだ。

このような努力にもかかわらず、頻発する「反対勢力」の「問題発言」により、日本に対する不信感が高まっていた韓国は、島村発言を「8・15(パルイルオ・8月15日)記念『妄言』」だと命名しながら、「村山首相が閣僚らに対し、発言の注意を要請したにも関わらず、それを徹底的、及び意図的に無視し、閣議の直後に発言が発生した状況では、来る8月15日に村山首相がどのような謝罪ををするとしても心から湧き出した謝罪とは受けとれない」と指摘するに至った²¹⁹。

本章で分析したように、1990年代序盤の「自民党一党優位体制」の崩壊という国内秩序変化と「脱冷戦」という国際秩序変化の下で、日本の歴史認識をめぐる問題は一挙に噴出するようになり、その中で最も注目されたのが「慰安婦問題」であった。そして、この「慰安婦問題」に対する日本政府の公式的な謝罪が行われた直後の、細川首相による「侵略戦争」発言は、日本国内の歴史認識論争をより激化させただけでなく、細川政権の積極的な歴史謝罪に危機感を感じた「反対勢力」は、「問題発言」を頻発させ、羽田政権発足後から約15ヶ月の間、「『問題発言』一撤回」という悪循環を繰り返した。その悪循環は、終戦50周年を契機に日本の歴史清算を高い期待感を持って見つめていた韓国の日本に対する不信感を強化させ、結局、韓国は、日本政府が終戦50周年を記念する「首相談話」を発表する前から、既にその誠意に懐疑的な姿勢を取るようにになっていた。そして、このような過程を通じて、日本国内だけでなく、韓国からも、日本の国家の立場での明確な歴史認識を表明する、国会「不戦決議」を要求する声が自然的に高まるようになっていたのである。

²¹⁸ 『ハンギョレ新聞』、1995年8月10日、11日；『東亜日報』、1995年8月10日

²¹⁹ 『韓国日報』、1995年8月11日

第3章 戦後50年と、歴史認識における両面性の始まり

先の第2章で述べたように、日本の歴史認識をめぐる論争は、1990年代に入るとともに「脱冷戦」及び「自民党一党優位体制」の崩壊という国内外においての多大な変化により急浮上した。さらに非自民連立政権の首班であった細川護熙の個人的要素も働いて、それまで封印されていた歴史問題に対する日本政府の積極的な謝罪が行われるようになった。そして、戦後日本社会におけるアイデンティティーとも言うべき過去の戦争に対する記憶が最も問われることになる戦後50年の1995年を迎えた際には、自社さ連立政権という、かつて想像し難かった形の政府ではある、事実上初の社会党首相という政府構成によって日本の公式的歴史認識が代表されることとなった。

本章では、このように戦後50年という節目を迎えて、国内外からの大きな関心が寄せられた日本の公式的な歴史認識をめぐる論争過程と、社会党首相によって推進された過去への反省及び謝罪外交に対する「反対勢力」の再結集、そしてその中で現れる政治勢力間の「連携」と「葛藤」という面に着目する。

第1節 終戦50周年と国会「不戦決議」

自民党一党優位体制の下で38年間対立関係が持続してきた自民・社会の両党関係が、連立という新たな局面を迎えると、互いに食い違う基本理念及び政策を調整せざるをえなくなった。そして、その変化は次のような社会党の四つの基本政策の転換に現れた。村山首相は、1994年7月18日の初の所信表明後に行なわれた各党の代表質問に対する答弁で、「自衛隊は合憲」、「日米安保体制を堅持する」、「非武装中立はその政策的役割を終えた」、「『日の丸』、『君が代』を国旗、国歌として容認する」と、社会党の政策転換を表明し、党の理念より「政権維持」のための現実的妥協を優先せざるを得ないという政権の特徴を現した²²⁰。これにより、1995年の統一地方選挙及び参議員選挙を控え、既存の自民党政権との違いだけでなく、党の独自色をも失う危機を抱えることになった社会党にとって、戦争責任及び歴史認識問題は社会党の「平和主義政党」としての価値をアピールできる重要な機会であった。1995年、戦後50年を迎えた村山内閣は、歴史問題に区切りをつけるために、国会での「不戦決議案」採択を計画した。この「不戦決議」は、村山政権発足時の、自民、社会、さきがけによる三党合意に基づくものであって、政権獲得以来、現実的妥協を重ねてきた社会党の平和主義政党としての存在証明とも言えるものであった²²¹。社会党首相の村山はその国会決議案の合意過程の中で、相反する歴史認識を持つ自民党内の「反対勢力」の抵抗に対し、さきがけとの協調を通じて社会党の主張する「侵略行為」と「植民地支配」への「反省」を決議案に盛り込むことに全力で取り組んだ。しかし、その「不戦決議」の過程において、第2章で分析した村山政権が持つ複雑な論争構図及び、1995年が選挙の集中する時期であったという点は、決議案の合意過程を非常に複雑なものとした。

²²⁰ 国会会議録、平成06年07月20日、衆議院、本会議、2号；国会会議録、平成06年07月22日、衆議院、本会議、3号。

²²¹ 村山政権発足時の1994年6月29日に提示、連立与党により30日に合意された「三党合意事項」の中で、戦後50年に関しては「戦後50周年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に取り組む」としている。月刊社会党「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」『月刊社会党』1994年8月、470号、pp. 35-52；岡野加穂留、藤本一美、前掲書、p. 118

1. 国会「不戦決議」をめぐる政治過程

戦後50年を迎えての国会「不戦決議」は、村山政権成立当時の三党合意事項にその内容が含まれたことにより本格的な政権課題として浮上したが、その論議は1984年から始まるものであった。先の第1章で述べたように、1982年の夏に「教科書問題」が勃発すると、日本の歴史教科書が政府の検定により歪められているという批判の声が、韓国からも起こった。そして、その2年後の1984年に韓国の全斗煥大統領が韓国の大統領として初めて日本を公式訪問することになると、社会党によって朝鮮植民地支配を謝罪する国会決議を行なうべきだとの提案が初めて出された。しかし、国会決議は実現されないまま、しばらくの間、国会決議問題は社会的関心と呼ばなかった。それが1988年になって、当時の土井たかこ社会党委員長が植民地支配への謝罪と反省の国会決議をしたいと表明し、また1990年には土井委員長がそれを「侵略戦争」の反省と結びつけることに発展させた。そして、日米開戦50年を迎えた1991年には、自民党の中からも国会「不戦決議」を支持する声上がり、現実的な問題として議論された²²²。1991年11月の衆議院本会議で、当時社会党委員長だった田邊誠は、日中戦争60周年及び真珠湾50周年を迎え「過去の傷ついた歴史を反省し、犠牲となった諸国民に心から謝罪することが国際社会から信頼されるための第一歩」と述べるとともに、「過去の戦争責任を深く反省し、平和国家として進む決意」を国会決議で内外に表明することを提案するなど、国会での「不戦決議」は社会党を中心に長い間にわたって主張されてきた²²³。

このような社会党と共に、「不戦決議」を積極的に推進した人物は新進党党首の羽田孜であり、羽田は1993年の総選挙期間中にも「不戦決議」を積極的に主張していた。もちろん、このような羽田の動きに対し、当時は、非自民党政権成立のための社会党に対する「ラブコール」であったとの分析もあるが、羽田は自身の政権でもそのような主張を続けていただけでなく、1994年7月20日の国会質疑で、村山首相に「多くの国民と他国の人々に、さきの大戦が結果として耐えがたい苦しみと悲しみを及ぼしたことへの反省とおわびをし、この事実を子孫に伝えるとともに、再び不幸な戦争をしないこと」という趣旨の決議を国会で通すことを村山政権に入り初めて提案した。この時「不戦決議」を巡る論争の幕が切って落とされた²²⁴。

「不戦決議」の提案は野党の新進党の党首であった羽田により公式に提起されたが、村山政権は先に見たように、歴史認識問題に対して異なる主張を唱える勢力が連立与党内に共存していたため、連立与党の決議案調整が決議までの最も重要な過程であった。そのような連立与党内における話し合いのための核心的な機関として、1994年8月2日、自民、社会、さきがけの連立与党政策調整会議の下に、戦争への反省と不戦の誓いを盛り込む国会決議の意見をまとめるための「戦後50年問題プロジェクトチーム」（以下、プロジェクトチーム）が新設された。その後8月30日に初の会合を行ったプロジェクトチームは、その座長を各党持ち回り制としながら、初代座長に社会党の上原康助元国土庁長官を選出し、本格的な決議案の調整に取り組んだ²²⁵。このようにして連立与党の決議案は、自民、社会、さきがけの各党案を、プロジェクトチームでまとめ、最終的に与党案として調整及び合意するという方針を掲げていた。

歴史謝罪に積極的だった細川の「侵略戦争」、「間違った戦争」発言に対して、「反対勢力」

²²² 月刊社会党「談話：和田春樹・上原康助『戦後50年国会決議の実現をめざして』」『月刊社会党』1995年5月、N0479、pp. 14-31；土井委員長による1988年8月15日の国会決議提起の全文及び、1980年代国会決議をめぐる動きに対しては、和田春樹、石坂浩一、戦後50年国会決議を求める会（編）、前掲書、pp. 12-13、29-30を参照されたい。

²²³ 国会会議録、平成03年11月11日、衆議院、本会議、3号

²²⁴ 国会会議録、平成06年07月20日、衆議院、本会議、2号

²²⁵ 『読売新聞』、1994年8月3日、31日

らが「検討委員会」を結成して抵抗したのと同様に、村山政権が発足してから上記のようなプロジェクトチームが結成されるなど「不戦決議」を推進する動きが活発になったのに対して、自民党及び新進党内の「反対勢力」は「終戦50周年国会議員連盟」及び「正しい歴史を伝える国会議員連盟」を結成し抵抗した²²⁶。自民党内の「反対勢力」によって1995年1月31日に結成された「終戦50周年国会議員連盟」（奥野誠亮会長・結成時に143名、最終的には212名/以下、「終戦50周年議連」）の結成趣意は、第一に過去の戦争処理は、平和条約及び講和条約の締結によって外交上解決済みであり、第二に立法府である国会が、歴史観を断定することはその権限を逸脱する、ということであった。また、新進党内「反対勢力」が、1995年2月21日に結成した「正しい歴史を伝える国会議員連盟」（小沢辰男会長・41名/以下、「正しい歴史を伝える議連」）の趣意書は、「いったいわが国は、先の大戦について決議を採択するほど歴史を解明しているのでしょうか。解明されていない歴史をどのように決議するというのでしょうか」と始まり、「日本の戦争の歴史がまだ解明されていない」、「一国家の一国会が安易に歴史を断罪したり、自衛権を否定するかの如き誤解を招かないよう留意することが肝要である」という主張を展開する²²⁷。ここで、これらの歴史認識に関する論争の構図というのは、歴史謝罪に積極的な勢力により推進された動き、または発言によって「反対勢力」が結成されるなど、その対立構図が現れたという面では、細川政権でも村山政権でも違いはない。しかし、細川政権では歴史謝罪を行おうとした政府与党と、反対の立場の野党という形で大きく二分された反面、村山政権では上記のように主な「反対勢力」が与野党の各内部に共存し、自分らの意見を強く主張しているということが、その特徴としてあげられる。その特徴からして、連立与党案の調整というのは社会党を中心とする国会「不戦決議」を推進する「賛成勢力」が、自民党内の「反対勢力」をどれほど説得できるかということの意味していた。また、野党の新進党でさえ、国会決議に対する立場は、「不戦決議」に対する党案をめぐって、海部党首、羽田副党首、小沢幹事長など歴史謝罪に賛成する執行部と、「正しい歴史を伝える議連」の結成を呼びかけた永野元法相のような「反対勢力」に分かれていた。このように連立与党内だけでなく、第一野党である新進党内にも対立構図が形成されるなど、国会決議に関する論争の構図は非常に複雑なものであった²²⁸。

このような複雑な論争の構図の中で、「不戦決議」に関する与党案の論争過程は、決議案の内容を巡る「文言要素」、各勢力を圧迫した「時期的要素」、そして、与党内に最小限の譲歩を導き出した「政権維持要素」という三つの論点を中心に展開される。

まず「文言要素」としては、主に社会党・さきがけが「侵略行為」及び「植民地支配」に関する内容を決議案に盛り込むことを主張したのに対し、自民党はこれに反対した。「時期的要素」では、「4月の統一地方選挙前に決議」、「村山首相の5月の中国訪問前に決議」、そして、6月に至っては「今国会内に決議」という各時期別に、「不戦決議」を通し政権の独自性及び党の基本理念を強調しようとする社会党と、反対に日本遺族会などからの反発を懸念し、選挙前の決議は避けたい自民党に分かれた。最後に「政権維持要素」は、以上のように正反対の立場にいらながらも、野党生活を経験し、一刻でも早く政権与党へ復帰することを渴望していた自民党と、連立与党からの離脱、及び「不戦決議」の否決では、選挙で勝ち目がないと見ていた社会党が、最終的には調整案をまとめるように動いた。このような三つの要素を中心に「不戦決議」の与党案を

²²⁶ このような「反対勢力」の動きに対抗する形で、社会党の田邊元委員長を代表世話人とし「不戦決議」で日本の「侵略行為」、「植民地支配」を明確にし、「反省と謝罪」の意を表明するよう求めて結成されたのが超党派による「戦後五十年問題議員懇談会」であった。しかし、その結成時点が国会決議を目前に控えていた5月30日であり、その参加議員の名簿が確かでない上にその参加人数も20人程度と少なく、その活動も「不戦決議」をめぐる議論に影響を及ぼせなかったと考えられるため、本稿では同懇談会を分析対象としていない。

²²⁷ 安村廉、前掲書、pp. 62-64

²²⁸ 『読売新聞』、1995年4月26日

巡る1年余りの調整過程が展開された。

与党決議案の取りまとめに先に取り組んだのは社会党だった。政権与党である自民党内に「終戦50周年議連」という強い抵抗勢力が設立されると、社会党はその組織に森喜朗幹事長などの党指導部までもが所属しているのを強く批判すると共に、2月22日のプロジェクトチーム会合で、与党案の取りまとめを3月中盤までに終わらせることを主張した。このような社会党の自民党に対する圧迫は、三党合意事項に自民党の執行部が従わなくてはいけないという論理に基づいており、「3月中」と決議案のまとめに時間制限を設けたのは、4月9日と迫った第13回統一地方選挙で社会党の「平和志向政党」のイメージをアピールするためであった。

この働きかけに対し、選挙を目前にして「不戦決議」が選挙にとっての否定的要素としてしか作用しないと考えた自民党は「時期尚早だ」と難色を示した。しかし、社会党は2月23日の中央執行委員会で、3月上旬をめどに社会党案をまとめ、プロジェクトチームに提案する方針を決めるなど、積極的に推進した。そのような方針により社会党は、3月28日の党内「戦後50周年委員会」で、社会党の不戦決議案の骨格を最終決定した。その内容は、第一に、過去の戦争に対する「侵略行為」と「植民地支配」の認識を明確にするとともに、反省と謝罪の意を表す。第二に、内外の戦争犠牲者への哀悼の意を表す。第三に、日本国憲法の理念に基づき、未来を志向した不戦と平和への決意を表す、というものであった²²⁹。

このように、「賛成勢力」一色の社会党が国会での「不戦決議」を成立させるため、党の決議案調整に積極的に取り組んでいたのに比べ、自民党では党内の決議案すらまとまらなかった。その理由は何よりも、歴史認識をめぐる、党内の深刻な分裂及び葛藤によるものであった。全所属議員数223名の自民党内には、前述したように、「不戦決議」に積極的に反対する「終戦50周年議連」所属議員をはじめとして、当時の党所属議員71%を占める「反対勢力」が存在する反面、「不戦決議」に誰よりも意欲的な姿勢を見せる河野総裁を含め5%の「賛成勢力」及び5%の「二重参加」も存在した。外相でありながら自民党総裁でもあった河野は、2月27日の衆議院予算委での答弁で「各党が英知を集めればできないことはない。村山政権を支えていく堅い決意で各党が謙虚に臨むことが大事だ」と述べ、国会での不戦決議案採択に積極的な姿勢を見せた²³⁰。

一方、細川政権当時、「検討委員会」がその成果として『大東亜戦争の総括』を発刊したように、「終戦50周年議連」は、5月の末に「アジア共生共栄の祭典」(以下、「祭典」)を計画、彼らの歴史認識を積極的に伝えようとした。この「祭典」は、戦死した日本兵のほか、日本の同盟国の戦死者や、日本軍に属していた外国の兵隊の追悼も共に行おうというものであり、大会案によると、こうした外国兵の遺族を招待する際、対象国を「同盟国及び日本軍籍となって『大東亜戦争』に参加した国々」又は、「『大東亜戦争』を契機に戦後独立を達成した国々」と規定している²³¹。つまり、「終戦50周年議連」はこのような行事を通じて、日本の戦争が「侵略戦争」ではなく、「アジア解放戦争」だったという彼らの歴史認識を強調しようとしていた。さらに「終戦50周年議連」は3月1日の会合で、自民党の統一地方選での公約のうち、戦後50年問題に関して「これは村山首相の談話内容を引用したものであり、自民党の歴史観ではない」と強く反発し、加藤紘一政調会長に公約の修正を要求した。この公約の記述は、連立与党の三党合意事項を反映していたものの、党はこれを再度検討し、結局、3月1日にはこの内容を公約から削除することに決定するなど、自民党の公式的な歴史認識をめぐる党内論争は、あらゆるところで表面化していた。

与党案調整に進展がないまま、統一地方選挙を終えた連立与党は、各党の主張する決議案を提

²²⁹ 『読売新聞』、1995年2月23日、3月4日、29日

²³⁰ 国会会議録、平成07年2月27日、衆議院、外務委員会、5号

²³¹ 『読売新聞』、1995年2月27日

示し合いながら、本格的な与党案調整に取り組んだ。4月13日のプロジェクトチーム会合では、社会党が「不戦」、「謝罪」、「植民地支配」そして「侵略行為」などをキーワードとして決議案に盛り込むよう求めた反面、自民党はそれらには触れない形で「過去の教訓に学ぶ」などの「言い換え」を主張し、議論は平行線をたどった。4月の中盤に至り、社会党がこのようなキーワードを持ち出しつつ調整に取り組んだのは、5月に予定されていた、村山首相の中国訪問以前まで「不戦決議」を行うとの強い意思が込められていたためであった。しかし自民党は、社会党のこのような立場に対し「韓国や中国に迎合するもの」と反発した。さらに、「終戦50周年議連」は同日の4月13日に総会を開き、戦後50年を契機とする「不戦決議」について、第一に、謝罪・不戦の決議は容認できない、第二に、戦没者などに対する追悼・感謝及び未来志向の平和決議表明とするべき、という二つの運動方針を採択するなど、社会党の方針に抵抗した。また、このような「終戦50周年議連」の動きに対して、社会党側も「内容的に不十分なものを作るなら、訪中前にこだわるべきではない」という立場を選出したことで、両者の決議案合意は難航した²³²。

「統一地方選挙前」という目標に続き、「中国訪問前」の決議という時期的目標までも事実上諦めざるをえなかった社会党にとって、「6月の国会会期中に決議を行う」ことが「最後の砦」であった。ここで時間的に切迫した社会党が、自民党との合意のため先に動いた。4月19日のプロジェクトチームで、社会党は「朝鮮植民地支配」、「中国への侵略行為」、「アジア諸国に迷惑かけたことに対する深い反省の意」という内容が決議に盛り込まれれば、表題で「不戦」及び「謝罪」の文言にこだわらないことを表明した。さらに4月26日のプロジェクトチーム座長会議では、自ら「過去の歴史の教訓に学び、平和への決意を新たにす決議」という、「不戦」の文字を抜いた表題を提案したことで、事実上、この時点で戦後50年の国会決議は、その表題において「不戦決議」でなくなる。このように社会党が元の4月13日の会合での立場から一步譲り、妥協に取り組んだにも関わらず、自民党は決議案の内容に「特定の国や地域に言及すべきではない」と主張した。社会党はこれに対し、「地域に触れないのなら、『植民地支配』、『侵略行為』だけは入れるべき」と反論するなど、社会・自民両党を中心に与党案の具体的内容を巡る本格的な議論が行われた²³³。

このようにプロジェクトチームを中心的な舞台として国会決議の与党案をめぐる論議が行われる一方、その舞台裏でも決議案決定に様々な形で影響を与えるアクターが存在した。まず、この時期から本格的行動を見せる村山首相が挙げられる。村山首相は、それまでは記者会見及び国会での答弁などでの発言を通じ、国会決議の必要性を強調しながら決議の推進に取り組んでいた。しかし、4月27日には、各党のプロジェクトチームの座長らと官邸で会談し、「過去、植民地支配したことは歴史的事実」だとの意見を伝えながら、虎島和夫プロジェクトチーム自民党側座長に自民党内の調整を依頼したのみならず、社会党が主張する「侵略行為」、「植民地支配」文言の採択も要求した。さらに、5月7日には自民党の森喜朗幹事長と会談し、「今国会中に処理する」という意見に同意を得た。また、同日の夕方には、自民党の実力者であった、いわゆる「YKK」（山崎拓、加藤紘一、小泉純一郎）との会談において、決議案で戦争に対する反省の意を率直に表明することを強調し、山崎拓ら3人から同意を得た²³⁴。そして、5月8日の三党党首会談では、社会党党首として、「『植民地支配』、『侵略行為』に対する反省」という内容を決議案に入れるという件だけでなく、6月の国会中に決議を行なうということにも合意を得るなど、首相

²³² 『読売新聞』、1995年4月17日

²³³ 『読売新聞』、1995年4月20日、27日

²³⁴ 加藤紘一は「靖国問題勉強会」（2005）に参加し、「慰安婦問題」への日本政府の関与を始めて認めた「加藤談話」を発表した「賛成勢力」、小泉純一郎及び山崎拓は、「反対」「賛成」のどちらへのかかわりもない「参加なし」。

として、また、社会党の委員長として、国会決議の与党案取りまとめに積極的に取り組んだ²³⁵。

このように、村山が官邸でプロジェクトチーム座長らの同意を求めていた4月27日、反対側の「終戦50周年議連」は、既に450万人の国会決議反対署名を国会に提出していた民間団体の「終戦50周年国民委員会」及び自民政務調査会と共に、国会決議に反対する国会請願を提出することに合意した。さらに、新進党の「正しい歴史を伝える議連」も、27日に海部党首に「不戦決議反対要請書」を提出するなど、連立与党外の舞台裏でも国会決議をめぐる論争は行なわれていた。

国会「不戦決議」をめぐる論議が次第に激しくなると、このような舞台裏での論争に加え、各党からは国民に対する世論形成作業も行なわれ始めた。その代表的例が前述した「祭典」であった。5月29日に東京の日本武道館で、自民、新進両党の国会議員、計45人をはじめ、彼らを支える「日本を守る国民会議」のような保守団体会員など、およそ一万人が出席した「祭典」では、「大東亜戦争はアジア植民地解放のための戦争であり、欧米列強の帝国主義に対するアジア自衛のための戦争だった」という主張が繰り返された²³⁶。逆に社会党では4月の序盤に制作した、「国会決議実現に向けて」と題する32ページのパンフレットを全国に配布し、社会党に対する国民の積極的な支持を求めた。その内容は、国会決議の当為性と、「侵略」及び「戦争責任」で構成されている。さらに、同パンフレットは戦争によるアジア諸国の具体的な被害の説明をはじめ、補償問題まで扱っており、まさに社会党が戦争責任に関して主張してきた論理であるとともに、自民党内「反対勢力」の国会決議反対の動きに対する強い対抗を含意するものであった²³⁷。

このように、国会決議案調整及び採択に関する国会内外での論争が過熱していく際、社会党の中央執行委員会は5月11日、「自民党の反対により内容が曖昧になるか、もしくは今国会中の採択が保留されるのならば、連立政権を考え直すしかない」という立場を決定した²³⁸。さらに、さきがけの鳩山由紀夫代表幹事は5月28日のテレビ討論に出演し、「国会決議が採択されない場合、連立を離脱する」と、社会党及びさきがけ側から「連立政権維持不可能論」を表に出し、圧迫しはじめた²³⁹。

この時期に社会党はすでに「不戦」及び「謝罪」という文言を譲歩していたため、「侵略行為」及び「植民地支配」は絶対譲れないという方針を決め、このような内容が反映されない場合は連立政権を離脱するという党の立場を明確にしていた²⁴⁰。そしてこのような立場から、5月27日の臨時党大会で決定する「当面の活動計画」に「内容があいまいにされたり、今国会での採択が見送られる事態にでもなれば、連立政権そのものを見直さなければならない」と明示した²⁴¹。

この社会党の主張に対して自民党内の意見は分裂した。5月17日の自民党総務懇談会では、国会決議に反対する立場と、三党合意を尊重し決議実現を目指す立場の二つに別れた。反対する立場からは、「検討委員会」の事務局長である板垣正が、「国論が分かれている中、三党合意があ

²³⁵ 自民党メンバーらに直接協調を要請する一方、不戦決議が中国訪問以前に決議されないと、訪中した5月4日の記者会見では、「過去の侵略行為、植民地支配を深く反省する。(中略)国会決議は三党合意事項に含まれているため決議なると期待する」と明言するなど、決議に対して積極的意思を表した。『読売新聞』、1995年4月28日、5月4日、8日、9日

²³⁶ 「祭典」に関しては日本国内では『産経新聞』ですらほぼ報道されていない反面、韓国では大多数の新聞社が「祭典」を「日本の『右翼』による行事」だと強く批判した。関連する韓国側の社説は、『東亜日報』、1995年5月31日3面、「일본 우익의 죄(日本右翼の罪)」を参照されたい。

²³⁷ 安村廉、前掲書、pp. 272-279；聯合ニュース、1995年4月17日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=104&oid=001&aid=0004020538>(最終閲覧日：2010年12月15日)

²³⁸ 『韓国日報』、1995年5月30日

²³⁹ 『読売新聞』、1995年5月29日

²⁴⁰ 『東亜日報』、1995年6月1日

²⁴¹ 社会党内には「この問題で国民の信を問うならマイナスではない」という雰囲気もあった一方、「侵略行為」及び「植民地支配に対する反省」を盛り込めるのならある程度の譲歩はやむを得ないという計算もあった。『読売新聞』、1995年6月3日

るからといって[国会決議を]を強行するのはおかしい。決議は見送っていい」と、強力に抗議しただけでなく、出席者からは補償問題を懸念する意見も出た²⁴²。これに対し積極的に反論したのは森幹事長であった。森幹事長は、「決議をしなくてもいいというならば、野党のままであれば良かったのか」と述べながら、三党合意に対しては「三党合意当時、自民党は『不戦』『謝罪』は絶対にのめない」と主張し、その通りになった」と強調した。つまり森幹事長が主張したことは、第一に、三党合意は自民党が政権与党へと戻るために不可欠なものであったということ、第二に、社会党が「不戦」及び「謝罪」という文言を譲歩したため、連立与党として決議案調整に取り組むべきということであった。それは、彼が「賛成勢力」の歴史認識に同調するということを意味するものではなかった。「反対勢力」である「検討委員会」及び「終戦50周年議連」の両方に所属していた森ではあったものの、党の幹事長という立場から政権維持に対する強い責任を感じていたことと、5月7日の村山首相との対面で事前同意をしたことが作用したためと考えられる。そして、結果的にこの日の総務懇談会では、三党合意を尊重するべきという意見が大勢を占めるようになっただけでなく、決議に盛り込む具体的な文言について注文が相次いだ²⁴³。

このように自民党内で三党合意事項に関する意見が分かれた背景には、村山政権発足時に与党各三党から提示された「連立政権政策推進事項」の原案があると考えられる。つまり、連立与党三党の合意事項の中に含まれている、戦後50年問題に関する内容は、社会党及びさきがけから提出された政策推進事項の内容であり、自民党が提出した「新しい連立政権の樹立について」では一切扱われていなかった。また、その戦後50周年問題に関する社会党案である「新たな連立政権の樹立に関する確認事項」及び、さきがけ案の「共存への貢献と行政改革」が各自提出した内容でも、社会党は人権問題を、さきがけは戦後50年記念行事開催を含めているなど、互いに若干異なるが、その両党の内容を組み合わせたものが三党合意事項での戦後50年問題に関する事項となっていた²⁴⁴。

このような背景から、党内に三党合意に対する反対は続いたものの、三党合意を尊重し国会決議を採択すべきとの立場が自民党の方針となると、自民党内の論点は「侵略行為」及び「植民地支配」の反映の可否へと移った。この過程で自民党内では、5月8日に行なわれた三党党首会談で、河野総裁が「侵略行為」と「植民地支配」を、決議案に盛り込むことに合意したことに対する批判の聲が高まった。しかし、河野はこれに対し、「過去、わが党の首相も『侵略行為』、『侵略的行為』という言葉はしている」と強く主張、5月20日の総裁懇談会では「自民党の過去の首相発言は了としたい」と協力を求め、結局、河野の主張通りに、自民党も「侵略行為」を含めることに決定した。しかし問題は、河野も「植民地支配」に対しては言及することができなかったということだった。これは歴代首相の発言からその例を見いだせなかったためであり、このときから「植民地支配」の表現に対しては、「世界列強とともに、わが国も植民地主義で多大な迷惑をかけた」という案が浮上し始める²⁴⁵。そして、1995年6月1日、自民党は、社会党が強く要求する「侵略行為」及び「植民地支配」に対し「一方的な謝罪にならず、日本語として素直に読み取れるような文脈で用いること」を前提として、決議に盛り込む護歩案を検討することを党の戦略として決めた²⁴⁶。これは自民党指導部が与党案合意のため社会党が主張する二つの文言は必ず含まれるべきだと判断し、党内「反対勢力」議員及び遺族会などの支持団体を説得するための根回し

²⁴² 自民党内でも積極的な「反対勢力」であった板垣正は、旧帝国陸軍大将であり、「東京裁判」でA級戦犯に問われ、死刑判決の後に絞首刑となった板垣征四郎の次男である。後藤謙次『ドキュメント平成政治史1』岩波書店、2014、p. 326

²⁴³ この日の自民党総務懇談会での遣り取り内容及び結果は、『読売新聞』、1995年5月18日3面を参照されたい。

²⁴⁴ 月刊社会党、前掲論文(1994)、pp. 35-52

²⁴⁵ 『読売新聞』、1995年5月18日、21日

²⁴⁶ 『読売新聞』、1995年6月2日

を行った結果であった。結局、自民党指導部は党内「反対勢力」と社会党との双方を説得しなければならぬ立場であったため、「侵略行為」及び「植民地支配」の主体に対する記述に関して、「列強が他国への侵略的行為や植民地支配を競い合った一時期」とすることを最終的に決定した²⁴⁷。この時点からの自民党の方針は、「侵略行為」は歴代首相の前例として受け入れるものの、「植民地支配」に関しては、その主体を曖昧にするというものであった。

しかしながら、6月に入っても相変わらず合意点が見いだせない状態が続くと、1995年6月5日の連立与党の政調・政審会長会議とプロジェクトチーム全体会議で、今後の調整を幹事長・書記長会議にゆだねることとし、翌6日には幹事長・書記長会談を開き、最終決着することに合意した。結局、プロジェクトチームでの論議では歴史認識の合意が不可能となり、より上位の議決機関である幹事長・書記長会談を通じ、6月6日というタイムリミットを設定した政治的判断による決着に取り組みざるを得なくなる。

このような状況において、自民党の森幹事長は1995年6月5日の加藤紘一総務会長との会談で、「侵略行為」及び「植民地支配」の主体に、日本も主体であったと明記する案を提示した。しかし、加藤会長は「プロジェクトチームで反対していながら、幹事長・書記長会談で覆し、認めるべきではない」と、森幹事長の提案に反対し、日本の責任に直接言及しないまま「それがにじみ出るような表現」を検討することを決めた²⁴⁸。この時点で決議案の内容における主体の曖昧さは決定的なものとなった。さらに、6月6日の幹事長・書記長会談では「過去の戦争についての歴史観の相違を超え」の文言が盛り込まれる。これは自民党内「反対勢力」の主張にも配慮するというものであり、対立する双方の顔を立てた形になった。結局、「賛成勢力」と「反対勢力」の歴史認識に相違があることを認めなければ合意はできなかったことを示すものであった²⁴⁹。

このようにして6月6日に合意された「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」という題目の与党案は次の通りであった。

「本院は、戦後50年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。右

²⁴⁷ 6月2日の午前、自民党総務会では、村山総理の「決議が出来なければ重大な決意で臨む」という発言により「総辞職及び衆議院解散事態になりかねない」という意見が党内に影響を与えた。奥野議員連盟会長などの強硬派は妥協推進の立場を取る党執行部に深夜まで圧迫を緩めなかった。一方、自民党としては遺族会などの圧力団体が負担になりかねないため加藤政調会長らが日本遺族会や神社本庁への根回しに奔走、また橋本龍太郎も執行部の意を体して、水面下で遺族会の幹部らの説得に当たった。『読売新聞』、1995年6月3日

²⁴⁸ 『読売新聞』、1995年6月6日

²⁴⁹ 最終協議で各党が提示した案は以下のようである。『読売新聞』、1995年6月7日

【自民党案】 列強が他国への侵略的行為や植民地支配を競い合った一時期、わが国もその渦中であって自国の安寧を考え、ついには多くの国と戦火を交えた。我々はこのような過去の戦争を反省し、その惨禍が多くの人々を苦しめた歴史の教訓を謙虚に学ばなければならない。

【社会党案】 19世紀後半からの列強間の帝国主義的対立の中でわが国は、軍国主義の台頭を許し、過去の一時期、植民地支配や侵略行為を行い、多くの国々、とりわけ、アジアの諸国民に対し、筆舌に尽くし難い苦痛と悲しみを与えた。(中略)過去の一時期の行為を深く反省し、遺憾の意をこめて平和への決意を新たにする。

【さきがけ案】 かえりみれば列強が植民地支配を競い合った過去の一時期、わが国は、植民地支配や侵略行為を行い、多くの国々を、とりわけアジアの諸国民に対し筆舌に尽くし難い苦痛と悲しみを与えた。我々はこのような過去の戦争を反省し、戦争の惨禍が多くの人々を苦しめた歴史の教訓を謙虚に学ばなければならない。

与党案が出たところで残すは第一野党である新進党との協議であった。新進党では本来、国会決議の取り扱いについて、「戦後50年プロジェクト」(鳩山邦夫会長)で検討を進めてきたが、「国会が歴史観を固定化すべきではない」などと、決議に反対する意見があったことから、決議案ではなく党声明として見解をまとめた。その党声明は、「十九世紀後半から、列強は市場の拡大、植民地の獲得に走り、激しい争いを生じさせた。この間にあって、わが国もその潮流に乗ることになった」として、間接的な表現で「侵略的行為」と「植民地支配」を認めたとうえで、「過去の戦争等、わが国が行った行為」について「深く反省する」としていた。本来、「与党案がまとまれば与党との妥協はやむを得ない」との方針を持っていた新進党であったが、8日の新進党役員会では、与党案に対する修正案が提案された。その提案者は他ならぬ細川元首相であり、その内容は与党案の調整過程で自民党の要求により曖昧になっていた「侵略行為」、「植民地支配」の主体を「わが国日本」だと明確にするものだった。当時の新進党は、内閣不信任案の提出を試みていたが、それが困難であることから、参院選を控え、「このままでは党の存在価値を示せなくなる」という危機感を抱いていた²⁵¹。つまり、細川元首相による修正案は、新進党としては一つの大義名分として作られたものでもあったのである。

このような背景から新進党は、与党案を受け入れるという当初の方針を変更し、与党側に修正を求め、修正が受け入れられなければ決議見送りのやむを得ないという強い姿勢をとった。しかし、土壇場になっての新進党の修正要求に対し自民党「反対勢力」が反発し、新進党の修正案は拒否された。そして予定通りの9日に与党案採択が強行される。

結果的に1995年6月9日の衆院本会議では、修正案が受け取られなかった新進党171人全員が欠席した。これは先の第2章で触れているように、新進党が本来六つの小政党が合併してできた党であり、また歴史認識問題に対する党内対立が、「賛成勢力」24%対、「反対勢力」28%と分かれていたにも関わらず、党議拘束による投票を選択したからであった。その結果、衆院総定数の約3分の1が欠席することによって国会決議自体に大きなダメージを与えた。

さらには、与党側からも欠席者が出る。自民党側の55人を初めとして、決議案の内容が譲歩しすぎであるという不満を訴える社会党一部の14人が欠席したうえ、さきがけからも4人の欠席者が出た。さらに、民主の会5人全員の欠席を含め無所属議員数人も欠席するという状況で決議案が可決された²⁵²。大勢の退席者が発生する中、起立採決が行なわれたこの国会決議では、正確な出席者数は数えられていないものの、出席者は衆院の総定数502人(欠員9人を除く)のほぼ5割程度であった。その5割の出席者のなかでも、共産党の14人は反対の意を示し、結局、賛成者は自民党146人、社会党58人、さきがけ16人の合計230人ととどまり、議員総数の過半数以下の賛成しか得られなかった決議案となったのである²⁵³。

この結末は、決議に欠席、または退席した具体的事情を見ると、謝罪に反対する勢力だけに

²⁵⁰ 和田春樹、石坂浩一、戦後50年国会決議を求める会(編)、前掲書、p. 137

²⁵¹ 『産経新聞』、1995年6月9日

²⁵² 『朝日新聞』、1995年6月10日

²⁵³ 戦後50年国会決議は、299回目の国会決議であり、以前に野党の一部が欠席した中での採択は数多くの例があるが、野党第一党が欠席したのは、わずか三例しかなく二十四年ぶりの異例の事態となった。さらに、与党三党合意の主体であった新党さきがけの武村正義代表も「大阪での所用のため」と欠席していた。(『産経新聞』、1995年6月10日)これは、武村が元清和会(安倍派)出身であり、比較的タカ派が結集した派閥の出身だったという個人的要素が働いたものとも考えられるのではないだろうか。国会決議は参議院では採択されず見送りされるという結末であった。当時、参議院でも採択すべきだとの意見もあったが、参議院には「終戦50周年議連」の事務局長及び副会長などにより強い反対論が存在したのと同時に、衆議院における結末の影響もあり、社会党自体も無理をしなかったからだという。財団法人平和のためのアジア女性国民基金、前掲書、p. 61

よるものではなく、より明確な謝罪を要求する多くの議員の欠席、及び反対によるものでもあった。しかし、国際社会に映ったこのような国会決議の姿はそのような具体的内部事情ではなく、「過去の戦争及び、植民地支配に反省の意を示す『不戦決議』に、過半数以上が賛成しない日本」であった。また、このような「不戦決議」の論争過程を、歴史認識を軸にした対立構図を持って解釈せず、政権の座をめぐる政党及び派閥の間での対立と妥協という観点から表面的に触れている既存の日本政治史研究では、新進党の集団欠席の背景及びその意味などを正確にとらえることはできなかった²⁵⁴。

戦後50年を迎え意欲的に推進された国会決議の採択及び決議案の合意は結局、「賛成勢力」及び「反対勢力」の異なる歴史認識は調整不可能だということを認めざるを得なくなる過程であった。つまり、国会での「不戦決議」をめぐる論争は、自民党対社会党という党対党の歴史認識論争だけでなく、各党内でも異なる歴史認識を持つ勢力同士の複雑な論争が繰り広げられているというものの現れでもあったのである²⁵⁵。

2. 韓国の期待と失望

日本が戦後50年を向かえ歴史清算に取り組むことを強く願っていた韓国は、国会決議を巡る日本国内での論争及び協議過程に、大きな関心と期待を持ちながら、いろいろな形で関わっていた。特に、国会決議の過程に最も積極的に影響を与えようとしていた主体は韓国国会であった。代表的な動きとしては、日本の国会決議に対応する形で韓国でも国会決議によって日本の国会決議採択に向けた外圧を行使していた。1995年3月17日の国会統一外務委員会全体会議では、日本の国会で「不戦・謝罪決議」が採択されない場合、日本の国連常任理事国進出反対を政府に促す決議案を採択することを決定した²⁵⁶。

1995年3月17日と4月6日に行なわれた統一外務委員会一次及び二次全体会議では、孔魯明外務部長官に対し、「日本のいわゆる親韓派議員らが決議『反対勢力』に関わっている」、「日本国内が右傾化している」、そして、「『不戦決議』をめぐる議論の過程を通じて、逆に「反対勢力」の歴史認識が広まっていること」を批判しながら、政府のより明確な立場表明を注文すると同時に、日本が「不戦決議」を行うようにするために、韓国政府がどのような方策を取るつもりであるのかを質問した。孔魯明長官がこの質問への答弁で述べた、日本国会での「不戦決議」に対する韓国政府の基本方針の要旨は次の二点である。第一に、韓国側が望んだわけでもない「不戦決議」を日本自ら行おうとする以上、「不戦決議」が「反対勢力」によって採択されないのなら、むしろ決議案の議論自体を最初からするべきではなかったという立場であった。特にそのような日本国内の雰囲気により、韓国国民の反日感情が悪化し、さらには、韓日関係も悪化することを

²⁵⁴ 最新の日本政治史研究である『ドキュメント平成政治史』においても、「不戦決議」をめぐる詳細な議論の過程には触れられず、その結果に関しても、「欠席者は自民党の50人に加え、与党だけで計70人。さらに新進党は全員が本会議をボイコットした」という結果の叙述に留まっている。後藤謙次、前掲書(第1巻)、p. 326

²⁵⁵ このような「不戦決議」の結果に対して、波多野澄雄は、問題は歴史認識の多元性というより、特定の歴史観や戦争観が、次期政権構成をにらんだ政党間の政治闘争と結びつき、国内政治の「カード」と化し、不戦決議そのものの重みが薄れていった点であると説明する。波多野澄雄、前掲書、p. 182

²⁵⁶ 「일체침략에 대한 반성과 청산없는 일본의 UN安全保障理事会常任理事国진출에 대한大韓民国政府의 동의 반대추기결의안(日帝侵略に対す反省と清算なき日本のUN安全保障理事会常任理事国進出に対する大韓民国の同意反対を促す決議案)」という表題で、3月7日、金元雄議員外29名により発議。韓国、第14代国会、第173回、第1次、統一外務委員会(1995年3月17日)会議録では、これに対し山下駐韓日本大使は同日、外務部を訪問、韓国国会が日本の国連安保理進出を反対する決議案を採択する動きに対する日本政府の遺憾の意を伝えるなど、国会決議の問題は既に両国家間の外交問題へと発展していた。聯合ニュース、1995年3月18日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=001&aid=0003980355>(最終閲覧日:2010年12月15日)

強く懸念するというものであった。第二に、そのような事態を招かないためにも、日韓首脳会談及び外交ルート、さらに韓日議員連盟会長の訪日などを通じて、日本政府及び政界の主要メンバーにこのような韓国側の立場を伝えると同時に、日本側の誠意ある対応を促すという点であった。つまり、このような韓国国会での決議は、日本が外務省を中心に求めてきた「国連常任理事国への進出」は、隣国の支持が絶対に必要だという背景を基盤に日本政府を圧迫すると共に、日本政府に対する曖昧な態度を取っていた韓国政府にもっと積極的な措置を行うことを要求するものであった²⁵⁷。

韓国国会の対応が活発だった背景には、日本の「不戦決議」が政府によるものでなく日本の国会で議論されているものであるため、韓国側の対応も政府でなく国会によるものであるべきだとの判断があった。これにより、政府の李洪九^{イホング}総理及び孔魯明^{コンロミン}長官は当時韓日議員連盟会長でありながら当時政務第一長官でもあった金潤煥^{キムユンファン}の訪日を促し、これを受けた金潤煥が日本に出国する前には外務部からブリーフィングまで受けていた²⁵⁸。1995年3月24日から29日まで日本を訪問した金潤煥は、竹下登^{タケシノ}日韓議員連盟会長を始め、中曽根元首相、宮沢元首相と会談を行い、「国会で歴史を総括する決議を行なうべき」であるという韓国側のメッセージを伝えた。そして訪問を終えて帰国した29日、金潤煥は空港での記者会見で「日本国会が戦後50周年を迎えて過去のような『侵略戦争』を二度と起こさないという決議案を5月15日の村山首相の訪中以前まで、そうでなければ遅くとも6月16日の臨時国会閉会までには採択すると約束した」と発表した²⁵⁹。金潤煥が、帰国直後に、日本が国会決議を約束したと記者会見で報告したことは、韓国政府及び国民に、日本の歴史清算に対する期待を更に高めるものであった。

日本の「不戦決議」を、日本の歴史清算が行なわれるものと受け取っていた韓国側の期待は、日韓首脳会談での村山首相の発言によって既に高まっていた。金泳三大統領は、1995年3月11日にコペンハーゲンで開かれた日韓首脳会談で、村山首相に対して、日本国会での「不戦決議」問題をめぐり、自民党内の一部に反発があることに対し、「反対の方がいることに[韓国内で日本に対し]悪い感情が生まれる可能性がある。決議ができないと、韓国国民の感情はよくない」と述べ、強い懸念を表明した。これに対し村山首相は、決議の実現に積極的に取り組む意思を強調しながら、「[与党]三党合意に沿い、実現に努力する」と、「不戦決議」の採択を約束した²⁶⁰。

さらに、1995年4月12日の金大中^{キムデジュン}アジア太平洋財団理事長が村山首相及び海部新進党党首と会談を行い、韓国が日本の「不戦決議」に大きな関心を持っていると伝え、決議が採択されるよう首相に要求した²⁶¹。首脳会談での金泳三大統領だけでなく、実質的に韓国野党勢力を代表する金大中理事長も、日本の首相だけでなく第一野党の党首に対しても決議採択への積極的姿勢を求めることによって、「不戦決議」採択、及び歴史清算に関する韓国社会の期待はより一層高まることになった。

また、韓国のマスメディアは日本の「不戦決議」に対し、日本のマスメディア以上に大きな関

²⁵⁷ 韓国、第14代国会会議録、1995年3月17日、第173回、第1、第2次、統一外務委員会

²⁵⁸ 当時、外務部からは日本国内での国会決議を巡る論争状況に対する説明及び韓国側の立場に対するブリーフィングがあったという。政務第一長官とは、政府と与党間の政策協議及び協調を担う重職。筆者による孔魯明元外務長官に対するインタビュー(2010年10月30日朝、於：東京)

²⁵⁹ 『東亜日報』、1995年3月30日

²⁶⁰ これに対し『読売新聞』は「『不戦決議』問題が村山首相にとって、後半国会の最大の政治課題となる可能性が強まってきた。(中略)首相がコペンハーゲンで、自ら連立三党間の調整に乗り出す考えを示すとともに、金泳三・韓国大統領との首脳会談で決議の実現を約束したためだ。与党間の調整と対外配慮の両面に課題を抱えた」と伝えている。『読売新聞』、1995年3月11日、12日、13日

²⁶¹ 聯合ニュース、1995年4月12日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=104&oid=001&aid=0004018858>(最終閲覧日：2010年12月27日)

心を寄せ、「不戦決議」をめぐる政治過程を詳しく紹介していた。韓国メディアの論調の大多数は「日本の歴史認識をめぐる論争過程で、日本の『右翼化傾向』が明らかになった」と指摘しながら、「隣国である韓国の懸念をなくすためにでも『不戦決議』は必ず採択されるべきだ」という主張を展開した。その代表的な報道内容として、1995年の1月5日と2月5日の『東亜日報』の社説は、村山首相の積極的謝罪意思が「不戦決議」を通じた歴史清算への期待を高めていると述べながらも、そのような村山首相の意思とは正反対に、47都道府県議会の中で12の県議会が1994年12月に日本戦没者に対する追悼及び感謝の決議を採択するという、いわゆる「反謝罪決議」の動きを伝えながら、日本の右傾化を指摘した²⁶²。そして一ヶ月後の2月5日の社説では、自民党及び新進党内の「不戦決議」反対勢力の結成を批判しながら、日本が国会謝罪及び「不戦決議」をすることによって初めて敗戦50周年を契機にアジアの真の仲間になることができると主張している²⁶³。

最後に、「不戦決議」をめぐる議論がこのような韓国側からの大きな関心と期待を得ながら、最終段階で発生した、渡辺美智雄元副総理の「日韓併合条約は円満に締結された」という発言は、他の発言に対してはなかった韓国世論の爆発的な反発を買うことになった。予想以上に深刻になった韓国の反日感情は、間接的ではあったものの、日本側政府与党の決議案調整の最終段階で、自民党に少なくない負担を与えるものだったと、読売新聞の担当記者は証言している。6月1日のプロジェクトチーム会議が決裂した後、社会党幹部からは「もう無理か、参院選後に先送りか」などの弱音が出ていた。しかし、その直後(6月3日)に渡辺元副総理の発言が飛び出し韓国が猛反発すると、党幹部は「これで、自民党も強いことを言えなくなった。追い風だ」と妙な喜び方をしたという²⁶⁴。つまり、韓国側の「不戦決議」に対する強い要求、及び「反対勢力」の「問題発言」に対する猛烈な反発は、決議案をめぐる議論の最終段階で社会党の立場を強化したと考えられる。

このような韓国の高い関心と懸念の中、前述したように「不戦決議」が1995年6月9日に「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」という題目で、賛成者が過半数に及ばぬ決議になると、韓国は強い失望感を表した。韓国の反応は主に期待に反したものであったという失望、及び決議案自体が持つ問題に対する批判であった。

日本の歴史謝罪において韓国が期待する表現は、先の細川首相による「侵略戦争」となっていた。韓国の『東亜日報』及び聯合ニュースは、6月6日の与党案合意は政治的理念による合意でなく、徹底的に政治的計算による妥協であると指摘しながら、「1993年の細川元首相による『侵略戦争』が村山首相になって『侵略行為』へと後退し、さらに『侵略的行為』にもう一步後退した」と批判した²⁶⁵。また『韓国日報』は「日本の国会が『不戦決議文』を採択すると言ったことにわずかでも期待を持ったこと自体が情けなく、また裏切られたという気持ちを感じる」としつつ、決議案の内容に「不戦」という言葉も「謝罪」という言葉も含まれていない点については「日本の軍国主義に対する野望だけでなく、『侵略戦争』を再発させる恐れもある」と指摘している²⁶⁶。さらに、『ハンギョレ新聞』は、決議案の中の「侵略行為」及び「植民地支配」に対し、

²⁶² 日本遺族会は、地方支部と自民党議員とのつながりを最大限に活用し、地方議会における「反謝罪決議」の採択に取り組んでいた。このような戦略は、先手を打つてできるだけ多くの地方議会に「戦没者の追悼と恒久平和の決意」に関する決議を採択させ、地方政界から中央政界を包囲する有効なものと考えられた。しかし、日本遺族会の意向を受けた決議は、1995年3月にあって18の県議会に及んだが、全都道府県の過半数を超えることはできなかった。波多野澄雄、前掲書、pp. 177-178

²⁶³ 『東亜日報』、1995年1月5日；2月5日

²⁶⁴ 「『戦後50年決議合意』記者座談会」『読売新聞』、1995年6月8日

²⁶⁵ 『東亜日報』、1995年6月7日；聯合ニュース、1995年6月7日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=104&oid=001&aid=0003996773>(最終閲覧日：2010年12月15日)

²⁶⁶ 『韓国日報』、1995年6月8日

その主体を明確にしていなかったことが決定的問題点だと指摘するとともに、これこそ日本が持つ限界であり現実であると強く批判した²⁶⁷。また、聯合ニュースは新進党が連立与党案の最終調整過程で提示した最小限の修正案であった「植民地支配及び侵略的行為を二度と繰り返さないと誓う」という修正案を拒否し、与党による単独採択を強行したことは、国会決議の趣旨及びその意義自体を否定するものであり、このような態度は日本の戦争責任及び謝罪が「歪曲・弁明・外交修辞」で一貫してきた、これまでのものから全く変わっていないということを証明するものだと非難した²⁶⁸。

このように、戦後50年の「不戦決議」が国内外から批判される中、韓国のマスコミが村山連立政権の歴史認識及び戦争責任に対する態度を、既存の自民党政権のそれと同じであると批判したことは、自民党政権との違いを強調しながら、社会党首相としての存在感を強く意識していた村山首相の、戦後50年を迎える歴史清算の意欲をより一層強化させる一つの要因であったと考えられる²⁶⁹。

第2節 「村山談話」と、日本の公式的歴史認識

「国際的に、僕は東南アジアや中国・韓国をまわってみてね、日本は戦争の後始末をつけていない。ケジメがついていない。これではやっぱりいけない。だから50年目の節目に、内外ともにケジメをつける」これは村山が首相になっての思いに対するインタビュー内容の一部である²⁷⁰。村山首相は戦後50年を迎えた時点で首相の座についていたことを歴史的使命と受け取り、自身の政権で既存の政権ができなかったことを必ずやるべきとの意思が強かった。しかし、過去の区切りとして何よりも意欲的に挑んでいた「不戦決議」は、結果的に衆議院議員総数の過半数以下の賛成で終わってしまった。これは国民の意思を反映するとは言えないものであり、また対外的面においても国益を害することになったという日本国内からの批判が相次いだ²⁷¹。このような状況は村山首相に、首相自らの「談話」という形で過去の区切りをつける意思を強めた²⁷²。そして政府は1995年6月26日に、来る8月15日の終戦記念日に、戦後50年に関する「首相談話」を発表することを公表した。

1. 「村山談話」の発表過程と国内外の反応

各々支持基盤が異なる三つの党の連立で構成された政権において、村山首相は各党間での円滑

²⁶⁷ 『ハンギョレ新聞』、1995年6月8日

²⁶⁸ 聯合ニュース、1995年6月10日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=104&oid=001&aid=0003996972> (最終閲覧日：2010年12月15日)

²⁶⁹ 当時内閣外政審議室長を勤めていた谷野作太郎は「65年の日韓外交正常化以来、日本政府としては韓国は最も重要な国であり、戦後50周年を迎え過去に区切りをつけようとする日本政府として、韓国国内での学生によるデモなどの反発は負担になるほかなかった」と語っている。筆者による谷野作太郎元外政審議室長に対するインタビュー(2010年11月19日、於：東京)

²⁷⁰ NHK取材班『永田町権力の興亡1993～2009』p. 100

²⁷¹ 国会決議の結果に対し、『産経新聞』は「間接話法により、日本のみを断罪することはかなり回避できた」と述べながら、全会一致でない国会決議採択を批判した。また、『産経新聞』は社会党の持つ歴史観が「反日史観」であり「東京裁判史観」だと非難している。『産経新聞』、1995年6月15日；『読売新聞』は歴史認識の統一を国会で試みたこと自体が間違いだと指摘しながら、国会決議の結果はアジア諸国からの反発を招き日本の国益にも大きく損害を与えたと批判した。『読売新聞』、1995年6月10日

²⁷² 国会決議以後、村山総理は「これではだめだ」と谷野作太郎内閣外政審議室長に談話の代案を依頼する。村山富市、佐高信『「村山談話」とは何か』角川書店、2009、pp. 48-49

な対話及び意見の調節が重要だと認識し、与党三党のプロジェクトチームを活用しての税制改革や経済対策だけでなく、戦後50年問題などを課題別に扱う組織を作った。このようなプロジェクトチームを作ることによって「安易に多数決で決めないで、与党三党に議論を尽くしてもらおう」と述べながら、三党間の意見調節が最も大事だと強調した。また、一方では「合意しようと連立与党が努力し、それでも決まらない場合は首相が決断する。それが首相の役割だと考えてきた」と主張しながら、首相自らによる過去の区切りに対する意欲を明確にしていた²⁷³。

「調整を優先」しながらも、やむをえない場合には「首相の決断」も辞さないという意思を持っていた村山首相は、就任後の1994年8月31日、戦後50年に向けた首相談話を通じ、戦後50年に当たる重要な節目の年を真に意義あるものとするため、政府の対外的取組みに関する基本方針を発表した。その中で歴史問題に関するものとしては、「日本の『侵略行為』及び『植民地支配』に対する深い反省」、「歴史研究支援事業、交流事業を二本柱とする『平和友好交流計画』を発足」、「従軍『慰安婦』問題に対する深い反省とおおむね」の三つを主張している²⁷⁴。このように政権発足直後から戦後50年に向かう具体的な方向性を提示し、強い意欲を表明していた村山政権は、同時に「反対勢力」を刺激することで、却ってアジア諸国からの反発を招き、結局、前述のように、「不戦決議」の結果を日本の国益を害したと批判されざるをえなくしたと考えられる。そして、政府の期待に及ばぬ結果に終わった国会決議は、その後の与党内での葛藤の焦点を、政権序盤から政府により推進されていた「戦後50年を記念する集い」（以下、「集い」）へと収斂させた。この「集い」の開催を巡る与党内の論争では、「集い」を通じて国会決議で明確にされなかった歴史に対する謝罪の意思を強調しようとした社会党を中心にする「賛成勢力」と、それを封じ込めようとする自民党内「反対勢力」の間での対立が現れた。

「集い」は連立政権発足時の三党合意で、戦後50年を迎え記念行事を行うことが盛り込まれたことに基づいて、1994年11月に五十嵐広三官房長官が開催を指示し、国会決議が行われる時点ではすでに、「国立代々木競技場第二体育館で」、「各界の代表二千人以上が出席し」、「首相あいさつのほか作家の司馬遼太郎氏の講演」をすることなどが予定されていた。与党のプロジェクトチームでも、政府の計画を容認する考えを示していたが、これに対し1995年6月21日、自民党内の「反対勢力」から、延期を含めた見直しの要求が出された。自民党内の「反対勢力」から、「戦没者追悼式と同じ日に行うのは問題だ」、「内外に恥ずかしくない式典の内容を考えるべきだ」との批判が相次ぎ、与党三党の政調・政審会長レベルで政府側と調整することとなった。この時期になって「集い」に対する自民党内の反対の動きは、行事の計画に含まれている「首相のあいさつ」での村山首相の踏み込んだ歴史謝罪発言を防ぐためであった²⁷⁵。

政府の立場は1995年7月4日から動き始める。4日の午前、村山首相は、自民党内側が「集い」の開催延期を求めていることについて、与党内の協議を尊重すると述べながらも、「8月15日は終戦記念日で戦後50年の区切りという意味から[開催に]ふさわしいと思う」と述べ、「集い」開催の意欲を強調した。しかし、同日午後、与党の幹事長・書記長らの会談が国会で行なわれたもの

²⁷³ 隣国から、評価どころか批判を受ける結果となった不戦決議に対して、村山は「戦後決議は国会が決めることであって、内閣のつくるものではないから、どうしようもなかった。(中略)アジア諸国との協力のために、歴史問題の清算が必要だ。それで戦後50年の首相談話を発表した」と述べている。信田智人はこのような村山のリーダーシップは「調整型リーダーシップ」だと分析している。信田智人、前掲書、pp. 215-219

²⁷⁴ 和田春樹、石坂浩一、戦後50年国会決議を求めると(編)、前掲書、pp. 115-116

²⁷⁵ 自民党内は27日の総務会で、「集い」での首相の挨拶は社会党の歴史認識を表明するための場にしかないと反対。内容や時期について再検討するよう、政府に申し入れることを決めた。『読売新聞』、1995年6月27日；実際にこのとき、首相の周辺からは、「首相は国会決議の内容が十分ではないと考えていて、『集い』のあいさつでは、『過去の反省』に関して国会決議よりも明確な表現をしたい意向だ」という踏み込んだ歴史謝罪発言に関する話が出ていた。『読売新聞』、1995年6月26日

の、自民党の「延期」と、社会党の「予定通り開催」の間で結論を出せず、判断を政府に委ねた。これを受けて、村山首相と五十嵐官房長官らが最終的に、「与党三党の合意の下で整然と開くのが望ましい」と判断し、延期を決めた²⁷⁶。

この過程では三つの要因が影響を与えている。第一に、2日後の6日に迫っていた参院選の公示を前に、与党内の「結束維持」を最優先にすべきであり、選挙を前に歴史認識の違いをめぐる連立与党内の争いを表沙汰にはいけないという判断があったため、与党の選挙公約からは戦争をめぐる歴史認識に関する内容が姿を消した²⁷⁷。これは、「不戦決議」をめぐる議論の過程と同様に「選挙要素」が強く影響を与えていたことを意味する。第二に、延期の決断に対し、社会党内部から、「ぎりぎりまで議論して結論を出すという性格のものではない。反対意見の方が強くなってしまったらその方が問題だ」との意見が強調されていたことから、6月の国会決議で露呈した歴史認識をめぐる与党内対立を再燃しかねない点を懸念したことがわかる²⁷⁸。第三に、国会決議後にも与党内での歴史認識の相違は明確であり、社会党の歴史認識が政府を代表する形で発言されるのを防止しようとする「反対勢力」の強い反発が働いたと考えられる。

以上のような要因から延期となった「集い」は、その後、終戦記念日の首相談話発表の一つの契機となる。五十嵐官房長官は1995年7月11日の閣僚懇談会で、「集い」については、当初の1995年8月15日開催計画を「延期」はするが「中止」はせず、8月15日には首相談話を発表すると示し、了承された。さらに同日の閣僚懇談会で社会党の山口鶴男総務庁長官は、「集い」は必ず開催し、首相談話は、アジア諸国に対し、「植民地支配」や「侵略的行為」に対する深い反省と平和への未来志向を柱にした声明とするよう要請し、自民党の閣僚らからも同意を得ていた²⁷⁹。ここで注目すべき点は、終戦記念日に首相談話を発表することとその談話の内容に同意した村山内閣の構成である。以下の〈表-7〉は、当時の村山内閣の構成を、所属政党及び歴史認識問題に対する立場を基準に表したものである。

〈表-7：村山内閣(1994年6月～1995年8月)の歴史認識構成〉

「賛成勢力」 11名 (55%)						「反対勢力」 3名 (5%)			「参加なし」 6名 (30%)		
省庁	政党	氏名	省庁	政党	氏名	省庁	政党	氏名	省庁	政党	氏名
総理	社会	村山富市	郵政	社会	大出俊	通商産業	自民	橋本竜太郎	文部	自民	与謝野馨
外務	自民	河野洋平	労働	社会	浜本万三	運輸	自民	亀井静香	農林水産	自民	大河原太郎
法務	自民	前田勲男	建設	社会	野坂浩賢	防衛庁	自民	玉沢徳一郎	自治	自民	野中広務
経済企画庁	自民	高村正彦	官房	社会	五十嵐広三				国土庁	自民	小沢潔
大蔵	さき	武村正義	総務庁	社会	山口鶴男				科学技術庁	無所属	田中真紀子
厚生	さき	井出正一							環境庁	自民	宮下創平

²⁷⁶ 『読売新聞』、1995年7月5日

²⁷⁷ 与党の参院選挙公約の中でも特に歴史謝罪に意欲的であった社会党の公約では、「戦後50年」はもちろん「戦争」の文言すら含まれていない。村山委員長により公表された社会党の公約のうち〈外交・安保〉は次のようである。「防衛力の縮小と再編に努め、防衛計画大綱を抜本的に見直す。『憲法の禁止する武力行使はしない』立場から、国連安保理で積極的役割を果たす。自衛隊とは別組織によるPKOへの参加を検討。国連平和維持隊の凍結解除には慎重に対応する。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化を図る。党が目指す『民主・リベラル』結集の軸となる政策理念の第一は憲法の尊重と具体化である」。『読売新聞』、1995年7月15日

²⁷⁸ 『読売新聞』、1994年7月5日

²⁷⁹ 『読売新聞』、1995年7月12日；閣僚懇談会とは、細川首相の働きかけにより1993年から始まったもので、内閣法の規定に基づいて開催される閣議とは異なり、法的根拠はないものの、午前中に開かれる閣議の終了後、そのまま閣僚の全員が集まって開かれるものである。

表7に見られるように、村山内閣には20名の議員出身閣僚がおり、その政党別構成は、自民党が11名で過半数を占め、社会党は6名、さきがけが2名となっている。しかし、歴史認識問題への立場としては、「賛成勢力」が11名と過半数を占めており、「反対勢力」は3名にとどまっている。党の8割近くが「反対勢力」であった自民党だったが、村山内閣で国務大臣を務める11名の自民党議員の中に「反対勢力」は3名のみであった。つまり、7月11日の段階で社会党は、前述の三つの理由から政権序盤から計画していた「集い」を延期する代わりに、「賛成勢力」が半分を占めていた内閣の閣僚懇談会では、終戦50周年記念日に首相談話を発表することだけでなく、その談話の中に「植民地支配」及び「侵略的行為」との文言を含ませることに対して、すでに全閣僚からの賛成を得ていたのである²⁸⁰。

国会決議の不満足な結果、及び「集い」の延期という状況から、村山首相にとって終戦記念日での首相談話は戦後50年を迎え過去問題に区切りをつける唯一の機会となっていた。その原案は、「太平洋戦争」について、「ある一時期国策を誤り、侵略や植民地支配を行い、多大のご迷惑をかけたことを反省し、おわび申し上げる」との文言で、日本の戦争責任を明確に打ち出すものとして表明された²⁸¹。作成された原案に基づいて、閣議における全会一致のための根回しが始まり、村山首相及び野坂浩賢官房長官は、自民党「反対勢力」議員を中心的に説得した。そして根回しが終わり、8月15日の閣議では談話案が全会一致の合意を得ることにより、終戦50周年記念首相談話は発表された。後の日本政府の公式的な歴史認識とみなされるようになった「村山談話」の中で、戦争に関する部分は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます」というものであった²⁸²。

では、以上のように終戦50周年を記念する首相談話が、内閣の過半数を占める自民党閣僚を含め、閣議の全会一致を得て、日本政府を代表する公式的歴史認識として日本国内外に公表されたということは、長い間繰り返されてきた激しい歴史認識論争が終戦50周年の8月15日を迎えて一段落したことを意味するものだろうか。

50周年目の終戦記念日を控えた8月14日に、各党から発表された声明及び談話を通じてのアピール内容では、相変わらず異なる歴史認識がはっきりと露呈されていた。

<表-8：終戦50周年、各党声明(又はアピール)内容>²⁸³

政党	発表要旨
社会	わが国が過去に犯した、中国・アジア諸国への侵略戦争、朝鮮の植民地支配などが、アジアの近隣諸

²⁸⁰ この時期は談話の内容も作成されてない段階であっただけでなく、その後1995年8月8日の村山改造内閣発足により自民党出身閣僚11人のうち9人が変わるということも考慮するべきであろう。改造内閣で留任した自民党出身閣僚は、河野洋平(外務大臣)と橋本龍太郎(通商産業大臣)の2名。

²⁸¹ 当時談話の発表過程を主導していた谷野作太郎元内閣外政審議室長によると、原案の全文は摩擦や混乱を避けるために、閣僚らにも一切公開しなかったという。唯一、橋本通産相の要求は断れず根回しの過程で原案を渡したが、他の閣僚には野坂官房長官が電話で原案を説明したという。この時期、『読売新聞』では8月10日に原案の一部が公開され、また『産経新聞』では12日に原案の全文らしきものが公開されたのも、この根回し過程で閣僚から流出したものと考えられる。筆者による谷野作太郎元外務審議室長に対するインタビュー(2010年11月19日、於：東京)

²⁸² 談話の全文は、外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html(最終閲覧日：2013年5月31日)を参照されたい。

²⁸³ 『読売新聞』、1995年8月15日

	国の人々に多くの犠牲をもたらし、今なお、大きな傷跡を残していることを改めて胸に刻まねばならない。すべての戦争の犠牲者への謝罪と償いを明確に果たし、アジアと世界から真に信頼される日本を目指していきたい
自民	先の大戦の中、アジアをはじめ世界の国々において、おびたしい人々が耐えがたい苦しみ、悲しみを強いられた。私たちは過去の戦争を反省し、歴史の教訓を謙虚に学び、二度とこのような悲劇を繰り返してはならない。わが国の今日の平和と繁栄の礎になられた英霊に対し、心から感謝の誠を捧げるとともに、核兵器廃絶への不断の努力を尽くし、平和な国際社会を築くことを誓う
さきがけ	戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないと決議を強くする。国内の犠牲と不幸に思いを致すと同時に、アジアと世界各国に対して、日本が多大な苦痛を与えたことを忘れてはならない。日本が行った過去の行為を反省し、率直におわびすることなしにアジア諸国と世界との信頼の構築はありえない
新進	日本、アジア・太平洋諸国の戦争犠牲者、遺族に対し、謹んで心よりご冥福をお祈りする。この戦争でわが国が行った侵略的行為や植民地支配等により、近隣諸国の方々に多大な苦難と悲しみを与えたことを深く反省する。戦後50の国会決議では、野党の意見を全く無視し、過半数にも満たない議員で決議強行したことは、内外の不信を高める結果となり、残念でならない

このように、党内で「反対勢力」が71%を占める自民党は、「侵略」や「植民地支配」といった過去に関する表現の代わりに、新たに「核兵器廃絶に不断の努力を尽くす」との、今後の政策に対する姿勢を強調している。新進党は、先の戦争が「侵略的行為」や「植民地支配」だったとの認識を示すとともに、戦後50年の国会決議に対する与党三党の対応を厳しく批判した。そして社会党は、「すべての戦争犠牲者への謝罪や償いを明確に果たす」との姿勢を打ち出していた。ここでもう一つ注目すべきことはさきがけの立場である。社会党と同じく常に歴史謝罪を推進してきたさきがけが、実際に終戦50周年記念日を目前に迎え発表した声明では「侵略」及び「植民地支配」を排除した。このようなさきがけの政治的立場から、「三党合意」の作成者及び主体者でありながらも国会決議の当時、党首を含め4人の欠席者がでた背景を推測できる。

では、上記のように異なる各党の歴史認識が表明されている中、終戦記念日を一週残して発足した当時の村山改造内閣の閣僚は、各所属政党の立場とは別に、村山首相及び社会党の談話文が示す内容と同様の歴史認識を持っており、閣議における全会一致が可能であったのだろうか。

以下の読売新聞による調査結果はそのような見方を否定する。1995年8月15日の終戦記念日を前に、読売新聞社では村山改造内閣の全閣僚20人を対象に、「第二次大戦についての認識」に対してアンケート調査を行った。そのうち、村山首相を除く、17名の議員出身閣僚の回答内容は以下の〈表-9〉の通りである。

〈表-9〉：「第二次大戦」に対する村山改造内閣(1995年8月8日～)閣僚の認識²⁸⁴

閣僚(政党)	勢力区分	第二次大戦についての認識
河野外相(自民)	「賛成」	過去一時期の侵略行為、植民地支配などがアジア近隣諸国の人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらした
武村蔵相(さき)	「賛成」	侵略行為があったと考えて、近隣諸国に対し、より明確に謝罪する必要がある
森井厚相(社会)	「賛成」	侵略行為や植民地支配が、関係諸国民に計り知れない迷惑や苦しみを与えており、謝罪するのは当然
井上郵政相(社会)	「賛成」	日本の行為は侵略であり、戦後50年の節目に改めて政府が謝罪の意思を表明することは必要
青木労相(社会)	「賛成」	アジアとの連携を進める上で日本の侵略行為や植民地政策を反省し理解を得られる努力すべきだ

²⁸⁴ 『読売新聞』で行なったアンケート内容に加えて、その歴史観の相違を分析するため、ここでは各閣僚の党名と共に「賛成」「反対」勢力への分類も示している。アンケート内容は、『読売新聞』、1995年8月12日3面、「『第二次大戦』閣僚の意識『侵略』認識の差くっきり/靖国神社参拝問題アンケート」を参照されたい。

野坂官房長官 (社会)	「賛成」	日本の行為は侵略と考える。政府の真意が伝わるように折にふれ努力することが大切
池端国土庁長官 (社会)	「賛成」	日本の行為は侵略行為であり、戦後50年の節目にあたり改めて政府としての謝罪の思を明確にすべきだ
島村文相(自民)	「反対」	戦争自体やってはならないことでいかに回避するかに尽きる。謝罪も大切だし国際貢献で償うことも大切
野呂田農相 (自民)	「反対」	植民地支配もあったし、侵略行為があったのも事実。相手国におわびし、再び起こらないようにしたい
橋本通産相 (自民)	「反対」	それぞれの方がいろいろな思いを持ち、大戦中の問題に解決に努力しようとしている、どれもが大事だ
平沼運輸相 (自民)	「反対」	過去の一時期行った侵略行為や植民地支配が国民、近隣諸国に傷跡を残していることを認識の原点にする
森建設相(自民)	「反対」	我が国の侵略行為や植民地支配などに対し、深い反省の気持ちに立ち世界平和創造に力を尽くすべきだ
江藤総務庁長官 (自民)	「反対」	先の大戦全体は政治家が断定するものではないが、首相の考えに閣僚として私見はさまない
高木北海道開発 庁長官(自民)	「反対」	個人によって様々な歴史観があり、一概には言えないが、謝罪の必要なしとは考えない
衛藤防衛庁長官 (自民)	「反対」	閣僚として政府の考えに従う。首相の発言は内閣としての認識を述べたものと理解
浦野科技庁長官 (自民)	「二重」	国会決議の姿勢が私の立場。近隣諸国に多大な迷惑をかけた事実は素直に反省しておわびすればいい
大島環境庁長官 (自民)	「二重」	侵略行為の面もあったろうが、侵略戦争と断じるには議論が多過ぎ大臣としても個人としても答えられない

表9のように、全閣僚を「賛成勢力」「反対勢力」だけでなく、「二重参加」も含めて分類すると、そのそれぞれの回答内容は次のように特徴付けられる。まず、「賛成勢力」の回答は「侵略行為」「植民地支配」などの表現を使うことで、自らの歴史認識を明確に示していることがわかる。また、その「侵略」及び「植民地支配」の主体が「日本」であることを示し、そのような歴史に対して「反省」及び「謝罪」するべきであるという。次に「反対勢力」の回答は、まず、「戦争自体してはならない」、「それぞれの方がいろいろな思いを持ち」、「政治家が断定するものではない」、「個人によって様々な歴史観があり」、「侵略戦争と断じるには議論が多過ぎ」などと、過去の戦争に関する明確な評価を回避していることが特徴である。また、「賛成勢力」とは異なり、その主体が「日本」であることを示さず、「反省」や「謝罪」の意を明確に表した答弁は一つもない。ここで注目すべきは、このような「反対勢力」の中で、平沼赳夫運輸相及び森建設相は、「侵略行為」と「植民地支配」に言及している。しかし、平沼運輸相の回答内容では、そのような過去によって傷跡を残した対象として「近隣諸国」より「(日本)国民」を先に挙げていることから、「侵略行為」などの過去の主体を明確にしないまま、日本の国民も近隣諸国と同様、「犠牲者」であるという認識を明確にしている。また、森建設相の回答では、唯一「我が国の」と、その主体を明確にはしているものの、「深い反省の気持ちに立ち」と述べ、「反省」や「謝罪」に関しては曖昧な表現を用いながら「世界平和創造」という未来志向を強調していることが分かる。このような森建設相の回答内容には、彼が当時自民党の幹事長であり、歴史認識問題に関して違う立場を持つ党内勢力に配慮せざるを得ない、有力な次期総裁候補であるという要素も働いていると考えられる。最後に、「賛成」と「反対」の双方に参加している「二重参加」の閣僚は、「国会決議の姿勢が私の立場」、「大臣としても個人としても答えられない」などと、自らの歴史認識を明確にしていないことが分かる。このように、「村山談話」が発表される直前でありながら、閣議の根回し最中における閣僚の認識を表している回答からは、少なくとも談話の発表が全閣僚の歴史認識の一致を示すものではなく、村山改造内閣の歴史認識をめぐる各閣僚の立場には、その違いが鮮明に残っていることが分かる。

それでは、このように、戦争をめぐる歴史認識が一つに収斂されなかった閣僚の全会一致はどのようにして可能だったのだろうか。ここでは、自社さ連立政権の「政権維持」という要素と共に、次の首相となる橋本龍太郎の影響という点を重視した分析を試みる。

1995年6月9日の国会決議が曖昧な形で終わると、村山首相は谷野作太郎内閣外政審議室長に、終戦50周年記念首相談話文を作ることを指示し、談話文は内閣外政審議室によって作られることになる。完成した談話文はその発表方式に関して首相周辺の意見が分かれた。本来首相談話は閣議全会一致の同意を得て発表する「首相談話」と、全閣僚の同意なしに発表する「首相の談話」の二つがあるため、この終戦50周年記念首相談話も発表方式の決定が必要であった。谷野外政審議室長によれば、自身を含める多数の首相側近は、閣僚らの政治的立場を考慮したところ全会一致が不可能だと判断、閣議同意を得ずに発表することを提案したという²⁸⁵。しかし、野坂官房長官は「談話文が非常に良く出来ている。これなら自民党出身の閣僚からも同意を得られる」と主張するとともに首相談話は閣議全会一致によって発表されるべきだと主張し、官房長官自ら閣僚の根回しに積極的に取り組んだ。自民党タカ派閣僚との根回しには「村山を首相に立たせたのは自民党であり、談話内容を自民党が否定するのであれば政権をあきらめるのと違いない」という論理が主張された。この過程で最も懸念されていた閣僚は日本遺族会の会長であった橋本龍太郎通産相だった。「橋本通産相のような大物は総理が直接説得すべき」との野坂官房長官の意見により、橋本の説得には村山首相が直接取り組んだ結果、橋本通産相が談話文のすべての「終戦」を「敗戦」と修正することを条件に受け入れることになり、不可能だと思われた自民党出身の閣僚に対する根回しは順調に行なわれた²⁸⁶。根回し過程において最も懸念されていた閣僚である橋本が、「終戦」という表現だけを指摘したのには、先に述べたように、橋本は、7月11日の時点で既に首相談話の内容に同意していた以前の村山内閣の中では、村山改造内閣で留任した唯一の「反対勢力」閣僚であったため、「植民地支配」及び「侵略的行為」という内容を受け入れざるを得なかったものと考えられる²⁸⁷。そして、そのような背景は、「賛成勢力」8名、「反対勢力」8名と、より厳しい状況となっていた村山改造内閣においての根回しを可能にさせた一つの要因であったと推測することができる²⁸⁸。談話発表当日である1995年8月15日の朝、終戦50周年記念首相談話を、村山首相個人の歴史認識としてではなく、内閣の過半を占めた自民党出身閣僚、特に遺族会会長であり、有力な次期首相候補とされていた橋本からも同意を得た、日本政府の公式的な歴史認識という性格を持つものであった²⁸⁹。

このような「村山談話」に対して、諸外国は以下のような多様な反応をみせた。アメリカホワイトハウスの報道官は15日、「我々は緊密な[日米]関係の精神から述べられた首相談話を歓迎す

²⁸⁵ 筆者による谷野作太郎元外務審議室長に対するインタビュー(2010年11月19日、於：東京)

²⁸⁶ 村山富市、佐高信、前掲書、pp. 31-32

²⁸⁷ 当時、橋本は談話文を作成した谷野室長に「日本は、例の対華21箇条の頃から、中国との関係で道を間違えた。日中戦争、そしてあの戦争は、無謀な戦争だった。遺族会の大多数はそうおもっている。だから『敗戦』ということで一向にかまわない。その方が潔い」と述べていたと言う。谷野作太郎「『歴史』を正しく語り継ぎ、より確かな未来につなげていくこと」『世界』岩波書店、2013年9月号、p86；他方で、このような橋本の要請の背景に対して、総裁選に備え党内「ハト派」の支持を得るためであるという見解もある。『毎日新聞』、1995年8月22日、「社説、自民総裁選“違い”の分かる争いこそ」

²⁸⁸ 村山改造内閣(1995年8月8日発足)閣僚の歴史認識問題に対する立場は先の<表-9>を参照

²⁸⁹ このとき閣議では、野坂官房長官が閣僚らに、「談話文を謹んで聞いてください」というなど、普段感じられない緊張感が流れており、古川官房副長官も談話文に異議が出た場合、内外に及ぼす影響は非常に大きなものであったため、より力強く朗読したという。古川貞二郎『霞が関半生記』佐賀新聞社、2005年、pp. 194-195；村山はその日の様子に対し、「その時もし異議があったのなら内閣の方針と異なるということで即刻罷免するつもりだった。(中略)これは、『社会党は戦後50年の区切りの談話を発表する、その使命がすんだら、この内閣の役割は終わってもいい』という意志を、自民党も察していたものだったのだろう」と語っている。村山富市、佐高信、前掲書、p. 32、52

る。この二国間関係は協調と進歩の未来を示すものになるだろう」と歓迎の立場を表明した。中国外務省スポークスマンは15日、「日本政府が過去の植民地支配と侵略の歴史を深く反省し、アジア各国国民に遺憾の意を示したことは、積極的な態度である」と、一応評価の意を示した。オーストラリアのポール・キーティング首相も15日に、「包括的な内容のものであり、日本と敵対した多くの国々も、満足できるのではないかと同じく歓迎の意を示した。フィリピンのラモス大統領は、「[首相の]心からの謝罪は、各方面から称賛されるべきだ」と評価、最後に、台湾外交部のスポークスマンは同じく15日に、「日本が過去の過ちを認めたことは良き始まり」と一応評価した。しかし、これらの国々が談話発表直後に、その内容に対し歓迎及び評価しているのに比べ、韓国の反応は慎重なものであった²⁹⁰。

村山首相は終戦記念日の15日に、クリントン米大統領をはじめ中国、韓国、英国の4ヶ国首脳あてに、先の大戦を反省し、謝罪する意思を示した親書を送っていた。首相の親書は、戦後50年に当たっての「首相談話」の要旨を紹介する形で、大戦中の日本の行為に対する謝罪の意思を表すとともに、友好協力関係の一層の発展に努めることを誓う内容となっていた²⁹¹。特に、韓国の金泳三大統領には「日本が過去の植民地支配を通じて、韓国に多大な損害と苦痛を与えた点を認め、日韓関係は過去に対する深い反省が基礎とならなければならない」と「深い反省」を強調していた²⁹²。

このような親書、特に韓国あてに深い反省を表したことに對し、金泳三大統領は16日、「日本の首相から過去の歴史への謝罪問題で韓国の大統領あての親書を受け取ったのは初めて」と述べながら、その内容に対しては「満足ではないが、過去に比べ大きく進展したものと思う」と、個人的評価を表したものの、「村山談話」に対する韓国政府の公式立場の表明には慎重を期していた²⁹³。韓国外務部スポークスマンは15日、村山首相が終戦50周年に合わせて発表した談話について論評し、「今後、日本の態度を注目しようと思う」と、明確な立場を表さない慎重な姿勢を見せ、この時期に日本の閣僚による過去の戦争を美化する「問題発言」などが相次いでいたため、今後の発言動向や具体的施策などを見守る方針を表明した²⁹⁴。

そして談話発表後一週間が過ぎた1995年8月22日、韓国の金泳三大統領は、村山首相が終戦記念日の15日に、日本の植民地統治を謝罪した談話を発表したことを評価する親書を送った。その親書では、「首相談話は意義深いものであり、日韓両国の未来志向的関係の構築は、正しい歴史認識を土台として進められるべきだと確信する」と述べている²⁹⁵。

このように談話に対する韓国の反応は中国を含め他のどの国よりも慎重なものであり、発表直後の「今後に注目」という注視の立場から、一週間後に「首相の未来志向的意義を評価」と期待する立場を表明した。つまり韓国政府は、日本国内に存在する「反対勢力」の反発、及び閣僚による相次ぐ「問題発言」に対する「不満足」と「不信」の代わりに、談話が持つ「進展した内容」に対する「期待」の意を再び示したものであった。しかし、こうした期待も、「村山談話」発表後に日本国内で繰り広げられた歴史認識をめぐる論争の展開の推移を原因として、失望と怒

²⁹⁰ 『読売新聞』、1995年8月17日

²⁹¹ 『読売新聞』、1995年8月16日

²⁹² 村山首相の金泳三大統領への親書の内容は、韓国に民主化の動きが巻き起こることにより、対韓政策の基本路線に対する修正の必要性が提起される1988年まで、社会党の対朝鮮政策における基本前提とされていた、次の内容に基づいていると考えられる。「日本が朝鮮民族に対するときは、他国に対するときと全く異なり、かつての植民地支配により南にも北にも人々の心に深い傷あとを残していることの反省から出発しなければならない」安井吉典「日本社会党と朝鮮半島政策」『月刊社会党』1988年7月、91号、pp. 143-144；親書に関するより詳しい内容は、『産経新聞』、1995年8月17日を参照されたい。

²⁹³ 『読売新聞』、1995年8月17日3面

²⁹⁴ 『読売新聞』、1995年8月17日4面

²⁹⁵ 『読売新聞』、1995年8月23日

りに変わることになる。

2. 日本政府の公式歴史認識としての「村山談話」

「村山談話」が発表された終戦50周年の1995年8月15日には、日本国内の至る所で、異なる歴史認識を持つ各勢力が、終戦記念日を迎え自分らの歴史認識を主張していた。最も注目されたのは靖国神社であった。1995年8月15日、靖国神社には日本遺族会の会長である橋本通産相を含む自民党所属閣僚10人が参拝した。これは、終戦50周年を迎え、20人全閣僚の満場一致で首相談話が発表された、まさに同じ日に行なわれた閣僚の参拝であると同時に、個人資格でなく公人としての参拝であった。その反面、「平和遺族会」などの社会党系の護憲団体はこの日、韓国の「韓国太平洋戦争犠牲者遺族会」などと共に、「8・15市民宣言の集い(8・15시민선언의 모임)」を開催し、村山首相が参加する場で「従軍慰安婦」などのアジア各国からの犠牲者たちの証言を聴取した²⁹⁶。このように、談話の発表以後にも相変わらず歴史認識をめぐる対立構図が持続する中、1995年10月5日の国会における村山首相の発言は、戦後50年をめぐる日本国内に留まっていた歴史認識をめぐる論争を日本と韓国両国の間での国家間論争へと飛び火させることになった。

「村山談話」発表後の1995年9月29日から始まっていた臨時国会では、自民党の一部議員から「談話の内容が『三党合意』の内容よりはるかに踏み込んでいる」などの批判が相次いでいた。そのような論争の中、1995年10月5日の参院本会議で、共産党の吉岡吉典議員が村山首相に対し「[談話で]植民地支配の反省は、朝鮮併合条約を日韓が自由な意思、対等の立場で結んだ条約だ」という認識を繰り返し表明してきた日本政府の立場を転換し、朝鮮併合が強制的に締結されたと認めたものか」と質問した。これに対し村山首相は、「韓国併合条約は当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものであると認識をしている」と述べたうえ、つづいて「しかしながら、今申し上げましたような認識と韓国併合条約に基づく統治に対する政治的、道義的評価とは別の問題であり、政府としては、朝鮮半島地域のすべての人々に対し、過去の一時期、我が国の行為により耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことについて、深い反省と遺憾の意を従来より表明してきた」と答弁した²⁹⁷。この答弁で村山は「深い反省と遺憾の意を表明」ということを強調し、また日本国内でも「村山談話」の線に沿ったものとして同様の部分が注目を集めた。しかし、発言の前半部分である「日韓併合条約は法的に有効に締結された」という文言に注目した韓国からは強い反発が起きた。

村山首相のいわゆる「日韓併合条約、合法締結」発言は日韓両国間の歴史認識問題において最も根源的及び敏感な争点である、1965年の基本条約第二条に関するものであった²⁹⁸。そのため、韓国政府はこの発言に対し、1995年10月10日の外務部論評で「韓日合併条約は強圧的に締結されたものであり、根本的に無効である」と、既存の立場を再確認すると慎重に対応した²⁹⁹。しかし、

²⁹⁶ 韓国のマスコミは、閣僚20人のうち10人が靖国神社を参拝したことは、過去問題に対する連立政権内の意見が実はまとまっていなかったということを証明するものだ指摘している。『東亜日報』、1995年8月16日；『韓国日報』、1995年8月16日

²⁹⁷ 共産党吉岡吉典議員による質問及び村山総理の答弁内容は、国会会議録、平成07年10月05日、参議院、本会議、4号を参照されたい。

²⁹⁸ この問題は、1951年から1965年まで15年間に及んだ日韓外交正常化交渉でも最後まで対立点として残ったが、両国は最終的には基本条約第二条に「[一連の協約、条約は]もはや無効である」とのあいまいな表現を盛り込み、妥協した。しかし、その後「もはや」の表現について韓国側は「締結時から無効」、日本側は「日本の敗戦で、実体的に無効になった」と解釈し、現在に至っている。

²⁹⁹ 孔長官によると、韓国政府は村山総理答弁の内容が「韓日基本条約」に対する日本政府の既存見解を繰り返したものと認識、韓国政府も韓国の既存見解を改め明らかにすることでとどまったものだったという。また、5日の発言に対す政府の反応が10日になって出た背景に対しては、「よりの確な把握のため」及び「7、8日が休日

韓国の国民レベルではこの発言を同年六月の渡辺美智雄元副総理による「日韓併合条約は円満に結ばれた」といった発言と同一線上でとらえ、「村山総理妄言」と扱った。韓国各紙の社説も「日本の首相の認識もこの程度」と批判を強めるなか、国会でも強い反発の声が出た。1995年10月11日に開かれた韓国統一外務委員会国政監査では、政府の対日姿勢に対し「このような重大な事案に対し外務部が簡単な論評一言で終えるというのにはありえない。(中略)特に、今度の発言は今までの『右翼支持勢力』を念頭においた政治家の発言でなく、総理が公式的に国会で発言した最も深刻なことである。(中略)このようなことが繰り返されないよう韓日間にはっきりとした措置があるべき」という批判が相次いだ³⁰⁰。

韓国国内での反日世論が高まる中、国会から、強い対日姿勢を取るべきとの要求を受けた韓国政府は、積極的な対応に取り組んだ。孔長官は翌日の12日、山下新太郎駐韓日本大使を外務部に召喚して、併合条約は「強圧的に結ばれたもので、無効である」という韓国政府の基本的立場を伝え抗議したうえで、「日本側は韓日基本条約2条に対する再解釈を検討する必要がある」と要求した³⁰¹。また、13日の韓国国会の統一外務委員会では「日本の正確な歴史認識を促す決議案」を全会一致で採択したうえで、続く16日の本会議でも同決議案を全会一致で採択した。この決議案の正式名称は「大韓帝国と日本帝国間の勅約に対する日本の正確な歴史認識を促求する決議案(大韓帝國과日本帝國間勅約에 대한日本の正確한歴史認識을促求하는決議案)」であり、決議は、村山首相の発言に「驚愕する」としたうえで、日本政府に「条約が当初から無効との歴史的真相を改めて認定し、必要な措置を即刻とることを要求するものであった³⁰²。

韓国の反発が次第に強くなると、村山首相は13日の衆院予算委員会の場で、「舌足らずだった。波紋の大きさを懸念している。法的議論によって日韓関係に水を差すのが本意ではない」と釈明した³⁰³。さらに、日韓併合条約について、「形式的には合意として成立しているが、実質的には当時の歴史的事情が背景にあって、その背景のもとにそういう条約が成立した。その当時の状況というものについては、我が国として深く反省すべきものがあつた。したがって、この条約は、締結に当たって双方の立場が平等であつたとは考えていない」と述べた³⁰⁴。事実上この釈明は、村山首相自身は日韓併合条約が強制的だつたと認めるものであつた。

日本政府としては、このように村山首相による政府の既存の立場と異なる釈明によって招来されるであろう、国内「反対勢力」からの反発及び、諸外国からの補償要求の動きを懸念せざるを得なかつた。政府はそのような状況を回避するためにも、日韓併合条約に対し「国際法上は有効に成立したものだつた」という政府の統一見解を決めたのである。このような雰囲気の中、1995年10月17日の参院予算委員会では、共産党の吉岡吉典議員が1995年10月5日の「併合条約は法的に有効」という首相答弁により騒ぎになつたと指摘するとともに、首相の答弁を撤回することを求めた。これに対し村山首相は「条約として形式的には存在していた。しかし、政治的、道義的に判断して、当時の力関係を考えると、けつして平等に結ばれたものではないと思う。(中略)植民地支配があつた現実を直視し、厳しく反省し、おわびすべきところはおわびする」と述べた³⁰⁵。

だつたため」駐日大使から9日に報告を受けたと述べている。韓国、1995年度国政監査、統一外務委員会(1995年10月11日)会議録

³⁰⁰ 韓国、1995年度国政監査、統一外務委員会(1995年10月11日)会議録

³⁰¹ 『読売新聞』、1995年10月12日；『国民日報(국민일보)』、1995年10月13日

³⁰² 韓国、第177回国會、統一外務委員会會議録、第6號(1995年10月13日)；第177回国會、國會本會議會議録、第3號(1995年10月16日)；韓国で「勅約(ヌックヤック・늑약)」とは、強引に締結された条約を意味する。

³⁰³ 『読売新聞』、1995年10月14日

³⁰⁴ 国会會議録、平成07年10月13日、衆議院、予算委員会、4号；また、野坂官房長官も十四日、「併合条約は韓国及び北韓の立場から見ると、極めて強制的に締結された」と語り、1965年の日韓国交正常化以後、初めて、この条約の強制性を率直に認めた。『読売新聞』、1995年10月23日

³⁰⁵ 国会會議録、平成07年10月17日、参議院、予算委員会、3号

これは「条約の有効性を認める」という政府統一案に対しては「形式的に存在していた」と述べ、これまでより控えめな表現にとどめながらも、韓国での強い反発を意識し植民地支配への反省を強調した答弁であった。

韓国の反発を配慮した村山首相のこのような釈明にも関わらず、金泳三大統領はより強い批判を続けた。村山首相の13日の釈明があった翌日の1995年10月14日、金泳三大統領は米紙『ニューヨーク・タイムズ』との会見で、日本が歴史を歪曲していると批判するだけでなく、日本と北朝鮮の両国間でのコメ提供交渉を例に挙げながら、「日本がわれわれの統一を妨害する姿勢を取っている」と強く批判した³⁰⁶。もはや日韓両国間の軋轢の様相は、単なる日韓併合条約の合法性の有無という次元を超えるものとなった。金泳三大統領がこのように「日朝関係」まで取り上げながら異例な強硬対応の姿勢をとったのに対して、『韓国日報』の社説は、「金泳三大統領の強硬発言は、日本で相次いで起こる『妄言』と、対朝鮮半島『二股政策』に楔を打ち込もうという明確な意思表示である。(中略)金泳三大統領は就任以後、過去の歴史の整理に確固たる立場を取り、日本との未来志向的関係を強調してきた。(中略)したがって、過去の歴史を根本的に歪曲する『妄言』が、日本の首相から出たという事実は、金泳三大統領に対して、就任以降、自身が堅持してきた対日政策を省みさせる重大な『事件』とならざるをえない」³⁰⁷と分析している。つまり、『韓国日報』によれば、金泳三大統領の強硬発言の背景には、就任直後から日韓両国間の歴史問題に積極的に取り組んできたにもかかわらず、日本国内の「反対勢力」による相次ぐ「問題発言」及び、国会「不戦決議」の結果などに失望していた金泳三大統領が、日本の歴史清算に大きな期待をかけた社会党出身首相にもまた「裏切られた」と認識したことになる³⁰⁸。

このような大統領の強硬な対応を含む韓国の反日世論が高まるのを受け、韓国の与党民自党は18日に、ソウルで11月に予定されていた日韓議員連盟の合同総会を無期延期することを決定した。また、同じ日に日本の河野外相は、1995年11月初旬に予定されていた訪韓計画を見送る方針を決めるなど、「村山談話」発表までの日本国内の歴史認識論争の舞台は、村山首相自らの発言により日韓両国間の歴史認識論争へと飛び火していった³⁰⁹。

村山首相の発言により、「日韓併合条約第二条」に対する、日韓両政府の基本的立場に関する論争に焦点が当てられるようになると、村山首相は条約の強制性を事実上認めながらも自身の発言について釈明した。一方で韓国は、繰り返し日本政府の歴史認識を批判した。そして、大阪で開催予定のAPEC及び日韓首脳会談などに配慮し、次第に韓国の反発が収まる気配を見せていた1995年11月8日に報道された江藤隆美総務庁長官の発言は、日韓関係に再び悪影響を与えた。

江藤長官の「植民地時代に日本はいいこともした」との発言は本来、先月の1995年10月11日に日本人記者団との「オフレコ取材」とした懇談の席で出たものだったが、11月8日に韓国の『東亜日報』により報道された³¹⁰。この報道は、なぜ日本国内でのオフレコ取材内容が韓国紙により報道されたのかということが論じられることもなく、日韓両国間の歴史認識問題を浮上させた。発言の深刻性を自覚した江藤長官は、同日午後の参院地方分権・規制緩和特別委員会で「軍隊を

³⁰⁶ 『韓国日報』、1995年10月15日

³⁰⁷ 『韓国日報』、1995年10月15日

³⁰⁸ 「村山談話」発表の時も、日本国内の反発勢力に対する懸念より、その進展なった内容を主に評価するなど、日本の歴史認識に対し比較的冷静な姿勢を維持していた孔魯明元外務長官も、村山首相の発言に対しては「さすがにあればショックだった」「村山首相発言の報告を受けたとき、『やっぱり[日本の歴史清算は]無理か』と感じた」と当時を語っている。筆者による孔魯明元外務長官に対するインタビュー(2010年10月30日朝、於：東京)

³⁰⁹ 『読売新聞』、1995年10月18日、19日

³¹⁰ 江藤長官はさらに、「日韓併合は強制的なものだったとした村山首相の発言は誤りだ」と首相を批判しながら「併合が無効だと言い始めたら、国際協定は成立しない。当時、韓国が弱くて[植民地支配を]受けたため、どうしようもない」とも発言していたという。『読売新聞』、1995年11月8日

配置して、そして半強制的に協定を結んだわけでありますから、合法的に日韓併合条約が結ばれたとは私は考えていない。(中略)植民地時代日本がいいこともしたというのは日本の御都合主義である」と述べ、自身は本来親韓派であるとまで釈明した³¹¹。

江藤長官の進退問題に対する日本政府の措置は遅く、また曖昧であった。日韓関係という「外交問題」だけでなく「三党連立の問題」及び「閣僚の重み」などを考慮せざるを得ない村山首相は結局、韓国からの強い反発及び辞任要求にもかかわらず、1995年11月10日の朝、江藤長官発言問題に対し「嚴重注意」という形で事態收拾を急いだ。これは、一時は真剣に江藤長官辞任の環境作りを試みたものの、自民党の意向を無視して「辞任」に追い込めば、三党連立そのものが壊れる危険があったため、最終的には自民党の考えに同調したものであった。「嚴重注意」により更迭措置を回避された江藤長官は、同日の記者会見で自身の発言を全面的に撤回するとともに「報道された自分の発言は韓国の方々の気持ちを深く傷付けるものであり、(中略)朝鮮半島の人々に過去の一時期、多大の損害と苦痛をもたらしたことに、深い反省と遺憾の意を表明する。首相が8月15日の談話で述べたことに全面的に賛同する」と釈明した³¹²。江藤長官のこの「首相が8月15日の談話で述べたことに全面的に賛同する」という発言から、日韓両国間の歴史問題に対する日本側の発言に「村山談話」が日本を代表する公式的歴史認識として引用され始める。つまり、歴史問題により辞任に追い込まれそうになった閣僚が諸外国の反発を抑えるために、「村山談話」が示す歴史認識に同調するという立場を表明した最初の事例なのである。

韓国の反発を念頭に置きながらも、江藤発言問題を「嚴重注意」で区切りをつけた村山首相は、河野外相を韓国に派遣し韓国の理解を求めようとした。しかし、韓国は首相を含めた閣僚及び政治家らの相次ぐ刺激的発言に対する根強い不信感を表し、河野外相の訪韓を拒否した³¹³。韓国側としては先月の村山首相の発言が問題となった時、強い不快感を表明しながらも、反日感情の過度な高まりを懸念し、APEC大阪会議前の決着を目指していた。また、村山発言に対しては過去に対する謝罪を表明した村山首相の終戦記念日の談話は評価するという立場から、村山発言問題を決着させつつあった。そのような韓国において、江藤長官発言は日本に対する不信感を極端に高めるものであって、その発言に対し「嚴重注意」処分でとどめた日本政府の外相が訪韓するという事は、受け入れられないものだった。韓国は、江藤長官に対し厳しい処分を行わない限り、日本外相の訪韓は不可能との考えを示し、江藤長官の辞任を要求した³¹⁴。

韓国は河野外相の訪韓を拒否するだけでなく、APEC大阪会議での18日の日韓首脳会談取り消しの意思を示すほか、国内では14日の韓中首脳会談を通し「日本の歪曲された歴史認識に中韓共同で対処するべき」との意見が高まった。APEC開催を目前にする村山首相はこのような圧迫により江藤長官に辞任を要求し、結局、江藤長官が13日辞任することにより一段落する³¹⁵。

江藤長官発言問題が「辞任」の形で決着することで、一時は開催が危ぶまれていた日韓首脳会談は、韓国側が応じる意向を示した。しかし、韓国の金泳三大統領は、日本の歴史認識問題に対する強硬な姿勢を維持していた。1995年11月14日の中韓首脳会談後、金泳三大統領は江沢民主席

³¹¹ 国会会議録、平成07年11月08日、参議院、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、2号

³¹² 村山首相と江藤氏は十日午前の閣議後、国会内で会談、首相は「韓国の人々を傷つけたことは極めて遺憾だ。閣僚として、[植民地支配と侵略行為に反省と謝罪の意を表した]私の八月十五日の談話に沿った考え方をしてもらわなければ困る」と述べ、嚴重注意した。『読売新聞』、1995年11月10日

³¹³ 孔魯明韓国外務長官は10日夕、山下新太郎駐韓大使に「日本の閣僚が相次いで失言し、両国内で物議を醸してきた」と強く指摘、「発言しては取り消すという[繰り返し]だけでは、問題は解決出来ない」との抗議を強調した。『読売新聞』、1995年11月11日、4面

³¹⁴ 『読売新聞』、1995年11月11日、1面

³¹⁵ こうして江藤元総務長官は2014年12月現在まで、中国・韓国に歴史認識をめぐる発言を追及されて辞任した最後の閣僚と記録されるようになった。

との共同記者会見で、日本の一部政治家の歴史認識に対し「これを機に[暴言をはく政治家の]悪い癖を必ずたたき直す」と発言するなど、中国と共に日本の歴史認識問題を強く批判した³¹⁶。

APEC開催前日、このような金泳三大統領の強硬姿勢が持続する中、村山首相は1995年11月14日、日韓の歴史認識が対立している問題について、改めて自らの見解をまとめた親書を作成し、15日に大阪で行われた日韓外相会談で韓国側に手渡した。親書では、「日韓併合条約」とこれに先立つ「日韓協約」などについて、「民族の自決と尊厳を認めない帝国主義時代の条約であることは疑いをいれない」と、条約が強制的に結ばれたということを強調している。さらに、「過去の国策の誤り」を認めた終戦記念日の首相談話を引用したうえで、「条約による植民地支配の下で朝鮮半島地域の人々に耐え難い苦しみと悲しみを与えたことに、深い反省と心からのおわびの気持ちを表明する」と、改めて謝罪した³¹⁷。その内容からしてこの親書は、10月5日の首相による発言に対し、首相自らが韓国の理解を求める釈明であり、また8月15日の首相談話を具体化したものだった。村山首相はこの親書を通じ、日本の植民地政策の道義的・倫理的責任問題を強調することで、「日韓併合条約」に対する従来の政府見解に比べ、韓国側の主張により一層配慮していた。

しかし、親書に対する韓国の姿勢は極めて慎重であり、親書の内容に対して韓国外務部は「併合条約の法的無効性に確実には言及していない」と、日韓両国間の歴史認識の差を指摘した³¹⁸。このような状況の中、APEC開催を目前にした15日の日韓外相会談では両国間の歴史認識問題が主な論点となった。河野外相は会談の場で「8月15日の首相談話が政府の歴史認識である」と強調しながら、「江藤長官の辞任は彼がそのような首相談話と異なった発言をしたから」と説明し、韓国の理解を求めた。これに対し孔長官は、「これ以上閣僚の辞任という『トカゲのしっぽ切り』では満足しない」と指摘した上で、「こうした閣僚の問題発言が続けば、『首相談話』が空言になってしまう」と、強い不快感を表明した³¹⁹。この会談では日本側は「村山談話」が日本政府の「公式歴史認識」と表明し、韓国側はそれを認めながらも日本国内での歴史認識に関する発言を注視するという、両国間の歴史認識をめぐる一つの典型的な関係構図が現れ始める。

この外相会談では、上記のように歴史認識をめぐる問題発言などを批判する部分もあったが、日韓両国の外相はこの会談を通して、両国の未来志向的な関係発展のため、歴史認識に関する日韓両国による共同研究に合意するという進展を生み出した。そして翌日16日の記者会見で、野坂浩賢官房長官はこの歴史共同研究に関する合意について「日本政府としては8月15日の首相談話が[歴史認識の]基幹になると思う」と表明した³²⁰。これは、日本が「村山談話」を日韓両国により合意された日本の歴史認識だと国内外に表明したものであり、18日に行なわれた日韓首脳会談で村山首相は、「正しい歴史認識を持ち、未来志向にもっていこうと8月15日に談話を出した。それを基礎に、日韓間の友好関係を強化したい」と述べ、「日本には一部に異なった意見を持つ人がいるが、大多数は自分の思いと一致していると思う」と、日本国内の歴史認識に対し金泳三大統領の理解を求めた。これに対して金泳三大統領は、「未来志向の日韓関係の前提となるのは、日本の正しい歴史認識」と述べ、「村山談話」を日本政府の公式的歴史認識とする日本側の立場

³¹⁶ 金泳三大統領が記者会見で語った、「머르장머리(ポルジャンモリ)」という表現に当てはまる日本語はないが、お年寄りが若年者の悪癖を注意する際などに使う俗語である。これは公式的発言にはふさわしくない表現であったため、韓国政府は記者会見後「머릿(ポルツ・癖)」への置き換えを要請した。『読売新聞』、1995年11月15日

³¹⁷ 『読売新聞』、1995年11月15日、3面

³¹⁸ 『読売新聞』、1995年11月15日、3面

³¹⁹ 『読売新聞』、1995年11月16日、2面

³²⁰ 『読売新聞』、1995年11月16日、夕刊、2面

を事実上認めた³²¹。

このように、細川連立政権から本格的に開始された、異なる歴史認識を持つ各勢力間の激しい論争を経てその内容が作られた「村山談話」は、戦後50年を記念して発表されるまでの過程の中で、内閣の過半を占めていた自民党出身の閣僚全員から同意を得ることにより、日本国内で政府を代表する歴史認識となった。さらに、談話発表以後には、日韓両国間で行なわれた一連の歴史認識問題をめぐる釈明と和解の過程で、「村山談話」が両国の歴史共同研究における日本側の歴史認識の基幹だということに両国が合意することによって、「村山談話」は日本国の内外における歴史問題に関する「共通の認識枠」となったのである。

第3節 「反対勢力」の再結集と、日本の歴史認識における両面性の始まり

戦後50年を迎え、日本の歴史問題に区切りをつけるため「賛成勢力」によって意欲的に推進された国会「不戦決議」は、国論を二分する攻防の末、民間の「日本を守る国民会議」を中心にした全国規模の反対運動及び、それに後押しされた国会内「反対勢力」の積極的な阻止運動により、賛成者が国会全議席の過半数に及ばない結末となった。それは、日本国内の「賛成勢力」及び、韓国など諸外国により、日本の歴史が一方的に断罪されることを積極的に阻止しようとした「反対勢力」の成果であった³²²。しかしその後、国会「不戦決議」の結果を挽回するため、「政権維持」というカードで内閣の根回しに成功した村山首相は、内閣の過半数を占める自民党出身閣僚を含む満場一致の賛成を得て、日本の過去の「植民地支配」及び「侵略行為」を反省し謝罪するという「村山談話」を日本の公式的歴史認識として公表した。さらに、同年11月の大阪APEC開催を迎えて、韓国との間で行なわれた歴史認識問題をめぐる一連の釈明と和解過程を経てからは、韓国側の理解を得るため「村山談話」が日韓両国間における日本側の実質的な公式歴史認識であることが繰り返し確認された。

1990年代後半は、このように戦後50年を通じて日本の公式的歴史認識の枠組形成に優位を占めた「賛成勢力」に対する巻き返しであるかのように、「反対勢力」の活発な反撃が行われた時期であった。そしてその動きは、いわゆる「自由主義史観」を唱えた論壇の市民レベルによって主導され、徐々に政治勢力との同調を通じて国会内へと転移していった。

1. 「自由主義史観」の登場と「反対勢力」の再結集

戦後50年を迎え、日本の公式的歴史認識をめぐる激しい論争を終えた1996年、日本国内におけ

³²¹ 韓国政府は1996年の外交白書(1995年当時の内容を記録)で、「1995年は光復50周年であり、両国は歴史認識問題を克服し、両国関係を未来志向的關係へと発展させていく契機にしようとしたにもかかわらず、10月に入り村山総理の『韓日併合法的有効』発言及び江藤長官の『植民地美化』発言が我が国民感情を刺激し、両国関係が梗塞する局面を迎えた」、「しかしながら両国の努力によって、11月大阪APECでの首脳会談が成功裏におこなわれたことで結実を得た」との内容のように、当時集中的に発生した「反対勢力」による「問題発言」よりも「村山談話」以降の発言をより深刻なものとして受け取っていた。そして11月の日韓首脳会談での「歴史共同委員会の設置」などの成果により関係回復に至ったと記録している。외교통상부 『외교백서』 1996, pp. 125-127 ; 『読売新聞』、1995年11月18日

³²² 「日本を守る国民会議」の会長である黛敏郎は、5月29日に開催した1万人の「アジア共生の祭典」の絶妙な開催効果により、結果的に祭典が終わってから衆議院決議まで、わずか十日間という慌ただしさの中で、与党間の決議文案が練られ、野党の了解を得る時間のないまま、過半数に満たない衆議院での強行採択、参議院の見送りにつながったと述べている。その背景として黛敏郎は、与党幹部は4月早々に「国会決議は、この祭典を終えてから」と明言し、5月下旬まで決議作業を後送りになっていたことを挙げている。黛敏郎「今月の言葉：国会決議問題を振り返って」『日本の息吹』95年7月号、p. 3

る歴史認識をめぐる論争は、教育学者である藤岡信勝をリーダーとする「自由主義史観研究会」の活動によって再点火された。戦後日本社会に共有された歴史認識は「自虐史観」であると主張する藤岡によると、「自虐史観」には、いわゆる「東京裁判史観」と「コミンテルン史観」の二つの系譜があり、敗戦後、アメリカの国家利益にもとづく「東京裁判史観」と、ソ連の国家利益に起源を持つ「コミンテルン史観」が、「日本国家の否定」という共通項を媒介にして合体し、それが歴史教育の骨格となったという³²³。そして藤岡は、戦後半世紀が経過しても、日本人はいつまでも外国の国家利益に起源をもつ自国の歴史の見方に呪縛されてはならないと主張しながら、彼が提案する「自由主義史観」とは、過去の戦争を正当化しその侵略性を否定する「大東亜戦争肯定論」とは異なり、日本の戦争の侵略性をある程度認め、イデオロギーに囚われず、「大東亜戦争肯定論」も「自虐史観」もどちらもとらない第3の道であると強調した³²⁴。

藤岡の「自由主義史観」は大きな反響を呼び起こした。彼が率いる「自由主義史観研究会」が執筆した『教科書が教えない歴史』は、1996年1月から『産経新聞』に連載された記事を収録したものであり、全4巻で構成されるシリーズは、完結版の第4巻が発売された1997年10月の時点で既に100万部を超えるベストセラーとなっていた³²⁵。日本国内で大きな反響を呼んだ藤岡の「自由主義史観研究会」は、1997年1月30日に「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」）を発足させ、「自虐史観」に満ちた戦後の歴史教育を、日本の子供たちが誇りを持てる教科書にすることを掲げつつ具体的な活動に取り組んでいった³²⁶。

「つくる会」の発足趣意書に示されている通り、藤岡ら「自由主義史観研究会」が求めるものは、歴史の物語論という新たな衣装をまとうて、その主張に説得力をもたせようというものであった。つまり「国家の正史」というのは「国民の物語」なのであって、決して歴史の事実そのものでなくてよいという論理である。言い換えれば、日本人には日本人の歴史の見方がある、それが韓国・中国の人々が語る物語と異なって当然であるため、日本人は日本人の国民の物語を国家の正史として語るべきだという主張である³²⁷。

このような「自由主義史観」への反論も論壇を中心に相次いだ。山科三郎は、自由主義史観の根本的な課題意識とは、明治以降の日本帝国主義のアジア侵略史を正当化し、日露戦争と大東亜戦争も「祖国防衛戦争」であり、軍事大国ロシアの脅威から極東の安全を保障し日本の「国益」を防衛するためには、ロシアにやられる前に日本から先制攻撃せざるをえなかった「自衛戦争」であったと主張していると批判する。そして、このような観点から、「自由主義史観」は、自国の「国益」を最高の価値であるとみなす「国益至上主義史観」・「自国中心主義史観」であ

³²³ 藤岡は「自国民を人類史に例のない自虐非道な人間集団に仕立てあげ、自国史を悪魔の所業の連続のように描き出し、自国にムチ打ち、呪い、ののしり、糾弾するという歴史の見方及び、精神的態度を『自虐史観』と呼ぶ」としている。藤岡信勝『「自虐史観」の病理』文芸春秋、1997、p. 2；藤岡は、富士信夫『私の見た東京裁判(下)』（講談社学術文庫、1988）を引用しながら、「『東京裁判史観』とは、東京裁判法廷が下した本判決の内容をすべて真実であるとしながら、日本が行なった戦争は国際法、条約、協定等を侵犯した『侵略戦争』であって、過去における日本の行為・行動はすべて犯罪的であり、『悪』であった、とする歴史観」であると述べている。藤岡信勝『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えて—』明治図書出版、1996、p. 2、28

³²⁴ 高橋哲哉「今日の〈歴史認識〉論争をめぐる状況と論点」高橋哲哉『〈歴史認識〉論争』作品社、2002、p. 44

³²⁵ 販売数は2005年の時点で104万部とされている。『産経新聞』、1997年10月12日、2005年5月23日

³²⁶ 「つくる会」発足趣意書の主な内容は次のようである。「戦後の歴史教育は、日本人が受けつぐべき文化と伝統を忘れ、日本人の誇りを失わせるものでした。特に近現代史において、日本人は子々孫々まで謝罪し続けることを運命づけられた罪人の如くにあつかわれています。冷戦終結後は、この自虐的傾向がさらに強まり、現行の歴史教科書は旧敵国のプロパガンダをそのまま事実として記述するまでになっています。世界にこのような歴史教育を行っている国はありません。（中略）私たちの祖先の活躍に心踊らせ、失敗の歴史にも目を向け、その苦楽を追体験できる、日本人の物語です」社団法人「新しい歴史教科書をつくる会」ホームページ、<http://www.tasukurukai.com/aboutus/syuisyo.html>（最終閲覧日：2013年6月13日）

³²⁷ 高橋哲哉、前掲論文（2002）、pp. 46-47

るといふ³²⁸。また、山科は、藤岡の「自由主義史観」の思想構造を分析しながら、彼の発言や論文から自由主義思想を読みとることができず、「自由主義史観」は、本質的には、その看板とは逆に、リベラリズムが「歯止め」をかけるべき対象であって、反自由主義的(アンチ・リベラリズム的)性格を持つ国家主義的歴史観の一つであると指摘する³²⁹。次に吉田裕は、「自由主義史観研究会」の15年戦争観の一つの特徴は、歴史認識における反米主義であり、日露戦争以降、アメリカが日本を一貫して敵視してきたとすることによって、あたかも日米開戦が不可避の道であったかのように描きだす歴史観であると指摘する。また、「自由主義史観」とは、東京裁判のなかに「勝者の裁き」の側面だけを見だし、アメリカへの憎悪をあらわにする歴史観、あるいは、アメリカ占領軍によるマインド・コントロールによる呪縛から日本人はいまだに解放されていないなどとする陰謀史観的な歴史観であると批判した³³⁰。

このように、1990年代後半には、論壇を中心として、相手側を互いに「自虐史観」、及び「修正主義史観」であると批判しながら攻防するという構図が形成された。それは、「東京裁判史観」対「大東亜戦争肯定史観」という対立構図でもあり、そのような論争は当時活発に出版された各種書籍にも端的に表れた。例を挙げれば、藤岡による『「自虐史観」の病理』(文芸春秋、1997)が出版されると、すかさずそれに対抗する、松島榮一、城丸章夫(編)の『「自由主義史観」の病理—続・近現代史の真実は何か』(大月書店、1997)が、その3ヵ月後に出版された。それだけでなく、同じく「自由主義史観」を主張する藤岡の『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えて—』(明治図書出版、1996)に対しては、宇佐美寛、池田久美子の『「近現代史の授業改革」批判』(黎明書房、1997)が出版されるという有様であった。

しかし、当初は「自虐史観」でもなく、「大東亜戦争肯定論」でもないという立場を堅持しながら論壇を中心にして活発に広げられていった藤岡の「自由主義史観」は、次第に政治勢力の「反対勢力」に吸収されていき、結果としては「大東亜戦争肯定論」に限りなく近づく、新たな歴史修正主義となっていった³³¹。小熊英二は、「自由主義史観」運動を率いる藤岡や小林よしのりの著作を年代順に追って読んでゆくと、彼らは当初においては、いわゆる「東京裁判史観」及び「大東亜戦争肯定史観」のどちらに対しても違和感を表明しており、「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」問題には否定的見解を述べてはいても、太平洋戦争の侵略性は認めていたという³³²。おそらく当時の彼らは、従来の「保守的」「進歩的」などと称されてきた歴史の語り方のどちらの体系も身に着けてはおらず、いわば無定形状態にあったというのだ。そして小熊は、こうした彼らの当初の無定形状態を変質させていった主な要因として次の二つを挙げている。第一に、一部の教育学者や歴史学者などが、彼らの実態を踏まえないまま、従来の保守派と同一視したような批判を、やや性急に行ったということである。そして、それに対して「進歩」的な論者たちも、

³²⁸ 山科三郎「『自由主義史観』は二一世紀の日本をどこへみちびくか」松島榮一、城丸章夫(編)『「自由主義史観」の病理—続・近現代史の真実は何か』大月書店、1997、pp. 21-23

³²⁹ 山科三郎、前掲論文、pp. 42-44

³³⁰ 吉田は、藤岡信勝氏と自由主義史観研究会の共著、『教科書が教えない歴史①②』でそのような傾向が最もよく示されているという。吉田裕、前掲書(1997)、p. 245

³³¹ 高橋哲哉、前掲論文(2002)、p. 44

³³² 小熊英二・上野陽子、前掲書、pp. 27-28 ; 例えば、藤岡は『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えて—』(明治図書出版、1996、p2)で、当初の「自由主義史観」に対して、「近代日本が行なった戦争の評価については、日本だけを悪者にする『東京裁判史観』も、日本は少しも悪くなかったとする『大東亜戦争肯定史観』も、ともに一面的です。日本がとる政策によってあの戦争は避けることができたのではないかという観点から、戦争回避の可能性と現実性を歴史の具体的脈絡の中で追究する必要があります。このような『近現代史』へのアプローチを『自由主義史観』と呼ぶことにします」と述べており、小林は、『新ゴーマニズム宣言第三巻』(小学館、1997、p22)で、「従軍慰安婦さえ持ち出せば今の日本では絶対正義の被害者」であるとしながらも、「アジアを侵略したのは間違いがない」「日本はこのことを原罪として背負っていかねばならない」と述べていた。

冷戦終結後の事態に対応した批判の言葉をもたないまま、従来の言葉を使いまわしてしまった側面があったというのである。つまり、藤岡や小林などの立場からは、戦争の問題を語ることで、自前で、「右翼だ」、「歴史修正主義だ」とレッテルを貼られていったのに対し、それに反論する過程で、歴史を語るうえでの確固たる自前の言葉を持たず、急速に従来の保守派に接近し、「保守の言葉」をつぎあわせて自己の主張を固めていったというのである。皮肉にも彼らは、批判のまなざしを浴びるなかで、まなざされるとおりの存在、すなわちまなざす側が想定したとおりの存在となっていたと小熊は指摘する。

第二の要因は、従来の保守系ナショナリストが、彼らに接近していったことを挙げる。当初はディベートの導入を初めとした授業手法を教員たちが話し合う「自由な」サークルだった「自由主義史観研究会」に、旧軍人や右派政治団体が接触しはじめ、会の雰囲気や藤岡の論調の変質が加速するに従い、違和感を覚えて脱退する者が発生していた³³³。そして、藤岡らの「自由主義史観研究会」及び「つくる会」の運動に最も積極的に接近したのは、自民党内の「反対勢力」であった「『明るい日本』国会議員連盟」であった。

「『明るい日本』国会議員連盟」は、先の「検討委員会」の業績を受け継ぎ、「終戦50周年議連」が名前を変えたものであり、「自虐的な歴史認識や卑屈な謝罪外交の見直し」を目的とする自民党有志議員によって1996年6月4日に結成された。奥野誠亮元法相を会長とする「『明るい日本』国会議員連盟」は、議連内に「歴史認識」と「歴史教育」の検討小委員会を設置し、教科書検定問題などを中心に偏向した歴史教育の是正を議論していくことを初の総会で決め、1990年代後半から2000年代にかけての歴史認識問題において最も積極的に活動する集団となっていた³³⁴。同議連は、発足の目的である、歴史教育の是正を掲げながら「つくる会」の活動に同調していった。議連の総会に講師として招かれた「つくる会」の理事であり作家の濤川栄太は、日本の歴史教育について、「自虐的で、国際常識からみても歪んだ偏狭なものとなっている。このままでは国家が解体してしまう」と強調し、歴史教育の改善の必要性を訴えた。また、「つくる会」として、1999年4月の教科書検定に向けて、独自に中学校用の歴史教科書の作成を進めていることを説明しながら自民党議員の協力を求めたのに対し、議連側からは同調する意見が相次いだ³³⁵。日本の歴史認識問題に対して民間を中心にして湧き上がった動きが、国会内の「反対勢力」へと転移しながらその威力を増す形となっていた。

このように、1990年代後半に現れた、歴史認識問題をめぐる民間の動きが政治勢力へと転移していく現象は他にも観察される。まずは、「つくる会」による教科書への問題提起に積極的に加担する形で現れたのが、衆参87名の自民党国会議員によって1997年2月27日に結成された、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（代表・中川昭一副幹事長/以下「若手議員の会」）であった。同会は、戦後生まれの議員を中心に、従軍慰安婦問題の記述など歴史教科書の

³³³ 小熊は、「自由主義史観」運動は基本的に次の二つの層から構成されているという。1)中心メンバーでいえば藤岡信勝、小林よしのり、大月隆寛ら、かつては保守系ナショナリズムにも、そもそも歴史問題にも縁がなかった者たちで、比較的若い年代のものを含む層。2)西尾幹二に代表される、比較的年長の、従来からの保守系ナショナリスト。一般会員や講演会参加者も、二十代以下と50代以上が多いとこのことが、この運動の二層構造を象徴しているという。小熊英二・上野陽子、前掲書、pp. 25-26；『朝日新聞』、1996年8月17日、「『自虐史観』いらぬ提唱」

³³⁴ 『産経新聞』のインタビューに応じた奥野会長は、従軍慰安婦問題をめぐる事実関係を明確にする必要性も強調した。「昨年、国会が謝罪決議をするのではないかと不安を多くの国民に与えたので、国会議員として黙っているわけにいかないと、「終戦五十周年国会議員連盟」を結成した。戦後50年は終わったが、メンバーからは、まだ根本的な問題は残っており、時間をかけて取り組むべきだとの意見が出され、この議連がつくられた」と述べている。『産経新聞』、1996年6月6日；その他「『明るい日本』国会議員連盟」の結束に関しては、『産経新聞』、1996年6月5日、『読売新聞』、1996年6月5日、『毎日新聞』、1996年6月5日を参照。

³³⁵ 『産経新聞』、1998年2月6日

見直しを求めため発足した³³⁶。

次に、同じく1997年の5月29日に設立された、超党派の「日本会議国会議員懇談会」を挙げる
ことができる。終戦50周年国会「不戦決議」の阻止に民間レベルで最前線で取り組んでいた「日
本を守る国民会議」は、「村山談話」によって結果的に「賛成勢力」の歴史観が日本の公式的な
歴史認識として国内外に表明されるたのに続いて、1997年の春から中学の社会科の全教科書(7
社)にいわゆる「従軍慰安婦」の記述が登場したことなどに対し、同団体の機関紙である『日本
の息吹』を通じて、「村山談話」の歴史観は「自虐史観」であり、「従軍慰安婦」問題は事実
に反すると激しく批判した³³⁷。そして、そのような活動の最中の1997年5月、「日本会議」へと団
体名を変え、その活動をバックアップするため、加入議員数204名という、超党派の「日本会議
国会議員懇談会」を設立させたのである³³⁸。

このように、自民党の若手議員による「若手議員の会」だけでなく「『明るい日本』国会議員
連盟」が、「自由主義史観研究会」及び「つくる会」といった民間での歴史認識論争をバックア
ップし始めた1997年とほぼ同時に、日本国内で古くから「慰安婦問題」及び「歴史教科書問題」
等に対し強く反発してきた「日本会議」をバックアップする「日本会議国会議員懇談会」が登場
した。そして、「若手議員の会」が歴史教科書での「慰安婦問題」に関する記述及び、「慰安婦
問題」に関しての1993年のいわゆる「河野談話」の見直し等を訴えた、『歴史教科書への疑問：
若手国会議員による歴史教科書問題の総括』（展転社、1997）を出版するなど、この3つの集団は
その後の日本の歴史認識をめぐる論争において、最も注目を浴びる主役となっていったのである。

1990年代後半に表れた日本国内「反対勢力」の結集及び連携は、上記のような民間勢力と政治
勢力間の同調以外に、国会内での異なる政党に基盤する集団の間にも表れた。その事例としては
まず、自民党と新進党に分かれていた、旧「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の再結
集が挙げられる。1997年4月2日、自民党の国会議員でつくる「みんなで靖国神社に参拝する国会
議員の会」と新進党の「靖国神社参拝議員連盟(旧・みんなで靖国神社に参拝する新生党国会議
員の会)」は国会内で合同総会を開き、両党に分かれていた議員連盟を統一することを決め、新
たな議員連盟は自民党の会の名称を受け継いだ³³⁹。1993年の自民党分裂に伴い、自民党系と非自
民党系に分かれていた議員連盟が統合される形を取った同集団は、早速22日の春季例大祭に靖国
神社を集団で参拝するなど、その後のいわゆる「靖国問題」をめぐる論争で最も力強い主役とな
っていった³⁴⁰。次に、自民党の「『明るい日本』国会議員連盟」と、同じく新進党の「正しい歴史
を伝える国会議員連盟」の連携を挙げられる。両議員連盟は、1997年の春から使用される教科
書からの「従軍慰安婦」記述削除、及び現行の教科書検定制度の見直しの実現に向けて連携する
方針を固めるなど、1997年の始まりから歴史認識問題をめぐり結集する動きを見せていた。両議

³³⁶ 「若手議員の会」の共通認識とは「事実に基づかない、反日的な教科書で子供達は学んでいくのか。この子
供達が担う次代の日本は大丈夫だろうか」という思いである。日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会『歴史
教科書への疑問；若手国会議員による歴史教科書問題の総括』展転社、1997、p. 3

³³⁷ 1990年代後半に『日本の息吹』に載せられた主な寄稿文は次のようである。「嘘だらけの慰安婦“証
言”」・「ここまで堕ちた教科書の『反日』」(96年9月号)、「またしても日本人が仕掛けた慰安婦問題」(96年
12月号)、「“慰安婦問題”『軍の強制連行はなかった』」(97年3月号)、「崩壊した河野談話の根拠」(97年4月
号)、「慰安婦問題—非公開証言のみで歴史事実は断定できるのか」(97年5月号)

³³⁸ 「日本会議国会議員懇談会」の発起人・三役・参加議員及び活動方針等の詳細については、『日本の息吹』1
997年7月号、pp. 10-13を参照されたい。

³³⁹ 『読売新聞』、1997年4月2日

³⁴⁰ 統合した「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」には、自民党から184人、新進党など非自民系から44
人の、計228人(1997年4月21日現在)が参加。会長に自民党の小淵恵三氏、会長代理に新進党出身の渡部恒三衆院
副議長が就任した。当会は、春と秋の例大祭と、終戦記念日の8月15日の年3回、共同で参拝しており、統合につ
いては「二年前から一緒にやれないかと思っており、昨年秋の参拝の際に合併を決断していた」(同会副会長の
村上・参院自民党幹事長)という。『読売新聞』、1997年4月22日

連が協調路線をとった背景には、民間団体による教科書正常化に向けての活動の盛り上がりと呼応し、「与野党に分かれている議連の活動を統一し、その動きをさらに発展、強化させる」という狙いがあった³⁴¹。所属する議員数が衆参両院で計177人(1997年1月4日現在)に上るといふ両議連の結集の動きは、過去の歴史への反省を重視する姿勢を打ち出していた社会党及び民主党などの「賛成勢力」の反発を呼ぶと同時に、いわゆる「保・保連合」という政治勢力の再編成の可能性も浮上させた。すると、当時の社民党内には、「『慰安婦問題』など歴史認識の問題で、『村山談話』を覆すような動きが自民党内で強まれば、当然のことながら、協力関係は見直さざるを得ない」とする意見が強まり、社民・さきがけの両党が閣外協力を解消し、野党に転じるきっかけとなる可能性が浮上した。また、民主党内では、自民、新進両党の連合の動きに警戒する向きがあり、そのことが国会での民主党と新進党の連携に慎重姿勢をとる一因にもなっていた。さらに、内部に親自民、非自民の路線問題を抱える当時の太陽党では、「歴史認識など政治信念の問題で行動を同じくするのは当然」とする立場と、民主党との関係を重視する「野党結集」を最優先にする立場に分かれることになっただけでなく、新進党内部でも旧新生党議員を中心とした自民党との接近の動きに、旧公明党議員らが警戒感を示すという動きが現れた³⁴²。

このように、1990年代後半には、終戦50周年を迎えて定着しつつあった、日本国内外における歴史認識の「共通の枠組み」に対して、民間から湧き上がった抵抗の動きに呼応する形で、国会内の「反対勢力」が、所属する政党や派閥を乗り越え互いに連携するという動きが現れた。「歴史認識問題」に対する各政治勢力の立場は、勢力間の「連携」と「葛藤」における重要なキーワードとなっていた。そして、このように日本国内において、「反対勢力」の再結集及び勢力増強が活発に行われるなかで、「村山談話」が日本の公式的歴史認識であることが繰り返し確認され、またその翌年には日本の教科書に「慰安婦問題」が記述されるようになるなど、日本の歴史清算への動きに期待を高めていた韓国は、日韓両国間の歴史問題清算に区切りを付けたと評価される、1998年「日韓パートナーシップ宣言」に取り組んでいった。

2. 日本の歴史認識における両面性の始まり

日本の公式的歴史認識として「村山談話」が内外に公表された終戦50周年の翌年、1996年の日本の国内政局は、村山首相の退陣に伴う橋本政権の発足からその年明けを迎えた。村山首相が首相辞任後も自社さ連立政権の枠組みを堅持する意向を示す中で発足した第一次橋本政権は、首相の座は自民党が取り戻したものの、その内閣構成においては、社民党(旧社会党)に属する閣僚が議員出身閣僚21名のうち6名ということもあり、「賛成勢力」が7名、「反対勢力」が9名と、内閣の勢力均衡に大きな偏りはなかった。しかし、1996年10月に行なわれた第41回衆議院総選挙の結果、その議席数を70から15に激減させた社民党によって、社民・さきがけ両党が自民党と閣外協力するという形での、第一次橋本内閣が発足(1996年11月7日)すると、その構成は、「二重参加」1名を除いて、「反対勢力」が13名、「賛成勢力」が3名と、実質的に「反対勢力」によって占められた。さらに1997年9月に発足した第二次橋本改造内閣では、議員出身閣僚24名の内「二重参加」1名を除いて、「反対勢力」21名、「賛成勢力」0という、「反対勢力」一色の内閣となった。前述のような政党基盤を異にする「反対勢力」同士の、市民レベルからの動きに呼応した連携及び再結集は、まさにこの時期に行なわれただけでなく、橋本政権のおよそ2年半の間には、

³⁴¹ 両議連は通常国会での予算、文教両委員会の場で教科書問題をひとつの焦点として徹底的に議論していく方針を決めており、協調しながら政府サイドの見解をただしていくことにしている。さらに、両議連共同の「声明」を打ち出す案も浮上している。『産経新聞』、1997年1月4日

³⁴² 『産経新聞』、1997年2月6日

歴史問題に関する「問題発言」が少なくとも6回以上集中的に出された³⁴³。また、1998年7月の第18回参議院総選挙での敗北により辞任した橋本首相の後を継いだ小渕恵三内閣は、先の第二次橋本改造内閣で「反対勢力」が閣僚24名中21名を占めていたのに比べ、「二重参加」2名、「反対勢力」12名、「賛成勢力」2名と、若干の変化は見られるものの、相変わらず「反対勢力」によって占められた内閣構成であることに違いはなかった。そして、この小渕内閣によっては、同じく1998年の3月に発足した韓国金大中政権との間に、日韓両国間の歴史問題の「決着」を試みた、いわゆる日韓パートナーシップ共同宣言が発表されたのである。注目すべき点は、1990年代後半を迎え、「反対勢力」の再結集という動きと共に、内閣の構成においても「反対勢力」が圧倒的に優位を占める小渕内閣であったにもかかわらず、なぜ日韓両国間の歴史問題をめぐる更なる反省と謝罪の意を文書化することが可能であったのかである。

1998年3月に韓国の第15代大統領として就任した金大中大統領の初の訪日を控えて、当時両国の間には、韓国側の金融危機に対する日本の支援問題、両国間の新漁業協定問題、また北朝鮮のミサイル問題などと懸案が山積していたため、日韓両国の未来志向的な関係構築において障害になりかねない歴史認識問題が、両首脳会談で如何に扱われるかが注目を浴びており、日韓両政府間には両首脳の共同宣言の文案をめぐる調整が行なわれていた。共同宣言での過去に対する文言は、日本側の文案作りに携わった登誠一郎内閣外政審議室長が、金大中大統領の訪日直前の9月29日、30日に小渕首相の「名代」として訪韓して最終的に決着した。文案の調整においては、韓国側からの「共同宣言に『侵略』という言葉盛り込んでほしい」と要求したのに対して、「韓国に対する侵略があったかどうかについては(日本)国内に議論がある。植民地支配があったことについては首相が責任を持って国民に説明するが、それ以上になると国内でまた異論が出る。それを理解してほしい」と説明し、盛り込まないことに韓国側からの理解を得た。さらに、「村山談話」の「国策を誤り」という言葉や「未来に過ちをなからしめんとする」という表現も共同宣言に盛り込むよう韓国側は求めたが、「国策を誤り」というのは日本の国民向けに言っていることで、韓国との文書に入れるべきではなく、「未来に」の部分も、日本人はだれも将来こんな過ちが起きるとは思っていないと説得したという³⁴⁴。また、登内閣外政審議室長が、「私は反省とおわびの気持ちをきちんと表明する。大統領もそれにこたえて欲しい」との小渕首相のメッセージを伝えると、金大中大統領は首相のおわびの意を評価し、過去を乗り越えた未来志向の関係を約束するということが決まった³⁴⁵。そして翌日の9月30日の在ソウル日本人記者団との懇談で、金大中大統領が「韓日両国でこれ以上葛藤を続けることなく、それをきれいに清算して、真なる両国の理解と協力の時代に入ると心に決めている」と強調するなど、金大中大統領が意欲を見せる「過去の清算」に向け、日本政府としても、日韓首脳会談を踏まえて発表される日韓共同宣言に、韓国に対する日本の「植民地支配」への「痛切な反省」と「心からのおわび」を明記することで応えるとした。以上の内容は、若干の内容修正はあったものの、全般的に「村山談話」を踏襲するものであり、日本の謝罪の意を文書化するのは初めての試みであったため、韓国政府もこれを高く評価していた³⁴⁶。

³⁴³ 代表的事例として、板垣正(自・参)「慰安婦は事実ではない」(1996年5月30日)、「慰安婦は公娼制度」(1996年6月6日)；綿貫民輔(自・衆)「従軍看護婦はいたが、軍隊慰安婦はいなかった」(1996年9月21日)；島村宣伸(自・衆)「従軍慰安婦たちは日本軍に奉仕したことを誇らしく思っただろう」(1997年2月6日)；中尾栄一(自・衆)「慰安婦は公娼制、一般の女性が助かっていたという面も」(1997年2月5日)

³⁴⁴ 『朝日新聞』、1998年10月20日、朝刊7面「日韓共同宣言の舞台裏 登・外政審議室長に聞く」

³⁴⁵ 『朝日新聞』、1998年10月8日

³⁴⁶ 『読売新聞』、1998年10月4日；当時、小渕首相は金大中大統領の訪日に向けての勉強会を、9月30日、10月2日、6日と三回にわたって行っており、同勉強会には、野中官房長官、上杉光弘、古川貞二郎両官房副長官、外務省の柳井俊二事務次官、丹波実外務審議官、小倉和夫駐韓大使らが参加していた。登誠一郎内閣外政審議室長

このような調整過程を経て、10月8日に日韓両首脳によって発表された共同宣言には、日本の「過去」への反省が、初めて文書の形で盛り込まれた³⁴⁷。日本側も、日本政府を代表して小渕首相が過去の植民地支配に反省と謝罪を表明し、これを両国間で共同文書として後世に残したことによって、日韓両国は、少なくとも政府レベルでは「過去」に終止符を打ち、両国間の歴史認識をめぐる問題に一つの区切りをつけることにより、未来志向的な関係発展への基盤を構築したと評価した³⁴⁸。さらに、金大中大統領は日本の国会での演説で、「今後、韓国政府は過去の問題は出さない」と発言するなど、歴史認識問題に関しての極めて重い決断を示した³⁴⁹。

歴史問題への日本政府の反省と謝罪を文書化したこの共同宣言は、長い間、日本の歴史清算を願ってきた韓国から高い評価を得た³⁵⁰。共同宣言が発表された翌日の9日、韓国朝刊各紙は、日韓首脳会談をそろって一面トップで報じ、小渕首相が表明した過去の植民地支配への「反省」と「おわび」を積極的に評価した。韓国のマスコミは、日本の謝罪を歴史的な記録である共同宣言として文書に残し、問題を一段落させたことと、植民地支配の加害、被害の主体を明らかにした点を主に報道しながら評価し、日本の歴史清算と今後の発展的日韓関係に対する高い期待感を表した³⁵¹。そして、訪日後の金大中大統領が10月12日に、大統領府である青瓦台に、朴浚圭国会議長や野党・ハンナラ党の李会昌総裁らを招き、訪日の成果について説明し、首脳会談について、「小渕首相が、閣僚など責任ある立場の人から妄言(問題発言)が出ないようにすると約束した」と語ったことは、日本の歴史清算に対する韓国の期待を、より一層高めるのに充分であったと考えられる³⁵²。

一方で、このように韓国からは高い評価と期待を得た共同宣言は、日本国内では自民党内の「反対勢力」を中心に、その文案作成過程から少なからぬ反発が起きていた。金大中大統領の訪日当日である10月7日午前、自民党の総務会では、共同宣言に日本の植民地支配に対する「反省とおわび」を盛り込むことについて異論が出た。「検討委員会」及び「終戦50周年議連」の双方

の勉強会への参加は10月2日から。K・O・K(編)『小渕恵三の615日:第84代内閣総理大臣の全公務記録』光進社、2000、pp. 38-42

³⁴⁷ 「共同記者会見録」の全文は、首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/obutisouri/speech/1998/1008nikkan.html> (最終閲覧日:2013年6月19日)を参照; 「日韓共同宣言」の全文は、外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html (最終閲覧日:2013年6月19日)を参照。

³⁴⁸ 1998年10月14日の日本国会外務委員会では、民主党の玄葉光一郎が、共同宣言を通じての反省とおわびが文書化されたことをもって「過去の歴史への区切りがついたというふうを考えてよいのかどうか」と質疑すると、当時の外務大臣であった高村正彦は、「これ[共同宣言]によって両国間の歴史認識をめぐる問題には一つの区切りがついた、こう考えております。韓国側としても、これによってこの問題に区切りをつけ、未来志向的な日韓関係を築くべく、我々とともに努力を重ねていく決意を示しているわけであります」と答えている。国会会議録、1998年10月14日、衆議院、外務委員会、7号; 自由民主党が発行する機関紙である『自由新報』(後の『自由民主』)では、金大中大統領との首脳会談の結果に対して、「最大懸案だった『過去の清算』問題に決着が付き、21世紀に向けた新たな協力関係構築に具体的な一歩を踏み出すことになった」と評価している。『自由新報』、1998年10月27日; 金大中大統領は共同記者会見で、「今回、文書で過去についての認識を表明したのは初めてで、非常に重要だ。日韓首脳できちんと話しても、さまざまな発言、雑音があり、韓国国民に誤解が生まれてきた。今後はそういうことがないことを希望する」と評価している。『読売新聞』、1998年10月9日

³⁴⁹ 金大中大統領のこの発言は、韓国側事務当局の関与しない、大統領の独自の判断によるものといわれている。『自由新報』、1998年10月20日

³⁵⁰ 共同宣言では、小渕首相が、日本の植民地支配について「お詫び」を表明したが、韓国語版では、漢字語「謝罪(サジェ)」をあてている。「おわび」に相当する韓国語には、「謝罪」と、「謝過(サグア)」があり、「謝罪」の方がより強く響く。韓国大統領同行筋によると、日本側は当初、「罪」を含む「謝罪」は共同声明にふさわしくないと難色を示していて、韓国のマスコミも、訪日に関する事前報道では、主に「謝過」を用いていた。しかし、日韓の大詰めの協議で、韓国側の主張が通って「謝罪」に落ち着いたという。『読売新聞』、1998年10月8日

³⁵¹ 『読売新聞』、1998年10月10日

³⁵² 『読売新聞』、1998年10月13日

に参加しながら、1995年には植民地支配を美化する発言で閣僚の座を辞任した「反対勢力」の江藤隆美は、「謝罪などで国家の名誉が守られるのか。一国の歴史観を変えることはできない」と述べながら、「[1965年の]日韓基本条約締結時に、過去のことは決着済みのはず。逆戻りしてはいけない」と訴えた。また、同じく「終戦50周年議連」に所属する「反対勢力」の佐藤信二は、「今回の共同宣言については、政府から党執行部は相談を受けているはずだ」と執行部を迫りながら、「問題は、共同宣言の内容が村山富市首相談話を越えるものかどうかだ。そこをはっきりさせろ」と要求した。そして、総務会の最後には、深谷隆司総務会長が「もはや『村山談話』から後戻りはできない。皆さんの意見は政府に伝える」と引き取ることで総務会を終えた³⁵³。

この10月7日の自民党総務会でのやり取りこそが「反対勢力」が圧倒的優位を占める1990年代後半の内閣で、歴史に対する「反省とおわび」の文書化が可能となった背景であった。つまり、自社さ政権時代の「村山談話」に対して自民党内の「反対勢力」から「社会党色が強い」などと反発があり、民間レベルで「反対勢力」を支える「日本会議」なども「村山談話は506万の反対署名に表れた良識ある国民の反発によって無残な失敗に終わったあの終戦50年国会決議の代用品でしかなかった」と抵抗したものの、「村山談話」が前首相であった橋本だけでなく、「反対勢力」の代表的存在である平沼赳夫をはじめとして、当時の内閣の過半をしめた自民党出身閣僚を含めた閣議における満場一致を経て出された以上、その踏襲に反発しにくいという事情が「反対勢力」の間でも共有されていたのである³⁵⁴。

しかし、言い換えれば、このような日本の国内事情は、日韓共同宣言が決して韓国の期待するような、日本の「歴史清算」に対する積極的姿勢、もしくは日本政府の公式的歴史認識をめぐる論争において、「賛成勢力」が優位を占めたことを意味するものではないということも示唆する。前述のような1990年代後半の「反対勢力」の再結集及び、歴史認識に関する内閣構成において「反対勢力」が圧倒的優位を占めるようになるなど、歴史認識をめぐる日本国内での変化は、日韓両政府間の共同宣言に示され、日本の歴史清算に対する韓国の期待感を高めた対外的な歴史認識とは相反するものであった。このように1990年代後半からは、日本の歴史問題において、日本政府の「対外的歴史認識」に対する公式的立場をめぐる動きと、日本の「対内的歴史認識」の枠組みを形成する国内向けの動きが、次第にねじれていく傾向が観察される³⁵⁵。そして、1998年の日韓共同宣言を通じて日本政府が公表した歴史認識が、「村山談話」など先の政府によってつくられた枠組みに拘束される対外的なものであったとすれば、翌年の1999年に日本国内で活発な議論を呼び起こした「国旗・国歌法」及び、超党派の議員立法によって過去の戦争の検証をめざした「恒久平和調査局設置法案」をめぐる政治過程は、国内向けの「対内的歴史認識」の枠組みを作り上げるためのものであった。

³⁵³ 『東京新聞』、1998年10月7日；深谷隆司総務会長は「反対」「賛成」のどちらの勢力にも加担していない。

³⁵⁴ 大原康男「問題多き『日韓共同宣言』」『日本の息吹』1998年11月号、p8；『朝日新聞』、1998年10月8日；平沼赳夫は当時の運輸大臣。

³⁵⁵ このような動きを表すかのように、自民党の機関紙である『自由新報』では、日韓共同宣言による歴史問題への区切りを評価しながら、「過去において、日本の総理の発言にもかかわらず、同じ政府の主要関係者が総理の発言と矛盾するようなことを発言し、それが中国や韓国で大きく報道され、外圧で当該関係者が辞職あるいは罷免されるということが何度も繰り返されてきた。過去を清算し、せつかく未来志向型の関係の発展が、今回両国で合意されたのだから、今後はそのようなことがあってはならない。たとえそれがどのような場であろうとも、どのような資格においても、少なくとも今回の共同宣言に述べられた総理の発言の趣旨と矛盾するような言動があってはならない」と強調していた。その反面、同時期の10月21日に開催された大阪府連青年局の中央研修会では、「若手議員の会」の事務局長である安倍晋三が講演し、「旧日本軍が慰安婦の強制連行に関与していたことを示す客観的な証拠は、現在のところ見つかっていない」とし、「慰安婦問題」が教科書に掲載されることを批判していた。『自由新報』、1998年10月27日、三宅和助「論壇」；『自由新報』、1998年11月3日

第4節 「国旗・国歌法案」「恒久平和調査局設置法案」と、「賛成勢力」の分裂

「日の丸」を日本の国旗とし、「君が代」を日本の国歌であるとする事は、戦後の日本社会で大きく三つの点で議論されてきたと言える。第一に、「日の丸」及び「君が代」が日本の国民において「国旗・国歌」としてどれほど定着しているかという点であり、第二には、「君が代」の「君」の解釈に関する点である。そして第三に、「日の丸」を国旗として掲揚し、「君が代」を国歌として提唱することを義務化することに関する点であり、この第三の論点では、常に「日の丸」及び「君が代」が持つ、過去の戦争及び植民地支配への象徴性が問題視されてきた。本稿では、「日の丸」及び「君が代」を日本の「国旗・国歌」として法制化する政治過程において、第三の論点を持ついわば歴史認識との関連性に焦点をおきながら分析する。

1. 「国旗・国歌法案」と公明党の選択

「日の丸」を国旗として掲揚し、「君が代」を国歌として斉唱することを義務にしようとする動きに関しては、主に文部省が定める「学習指導要領」が議論的的とされてきた。1977年6月8日に文部省は、小中学校の教育内容を全面的に改める「新学習指導要領」を発表した。そのうち、第四章の「特別活動」の分野においては、「国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」と明記し、初めて「君が代」を「国歌」と扱うことでその位置づけが大きく変わった。さらに、1989年2月10日に文部省は、戦後の1947年から数えて大きな改訂では5回目となる「新学習指導要領」を発表し、その「特別活動」の分野において、それまで「国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」となっていたところを、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と改訂し、その強制の度合いがはるかに強くなった。さらに、1990年1月7日、昭和天皇の死去の際には、「日の丸」を弔旗として揚げさせようとする行政サイドと、それに対する市民らの抵抗が衝突し、それまで「日の丸」「君が代」問題を総括しえなかった戦後社会の実相が改めて浮かび上がった³⁵⁶。

「日の丸」及び「君が代」を国旗・国歌として位置づけ、その掲揚と斉唱の義務化を次第に強めていくこのような動きに対しては、市民レベル及び「賛成勢力」を中心に、はやくから反発の動きが現れていた。1989年の「新学習指導要領」による、「日の丸」「君が代」の教育現場への持込みに反対する立場の歴史認識は、「かつて『日の丸』『君が代』が、どんな『日本人としての自覚』を促してきたか、他国を、他民族を侵略し、占領し、土足で踏みつけて恥じない、いや、それどころか、そうすることが『お国のため』『天皇陛下のため』と信じて疑わない大日本帝国の臣民が、『日の丸』『君が代』によって作りだされてきたのではなかったか(後略)」というものであった³⁵⁷。また、このような市民レベルからの抵抗の動きを代弁するかのように、1989年度の社会党の運動方針の中には、「『君が代』、『日の丸』の強制など政治反動・軍国化に反対する」という項目が盛り込まれるなど、「日の丸」「君が代」の義務化に向かう動きは、同時にそれが持つ過去の戦争と植民地支配に対する象徴性を想起させることによって、抵抗の動きをも次第に強化させていった³⁵⁸。

「日の丸」「君が代」の法制化をめぐる攻防は、特に教育現場で激しく行なわれていた。その

³⁵⁶ 田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』岩波新書、2000、pp. 156-157

³⁵⁷ 田中伸尚は普通の市民の歴史認識が表れた事例として、「1990年3月3日、子供たちのための卒業式・入学式を！集会アピール」を紹介している。同上書、p. 184

³⁵⁸ 1989年度の社会党の運動方針の要旨は、『読売新聞』、1989年1月5日、3面を参照。

中でも広島では、社会党衆議院議員の小森龍邦が日教組など教職員組合よりも先鋭的に、卒業式や入学式で国旗掲揚・国歌斉唱をさせない運動を行っていた一方で、広島県の教育委員会はこれに対抗して「掲揚」や「斉唱」の完全実施を求める職務命令を出した。その結果、学校長が両方の板ばさみになるという実態があった。広島の世羅高校校長の自殺事件はこのような背景で起きた³⁵⁹。

1999年2月28日におきた世羅高校校長の自殺事件を契機に、「日の丸」「君が代」の法制化に最も積極的に動き出したのは、当時小渕内閣の官房長官であった野中広務であった。校長の自殺に衝撃を受け、国旗・国歌について法制化したいという気持ちに駆られたと語る野中は、その直前まで国会答弁の場で「国旗・国歌を法制化する気持ちはない」としていた小渕首相を説得し、小渕首相から3月2日に、内閣官房で法制化を検討するよう指示を得て、「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌として法制化する方針を固めた。そして、政府内閣による「日の丸」「君が代」の法制化への活発な動きによって、論争の場は、教育現場から国会へと移った³⁶⁰。

このような政府内閣による国旗・国歌の法制化の動きに対する各政党の当初の対応は、賛成の自民党及び自由党、慎重な公明党と民主党、そして反対の社民党及び共産党というものであった³⁶¹。

まず、法案をめぐる議論の初期から法案の採決にまで、大きく変わらず反対姿勢を維持した社民党は、政府与党が「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌とする「国旗・国歌法案」を、6月11日に閣議決定を経て国会に提出したのに対し、党の幹事長談話を発表し強く批判した。談話で挙げられた反対理由のうち、歴史認識に関わる問題としては、「『日の丸』『君が代』をどう認識するかは、過去の侵略戦争、植民地支配のシンボルとしてアジアの人々に強制してきた歴史的事実を踏まえるべきである」と述べている。また、法制化に対する党の見解としては、その最も多くを歴史問題に当てながら、「『日の丸』『君が代』が不幸にして近隣のアジア・太平洋地域の人々に対する侵略のシンボルとなった歴史を忘れてはならない。(中略)[『日の丸』『君が代』が]平和国家日本の象徴として意味を持ちうる国旗たるには、過去の侵略戦争、植民地支配への反省の意が内外に宣言されなければならない」と明言している³⁶²。こうして社民党は、「国旗・国歌法案」が衆院本会議で記名投票により採決された7月22日、所属議員12名全員一致で法案に反対した³⁶³。

また、社民党と同じく法制化に対して強く反対し続けた共産党は、小渕内閣によってその法制化が議論され始める前から既に、「日の丸」は「侵略戦争」の旗印であり、国旗として国民的な

³⁵⁹ 五百旗頭真(他)「キーパーソンが語る証言：野中広務」『論座』朝日新聞社、2007年4月号、p. 254

³⁶⁰ 野中は、「日の丸」「君が代」の法制化が持つ歴史認識問題に対して、「あの戦前の一色だった時代に強く裏切られた人々にとって『日の丸』『君が代』、とくに『君が代』のほうは一言では言い表せない負の意味を持ってきた。そうした人々は『君が代』『日の丸』を教育の現場に持ち込むことは、戦前のあの一色の時代を教育現場に持ち込むことに等しいと反発してきた。しかし、この国を愛する心を持ち、自由な心を持ちながらも、一つの共同体としての紐帯を持つことは、どの国もやっていることであり、必要である。『日の丸』『君が代』を、教育の現場に持ち込みたいと考えている人々はそう考えた」と語っている。野中広務『老兵は死なず 野中広務全回顧録』文藝春秋、2005、pp. 116-117；小渕首相とのやり取り等に関しては、自由民主党(編)『決断！あの時私はこうした』中央公論事業出版、2006、pp. 236-237を参照。

³⁶¹ 『読売新聞』、1999年3月12日

³⁶² 渕上貞雄による幹事長談話は1999年6月11日、党の見解は6月25日に発表されたものである。社会民主党『月刊社会民主』社会民主党全国連合機関紙宣伝局、1999年9月号；前述しているように、社民党は、その母体である社会党が、1994年7月に村山首相の自社さ連立政権を発足しながら、「『日の丸』、『君が代』を国旗、国歌として容認する」と、社会党の政策転換を表明していたため、社民党の「国旗・国歌法案」に対するこのような強い反対姿勢は、政府与党から「社会党のご都合主義」として批判された。永田三郎「永田町レポート」自由民主党(編)『月刊 自由民主』自由民主党、1999、9月号、pp. 84-85

³⁶³ 各政党の法案採決への投票結果は、『読売新聞』、1999年7月23日を参照

合意が得られておらず、「君が代」は、天皇の日本統治をたたえる歌であり、「国民主権」を定めた現行憲法とは相いれないとしてきた³⁶⁴。また、共産党は、「日の丸」及び「君が代」を、新しい憲法の下で平和を追求してきた、日本の「平和のシンボル」としての国旗・国歌にしようという政府与党に対し、「侵略戦争で天皇主権の日本軍国主義は、アジア太平洋諸国で2千万以上、国内で3百万以上の死者をだした。そのシンボルとなった旗と歌を『平和のシンボル』として国旗・国歌とするのは無理がある」と批判する。さらに、政府与党が提示する世論調査解釈とはことなり、法制化に反対する声が国民の多数をしめると主張し、「日の丸」及び「君が代」は、日本の過去の「侵略戦争」と「軍国主義」のシンボルであると強く訴える共産党は、社民党と同じく所属議員26名が全員一致で法案に反対した³⁶⁵。

「国旗・国歌法案」をめぐる議論で最も注目を浴びたのは、第一野党として野党共闘を率い得るかが問われた民主党及び、法案成立のキャスティングボートを握る公明党であった。民主党は、法制化に関する議論が国会で始まった当初から法案採決にいたるまで、党の見解を一つにまとめることができなかった。「国旗・国歌法案」が内閣閣議決定によって国会に提出されたのに対し、民主党は6月24日に「国旗・国歌問題プロジェクトチーム」で法案賛成の方針をまとめ、政調審議会でも了承しており、菅代表も賛成だった。しかし、政調審議会での方針決定にもかかわらず、法制化への反対を表明する有志議員が独自に党所属議員にアンケートを実施し、さらに総務会でも反対論が続出したため、新たな対応は菅代表、羽田幹事長に一任された。政調審議会での決定は事実上白紙に戻された。結局、党所属議員との懇談会及び、両院議員総会などで法案への最終的な対応を協議し、国旗の法制化だけを認める修正案を提出し、修正案が受け入れられない場合には、政府案に対しては自主投票とすることを決めた³⁶⁶。その結果、修正案は受け入れられず、政府案に対して民主党衆院議員の全92人は、賛成45人、反対46人、欠席1人と、法案に対する賛否がまっ二つに分かれた³⁶⁷。

このような民主党の「国旗・国歌法案」への対応の分裂は、その複雑な出身政党の構成に基づいて解釈するのが一般的である³⁶⁸。また、法案採決までに、結党からおよそ1年弱しか経っていなかったということも、法案への対応に党議拘束をかけられなかった背景と考えられる。ここでは、この二つの解釈に加え、党内における歴史認識問題への立場の相違に起因する法案に対する民主党の分裂を再解釈するため、以下の〈表-10〉を提示する。

³⁶⁴ 『読売新聞』、1999年2月19日

³⁶⁵ 代表的例として、『しんぶん赤旗』は法案が参院に提出された以降の、8月2日のJNN世論調査を紹介し、「反対が『日の丸』で47.5%、『君が代』で58%。『君が代』の反対は、7月の調査から参院審議をはさんで4.4%も急増」などと、反対の声に焦点を当てている。『しんぶん赤旗』、1999年8月9日

³⁶⁶ 「日の丸」だけを法制化する修正案を提出する方針をきめたことに対して、民主党は党の機関紙で「『日の丸』『君が代』が国民の間に定着していることは認めつつも、『君が代』については歌詞の解釈をめぐり、国民間のコンセンサスがまだ得られておらず、もっと時間をかけて議論すべきだと考えた」と述べている。修正案は、「1)法案名を『国旗法』とする。2)国旗に関する規定中、「国旗は、日章旗とすること」あるのを、「国旗は、日章旗であること」とする 3)国歌に関する規定を削除するものとする」というものであった。民主プレス民主編集部『民主』民主党、1999年8月20日、p.6

³⁶⁷ 党の対応が二転三転したのと同じように、民主党は党幹部の対応までもがくるくる変わっていた。当初、政府案に賛成していた菅代表は、衆院本会議の採決で反対に転じ、逆に当初政府案に反対の意向をみせていた鳩山幹事長代理は賛成に回った。永田三郎、前掲論文、pp.82-84

³⁶⁸ 自民党はこのような民主党の二分を、「[賛成の]旧民社党系、旧民政党系の大半の勢力と、[反対の]旧社会党系のほとんどと旧新党さきがけ系の大半の勢力との対立」と解釈している。同上論文、p.84

<表-10>³⁶⁹

歴史認識問題への立場		衆議院「国旗・国歌法案」採決への対応	
		賛成	反対
「賛成勢力」	複数該当	9	36
	単数該当	15	6
	計	24	42
「反対勢力」		6	0
「二重参加」		0	2
「参加なし」		15	2
計		45	46

表10は、「国旗・国歌法案」採決への民主党衆院議員らの対応を賛否に分けた上、さらに、その歴史認識問題への立場を軸に表したものである。この表からは真つ二つに分かれた民主党衆院議員の法案採決への対応は、党内での歴史認識問題に対する「賛成勢力」対「反対勢力」という構図によるものではないということが分かる。なぜならば、そのような構図に基づいて解釈するためには、「歴史認識問題に対しての『賛成勢力』は『国旗・国歌法案』に反対し、『反対勢力』は法案に賛成する」という仮説が成立しなくてはならないが、表が示しているように、法案に賛成する45名のうち過半の24名が、歴史認識問題に対する「賛成勢力」であったためである³⁷⁰。それでは、この表から民主党の「国旗・国歌法案」への賛否の分裂を如何に解釈すべきであるか。本稿では法案に対する賛否両方においての「賛成勢力」の構成に注目する。

表が示すように、「国旗・国歌法案」採決への賛成側には歴史認識問題に対する「賛成勢力」が24名おり、その中でも、本稿で提示している勢力類型化において、「賛成勢力」の基準とされる項目に二つ以上の複数で該当する議員は9名と、法案採決に賛成する45人の20%にとどまっていることが分かる。逆に、法案採決への反対側には「賛成勢力」が全体の91%に上る42名であり、そのうち36名が、「賛成勢力」とされる項目に複数該当していることが分かる。言い換えれば、「国旗・国歌法案」採決に反対した民主党議員の9割以上が「賛成勢力」であり、またそのうち8割が歴史認識問題に対して積極的に取り組む「賛成勢力」であるということである。

ここでさらに、「国旗・国歌法案」採決への民主党の分裂を、その出身政党による構成で表すと、以下の<表-11>のようになる。

³⁶⁹ 「国旗・国歌法案」採決に関する民主党の賛成・反対議員一覧は、江田五月参議院議員ホームページ内「民主党関連情報」中、衆議院：<http://www.eda-jp.com/dpj/kokki3.html>、参議院：<http://www.eda-jp.com/index.html>を参照(最終閲覧日：2013年7月12日)

³⁷⁰ 自民党議員が中心となってつくる「日本会議・国会議員懇談会」が6月4日、小渕首相に会って早期法制化を申し入れ、「懇談会には、民主党からも畑英次郎、吉田公一、川内博史の三人の衆院議員が参加している。この三人は必ず賛成する。民主党が強硬に法案に反対すれば、民主党は分裂するだろう」と指摘した。実際、畑英次郎、吉田公一、川内博史の三名は「国旗・国歌法案」採決に賛成している。『読売新聞』、1999年6月12日

<表-11>³⁷¹

衆議院「国旗・国歌法案」採決への対応			
賛成		反対	
出身政党	議員数	出身政党	議員数
民社→新進	8	社会→民主	18
民主	7	民主	12
新進	7	日本新→民主	4
自民→新生→新進	6	無所属→社会→民主	2
日本新→新進	4	新進	2
新生→新進	3	日本新→新進	2
自民→新進	3	無所属→民主	1
無所属→民主	1	民社→民主	1
無所属→新進	1	社民連→民主	1
社会→新進	1	社会→民政連	1
自民→さきがけ	1	新進→民主	1
さきがけ	1	自民→さきがけ→民主	1
社会	1		
無所属	1		
計	45	計	46

表11で明らかになるのは、「国旗・国歌法案」に反対した民主党議員のうち多数が旧社会党及び旧民主党出身であるということである。このような点から「国旗・国歌法案」に対する民主党の分裂を、その出身政党を基準にした、民主党内の旧社会党系と、旧新進黨系の対立という解釈になりかねない。しかし、<表-11>が表しているように、法案に反対した民主党議員のうち、旧社会党出身は21名の45%に留まっており、法案に反対する民主党議員の数を説明するには多少無理がある³⁷²。つまり、「日の丸」「君が代」を日本の国旗・国歌として法制化することに対して、民主党の党議を一つにまとめられなかった背景には、単に、その構成議員の出身政党が複雑に分かれており、主に旧社会党出身議員が反対したためというより、「日の丸」「君が代」が関連する歴史認識問題、つまり、「日の丸」「君が代」は日本の過去の戦争と植民地支配を象徴するものであるという認識に配慮した、積極的な「賛成勢力」が法制化に反対したためと解釈するべきである。

最後に、「国旗・国歌法案」に対する公明党の対応は、政府内閣が「日の丸」「君が代」の法制化を積極的に議論し始めた1999年2月から、法案が衆議院で採決された7月に至るまで、党内において極めて慎重な議論を重ねていく中、政府与党である自民党との「連立内閣構想」という要素が影響を与えていた。「国旗・国歌法案」に対する当初の公明党の対応は慎重かつやや否定的であった。冬柴鉄三幹事長は、1999年3月9日に政府内閣が「今国会中の法案提出」という方針を固めると、11日の記者会談で、「これだけ[審議する]法案がある中で、今国会でどうやるのか。法律で決める必要があるかどうか、法律にしたらどういう効果があり、教育現場はどうなるのか

³⁷¹ 表の中の「民主」は、1996年に結党した旧民主党。1998年に旗揚げた民主党は、旧民主党が他の会派を吸収する形をとりながら存続した政党である；表の「出身政党」は1986年の第38回衆議院議員選挙から、1996年の第41回衆議院議員選挙までの所属政党の歩みを示す；参議院から衆議院へ、または衆議院から参議院にと移した議員もその所属政党を追跡した；『読売新聞』では、出身政党別に見る民主党の対応を、「賛成議員の内訳は、民政党42%、新党友愛29%、新党さきがけ11%、社会党2%など。反対議員は、社会党48%、新党さきがけ22%、民政党7%、新党友愛2%」と報道している。『読売新聞』、1999年7月23日

³⁷² 21人は、「無所属→社会→民主」の2人と、「社会→民政連」1人を含めたものである。

を考えて判断したい」と述べた。また、「長い間コンセンサスを得られなかったのだから、国民の総意がどこにあるか検証する必要がある」と、極めて慎重な見解を示した³⁷³。慎重姿勢の公明党が変化をみせたのは、1999年5月18日の記者会見で、神崎武法代表が「『日の丸』『君が代』とも国民の間に定着している」とし、政府が法案を提出すれば賛成する考えを明らかにしてからであった³⁷⁴。公明党のこのような変化は、自民・自由両党を合わせても参議院での過半を占めることができない状況で、キャスティングボードを握る公明党に対しての政府与党の接触の末、公明党が「閣外協力」による自民・自由・公明三党の枠組みを重視したためであった³⁷⁵。しかし、党代表による記者会見の直後、公明党内だけでなく支持団体である創価学会からも慎重な対応を求める声が上がった。記者会見の翌日の党の衆院議員全体会議では「法制化は『皇国史観』を認めることになる」という批判も出た³⁷⁶。党内外からの反発により再び慎重姿勢に戻った公明党を、再度動かしたのは、他でもなく「閣内協力」を通じて公明党自らの政策実現を目指すという連立内閣構想であった。小渕政権発足以来、公明党との連携を推進してきた野中官房長官は、「閣外協力」という曖昧な形での重要法案の成否が常に公明党の判断に左右されることを防止するため、公明党に閣内協力を打診した。それまで非自民路線を掲げてきた公明党だったが、創価学会会長も連立政権参加を容認する姿勢を示すなど、小渕政権への閣内協力に対し前向きに検討し始めた³⁷⁷。そして、公明党が連立政権参加を検討しはじめると、政府与党は6月11日に「国旗・国歌法案」を閣議決定し、国会に提出すると同時に、国民との対話及び議論ができるように地方公聴会や参考人質疑などを求める公明党に答える形で、国会会期の大幅延長方針を決めた³⁷⁸。国会会期延長の政府方針を得た公明党は、党内での「白紙状態」からの活発な議論を重ねた末、7月15日に法案に賛成する方針を決め、法案採決に所属議員全員で賛成した³⁷⁹。

前述したように、当初から非自民路線であった公明党は、「日の丸」「君が代」を急遽国旗・国歌として法制化しようとする政府与党の方針に反対姿勢をとっていただけでなく、党内外からは「日の丸」「君が代」に関する歴史認識問題を懸念する声も少なくなかった。そして、参院でのキャスティングボードを握る公明党が、そのような慎重姿勢を堅持していたならば、法案は否決される可能性も十分あり得た。しかし、自自公連立政権への参加という変数が表れ、次第にその立場を変えていった公明党は「日の丸」及び「君が代」に対する見解の変化を正当化させるため必死にアピールし始めた。それは、政府与党から法案が衆院に提出された6月11日から法案採決日にまで、創価学会の核心会員を購読者とする、公明党機関紙『公明新聞』で、「国旗・国歌法案」に関する党の対応を説明するために、どれだけ多くの紙面が使われているかを見ても明ら

³⁷³ 『読売新聞』、1999年3月12日

³⁷⁴ 自民党国対委員長の古賀誠、自由党国対委員長の二階俊博は、5月6日夜、東京・赤坂の日本料理店で公明党幹事長の冬柴鉄三、国対委員長の草川昭三と会談し、その場で法案賛成への感触を得ていた。党代表の神崎武法も周囲に「この国会でやる。成立させる」と言明していた。『読売新聞』、1999年6月11日

³⁷⁵ 法制化を推進する参院自民党の村上正邦(元参院幹事長)は5月12日の夜、都内の料理屋で公明党の坂口政審会長、鶴岡洋参院議員会長と会談して、法案への協力を要請したのに対し、坂口氏らも「うちも大体いいと思う」と応じたという。村上氏が一時、強く求めていた国旗・国歌の尊重規定が盛り込まれない方向となったのも、国旗掲揚、国歌提唱の義務化を懸念する公明党への配慮と見る向きもある。『読売新聞』、1999年5月18日

³⁷⁶ 『読売新聞』、1999年5月21日

³⁷⁷ 野中官房長官はこのところ、「[公明党が自民・自由両党と]政策を共有し、予算を編成し、政策を遂行するには、閣内でやるのが支持者の理解を得る一番わかりやすいやり方ではないか」と強調している。自自公三党の連携を確実にして小渕政権を安定させるため、公明党にも閣僚を出してもらい、政権運営への責任を明確にするのが望ましいとの判断から。公明党では、統一地方選後に各地で開かれている都道府県本部大会などで、「中途半端なことをするなら、閣内に入った方が分かりやすい」などの意見すら出ている。『読売新聞』、1999年6月9日

³⁷⁸ 国会会期の延長は6月17日の衆院本会議で57日間の延長が決まった。『読売新聞』、1999年6月12日、17日

³⁷⁹ 公明党は6月29日の臨時中央幹事会で法案への賛成方針を決め、7月15日の常任役員会で法案採決に賛成で臨むことを正式に決めた。『読売新聞』、1999年7月15日

かである³⁸⁰。

1999年5月末まで「日の丸」「君が代」を国旗・国歌に法制化することに慎重な姿勢を示していた公明党は³⁸¹、政府によって法案が提出された6月の中盤に至ると「国旗・国歌法案」が抱える歴史観・歴史認識の重要性を強調しながら、党の歴史観をまとめる必要性を訴え始めた³⁸²。そして、実質的に法案への賛成立場を決めていた6月末の議員団会議では、「日の丸」「君が代」と過去の戦争との関係について、「昭和20年8月15日以前に生じた暗い悲しい出来事に対する認識と評価は、歴史認識の問題として整理すべきもの」として、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌とする法制化問題を、それが持つ歴史認識問題と区別する方針を打ち出した³⁸³。「国旗・国歌法案」から歴史認識問題を区別した公明党は、7月15日に法案への賛成方針を決め、党の公式的な立場として「日の丸」及び「君が代」と過去の戦争との関係を次のように表明した。それは、「『日の丸』『君が代』には暗いイメージがあるが、昭和20年8月15日で軍国主義はなくなり、新しい民主主義国家・日本が生まれたのだから、その暗い感情を、国民が国旗・国歌を選択することによって乗り越えることにもなる」というものであった³⁸⁴。この時既に、公明党の歴史認識は、連立政権を構成する政府自民党の「反対勢力」が持つ「修正主義史観」及び「自由主義史観」に影響され始めていた。そして、ついに「国旗・国歌法案」が参院でも可決された8月9日に至っては、「日の丸」「君が代」に対する公明党の認識は、当初のものとはだいぶ違うものとなっていた。公明党は法案の成立を受け「『日の丸』『君が代』が過去の大戦の象徴であったため、『容認できない』という人々の心情は重く受け止めるべきだが、国旗や国歌が侵略したのではない。世界でも類を見ない平和的な国歌である『君が代』に罪はなく、『日の丸』に代わる国旗は思いもつかない。(中略)戦後半世紀の大きな『忘れ物』を取り戻し、次代の子供たちが誇りにできる国を作り上げていきたいものである」と明言しながら、「日の丸」「君が代」を新たな「平和のシンボル」とすることを明言した³⁸⁵。公明党の歴史認識問題に対する立場の変化は、まるで5年前の1994年の社会党が、自民党との連立政権構成のために「『日の丸』『君が代』を容認する」という選択をせざるを得なかったように、政治政党が存在する最も重要な目的である政権の獲得という命題の下で行なわれていた。

前述したように、党議をまとめたり世論収集のための時間が必要だとされた公明党への配慮という形で、国会会期の大幅延長が行われていたということは、「国旗・国歌法案」をめぐる当時の一連の論争過程を、政党間及び各党内の歴史認識を中心に分析しないまま明確に理解することができない。最新の日本政治史研究である後藤の『ドキュメント平成政治史』でも、同時期の自

³⁸⁰ 公明党の支援団体である創価学会は、公称812万世帯とされるが、実際に活動するのは60万世帯といわれており、その根拠として『公明新聞』の実売部数60万部が挙げられている。古川利明『システムとしての創価学会＝公明党』第三書館、1999、pp.147-148

³⁸¹ 公明党冬柴幹事長は5月20日の中央幹事会で、「『日の丸』は太政宣告という法的根拠があるが、『君が代』はそういう裏付けがない。『君が代』問題は慎重に審議したほうがいい」という見解を示していた。『公明新聞』、1999年5月21日

³⁸² 6月17日の中央幹事会では、「[国旗・国歌法案]この問題は、歴史観、歴史認識が非常に大事だ。公明党から新進党に移る時期に[戦後50年の]国会決議が問題になり、当時、公明党の若手が「15年戦争史観」をまとめた。今回の議論でも、こうした歴史観を踏まえる必要がある」という意見が出された。『公明新聞』、1999年6月18日

³⁸³ 6月29日の議員団会議では「日の丸と君が代がわが国を軍国主義国家に傾斜させたとみるべきではなく、軍国主義者たちがこれを利用したと見るのが自然」として、「平和憲法のもと、日本の新たな平和のシンボルとしていく誓いを込めて、これを法制化することも、一つの選択肢として認め得る」との見解がまとめられた。『公明新聞』、1999年6月30日

³⁸⁴ これ以外に、公明党は法案に賛成する党の立場として、第一に、国民の8割ほどに定着していること、第三に、21世紀に向かって、前向きの平和主義を重視すること、などを訴えている。『公明新聞』、1999年7月16日

³⁸⁵ 「主張『国旗・国歌法案が成立、侵略や戦争とは別次元の問題』」『公明新聞』、1999年8月10日

自公連立路線の結成過程を日米防衛協力のための指針関連法案をめぐる議論を中心に解釈しているため、「自公連立路線の下で、会期延長された代145回通常国会では、『国旗・国歌法案』のような、戦後のどの政権も手を付けずにいた案件が堰をきったように片付けられていった」と叙述するに過ぎない³⁸⁶。しかし、本稿でのように、当時の「国旗・国歌法案」をめぐる議論を、同法案に関する歴史認識問題を中心にして再解釈したとき、「国旗・国歌法案」の成立は自公連立路線によって「堰をきる」ように片付けられたものではなく、まさに、同法案が国会会期延長をも引き出し、自公連立路線をめぐる議論の中心部にあったということが明らかになる。

結局、このような公明党の「国旗・国歌法案」に対する立場の変化は、閣僚20名中「反対勢力」が9名、「二重参加」は3名、「賛成勢力」が2名と、「反対勢力」により占められた内閣が閣議決定で提出した「国旗・国歌法案」を、衆参両院合わせてわずか16日の審議の上、圧倒的な賛成多数で成立させる背景となった³⁸⁷。そして、「国旗・国歌法案」をめぐる国会内勢力間のこのような連携及び葛藤の動きは、1999年を迎え、過去の戦争と植民地支配に関する被害を検証しようとして同時期に行われた、「恒久平和調査局設置法案」にも大きな影響を与えた。

2. 「恒久平和調査局設置法案」と「賛成勢力」の分裂

1996年6月、超党派の参院議員26人が従軍慰安婦問題の調査を目的にした調査会設置法案を参院に提出するも、審議未了で廃案になったことを契機として、その趣旨に賛同する議員が翌年の1997年に、従軍慰安婦や毒ガス、細菌戦など第二次大戦中に日本軍が関与した疑いのあるさまざまな戦争被害全般を政府の責任で究明する調査会の設置法案制定を推進した。しかし、またもや法案提出の合意に至らなかったため、法案づくりを後押ししてきた市民グループ「慰安婦問題の立法解決を求める会」のバックアップを得て、複数の「賛成勢力」議員は、超党派の議員懇談会を発足させることで、国会提出の道を探るという方針を取っていた³⁸⁸。

このような動きが勢いを増す契機となったのが1998年の金大中大統領の訪日であった。アジア諸国との間で「歴史認識の共有」を実現するため、国会が先頭に立って戦争の実態を明らかにしていこうという「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」（以下、「恒久平和議連」）が発足したのは、金大中大統領の訪日を間近に控えた9月30日であり、同連盟への呼びかけには与野党から96人の国会議員が参加した³⁸⁹。

国会の附置機関である国立国会図書館に新たに局をつくり、各省庁の資料を提出させ、その事実を中立公正な立場から国立国会図書館の新しい局で調べて国会及び立法府に報告することをその枠組みとする同法案の成立のためには、最大限の議員が必要であったため、法案の成立を目指す「恒久平和議連」は「反対勢力」集団であった自民党の「若手議員の会」に会合を呼びかけた。戦争責任や賠償問題につなげるのではなく、事実を明らかにするという点から「反対勢力」と一致

³⁸⁶ 後藤謙次『ドキュメント平成政治史2』岩波書店、2014、p. 46

³⁸⁷ 「国旗・国歌法案」審議は、6月29日の衆院本会議での小淵首相の趣旨説明で始まり、5ヶ所の地方・中央公聴会と、6人の参考人質疑を含め、審議日数わずか8日間で衆議院可決され、参議院でも衆議院と同様、「通過儀礼」的な、3ヶ所の地方・中央公聴会を開催し、8月9日の参院本会議で、賛成166、反対71で可決された。田中伸尚、前掲書(2000)、p. 207

³⁸⁸ 市民グループによるシンポジウムでは、「政府による証拠隠滅が、多くの戦争犯罪をやみに葬っている。過去を総決算しないと、真の誇りは得られない」との発言がでるなど、「反対勢力」が主に主張する内容と正反対の立場を表した。『朝日新聞』、1997年8月17日

³⁸⁹ 同議連の第2回総会が開かれたのは、中国の江沢民主席が訪日した1998年下旬であり、次(第145回)の通常国会に法案を提出する方向を確認した。連盟の発足や総会等は、いずれも韓国・中国の両首脳の訪日に伴い歴史問題に対する関心が高まる時期であった。『朝日新聞』、1998年12月11日

できるのではないかと、理解を求めるということであった³⁹⁰。

1999年の5月20日開かれた両集団の会合では、「恒久平和議連」の会長である鳩山由紀夫が「日本の尊厳を取り戻すため、過去の戦争にピリオドを打つべきだとの認識では共通している」と法案に理解を求めたのに続いて、議連の幹事長である民主党の田中甲議員が、恒久平和局の活動について、「新たな謝罪や戦後賠償をするのが目的でなく、立法府が自発的に調査機関を作ることで、謝罪外交にピリオドを打つのが趣旨」と説明した。これに対し「若手議員の会」の事務局長を務める安倍晋三の「賠償問題に結びつくのではないか」という発言や、「日本軍が関与した惨禍を調べるだけでは真相究明にならない」という衛藤晟一らの主張が相次ぎ、結局、法案成立に対する両集団の意見は一致できなかった。「反対勢力」は、社民党や共産党など、「賛成勢力」が偏ったイデオロギーに基づく歴史観にとらわれ、冷静で科学的な論議に応じることは不可能という見解であった³⁹¹。

法案の成立のため不可欠であった自民党「反対勢力」の同意を得られないまま、「恒久平和議連」は、6月11日に総会を開き国立国会図書館内に「恒久平和調査局」を設けて調査にあたるという「国立国会図書館法改正案」をまとめた。同議連は当初、日本の加害者責任を重視して旧植民地やアジアの被害実態を解明することに焦点を置いていたものの、議論の過程では「補償問題につながるのではないか」などの異論が寄せられ、法案の調査目的は、「今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期における我が国の関与によりもたらされた惨禍の実態を明らかにする」から、「我が国の関与」の一節が削られた。さらに、連盟の幹事長である田中甲は「この調査によって[その]実態が明らかにされるはずだ」と見解を表明するなど、法案の成立を図るための「反対勢力」への配慮により、法案の内容に「従軍慰安婦」及び「強制連行」といった用語はあえて盛り込まれなかった。また、公明党議員から「恩給欠格者やシベリア抑留引き揚げ者、原爆被爆者など、被害救済が十分でない日本人の実態調査もすべきだ」と意見が出されると、急きょ「内地人」の被害も調査する項目が追加されるに至った³⁹²。

このように、日本による過去の戦争や植民地支配が与えた被害調査に焦点を当てていた法案の内容は、賛成議員数の確保のため、次第にその当初の目的から離れてはいったものの、「恒久平和議連」は第145回通常国会の閉会を3日残した8月10日に、法案を衆院に提出した。しかし、法案提出時には、本来ならば、民主、社民、共産だけでなく、自民と公明など八党派の109人が参加していた同議連であったにもかかわらず、法案の提出者は民主、共産、さきがけ三党の議員だけになってしまうなど、結局、法案は継続審議になってしまった³⁹³。そして、次期国会での成立を目指した「恒久平和議連」の取り組みは、「反対勢力」による反発だけでなく、議連内部にお

³⁹⁰ 法案の枠組みに関しては、国会会議録、平成11年2月17日、衆議院、予算委員会第三分科会1号での、田中甲（民主党）の野田毅大臣に対する質疑内容を参照。

³⁹¹ 自民党の機関紙である『自由民主』では、当法案をめぐる「賛成勢力」との会合について次のように述べている。「『慰安婦の強制連行』の事実の有無などで、実態調査に基づかず、頭から『あつたに決まってる』というような態度をとってきた社民党や共産党の議員に本当に科学的、客観的な調査を尊重する姿勢が期待できるだろうか。先の通常国会で、現行憲法が時代の流れに合わなくなった点がないかどうか検討しようという憲法調査会の設置や、世界の常識である国旗・国歌の法制化に『軍国主義の復活』などと反対した社民党や共産党議員の態度をみれば、当然の疑問だ。せつかくの画期的な法案も、頑迷な野党の一部議員が障害になって、成立しにくい』『自由民主』、1999年9月7日；会合の様相に対しては、『朝日新聞』、1999年5月21日を参照。

³⁹² 法案では、恒久平和調査局は三十人規模とされ、(1)大戦に至った経緯、(2)政府・軍による労働者の徴用、(3)軍の直接間接の関与による女性への性的行為の強制、(4)生物・化学兵器の生産・使用・廃棄の実態、などを調査する。国立国会図書館長は中央省庁や自治体に、所蔵する戦中資料の提出などの協力を求めることができるとされた。『朝日新聞』、1999年6月12日

³⁹³ 『読売新聞』、1999年8月11日、[取材メモ]揺れる「恒久平和調査局」；『朝日新聞』、1999年8月11日；法案の内容に対しては、衆議院ホームページ「議案審議経過情報」http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm(最終閲覧日：2013年7月2日)を参照

ける結束力の不足などにより、結局、2000年6月2日、国会解散に伴う147回通常国会閉会によって審議未了廃案とされた。その後、2000年(第150回臨時国会)、2004年(第159回通常国会)、2006年(第164回通常国会)までに3回にわたり再提出されるも、その勢いは徐々に弱まっていくばかりであった。

それでは、本来、自民党内からも評価を得ており、100人を超える超党派議員により進められた「恒久平和調査局設置法案」が、衆院本会議において審議すら行なわれない結果に終わることとなったのはなぜか。前述のように、その背景には公明党の連立政権への参加という要素と共に、「国旗・国歌法案」の議論の過程で社民党及び共産党という積極的「賛成勢力」への自民党内「反対勢力」の不信、そして、最終的には、その二つの要因から生じた、「賛成勢力」の分裂があった。

この法案を成立させるために結成された「恒久平和議連」には、公明党の代表代行であった浜四津敏子が民主党の鳩山由紀夫と共に会長を務めていただけてだけでなく、さらに、連盟の幹事としても公明党所属議員16人が名を連ねていた。そのため、法案成立に欠かせない自民党の賛成を得るために、自自公政策協議上での公明党の積極的な役割が期待されていた³⁹⁴。しかし、先に述べたように、自民党内の「若手議員の会」のような「反対勢力」は、「国旗・国歌法案」をめぐる議論において社民党や共産党という積極的な「賛成勢力」が示した歴史認識に強い不信感を覚えていた。自民党内の「反対勢力」としては、多くの国民に定着しており、国旗・国歌への法制化が「常識」と思われた「日の丸」「君が代」に対し、「侵略戦争」及び「植民地支配」を象徴するシンボルであり、その法制化は「軍国主義の復活」であると、全所属議員が一致して抵抗する、社民・共産両党に対する拒否感を抱えていた³⁹⁵。そのような「反対勢力」の疑念を解消するために、「恒久平和議連」は先の5月20日の会合で、法案の目的を説明し、「反対勢力」に配慮して法案の内容に「従軍慰安婦」「強制連行」といった用語を盛り込まないことにしたにも関わらず、結局「反対勢力」の同意を得ることはできなかった。その理由としては、「恒久平和議連」は具体的な項目修正を通じて「反対勢力」の理解を得ようとしていたが、彼らを支える市民グループは、法案成立を目指し、全国規模で展開したキャンペーンなどを通じて、日本による戦争被害への賠償を強く訴えていたため、「賛成勢力」が法案を推進する目的は「戦後賠償」にあるという疑いを「反対勢力」が拭えなかったためと考えられる³⁹⁶。

そして、「反対勢力」からの同意を得られぬまま、「恒久平和議連」は6月11日に独自の法案をまとめた。しかし、この日は、政府与党が閣議決定によって「国旗・国歌法案」を衆院に提出すると同時に、公明党の「閣内協力」及び「国旗・国歌法案」への賛成を図り国会会期延長の方針を公表した日であり、この時から公明党は、事実上の連立政権参加を念頭に「白紙からの議論」を掲げ「国旗・国歌法案」への賛成党議をまとめていった。つまり、自民党内の「反対勢力」が「恒久平和議連」内の積極的「賛成勢力」に対する拒否感を抱えていただけでなく、その「反対勢力」から同意を得ることを期待されていた公明党は、議連の法律案が公表された時点で既に自民党との連立政権参加へと進み始めていたのである。その結果、「恒久平和議連」は8月1

³⁹⁴ 「恒久平和議連」常任幹事の馳浩参院議員(自民)は、「自民党は[法案に]賛成から、とんでもないという人までさまざまだが、旧内務省や外務省の資料を公開させて、真相を究明しようという趣旨には、党内でも一定の理解が得られるはず。浜四津(敏子)さんが会長だし、自自公政策協議のテーマに上ってくると思う」と見通した。『産経新聞』、1999年8月23日

³⁹⁵ 『自由民主』、1999年9月7日

³⁹⁶ 従軍慰安婦や強制連行など、戦時中に日本がアジア各地でもたらした被害などの調査機関設置を柱とした法案の成立を目指し、市民グループが戦後補償などの問題に取り組むキャンペーンを全国規模で展開することになり、1999年6月26日、東京都内で「スタート集会」が開かれた。「恒久平和議連」が今国会での法案提出を目指し活動中でこの動きを支援する。『中日新聞』、1999年6月27日

0日に衆院に法案を提出したものの、議連の会長に党の代表代行が名を連ねた公明党には法案共同提出者がいなかった。8月10日は、自自公連立に基づく圧倒的賛成多数により、「国旗・国歌法案」が参院で可決された8月9日の翌日であった。

それでは、同法案に最も積極的であるべき社民党は、なぜ法案提出者に名を連ねなかったのだろうか。8月27日、社民党「戦後補償問題プロジェクトチーム」座長の清水澄子参議院議員は、「恒久平和議連」を支えていた「戦争被害調査会法を実現する市民会議」のメンバーとの懇談で、法案提出者に名を連ねなかった理由について次のように述べている。「社民党としては、法案成立のため絶対必要な自民党の合意を獲得するためには、公明党が影響力を発揮することが必要。ところが、国会終了2日前という慌ただしい日に、しかも公明党抜きで、民主党と共産党のみというのは、せっかく超党派の議連をつくってきた努力を活かせず、いかにもタイミングが悪い。社民党としては、超党派の各党の議員の名を連ねて提出することが法律を成立させるためにも絶対条件であるから、次期臨時国会の冒頭に提出することを提案したが、受け入れられなかったのは残念。しかも、私たちが外れても尚提出されるとは意外だった」³⁹⁷。このように、同法案が衆院に提出された時点で既に「恒久平和議連」は当初の形を失い、民主党及び共産党の「賛成勢力」が、同じく「賛成勢力」である社民党を排除していた。そして、このように民主党と共産党から、自らの見解を受け入れてもらえなかった社民党は、8月13日に、戦後補償問題に関する「戦争被害の補償等に関する法案」を独自に発表するという展開となった。

本章で述べているように、戦後50周年を迎え、日本の過去の「植民地支配」及び「侵略行為」を反省し謝罪した「村山談話」が、日本国内外で歴史問題に関する「共通の認識枠」となると、1990年代後半には、そのような過去に関する謝罪の動きに対する巻き返しの如く、国会内「反対勢力」は、民間から湧き上がった積極的な抵抗の動きに呼応する形で、政党や派閥を乗り越えその勢力を結集し始めた。その反面、前述したように、戦後処理問題に対する意思を一つにし、歴史認識問題の解決のため集結した超党派の「賛成勢力」は、1990年代後半に再結集を果たしていた「反対勢力」の動きとは正反対に、分裂の道を歩んでいた。そこには、政権獲得という、ごく基本的でありながら最も重要な政党の目標が働いており、日本の過去の戦争や植民地支配に対する歴史認識は、政権獲得という目標の前では、第二、第三の優先順位に後退していた。その結果、戦後日本社会で長い間論争的的とされてきた「日の丸」「君が代」を日本の国旗・国歌とする法制化は、両院の総審議日数わずか16日で成立し、逆に、過去の戦争や植民地支配による被害を調査し戦後処理問題を解消するとの「恒久平和調査局設置法案」は、衆院で一度も審議されることもなく姿を消した。そして、小淵政権は、「国旗・国歌法案」が成立すると、20世紀に起こった問題は20世紀内に解決するという名目で、すかさず首相の「靖国神社公式参拝」問題へと取り組んでいった。このように1990年代後半は、戦後50年の1995年を迎え「村山談話」を発表したことを起点に、日本の歴史認識が、1998年の日韓パートナーシップ首脳会談の公表に代表される「対外的歴史認識」と、「国旗・国歌法案」の成立及び、「恒久平和調査局設置法案」の審議未了が象徴するような、「対内的歴史認識」の枠組みとに、ねじれていく出発点であった。

³⁹⁷ 戦争被害調査会法を実現する市民会議ホームページ(<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Keyaki/5481/index.html>) (最終閲覧日：2013年7月2日)

第4章 対立構図の崩壊と歴史認識問題の「逆コース」

第3章で見たように、戦後50年をめぐる一連の過程を経て、日本政府の公式的な歴史認識が「賛成勢力」の主導による「村山談話」を通じて日本国内外に公表されると、1990年代後半には、そのような公式的歴史認識の枠組みに対する「反対勢力」の反発が次第に勢いを増した。そのため、「反対勢力」の連携及び再結集による巻き返しが活発になされることで、1990年代後半は「村山談話」に基づく「対外的歴史認識」が踏襲されながらも、国内向けには「反対勢力」による「対内的歴史認識」がその枠組みを作り上げていくという、対外的・対内的歴史認識のねじれが始まる出発点となった。そして、2000年代の日本の歴史認識をめぐるそのような政治過程は、1990年代と類似な過程を繰り返しながらも、既に大きく変わっていた歴史認識をめぐる対立構図の変化などによって、1990年代のそれとは異なる特徴を現すことになる。

本章では、日本の歴史認識問題をめぐる論争のあり方及び、その特徴が、1990年代から2000年代に、そしてさらに2010年代へ進むなかで、どのように変化していくのかを分析する。

第1節 2000年代の始まりと、繰り返される歴史認識問題

2000年代を迎えた日韓関係は、先に述べたように、日本の「過去」への反省が初めて文書の形で盛り込まれた、1998年の「日韓パートナーシップ共同宣言」が公表されただけでなく、訪日した金大中大統領が国会演説で、「今後、韓国政府は過去の問題は出さない」と明言したことに加え、韓国の日本大衆文化開放及び、2002年の日韓ワールドカップ共同開催を控え、まさに歴史上最良の状態であった。

しかし、2000年代に入っても、日本の歴史認識をめぐる論争が繰り返されるだけでなく、2001年に登場した小泉純一郎内閣では、1996年橋本首相が参拝して以後は避けられていた、首相による靖国神社参拝が、6年連続で強行されるなど、歴史認識問題をめぐる日韓両国間の葛藤は、むしろ1990年代より激しく再燃するようになった。このように繰り返された2000年代の歴史認識問題は、2001年のいわゆる「第三次歴史教科書問題」によって始まった。

1. 「第三次歴史教科書問題」

先の第1章で触れたように、日本の歴史教科書をめぐる主な論争は、1982年の「第一次教科書問題」とそれに続く1986年の「第二次教科書問題」であり、その一連の過程を経て、文部省の教科書検定における基準として、いわゆる「近隣諸国条項」が設けられ、韓国や中国を中心とする近隣諸国への配慮が求められるようになった。そして、こうした変化に伴い、1990年代序盤に「賛成勢力」によって活発に行なわれた歴史の反省と謝罪の動きが、「河野談話」及び「村山談話」などの日本政府の公式的歴史認識として公表されるようになると、1996年6月に行なわれた文部省による中学校教科書の検定の結果、社会科の7社すべての教科書出版社が、地理、歴史、公民のいずれかで「戦後補償問題」をとりあげ、「従軍慰安婦」という言葉も中学では初めて全社に掲載された³⁹⁸。

³⁹⁸ 中には、元従軍慰安婦や強制連行された人々など、戦争被害者が日本政府に謝罪と補償を求めている戦後補

このような社会科教科書の検定結果は、「反対勢力」の強い反発を呼び起こし、「反対勢力」は、文部省に対して「従軍慰安婦」に関する記述を削除せよと強く圧迫した。自民党は、1996年12月23日の総務会で、教科書に対する批判の声が一気に噴出したのを受け、総務の奥野誠亮だけでなく、総務会長の森喜朗も、井上孝美文部事務次官に、「教科書会社に対し、従軍慰安婦に関する記述の削除を勧告するよう」に要請した³⁹⁹。また、新進党の「正しい歴史を伝える国会議員連盟」は「国家による強制の事実が何ら確認されておらず、きわめて不適格」とする声明を発表した。さらに、「日本会議国会議員懇談会」の平沼赳夫幹事は町村文相に、検定合格後でも「従軍慰安婦」に関する記述が議論が分かれる歴史的事象と見なされた場合は、教科書会社に記述是正を指導するよう求めるなど、「反対勢力」による文部省への圧迫は、1990年代後半に行われた勢力間の連携及び再結集の動きと共に、次第に強化されていった⁴⁰⁰。独自の歴史教科書作りを試みた「つくる会」（1997年1月31日）及び、後に『歴史教科書への疑問』を通じて「河野談話」の見直しなどを訴えた「若手議員の会」（1997年2月27日）の結成もこの時期に行われたものだった。

1997年から使用される、7社すべての中学校社会科教科書に「従軍慰安婦」が登場することに対する「反対勢力」の激しい反発、及び、文部省に対する圧迫の結果、2001年に行なわれた文部省教科書検定に提出された全8社の中学校用歴史教科書の「申請本」には、「従軍慰安婦」の用語を使うものは一社もなく、3社だけが「慰安婦」あるいは「慰安施設」と表記するようになった。過去の戦争をめぐる日本の行為の記述においても、「近代日本と中国・朝鮮侵略」という表現を削除するなど、「加害者の視点」に立つ記述は大幅に後退した。そして、「つくる会」によって執筆された扶桑社の教科書も、修正後合格という見通しとなった⁴⁰¹。全8社が2001年の文部省検定に新しく提出した歴史教科書の記述と、それまで使われていた教科書の「慰安婦」に関する記述とを比較すると<表-12>のような違いが見られる。

<表-12>⁴⁰²

出版社	それまでの記述	新しい教科書の記述
東京書籍	慰安婦として意思に反して戦地に送りだされた若い女性も多数いた	(記載なし)
日本書籍	女性を慰安婦として従軍させ、ひどいあつかいをした	朝鮮などアジアの各地で若い女性が強制的に集められ、日本兵の慰安婦として戦場に送られました
大阪書籍	朝鮮などの若い女性たちを慰安婦として戦場に連行しています	(記載なし)

償問題について、2ページの特集を組んだ社もあった。『読売新聞』、1996年6月28日；「従軍慰安婦」に対する記述が登場したことに対して、『毎日新聞』はその背景として、1993年に当時の細川護熙首相が「従軍慰安婦」問題で公式に謝罪したことに反応したためと解釈している、『毎日新聞』、1996年6月28日；文部省による教科書検定制度に対しては、文部科学省ホームページ、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/003.htm(最終閲覧日：2013年7月23日)を参照。

³⁹⁹ 1997年4月から使用される教科書は、印刷や配布の関係で、その内容をめぐる修正要求は年末を一つのタイムリミットとしていたため、「反対勢力」による抵抗の動きは年末に集中して行なわれていた。『読売新聞』、1996年12月31日

⁴⁰⁰ 「正しい歴史を伝える国会議員連盟」の声明発表は、『読売新聞』、1996年12月21日、「日本会議国会議員懇談会」による文部省への要請は、『読売新聞』、1997年10月30日をそれぞれ参照。

⁴⁰¹ 近現代史の記述が「自虐的」「反日的」だとして内容の変更を求める動きで、歩調を合わせるように、県議会など全国の地方議会でも慰安婦の記述削除を求める意見書採択が相次いだ。こうした状況が、教科書会社の自主規制を後押しした。市民グループ「子どもと教科書全国ネット21」の依義文事務局長は「国会では自民党議員の教科書批判を文部大臣が支持する答弁を行うまでになっている。[検定を受ける側の]教科書会社は文部省や政治的な圧力に非常に弱く、その意向に配慮せざるを得ない」と推測する。『毎日新聞』、2000年9月10日

⁴⁰² 『読売新聞』、2001年4月4日を参照に筆者が作成。

教育出版	多くの朝鮮人女性なども、慰安婦として戦地に送り出された	多くの朝鮮人女性なども工場などに送り出された（申請本は「戦地に」としたが、「表現が理解し難い」との検定意見がついた）
日本文教	慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた	(記載なし)
清水書院	朝鮮や台湾などの女性のなかには戦地の慰安施設で働かされた者もあった	非人道的な慰安施設には、日本人だけでなく朝鮮や台湾などの女性もいた
帝国書院	これらの地域の出身者のなかには、慰安婦だった人々…	戦時中、慰安施設に送られた…人々の補償問題が…
扶桑社	(初申請)	(記載なし)

歴史教科書におけるこうした変化に対し、1998年の「日韓パートナーシップ共同宣言」の際に、「韓日の過去の問題は清算された」と明言し、さらに「今後、韓国政府は過去の問題は出さない」と言い切っていた金大中大統領は慎重姿勢を保っていた。しかし、2001年4月3日に発表された文部省の検定結果で、「つくる会」による歴史教科書が合格になると、韓国国内世論、及び、マスコミ、国会などからの猛烈な反発と批判を受けた韓国政府は、4月9日に崔相竜駐日大使の一時帰国を決定しただけでなく、外交通商部は、9日夜、国連欧州本部で開会中の国連人権委員会で、日本の歴史教科書問題に触れ、日本政府に「事実のわい曲をやめ、しかるべき是正措置をとるべきだ」と求めるなど、対日批判の姿勢をとり始めた⁴⁰³。

ここで注目すべきは、歴史認識問題をめぐって繰り返される韓国の反発ではなく、日本国内における「賛成勢力」の対応である。これに関しては、教科書問題に強く応じられなくなった「賛成勢力」の分裂という面、及び、その対応が次第に強まる韓国側との連携という面から分析する。

まず、前述のように日本国内外において激しい議論が行なわれた、いわゆる「第三次歴史教科書問題」に対する「賛成勢力」の対応は、前述した1996年の文部省検定を通じて、「従軍慰安婦」が全7社の教科書に登場したことに対しての「反対勢力」の猛烈な反発に比べて、極めて弱いものであった。2000年6月に行なわれた第42回衆議院議員選挙の結果、「賛成勢力」一色の社民党及び共産党は、わずか19議席と20議席になった。両党は、1996年の第41回衆議院選挙以来、少数勢力となつてはいたものの、国会内全般における「賛成勢力」は、全480議席のうち131議席を占め、全議席の27.3%に達しており、決して少数とはいえない勢力が存在していた⁴⁰⁴。にもかかわらず歴史教科書問題をめぐる日本国内における政治勢力の対応は、加害者としての視点が後退することに対する「賛成勢力」の反発よりも、韓国などによる反発及び再修正要求を「内政干渉」であると反発する「反対勢力」の対応が、その政治的影響力において圧倒していた。この問題に最も積極的である社民党の対応も、衆議院議員会館で「歴史を改ざんする歴史教科書に反対する緊急院内集会」を開いて、「真理と事実を踏みにじる教科書は断じて許すわけにはいかない」とのアピールを採択するほか、在日韓国人団体の文部科学省に対する抗議の申し入れに、一部の党所属議員が同行する程度に留まった。1990年代後半に超党派の「反対勢力」が再結集及び連携し、当時の教科書検定結果に対して強く抗議したような動きは、2001年の「賛成勢力」には現れなかった⁴⁰⁵。そのような背景の一つとして、民主党の対応を挙げることができる。

第一野党である民主党は、4月25日に党内の教科書問題検討作業部会で、教科書検定制度や歴

⁴⁰³ 崔相竜大使の一時帰国に対する韓国政府の決定過程に関する詳細は、『毎日新聞』、2001年4月10日を参照；国連人権委員会で演説内容は、『読売新聞』、2001年4月10日

⁴⁰⁴ 2000年6月現在、社民・共産を除いての「賛成勢力」の分布は、自民党で13名の5.6%、民主党で59名の46.5%、公明で19名の61.3%、その他1名であり、全国会内「反対勢力」は、204名の42.5%であった。

⁴⁰⁵ 社民党の緊急院内集会に対しては、『毎日新聞』、2001年3月24日を参照；社民党国会議員4人は、在日韓国人でつくる「在日韓国民民主統一連合」と「在日韓国青年同盟」による、文部科学省に対する抗議の申し入れに同行した。『毎日新聞』、2001年4月14日

史教科書のあり方に関する見解をまとめ、「つくる会」による教科書など一部教科書について「いわゆる『近隣諸国条項』や政府の歴史認識を逸脱し、子供に対する悪影響を及ぼす恐れがある」と憂慮を表明した。また、党内政策決定機関である「次の内閣」の26日の会合では、5月1日からの鳩山代表の訪韓で、金大中大統領と会談する際に、「[『つくる会』の中学歴史教科書は]国としての歴史認識に反している」という考えを示す方針を決めた。しかし、このような方針に対して、民主党内には、従来の教科書は自虐的だとしながら、鳩山代表の訪韓に対して、「金大中大統領は教科書問題で強い態度に出ざるを得ない。この次期の訪韓はタイミングが悪い」と批判する「反対勢力」が、127名の党所属衆院議員中、12.6%にあたる16人が存在していた⁴⁰⁶。そして、結果的にはそのような党内「反対勢力」に配慮し、党の見解を「[検定に]合格した歴史教科書の一部には、健全な心の発達が損なわれることが憂慮される教科書がある」という表現にとどめていたものの、鳩山代表は、金大中大統領との会談で、過去の侵略戦争への明確な反省と謝罪の意向を表明した、1995年の「村山談話」に沿った歴史認識を伝え、「つくる会」の教科書は「『村山談話』で打ち出した歴史認識に反している」と言及する方針を決めるなど、歴史教科書問題をめぐる党内意見は対立していた⁴⁰⁷。

5月3日に韓国ソウルで行なわれた金大中大統領との会談で鳩山は、「過去の事実を事実として認めない教科書が出てきたことは遺憾だ。偏狭なナショナリズムに基づく教科書が多くの子供たちに影響を与えないよう努力したい」として、「つくる会」の教科書の採択に反対する考えを強調した⁴⁰⁸。しかし、帰国後の5月9日には、そのような鳩山代表の教科書問題に対する姿勢を批判する文書が、松原仁、牧義夫、大石尚子、小泉俊明、鮫島宗明の5名によって、鳩山代表に渡された。さらに、「他国の内政干渉はあってはならない」「自分の国に誇りを持つべき」という基本的考えの一致を前提に6月26日に設立された「歴史教科書問題を考える(超党派の)会」(会長、中川昭一)に、中山義活を含む4名が参加するなど、歴史教科書問題に対する第一野党民主党の対応は、党内「賛成勢力」及び「反対勢力」の対立により、一つの党議としてまとまらぬ姿を露呈していた⁴⁰⁹。日本の歴史認識問題をめぐる論争を、1990年代から2000年代へとつながる、「国旗・国歌法案」及び「恒久平和調査局設置法案」、そして「第三次歴史教科書問題」に対し、野党共闘の役目を担っていた第一野党の民主党は、その党内における歴史認識の対立により、自らの立場を一つにまとめることのできない状態であったのである。

次に、2001年の歴史教科書問題をめぐる「賛成勢力」の対応に現れた特徴として、韓国との連携という面に着目する。主に「つくる会」による教科書の検定合格結果に強く反発した韓国の対応は、前述したような政府以外にも、様々なアクターを通じて行なわれていた。例を挙げると、

「韓日議員連盟」の朴相千副会長、柳興洙副会長ら幹部4人は、4月12日に町村信孝文部科学相、河野洋平外相と会い、「つくる会」が主導した中学歴史教科書の検定合格を批判したうえで、再

⁴⁰⁶ 『毎日新聞』、2001年4月26日、27日；『読売新聞』、2001年4月18日

⁴⁰⁷ 『毎日新聞』、2001年5月1日

⁴⁰⁸ 金大中大統領は会談で、「個人的に心に受けた衝撃は大きい。問題が誤って処理された場合、両国関係に再び悪い影響を与えるのではないかと述べ、日本政府に対して近く正式に再修正を求める考えを示しただけでなく、同問題に対する韓国政府の方針として、1)日本側に自発的に教科書を訂正してもらえよう、感情的に反発するのではなく、自制的に対応する 2)日本国民全体を非難しない、ことを説明した。『読売新聞』、2000年5月4日

⁴⁰⁹ 文書を手渡した5名のうち、松原仁は「日本会議国会議員懇談会」「歴史教科書問題を考える会」「慰安婦問題否認広告(米国)賛同議員」「慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会」の四つの「反対勢力」集団に所属、牧義夫は、「日本会議国会議員懇談会」「慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会」「慰安婦問題否認広告(米国)賛同議員」の三つ、大石尚子は、「歴史教科書問題を考える会」、小泉俊明は「日本会議国会議員懇談会」のそれぞれ一つずつの「反対勢力」集団に所属する。鮫島宗明は参加なし；「歴史教科書問題を考える(超党派の)会」への民主党参加者は、松原仁、中山義活、中津川博郷、大石尚子。『産経新聞』、2001年6月27日

修正を求める文書を提出した⁴¹⁰。また、韓国国会でクリスチャンでつくる議員連盟の会長を務める新千年民主党の^{キムヨンジン}金泳鎮議員は、同連盟に所属する3議員と共に、4月10日に来日し、外務省と国会で「わい曲された歴史教科書で学んだ日本の若い世代が持つ歴史認識は、極めて危険にならざるを得ない」などとして、修正を求める抗議文を渡し、11日から東京・永田町の国会前で、「日本よ反省しろ」と書いたプラカードを掲げ抗議の座り込みを行った⁴¹¹。さらに、韓国の国会議員4人は、5月10日に、「歴史をわい曲し韓国国民の精神的苦痛を拡大する」として、「つくる会」の教科書を出版した扶桑社を相手に、教科書の出版や販売禁止を求める仮処分を東京地裁に申し立てるなど、韓国による日本の歴史問題への関与は、1990年代のそれに比べ、より直接的な手段を通じて、より積極的に行なわれていた⁴¹²。

実際に韓国のこのような対応は、「つくる会」の教科書の不採択に影響を与えたと考えられる。「つくる会」の教科書の採択に関して、奈良県では6月7日に、アジア諸国から批判が出ているとした上、奈良はアジア諸国とつながりが深く、友好を損なってはならないとする「教科書採択に際しての訴えとお願い」の文書が、市民団体「子どもと教科書奈良ネット21」によって、県教育長に提出されただけでなく、佐賀県の県教職組合は6月23日に、「つくる会」教科書の採択に反対するデモを行なうなど、全国各地で市民レベルによる反発が続出した⁴¹³。その結果、「つくる会」による教科書の採択率が0.1%にも及ばないものになると、韓国の金大中大統領は、「日本国民の良識が反映されたもので、我々の強硬な対応を、日本のマスコミが社説などを通じそのまま報道してくれた結果だ」と評価し、さらに、韓国与党の新千年民主党は、「[つくる会は]当初、採択率は10%を上回ると言ってきたが、父母や市民団体など、日本国民の断固とした反対でほとんど採択されなかった」と評価しながら、今後、日本の市民団体などとの連携を強めていく姿勢を示した⁴¹⁴。

このような韓国の強硬対応は、鳩山代表の訪韓を批判した民主党内「反対勢力」が懸念していた、望ましくないものであった。鳩山代表の訪韓及び、金大中大統領との踏み込んだ会談内容の背景には、日韓関係が歴史教科書問題でギクシャクしていることを踏まえ、韓国側とのパイプを築くことで、民主党の政権担当能力をアピールするだけでなく、4月末に、自民党の小泉純一郎内閣が歴代最高の85%という驚異的な高支持率でスタートを切ったことを念頭に、民主党のアジア重視の外交姿勢を示し、小泉内閣との違いをも強調するという狙いがあり、金大中大統領もそのような鳩山代表に対して、「この問題が両国の友好関係に不幸な結果をもたらさないよう收拾してほしい」と述べ、事態打開に向け協力を求めている⁴¹⁵。つまり、歴史認識問題をめぐる日本の政治勢力間の論争において、1990年代後半から、その対立構図における「反対勢力」の優位が次第に強化されていくのに伴い、1995年の「村山談話」を通じて公表された、いわば「対外的歴史認識」を日本の公式歴史認識として共有する、日本国内の「賛成勢力」及び韓国政府は、日韓両国間の歴史認識問題に関して連携する動きが現れ始めたということである。そこには、次の二

⁴¹⁰ 会談で同議連側は、1)歴史わい曲教科書を放置しては韓日友好関係が維持できない、2)検定合格は文化的侵略行為、3)1998年の日韓共同宣言に違反する、4)日本の教科書検定の近隣諸国条項にも違反する、との再修正要求書を提出した。『毎日新聞』、2001年4月13日

⁴¹¹ 『毎日新聞』、2001年4月12日

⁴¹² 『毎日新聞』、2001年5月10日

⁴¹³ 奈良県に関しては、『読売新聞』、2001年6月8日を、佐賀県に関しては、『読売新聞』、2001年6月24日をそれぞれ参照；その他にも、徳島県(6月4日)、鹿児島県(6月5日)、香川県(6月5日)、等々と、「つくる会」の教科書採択に反対する動きは全国各地で行なわれた。

⁴¹⁴ 『毎日新聞』、2001年8月10日、17日

⁴¹⁵ 鳩山は、韓国与野党幹部との会談で、新千年民主党、ハンナラ党との政党間交流で合意したほか、小泉首相が韓国で「キムチ嫌い」と報じられたことを意識しては、「私はキムチが大好き」と語りかけるパフォーマンスも見せた。『毎日新聞』、2001年5月4日、5日

つの動因が働いていたと考えられる。第一に、歴史認識論争において、1990年代後半から著しく分裂及び衰退していった「賛成勢力」の側から見て、韓国政府は、政府与党の7割以上を占める「反対勢力」に対抗するための効果的なパートナーであっただけでなく、韓国政府から見ても、日本国内の「賛成勢力」は、両国間における歴史認識問題への実質的な関与を可能にするパートナーであったからである。第二に、それまでの日韓両国の外交政策において「雑論」的問題として棚上げされてきた歴史認識問題が、日韓関係の進展に伴って、次第に外交政策上の主たる争点として位置づけられるようになったということであり、それはまた、お互いを有効なパートナーとして結びつけた背景でもあった⁴¹⁶。

このような「賛成勢力」と韓国政府との連携は、日本の歴史認識問題に対する韓国政府のより一層積極的で直接的な対応を呼び起こすようになり、それはまた、日本の歴史認識問題に対する韓国の関与は「内政干渉」であると訴える「反対勢力」の反発をますます強化させていった。そして、歴史認識問題をめぐる、一方における「賛成勢力」と韓国政府の連携、他方において、それを「内政干渉」であると批判する「反対勢力」という対立の構図は、小泉内閣の登場と共に急浮上した「靖国神社問題」及び「国立追悼施設問題」をめぐる論争過程を通じて、より一層明確に現れることになる。

2. 小泉首相の靖国神社参拝と「国立追悼施設問題」

「国立追悼施設」をめぐる議論は、1999年8月の初めに「国旗・国歌法案」の成立が確実視され、「次は靖国問題」という流れから、「20世紀に起きた問題は20世紀中に解決したい」と、靖国神社への首相の公式参拝に向けた環境整備を主張する野中官房長官の主導の下、自民党内に靖国神社のあり方を考える有識者懇談会の設置方針を決定したことから本格化された⁴¹⁷。野中は首相の公式参拝のため、第一に、「靖国神社の特殊法人化」、第二に、靖国神社からの「A級戦犯の分祀」という二つの案を提起することで、終戦記念日の「靖国神社問題」を、国家護持の追悼施設に関する議論につなげると同時に、国会内の政治的争点として浮上させた。しかし、そのような両案に対して、前者に対しては、他の宗教団体よりも靖国神社に優越的地位を付与し、戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくという批判の恐れがあり、後者に関しても、「『東京裁判』が正しかったと認めることになり、絶対に承知できない」といった党内「反対勢力」の反発が根強かった。それだけでなく、連立政権への参加方針を表していた公明党は、自民党内での有識者懇談会の設置には賛成の見解を表明しながらも、神道の靖国神社に首相や閣僚が公式参拝することには絶対反対という立場であった⁴¹⁸。このように、各党の見解だけでなく、自民党内でも様々な見解が対立する「靖国神社問題」に関して、結局、自民党は「学者の場合、靖国問題について固有の考えを持つ『色のついた』人が多く、懇談会の人選は困難」であるという理由から、

⁴¹⁶ 韓国を訪問した民主党鳩山代表は、帰国前の記者会見で、韓国訪問を「大成功だった」と総括し、「外交問題は、小さな傷が体全体に広がる前に解決することが重要だ。逃げたり、対応を混乱させることが一番まずい」と、歴史教科書問題での日本政府の対応を批判した。歴史認識問題は日韓両国においての重要な「外交問題」であった。『毎日新聞』、2001年5月5日

⁴¹⁷ 当時の森幹事長も、「かつては国会で左右の対立があったが、昨今はイデオロギーの時代でもない。今世紀もそろそろ終わるので、正式に協議してもおかしくない」と述べるなど、靖国神社公式参拝の環境整備を図る雰囲気自民党内に広がっていた。『読売新聞』、1999年8月6日

⁴¹⁸ 有識者懇談会の設置に関して、自由党の藤井幹事長は「法律問題を整理したうえで、一般の方々わが国の平和のために命を落とした方々に敬意を表せる仕組みを作ることが必要だ」と理解を示す一方、民主党の鳩山幹事長代理は、「盗聴法や住民基本台帳法案、国旗・国歌法案、靖国問題と一連につながるものと考えているなら、国家の管理が厳しくなる方向に誘導するつもりなのか」と懸念するなど、各党の見解は分かれていた。『読売新聞』、1999年8月7日

有識者懇談会の代わりに議員懇談会を党内に設置し、「靖国神社の特殊法人化」及び、「A級戦犯の分祀」の両案を議論することになった⁴¹⁹。しかし、同議員懇談会も、第42回衆院議員総選挙を半年後の2000年6月に控え、連立政権を構成する公明党との間での亀裂だけでなく、自民党内の亀裂も避けるため、議論は先送りされた。結局、当時の小渕首相が「みんなで参拝する会」の会長だったことに加え、神社本庁が支持する「神道政治連盟議員懇談会」の会長が綿貫民輔小渕派の会長、同懇談会幹事長が村上正邦参院議員会長、そして、日本遺族会副会長が古賀誠国会対策委員長という、「靖国神社問題」に取り組むには最適な環境であったことから、その解決への活発な議論が期待されていたにもかかわらず、政権の獲得及び維持という名目の下で、またもや先送りされることとなった。

そして、第42回衆議院議員選挙後2000年7月になって、野中幹事長の呼びかけによりようやく自民党内に設置された議員懇談会は、2回の会合を通じて「靖国神社問題」の解決に向け意欲的に取り組もうとしたが、その動きも、次の二つの限界によって次第に停滞した。第一に、環境的要因を挙げることができる。同議員懇談会は、党の幹事長が座長を務めることになっていたが、党職員による事務局を設けていなかったため、党の役員変更という環境的要因によって、懇談会の活動には大きな制約が生じかねない仕組みであった。そのため、実際2000年11月に、旗振り役の野中が幹事長を辞任し、後任の古賀誠が幹事長になってから、その活動は停滞した。第二に、同懇談会の構成上の要因を挙げられる。野中幹事長率いる懇談会は、10人のメンバーによって構成されており、その顔ぶれは、亀井静香政調会長、小里貞利総務会長、村上正邦参院議員会長、岡野裕参院幹事長、古賀誠国会対策委員長、尾身幸次幹事長代理、亀井善之政治制度改革本部長、片山虎之助参院国対委員長、尾辻秀久参院国対副委員長というものであった。そして、歴史認識問題に対するメンバー10人の立場を見ると、「反対勢力」及び「賛成勢力」双方へのかかわりのない野中幹事長は、「A級戦犯分祀」案に対し、「国内外に犠牲を出した戦争だけに、だれかが戦争の責任を負わなくてはならない。やはりA級戦犯にその責任を取ってもらうべきではないか」という考えを持っていた反面、残りの9名すべては、野中の考えに反旗を掲げる「反対勢力」であった⁴²⁰。つまり、同議員懇談会を通じての見解一致は、発足メンバーの構成からして、当初から到底無理なものであっただけでなく、野中の後を継いだ古賀誠は、日本遺族会副会長や靖国神社総代を務める「当事者」であることから、党内では「神社側にモノ申させるのは酷だ」との指摘が寄せられるなど、古賀自身が「反対勢力」であったことも、同議員懇談会の持続を制限させたものと考えられる⁴²¹。結局、「20世紀におきた問題は20世紀中に解決する」と取り組まれることになった「靖国神社問題」は、政権の獲得及び維持につながる選挙への配慮という要因だけでなく、同問題に取り組んだ自民党内の議員懇談会自体における、歴史認識問題をめぐる立場の対立という要因によって、2000年代に入っても未解決のまま残された。

そのような「靖国神社問題」の解決策としての「国立追悼施設」構想を再び急浮上させたのは、2001年4月に驚異的な支持率と共に登場した小泉首相の靖国神社参拝であった。

⁴¹⁹ 『読売新聞』、1999年11月3日

⁴²⁰ 次はメンバーそれぞれが該当する集団数及びその項目。亀井静香(2)「国家基本問題同志会」「日本会議国会議員懇談会」、小里貞利(1)「日本会議国会議員懇談会」、村上正邦(2)「歴史検討委員会」「日本会議国会議員懇談会」、岡野裕(1)「戦後五十周年国会議員連盟」、古賀誠(4)「国家基本問題同志会」「歴史検討委員会」「戦後五十周年国会議員連盟」「日本会議国会議員懇談会」、尾身幸次(2)「戦後五十周年国会議員連盟」「日本会議国会議員懇談会」、亀井善之(2)「歴史検討委員会」「戦後五十周年国会議員連盟」、片山虎之助(2)「歴史検討委員会」「戦後五十周年国会議員連盟」、尾辻秀久(3)「歴史検討委員会」「戦後五十周年国会議員連盟」「日本会議国会議員懇談会」；官房長官であった野中は、1999年8月6日の記者会見で、A級戦犯の分祀に対する考えを示している。『読売新聞』、1999年8月7日

⁴²¹ 『毎日新聞』、2000年12月28日

小渕政権時に、公明党が与党に加わると、神社本庁及び霊友会など、創価学会を目の敵にしてきた多くの教団が自民党から一斉に離れていき、民主党へと流れ込んでいたため、小泉はそれらの宗教右派を、もう一度自民党へと連れ戻すため、2001年4月の総裁選の最中から、「いかなる批判があろうとも、8月15日に必ず参拝する」と公言してきていた⁴²²。しかし、そのような靖国神社参拝に対する自らの積極的な姿勢が、連立を組む公明党からの強い懸念だけでなく、予定されていた訪韓、及び訪中計画に悪影響を及ぼすのではないかというに外務省の憂慮もあり、国内外から注目を浴びると、小泉首相は、靖国神社参拝を13日に前倒しして断行すると同時に、「靖国神社参拝に際しての談話」を発表することを選択した。同談話の主な要旨は以下のとおりである。第一に、「アジア近隣諸国に対しては、過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、(中略)こうしたわが国の悔恨の歴史を虚心に受け止め、戦争犠牲者の方々すべてに対し、深い反省とともに、謹んで哀悼の意を捧げたいと思います」という、「村山談話」が示す歴史認識を踏襲することであった。第二に、首相就任後も、8月15日に靖国参拝を行うと表明してきたにもかかわらず、首相として、幅広い国益のためにも、国内外からの反対の声を無視することができなかったことに対する釈明であった。そして第三には、今後の問題として、国内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げられる対策を議論する必要性の提起、というものであった⁴²³。終戦記念日を避けての参拝、及び、「村山談話」の踏襲姿勢の表明は、国内「反対勢力」及び「賛成勢力」両方だけでなく、韓中両国を配慮しての決断であった。

それまで繰り返し公言してきた8月15日の靖国神社参拝を避けると同時に、首相談話を通じて韓中両国に配慮した小泉首相は、2001年10月15日に訪韓し、金大中大統領との会談に先立って、植民地時代に独立運動家らが投獄された刑務所跡地にある西大門独立公園を訪れ、日本の植民地支配による苦痛と損害に対して「心からの反省とおわび」することを記者団に語った。また、2時間に及んだ首脳会談では、1998年の「日韓パートナーシップ」宣言を順守することを表明しながら、「靖国神社問題」に対しては、「内外の人がわだかまりなく平和の祈りを捧げられる方法を懇談会で検討する」と説明すると、金大中大統領もそのような追悼方法の実現を要請した。さらに、APECが開催される上海で開かれた20日の会談では、歴史認識についての日韓共同研究会及び、日本での新たな戦没者追悼施設の検討会を早急に立ち上げるという2項目を含め、全7項目に合意したことを確認するに至った⁴²⁴。そして、このような小泉首相の意思に従い、新たな戦没者追悼施設の整備構想を検討し始めた日本政府は、同年12月19日に、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」(以下、「追悼・平和懇談会」)を福田康夫官房長官の諮問機関として発足させ、一年をめどに報告を出すよう要請した⁴²⁵。

年末の報告書提出まで、全10回の会合と5回の勉強会を行なった「追悼・平和懇談会」の議論過程で、最も大きな注目が寄せられたのは、2002年5月の会合において、新たな「国立追悼施設」案が多数意見となったことであった⁴²⁶。5月7日の第5回会合で、「靖国神社は国の施設では

⁴²² 100万人と呼ばれていた日本遺族会の会員は、2006年現在では18万人に過ぎず、その婦人会員の平均年齢も90歳近く、票集力も大きく落ちていたが、1990年代後半からは、神社本庁(8万社)のほか、霊友会(200万人)、佛所護念会(165万人)、崇教真光(50万人)、キリストの幕屋などが日本遺族会を支えていたため、小泉が靖国参拝を公約として掲げたとき、活発に動いたのは、実は日本遺族会だけでなく、むしろこうした宗教勢力であった。上杉聰「追悼の政治学」『季刊 戦争責任研究』第54号、2006、冬季、p.17

⁴²³ 内閣官房『小泉内閣総理大臣演説集』平成21年3月、pp.219-220

⁴²⁴ 『朝日新聞』、2001年10月15日、20日

⁴²⁵ 懇談会メンバーは次の通り。元琉球大学長東江康治、前日本青年会議所会頭上島一泰、作家上坂冬子、エッセイスト草柳文恵、学習院大教授坂本多加雄、東大教授田中明彦、元早大総長西原春夫、政策研究大学院大教授御厨貴、劇作家山崎正和。『読売新聞』、2001年12月15日

⁴²⁶ 懇談会の会合の議事録は首相官邸のホームページで公開されていたため、同会合の内容には、賛否両側からの注目が寄せられていた。

ないので、国立の追悼施設をきちんと作るべき」という意見が多数を占めることによって、それまで主に、靖国神社の特殊法人化及び「A級戦犯の分祀」という二案を中心にしてきた議論が、靖国神社とは別の、新たな追悼施設建設の検討へと移っていくと、「賛成」「反対」の両勢力による激しい攻防が展開されることになった⁴²⁷。

最も積極的に動いたのは「日本会議国会議員懇談会」であった。2002年5月29日に総会を開いた同懇談会は、「小泉総理の靖国参拝定着化」「国立追悼施設構想に断固反対」との決議文を採択すると同時に、反対の議員署名を実施し、衆議員184名、参議員77名に上る超党派国会議員の反対署名を集めた。また、6月11日には、戦没者の遺族らで作る「首相の靖国神社参拝を求める国民の会」及び、同一の趣旨の下で2001年8月7日に超党派議員によって結成された、「[小泉]首相の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」が共催した「国立追悼施設に反対する国民集会」には、国会議員(代理76名)116名を含めた、およそ2000名が参加し、「国立追悼施設」構想の早期撤回を求める決議文を採択した⁴²⁸。そして、12月に最終報告をまとめることになっていた「追悼・平和懇談会」の11月18日の第7回会合で、「新たな施設を作る方向で最終報告の起草案を書くことになった」ことが明らかになると、同日の18日に開かれた「日本会議・日本会議国会議員懇談会設立五周年記念大会」では、「靖国神社を蔑ろにする国立追悼施設計画を阻止し、首相の靖国神社参拝の定着化を求める」を含む4つの項目を「大会決議」として採択した。また、日本遺族会会長の古賀誠前自民党幹事長は、翌日の19日に、追悼施設新設構想の撤回を求める、日本遺族会の「要請書」を福田官房長官に提出した⁴²⁹。さらに、12月4日には、「追悼・平和懇談会」の報告書がそのまま政府の方針となることを防ぐため、先の6月と同様、「首相の靖国神社参拝を求める国民の会」及び「首相の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」共催による、「靖国神社に代わる国立追悼施設に断固反対する緊急集会」が開かれ、集会後には、およそ1500名(主催側発表)の請願行進を行い、「国立追悼施設に反対」を叫びながら、衆参両議院面会所に集まって、「要望書」を関係国会議員らに手渡すなど、「反対勢力」議員集団とそれを支える市民レベルの連携による反対運動が活発に行なわれた⁴³⁰。

このように、「追悼・平和懇談会」の「国立追悼施設」構想に対して、「反対勢力」及びその支持団体による活発な反対運動が行なわれる一方で、久保井一匡前日弁連会長、ジャーナリストの下村満子など、同構想に賛成する民間の有識者12名は2002年7月30日に「新しい国立追悼施設をつくる会」を設立させ、上野公成官房副長官に「靖国神社は戦没者追悼の中心的施設ではない」とする申し入れ書を提出し、与野党各党にも超党派の「建設推進議連」を秋に向けて設立するよう要請した⁴³¹。また、11月には建設促進のシンポジウムを開き、仏教界やキリスト教界にも賛同を呼びかけた。しかし、同会の呼びかけに積極的に同調する勢力はなかった。7月の設立時

⁴²⁷ 『読売新聞』、2002年5月8日

⁴²⁸ 反対署名議員の名簿は、日本会議『日本の息吹』2003年10月号、p. 25を参照；同集会は7月12日にも開催されている。集会に対しては、嶋真之介「国立追悼施設をめぐる右翼等の動向」『月刊 治安フォーラム』2002年、9月号、p. 46を参照。

⁴²⁹ 同大会については、日本会議『日本の息吹』2003年1月号、pp. 4-5、p. 17を参照；日本遺族会の要請書は、みんなでやすくに神社に参拝する国民の会ブログ、<http://blog.livedoor.jp/kokuminokai/archives/51201860.html>(最終閲覧日：2013年8月1日)を参照。

⁴³⁰ 同集会の詳細については、日本会議『日本の息吹』2003年1月号、pp. 24-25を参照；その他にも、8月15日の、第16回戦没者追悼中央国民集会では、国立追悼施設に断固反対し、即時中止を求める声明文が採択され、また、7月9日から8月6日まで、日本会議全国縦断キャラバン隊が「靖国神社に代わる『国立追悼施設構想』に反対の声を！」をテーマに、全国45都道府県を訪問。街頭演説活動・国会議員事務所への陣情を積極的に行なうなど、「反対勢力」を支える市民レベルのあらゆる反対運動が全国各地で活発に行なわれた。日本会議『日本の息吹』2002年9月号、pp. 10-12、22を参照。

⁴³¹ 『読売新聞』、2002年8月4日

に与野党各党に要請した、超党派の「建設推進議連」に対しても、国会の「賛成勢力」による議論は一度も行なわれなかっただけでなく、11月のシンポジウムでは、民主、公明、社民の各代表が支援のメッセージを寄せるに過ぎなかった。まして、共産党は態度保留の手紙だった。各教団の立場もそれぞれ異なり、賛同でまとまることはなかった⁴³²。

またしても「賛成勢力」の連携による動きは現れなかった。従前から首相の靖国神社参拝に反対してきた公明党は、「追悼・平和懇談会」及び「新しい国立施設をつくる会」の動きを明確に支持したが、すでに坂口力副代表が小泉内閣の厚生労働大臣を務めている状況では、「靖国神社問題」への取り組みには限界を抱えていた⁴³³。また、本来ならこのような民間団体との連携を通じての国民運動に誰より積極的な働きかけを見せると思われた社民党及び共産党は、国会での首相への質疑ですら一言も言及せず、2005年以降の党の公約などで触れる程度に過ぎなかった⁴³⁴。同じく、第一野党である民主党は、新たな追悼施設の建設に対して、「新しい国立施設をつくる会」の設立準備段階からオブザーバーとして出席し、11月のシンポジウムには鳩山代表が参加するなど、党の公式的な立場としては支持する立場を表したものの、「反対勢力」が見せたような積極的な動きはなかった⁴³⁵。

結局、「追悼・平和懇談会」は、2002年12月24日に「新施設は[靖国神社などの]施設と両立でき、決してこれら施設の存在意義を損なわずに必要な別個の目的を達成できる」という指摘に留まる報告書を福田官房長官に提出した。報告書では、A級戦犯の扱いには触れず、新施設で政府主催の式典を行うかどうか「政府が決定するのが望ましい」とし、判断を避ける曖昧なものとなった⁴³⁶。同報告書は、前述したような「反対勢力」による激しい反発及び、小泉首相の靖国神社参拝へのこだわりの結果であると考えられる。小泉首相は2002年4月21日、春季例大祭に合わせて靖国神社を参拝していた。この就任後二度目の参拝は、「追悼・平和懇談会」の第4回会合が開かれた4月10日の直後に行われた。この参拝の際に靖国神社側は「国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼の対象として、多くの国民の間で中心的な施設となっている」との所感を発表した。しかし、この後、首相はこの問題への関心を示さず、懇談会にはしごを外された格好となっただけでなく、福田官房長官も「新施設を建設しても靖国神社がなくなるわけではない」と明言したことによって、懇談会は靖国神社との共存を強調せざるを得なくなっていた。この時点で既に、施設を建設する積極的な必要性や意義付けは説得力を失っていた⁴³⁷。また、2001年の半ばには、記者団に対し「作るのなら良いものを作りたい。私も前から考えていた」と述べるなど⁴³⁸、「国立追悼施設」の新設を前向きに検討した小泉首相だったが、「追悼・平和懇談会」による報告書が提出されてから20日後の2003年1月14日に、就任後三度目の靖国神社参拝を断行したによって、同報告書で必要とされている新たな「国立追悼施設」の意義はますます小さくなっ

⁴³² 『朝日新聞』、2003年2月10日

⁴³³ 公明党及び創価学会と、靖国神社に対する詳細は、「『靖国』にみる創価学会のご都合主義」『VERDAD』2006年9月号を参照。

⁴³⁴ 2003年2月4日の衆議院本会議では、社民党党首の土井たか子が小泉首相に、「追悼・平和懇談会」の報告書で、無宗教の国立追悼施設を建設すべきとしていることに対する考えを質したのに対し、小泉首相は、懇談会の意見を踏まえ、政府としての今後の対応を検討すると答えることで、同質疑答弁は終えていた。国会会議録、平成15年02月04日、衆議院、本会議、6号

⁴³⁵ 民主党旧ホームページ、<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=1060>(最終閲覧日：2013年8月21日)；民主党党内では、6名の議員(松原仁、吉田公一、小林憲司、松野頼久、江本孟紀、海野徹)が、「日本会議国会議員懇談会」による反対署名運動に参加していた。日本会議『日本の息吹』2003年10月号、p25

⁴³⁶ 報告書の全文は、首相官邸ホームページ「資料集」、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/kettei/021224houkoku.html>(最終閲覧日：2013年8月21日)を参照。

⁴³⁷ 『読売新聞』、2002年12月8日、25日

⁴³⁸ 『読売新聞』、2001年6月27日

ていった。その後も、追悼施設の新設に対する国会質疑などに対して、「懇談会の意見を踏まえ、政府としての今後の対応を検討する」という答弁を繰り返すだけで、実質的な取り組みは行なわれず、むしろ、2004年1月1日に4回目の靖国神社参拝を断行した。そして、そのような状況の中、福田官房長官が1月6日の記者会見で、「せつかく造っても石を投げる人がいる状況の中ではないかん。[国民の]理解の進んだ時に造るべきだ。いずれ必要になるときがある」と、当面着手しない考えを明らかにしたことによって、小泉首相により浮上した「国立追悼施設問題」は、何の進展もないままに戦後60年の2005年を迎えることになった⁴³⁹。

このような小泉内閣に最も失望したのは他でもない韓国政府であった。前述したように、2001年10月に行なわれた二回りの首脳会談で、日韓両首脳は、日本での新たな戦没者追悼施設の検討を合意項目に入れ確認していたため、韓国政府は「靖国神社問題」解決に対する高い期待感をもっていた。しかし、韓国の趙世衡駐日大使が、2002年4月19日に日本記者クラブで講演し、靖国神社参拝問題について「早期に新たな参拝の場が設置されることを期待する」と述べた二日後、小泉首相による就任後2回目の靖国神社参拝が行なわれた⁴⁴⁰。これに対し、在ソウル日本人記者と会見した金大中大統領は、小泉首相の参拝には遺憾の意を示しながらも、小泉首相との2001年首脳会談での合意内容を指摘し、「残りの教科書と靖国神社問題が解決すると、相互信頼が固まる。日本人、外国人がわだかまりなく参拝できる追悼施設を作ってほしい」と要望した⁴⁴¹。

その後、2003年1月14日の、小泉首相の就任後3回目の靖国神社参拝に対し、外交通商省スポークスマンが「過去の軍国主義の象徴である靖国神社を再び参拝したことに怒りと大きな失望を感じる」と、「深い遺憾」を表明した。さらに、15日に金大中大統領が予定していた川口順子外相との会談を同日に急遽取り消すなど、韓国政府が「靖国神社問題」に対して強い不快感を表すと、盧武鉉次期大統領の就任を前に訪韓した、山崎拓、冬柴鉄三、二階俊博の与党三幹事長は、2月11日に朴智元大統領秘書室長と会談し、日本政府が検討している国立の追悼施設に関して、「与党三幹事長は今、必要性を改めて認識している。設置実現のために努力したい」と述べた⁴⁴²。これは、2月7日に盧武鉉次期大統領の特使として訪日した鄭大哲最高委員らが、与党三幹事長と会談した際に、「靖国神社問題」に関連して「ぜひ新しい戦没者追悼施設を整備し、アジア諸国の指導者が参拝できるようにしてほしい。[整備されれば]盧氏も参拝したい考えだ」と述べたことへの返事となるものであった⁴⁴³。そして、小泉首相が3月13日に行われた、「追悼・平和懇談会」の委員との会食の場で、「国立追悼施設」の建設について「できるだけ努力する。前向きに考えたい」と述べ、複数の政府筋が同日「首相発言は建設の方向という意味だ」と政府の立場を表明すると、3月31日に東京で行われた日韓外相会談で、韓国の尹永寛外交通商相は、「新たな追悼施設について日本側の誠意ある対応を期待する」と述べ、早期建設を要請した。尹外交通商相による新たな追悼施設建設への期待は、8月23日にソウルで行われた日韓外相会談でも繰り返された⁴⁴⁴。

2004年の年明けと同時にに行なわれた小泉首相の靖国神社参拝は、それまでの韓国政府の期待を再度、失望と怒りに変えた。韓国政府は1月5日、趙世衡駐日韓国大使が、「[北朝鮮問題を巡る]六か国協議を控えて両国の協力が重要な時に、韓国国民の感情が傷つけられた」と抗議し、「国

⁴³⁹ 『朝日新聞』、2004年1月6日

⁴⁴⁰ 『朝日新聞』、2002年4月20日

⁴⁴¹ 『読売新聞』、2002年5月1日

⁴⁴² 『読売新聞』、2003年1月15日、2月12日

⁴⁴³ 『朝日新聞』、2003年2月8日

⁴⁴⁴ 『読売新聞』、2003年3月14日、31日、8月23日

立の追悼施設設置など、より根源的な措置を要望したい」と述べた⁴⁴⁵。しかし、前述したように、福田官房長官はこのような韓国側の要望があった翌日に、追悼施設建設には当面着手しないことを記者会見の場で明らかにし、それまでの韓国からの要望及び期待を一蹴した。

このように、日韓首脳会談での両首脳による合意から始まり、小泉首相を含む多数の日本政府及び与党の有力者らによって維持された、「靖国神社問題」解決に対する韓国政府の期待は、結局、小泉首相の靖国神社参拝に対する固執によって、裏切られる形になり、歴史認識問題をめぐる日韓両国関係をより悪化させた。そして、2005年2月23日に島根県議会で「竹島の日」制定条例案が提出されると、2004年7月の日韓首脳会談後の記者会見で、過去の歴史問題は「任期中には公式に争点として提起しない」と明言し、「韓国政府が取り上げれば、日本国民の間に『何回謝罪すればいいのか』と反発を招く可能性がある」とまで日本側を配慮していた盧武鉉大統領は、2005年3月1日の「3・1独立運動」記念演説を通じて、1965年の日韓国交正常化以降、現職大統領としては初めて、日本に対する「賠償」に言及し、謝罪を求めた⁴⁴⁶。さらに、韓国国会では、2005年2月から半年間、日本との歴史認識及び竹島問題に関する決議案が11回発議されるなど、終戦60周年は、歴史認識問題をめぐる日韓関係が最悪の状態を迎えられることになってしまった⁴⁴⁷。

第2節 終戦60周年と「ポスト小泉」

戦後60年の2005年を迎え、歴史認識問題をめぐり日本国内外で繰り返された一連の過程は、戦後50年の1995年当時と非常に類似していることがわかる。第一に、1990年代及び2000年代という、それぞれの新たな時代を、良好な信頼関係の上で迎えた日韓両国が、期待と失望を繰り返すことによって、最も悪い相互不信の状態で行なわれた「問題発言」が、そして、1990年代前半には、「反対勢力」の危機感によって集中的に行なわれた「問題発言」が、そして、2000年代前半には、小泉首相によって毎年繰り返される靖国神社参拝が、その悪循環の原因であった。第二に、戦後50年及び60年という筋目を迎え、過去の戦争及び植民地支配などに対する反省の意思を国会決議の形で表そうとする動きがあった。いわゆる国会「不戦決議」と呼ばれた、1995年6月の「戦後50年決議」及び、後述する2005年8月の「戦後60年決議」がそれである。第三には、8月15日の終戦記念日に、過去への反省の意味を込めた、日本の首相による談話が、閣議決定を経て、政府の公式立場として公表されたということである。終戦50周年記念日の「村山談話」及び、終戦60周年記念日の「小泉談話」がそうであった。そして第四に、各談話が発表されて2ヶ月後に、その首相談話を発表した首相自らによる発言及び、靖国神社参拝によって、終戦記念日の首相談話を通じて取り組んでいた日韓両国間の信頼回復は、またもや失望と不信へとつながらざるを得なかったことが挙げられる。1995年10月5日の参院本会議での村山首相による、「日韓併合条約は法的に有効」とした発言、及び、小泉首相就任後5回目の靖国神社参拝が2005年10月17日に断行されたことがそれである。そして最後には、そのような発言及び参拝によってギクシャクした日韓両国における歴史認識問題が、その翌月に開催されるAPECを通じて、新たな展開を迎えることになるということである。戦後50年の1995年のAPEC開催地が日本の大阪であり、戦後60年のAPEC開催地が韓国釜山であったことは、関係が悪化していた日韓の両首脳を対話の場

⁴⁴⁵ 『読売新聞』、2004年1月6日

⁴⁴⁶ 『読売新聞』、2005年3月3日、「社説：盧武鉉演説 日韓関係を阻害する発言だ」

⁴⁴⁷ 同期間における韓国の国会決議案は、「竹島問題」関連7件、日韓併合に対する認識関連2件、「歴史教科書問題」関連1件、日本の国連常任理事国への進出反対関連1件である。韓国国会議案情報システム、<http://lik.ms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp> (最終閲覧日：2012年12月18日)

に呼び寄せた。

本節では、このように戦後50年と類似する形で展開された、戦後60年の歴史認識問題をめぐる一連の政治過程が、1990年代とはどのような違いの上で異なる結果へとつながっていたか分析し、そのような日本国内外の歴史認識問題が、2006年の第一次安倍内閣の登場にどのような影響を与えていたかに焦点を当てている。

1. 「戦後60年決議」と「小泉談話」

「戦後60年決議」を主導したのは、当時の衆議院議長であった河野洋平であった。2005年春の衆議院運営委員会に「戦後60年でテロが頻発している中、平和を求める決議が出来ないか」と打診していた河野議長の指示の下、7月末になって運営委員会の自民・民主・公明3党の理事により決議案の原案が作られた⁴⁴⁸。そして、同原案がまとまった7月26日の運営委員会で、7月29日、もしくは8月2日の本会議で同決議案を採択することが決まった。

決議案の原案では、日本の戦争責任について「わが国の過去の一時期の行為が他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠をささげる」としており、「戦後50年決議」にあった「侵略的行為」及び「植民地支配」などの文言には触れず、平和構築のための国際貢献などを強調しているのが特徴であった⁴⁴⁹。

このような決議案に対し、民主党内では、戦後50年決議に比べ「内容が後退している」などの意見が相次いだ。当初の与党案で、日本の戦争行為が「他国民」に与えた多大な苦痛としていた部分を、民主党からの要望で「アジアをはじめとする他国民」に修正されていた原案であったが、同決議案に対して、民主党では8月1日の「次の内閣」で反対の声が上がり、了承を持ち越した⁴⁵⁰。結局、8月2日の議運委理事会において、「未来志向」を強調する自民党側と、「過去への反省」にこだわった民主党による協議の結果、「侵略的行為」及び「植民地支配」という文言を盛り込まずに、「十年前の『歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議』を想起し」との表現を新たに盛り込み、「戦後50年決議」や同年の「村山談話」を踏まえた内容で合意した。このようにして採択された、「国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当り、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議」という名称の「戦後60年決議」の全文は以下のとおりである。

国際平和の実現は世界人類の悲願であるにもかかわらず、地球上に戦争等による惨禍が絶えない。戦争やテロリズム、飢餓や疾病、地球環境の破壊等による人命の喪失が続き、核兵器等の大量破壊兵器の拡散も懸念される。このような国際社会の現実の中で、本院は国際連合が創設以来60年にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した叡智と努力に深く敬意を表する。

われわれは、ここに十年前の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を想起し、わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げるものである。

政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、唯一の被爆国として、世界のすべての人々と手を携え、核兵器等の廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探究など、持

⁴⁴⁸ 当時議運委員会の理事は次のようである。鈴木恒夫、山本有二、竹本直一、水野賢一、後藤田正純(以上、自民党)、筒井信隆、城島正光、生方幸夫(以上、民主党)、遠藤乙彦(公明)、国会会議録、平成17年07月29日、衆議院、議院運営委員会、38号；『読売新聞』、2005年8月3日

⁴⁴⁹ 決議案原案の全文は、『毎日新聞』、2005年7月27日を参照。

⁴⁵⁰ 『読売新聞』、2005年8月2日

続可能な人類共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである。右決議する⁴⁵¹。

このように、「戦後60年決議」は、「戦後50年決議」が過去の戦争に対する反省が中心だったのに比べ、「国際平和の構築への貢献」を前面に押し出していた。そして、決議案採択の方針が衆議院運営委員会の理事会で決まってから、わずか一週間後の8月2日の本会議で採択され、その決議案の内容も、本会議が開かれる同日朝の議運委理事会においてぎりぎり調整されたものであった。

同決議に対して、共産党は、「植民地支配」や「侵略的行為」などの文言がなく、「戦後50年決議より後退している」として反対した。共産党は、民主党によって「十年前の『歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議』を想起し」との表現が盛り込まれたことに対しても、「50年決議は侵略的行為や植民地支配を日本の行為として反省しておらず、それを想起しても過去の反省にはならない」と反対の立場を明確に表した⁴⁵²。また、自民・民主の両党は党議拘束をかけて採択に臨んだが、自民党からは、平沼赳夫及び安倍晋三、古屋圭司らが、「わが国の歴史教育への外国の干渉を招く恐れがある」として造反し、民主党では中井洽副代表及び西村真悟らが、「戦後50年決議が無意味・有害だったことはこの10年間で明らか」などとして造反した。いずれも「日本会議国会議員懇談会」をはじめ、複数の「反対勢力」集団に参加する議員であった⁴⁵³。そして、当初は「戦後50年決議より後退している」として反発したが、民主党と同じく「十年前の『決議』を想起し」という文言を加えることで折り合った社民党は決議には賛成したが、共同提案者には加わらなかった⁴⁵⁴。その結果、「戦後60年決議」は、8月2日の本会議で、自民、公明、民主、社民の4党の賛成多数で採択された。

「戦後50年決議」が、自社さ連立政権の下で、その与党案をめぐる調整期間だけで1年に達しただけでなく、「戦後半世紀」という象徴性からしても、国内では国論を二分する論争が行なわれるほどの高い関心が寄せられていたのに比べ、「戦後60年決議」は大きな注目を浴びることはなかった。大多数の日本のマスコミは、「戦後50年決議」との違いを指摘しながら、国会決議自体の必要性に触れる程度であって、唯一、『産経新聞』が社説で、「植民地支配」及び「侵略的行為」という「一方的な歴史認識の表現」がなかったことを評価しながらも、「十年前の『歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議』を想起し」という文言が加えられたことに対し、「社会党出身の村山富市首相時代の歴史認識から脱却できていない」と批判した⁴⁵⁵。

しかし、日本の植民地からの解放(光復節)60周年という筋目を迎えながらも、小泉首相によって繰り返される靖国神社参拝だけでなく、「歴史教科書問題」及び「竹島問題」など、歴史認識問題をめぐって日本と最悪の関係にあった韓国は、この「戦後60年決議」を日本社会の公式的な歴史認識として注目していた。韓国のマスコミでは、決議案から「植民地支配」及び「侵略的行為」という表現が抜けたことを挙げながら、「侵略戦争の正当化」「歴史認識の後退」であると

⁴⁵¹ 提出者の趣旨弁明は自民党の鈴木恒夫議員、国会会議録、平成17年08月02日、衆議院、本会議、38号

⁴⁵² 共産党の穀田恵二委員は、8月2日の議院運営委員会で、決議案の採択に対し、次のような点を挙げて反対の意を述べている。1)「わが国の過去の一時期の行為」と極めてあいまい。2)戦後50年決議は、「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし」とし、世界の列強は同様の行為をしてきたというどっちもどっち論の立場に立って、我が国の侵略戦争を合理化するものであったので、それを「想起」することは認められない。3)戦後60周年、我が国の歴史認識が改めて厳しく問われており、植民地支配と侵略戦争への明確な反省を欠いた決議案に反対。国会会議録、平成17年08月02日、衆議院、議院運営委員会、39号

⁴⁵³ 決議案の採択は起立式であり、賛否の正確な議員数は確認できないものの、報道によれば自民・民主両党あわせ10人近くが採決に先立って本会議場を退席したという。『朝日新聞』、2005年8月3日；『読売新聞』、2005年8月3日、〔社説：戦後60年決議 何のための国会決議なのか〕

⁴⁵⁴ 『朝日新聞』、2005年8月2日

⁴⁵⁵ 『産経新聞』、2005年8月3日、「主張：戦後60年決議 10年の劇的な変化を無視」

して批判した⁴⁵⁶。

このように、「戦後60年決議」が日本国内からは無意味で曖昧なものとなされ、韓国からは日本の歴史認識が退歩したものであると批判される結果となった主な背景として、次の二つを挙げられる。第一に、積極的「賛成勢力」であった社民党勢力の没落である。自社さ連立政権で、「政権維持」という妥協カードを手にして、「戦後50年決議」を意欲的に主導した旧社会党は、「社民党」に改称する過程での党の分裂と、その後の3回にわたる総選挙を通じて、70議席から6議席へと議席を急激に減らした。それによって、「戦後60年決議」への主導権を握ることは全くできなかっただけでなく、議院運営委員会での決議案の調整にも関わることができなかった。前述したように、同決議案の主な調整は、衆議院議院運営委員会の理事会で行なわれており、衆院議席数に比例して選任される議院運営委理事会に、社民党は一人も参加することができなかった⁴⁵⁷。それは、当時の議席数が9席という一桁であった共産党についても同様であった。

第二に、衆議院及び民主党内における歴史認識問題をめぐる議員構成の変化が挙げられる。「戦後50年決議」が採択された1995年、衆議院内には、以下の〈表-13〉のように、「賛成勢力」が29%「反対勢力」が40%と、その差11%という程度の均衡が維持されており、2000年当時においてもその差が15%と維持されていたが、2005年になると「賛成勢力」が16%に急減する反面、「反対勢力」は50%に増加し、その差は34%と大きく広がった。そして、そのような変化は第一野党である民主党内においては、より一層顕著に現れ、2000年には「賛成勢力」が主流を占めていたはずの民主党は、「戦後60年決議」採択時には、「反対勢力」が「賛成勢力」に6%差まで肉迫していた。このような変化は、衆院全体における明確な対立構図が成立しなかったことで決議自体の意義が減少しただけでなく、177議席の第一野党の民主党が、「戦後50年決議」時の社会党のように、一つにまとまった「賛成勢力」として、決議案の調整に積極的に取り組むことができなかったからだと考えられる。

〈表-13：各年代別の衆議院構成〉

1) 1995年							2) 2000年							3) 2005年						
(衆)第40回(93)							(衆)第42回(00)							(衆)第44回(05)						
政党	総員	賛成側	賛成側	反対側	反対側	二重	政党	総員	賛成側	賛成側	反対側	反対側	二重	政党	総員	賛成側	賛成側	反対側	反対側	二重
		参加員	割合	参加員	割合	参加員			参加員	割合	参加員	割合	参加員			参加員	割合	参加員	割合	参加員
自民	223	10	4.5%	158	70.9%	10	自民	233	13	5.6%	170	73.0%	11	自民	296	15	5.1%	196	66.2%	14
社会	70	69	98.6%	1	1.4%	0	民主	127	59	46.5%	16	12.6%	2	民主	113	31	27.4%	24	21.2%	2
新生	55	3	5.5%	26	47.3%	0	自由	22	0	0.0%	7	31.8%	0	公明	31	16	51.6%	0	0.0%	0
日本新	35	8	22.9%	5	14.3%	3	公明	31	19	61.3%	0	0.0%	0	社民	7	7	100.0%	0	0.0%	0
公明	51	25	49.0%	0	0.0%	0	社民	19	19	100.0%	0	0.0%	0	国民	4	0	0.0%	4	100.0%	0
さきがけ	13	7	53.8%	1	7.7%	1	共産	20	20	100.0%	0	0.0%	0	共産	9	9	100.0%	0	0.0%	0
社民連	4	4	100.0%	0	0.0%	0	保守	7	1	14.3%	3	42.9%	1	その他	2	0	0.0%	2	100.0%	0
民社	15	3	20.0%	5	33.3%	0	無所属の会	5	0	0.0%	1	20.0%	1	無所属	18	0	0.0%	14	77.8%	0
共産	15	15	100.0%	0	0.0%	0	その他	1	0	0.0%	0	0.0%	0	無所属	18	0	0.0%	14	77.8%	0
無所属	30	3	10.0%	8	26.7%	0	無所属	15	0	0.0%	7	46.7%	2	無所属	18	0	0.0%	14	77.8%	0
総計	511	147	28.8%	204	39.9%	14	総計	480	131	27.3%	204	42.5%	17	総計	480	78	16.3%	240	50.0%	16

このように、「戦後60年決議」は、「河野談話」の主役である河野洋平衆議院議長の意思によって検討され、賛成が全議席の過半に及ばなかった「戦後50年決議」に比べて、多数の賛成によって採択された。日本国内では「平和憲法」を持ちながら「唯一の被爆国」としての、国際平和に対する日本国会の決意を表すものとして評価された反面、韓国では日本の退歩する歴史認識、

⁴⁵⁶ 『ハンギョレ新聞』、2005年7月28日、「日衆議院 歴史認識のしりごみ」；『韓国日報』、2005年8月4日、「日本主流政治家の本心」

⁴⁵⁷ 同理事会の構成は、国会会議録、平成17年07月29日、衆議院、議院運営委員会、38号を参照。

及び「右傾化」を象徴するものとして受けとめられた。そこで、小泉首相は終戦60周年の首相談話を発表することで、悪化していたアジア外交の解決を試みる。

小泉首相は、2005年3月16日の島根県議会での「竹島の日」条例案の成立、及び、その後4月5日に公表された中学教科書検定結果に対して、韓国及び中国で猛烈な反日運動が起こると、4月22日に、参加中のアジア・アフリカ首脳会議(バンドン会議)の場で演説し、歴史認識問題に対して触れた。小泉首相は演説のうち、「過去五十年の歩み」の部分で「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受けとめ、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、(中略)今後とも、世界の国々との信頼関係を大切にして、世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることを、改めて表明します」と述べ、「侵略」と「植民地支配」に対する反省の意思を明確にした⁴⁵⁸。この演説は、終戦60周年記念日を迎えて発表された、いわゆる「小泉談話」の基本となった。

「小泉談話」は、4月の韓国での反日運動が世界各地における韓国同胞社会での反日デモへと拡散したのみならず、中国での反日運動も日本製品に対する不買運動及び暴力でもにまで悪化したことを契機に、小泉首相が終戦記念日の約3ヶ月前に二橋正弘官房副長官に首相談話の作成作業を指示することによって秘密裏に始まった。4月のバンドン会議での演説及び「村山談話」を基本にして作られた談話文は、細田官房長官による政府及び自民党内の根回しの結果、終戦記念日の閣議決定に基づき、日本政府の立場を公式に代表する首相談話として発表された⁴⁵⁹。談話文のうち、歴史認識問題及びアジアに触れている内容は以下のようである。

私は、終戦六十年を迎えるに当たり、改めて今私たちが享受している平和と繁栄は、戦争によって心ならずも命を落とされた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに思いを致し、二度と我が国が戦争への道を歩んではならないとの決意を新たにします。

先の大戦では、三百万余の同胞が、祖国を思い、家族を案じつつ戦場に散り、戦禍に倒れ、あるいは、戦後遠い異郷の地に亡くなられています。

また、我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。

(略)とりわけ一衣帯水の間にある中国や韓国をはじめとするアジア諸国とは、ともに手を携えてこの地域の平和を維持し、発展を目指すことが必要だと考えます。過去を直視して、歴史を正しく認識し、アジア諸国との相互理解と信頼に基づいた未来志向の協力関係を構築していきたいと考えています⁴⁶⁰。

このように、閣議決定を経て発表された首相談話は、1995年の「村山談話」以来10年ぶりであ

⁴⁵⁸ 演説「アジア・アフリカ首脳会議における小泉総理大臣スピーチ」の全文は、首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/04/22speech.html>(最終閲覧日：2013年8月22日)を参照。

⁴⁵⁹ 終戦記念日の午前9時50分すぎに始まった閣議で、細田博之官房長官がA4判の文面を閣僚に示したところ、中山成彬文部科学相が「命を落とした方々」を「命を落とされた方々」にするように注文をつけ、この1カ所だけが修正されたという。『毎日新聞』、2005年8月16日；その他、首相談話の詳細な作成過程は、『読売新聞』、2005年8月16日、「終戦記念日の小泉首相談話 中韓の批判を意識、作成に3か月」を参照。

⁴⁶⁰ 談話の全文は、「内閣総理大臣談話(終戦六十年に当たっての談話)全文」内閣官房『小泉内閣総理大臣演説集』平成21年3月、pp. 289-290を参照。

り、終戦記念日に談話を出すのも10年ぶりであった。そして、「小泉談話」はその内容においても、「植民地支配と侵略により、多大な損害と苦痛を与えた歴史事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明」としながら「村山談話」が示す歴史認識を踏襲した。さらに、当時の韓中両国との関係改善を試みながらも、「村山談話」では「近隣諸国」と記して、あえて国名を挙げなかったのに比べ、「中国や韓国をはじめとするアジア諸国」という表現で、その狙いを明確に表現した。

一方、「村山談話」で言及されていた「国策を誤り、戦争への道を歩んで」や「独善的なナショナリズムを排し」などは引き継がなかった。「国策を誤り」という表現は、1998年の日韓パートナーシップ共同宣言の調整の際に、日本側から「それは『国内用』」であるとして排除することに、日韓両国が合意していたことがその背景であると推測はされるが、2001年8月13日の、就任後初の靖国神社参拝後に発表した談話では「誤った国策にもとづく植民地支配と侵略」としている点から、与党内の「反対勢力」を配慮したものと考えられる⁴⁶¹。そして、同じく、バンドン会議での反省に続き、再び終戦記念日に閣議決定を経て首相談話を発表すること自体に反対した「反対勢力」への配慮から「独善的なナショナリズム」という表現を使用しなかったものと考えられる⁴⁶²。さらに、談話の一部で語っている「戦争によって心ならずも命を落とされた」「先の大戦では、三百万余の同胞が家族を案じつつ」との文言は、首相が自らの靖国神社参拝を説明する際の決まり文句であることから、小泉首相が終戦記念日に際し、アジア諸国に発する反省の思いと、靖国神社に参拝する際の思いが違うものではないということを伝えるものであった⁴⁶³。

このように「小泉談話」は、基本的に「村山談話」を踏襲はしていたが、「村山談話」が過去への反省とお詫びに主な焦点を当てていたのに比べ、「小泉談話」は戦後日本の平和主義を共に強調しながら、未来志向を打ち出したという特徴がある。そして、そのように「過去への反省」及び「未来志向」を同時に強調した「小泉談話」には、韓中両国及び国内「反対勢力」の両方に対する配慮と同時に、小泉首相自らの靖国神社参拝によるアジア外交の停滞及び、歴史問題への基本的立場を明確にすることで、9月に予定されていた第44回総選挙において、アジア外交及び歴史問題が野党の攻撃的となることを防止する狙いがあったものと考えられる。実際、それまで小泉内閣のアジア外交を強く批判してきた民主党の岡田克也代表も、小泉首相が終戦記念日の靖国神社参拝を避けたことについて、「基本的な方向性としては異を唱えるものではない。談話を出したこと、その中身は一定の評価をする」と記者団に述べ、「小泉談話」に対して合格点をつけざるを得なかった⁴⁶⁴。

ここでは、このような「小泉談話」が閣議決定を経て発表された背景として、翌月に総選挙を控えていたことによる必要性という面と共に、歴史認識をめぐる小泉内閣の構成に着目する。終戦60周年を迎えた第二次小泉改造内閣の構成を見ると、麻生太郎総務大臣をはじめとして全11名の閣僚が「日本会議国会議員懇談会」及びその他複数の「反対勢力」関連集団に参加しており、

⁴⁶¹ 細田官房長官は談話決定後の記者会見で、「国策の誤り」という表現が談話に含まれていないことについて「文章の流れの上での問題だと思っており、小泉首相がそのような趣旨をかつて言ったこともあるので、それを否定するものではない」とした。『朝日新聞』、2005年8月15日

⁴⁶² 談話をめぐり、政府内には「閣議決定を必要としない『首相のコメント』といった形式で十分ではないか」との意見も根強かったという。『毎日新聞』、2005年8月15日

⁴⁶³ 文案作成にかかわった政府関係者によると同文言は「とても役人には書けない」と述べ、首相の指示で盛り込まれたことを示唆した。『読売新聞』、2005年8月16日

⁴⁶⁴ 「小泉談話」の狙いについて、「郵政民営化に焦点を当て、靖国参拝問題は争点にしないと語ってきた首相にすれば、ここでアジア外交に対する明確な基本姿勢を示しておく必要があった」（『朝日新聞』、2005年8月15日）、「『衆院選への悪影響を避けたため』との見方が一般的。首相は今回の衆院選を『郵政民営化の是非を問う国民投票』にしようとしている。『靖国選挙』に変ぼうした場合、思惑が外れてしまう」（『毎日新聞』、2005年8月16日）という解釈が多く見られる。岡田代表の発言内容は、『朝日新聞』、2005年8月15日を参照。

「日本会議国会議員懇談会」には参加してはいるが、その他の「反対勢力」関連集団に名を連ねている閣僚を含め、議員出身閣僚の全18名のうち、「反対勢力」が全12名、「賛成勢力」1名、「二重参加」1名、そして、「参加なし」は3名である。このように、予想通り「反対勢力」が圧倒的多数を占めている小泉内閣において、注目すべきは1名の「賛成勢力」及び「参加なし」の小泉首相自身である。

まず、1名の「賛成勢力」である公明党の北側一雄国土交通大臣は、自公連立政権を象徴するものであった⁴⁶⁵。つまり、前述した総選挙を控えた首相談話の必要性には、靖国神社参拝に強く反対する公明党への配慮が含まれていたため、自公連立政権を象徴する1名の「賛成勢力」は、首相談話発表に対する閣議決定において、その数字以上の意味を持っていた。連立政権の維持という点は、小泉首相自らの公約でもあり、多くの「反対勢力」支持団体が強く求めていた8月15日の靖国神社参拝を避けた一つの背景であったと考えられる。

それに加え、小泉首相自身の歴史認識問題に対する立場を見ると、その靖国神社参拝へのこだわりの強さとは逆に、「反対勢力」に当てはまる集団には一つも参加していないことがわかる。つまり、本論文の観点からすると、小泉首相は「反対勢力」ではないことになる。それではこのような小泉首相をどのように理解するべきか。本稿では、小泉首相の次の三つの面から彼の独特な類型を、その時々々の政治的実利に沿う「実利優先型」と定義する。

第一に、小泉首相は、靖国神社参拝は徹底的に個人問題であるという姿勢を固守している。小泉首相は靖国神社参拝に対する思いを次のように語っている。「『みんなで靖国神社を参拝しよう会』という国会議員の会があるが、私はあれには一度も参加したことがない。みんなで参拝するものではないだろうと思っているから、誘われても行かない。人を誘って行ったこともない。これは個人の自由だから、憲法違反とかいう問題じゃない」、「憲法十九条に『思想及び良心の自由は、これを侵してはならない』と明記されている。どの神社に、どの教会に、どのお寺にお参りしようが二度と戦争をおこしてはいかん、戦没者に追悼の念を捧げようという気持ちは同じ。日本人がこれを批判するのは、私はわからない。中国や韓国が批判するのもわからない。まさに精神の自由で、人からお参りしろとか、してはいけないと言われる問題ではないと思う」⁴⁶⁶。このように、「靖国神社問題」は、歴史問題でも、外交問題でもなく、徹底的に個人問題であると強調する小泉首相は、「靖国神社問題」を「国内問題」であるとしながら韓中両国の批判を「内政干渉」であると訴える「反対勢力」とは違うということを明確に主張した。さらに、前述したように、「みんなで参拝する会」をはじめ、「反対勢力」集団に一切関わらなかった小泉首相は、その集団に関係する民間団体から自由に行動することが可能であったと考えられる。実際、以下の<表-14>が示しているように、日本の歴史認識問題が急浮上するとともにそれにかかわる国会議員集団が次々に結成され始めた1993年以後から2014年(第2次安倍内閣)までの自民党出身首相のうち、「反対勢力」及び「賛成勢力」集団どちらにも参加しなかったのは小泉首相だけであることがわかる。

⁴⁶⁵ 北側一雄国土交通大臣は、「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」(1998年9月)及び「戦争被害調査会設置法の早期制定に関する請願紹介議員」(1999年6月)に該当する「賛成勢力」。

⁴⁶⁶ 小泉の講演内容の詳細は、自由民主党(編)、前掲書、pp. 323-324

<表-14>

政 党	議員氏名	反 対 側											賛 成 側								二重 参加			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	参加 可否	①	②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧	参加 可否
自民	橋本龍太郎	1	1									1	1										0	0
自民	小淵恵三						1						1										0	0
自民	森喜朗	1	1				1						1										0	0
自民	小泉純一郎												0										0	0
自民	麻生太郎						1				1		1										0	0
自民	福田康夫						1						1										0	0
自民	安倍晋三	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1										0	0

第二に、政権序盤に見せた韓中両国に対する、過去への踏み込んだ謝罪発言である。前述したように、2001年10月15日の日韓首脳会談のため訪れた韓国では、会談の前に西大門独立公園を訪問し、韓国国民に対し「植民地支配が与えた多大な損害と苦痛に対する反省」を明言した。日本の首相が西大門独立公園を訪問するのは小泉が初めてであり、金大中大統領はそれを高く評価した。また、その一週間前に訪問した中国では、日中戦争の発端の地である北京近郊の盧溝橋近くに所在する「中国人民抗日戦争記念館」を訪問し、戦争犠牲者に献花し、「おわびと哀悼」の気持ちを表明した。この盧溝橋訪問が、中国側が小泉首相訪中の前提として出した強い要求によるものであったとしても、その訪問は1995年の村山首相以来二人目であり、国内「反対勢力」及び保守系マスコミからは「謝罪外交」であるとして批判の声が相次いでいた。そして、小泉首相の盧溝橋訪問は言うまでもなく中国側から評価を得た⁴⁶⁷。それは、当時小泉政権の外交面においての実利を優先したものでありながら、靖国神社参拝とは正反対の、過去に対する積極的反省を通じて自らの政治的選択肢を広げるものであった。

第三に、以上の二つの面から、小泉首相はその時々の政治的実利に従い、政権及び自身の政策優先順位に沿って、「[個人問題である]靖国神社参拝の強行」及び「過去に対する思い切った反省」という二つのカードを幅広く使い分けた。必要によってはその二つを同時に使うこともあった。2001年8月13日の靖国神社参拝と同時に発表した首相の談話がそうであった。小泉首相は韓中両国が強く批判する靖国神社参拝を断行しながら、同時に、国内支持勢力が激しく反発する新たな「国立追悼施設」案を談話に入れ込んだ。そして、このような小泉首相の「実利優先型」の面を最も象徴的に示したのが、戦後60年に際して、アジア外交改善及び総選挙向けに発表した「小泉談話」であり、「侵略と植民地支配」という表現だけでなく、韓中両国を名指ししながらの明確な反省の意思を公表し、総選挙直後の10月17日に、就任後5回目の靖国神社参拝を断行したことである。このように、「靖国神社問題」は徹底的に個人問題であると強調しながら、時の優先順位に従って、思い切った過去への反省と靖国神社参拝の強行という相反する選択肢を使いこなす小泉首相は、決して本稿で類型化する「反対勢力」ではなかった。終戦60周年の閣議決定に基づく首相談話と過去への反省は、当時の実利に符合する当然の選択であったのである。

このように、その時その時の政治的実利に沿う「実利優先型」の小泉首相による、過去への反省と靖国神社参拝の繰り返しは、期待と失望の反復による韓中両国の強い怒りを引き起こすことによって、日本の歴史問題に対する両国の連携という新たな局面をつくりだただけでなく、第3節で分析するように、アメリカを始めとする世界各国が日本の歴史問題に関与し始めるという、歴史認識問題においての「第二の国際化」を迎える一つの発端となった。さらに、そのような小

⁴⁶⁷ 中国の朱鎔基首相は小泉首相の盧溝橋訪問に対し「最近、歴史教科書や靖国神社参拝があるが、盧溝橋に行かれたことは歓迎に値する」と評価した。『読売新聞』、2001年10月10日

泉首相によって日本国内外における歴史認識問題の核心となった「靖国神社問題」は、2006年9月のポスト小泉の座をめぐる自民党総裁選において、対アジア外交における重要課題としてイシュー化されることになる。まさに、歴史認識問題は、韓中両国を中心にする対アジア外交の主要争点として、次期首相を選ぶ日本政治の中心舞台にも登場した。その論争の中心としてまたもや浮上したのが、「国立追悼施設問題」であった。

2. 「国立追悼施設問題」の再浮上と「ポスト小泉」

2004年の年明けと同時に断行された小泉首相の靖国神社参拝を受け、その翌日に、福田官房長官が、当面着手しないことを記者会見の場で明らかにし、議論されてこなかった「国立追悼施設問題」が再浮上したのは、2005年6月の日韓首脳会談をめぐる一連の過程によるものであった。

6月20日に韓国ソウルで開かれた首脳会談では、約2時間の会談のうちおよそ1時間50分を歴史認識や歴史教科書、首相の靖国参拝などをめぐる歴史問題の議論に費やした。会談で韓国の盧武鉉大統領は「靖国神社問題」に対し、「この問題が日韓関係の歴史問題の核心である」と指摘し、小泉首相の靖国神社参拝中止を求めたのに対して、小泉首相は「二度と戦争を繰り返してはならないという不戦の誓いから参拝した」と述べ、中止要求に応じず平行線をたどった。実際、両国首脳会談の開催が決定されたのは、会談までわずか一週間もない6月14日であり、それまで両国政府による調整は、「靖国神社問題」に絞られていた。結局、2001年10月の首脳会談で合意された「国立追悼施設」に関する項目を、小泉首相が改めて確認する方向で、ようやく会談の開催が決定されていた⁴⁶⁸。そのため、小泉首相及び盧武鉉大統領両首脳は、新たな国立追悼施設に対し会談では言及しなかったものの、会談後の共同記者会見において「首相は[韓国側が求める]新たな追悼平和祈念施設の建設を検討する」という事項に合意したことを公表した⁴⁶⁹。そして、小泉首相は帰国後の21日夕、細田官房長官に、首脳会談で韓国側が求めた新たな追悼施設の建設について、「様々な角度から検討してほしい」と指示し、1年半あまり休眠状態にあった「国立追悼施設問題」は、全面的に再浮上することとなった⁴⁷⁰。

終戦60周年を目前に控えて再浮上した「国立追悼施設問題」をめぐる最も活発な議論が行なわれたのは、自民党党内であった。自民党内では、小泉首相の靖国神社参拝の是非をめぐる路線対立が、主に若手議員「反対勢力」を中心とした推進派と、ベテラン議員「賛成勢力」を中心とする慎重派の間で形成され始めた。推進派は、6月28日に「平和を願い真の国益を考え靖国参拝を支持する若手国会議員の会」(会長：松下忠洋衆院議員・以下、「靖国参拝を支持する会」)を、慎重派は7月12日に「靖国問題勉強会」(世話人代表：野田毅)をそれぞれ結成させ、自民党内に「靖国神社問題」をめぐる対立軸が形成された。

当時の安倍晋三幹事長代理や古屋圭司衆院議員らがその中核となった「靖国参拝を支持する会」は、自民党内においての参拝支持論の広がりをアピールすることを目的に、衆院当選5回以下、及び参院当選2回以下の中堅・若手議員らに参加を呼びかけ、その初会合に63名、およそ一ヶ月後には116名(7月17日現在)が参加する勢力へと発展した⁴⁷¹。

一方、加藤紘一元幹事長や野田毅元自治相らの中核とする「靖国問題勉強会」は、韓国や中国

⁴⁶⁸ 韓国政府筋は、6月16日、「今回の首脳会談で、小泉総理が第3の追悼施設の建設を約束する方向で、両国の事前調律が行なわれている」と述べている。『韓国日報』、2005年6月17日

⁴⁶⁹ 合意内容は、日韓の外交当局間で文言を調整したもの。『読売新聞』、2005年6月21日；日韓首脳会談の会談及び共同記者会見要旨は、『毎日新聞』、2005年6月21日を参照。

⁴⁷⁰ 『読売新聞』、2005年6月22日

⁴⁷¹ 『読売新聞』、2005年7月17日

など近隣諸国への配慮などを理由に、小泉首相に参拝の自粛を求めた。世話人代表の野田元自治相は、6月22日付の『朝日新聞』のインタビューで、「日本人自身が戦争責任をきちんと総括すべきであり、東京裁判の判決を受け入れて国際社会に復帰した日本が、それを堂々と否定することはできない。(中略)A級戦犯を合祀している靖国神社に参拝することが、否定の論理に乗った行動と受け止められるのは当然だ」と述べ、小泉首相の靖国神社参拝を批判した⁴⁷²。そして、27名の議員が参加した7月12日の初会合で、後藤田正晴元副総理が小泉首相の参拝自粛を求める講演を行なうと、「靖国参拝を支持する会」は、翌日の13日に党本部で安倍晋三幹事長代理ら34人が出席する勉強会を開いて牽制するなど、自民党内には小泉首相の靖国神社参拝の是非をめぐる二つの勢力が対立することになった。これによって、「靖国神社問題」は2006年の小泉首相の総裁任期満了による総裁選において、早くから一つの対立軸として浮上した⁴⁷³。

このように、小泉首相の靖国参拝をめぐる浮上した対立構図は、その後、9月の総選挙及び、10月の小泉首相による靖国神社参拝という二つの契機を通じて、一定の変化を見せることになる。

まず、「郵政民営化」という一つの 이슈に集中した2005年9月の第44回衆議院議員選挙の結果、「靖国参拝を支持する会」の会長である松下忠洋が落選し、事務局長の古川禎久が郵政法案反対で無所属になるなど、24名が同会から姿を消した⁴⁷⁴。そのため、幹事長の山谷えり子参院議員を中心に立て直しを検討し、いわゆる「小泉チルドレン」とされる新人議員ら83人を相手に同会会合への参加を呼びかけたことで、自民党新人議員らが党内「反対勢力」集団に参加していく一つの窓口となった⁴⁷⁵。このように、「郵政民営化」を訴えた第44回衆議院選挙は、結果的に「反対勢力」における世代交代という側面を体現した。実際、以下の〈表-15〉が示すように、第44回衆議院議員総選挙の結果、自民党内「反対勢力」構成における初当選議員の割合は20.4%と最多になり、それまでの最多数を占めていた当選回数2回から4回までの議員数を上回った。そして、小泉首相の靖国参拝を支持すると考えられる、いわば「小泉チルドレン」の新人議員らが、自民党内「反対勢力」の相当部分を占めたことは、「靖国神社問題」がその一つの対立軸として浮上した「ポスト小泉」をめぐる総裁選の行方に一定の影響を与えたと考えられる。

〈表-15〉

自民党内「反対勢力」構成変化										
第42回(2000・6)			43回(2003・11)				44回(2005・9)			
当選回数	議員数	%	当選回数	議員数	%	増減	当選回数	議員数	%	増減
7	9	5.3%	7	10	5.5%	1	7	9	4.6%	-1
6	11	6.5%	6	10	5.5%	-1	6	20	10.2%	10
5	15	8.8%	5	23	12.6%	8	5	18	9.2%	-5
4	26	15.3%	4	27	14.8%	1	4	32	16.3%	5
3	30	17.6%	3	33	18.0%	3	3	27	13.8%	-6
2	38	22.4%	2	33	18.0%	-5	2	26	13.3%	-7
1	14	8.2%	1	23	12.6%	9	1	40	20.4%	17
計	170		計	183		13	計	196		13

他方で、「靖国問題勉強会」を中心とする靖国参拝の慎重派は、10月17日の小泉首相就任後5

⁴⁷² 『朝日新聞』、2005年6月22日

⁴⁷³ 『朝日新聞』、2005年7月14日

⁴⁷⁴ 『毎日新聞』(2005年10月16日)ではその人数を21名と報じているが、筆者の調査によると、「靖国参拝を支持する会」に所属しておりながら、第44回総選挙で落選、もしくは自民党を離党するによって同会を退会したのは、衛藤晟一、古屋圭司らを含む24名。

⁴⁷⁵ 2005年10月15日現在で新人議員14人が同会への参加を表明。『毎日新聞』、2005年10月16日

回目の参拝後、超党派議員連盟を結成することで勢力強化を試みた。

戦後60年の秋季例大祭初日に断行された小泉首相の靖国神社参拝は、それまで靖国参拝の中止を求め、終戦60周年の「小泉談話」では、その反省の相手として直接言及されていた韓中両国に大きな失望を与えた。そのため、韓中両国が予定されていた日本との外相会談を拒否するなど、小泉首相の靖国参拝へのこだわりが生んだ、日韓関係の悪化及び葛藤が深まるアジア外交は、「ポスト小泉」をめぐる次期総裁選における重要イシューとして浮上する可能性が高まることになった。

そのなか、山崎拓前自民党副総裁は、小泉首相による靖国参拝の3日後(10月20日)に訪韓した際に、韓国の鄭東泳^{チョンドンヨン}統一相と会談し、日本の「国立追悼施設」の建設に関して意見を交換した。いわゆる「YKK」の一員として、山崎前副総裁を小泉内閣の実の副総理であると見なしていた鄭長官が、「2001年日韓首脳会談で合意した、第三の追悼施設の建設約束を守るべきである」と要求したのに対し、山崎は「先頭に立って努力する」と述べ、悪化する日韓関係改善を図った⁴⁷⁶。そして、そのような山崎の答えを得た鄭長官も出席する、盧大統領主宰の21日の高位戦略会議では、「韓日関係において、政治外交分野と一般交流・協力を分離し、『必須不可欠な外交的交渉』を正常的に遂行する」という内容の、新たな「対日外交政策に関する指針」を立て、本来取り消しとしていた外交通商部長官の訪日を決定した。大統領府である青瓦台は24日、このような政府指針に対して、「APECの主催国として対日協力、六者協議に関する韓日協議が必要である」という観点から推進することになった」と、その背景に翌月11月に韓国釜山^{プサン}で開かれるAPECがあることを明らかにした⁴⁷⁷。

このような山崎による訪韓及び「国立追悼施設」の関する発言は、行き詰っていた日韓関係の打開を図った小泉首相の特使という性格があった。実際、山崎は日中関係が最悪となった5月にも、実質的な特使として中国を訪問しており、今回の訪韓に関しても24日に首相官邸で小泉首相に報告した⁴⁷⁸。しかし、小泉内閣の実質的副総理とも言われ、小泉首相と最も近く、小泉首相、加藤紘一とともに「YKK」と呼ばれる自民党内実力派でもあった山崎が、小泉首相の靖国神社参拝に対する慎重派として積極的に動き出したのは、訪韓内容の報告のため首相官邸を訪れていた24日の翌日に、自民、公明、民主の3党の有志議員による、新たな国立戦没者追悼施設の建設を求める超党派議員連盟「国立追悼施設を考える会」を設立することに合意したからであった。このような議連結成の動きは、山崎が公明党の冬柴幹事長と協議し、民主党の鳩山幹事長に打診した結果であり、発起人には山崎のほか、「靖国問題勉強会」の中核であり、同じくYKKの加藤紘一元幹事長、そして、「追悼・平和懇談会」を自らの諮問機関としていた福田元官房長官をはじめとして、公明党の神崎代表、冬柴幹事長、民主党の鳩山幹事長、江田五月参院議員会長ら19人が名前を連ねた⁴⁷⁹。会長に山崎、副会長に冬柴、鳩山の両氏を選出した「国立追悼施設を考える会」は、11月9日の設立総会から約50人の議員が出席しただけでなく、半年後の2006年6月現在では、およそ130名の超党派議員が参加する勢力となり、「靖国参拝を支持する会」と共に、小泉首相の靖国参拝めぐる論争を主導した⁴⁸⁰。

⁴⁷⁶ 複数の韓国メディアは、山崎の答弁を「앞장서 노력하겠다(先頭に立って努力する)」と報じている。『毎日経済(매일경제)』、2005年10月20日；『韓国日報』、2005年10月21日

⁴⁷⁷ 新たな指針に対して青瓦台は「両国友好関係の増進のための追加的努力は、靖国神社問題が解決させるまで原則行なわない」「靖国神社参拝者と非参拝者を区分して対応する方針」と公表した。『ハンギョレ新聞』、2005年10月25日

⁴⁷⁸ 報告で山崎は、韓国の鄭長官が靖国神社参拝について「容認しがたい。今後、韓国側の理解を得られる対応をやってもらいたい」と述べたことを伝えた。『毎日新聞』、2005年10月25日

⁴⁷⁹ 『読売新聞』、2005年10月29日

⁴⁸⁰ 同会への参加議員は、「反対勢力」などからの反発もあって正式には公開されておらず、報道によれば、自

これに加え、このような対立構図は、2005年10月末に行われた内閣改造により、さらに新たな局面を迎えた。9月の総選挙後、それまでの内閣構成を一ヶ月あまり維持していた小泉内閣は、10月31日に、安倍晋三を官房長官にサプライズ起用する、第三次小泉改造内閣の組閣を断行した⁴⁸¹。この内閣改造は、「靖国参拝を支持する会」の中核である安倍を重用した反面、副総理及び外相などに重用されることが予測されていた、「靖国問題勉強会」及び後の「国立追悼施設を考える会」の中核である、山崎・加藤だけでなくその派の議員全ては、組閣において大臣及び副大臣への任命から排除した。これによって、同内閣改造はその後の総裁選における「靖国神社問題」をめぐる対立構図を、靖国参拝を支持する閣内の安倍晋三と、靖国参拝に慎重で閣外となった山崎・加藤という形に作り上げるものとなった。

山崎が公明、民主を含めての超党派議員連盟を設立した背景としては、当時、小泉改造内閣の組閣が迫る中、外相の座に任命されることに備えた、対アジア外交改善への布石であるという見方がある⁴⁸²。しかし、改造内閣の外相の座には、「国立追悼施設」に強く反対する麻生太郎が抜擢されたということは、対アジア外交に関する小泉と山崎の構想が相違していたということを示唆しているものと考えられる。そのような観点からは、山崎が10月24日の小泉首相との会合直後から推進した「国立追悼施設を考える会」結成の動きは、外相就任への布石ではなく、むしろ、外相への任命を再考させた要因になりえたという推測も可能となる。また、山崎による議連結成への呼びかけが、彼が韓国政府側から「国立追悼施設」の建設を強く要求されてきた直後であったという点は、「日本会議国会議員懇談会」など「反対勢力」から、韓国の内政干渉であるとの批判が相次いでいたということも、そのような推測を裏付けるものと考えられる⁴⁸³。結局、このようにして作り上げられた、小泉首相の靖国神社参拝をめぐる対立構図は、「ポスト小泉」を選ぶ次期総裁選に向け、新たな「国立追悼施設」の建設及び、次期首相たるものの靖国神社参拝の是非という論点に絞られていった。

官房長官に抜擢された安倍に「ポスト小泉」の最有力候補としてスポットライトが当てられる中、「靖国神社問題」をめぐる議論は、2006年度の予算案に「国立追悼施設」建設に関する調査費計上を求める「国立追悼施設を考える会」と、慎重姿勢を維持する安倍官房長官を中心に結集する「靖国参拝を支持する会」など「反対勢力」の間で行われた。しかし、「国立追悼施設」の建設に断固反対する「反対勢力」の頂点に立つ安倍が、内閣の官房長官として政府の見解を代弁していたのに比べ、それに対抗する「国立追悼施設を考える会」は、その構成的面からして、根本的限界を抱えていた。

「国立追悼施設を考える会」は、「日本遺族会」など自民党支持基盤の動きを警戒し、同会への参加議員名簿を非公開としていたにもかかわらず、「反対勢力」支持団体である「みんなで靖国神社に参拝する国民の会」の調査によって、「国立追悼施設を考える会」に名を連ねた自民党議員は衆議院議員が37名、参議院議員が9名の全46名であることが公開された⁴⁸⁴。「みんなで靖国神社に参拝する国民の会」は、「『日本遺族会』も正式に反対を表明しているにもかかわらず、中韓両国の内政干渉に迎合して、追悼施設賛成の議連に加盟しているこれら自民党議員のリスト

民党から約40人、公明党20人、民主党75人とされるとされる。『読売新聞』、2006年6月15日

⁴⁸¹ 同内閣改造では、対中強硬派とも見られている麻生(元総務大臣)が外相に起用された。

⁴⁸² 『朝日新聞』、2005年12月5日

⁴⁸³ 「日本会議国会議員懇談会」は11月1日に議員総会を開催し、「首相の靖国神社参拝を支持し、国立追悼施設の新設に反対する」為の決議を採択し、16日には同懇談会の平沼会長らがその決議を携え、安倍官房長官に新設反対を申し入れている。江崎道朗「反靖国議連で報告された追悼懇談議のお粗末」『月刊 正論』2006年1月、405号、pp. 110-113

⁴⁸⁴ 詳しい名簿は、「みんなで靖国神社に参拝する国民の会」ホームページ、http://blog.livedoor.jp/kokumin_nokai/archives/50280701.html (最終閲覧日:2013年8月1日)を参照。

は、次の選挙において大いに活用したいものです」としつつ、「国立追悼施設を考える会」に参加する自民党議員46名一人一人の選挙区及び電話番号等を公開した。そして、公開された46名の構成は、「賛成勢力」が5名、「反対勢力」が22名、「二重参加」が6名、「参加なし」が13名と、「国立追悼施設を考える会」は、決して「賛成勢力」中心の集団ではなく、むしろ「反対勢力」が多数を占めていることがわかる。さらに、同会の自民党議員46名のうち15名(衆12・参3)は、2002年5月に「日本会議国会議員懇談会」が、「小泉総理の靖国参拝定着化」「国立追悼施設構想に断固反対」との決議文を採択した際に実施した、議員署名運動に参加していたことが確認される⁴⁸⁵。その署名議員15名の歴史認識に対する立場を見ると、「反対勢力」11名、「二重参加」1名、「参加なし」1名、「賛成勢力」2名、であることから、「国立追悼施設を考える会」に名を連ねる自民党議員46名のうち3割は、「国立追悼施設を考える会」に加盟しながらも、実はそのほとんどが施設の建設を願っていないということが窺える。これは、同会がその参加議員の名簿を非公開とする理由が、自民党の有力支持団体である日本遺族会など、「反対勢力」の支持基盤を意識しているためであることを裏付けるものであり、このような構成を持つ「国立追悼施設を考える会」の動きは、安倍官房長官を中心に結集して「国立追悼施設構想に断固反対」を唱える「反対勢力」の積極性とは対照的なものであった⁴⁸⁶。

2006年度予算案への「国立追悼施設」調査費計上を積極的に求めたのは自民党と連立を組む公明党であったが、9月の総選挙結果、自民党だけで衆院議席の過半をはるかに超えるようになると、その影響力も低下しており、小泉首相に対して施設建設の要求を続けるも、小泉は「現時点では白紙だ」との答えを繰り返すばかりであった。また、第一野党である民主党内においても、小沢前副代表が、「国立追悼施設を考える会」に賛同する前原代表を批判するなど、相変わらず党内は一致していなかった⁴⁸⁷。結局、12月22日に、「国立追悼施設」の調査費を2006年度予算に計上しないことを明らかにした小泉首相は、「今回が小泉政権最後の予算だ。来年の暮れは私の内閣ではない」と述べ、小泉政権としては今後も計上しない考えを示した。そしてこれによって「靖国神社問題」をめぐっての「国立追悼施設」構想は次期政権の宿題となり、自然に2006年の自民党総裁選における争点になると、当時の有力な「ポスト小泉」候補四人の「靖国神社問題」に対する考えに焦点が当てられるようになった⁴⁸⁸。

2005年末の時点で、「ポスト小泉」候補として注目されたのは、安倍官房長官、麻生太郎外相、谷垣禎一財務相、そして福田元官房長官の4名であり、その中でも、「国立追悼施設を考える会」の発起人の一人である福田の立場に関心が寄せられた。福田は、小泉首相の靖国参拝を支持し、官房長官に任命され「ポスト小泉」として優位に立つ安倍の対抗馬であると考えられたため、小泉首相の靖国神社参拝及びアジア外交を批判する立場から、党内の山崎派をはじめとして、独自の候補を持たない旧堀内派などからの支持が寄せられるようになった⁴⁸⁹。独自候補を持たない

⁴⁸⁵ 同署名運動に対しては、本章第一節の「2. 小泉の靖国神社参拝と『国立追悼施設』問題」を参照されたい。

⁴⁸⁶ 「国立追悼施設を考える会」には約130人が参加しているが、反対の動きを警戒して名簿を公表していない。『朝日新聞』、2005年12月5日

⁴⁸⁷ 中国を訪問中の民主党の小沢前副代表は、10月29日に同行記者団と懇談、前原代表らと与党議員と新たな国立追悼施設の建設を目指す議員連盟を設立することについて、「[小泉首相の靖国神社参拝について]高裁で違憲判決が出て、中国もいろいろ言うから『違う所にすればいいか』という軽薄な考えで、乗っかってはダメだ」と批判した。『読売新聞』、2005年10月30日

⁴⁸⁸ 小泉首相と安倍官房長官の間には、12月8日の協議で既に、調査費計上を見送る方針で一致しており、時機を見計らい、2006年度予算の閣僚復活折衝が終了する22日に正式に表明した。12月8日の一日前にも、「靖国参拝を支持する会」高市早苗衆院議員らは、調査費計上を見送るよう安倍官房長官に申し入れていた。『読売新聞』、2005年12月8日、23日

⁴⁸⁹ 当時自民党内の派閥は、安倍と福田が所属する最大派閥の森派(53名)、旧橋本派(36名)、旧堀内派(30名)、山崎派(26名)、旧亀井派(16名)、高村派(13名)、谷垣が所属する小里グループ(11名)、麻生が所属する河野グル

旧堀内派の事務総長であり、日本遺族会会長を務める古賀誠元幹事長が、異例にも靖国神社からのA級戦犯分祀論を提案し、それに山崎が賛同した動きは、その一事例として挙げられる⁴⁹⁰。

2006年9月の自民党総裁選に向けて、「靖国参拝を支持する会」を中心に、若手議員らから強い支持を得る安倍官房長官と、自らが「国立追悼施設を考える会」の発起人であり韓中両国との関係改善を訴えるベテラン議員からの支持を集めた福田元官房長官という対立構図が続く中、総裁選を3ヶ月前に控えた6月に行なわれた全国自民党員に対する世論調査の結果、「次の首相に最もふさわしいと思う人」に安倍が56.5%で過半数の支持を集め、福田は23.9%で後を追う形となり、上位二人への支持の合計が8割を超え、安倍対福田の対決に党員の期待感も徐々に高まっていた。また、両氏への支持層を見ると、安倍を支持する党員のうち、次期首相の靖国神社参拝に賛成と答えた人が55%と半数を越え、反対は27%に留まったのに対し、福田の支持層では賛成が27%に過ぎず、反対が62%を占めるなど、安倍対福田という総裁選における対決軸の一つに、「靖国神社問題」があることが明確になってきた⁴⁹¹。

そして、このような雰囲気の後押しするように、「国立追悼施設を考える会」は6月15日に国会内で総会を開き、新たな国立追悼・平和祈念施設の設置が必要だとする提言を了承し、「ポスト小泉」政権に調査費の予算計上を求める方針を決めた。14日に明らかになった同提言の原案では、「靖国神社が、太平洋戦争以前の戦争における戦没者遺族にとってかけがえのない追悼施設であることは論をまたないが、そのあり方には次のような問題点が指摘されている」としながら「第一、一宗教法人にすぎず、公人が公費を用いて参拝することには憲法違反の疑義がある、第二、過去の限定された戦争の戦没者のみがまつられているにもかかわらず、刑死者であるA級戦犯が合祀され、近隣諸国の反発を招いている、第三、内地での空襲等による幅広い戦争被害者や、第2次大戦後、国のために殉じた人がまつられていない」と靖国神社の在り方について述べた。しかし、同会による正式公表の際には、原案の第二で述べた「近隣諸国の反発を招いている」という文言が削除された。当初、公明党に配慮し、公式参拝に対して「憲法違反の疑いがある」という表現を入れた反面、それに対する自民党内の反発の声に配慮しては、調査費の予算計上、近隣諸国の圧力によるものとの「反対勢力」側の批判を回避するため、近隣諸国に関する文言を削除したのである⁴⁹²。

当時自民党の66%を占める「反対勢力」には、韓中両国による「靖国神社問題」への関与を「内政干渉」であるとして敏感に抵抗する傾向が根強く定着していたため、その「反対勢力」を多数含む「国立追悼施設を考える会」としては、あえて「国立追悼施設」は靖国神社の代替施設ではないことを強調すると共に、近隣諸国の反発によるものでないということも常に明言するなど、踏み込んだ行動が制限されていた⁴⁹³。そのような傾向は、既に2005年末に小泉首相に対して調査費計上を要求する際にも現れており、当時、公明党及び民主党の参加者を中心に、2006年度予算への計上を主張する声が高かったにもかかわらず、自民党の一部参加者らが「韓中両国との関係が悪いこの時期に調査費を付ければ、両国の圧力で決めた印象を持たれる」と反発したため、

ープ(10名)、そして、二階グループ(7名)と無派閥(94名)である。『読売新聞』、2005年9月13日、「国会議員一覽/衆議院」を参照

⁴⁹⁰ 福田元官房長官の出馬に期待をかけ、A級戦犯分祀論を提案し、「日本遺族会」会長の座からも自ら辞任した古賀は、山崎派の勉強会の講師として招かれるなど、その後の総裁選において山崎との連帯の動きを見せた。

『読売新聞』、2006年5月25日

⁴⁹¹ 同世論調査結果、麻生外相への支持は2.3%、谷垣財務相は1.8%に留まった。世論調査結果の詳細は、『読売新聞』、2006年6月28日を参照

⁴⁹² 『読売新聞』、2006年6月15日、16日

⁴⁹³ 2005年11月に「国立追悼施設を考える会」が設立されたことに対し、「反対勢力」の支持基盤の一つである「英霊にこたえる実行委員会」(会長=堀江正夫・元参院議員)は、「中国・韓国に迎合する売国的発想だ」などと追悼施設構想を強く批判していた。『読売新聞』、2005年11月10日

調査費計上を見送る方針を決めていた⁴⁹⁴。

「反対勢力」及びその支持基盤の、韓中両国のかかわりに対する強い反発には、「日本会議国会議員懇談会」に名を連ねる福田としても配慮せざるを得なかった。そのため福田は、「国立追悼施設を考える会」の発起人でありながらも、調査費計上の件に対しては、「世の中がもう少し落ち着いた時期を選ぶべき」としながら、韓国や中国が建設を要求する状況から脱し、国立追悼施設が、韓中両国が深く関与する「靖国神社問題」に関連付けられず、対アジア外交における改善策として認識されることを求めている⁴⁹⁵。しかし、そのような福田の求めにもかかわらず、「調査費計上は外国の圧力への屈服」といった受け入れ方を覆すことはできなかった。その背景には、日本の「国立追悼施設」の建設の動きに対して、次第に強化していた韓国側の関与があったと考えられる。

小泉首相による靖国神社参拝の繰り返しに失望と怒りを重ねて表明してきた韓中両国間には、小泉首相の就任後5回目の靖国神社参拝が行われた2005年10月17日以降、日本の歴史認識問題に対して連携する動きが現れ始めた。APECに参加するため、韓国釜山を訪れていた中国の李肇星外相は、11月15日に韓国の潘基文^{パンギムン}外交通商相と会談し、小泉首相の靖国神社参拝を許さないという意思を共同で示した⁴⁹⁶。また、マレーシアで開かれたASEANプラス3の場で12月12日に会談した韓国の盧武鉉大統領と中国の温家宝首相は、同会議のたびに定例化していた日中韓3カ国の首脳会談が開けなかったのは小泉首相の靖国神社参拝問題のためだと明言し、両首脳は今後も日本に正しい歴史認識を求めていくことで一致した⁴⁹⁷。このように、日本の歴史認識問題に対し、中国との共闘姿勢をとりながら、「靖国神社問題」に積極的に関与してきた韓国は、2005年10月20日に訪韓した山崎に対して「国立追悼施設」の建設を強く求めたことを始め、同じく10月27日には、訪日した韓国の潘基文外交通商相が戦没者追悼施設建設の予算計上を町村外相に要請するなど、日本政府の予算問題にまで触れており、28日の民主党前原代表との会談では、「[「国立追悼施設」を考える会]議連設立は望ましく、施設の実現を期待している」と、自民、公明、民主による「国立追悼施設」建設への動きを評価した⁴⁹⁸。さらに、中国と同様に日本の首相が靖国神社を参拝しないことを、首脳会談の条件として打ち出すなど、「靖国神社問題」に積極的にかかわる韓国は、2006年4月25日には盧大統領が異例の韓日関係に関する特別談話を発表し、竹島問題を「靖国神社問題」及び歴史教科書問題と同一な歴史認識問題として強硬に立ち向かうことを明言し、日本の歴史認識問題に対して強く批判した⁴⁹⁹。そして、このように強硬な対日姿勢を見せる韓国を2006年5月の初めに訪問した山崎は、潘外交通商相との会談で、潘外相が日本の「国立追悼施設」の新設について、「注目していたが、進展がない。納得がいかない」と日本側の取り組みを批判したのに対し、自らが会長を務める「国立追悼施設を考える会」の活動を説明しながら、「今国会の会期末には中間報告という形で公表したい」として施設建設を求める見解を近くまとめる考えを伝えた上で、「その線で次期リーダーにより問題が処理されることを望んでいる」と

⁴⁹⁴ 『読売新聞』、2005年12月15日

⁴⁹⁵ 福田は2005年末の予算編成で、調査費計上問題が浮上した際にも、「静かな状況の中ですべきことだ」として、調査費計上に同意しなかった。「中国の圧力に屈した形で調査費を計上すれば、将来に禍根を残す」、と周辺に漏らしていた。『読売新聞』、2006年7月23日

⁴⁹⁶ 『読売新聞』、2005年11月16日

⁴⁹⁷ 『朝日新聞』、2005年12月12日

⁴⁹⁸ 『読売新聞』、2005年10月29日

⁴⁹⁹ 韓国の潘外交通商相は1月16日、ソウルで日本人記者団と懇談し、小泉首相や、次の首相が靖国神社を参拝しないことを明確にしない限り、盧大統領の訪日は難しいとの考えを明らかにした。『読売新聞』、2005年1月17日；盧大統領の特別談話に関する詳細は、『東亜日報』、2006年4月26日を参照。

まで語った⁵⁰⁰。このような山崎の韓国に対する姿勢は、「反対勢力」からしては「外圧に対する屈服」として捉えられるものであったため、それを憂慮した民主党の鳩山幹事長は、翌日の3日に、ソウルで韓明淑首相と会談し、「追悼施設の問題は、中国や韓国に言われると(日本国内の)ナショナリズムをあおってしまう。静かに見守って欲しい」と指摘するという状態までに至っていた⁵⁰¹。

このように、福田をはじめとする自民党のベテラン議員らは、小泉首相のアジア外交を批判し、「国立追悼施設」構想を、日韓・日中関係の打開策として取り上げていたにもかかわらず、そのような動きを「靖国神社問題」と直接関連させる韓国の積極的な関与は、「反対勢力」がそれを「内政干渉」によるものであると強く反発する背景となっていた。そのため、アジア外交を総裁選の争点にして、福田を安倍の対抗馬にしようとする山崎らの動きは、そのアジア外交が「靖国神社問題」に直結せざるを得ないという背景から「反対勢力」からの反発をうける限界を抱えていた。それは、また、前述した党員世論調査の結果が示しているように、既に「靖国神社問題」がその対立軸とされていた総裁選への福田の出馬を阻止する一つの負担要素となっていた。

2006年7月半ばを過ぎても、福田は総裁選への立候補を表明せず、安倍への支持者が徐々に増えていくなか、靖国神社へのA級戦犯の合祀が、昭和天皇が参拝を避けることになった原因であることが示された、いわゆる「富田メモ」が日経新聞のスクープによって世に公開されると、次期首相の靖国神社参拝の是非が総裁選における重要な争点となることが確実になった。宮内庁長官だった富田朝彦の手帳の1988年4月28日付メモに記されてあった昭和天皇の言葉のうち、A級戦犯に関する部分は次の通りである。

私は或る時に、A級が合祀され その上松岡、白取までもが、
筑波は慎重に対処してくれたと聞いたが
松平の子の今の宮司がどう考えたのか 易々と
松平は平和に強い考があったと思うのに 親の心子知らずと
思っている
だから私あれ以来参拝していない、それが私の心だ⁵⁰²

このようなメモが世に公開されたことで、大多数のメディアは、それまで靖国神社参拝を支持してきた安倍に対し大きなマイナスになりかねないと報じた。また、そのような事態を懸念する「日本会議」では、メモ自体の真偽に対する疑いを具体的に挙げながら、メモが議論的として注目を浴びることに対し、天皇の政治利用であるとして強く反発した⁵⁰³。しかし、このメモの公開があった翌日の7月21日、福田は総裁選への不出馬を急遽表明し、世間の予想とは正反対に、安倍の独走による総裁選圧勝が確実視されることになった。

福田は総裁選まで二ヶ月を残した時点での不出馬決定の背景について、第一に、首相の靖国神社参拝を支持する安倍と、新たな「国立追悼施設」づくりを進める福田が対決し、靖国問題が争点になれば、国論を二分し、外交上も好ましくないこと、第二に、森派内で安倍支持が大勢となっており、分裂を招きかねないことなどを挙げている。そして、福田の不出馬により、総裁選における安倍の事実上の独走が決まると、独自の候補を持たずに、福田を安倍の対抗馬として立ててきた党内派閥は、それまで対アジア外交政策を中心に安倍への包囲網を形成してきた方針をひ

⁵⁰⁰ 『読売新聞』、2006年5月3日

⁵⁰¹ 『読売新聞』、2006年5月4日

⁵⁰² 同メモに対する詳細は、『読売新聞』、2006年7月20日を参照。

⁵⁰³ メモへの疑問に対する詳細は、百地章「『天皇の政治利用』を許すな-富田メモへの疑問」『日本の息吹』2006年9月、pp. 6-7を参照。

っくり返し、対アジア外交が総裁選においての争点とならないようにするなど、既成事実となった安倍政権の成立に「乗り遅れ」て不利を被らないようにした⁵⁰⁴。このように、その背景をめぐる複雑な政治的計算はさておき、福田の不出馬によって、韓中両国を始めに、多くの諸外国もが関心を寄せていた、日本の次期首相を選出する総裁選で「靖国神社問題」が重要争点とされる機会が消え去った⁵⁰⁵。

他方、昭和天皇のメモが公開されたことで、関心が寄せられたのは、それまで任期最後の靖国神社参拝を行なうと予想されていた小泉首相の立場であった。昭和天皇が靖国神社参拝を避けた理由が公開されたことによって、それまで小泉首相の靖国神社参拝に対し、「賛成」の世論が「反対」世論を上回っていたものが、8月の調査で始めて逆転したためである⁵⁰⁶。しかし、小泉首相は、そのような反対世論にもかかわらず、就任当時の公約を実現させる最後の機会を逃さず、2006年の終戦記念日に靖国神社を参拝した。そして、小泉首相は参拝について、第一に、韓国・中国の反発で中止するのはおかしい、第二に、A級戦犯ではなく、戦没者の追悼が目的、第三に、政教分離を定めた憲法20条違反ではなく、「心の問題」、であると説明すると、世論は再度逆転し、首相の参拝支持が53%、不支持が39%となる⁵⁰⁷。

昭和天皇メモにより反対世論が上昇するなかで、小泉首相が終戦記念日に合わせ靖国神社参拝を強行したことは、靖国神社参拝に対する賛成世論を引き上げることによって、むしろ総裁選において「靖国神社問題」が争点化されることを回避させた。その結果、9月の総裁選において、福田支持票を狙い「靖国神社問題」を争点化させようとした谷垣に対して、安倍は「歴史認識は歴史家に委ねるべき」という対応で一貫し、争点化を回避することが容易になった。「歴史認識問題は歴史家に任せるべきである」という言葉は、この総裁選を機に、その後も彼の歴史認識問題に対する立場を叱咤する「賛成勢力」の批判をかわす決まり文句となる。

このように、2001年から2006年までの異例の長期政権となった小泉政権を通じては、歴史認識問題に対して、「韓中両国に対する踏み込んだ反省」及び「靖国神社参拝強行」という相反する二つのカードを、そのときそのときの必要性に従い使いこなした小泉首相の独特の政権運営により、失望と怒りを重ねた韓国は日本の歴史認識問題に対し、より積極的に関与し始めることになった。そして、そのような韓国の関わりは、日本国内の「反対勢力」のナショナリズムを刺激する材料となり、「反対勢力」の反発を強化させると同時に、一方では、「賛成勢力」を始めとした日韓関係改善を訴える勢力を萎縮させ、その結果、2006年には、A級戦犯が合祀される靖国神社への参拝に対する昭和天皇のメモが公開されたにもかかわらず、小泉首相の参拝強行に対する支持はむしろ高まった。このような環境の中で、歴史認識問題が争点化されなかった総裁選の結果、安倍は予想通り圧勝し、国会議員出身閣僚15名のうち12名が「日本会議国会議員懇談会」に所属する、いわば「日本会議内閣」ともいべき安倍内閣が旗揚げされることになる。

⁵⁰⁴ 山崎との連帯をも念頭に、A級戦犯分祀論を訴えた古賀前幹事長が、安倍支持へと転換したことがその引き金であったという。その他、自民党各派の政策要旨は、『読売新聞』、2006年8月11日を参照

⁵⁰⁵ 福田の不出馬背景として、小泉首相と森前首相の間でのやり取り等を扱っているものも多数観られる。「内堀埋められ福田『出馬断念』」『VERDAD』2006年7月号、p51はその一つであり、2006年6月15日に行われた、小泉・森会談内容を扱っている。

⁵⁰⁶ 小泉首相の靖国神社参拝に対し、2006年6月の調査では、「反対」が42%、「賛成」が49%であり、8月の調査では、「反対」が50%、「賛成」が40%。『読売新聞』、2006年8月9日

⁵⁰⁷ 2006年8月15・16両日、読売新聞社による緊急全国世論調査。『読売新聞』、2006年8月17日；『産経新聞』とFNN(フジテレビ系)による8月15日直後の世論調査では、「評価しない44%」が「する41%」を超えているが、その他、『毎日新聞』による世論調査(8月15日・16日)では、参拝を「評価する50%」対「評価しない46%」(『毎日新聞』、2006年8月17日付け)、『朝日新聞』による世論調査(21日・22日)では、8月15日の小泉首相参拝に対し、「参拝したことはよかった49%」対「参拝するべきではなかった37%」(『朝日新聞』、2006年8月23日付け)と、「評価する」が上回っている。

第3節 第一次安倍内閣と歴史認識問題をめぐる「第二の国際化」

2006年9月20日に行なわれた自民党総裁選で、およそ8割の支持で圧勝し発足した第一次安倍内閣は、発足直後から、内閣の歴史認識が論争的になった。それまで、誰よりも積極的な「反対勢力」として歴史認識問題に関して発言してきた安倍首相は、発足直後には、外交問題等に配慮し、それまでの姿勢を表に出さずに、「村山談話」及び「河野談話」が示す歴史認識を継承するという姿勢を示したが、そのような政権序盤の姿が長く続かなかった。そして、歴史認識問題に関する安倍政権の立場の二重性は、日本国内及び韓中を始めにする近隣諸国に対してだけでなく、アメリカにも波紋を及ぼし、日本の歴史認識問題をめぐる論争は「第二の国際化」を迎えることになる。

本節では、前任の小泉首相によって、日本の対アジア外交における重要課題となった歴史認識問題を、その政権の始まりから受け継がざるを得なかった安倍政権が、日本国内だけでなく、近隣諸国及びアメリカとの間で繰り広げられる歴史認識問題に対してどのように対応し、また、そのような対応が、それまでの日本の歴史認識問題をめぐる論争のあり方に、どのような変化をもたらしたのかを分析する。

1. 安倍首相の変貌

前述したように、2006年9月26日に発足した第一次安倍内閣は、その発足直後から、安倍首相及び内閣の歴史認識に対して、国内外からの多大な注目を浴びた。それまでの他政権とは異なり、安倍内閣の歴史認識に大きな関心が寄せられた背景として次の三つが挙げられる。

第一に、先の小泉政権によって、歴史認識問題が既に次期政権の最も重要な課題とされていたということを挙げられる。第2節で分析したように、5年に及ぶ小泉政権で毎年繰り返された、過去への踏み込んだ反省と靖国神社参拝は、「靖国神社問題」を中心とする日本の歴史認識問題を、日本の対アジア外交においての最も重要な課題とさせただけでなく、靖国参拝に強く反対する公明党との連立問題、及び、新たな「国立追悼施設問題」などをめぐる国内問題としても急浮上させた。そして、そのような日本の公式的な歴史認識に国内外からの注目が寄せられる最中の、自民党総裁の任期満了による小泉首相の首相退任は、歴史認識問題に対するそれまでの関心の的を、自動的に安倍新内閣へと移した。

第二に、第一次安倍内閣の構成的要素を挙げることができる。安倍内閣を構成する16名の国務大臣のうち、民間出身である大田弘子内閣府特命担当大臣を除く15名の歴史認識問題に対する立場を表すと次の〈表-16〉のようである。

<表-16>⁵⁰⁸

政 党	議員氏名	反 対 側												賛 成 側								二重 参加	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	参加 可否	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧
自民	安倍晋三	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1										0
自民	菅義偉					1	1	1					1										0
自民	長勢甚遠	1	1			1	1						1										0
自民	麻生太郎						1				1		1										0
自民	尾身幸次		1				1						1										0
自民	伊吹文明		1				1						1										0
自民	柳沢伯夫						1						1										0
自民	松岡利勝		1			1	1	1					1										0
自民	甘利明		1				1						1										0
公明	冬柴鉄三												0										0
自民	塩崎恭久		1				1			1	1		1										0
自民	溝手顕正		1										1										0
自民	久間章生						1						0	1									1
自民	高市早苗				1	1	1			1			1										0
自民	山本有二		1	1									1										0

この<表-16>からわかるように、第一次安倍内閣は、国会議員出身閣僚15名のうち13名が「反対勢力」であり、1名が「二重参加」、そして「賛成勢力」はなく、「参加なし」が公明党出身1名であることがわかる。さらに、その詳細を見れば、「反対勢力」13名は、そのうち12名が「日本会議国会議員懇談会」に所属しており、同懇談会に名を連ねている「二重参加」1名も含めると、安倍内閣の自民党出身閣僚15名のうち13名が「日本会議」をその支持基盤としていることがわかる⁵⁰⁹。先の第3章で述べているように、1990年代から急浮上した日本の歴史認識問題に、最も積極的に関与する「反対勢力」の支持基盤であった「日本を守る国民会議」をその母体とする「日本会議」は、全国に9ブロック47都道府県に何らかの組織を持つ日本最大の右派組織であった⁵¹⁰。その「日本会議」に、小泉前政権から歴史認識問題を大いに注目される課題として受け継いだ安倍内閣の閣僚ほぼすべてが所属しているということは、日本国内だけでなく、韓国からも懸念されざるを得ないことであった。安倍内閣の閣僚構成において、主に「慰安婦問題」などに関する「問題発言」に焦点を当てる韓国のメディアは、閣僚だけでなく、自民党政務調査会長の座に、韓国側からは「極右派」とされる中川昭一が抜擢されたことにも注目するなど、最悪の状態となった日韓関係の改善に対する期待よりも、安倍政権の政府与党全般における「右傾化」に対する懸念が上回っていた⁵¹¹。

⁵⁰⁸ 各項目に関する凡例は、先の第2章3節の<表-2>を参照。

⁵⁰⁹ 共産党機関紙である『しんぶん赤旗』でも、安倍内閣の閣僚の多くが「日本会議」に所属していることを報じており、2007年5月27日の記事では、柳沢伯夫厚生労働相をリストに入れずに、安倍内閣の閣僚12名が「日本会議国会議員懇談会」に所属すると報じている。『しんぶん赤旗』、2007年5月27日、「これが『靖国』派の正体」

⁵¹⁰ 「日本会議」は、1997年に「日本を守る会」と「日本を守る国民会議」が合体して結成されたもので、「国民会議」は、右翼文化人を中心としつつ、旧軍関係者とも共闘する組織であり、「守る会」は、神社本庁・生長の家・仏所護念会・念法真教・モラロジーなど宗教・修養団体が中心となる、宗教関係者中心の団体であった。つまり、「日本会議」の結成は、中には右翼的政治団体までも含む文化人中心の「国民会議」が、献身的で巨大な財力・組織力・動員力を持つ宗教団体連合の「守る会」と合体することにより、国民動員的な巨大組織を目指したものであった。上杉聰「日本における『宗教右翼』の会頭と『つくる会』『日本会議』『季刊 戦争責任研究』2003年春季、39号、pp. 48-51

⁵¹¹ 『東亜日報』、2006年9月26日、「아베 신조, 「위안부 망언」 우익에 정책 맡겼다(安倍晋三、『慰安婦妄言』右翼に政策任す)」；『世界日報』、2006年9月26日「망언 장본인 요직 발탁한 일본 아베정권(妄言の張本

第三に、安倍首相本人の個人的要素がその背景として挙げられる。1993年の第40回衆議院議員総選挙で、2年前の1991年に急死した父の安倍晋太郎の地盤を受け継ぎ初当選した安倍首相は、その外祖父が元A級戦犯容疑者とされながらも、冷戦秩序の深化に伴う米国側の裁判中止という戦略的判断により、結局は政界に復帰し首相の座まで登り詰めた岸信介であるという家系からも、歴史認識問題が最も注目される時期に彼が首相となったことに、大きな関心が寄せられた。また、1993年の初当選後、2006年に首相となるまでに参加してきた議員集団の性格からも、安倍の歴史認識問題に関する立場は注目されざるを得なかった。安倍は、本稿で「反対勢力」に該当する項目として挙げる集団のうち、政界入門以前の1986年に設立された「国家基本問題同志会」及び、1995年1月に当時の新進党により設立された「正しい歴史を伝える議員連盟」、そして後述するように、自らが首相の座にいた2007年3月に結成される、「慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会」の三つを除く、8集団すべてに参加する唯一の人物であり、韓国など近隣諸国からは、「侵略戦争」及び「従軍慰安婦」を否定する「問題発言」をする極右政治家として認知されていた。また、日本国内からも、そのような安倍の歴史認識問題に関する姿勢に対し、「奥野誠亮、板垣正、平沼赳夫らによる『英才教育』によって薫陶を受け、その後の、リーダーとしての『同志』たちとの活動を通じて培われ、極右政治家として『成長』してきた」という観点から捉えられるなど、安倍首相の歴史認識に対する個人的要素も、安倍政権が発足すると同時に、政府の歴史認識問題に対する関心が高まる背景であった⁵¹²。

安倍首相は、以上のような背景から、内閣発足直後からその歴史認識問題に大きな関心が寄せられると、目下の訪中・訪韓を控え、内閣の公式的歴史認識として「村山談話」及び「河野談話」を継承することを約束せざるを得なかった。

靖国神社参拝の中止を首脳会談の条件とまで訴えていた中国及び韓国への訪問を目前に控えていた10月3日の本会議で、代表質疑をした共産党の志位和夫委員長は、質疑の冒頭から安倍首相の歴史認識に迫った。志位委員長が安倍首相に対して、「靖国神社が立っている歴史観、『靖国史観』に対する態度」、「日本政府がこれまで公式に明らかにしてきた歴史認識に対する態度」そして、「『従軍慰安婦問題』に対する日本政府の公式見解に対する態度」の三つを質すと、安倍首相は、先の大戦をめぐる政府としての認識は、「平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおり」と答えただけでなく、従軍慰安婦の問題についての政府の基本的立場も、「平成五年八月四日の河野官房長官談話を受け継いでいる」と明言し、安倍内閣が先の「村山談話」及び「小泉談話」だけでなく、「河野談話」までも踏襲するということを明らかにした。さらに、続いて質問した社民党の日森文尋の質問に対しては、「いわゆる『村山談話』については、戦後五十年という節目において、閣議決定した上で内外に示された歴史的な談話であると考えています」と評価するなど、それまで、過去の戦争を「侵略」であったとすることに強い抵抗を見せてきた自らの立場を180度転換した⁵¹³。

人を要職に抜擢した日本安倍政権)」、その他多数のメディアが中川昭一の政務調整会長就任を取り扱っている。

⁵¹² 「子どもと教科書全国ネット21」の事務局長を務めながら、「つくる会」などの動きに抵抗し、活発な出版活動を通じて歴史認識問題に積極的に取り組む依義文は、安倍が「歴史・検討委員会」から「神道議連」まで多くの集団に参加していることに焦点を当てながら「安倍の歴史認識の系譜」を「極右的」なものであると訴える。依義文「安倍首相の歴史認識の来歴をさぐる」林博史、依義文、渡辺美奈『「村山・河野談話」見直しの錯誤：歴史認識と「慰安婦問題」をめぐる』かもがわ出版、2013、p. 53

⁵¹³ 同本会議の先に、同じく3日の午前に行われた参議員本会議でも、民主党の伊藤基隆による質疑に対して「さきの大戦をめぐる政府としての認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおり、我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたというものであります」とし、「村山談話」及び「小泉談話」を踏襲することを示すものの、ここでは「河野談話」に対する立場は言及しなかった。国会会議録、平成18

安倍首相の歴史認識を最も強く攻撃したのは、民主党の菅直人代表であった。訪中を2日後に控えた10月5日の衆院予算委員会で、一時間の質問時間のほぼすべてを歴史認識問題に費やし執拗に質した菅代表は、かつて首相になる前の安倍の歴史認識問題に関する発言を詳細に挙げながら、「村山談話」及び「河野談話」を踏襲するという発言の明確な意味、そして、以前の立場を変え、靖国神社参拝に対して不明確な姿勢を堅持する理由などを、何度も繰り返して質問した。内閣の認識だけでなく、安倍首相個人の認識までも厳しく質し続ける菅代表の質疑に対して、安倍首相は「首相だから当然だ」などと、それまでに「日本の前途と歴史教育を考える(若手)議員の会」などを通じて、見直しの動きに誰よりも積極的に取り組んでいた「河野談話」を、安倍首相個人の歴史認識としても継承することを、国会の場で明言せざるを得なかった⁵¹⁴。

このような安倍首相の立場は、首相になる前までのものとは相反するものであった。5日の菅代表の質疑に対する安倍首相の主な答弁内容を、首相就任以前と比較して表すと以下の〈表-17〉のようになる。

〈表-17〉⁵¹⁵

区分	首相就任 以前	2006年10月5日の答弁
「村山談話」	「いわゆる侵略戦争をどう定義づけるかという問題も当然ある。まだ学問的に確定しているとは言えない状況ではないか」 (2006年2月16日、衆院予算委員会)	「韓国、中国の方々は侵略された、植民地支配にあった。それはまさに談話として、国として示した通りだと私は考えている」
「河野談話」	「根拠が既に崩れているにもかかわらず、官房長官談話は生きている。これは大変大きな問題だ」 (1997年5月27日、衆院決算委第2分科会)	「私を含め政府として受け継いでいる。私の内閣で変更するものではない」
A級戦犯	「戦勝国によって裁かれた。責任を取らされたということではないか」 (2006年2月16日、衆院予算委員会)	「指導者の立場にあった人たちは、私の祖父も含め大きな責任があったと思う」

前述したように、最も多くの「反対勢力」議員集団に参加し、主に「河野談話」の見直しなどを誰よりも積極的に訴えてきた安倍首相が、それまでの主張を表に出さず、「村山談話」だけでなく、「河野談話」までも踏襲することを明言した背景は何であったか。本稿ではその背景を、日本の国内的要素と国外的要素に分けて分析する。

まず、国内的要素としては、10月22日投票の衆院補選、11月の沖縄県知事選、さらに、年が明ければ統一地方選と7月の第21回参議院議員総選挙を控え、自民党の基盤だけでなく無党派層にも支持を広げたいという狙いからだけでなく、自公連立与党の過半数割れを避けるためにも、極端なタカ派としての本質を当面は薄めざるを得なかった。また、2006年になって国内の新聞社は、読売が一年かけて戦争責任を検証する記事の特集するだけでなく、日経も昭和天皇の発言に関する「富田メモ」を公表するなど、それまでの朝日、毎日に加え、読売及び日経までもが小泉前首相の靖国神社参拝に対して批判的な立場となっていた。そして、そのような結果、小泉首相の靖国参拝を支持し続けた『産経新聞』とフジテレビ系のFNNによる8月15日直後の世論調査が、「評価しない44%」が「する41%」を逆転しただけでなく、新政権への要求では、「参拝すべきでない47%」が「すべき27%」を大きく引き離すなど、「靖国神社問題」をはじめに、日本の歴史認識問

年10月03日、衆議院、本会議、5号；国会会議録、平成18年10月03日、参議員、本会議、4号

⁵¹⁴ 国会会議録、平成18年10月05日、衆議院、予算委員会、2号

⁵¹⁵ 『読売新聞』、2006年10月6日

題に関する国内世論の動向を、安倍新政権としては配慮せざるを得なかったからだ⁵¹⁶。

次に、国外的要素としては、先に述べた訪韓、訪中を控えているという外交上の必要性という点以外に、当時アメリカが日本の歴史認識問題に注目し始めたということが挙げられる。2006年9月13日、米議会下院の国際関係委員会では、「慰安婦問題」について、責任を公式に認めて受諾すること、次世代への教育を推進すること、「慰安婦問題」を否定する主張に反論すること、国連やアムネスティなどの勧告に従うことなどを日本政府に求める『「慰安婦問題」に関する決議(H. Res 759)』を全会一致で採択した⁵¹⁷。「慰安婦問題」に関して、米議会が決議案によって言及したのはこれが初めてではなかった。2006年4月4日、米下院民主党エバンズ議員ら共同提案者58名によって「慰安婦問題」に関する決議案が国際関係委員会に付託されるまで、関連決議案は、1997年7月25日に民主党のウィリアム・リビンスキ議員ら共同提案者78名が、日本政府に第二次世界大戦中の日本軍による戦争犯罪に対する公式謝罪及び「慰安婦」を含む被害者に対する賠償支払いを求めたのを皮切りに、その後も2000年、2001年、2003年、2005年と、関連決議を同委員会に付託してきた。しかし、この5回にわたる決議案の付託のいずれも審議入りはせず、日本政府及び与党自民党はそのような米議会の動きを無視し続けてきた⁵¹⁸。

米議会に変化が現れ始めたのは、終戦60周年記念日を迎えた2005年7月14日に、米下院が終戦60周年を記念し、第二次世界大戦の参戦者らを称える決議案を満場一致で採択したことであった。それまで米議会がヨーロッパにおける戦争勝利に対する決議案を採択したことはあっても、いわゆる「対日勝利決議案」とされた、日本に対する同決議案を採択するのは初めてのことであり、決議案では「1946年から1948年に及ぶ極東国際軍事法廷が東京で下した判決、及び戦争中の反人倫犯罪に基づいて戦犯有罪の評決を下したことを再確認する」と明言している⁵¹⁹。

このように、米議会において日本の歴史認識問題が、それまでは審議入りすることすらなかったにもかかわらず、終戦60周年を迎えて急転換した背景には、2001年から毎年繰り返して靖国神社参拝を強行した小泉首相によって、靖国神社が持つ歴史認識が米国からも注目されるようになったことが挙げられる。その事例として、終戦60周年記念日を控えた2005年6月25日の靖国神社では、小泉首相の靖国参拝により「A級戦犯」の位置付けが問題になるなかで、東京裁判で全被告の無罪を主張したインド代表判事、ラダビノード・パール博士の業績をたたえる顕彰碑が神社境内に建立され、その除幕式が行われた⁵²⁰。米軍による原爆投下などにも触れ、東条英機ら「A級戦犯」を含む全員の無罪を主張したパール判事の顕彰碑を立てる靖国神社に、日本の首相が参拝を繰り返すことは、日本との間で、東京裁判を認めることを条件に「サンフランシスコ平和条約」を締結したアメリカを刺激しかねないことであった⁵²¹。そのため、終戦60周年記念日の2006

⁵¹⁶ 前述したように、産経・FNN以外の他の調査では、靖国参拝に対する立場に関して、小泉首相の明確な表明があつてからは、「評価する」の方が若干多かった。それながらも、靖国参拝に積極的に同調してきた産経による調査結果は、靖国神社参拝に対す日本国内の批判世論が増えてきたことを指しているという。上杉聰、前掲論文(2006)、p. 19

⁵¹⁷ 決議案提案者、民主党レイン・エバンズ下院議員(イリノイ州)、その後、共和党の議員も加わり、超党派の共同提案となった。西野瑠美子「マイク・ホンダ米下院議員に聞く-アメリカ『慰安婦』決議案が目指すもの」『世界』2007年6月号、p. 70；米下院の「国際関係委員会」(「Committee on International Relations」・1995～2007)は、その後の2007年1月に「外交委員会」(「Committee on Foreign Affairs」)に改称される。

⁵¹⁸ 各年度別の決議案に関する詳細は、吉川春子「米下院『慰安婦』決議案と日本政府の矛盾」『前衛』2007年5月号、p. 178

⁵¹⁹ 『京郷新聞(경향신문)』、2005年7月16日

⁵²⁰ 『産経新聞』、2005年6月26日

⁵²¹ 自民党の加藤紘一元幹事長は、国そのものである総理大臣や閣僚が靖国神社を参拝するのは、サンフランシスコ平和条約に抵触する恐れがあるという観点からいって、重大な外交上の火種となる危険があることを指摘したいと警告している。加藤紘一「対米問題となる前に解決しなければならない」『中央公論』2006年8月号、p. 208

年8月15日の小泉首相の靖国参拝に対しては、多くの米国メディアが積極的に報じていた⁵²²。さらに、靖国神社内の軍事博物館である遊就館が伝える歴史認識に対しては、2006年7月にアーミテージ前國務副長官が、遊就館の展示の一部は「米国人や中国人の感情を傷つける」として批判しただけでなく、米下院国際関係委員会のヘンリー・ハイド委員長も「この博物館で教えられている歴史は事実に基づいておらず、是正されなければならない」と厳しく批判した⁵²³。2006年8月のアジア旅行の際に靖国神社にも訪れていたハイド委員長は、「慰安婦問題」に関する決議案が国際関係委員会で採択された9月13日の翌日の公聴会開会辞で、「日本の歴史健忘症の最もひどい例が日本の首相らによる靖国神社参拝である。(中略)東京の遊就館が日本の若い世代に、アジアでの第二次世界大戦はアジア・太平洋の諸民族を西方帝国主義の支配から解放するために日本が始めたのだと教えていることを知ると面食らってしまう」と述べ、小泉首相の靖国参拝及び、靖国神社が伝える歴史認識に対する警戒の念が、同委員会での決議案採択を促したことを示した⁵²⁴。そのようなハイド委員長の発言によって、その後10月5日の靖国神社の運営方針を決める「総代会」で、「遊就館」の展示内容のうち第2次世界大戦の米国に関する記述の一部修正が決まるなど、米下院における日本の歴史認識問題に関する批判的視角を、安倍首相ら「反対勢力」としても、配慮せざるを得なかったからである⁵²⁵。

しかし、「慰安婦」関連決議案が米下院の国際関係委員会で採択され、ハイド委員長らが同決議案を本会議で速やかに採択することを求めたにもかかわらず、11月7日を投開票日とする中間選挙を控えていた米下院では、日本政府に雇われたロバート・マイケル元下院院内総務ら大物ロビイストによる積極的な採択妨害活動などによって、結局、決議案は本会議に上程されることはなく廃案となった⁵²⁶。すると、政権発足直後の訪韓、訪中の日程を終えた安倍首相は、国内外要素に配慮していた発言を再び覆し、2006年の年末から「従軍慰安婦」問題などの歴史認識問題に対する従来の姿勢に回帰するようになった。そのような安倍首相の変貌は、2007年当初、日系議員であるマイク・ホンダ議員により改めて提案された「慰安婦」関連決議案の採択を刺激するものであった。

2. 米下院「慰安婦」決議と、歴史認識問題における「第二の国際化」

アメリカのブッシュ政権に対する中間評価とされた11月の選挙結果、野党の民主党が大勝し、

⁵²² 米国メディアの報道内容に関する詳細は、阿部るり「米国主要紙における靖国・歴史認識に関する報道」『朝日総研レポート』2007年1月、No200、を参照。

⁵²³ 上杉聰、前掲論文(2006)、p. 179

⁵²⁴ 同公聴会記録を引用。荒井信一「アメリカ下院の『慰安婦』決議と日本政府の妨害活動」『季刊 戦争責任研究』2006年冬季、第54号、p. 43

⁵²⁵ 靖国神社が修正することにした記述内容は、「ルーズベルトの大戦略」と題した展示の中で、第2次大戦をめぐる米政府の戦略について「ルーズベルトに残された道は、資源に乏しい日本を禁輸で追いつめて開戦を強要することだった。(日本の)参戦によって、米経済は完全に復興した」としている部分。神社側は「開戦を強要」と「米経済は完全に復興」の少なくとも2か所の表記を削除することを決定した。『読売新聞』、2006年10月7日

⁵²⁶ 10月5日付の『ハーパーズ・マガジン』が、日本政府は、議員歴38年の元下院院内総務のロバート・マイケル氏ら大物ロビイストに、月6万ドルもの代金を支払っていると報じた件で、社民党の福島瑞穂議員が内閣に質問主意書を提出したのに対し、外務省は「外務省としては、米議会における決議案等について政府や議会等の関係者に働きかけを行うことがあるが、その詳細について具体的に述べることは我が国が対外的な関係において不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい」と回答している。西野瑠美子、前掲論文、p. 70；大物ロビイストのマイケルは38年の議員歴をもつ共和党の領袖の一人であり、おなじイリノイ州選出の後輩共和党議員である当時の下院外交委員長のヘンリー・ハイドに圧力をかけやすい立場にあった。ハイドによると、マイケルは「決議の可決は日米同盟に決定打となる」などと圧力をかけたという。荒井は、この部分に関して、Ken Silverstein 'Resolution on WWII Sex Slaves' Oct. 5. 2006. <http://www.harpers.org> を引用している。荒井信一、前掲論文(2006)、p. 42

上下両院で多数を占めると、「慰安婦」関連決議案の採択において最も重要なポストである、下院議長及び外交委員長(旧国際関係委員会)の座に、民主党のナンシー・ペロシとトム・ラントスが就任することになった。いずれも人権派である二人が要職に布陣するなか、米下院では2007年1月31日に、新たな『「慰安婦」関連決議案(H. Res121)』が外交委員会に提出され、共和党中心の下院本会議で審議されずに廃案となった「慰安婦」関連決議案が、民主党を中心にして改めて議論され始めた。

このように、米下院では「慰安婦」関連決議案が再び議論され始めた時、日本国内では、2005年の総選挙で郵政民営化に反対し自民党から離党していた「反対勢力」議員が復党することで、休眠状態であった「河野談話」見直しの動きが本格的に再開され始めた。安倍首相らが1997年に設立した「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」は、離党していた主力メンバーらが2006年12月4日に復党すると一気に活動が活発化し、「河野談話」の見直しをテーマにする小委員会を議連内に設置し、12月22日にその初会合を開いた。「日本会議国会議員懇談会」及び「靖国参拝を支持する会」に所属する中山泰秀が委員長を務める同小委員会は、2007年1月26日の会合で、安倍首相が政府として「河野談話」踏襲の考えを示したが、「首相の本心は『河野談話』を踏襲することではない」ということを強調しながら、米下院で新たに動き出している「慰安婦」関連決議の採択を阻止するため、中山小委員長らが早期に訪米することを決めた⁵²⁷。

一方、米下院外交委員会では2007年1月31日、日系議員である民主党のマイク・ホンダ議員をはじめとする、超党派7名の議員により「慰安婦」関連決議案が提出され、2月15日に元慰安婦3名の生存者を招いて公聴会を開催することを決定した。新たに提出された決議案は、2006年のそれに比べ、日本政府の「責任」を「歴史的責任」に変え、「明確で曖昧でない形で歴史的責任を正式に認め」、「公式に謝罪し」などと、「謝罪」を前面に出すとともに、謝罪の形を詳しく述べて、日本政府与党などの恣意的解釈に基づくあいまいな態度を封じ込めようとしただけでなく、性奴隷化を強制した主体を「日本軍」と明記したことで注目された⁵²⁸。

当初、1月31日に決議案を提出した共同提案議員は、ホンダ議員を含め7名であったが、元慰安婦3名を招き開かれた2月15日の公聴会を終えると、その数は18名となった。しかし、元「慰安婦」生存者3名による証言は、米下院だけでなくアメリカ社会でも波紋を起したが、公聴会では、共和党のダナー・ロラバーカー議員が『日本政府は何度も謝罪している』と、決議に反対の意見を述べるなど、共和党を中心とするロビイストは日本政府が言いたいことを的確に議員たちに伝えており、共同提案議員数はさほど伸びずにとどまっていた⁵²⁹。ところが、その後の3月1日、安倍首相の発言が大きな波紋を呼び起こすと、雰囲気は急転換した。「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」は、米下院外交委員会での公聴会を一日後に控えた2月14日の会合で、「河野談話」や「従軍慰安婦」という呼称の見直しを求める提言をまとめることを決定した。同会合には、談話の踏襲を表明した安倍首相の補佐官である山谷えりこ議員も出席していた⁵³⁰。後の2月28日にまとめられた提言案では、「[「河野談話」に関する]根拠は元慰安婦からの聞き取り調査だけで、証拠資料は見つかっていない」と指摘しながら、政府に対し、「本人の意思に反する業者の強制連行はあったかもしれないが、軍や官憲による強制連行はなかった」との見解の表明を

⁵²⁷ 『産経新聞』、2006年12月14日、23日、2007年1月27日

⁵²⁸ 両決議案に対するより詳細な比較内容は、荒井信一「米議会下院の『慰安婦』決議」『季刊 戦争責任研究』2007年秋季号、第57号、p4を参照されたい。

⁵²⁹ 加藤良三駐米大使は、米下院外交委員会アジア太平洋・地球環境小委員会のファレオマバエガ委員長に決議案採択に反対する書簡を送り、決議案には事実に基づかない内容が含まれているとしながら、日本政府がすでに慰安婦問題に関する責任を認め、謝罪を表明してきたことなどを説明した。『読売新聞』、2007年2月15日

⁵³⁰ 『読売新聞』、2007年2月15日

求めた⁵³¹。

このように、「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」を中心にして、「河野談話」それ自体の見直しを要求する声が高まる中、安倍首相は3月1日に記者団に対して、「当初定義されていた『強制性』を裏付ける証拠はなかったのが事実だ」と改めて指摘しつつ、「『強制性』の定義が(談話発表後より広義に)変わったことを考えなければならない」と述べ、自らが踏襲することを公表した談話自体の見直しには直接言及しなかったものの、それを裏づける根拠は事実でないということを明言した⁵³²。安倍首相のこの発言はアメリカ社会に大きな波紋を呼び起こした。ニュースだけでなく、大手新聞でも安倍首相の発言が頻繁に取り上げられるようになり、特に、「Shinzo Abe's Double Talk(安倍晋三の二枚舌)」と題されたワシントンポストの3月2日付の社説では、「拉致問題で国際的な支援を求めるなら、彼は日本の犯した罪の責任を率直に認め、彼が名誉を傷つけた被害者に謝罪すべき」と指摘し、日本政府が六者協議で拉致問題の進展を最重要課題とする姿勢に対しても「この一本調子の政策は、国内で落ち込む支持の回復のため拉致被害者を利用する安倍首相によって高い道義性を持つ問題として描かれている」と皮肉った。さらに、「第二次大戦中に数万人の女性を拉致し、強姦し、性の奴隷としたことへの日本の責任を軽くしようしているのは、奇妙で不快だ」と強く批判した⁵³³。そのほか、3月2日付のワシントン・ポスト紙では、「日本の首相は過去の政府の謝罪に疑問を投げかけ、アジアの近隣諸国との緊張緩和を危うくしている」と、安倍政権で「河野談話」見直しの動きがあることを伝えながら、安倍首相が「慰安婦」の強制性を否定した発言は、韓国の盧大統領が3月1日の「3・1独立運動」記念演説で、日本に歴史問題の解決を求めた数時間後のものであったと報じた⁵³⁴。

安倍首相の発言が米国内で広く波紋を起しただけにもかかわらず、安倍首相は同発言を撤回せず、むしろ自らの考えをより積極的に訴えた。3月5日の参議院予算委員会では、1998年の「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」に所属し、1999年の「国旗・国歌法」にも反対するなど、積極的「賛成勢力」である民主党の小川敏夫議員が、米下院で「慰安婦」決議案採択が議論されていることを上げながら、「河野談話」に対する首相の姿勢を執拗に質した。この場で安倍首相は、「慰安婦問題」に関する強制性を「広義の強制性」及び「狭義の強制性」に分け、「官憲が家に押し入って行って人を人さらいのごとく連れていくという、そういう強制性はなかった」と、「慰安婦問題」に関する狭義の強制性はなく、米下院での公聴会における元「慰安婦」生存者の証言は、裏付けのある証言ではないということを訴えながら、「[米下院の]決議案は客観的な事実に基づいていない。決議があったからといって我々は謝罪することはない」という考えを明らかにした⁵³⁵。他方で、日本国内で「慰安婦」の強制性を否定し、「河野談話」の見直しを訴える動きは、野党の民主党内でも起こり始めた。民主党の渡辺周衆院議員ら「反対勢力」20人は、3月9日に会合を開き「河野談話」の見直しなどを目的にする「慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会」を発足させ、談話の見直しに関する提言をまとめ政府に提出することにした⁵³⁶。米下院での「慰安婦」関連決議をめぐる動きに反発し、「河野談話」の見直しを訴える

⁵³¹ 『読売新聞』、2007年3月1日

⁵³² 『読売新聞』、2007年3月2日

⁵³³ 西野瑠美子、前掲論文、p. 74

⁵³⁴ 『朝日新聞』、2007年3月3日

⁵³⁵ 国会会議録、平成19年03月05日、参議員予算委員会、3号

⁵³⁶ 『産経新聞』が報じた、同議連の呼びかけ人は、石関貴史、市村浩一郎、大江康弘、河村たかし、北神圭朗、小宮山泰子、芝博一、神風英男、鈴木克昌、田名部匡代、田村謙治、長島昭久、牧義夫、松下新平、松原仁、三谷光男、吉田泉、笠浩史、鷲尾英一郎、渡辺周であった。『産経新聞』、2007年3月9日；会長に就任した渡辺は「慰安婦には、公権力の関与はなかったということを明らかにすべきだ」と述べている。『読売新聞』、2007年3月10日

動きは、既に政府与党だけでなく、複数の超党派「反対勢力」によるものとなっていた。さらに、社民党の辻元清美議員が3月8日に提出した「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」に対して、安倍内閣は16日に、「[談話と]同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」とする答弁書を満場一致の閣議決定で採択したうえ、日本政府に謝罪を求める米下院の決議案について「事実関係、特に日本政府の取り組みに正しい理解がなされていない」と指摘し、河野談話の位置づけに対しては、「政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものであり、その内容を閣議決定することは考えていない」と発表した⁵³⁷。これによって、それまでに「河野談話」が認める「慰安婦」の強制性を否定してきた主張は、日本国内一部「反対勢力」に限るものでも、もしくは安倍首相個人の立場でもなく、閣議決定を経た日本政府の公式的な立場であるということが国内外に公表された。

しかし、このような安倍首相の強硬な発言及び、米下院の「慰安婦」関連決議案に対する日本政府の否定的立場は、米下院内で日本政府の立場を代弁する親日派議員らの主張とは相反するものであった。安倍首相が「河野談話」における狭義の強制性を否定した、参院予算委員会での発言があった3月5日に、米下院では民主党のダニエル・イノウエ上院議員が、「村山談話」や戦後50年決議、戦後60年決議などを挙げながら、「日本の指導者によるこうした行動によって、反省の意は十分に示されてきた」と指摘し、「[決議は]不必要なことで、日本との関係にも悪影響を及ぼす」と、不採択を求める書簡を下院外交委員長ら関係議員に送付していた⁵³⁸。日本国内「反対勢力」による「河野談話」見直しの動き、及び「慰安婦」の強制性と米下院での決議案の根拠を否定する安倍首相の相次ぐ発言は、米下院で「慰安婦」決議案の採択に反対する議員の主張から説得力を奪っていった。アメリカとしては、安倍首相及び日本政府・与党による、「慰安婦」の強制性を否定する発言の繰り返し、結果的にはサンフランシスコ平和条約を拒否するものと受け入れざるを得ず、「戦後レジームからの脱却」を唱える安倍政権が目指すものが、サンフランシスコ平和条約などアメリカの戦後政策の基本から脱却することであるということは、アメリカとして容認できないことであった⁵³⁹。結果的に、安倍首相及び日本政府内閣による、「慰安婦」の強制性を否定する姿勢は、それまで18人にとどまっていた決議案の共同提案議員数を53人へと一気に急増させた。元「慰安婦」生存者3名を招いての公聴会の場でも「日本政府は何度も謝罪している」などと、決議に反対の意見を述べていた共和党のダナー・ロラバーカー議員らも、安倍首相の発言があってから賛成に回った。米下院での「慰安婦」決議の事実性を否定し、それを阻止しようとした安倍首相及び「反対勢力」の動きは、逆にその決議案の支持を広げていく最も強力な後押しとなっていたのである。

このように、安倍首相及び日本国内「反対勢力」の反発に刺激され、その数を増やしていった決議案の共同提案議員は、4月になると、日本政府の立場を説明し下院での決議案採択を阻止するため訪米した安倍首相一行の言動を静観する態度から15人増にとどまったものの、5月になると36人が参加し、6月にはさらに20人の議員が賛同するなど、もはや米下院における「慰安婦」決議の採択は、ほぼ確実視されることになった。しかし、日本国内「反対勢力」は、実質的にそれまでの決議案共同提案の動きを後押ししてきた、彼らの「慰安婦」の強制性を否定する主張をさらに強化した。「反対勢力」43名、「二重参加」1名、計44名の超党派議員は、作曲家のすぎやま

⁵³⁷ 『朝日新聞』、2007年3月16日

⁵³⁸ 決議案提出者のマイク・ホンダ議員は、ダニエル・イノウエ議員の発言を持って、「日本政府のロビー活動は『安倍首相も河野談話を継承すると表明している』『日本政府は何度も謝罪している』というもののようだ」と語っている。西野瑠美子、前掲論文、p. 72

⁵³⁹ 荒井信一、前掲論文(2007)、p. 4

こういち及びジャーナリストの櫻井よしこなど、民間の5人を筆頭にする「歴史事実委員会」が、6月14日に「慰安婦問題」に関してワシントン・ポスト紙に出した意見広告「THE FACTS」に賛同する国会議員として名を連ねた⁵⁴⁰。全面広告である「THE FACTS」では、「慰安婦」の強制連行は事実ではないということ、「FACT、1」から「FACT、5」に並べ訴えており、この大手新聞を通じての意見広告は、先の4月26日に米国内の韓国系市民の働きかけによって、同じくワシントン・ポスト紙に掲載された全面意見広告「THE TRUTH ABOUT “COMFORT WOMEN”(慰安婦の真実)」を意識してのものであった⁵⁴¹。しかし、米国内の有権者である韓国系及び中国系市民が、「慰安婦問題」を人類普遍的な「人権問題」として取り扱っていた反面、日本国内「反対勢力」の働きかけによる意見広告は、それまで決議案採択の動きを刺激してきた「慰安婦」強制性否定の主張を、さらに繰り返して唱えるものであり、米下院外交委員会のラントス委員長は、後の決議案採択の際に、決議案に反対するワシントン・ポスト紙の全面広告に日本の超党派国会議員44人が名を連ねたことに言及しながら、「慰安婦制度の中で生き残った人々を中傷するものだ」と批判した⁵⁴²。結局、日本国内「反対勢力」によって繰り返された決議案採択の阻止運動が、逆にその採択へのロビー活動となった「慰安婦」決議案は、6月26日の下院外交委員会において、賛成39、反対2の賛成多数で採択され、引き続き7月30日の本会議でも賛成多数として採択された。「慰安婦問題」をめぐる対日批判決議が米下院本会議で採択されるのはこれが初めてであった。

6月26日に外交委員会で採択された決議案が本会議で採決されるまで一ヶ月以上かかったのは、7月29日に投開票の日本の第21回参議院議員総選挙を配慮してのことであった。アメリカの民主党指導部は、日本の参院選への影響を避けるという理由から、7月30日夜の本会議で決議案採決することで日程を調整していた⁵⁴³。しかし、米下院の安倍首相に対する配慮にもかかわらず、参院選において「年金問題」などが強い逆風となった自民党は、29日の投開票結果、わずか83議席にとどまり、自公連立の安倍政権は、過半数割れの惨敗となった。そして、その翌日に採択された米下院での「慰安婦」決議は、決議自体に法的拘束力はないものの、安倍首相にとっては参院選惨敗に続き、外交上の痛手が重なる結果となった。結局、参院選敗戦後も政権続投を選択した安倍首相は、選挙後の8月27日になって内閣改造を断行したが、その後まもない9月12日に、体調不良を理由に突如首相の座を辞任した。

米下院での「慰安婦」決議は、「慰安婦問題」など歴史認識問題に関する「賛成勢力」及び「反対勢力」両方のどちらにも一切関与しない唯一の首相であった小泉首相の後を、すべての「反対勢力」集団に積極的に関与する唯一の首相であった安倍が継いだことがその発端であった。言い換えれば、前述したように、どちらの勢力からも自由であった小泉首相は、それまでの首相たちとは異なり、歴史認識問題に対して踏み込んだ反省の表現と、5年間で6回に及ぶ靖国神社参拝の強行という二つの相反するカードを、その時々の実利に従って使いまわした結果、韓国などの近隣諸国からだけでなく、A級戦犯を合祀する靖国神社への首相の参拝に敏感であるアメリカにも強い懸念を抱かせた。そして、靖国神社が伝える歴史認識に不快感を感じるアメリカが日本

⁵⁴⁰ 「THE FACTS」に賛同する国会議員の名簿は、『しんぶん赤旗』(http://www.jcp.or.jp/akahata/aik07/2007-06-24/2007062403_01_0.html)を参照(最終閲覧日:2013年5月28日);「二重参加」1名は、「国旗・国歌法案」に反対している民主党の河村たかし衆議院議員。

⁵⁴¹ ワシントンポスト紙、2007年6月14日A24面の「THE FACTS」の内容に関する詳細は、「『慰安婦決議』は日本の危機である」『日本の息吹』2007年9月号、pp.6-11を参照。

⁵⁴² 在米韓国人による「慰安婦」決議をめぐる運動に関しては、「KOREAN AMERICAN CIVIC EMPOWERMENT(韓国系アメリカ人市民参与センター)」ホームページ(<http://kace.org/?p=3415>)に掲載されている、「日本軍強制慰安婦決議案通過過程(일본군 강제위안부 결의안 통과 진행과정)」で詳しく述べている。(最終閲覧日:2013年8月16日);ラントス委員長の発言に対しては、『読売新聞』、2007年6月27日を引用。

⁵⁴³ 『読売新聞』、2007年7月28日

政府の歴史認識問題に対する姿勢に注目する中、政権を引きついだのは最も積極的な「反対勢力」によって構成された安倍内閣であった。その安倍内閣は、発足後しばらくは外交上の配慮などのため、「村山談話」及び「河野談話」を踏襲するという立場をとったが、「慰安婦」の強制性を最も積極的に批判してきた「日本会議」を支持基盤とする閣僚が内閣の9割を占める安倍政権は、「慰安婦問題」を「人権問題」として捉えるアメリカ下院の「慰安婦」決議採択に激しく反発し始めた。やがて「慰安婦」の強制性を否定することを閣議決定して政府の公式的立場として公表するに至った安倍内閣は、米下院での決議案採択に対する阻止運動が、決議案採択を最も推進する刺激剤となり、米下院本会議において初の「慰安婦」決議案採択を招く結果となったのである。

このようにして米下院で採択された「慰安婦」決議案は、その後2007年9月19日にオーストラリア上院における決議案提出、11月8日のオランダ下院における決議案の満場一致採択、続く11月27日カナダ議会での決議案採択、そして12月13日のEU欧州議会での決議案採択など、世界各地で日本政府の「慰安婦」に対する謝罪と賠償を要求する決議採択につながる引金となった⁵⁴⁴。このように、小泉政権から安倍政権へとつながる一連の過程で行われた、米下院の「慰安婦」決議は、「慰安婦問題」を中心とする日本の歴史認識問題を、人類普遍の価値である「人権問題」として世界各国が注目するようにさせ、日本の歴史認識問題における「第二の国際化」を呼び起こした。そして、そのような動きは後の第5節で扱っているように、2013年の第23回参議院議員選挙において、直接的な影響を与えることとなる。

第4節 民主党政権への期待と限界

突如の首相辞任によって幕を下ろした安倍内閣の後を継いだ福田、麻生両政権が、いずれも一年あまりの短命政権として終わると、2009年8月の第45回総選挙を通じて、第一野党であった民主党が480議席中308議席を獲得するという圧勝の結果、第一次鳩山由紀夫内閣が出帆することになった。それまでの歴史認識問題において最も積極的に関与してきた「賛成勢力」である鳩山が首相になると、当時の対アジア外交における重要課題として注目されていた「靖国神社問題」など、日本の歴史認識問題に対する政府の積極的な対応に日本国内外からの大きな期待が寄せられた。しかし、選挙前から歴史認識問題解決に関して意欲的な姿勢を表し、政権発足後も対アジア外交改善に重点を置いていた民主党政権は、寄せられた大きな期待にもかかわらず、それまでの長い期間にわたり固着されてきた、歴史認識問題をめぐる悪循環の構図を克服することには限界を抱えていた。

本節では、このように歴史認識問題の解決に大きな期待が寄せられた民主党政権の歴史認識問題への取り組みとその限界について分析する。

1. 鳩山政権の発足と「国立追悼施設問題」

非自民政権としては細川政権以来16年ぶりであり、衆院選で野党第1党が単独過半数を得ての政権交代は現憲法下では初めてであるなど、日本政治における大きな転換点となる鳩山政権は、その発足以前から歴史認識問題に対する自民政権との違いを訴えてきており、特に小泉政権に

⁵⁴⁴ 他国での決議案採択に関しては、서현주 『2007년도 각국 의회 ‘위안부’ 결의안 (2007年度各国議會 ‘慰安婦’ 決議案)』 동북아역사재단, 2008, pp. 1-2を参照。

よって急浮上した「靖国神社問題」に対する解決案としての「国立追悼施設」構想に国内外からの期待が寄せられていた。

前述したように、小泉首相によってその検討と先送りが繰り返され続けていた「国立追悼施設」調査費の予算計上は、2007年の安倍政権だけでなく、かつて自身の官房長官時代に私的懇談会を通じて検討するなど、新たな追悼施設の建設に肯定的であった福田政権(2007年9月～2008年9月)でさえ、政府与党内での議論は活発化せず、見送りされていた⁵⁴⁵。そのように自民政権において、政府与党で宙に浮いたまま棚上げにされてきた「国立追悼施設」構想が再び急浮上したのは、民主党が2009年8月の衆院選における政権公約の基礎となる、2009年の政策集「INDEX2009」に、新たな施設の設置を明記したことによるものであった。2009年7月22日に発表された民主党の2009年政策集の中で、歴史認識問題に関する内容を扱っているのは次の二点である。まず、「戦後諸課題への取り組み」と題した部分では、「今日の日本の平和と繁栄の陰には、先の大戦において内外に多くの犠牲が存在したことを忘れてはなりません。そのことを念頭に、戦後諸課題の解決に取り組む」としながら、「国会図書館に恒久平和調査局を設置する国立国会図書館法の改正、シベリア抑留者への未払い賃金問題、慰安婦問題等に引き続き取り組むことを明記し、先の第3章で扱っているように、民主党が1998年から引き続き提案してきた、「恒久平和調査局設置法案」を通じて、「従軍慰安婦」を含む、過去の戦争による被害者への謝罪と賠償に取り組むことを述べている。続いて、「靖国問題・国立追悼施設の建立」と題したところでは、「靖国神社はA級戦犯が合祀されていることから、総理や閣僚が公式参拝することには問題があります」として、「何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性をもたない新たな国立追悼施設の設置に向けて取り組みを進め」ることを民主党の政策として明記した⁵⁴⁶。

民主党は例年、党の部門会議の議論をもとに政策集を作成していたが、8月に衆院選を控えた2009年の政策集は、鳩山代表らも加わって、政権公約と一体で作成されており、自民政権への反感などから、翌月の第45回衆院選にては民主党の勝利が予測されていたため、同政策集内容は、日本国内外から注目が集められていた。さらに、鳩山代表が8月12日に党本部で記者団に対し、「どなたもわだかまりなく、戦没者の追悼ができる施設の取り組みを進める。天皇陛下も靖国神社には参拝されていない。陛下が心安らかに行かれるような施設が好ましいと思う」と述べ、首相に就任した場合は追悼施設建設を進める考えを強調しただけでなく、社民党も13日の幹部会を通じて、4年後までに追悼施設の建設計画をまとめるよう、与野党各党に呼びかける方針を決めるなど、衆院選を控えて「国立追悼施設」構想が再浮上すると、2001年の日韓首脳会談以来、長い間「国立追悼施設」建設に対する期待と失望を繰り返してきた韓国からも大きな関心が寄せられた⁵⁴⁷。

韓国の大手新聞社である『朝鮮日報(조선일보)』は8月14日の報道で、鳩山代表が11日の外信記者会見で、「自民党は本当に村山談話を尊重したか疑問だが、我々は談話を尊重し継承する」と述べ、民主党がその具体的措置として提示したのが、靖国神社に代わる追悼施設の建設であると伝えるなど、韓国の大多数の新聞社は、「靖国を代替する追悼施設の建設が総選挙での争点に

⁵⁴⁵ 安倍内閣は2007年8月28日に、福田内閣は2008年8月15日の閣議後に、それぞれ「国民の意見が集約されていない」などとして、国立追悼施設の調査費計上を見送る方針を発表した。『読売新聞』、2007年8月29日、2008年8月16日

⁵⁴⁶ 2009年民主党政集「INDEX2009」は、民主党アーカイブ、<http://archive.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/#PDF>(最終閲覧日:2013年9月26日)にてダウンロード可能。引用部分は、そのうち1頁の内容を参照。

⁵⁴⁷ 鳩山代表は、靖国神社に参拝しない理由については、「A級戦犯が合祀されている。総理大臣や閣僚の参拝は好ましくない」とも語っている。『読売新聞』、2009年8月13日

なった」と報じた⁵⁴⁸。このように、民主党の政策集「INDEX2009」が注目を浴びると、自民党は「民主党政策集『INDEX2009』の問題点」という文書を作成するなど、積極的な対応を見せた。民主党の政策集から9項目を取り上げ、それぞれの政策に対する問題点を指摘している「民主党政策集『INDEX2009』の問題点」では、最初に第一の問題点として「戦後諸課題への取り組み」を挙げながら、同政策に対し、「日本の近現代史を自虐史観の立場から調査する」、「反日活動を世界中に広めるために政府が予算をつけることになる」と批判している。さらに、続いての第二の問題点としても、「靖国問題・国立追悼施設の建立」に関する政策を挙げながら、「国立追悼施設の建設は「日本人の精神の解体」であり、そのような政策をとる民主党は、第二の社会党であると批判した⁵⁴⁹。また、これに加え自民党は、与党の経験がない民主党への不安をアピールするため、「自民、民主両党のマニフェストの違い」と題した文書を作成し、立候補予定者らに送り、経済成長、財政再建など4項目で、民主党の政権公約には記述がないということを指摘させた⁵⁵⁰。このように、2009年の衆院選においては、自民、民主の両党を中心に繰り広げられた政策論争が、異例的にも経済や財政などの生活に直結する懸案より、歴史認識問題がその最前線に浮上しようとしていたため、韓国からは、日本の衆院選を日本の歴史問題への解決につながる大きな転換点とする、過度な期待が寄せられていた。

8月30日の投開票の結果、民主党は衆院全480議席のうち過半を越す308議席を獲得し、119議席に留まった自民党に圧勝すると、韓国主要紙は「国立追悼施設問題」を1面で大きく取り上げるなど強い関心を示し、民主党が「国立追悼施設」の建設を約束したことに言及しながら、民主党政権による歴史問題の解決に大きな期待を表した⁵⁵¹。しかし、民主党による新たな政権が発足した9月16日から間もない10月16日に、鳩山内閣は、2010年度予算の概算要求で、無宗教の新たな「国立追悼施設」の建設に向けた調査費の計上を見送った⁵⁵²。鳩山首相自らが選挙前から民主党の政策として、「できるだけ早く作って参りたい」としていた「国立追悼施設」の建設に対する立場を覆したのである⁵⁵³。本稿は、このように鳩山内閣が「国立追悼施設」に関する調査費計上を見送った背景として、次の三つを挙げる。

第一に、民主党内「反対勢力」への配慮が挙げられる。9月16日に旗揚げした鳩山内閣は、その閣僚の顔ぶれからしても、歴史認識問題の解決に対する国内外からの大きな期待が寄せられるに十分であった。それまでの自民党政権、特に、安倍内閣などでは、国会議員出身閣僚16名のうち13名が「日本会議国会議員懇談会」に所属しているなど、「反対勢力」が内閣の圧倒的多数を占めていた反面、鳩山内閣を構成する18名の閣僚には、次の〈表-18〉のように、「賛成勢力」が10名、「反対勢力」3名、「二重参加」1名、「参加なし」が4名と、「賛成勢力」が「反対勢力」を大きく上回っていた。特に、最も積極的な「賛成勢力」として活躍してきた鳩山及び菅直人が、

⁵⁴⁸ 『朝鮮日報』、2009年8月14日、「靖国を代替する追悼施設を建立」；その他、「『靖国代替』追悼施設建立、民主党の総選挙勝利にかかる」（『京郷新聞(경향신문)』2009年8月15日）、「靖国代替追悼施設、日本総選挙争点に急浮上」（『世界日報』2009年8月15日）など。

⁵⁴⁹ 「民主党政策集『INDEX2009』の問題点」自由民主党『月刊 自由民主』2009年9月号、pp. 101-102；「民主党は、やはり第二社会党」自由民主党『月刊 自由民主』2009年9月号、pp. 98-100

⁵⁵⁰ 『読売新聞』、2009年8月11日

⁵⁵¹ 『朝鮮日報』は、8月31日の1面で民主党の圧勝を大きく扱い、「民主党は、総理と閣僚らが靖国神社に参拝せず、その代わりに、別途の国立追悼施設を建立し葛藤の余地をなくすと公約した」と報じた。その他、「日本、靖国神社なくなるか」（『毎日経済』、2009年9月2日）など。

⁵⁵² 松野頼久官房副長官は記者会見で同問題に対し、「すぐさま来年度やるような話ではない」と述べた。『読売新聞』、2009年10月17日

⁵⁵³ 鳩山代表は、2009年8月17日に日本記者クラブによって開催された6党首討論会で、「無宗教で、どなたでも、わだかまりなくお参りできる追悼施設が必要だと思う。できるだけ早く作って参りたい」と述べた。『朝日新聞』、2009年8月18日

それぞれ首相及び、副総理となっただけでなく、連立を組む社民党の福島瑞穂党首も閣内に入ったことは、先の1993年に初の非自民連立政権を作り上げた細川政権、及び、社会党首相を擁立した村山政権のように、鳩山政権も歴史認識問題における大きな転換を成し遂げると期待された。

〈表-18〉

政党	議員氏名	反対側												賛成側								二重参加		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	参加可否	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	参加可否
民主	鳩山由紀夫												0	1	1	1							1	0
民主	菅直人												0				1	1					1	0
民主	原口一博												0		1	1							1	0
民主	千葉景子												0		1	1	1	1					1	0
民主	岡田克也												0			1							1	0
民主	藤井裕久			1			1						1										0	0
民主	川端達夫												0										0	0
民主	長妻昭												0										0	0
民主	赤松広隆												0		1	1	1	1					1	0
民主	直嶋正行												0										0	0
民主	前原誠司						1						0				1						0	1
民主	小沢鋭仁												0		1	1	1						1	0
民主	北沢俊美												0		1								1	0
民主	平野博文												0										0	0
民主	中井洽						1			1			1										0	0
国民	亀井静香	1					1						1										0	0
社民	福島瑞穂												0		1	1		1					1	0
民主	仙谷由人												0		1			1					1	0

しかし、鳩山内閣は与党における歴史認識に関する構成という観点においても細川内閣とは大きく異なっていた。第2章で述べたように、同じく非自民連立政権であった細川内閣は、閣僚の歴史認識をめぐる構成においては、国会議員出身閣僚18名のうち「賛成勢力」10名、「反対勢力」2名、「参加なし」が6名と、鳩山内閣と大きく変わらない閣僚構成であることが分かる。だが、両政権を支える与党における歴史認識構成は以下の〈表-19〉、〈表-20〉が示すように大きく違っていた。

〈表-19：1993年 細川政権〉

政党	(衆)第40回(93)			賛成側		反対側		二重参加員
	総員	参加員	割合	参加員	割合	参加員		
社会	70	69	98.6%	1	1.4%	0	0	
新生	55	3	5.5%	26	47.3%	0	0	
日本新	35	8	22.9%	5	14.3%	3	3	
公明	51	25	49.0%	0	0.0%	0	0	
さきがけ	13	7	53.8%	1	7.7%	1	1	
社民連	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0	
民社	15	3	20.0%	5	33.3%	0	0	
自民	223	10	4.5%	158	70.9%	10	10	
共産	15	15	100.0%	0	0.0%	0	0	
無所属	30	3	10.0%	8	26.7%	0	0	
総計	511	147	28.8%	204	39.9%	14	14	

〈表-20：2009年 鳩山政権〉

政党	(衆)第45回(09)			賛成側		反対側		二重参加員
	総員	参加員	割合	参加員	割合	参加員		
民主	308	35	11.4%	39	12.7%	1	1	
社民	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0	
国民	3	0	0.0%	3	100.0%	0	0	
自民	119	6	5.0%	90	75.6%	9	9	
公明	21	10	47.6%	0	0.0%	0	0	
共産	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0	
みんな	5	1	20.0%	1	20.0%	0	0	
その他	2	0	0.0%	1	50.0%	0	0	
無所属	6	0	0.0%	2	33.3%	1	1	
総計	480	68	14.2%	136	28.3%	11	11	

上の表のように、細川政権の連立与党を構成する7政党の歴史認識問題に対する立場は、与党全議員243名のうち、「賛成勢力」119名対「反対勢力」38名と、「賛成勢力」が圧倒的多数を占

めており、これは、前述した細川内閣の閣僚構成での割合と類似していることが分かる。しかし、閣僚構成においては「賛成勢力」が多数を占めていた鳩山政権では、連立与党を構成する、民主、社民、国民新3政党の歴史認識問題に関する立場が、全318名のうち、「賛成勢力」42名、「反対勢力」42名と、激しく対立していることが分かる。つまり、細川政権では、日本の公式的歴史認識として代表される内閣の歴史認識をめぐる構成と、政府与党の歴史認識をめぐる構成の割合がほぼ同一であり、細川首相及び内閣の歴史認識問題に対する踏み込んだ対応が実現可能であったのに対し、鳩山政権では、積極的「賛成勢力」によって代表された内閣の歴史認識をめぐる構成と、政府与党の歴史認識をめぐる構成の間に大きなねじれが存在した。したがって、鳩山首相率いる内閣の歴史認識問題に対する積極的な対応には、すぐに与党内からブレーキがかかる構造となっていたのである。そのような構造は民主党が野党であった時から露呈していたものであり、本章の第1節で述べたように、「第3次歴史教科書問題」をめぐる、鳩山代表が金大中大統領との会談の場で「つくる会」の教科書の採択に反対する考えを強調したことに対して、すぐさま党内「反対勢力」議員らから批判の文書が提出されたことや、本節の後半で言及する、民主党政権初の終戦記念日の首相談話が、その検討の段階から与党内「反対勢力」だけでなく、一部「松下政経塾」出身議員らからの慎重論が提起されることなどに象徴的に現れている⁵⁵⁴。それに比べ、内閣だけでなく、与党内においても「賛成勢力」が「反対勢力」を圧倒していた細川政権では、第2章で調べたように、細川首相の記者会見での「侵略戦争」及び「間違った戦争」発言に対しても与党内からの反対論は出ず、その後、金泳三大統領との会談で、「創氏改名」及び「国語教育機会の剥奪」などの表現を用いての踏み込んだ謝罪に対しても、それが自民党を中心にする「反対勢力」を結集する刺激にはなったが、与党内からは反旗が上がっていなかったことがわかる。このように鳩山政権が露呈した、内閣の歴史認識をめぐる構成と、与党の歴史認識をめぐる構成との間のねじれは、内閣により日本の公式的歴史認識が過度に代表されることによって、日本の歴史認識問題に対する期待と失望という悪循環を示す典型的事例となる。

第二の背景として、社民党及び国民新党との連立のあり方を挙げることができる。第45回総選挙の結果、衆議院において単独過半数を占めることになった民主党であったが、参議院においては、242議席中109議席と、第一党でありながらも単独過半数には及ばなかったため、民主党は衆院選を終えて間もなく、社民党、及び、先の衆議選で「郵政民営化」に反対し自民党を離党した議員らにより結成された国民新党との連立政権をめぐる協議に取り組んだ。そして、3党は、新しい連立政権の発足に当たり、2009年9月9日に、次の三つの事項に合意した。それは、第一に、3党連立政権は、政権交代という民意に従い、国民の負託に応えることを確認する、第二に、3党は、連立政権樹立に当たり、別紙の政策合意に至ったことを確認する、第三に、調整が必要な政策は、3党党首クラスによる基本政策閣僚委員会において議論し、その結果を閣議に諮り決定していくことを確認する、というものであった。さらに、3党は「連立政権樹立に当たっての政策合意」と題する全10項目に当たる共通政策を実施することを確認した。そのうち、最も多くの分量を占める第9項目の外交分野においては、「自立した外交で、世界に貢献」と題して「中国、韓国をはじめ、アジア・太平洋地域の信頼関係と協力体制を確立し、東アジア共同体(仮称)の構築をめざす」など、中韓両国との関係など対アジア外交に触れてはいるものの、民主党の2009年

⁵⁵⁴ 一部マスメディアでは、民主党内の「松下政経塾」出身議員らに着目し、内閣の歴史認識問題をめぐる取り組みへの反対の動きを扱っているが、野田佳彦、玄葉光一郎、原口一博など、当時民主党内25名の「松下政経塾」出身議員らの面々を観れば、「賛成勢力」が4名、「反対勢力」が8名と、「反対勢力」が優位ではあるものの、「松下政経塾」を本稿で定義する「反対勢力」集団としてみなすことはできない。「松下政経塾」出身議員の一覧は、「松下政経塾」ホームページ、<http://www.mskj.or.jp/sotsu/giin.html> (最終閲覧日：2013年10月18日)を参照；後の首相談話に対す反対の動きとして、「松下政経塾」出身議員らを捕らえる見方としては、『朝日新聞』、2010年8月11日を参照。

の政策集に明記されていた、「慰安婦問題」及び、「靖国神社問題」に関する「国立追悼施設問題」など、歴史認識問題に関する内容は一切言及されなかった⁵⁵⁵。

このように、鳩山政権は連立合意を優先した結果、3党間で政策を調整するための「基本政策閣僚委員会」を設置することにするなど、出帆段階から、衆議院にて7議席と3議席という少数政党であった社民党及び国民新党の両党に、政策決定に強い影響力を持たせることとなった。基本政策閣僚委員会は、衆参ねじれ状態での政策の調整場を必要としていた民主党と、連立与党として対等な議論を必要とした社民党及び国民新党との間で、連立政権の樹立に向けて行われた協議過程による妥協の産物であり、重要法案など、閣議の満場一致を必要とする場合、同委員会であらかじめ3党の意見調整を行うことになるため、両党に拒否権を与えたようなものであった⁵⁵⁶。そのため鳩山内閣では、所属衆議員3人全員が「日本会議国会議員懇談会」に所属する「反対勢力」であり、民主党の政策集に明記されていた「国立追悼施設」の建立に反対する国民新党に、その議席数以上の比重で配慮せざるを得なかった⁵⁵⁷。

第三の背景としては、自民党及び一般世論からの反発への配慮を挙げることができる。鳩山首相は野党代表の時代から、「誰もがわだかまりなく」参拝することのできる追悼施設の建設を主張し、韓中両国との葛藤を避けることを求めてきたが、靖国神社は日本遺族会をはじめとして、多くの日本の一般国民からは、対アジア外交における課題となる施設である以前に、国の命に従い戦場で亡くなっていった、多くの兵士たちが英霊として祀られている宗教施設であった。そのため、靖国神社のあり方に関わりかねない「国立追悼施設問題」が選挙における重要争点となることは、一步間違えれば国民的逆風を招くことになる、極めて敏感な問題であった。そのため、2009年8月の衆院選を控えていた民主党は、2009年の政策集「INDEX2009」にて、「戦後諸課題への取り組み」及び「靖国問題・国立追悼施設の建立」と題した政策を明記していたにもかかわらず、選挙を一ヶ月後に控えた7月末に発行された党の政権公約である、いわゆる「マニフェスト」からは、同政策内容が除かれていた。第一に挙げる「ムダづかい」から、第二「子育て・教育」、第三「年金・医療」、第四「地域主権」、第五「雇用・経済」までの五つを主に扱っている民主党のマニフェストでは、その最後の1ページで、第六「消費者・人権」及び第七「外交」を挙げてはいるものの、「外交」の政策内容に、「慰安婦問題」や「靖国神社問題」、そして「国立追悼施設問題」などは一切登場しない⁵⁵⁸。言い換えれば、総選挙にて最も重要であり国民の関心の的となるのは、財政、教育、経済など、肌に伝わる項目であって、「従軍慰安婦」問題及び靖国問題などの歴史認識問題は、選挙を目前に控えては表に出さない方がよいということを裏付けている⁵⁵⁹。

このような背景から、選挙前から歴史認識問題に対する積極的な取り組み姿勢を見せてきた鳩

⁵⁵⁵ 連立政権の合意事項及び共通政策に関する詳細は、「連立政権樹立に当たっての政策合意」社民党ホームページ、http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/090909_3party.htm(最終閲覧日:2013年10月10日)を参照。

⁵⁵⁶ 基本政策閣僚委員会は、副総理兼国家戦略相に内定している民主党の菅代表代行と、入閣が固まった社民党の福島党首、国民新党の亀井代表の3氏で構成された。『読売新聞』、2009年9月10日

⁵⁵⁷ 国民新党に所属する衆議院議員は、亀井静香、松下忠洋、下地幹郎の3名であり、そのうち松下議員は、「歴史検討委員会(1993)」、「戦後五十周年国会議員連盟(1994)」、「『明るい日本』国会議員連盟(1996)」、「日本の前途と歴史教育を考える(若手)議員の会(1997)」、「平和を願い真の国益を考え靖国参拝を支持する若手国会議員の会(2005)」にも所属する積極的「反対勢力」であった；国民新党の政策に関しては、2009年8月17日の日本記者クラブ主催6党首討論会での綿貫代表の発言内容を引用。『読売新聞』、2009年8月18日

⁵⁵⁸ 民主党の『民主党政権政策 Manifesto』(民主党本部、2009年7月27日)は、民主党ホームページ、<http://www.dpj.or.jp/article/60025/%E6%B0%91%E4%B8%BB%E5%85%9A%E3%81%AE%E6%94%BF%E6%A8%A9%E6%94%BF%E7%AD%96Manifesto2009>(最終閲覧日:2013年9月27日)でダウンロード可能。

⁵⁵⁹ 民主党政権集での一部内容が、マニフェストには含まれていないことに対しては、진창수(ジンチャンス)も、韓国の『国民日報』、2009年8月18日の寄稿文で指摘しており、民主党政権の登場に性急な期待をかけてはいけないと述べている。

山内閣は、「賛成勢力」が多数を占めるその内閣構成にもかかわらず、「国立追悼施設」の調査費計上を、またもや翌年に先送りすることとなった。そして、大きな期待が寄せられていた鳩山内閣が一年を持たずに2010年6月に幕を降ろすと、「国立追悼施設問題」は菅直人内閣の課題として受け継がれることになるが、菅内閣においても、2010年の9月の民主党代表選での党内「反対勢力」への配慮から、「国立追悼施設」の調査費計上はまたもやその翌年に延期されることになる⁵⁶⁰。実質的に、54年ぶりの政権交代ではあったが、自民党政権によって悪化した歴史認識問題の解決に期待が寄せられた民主党政権ではあったが、国会議員選挙だけでなく党代表選における「反対勢力」への配慮を、歴史認識問題の解決より優先せざるを得なかったのである。

2. 「日韓併合100年」と「菅談話」

歴史認識問題の改善に関して大きな期待が寄せられた鳩山内閣が、結局8ヶ月半という、戦後歴代5番目の短命内閣に終わると、民主党政権における初の終戦記念日は、菅直人内閣の下で迎えられることとなった⁵⁶¹。

2010年6月8日に出帆した菅内閣が迎えた終戦記念日は、そのわずか2週間後の8月29日には日韓併合100年を迎えるという節目の意味合いを持っていた。先の終戦50周年及び60周年とは異なり、日韓両国間において特別な意味を持つ2010年度の終戦記念日を控えた6月23日に、韓国国会の与野党議員75名が菅首相に対し、1910年の8月に結ばれた日韓併合条約を「当初から無効」と宣言するように求める建議文を発表し、日韓併合条約の合法性を認めた「村山談話」を越える、画期的な決断をすることを求めるなど、民主党政権が迎える初の終戦記念日は、日韓併合100年という節目に焦点が当てられていた⁵⁶²。

このような雰囲気の中、日韓併合100年を迎えての政府見解発表の検討を主導したのは、鳩山前首相及び仙谷由人官房長官であった。「東アジア共同体」構築を掲げ、歴史和解に思い入れのある鳩山前首相は、首相在任中に韓国の李明博大統領と親交を深める中ですでに談話の発表を決断しており、辞任の際には菅首相にその思いを引き継ぎ、談話文の中に、植民地支配が「[韓国の人々の]意に反して行われた」との文言を入れることをアドバイスした。菅内閣になってそれを引き継ぎ主導したのが仙谷官房長官であり、仙谷は、7月16日の閣議後の記者会見で、日韓併合100年の首相談話発表などを検討していることを始めて明らかにし、8月4日の記者会見では、民主党政権が掲げる東アジア共同体の構築へ向け、歴史和解の必要性を強調しながら、首相談話発表に前向きな姿勢を示した⁵⁶³。

仙谷官房長官の首相談話発表に対する意欲的な取り組みに対しては、与党内から反発の声が上がった。当時、「日本会議国会議員懇談会」に所属する議員23名をはじめとして、党内「反対勢力」が13%の39名に及んでいた政府与党の民主党では、松原仁衆院議員が2日の衆院予算委員会で「さまざまな談話で日本外交に大きな問題が出た」と指摘したのに続き、党の政調会長である玄

⁵⁶⁰ 菅首相は2009年8月14日、記者団に「昔からいろんな議論がある。今すぐどう、という結論でなく、議論のあり方をみたい」と語り、当面は関与しない考えを示した。『毎日新聞』、2009年8月16日；菅首相の周辺は「9月の党代表選に向け批判材料を減らしたい」として、2011年度予算への調査費計上は見送る考えであると述べた。『読売新聞』、2010年8月16日

⁵⁶¹ 戦後歴代6番目の短命内閣は、もう一つの非自民党政権であった細川内閣で263日、鳩山内閣は262日。

⁵⁶² 韓国民主党の姜昌一は、東北亜平和研究会などと共催した6月23日の日韓国会議員セミナーで、日本側出席者であった民主党の辻恵議員に同建議文を渡した。漢拏日報、2010年6月24日

⁵⁶³ 仙谷長官は、植民地支配に対し「国を奪い、言葉を奪った過酷さを直視し、我々は考えなければならない」と指摘した。『毎日新聞』、2010年8月5日；談話の発表過程については、『朝日新聞』、2010年8月11日、『毎日新聞』、2010年8月11日を参照。

葉光一郎議員も、補償は日韓基本条約で解決済みであるため、首相談話によりそのようなことが蒸し返されてはならないと慎重な立場を示した⁵⁶⁴。また、9月に控えていた民主党の代表選に関連しては、有力な対抗馬である小沢一郎前幹事長を支持する笠浩史国会対策副委員長らが、6日の仙谷官房長官との会談で、「後世に禍根を残すことがないように、党の意見を十分に聞いてほしい」と、談話の発表に反対したのに対し、菅首相の周辺からも「代表選間近に繊細な問題に触れるのは首相にとってマイナスだ」と反対の意見がでるなど、日韓併合100年の首相談話は、民主党内では代表選をめぐる争点として浮上する敏感な問題であった⁵⁶⁵。

他方で、野党の自民党内で最も積極的に反発したのは、安倍前首相が会長を務める「創生『日本』」であった。2007年に安倍内閣が退陣し、福田内閣が発足したのを受けて保守勢力の結集を目指して結成された「真・保守政策研究会」を母体とする「創生『日本』」は、2010年8月の時点で、衆議院議員24名、参議院議員19名の43名の国会議員で構成されており、8月4日から明らかになった内閣の首相談話準備の動きに対し強く反発し始めた⁵⁶⁶。まず、「創生『日本』」は、8月5日に「『日韓併合百年』における政府の対応に対する声明」を発表し、首相談話の検討に対して、「歴史認識について政府が特定の認識を示すことは慎むべき」「[首相談話などによって]問題が決着しないことは、過去の『河野談話』、『村山談話』の経緯が示すところでもある」とし、両談話を間接的に批判した⁵⁶⁷。これは、前述したように、民主党内で談話の発表に強く反対した、松原議員の反対理由と一脈通ずるものであり、翌6日には、首相談話阻止に向けての国会外勢力と連携し、松沢成文神奈川県知事及び上田清司埼玉県知事、ジャーナリストの桜井よしこなどと共に、首相談話阻止を求める共同声明を発表すると同時に、首相談話反対の署名運動を開始するなど、幅広い阻止運動を展開した⁵⁶⁸。

しかし、このような根強い反対運動にもかかわらず、日韓併合100年の首相談話は強行され、8月10日に閣議決定を経て首相談話として発表された⁵⁶⁹。「菅談話」と呼ばれる同首相談話では、基本的に、「村山談話」及び「小泉談話」を踏襲する内容にとどめながらも、鳩山前首相のアドバイスを受け入れ、韓国に対する植民地支配を「韓国の人々の意に反して行われた」と位置づけただけでなく、サハリン残留韓国人らへの人道支援の実施や、植民地時代に日本に渡った「朝鮮王朝儀軌」などの凶書を韓国に引き渡す方針を盛り込むなど、談話は民主党政権として歴史認識問題を直視する姿勢を強調するものとなった⁵⁷⁰。

⁵⁶⁴ 松原仁議員の立場に対しては、『産経新聞』、2010年8月5日；玄葉光一郎議員に対しては、『毎日新聞』、2010年8月7日を参照。

⁵⁶⁵ 『読売新聞』、2010年8月10日

⁵⁶⁶ 「創生『日本』」のホームページ、http://www.osei-nippon.jp/?page_id=17(最終閲覧日：2013年10月4日)に公開されている、「役員・メンバー」を参考に筆者が再分析。平沼赳夫が顧問を勤める。

⁵⁶⁷ 声明文の全文は、「創生『日本』」のホームページ、<http://www.osei-nippon.jp/wp-content/uploads/report100805.pdf>(最終閲覧日：2013年10月4日)を参照。

⁵⁶⁸ その他、共同声明への賛同者は次の通り。日本創新党首山田宏、前横浜市長中田宏、杏林大学名誉教授田久保忠衛、京都大学大学院教授中西輝政、高崎経済大学教授八木秀次。共同声明全文は、「創生『日本』」のホームページ、<http://www.osei-nippon.jp/wp-content/uploads/report100806.pdf>(最終閲覧日：2013年10月4日)を参照；署名運動を促す広告では、安倍前首相自らが署名への参加を求める映像がリンクされており、映像を通じて安倍は、菅首相談話だけでなく、河野談話に対しても強く批判している。署名運動及び映像に関しては、「創生『日本』」のホームページ、<https://chicappa-osei-nippon.ssl-lollipop.jp/shomei.html>(最終閲覧日：2013年10月4日)を参照。

⁵⁶⁹ 当初政府は、韓国が植民地支配からの解放を祝う「光復節」である8月15日の談話発表を検討していたが、韓国側は、光復節の李明博大統領の演説で、菅首相談話を受け止めることで、日韓併合条約が締結された8月22日及び、公布・発効の29日とも、反日感情の盛り上がりを抑えることを目指したため、韓国政府への配慮から、8月10日の発表になったという。『毎日新聞』、2010年8月11日

⁵⁷⁰ 和田春樹は同首相談話に対して、同年5月と7月に発表された「日韓併合」100年日韓知識人共同声明が影響しているとしながら、同声明が「今日まで両国の歴史家は、日本による韓国併合が長期にわたる日本の侵略、数次

このように、歴史認識問題に対する謝罪姿勢にかなり踏み込んだ内容となった「菅談話」が、閣議での満場一致を経て首相談話として発表された背景としては、内閣の構成、及び当時の環境的要素の二つに分けて分析することができると考えられる。

まず、鳩山政権でのように、歴史認識をめぐる内閣の構成において、それまでの自民政権とは逆に、「賛成勢力」が8名で「反対勢力」2名を大きく上回っていたことを挙げられる。そして、同時に、与党内だけでなく、閣僚からも上がる反対の声を抑えた、仙谷官房長官らの強い意思が働いていた。弁護士出身の仙谷官房長官は、在日韓国人の権利保護などを手がけた経験から、日韓間の歴史認識問題にこだわりがあり、閣議の場で仙谷は、各閣僚に対し「個々の意見はあまり言わないように」とクギを刺したという⁵⁷¹。

次に、環境的要素としては、先の2007年7月の米下院で、日本に対する歴史謝罪を求めた決議が採択されたことを受け、2008年3月から2010年6月までに、日本国内30の市町村議会において、日本政府の歴史に対する謝罪を求める決議及び意見書が採択されるなど、日韓併合100年を迎えて政府の談話発表を求める動きが幅広く行われていたことが挙げられる。2008年3月28日に、兵庫県宝塚市議会で、「日本軍『慰安婦』問題に対して、政府の誠実な対応を求める意見書」が採択されたのを皮切りに、2010年6月28日の大阪府高槻市議会にて、「『慰安婦』問題について政府に誠実な対応を求める意見書」が採択されるまで、30の市町村議会で採択されたすべての決議文及び意見書では、世界各国及びEUや国連などから、「慰安婦問題」に対する日本政府の謝罪を求めていることを述べている⁵⁷²。つまり、前述したように、「慰安婦問題」に対する安倍内閣による積極的な否認が米下院決議を帰結し、その後、世界各国及びEUなどにおける国会決議へつながっていただけでなく、今度はその動きが、2008年からの日本国内の市町村議会における決議採択を促すことになったのである。そして、日本政府の歴史謝罪を求める幅広い市町村議会の決議運動は、政権与党となる前から、党の政策集を通じて歴史認識問題への取り組みを公表していた民主党内閣を後押しする環境づくりとなっていたと考えられる。

このように、自民党からだけでなく、与党内からも高まる多くの反対の声を抑え込みながら、歴史謝罪に踏み込んだ首相談話の発表を断行した菅内閣は、民主党政権初の終戦記念日である、2010年8月15日を迎え、記録が残っている1980年代以降で初めて、たった一人の閣僚も靖国神社に参拝しないなど、歴史認識問題をめぐって、韓国を初めとするアジア諸国に大いに配慮していた⁵⁷³。これは、前述したように、民主党や与党内における歴史認識をめぐる構成では「反対勢力」が「賛成勢力」を上回っていたにもかかわらず、歴史認識をめぐる閣僚の構成においては、「賛成勢力」が「反対勢力」を大きく圧倒していたという点に加え、鳩山政権から民主党の外交政策として訴えてきた「東アジア共同体」の構築という政権理念上、そのための重要課題として浮上した歴史認識問題の解決に対する民主党内閣の強い意思によるものであった。しかし、そのような民主党内閣の歴史認識問題に対する配慮にもかかわらず、韓国国内では、「慰安婦問題」に対する日本政府の謝罪及び補償を要求する動きがさらに強まっていった。

にわたる日本軍の占領、王后の殺害と国王・政府要人への脅迫、そして朝鮮の人々の抵抗の圧殺の結果実現されたものであることを明らかにしている」と述べている。また、この声明に署名した日本側の歴史家は188人にのぼり、その中には、日韓歴史共同研究委員会の日本側責任者であった三谷太一郎(東京大学名誉教授)も含まれていることから、「『菅談話』はまさに日本の歴史学界の総意に基づいて発されたものである」と評価している。和田春樹「安倍首相にとっての歴史認識問題」『世界』岩波書店、2013年9月、p. 83；談話の全文は、首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html> (最終閲覧日：2013年10月4日)を参照。

⁵⁷¹ 『日本の息吹』2010年10月号、p. 8

⁵⁷² 各地方議会の決議案に関する詳細は、上杉聡「全文掲載 菅談話と国内『慰安婦』決議」『季刊 戦争責任研究』2010年秋号、pp. 36-49を参照。

⁵⁷³ 『毎日新聞』、2010年8月16日

10日の首相談話について、韓国では政府の公式的立場と民間の立場が大きく異なっていた。まず、韓国政府としては、談話発表後に李明博大統領に電話で談話の内容を説明した菅首相に対し、李大統領は「韓国政府として談話を高く評価している」と応じたのに続き、韓国外交通商省は、日本政府が日韓併合100年の首相談話を閣議決定したことについて論評を発表し、「不幸だった過去の歴史を克服し、未来の明るい韓日関係を開拓していこうとする菅首相と日本政府の意志として受けとめる」と歓迎し、談話を評価した⁵⁷⁴。

他方で、韓国国内の民間団体は、首相談話が「併合の不法性」に対して明言せず、「慰安婦問題」にも触れずに個別補償問題を避けたとして、批判と不満の声が上がった。「慰安婦問題」に取り組む韓国の民間団体「韓国挺身隊問題対策協議会」（以下、「挺対協」）は、談話に対し「中身の無い言葉の羅列で、植民地被害への具体的な解決策が示されていない」と不満を表明しながら、「植民地被害者ら問題解決のため、日本政府に、即刻の行政・立法措置を促す」との声明文を8月10日に発表した⁵⁷⁵。さらに、翌日の11日には、「声明書；世界連帯行動の日及び、930回定期水曜示威声明書」を発表し、「日本政府は、国際社会及び韓日地方決議案の勧告と要求を即刻に需要し、立法を通じて日本軍『慰安婦』問題を速やかで明確に解決せよ」と訴えると同時に、韓国政府に対しても、「自国民の人権回復及び正しい過去清算のため外交的・政策的努力を履行せよ」と主張した⁵⁷⁶。2007年の米下院決議案を皮切りに、世界各国及び、日本国内でも広く拡散していた「慰安婦問題」に対する決議の動きを挙げながら、「慰安婦問題」を人権問題として日本政府の謝罪及び法的責任を求めたのである。

このように、民主党政権の発足後から高まっていた韓国国内の期待感が、「菅談話」によって、不満と失望に変わると、民主党政権に対する期待から避けてきた反日デモは再び勢いづき、「挺対協」は世界各国との連帯を通じて日本政府を圧迫する「世界連帯行動」を実行した。また、元「慰安婦」生存者たちが参加し、毎週水曜日に駐韓日本大使館の前でデモを続けてきた「水曜集会」が、第930回を迎えた8月11日を、「世界連帯行動の日」と定め、国際社会が日本軍「慰安婦」被害者らの人権のために連帯して努力することを促したことに歩調を合わせ、カナダ、ドイツ、台湾をはじめにする世界各国及び、日本国内においては東京と大阪でも声明書が発表されるなど、「慰安婦問題」をめぐる反日運動は「菅談話」が発表されてからむしろ強化されるようになった⁵⁷⁷。そして、このように、「慰安婦問題」をめぐる世界連帯運動が勢いを増すなか、2010年10月23日に、米ニュージャージー州パリセイズパーク市の市立図書館前に、米国で初の「慰安婦」記念碑が設置された。2007年の米下院における決議案採択を主導した韓国系の民間団体である、「韓人有権者センター」の働きかけにより立てられた同記念碑では、「日本軍に拉致され、従軍慰安婦として、人々が絶対に目をそらしてはならない人権侵害に受けた20万人の女性を追悼する。人間性に反するおぞましい犯罪を忘れてはならない」と記されており、同記念碑はその後

⁵⁷⁴ 首相は談話発表後、韓国の李大統領との電話会談で、「過去の歴史から目を背けず、反省すべきことは反省しながら、これからの100年を見据え、真に未来志向の日韓関係を強化すべく努力したいというのが自分と自分の内閣の強い思いだ。談話はそのような思いを反映している」と、談話の内容を説明した。『読売新聞』、2010年8月10日、11日

⁵⁷⁵ 声明文の全文は、「挺対協」ホームページ、https://www.womenandwar.net/contents/board/normal/normalView.nx?page_str_menu=0301&action_flag=&search_field=&search_word=&page_no=60&bbs_seq=3754&passwd=(最終閲覧日：2013年10月7日)、「報道資料；日本総理談話に対する挺対協の立場」を参照。

⁵⁷⁶ 「挺対協」ホームページ、https://www.womenandwar.net/contents/board/normal/normalView.nx?page_str_menu=0301&action_flag=&search_field=&search_word=&page_no=60&bbs_seq=3755&passwd=(最終閲覧日：2013年10月7日)

⁵⁷⁷ カナダ、ドイツ、台湾、東京、大阪での「8/11連帯示威声明書」は、「挺対協」ホームページ、https://www.womenandwar.net/contents/board/normal/normalList.nx?page_str_menu=0301&action_flag=&search_field=&search_word=&page_no=59&bbs_seq=&passwd=(最終閲覧日：2013年10月7日)、8月13日に掲載。

の世界各国における「慰安婦」記念碑及び銅像設置の発端となった⁵⁷⁸。

「菅談話」に対して韓国政府が高く評価したにもかかわらず、「挺対協」を中心とする韓国国内の民間団体による、首相談話及び民主党政権に対する批判の声が高まると、それに応じるかのように韓国国会でも「慰安婦」に関する決議案が提案された。韓国の与野党超党派議員15名によって、11月5日に発議された「日本軍慰安婦被害者の名誉回復及び、記念碑設置を促す決議案」では、「慰安婦」被害者に対する日本政府の公式的な謝罪及び法的補償を求めながら、沖縄県宮古島及びパリセイズパーク市に「慰安婦」記念碑が設置されたにもかかわらず、主な被害国である韓国には記念碑がないことを指摘し、慰安所が存在した韓国国内の複数の地域に記念碑を建てることを韓国政府に要求した⁵⁷⁹。

韓国の民間団体及び国会を中心に、「慰安婦問題」をめぐって、日本政府に対する謝罪要求の声が高まる一方で、日韓両国政府は、2010年11月14日に横浜で行われた首脳会談で、8月の「菅談話」で表明した、「朝鮮王朝儀軌」等の朝鮮半島由来の凶書の韓国への引渡しに関する「日韓凶書協定」に正式に合意した。さらに、両首脳は、小泉首相の靖国神社参拝により中止となっていた、「日韓シャトル外交」を再開させることにも合意するなど、日韓両国政府は、日韓併合100年を迎え、歴史認識問題に対する一定の成果を作り上げていた。そして、2010年11月16日に、国会承認を求める閣議決定を経るによって国会に提出された「日韓凶書協定」は、主に野党自民党などからの強い反発にもかかわらず、衆議院にては2011年4月28日に、参議院においては同年5月27日にそれぞれ可決され、6月10日に発効されることとなった⁵⁸⁰。両院とも、審議過程における自民党の反対を抑えての採決であった⁵⁸¹。

このように、民主党政権下、初の終戦記念日の「菅談話」発表及び、靖国神社への参拝閣僚数ゼロ、そして、談話で表明した「日韓凶書協定」を、自民党の反対を抑えながら実行したことなどは、まさにそれまでの韓国が日本政府に求めてきた、歴史認識問題に対する「勇氣あるリーダーシップ」の一環であった。しかし、それにもかかわらず、韓国国内では、「慰安婦問題」をめぐっての日本政府に対する批判の声が収まることなく、結局、「日韓凶書協定」が日本国会で採決され発効された6月から間もない2011年8月30日には、韓国の憲法裁判所において、韓国政府が「日本軍『慰安婦』問題解決に努力しない不作為は憲法違反、被害者の基本権侵害」という判決が下された。これは、2006年7月5日に、当時の元「慰安婦」生存者109名により出された、「日本政府に法的責任があるにもかかわらず、外交通商部が韓日請求権協定の解析及び実施による紛争を解決しなかったため、被害者らの財産権、人間の尊厳・価値・幸福の請求権、外交的保護権を侵害されたもの」との憲法訴願審判の請求に対する、およそ5年ぶりの判決であった⁵⁸²。そし

⁵⁷⁸ 日本では、2008年9月に、沖縄県宮古島に「慰安婦」記念碑が設置されている。『東亜日報』、2010年10月23日

⁵⁷⁹ 同決議案「일본군 위안부 피해자 명예회복 및 기념비 설치 촉구 결의안(日本軍慰安婦被害者名誉回復及び記念碑設置を促す決議案)」の全文は、韓国国会議案情報システム、http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1G0W1J1COF5Y1A6G3N7V4B1E4_Q5B6(最終閲覧日：2013年10月7日)にてダウンロード可能。同決議案は、2012年5月29日に「任期満了廃棄」となった。

⁵⁸⁰ 「日韓凶書協定」に対しての国会における審議過程は、中内康夫「日韓間の文化財引渡しの経緯と日韓凶書協定の成立～国会議論を中心に振り返る～」参議院事務局企画調整室(編)『立法と調査』2011年8月、No. 319、を参照。

⁵⁸¹ 「菅談話」の検討段階から強く反発していた「創生『日本』」は、「日韓凶書協定」が両国政府により合意され、国会に提出されると、2010年12月3日「緊急アピール；朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡し協定が抱える問題」を発表し、「日韓凶書協定」は日本の国益を損ない、すでに解決済みの問題をさらに外交問題とするものであると強く批判した。「創生『日本』」ホームページ、<http://www.sosei-nippon.jp/?p=322>(最終閲覧日：2013年10月7日)でダウンロード可能。

⁵⁸² 違憲宣告文の全文は、憲法裁判所ホームページ、事件情報、http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2006헌마788&mainseq=111&seq=13&list_type=05(最終閲覧日：2013年10月7日)を参照。

て、それまでに「菅談話」及び「日韓図書協定」などに対する日本政府の努力を評価してきた韓国政府は、このような政府の不作为に関する違憲判決を受け、2011年10月11日の第66回国連総会で「第二次世界大戦当時の軍慰安婦を含む組織的強姦と性奴隷は戦争犯罪である」としながら、「慰安婦問題」の解決に、全会員国が努力することを訴えた⁵⁸³。つまり、日韓併合100年という節目を迎え、「賛成勢力」が多数を占める民主党内閣と共に歴史認識問題の解決に取り組み、「菅談話」及び「日韓図書協定」などの一定の成果を果たしてきた韓国政府は、結局、国内民間団体の反発だけでなく、そのような動きを後押ししていた国際社会での「慰安婦」決議案採択の動きに加え、憲法裁判所からの違憲判決が下されると、政府として、日本政府に謝罪と法的責任を求める強硬姿勢をとらざるを得なくなったのである。

そして、「慰安婦問題」をめぐる日韓両国間の葛藤が新たに浮上する中、「朝鮮王朝儀軌」などの図書1200冊の引渡し完了した2011年12月6日からわずか一週間後の12月14日に、「挺対協」は例の「水曜集会」1000回を記念し、ソウルの日本大使館前に「慰安婦」を象徴する銅像である「少女像」を設置した。さらに、民主党政権によって再開されるようになった、12月18日の日韓「シャトル外交」による首脳会談では、韓国の李明博大統領は冒頭から「慰安婦問題」を持ち出し、約1時間の会談の大半がこの問題に費やされた。会談の場では、日本側の野田佳彦首相が日韓関係の重要性を訴え、「経済、安保の順番で話をしたい」と話を向けても、李大統領は「経済問題以前に、歴史の懸案である慰安婦問題について話さなければならない」と一蹴し、「日本政府が認識を変えればただちに解決できる」「解決できなければ、両国間に大きな負担として残る」と畳みかけた。さらに、野田首相がソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を求めると、李大統領はさらに語気を強めて拒否し、「第2、第3の像」設置の可能性まで指摘した⁵⁸⁴。

このような、「慰安婦問題」をめぐる日本政府に対し謝罪と法的責任を強く求める韓国政府及び民間団体の動きは、結果的に日本国内の「賛成勢力」を委縮させることになった。日本大使館前の「少女像」が、韓国当局の許可を得ない不法施設であるにもかかわらず、その撤去を求める日本政府の要求には応じずに、むしろそれを警官が守るなど、いわば「反日無罪」とされる韓国社会の「反日」に対する寛容は、「賛成勢力」が圧倒的多数を占めた内閣によって主導された、民主党政権の韓国を配慮した外交政策に反発する、日本国内「反対勢力」の批判に正当性を与えた。言い換えれば、韓国に対する配慮から「創生『日本』」など「反対勢力」の反発を抑えながらも、「菅談話」及び「日韓図書協定」などを断行した日本の「賛成勢力」としては、歴史認識問題に対する民主党内閣の踏み込んだ取り組みの結果が、「慰安婦問題」をめぐるの日本大使館前の「少女像」設置及び、反日デモとして帰ってきたのであった。

54年ぶりの実質的な政権交代を果たし、歴史認識問題の解決に高い期待が寄せられた民主党政権は、本節で分析するように、野党自民党の75.6%を占める「反対勢力」だけでなく、連立与党内においても「賛成勢力」と同数の「反対勢力」に配慮しなくてはならないという限界を抱えていた。それだけでなく「賛成勢力」が多数を占める内閣によって断行された「菅談話」及び「日韓図書協定」などの成果も、いわゆる「反日無罪」とされる国内の反日ナショナリズムをコントロールすることができず、むしろその動きに便乗するようになった韓国政府の姿勢によって、日本国内の「反対勢力」からの批判の的とされるようになった。そして、民主党政権を通じてその

⁵⁸³ 韓国政府が国連の人権理事会でなく、国連総会にて日本軍の「慰安婦問題」を提起したのは、1997年以後14年ぶりのことであり、韓国政府のこのような強硬な対応に対して、多くのメディアが、憲法裁判所の違憲判決を受け、国際社会を通じて日本政府に対する圧力をかけるためのものであると報じた。『東亜日報』、2011年10月13日

⁵⁸⁴ 会談の詳細に対しては、『読売新聞』、2011年12月19日を参照。

解決策を探し出すことができなかつた「慰安婦問題」は、女性の人権問題として国際社会により一層広く拡散し、いわゆる「少女像」もアメリカをはじめとする世界各地にその数を増やしていった。そうした中、2012年12月の第46回総選挙で自民党が大勝し、第二次安倍内閣が出帆することとなった。

第5節 安倍政権の再登場と、歴史認識の「逆コース」

「慰安婦問題」を中心とする歴史認識問題だけでなく、竹島(韓国では「獨島」)をめぐる領土問題の悪化に伴う最悪の日韓関係のなか、日本では第二次安倍内閣が、韓国では初の女性大統領となる朴槿恵政権が発足し、両国共に新たな政権の下で歴史認識問題に関する方針が立てられた。両国新政府の歴史認識問題への対応は、互いにそれまでのものとは異なる側面があり、その背景には、長期間に及ぶ歴史認識論争を通じて経験した学習効果が働いていた。そして、そのような両国の歴史認識問題に対する対応の変化は、両国間の歴史認識論争のあり方を新たな局面へと導いた。

本節では、第二次安倍内閣の歴史認識問題への取り組みにおける特徴を、第一次安倍内閣との比較を通じて解釈し、また、国会内「賛成勢力」の分裂及び衰退による歴史認識問題の対立構図の変容が、日本の公式的な歴史認識をめぐる論争をどのような方向に導くようになったかを分析する。

1. 第一次安倍政権からの教訓

第二次安倍政権は、2012年12月に行なわれた第46回総選挙で、全480席のうち、自民党一党だけで294議席の獲得という圧勝を成し遂げ、単独過半を達成しただけでなく、自公連立与党で衆議院全議席の3分の2を上回ることによって、登場した。そして、第二次安倍内閣が発足すると、以下の理由により、その歴史認識問題に対する立場が大いに注目を浴びることになった。

まず、第二次安倍内閣の閣僚構成の特徴を挙げるができる。第二次安倍内閣を構成する19名の閣僚は、その全員が国会議員であり、全閣僚の歴史認識問題に対する立場を表すと以下の<表-21>のとおりになる。

<表-21>

政党	議員氏名	反対側												賛成側								二重参加		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	参加可否	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	
自民	安倍晋三	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1										0	0
自民	麻生太郎						1						1										0	0
自民	新藤義孝				1	1																	0	0
自民	谷垣禎一	1	1				1								1								0	0
自民	岸田文雄	1					1								1								0	0
自民	下村博文				1	1	1	1		1		1	1										0	0
自民	田村憲久						1								1								0	0
自民	林芳正														0	1							1	0
自民	茂木敏充						1								1								0	0
公明	太田昭宏														0								0	0
自民	石原伸晃		1									1		1									0	0
自民	小野寺五典						1					1		1									0	0
自民	菅義偉					1	1	1						1									0	0
自民	根本匠		1			1	1	1						1									0	0
自民	古屋圭司		1		1	1	1	1		1				1									0	0
自民	山本一太					1	1							1									0	0
自民	森雅子													0									0	0
自民	甘利明		1				1							1									0	0
自民	稲田朋美				1	1								1									0	0

表のように、第二次安倍内閣は、19名の閣僚のうち16名が「反対勢力」であり、「賛成勢力」1名、「参加なし」が2名であることがわかる。さらに、第一次安倍内閣と同様、「反対勢力」が圧倒的多数を占める第二次安倍内閣の詳細を見れば、全19名の閣僚のうち13名が「日本会議国会議員懇談会」に名を連ねており、全閣僚の7割が「日本会議」をその支持基盤としていることが分かる。このような内閣構成は、「慰安婦問題」だけでなく竹島問題等で、日韓関係がギクシャクしている最中での組閣であったため、日本国内外からの大きな関心が寄せられた。特に、2011年8月初めに、鬱陵島視察のため韓国を訪れ一騒ぎとなり、韓国では代表的な「右翼」として知られていた、新藤義孝、稲田朋美の両議員がそれぞれ総務大臣と行政改革担当大臣として入閣したことは、歴史認識問題をめぐり韓国など周辺国からの懸念を招くに充分であった⁵⁸⁵。安倍首相は、内閣発足後の記者会見で、「全ての閣僚に経済財政、復興、危機管理の三つに全力で取り組むよう指示した。6年前は考えや志が同じ人々を集めようと力を入れた結果、『お友達内閣』との批判を受けた。今回は必ずしも私と完全に意見が一致する人ばかりではなく、広い見地から能力を重視した」と強く表明した。しかし、韓国では「歴史認識問題に対する立場」という観点から、第一次安倍内閣と変わりのない、「反対勢力」もしくは「右翼」集団として受け入れられていたのである⁵⁸⁶。

次に、第二次安倍政権の発足以前から、政権復帰を目指す安倍首相みずからの歴史認識問題に対する関わり、及び確固たる発言などを挙げる事ができる。体調不良により急遽辞任を表明し第一次安倍内閣の幕を降ろした安倍首相は、その後の福田内閣の発足を受けて保守勢力の結集を目指し結成された超党派議員連盟である「真・保守政策研究会」の会長の座に任命されたことを

⁵⁸⁵ 韓国の『朝鮮日報』では、第二次安倍内閣の組閣に対して、「日총리된 아베 첫날부터 도발(総理になった安倍、初日から挑発)」と題しながら、「新藤・稲田の両氏は、昨年(2011年)に独島(竹島)を日本の領土であると主張するため訪韓した際に入国拒否された『極右』である」と報じている。『朝鮮日報』、2012年12月27日

⁵⁸⁶ 安倍首相は2012年12月26日夜の記者会見で、安倍内閣は「危機突破内閣」であると述べた。『朝日新聞』、2012年12月27日

踏み台に復帰を図り、前述したように、同研究会は、やがて民主党政権での歴史認識問題に最も積極的に関わっていた「創生『日本』」に改称される。安倍首相は、第一次安倍内閣での失敗を挽回するかのように、「創生『日本』」の会長として、「慰安婦問題」をはじめにする歴史認識問題及び領土問題等に意欲的に発言していた。そして、そのような安倍首相の「河野談話」に対する立場が露骨に表れ始めたのは、2012年9月の自民党総裁選に立候補してからであった。

2012年9月12日の記者会見で総裁選への立候補を正式に表明した安倍は、「河野談話」について、「強制性を証明するものがなかったというのは安倍政権で閣議決定した。強制性があるという誤解を解くべく、新たな談話を出す必要がある」と語り、第一次安倍政権で大きな波紋を呼び起こし、結果的に米下院での「慰安婦決議」採択への直接的な刺激剤となっていた、「慰安婦問題」の強制性に対する疑惑を再び取り上げた⁵⁸⁷。さらに同月15日に開かれた自民党総裁選の候補者による討論会では、領土及び歴史に関する討論で、「『河野談話』によって、強制的に軍が家に入り込み、女性を人さらいのように連れて行って慰安婦にした、という不名誉を日本は背負っている。[第一次]安倍政権のときに『強制性はなかった』という閣議決定をしたが、多くの人たちは知らない。『河野談話』を修正したことを、もう一度確定する必要がある。孫の代までこの不名誉を背負わせるわけにはいかない」と声高に訴えた。同討論では、参加していた他の候補らが「河野談話」には触れていなかったにもかかわらず、当時の安倍候補はあえて「河野談話」を取り上げ、先の第一次安倍内閣での閣議決定を通じて、談話は既に修正されたにもかかわらず、多くの国民がそれを知らないため、第二次安倍政権で新たな談話を通じて「河野談話」が生んだ不名誉を解消すべきだと主張したのである⁵⁸⁸。

また、自民党の総裁に復帰した安倍は、自民党に圧勝をもたらした2012年12月の衆議院議員総選挙を迎えての11党首討論会の場で、靖国問題及び「慰安婦問題」に関する質問に対し、「任期中に参拝できなかったことは痛恨の極みだった。『河野談話』については、対応の仕方によっては、真実いかんとは別に残念ながら外交問題になってしまう。どう[事実を]知らしめていくのか、有識者の知恵も借りながら考えていくべきだ」と述べ、「河野談話」の見直しを検討する考えを示唆しただけでなく、再び政権を獲得した場合には、第一次内閣では回避した靖国神社参拝を行いたいという考えを表明した⁵⁸⁹。安倍は、自民党総裁選及び第46回衆院議員総選挙を迎えて、第一次安倍内閣当時には、主にアメリカからの圧迫などによって抑えざるをえなかった歴史認識問題に関する従来からの主張を、一層強く訴えたのである。

このように、再び「反対勢力」の核心へと復帰した安倍首相であったが、第二次安倍政権を発足させると、自らの歴史認識問題に対する確固たる主張を堅持しながらも、第一次安倍内閣当時の歴史認識問題に対する内閣の方針とは若干の違いを見せ始めた。第二次安倍政権が発足して間もない、2012年12月27日の記者会見で、菅義偉官房長官は、1995年の「村山談話」については「歴代内閣の立場を今後とも引き継いでいきたい」と延べ、「河野談話」については、「この問題を政治問題、外交問題にさせるべきではない。有識者が検討することが望ましい」と答えた⁵⁹⁰。そして、その後、安倍首相は『産経新聞』とのインタビューで、「河野談話」に対し、「『河野談話』は官房長官談話であり、閣議決定していない談話だ。(平成)19年3月には前回の安倍政権が『慰安婦』問題について『政府が発見した資料の中には軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった』との答弁書を閣議決定している。この内容も加味して内閣の方針は官房長官が外に対して示していくことになる」と答え、第一次安倍内閣当時には、発

⁵⁸⁷ 『朝日新聞』、2012年9月13日

⁵⁸⁸ 日本記者クラブ主催の同討論会に関する詳細は、『朝日新聞』、2012年9月16日を参照。

⁵⁸⁹ 11党首討論会の要旨については、『読売新聞』、2012年12月1日を参照。

⁵⁹⁰ 『読売新聞』、2012年12月27日

足直後から踏襲の方針を表明していた「河野談話」に対しては修正の可能性を示唆するも、その主体は安倍首相本人ではなく官房長官であると述べた⁵⁹¹。このように、第二次安倍内閣では、その発足直後から「村山談話」だけでなく「河野談話」も踏襲することを明言していた第一次内閣とは異なり、自民党出身閣僚が多数を占めた村山内閣での閣議決定を経た「村山談話」は踏襲するが、そうではない「河野談話」については、その政治問題化、外交問題化を避けるために、安倍首相自らは取り組まずに、官房長官を中心に有識者らによる検討を踏まえていくという方針を決めたのである。

このような第二次安倍政権の歴史認識問題に対する基本方針は、国会での攻防でも確認された。2013年2月7日の衆議院予算委員会では、安倍政権の歴史認識をめぐり、民主党の前原前代表と安倍首相の間での質疑応答が行なわれた。委員会で前原前代表が、「河野談話」に関しては菅官房長官による対応が適当であるとした安倍首相の立場に対して、菅官房長官がこの問題に関心を持っていたことはなく、「河野談話」の修正は安倍首相自らの「政治信念」としてやってきた問題であると批判した。それに対し安倍首相は、「河野談話」は閣議決定されたものではなく、当時の河野官房長官が、官房長官の談話として出したものであるため、安倍政権においては官房長官がこの問題を担当し、いたずらに外交問題、政治問題にするべきではないと断言した⁵⁹²。さらに、同委員会で安倍首相は、2007年3月の第一次安倍内閣で、閣議決定による「慰安婦問題」に関する答弁書を出したことは、慰安婦の強制連行を示す証拠はなかったことを明らかにしたことであるということを再三強調した。また、2月18日の参議院予算委員会でも、民主党の小川敏夫議員から「河野談話」に対する立場を問われると、「[『河野談話』は]閣議決定を経たものではなくて、官房長官の談話として出されたものでございますので、答弁が必要であれば官房長官から答弁をさせていただきたいと思っております」と言い切り、続く質疑に対しても、「この問題について、私は総理の立場として議論する考えはございません。総理として議論することによって、外交問題、政治問題に発展しやすくなるんです」と、「河野談話」に関しての首相自らのかかわりを徹底的に回避した⁵⁹³。

政権発足前の総裁選及び衆院選の際には、最も積極的な「反対勢力」として、歴史認識問題に対する自らの立場を強調していた安倍首相が、このように、政権発足後には徹底的な回避姿勢を堅持するようになった背景は何であったか。ここではその要因として次の二つを挙げる。

第一に、第一次安倍政権での学習効果を挙げられる。本章の第3節で触れているように、第一次安倍内閣では、政権発足直後から注目されていた安倍内閣の歴史認識問題に対して、安倍首相自らが積極的に関わった結果、「慰安婦問題」をめぐる国会審議で安倍首相が語った、強制性の「狭義」、「広義」発言は、国内外に大きな波紋を呼び、米下院の「慰安婦決議」採択を促すこととなった。安倍首相は、第一次内閣での経験を強く意識していた。政権発足後のインタビューや国会審議で、「総理大臣として議論すること自体が、いわば外交問題、政治問題化する」との発言は、まさに第一次安倍内閣での経験に対する反省によるものであり、民主党の小川議員との質疑応答では、「総理大臣として前は様々な発言をして言わば外交問題を引き起こしておったわけですが、今回は総理大臣としては発言しないということですか」という質疑に対し、安倍首相は「様々なことを一回総理大臣を務めさせていただきまして学ばさせていただきました。その観点から、この問題については官房長官から答弁するのが適当だろうと、こういう結論に至ったわけでございます」と、その背景を率直に述べている⁵⁹⁴。

⁵⁹¹ 『産経新聞』、2012年12月31日

⁵⁹² 国会会議録、平成25年2月7日、衆議院、予算委員会、6号

⁵⁹³ 国会会議録、平成25年2月18日、参議院、予算委員会、2号

⁵⁹⁴ 国会会議録、平成25年2月18日、参議院、予算委員会、2号

次に、第二の要因としては、7月に控えていた第23回参議院選挙と、その前哨戦となる5月の東京都議会議員選挙への配慮を挙げられる。安倍首相は、先の第一次安倍政権当時から、政権のフレーズとして「戦後レジームからの脱却」を掲げており、これは、2012年末の総選挙における自民党のキャッチフレーズとしても掲げられていた。そして、第二次安倍政権を発足させた安倍内閣は、より強く「戦後レジームからの脱却」を唱え、その第一歩が、念願の憲法改正であった。しかし、第二次安倍政権は、衆議院においては自公連立与党で議席の3分の2を確保したものの、参議院では2007年の惨敗以降、民主党が第一党を占めていたため、憲法改正のためには何よりも7月の参院選で圧勝し、衆参のねじれを解消することが最優先視されていた。このような状況の中で、特に「慰安婦問題」は、前述したような歴史認識問題の「第二の国際化」により、単に歴史認識の問題に限らず、女性の人権問題として国内外で広く取り扱われていたため、「慰安婦問題」に直結しかねない「河野談話」の見直しは、目下の選挙において、女性の人権問題をめぐる逆風を呼び起こす恐れが充分にあった。そのため、7月の参院選だけでなく、その参院選に影響を与えかねない5月の東京都議選を控え、政権発足前のように「河野談話」に対する修正の意向を露呈することを回避せざるを得なくなっていたのである。

両選挙を間近に控えての歴史認識問題に対する負担感、その後の安倍首相の発言に対する素早い対応にも表れていた。安倍首相は、2013年4月23日の参院予算委員会で、過去の植民地支配と侵略について謝罪した「村山談話」について、「『侵略』という定義は、学界的にも国際的にも定まっていないと言ってもいい」と指摘しつつ、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り」という談話の記述に関して、「あいまいな点と言ってもいい。この談話はそういう問題が指摘されている」と述べた⁵⁹⁵。さらに、24日の参議院予算委員会では、麻生副総理ら閣僚3人による靖国神社参拝に中国と韓国が反発していることについて、「尊い英霊に尊崇の念を表するのは当たり前のことであり、閣僚がどんな脅かしにも屈しない自由は確保している」と述べ、閣僚の参拝を容認する考えを明言した⁵⁹⁶。安倍首相の国会での発言に対しては、早速韓国国会が強く反応した。韓国国会の外交統一委員会は26日に、日本の閣僚らによる靖国神社参拝や、安倍首相の「侵略」の定義などを巡る一連の発言を糾弾する、「日本の閣僚などによる靖国神社参拝及び、侵略戦争否認の妄言を糾弾する決議案」を採択し、29日の本会議で原案のとおり可決させた⁵⁹⁷。

このように、歴史認識問題に関する安倍首相の発言が外交上の問題になる兆候を見せると、26日の衆議院の内閣委員会において、共産党の赤嶺政賢議員が安倍首相の歴史認識に迫った。赤嶺は安倍首相に対し、「日本の過去の戦争は、中国や韓国から見れば侵略で、日本から見ると違うのか」と質問すると、安倍首相は「我が国は、かつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えた、その認識においては、安倍内閣は歴代の内閣と共通の立場、同じ立場でございます」と答え、「歴史認識問題について政治の場において議論することが、結果として、外交問題、政治問題に発展していくわけで、それは、それこそまさに歴史家、専門家に任せるべきである」と議論を回避し、自らの発言の收拾に乗り出した⁵⁹⁸。しかし、このような安倍首相の收拾努力にもかかわらず、27日には米紙ワシントン・ポストが、「首相は歴史を直

⁵⁹⁵ 安倍首相の同発言は、国内外から「1934年の『侵略の定義に関する条約』でも、1974年に国連総会で採決された『侵略の定義決議』でも明確にされている」として批判的となった。その一例として、石山久男「なぜ、日本政府は戦争責任を認めないのか」『月刊 女性&運動』2013年9月号、p.7；国会会議録、平成25年4月23日、参議院、予算委員会、10号

⁵⁹⁶ 国会会議録、平成25年4月24日、参議院、予算委員会、11号

⁵⁹⁷ 韓国語での決議案は、「일본각료 등의 야스쿠니신사 참배 및 침략전쟁 부인 망언 규탄 결의안」である。韓国国会議案情報システム、http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1E3Z0D4P2X6Y009H3Y8V0S7M3W8Y2(最終閲覧日：2013年11月13日)

⁵⁹⁸ 国会会議録、平成25年4月26日、衆議院、内閣委員会、9号

視していない」と批判する社説を揚げたのをはじめに⁵⁹⁹、米議会調査局は5月1日に公表した日米関係に関する報告書で、安倍首相の歴史認識について、「侵略の歴史を否定する修正主義者の見方を持っている」と指摘するなど、安倍首相の発言をめぐる問題は容易に収まることはなかった。すると、政府は安倍首相の発言について、「言葉足らずで誤解を招く恐れがある」とし、今後の国会答弁では、事前に閣内の見解をすり合わせようとして対応することになると同時に、誤解を解くための情報発信も強化していくという方針を固めた⁶⁰⁰。

安倍首相の発言に対する收拾を余儀なくされた安倍内閣は、菅官房長官がその後5月7日の記者会見において、「河野談話」に対し「見直しを含めて検討という内容を述べたことはなかった。安倍政権としては、政治問題、外交問題にさせるべきではないというのが基本的な考え方だ」と述べ、事態の鎮静化を図っただけでなく⁶⁰¹、翌日8日の参議院予算委員会において安倍首相は、自身の侵略発言に迫る民主党の大河原雅子議員の質疑に対し、「我が国は、かつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」「侵略の定義については、言わば学問的なフィールドにおいて様々な議論があるということを示し上げた」「政治家としてそこに立ち入ることはしない」などと、歴史認識問題に対する回避姿勢を明確にした⁶⁰²。

このような安倍内閣の歴史認識問題に対する路線変化は、安倍首相の発言を政治問題、外交問題とさせるのを一定程度抑止するのに成功した。そこには次の二つの背景があると考えられる。まず、侵略の定義などに関する安倍首相の発言に対し、粘り強く攻撃するはずの国会内「賛成勢力」が著しく勢力を弱めたことである。それは、2007年の第一次安倍内閣当時、いわゆる「強制性」をめぐる発言に対応した「賛成勢力」と比べると一目瞭然であった。第二次安倍政権においての衆議院内「賛成勢力」は全体の9%に過ぎず、2007年の16.3%よりもさらに減少しており、その中でも、積極的な「賛成勢力」である社民党の議席数はわずか2議席と、国会における歴史認識問題をめぐる攻防において、ほとんど影響力を発揮できない状況であった。民主党も同様に、2007年当時に34名存在していた党内「賛成勢力」は、2013年になっては17名と半減していた。

第二の背景としては安倍内閣の対応の変化が挙げられる。前述したように第一次安倍内閣では、「慰安婦問題」の強制性に関する安倍首相の発言を批判した「賛成勢力」の攻勢に対し、閣議決定によって「反対勢力」が圧倒的多数を占める内閣の歴史認識を貫こうとしていた反面、第二次安倍内閣では、先の政権での経験に基づいて、問題化する恐れのある発言に対して素早く收拾に入り、発言をめぐる「賛成勢力」との論争が政治イシューとなること自体を回避していた。つまり、第二次安倍内閣での、いわゆる侵略の定義に関する発言をめぐる論争は、それを取り上げる「賛成勢力」の弱体化という要因に加え、論争のイシュー化の余地を与えなかった、安倍内閣の迅速な対応により、安倍首相のねらいどおり大きな波紋にはつながらなかったのである。

しかし、このような安倍内閣の対応にもかかわらず、東京都議選及び参院選の両選挙を控える時点における歴史認識問題は、予想外のところから一気に最大のイシューとして波紋を広げることになる。それは、安倍首相及び内閣の対応による一定の収まりが付き始めた5月8日から一週間も経たぬ13日の橋下徹大阪市長の「慰安婦発言」であり、同発言は、日本の国内選挙において初めて、歴史認識問題が選挙結果に直接的な影響を与えるほど大きな反響を呼び起こした。

⁵⁹⁹ ワシントン・ポスト紙の社説に対し、佐々江賢一郎駐米大使は5月1日付の同ワシントン・ポスト紙に「日本政府は、第2次世界大戦の全ての犠牲者に心からの哀悼の念を表明してきた。歴史に正面から謙虚に向き合うことがいつも重要だと考えている」とする反論文を掲載した。『読売新聞』、2013年5月4日

⁶⁰⁰ 『朝日新聞』、2013年5月9日

⁶⁰¹ 『読売新聞』、2013年5月8日

⁶⁰² 国会会議録、平成25年5月8日、参議院、予算委員会、15号

2. 2013年の参議院議員選挙と、「慰安婦問題」

「日本維新の会」(以下「維新」)を設立し、2012年12月の初の衆院選で54議席を獲得し、一気に民主党に次ぐ第3極となるなど、最も注目されるリーダーとして人気を獲得していた橋下大阪市長は、「慰安婦問題」について、「軍の規律を維持するには当時は必要だった」「戦争の悲劇の中で生まれたものだから、慰安婦の方に配慮をもって接しなければいけないけれども、一番の問題は、政府が[慰安婦を]拉致して暴行脅迫で無理やりそういう仕事につけさせたと言われていることだ。そこは違いますよと言わなきゃいけない」と主張し、国内外に大きな波紋を広げた⁶⁰³。既に歴史認識問題としてだけでなく、普遍的な人権問題として、特に女性の人権問題として全世界的な注目が寄せられていた「慰安婦問題」であったため、橋下の同発言は日本全国各地からの女性団体による猛烈な反発を呼び起こした⁶⁰⁴。このような橋下市長の発言に対して最も早く対応したのは他でもなく安倍内閣であった。

安倍は以前から橋下の歴史認識について、「自分の同志」だと評価していた。安倍は、2012年8月28日に掲載された『産経新聞』とのインタビューで、橋下が「河野談話」を批判していることを取り上げ「大変勇気ある発言だと高く評価している」と述べただけでなく、橋下がその根拠として第一次安倍内閣の閣議決定を引用したことに賛意を示し、「戦いにおける同志だ」とまで述べていた⁶⁰⁵。それだけでなく、橋下市長が共同代表を務める維新は、安倍内閣が掲げる「戦後レジームからの脱却」のための憲法改正に協調する姿勢を取っていたため、橋下市長の発言は、韓国など周辺国からだけでなく、国内「賛成勢力」からも、安倍首相ら日本国内「反対勢力」が発してきた一連の「妄言」と同一だと受け取られる危険性があった。そのため、橋下市長の発言が示す歴史認識と同様の歴史認識を安倍政権は持っているという批判を避けなくてはならなかった安倍内閣としては、橋下市長の発言があった翌日14日の参院予算委員会で、「村山談話」及び「河野談話」に対する立場を問う質疑に対し、「村山談話」を安倍内閣の基本的な考え方であると受け入れながら、「『慰安婦』の方々が大変つらい思いをされた。筆舌に尽くしがたい思いをされたことには心から同情する」と述べた⁶⁰⁶。さらに、15日の参議院予算委員会では、民主党の大河原雅子議員が、橋下市長率いる維新を、「憲法を一緒に変えようとしている」勢力であると名指しながら、橋下市長の発言に対する安倍首相の立場を聞くと、安倍は「私の、また安倍内閣の、あるいは自民党の立場とは全く違う発言であるということをはっきりと申し上げておきたい」と繰り返し強調し、橋下市長の発言と一線を画す姿勢を示した⁶⁰⁷。

安倍内閣が二つの選挙を控え、歴史認識問題の浮上を回避するために、橋下市長の発言を批判し一線を画すことに素早く取り組んでいた反面、発言の当事者である橋下市長は、それまでの国

⁶⁰³ 橋下は、また、沖縄の在日米軍幹部に風俗業の活用を働きかけたことも明らかにし、「自分の命を落とすかわかんない極限の状況に追い込まれるような任務で、どこでエネルギーを発散するか考えなきゃいけない。建前論でそういうものを全部ダメと言っていたら人間社会は回りません」と語った。『読売新聞』、2013年5月14日

⁶⁰⁴ 日本全国各地での女性団体による反発の動きは、新日本婦人の会「橋下市長発言に対する新婦人抗議行動のまとめ」『月刊 女性&運動』2013年9月号、pp. 15-19にて詳細に紹介されている。

⁶⁰⁵ 高橋哲哉は、『産経新聞』の記事を引用し、安倍が「東アジア外交を立て直す」うえで、「周辺国への過度な配慮は結局、真の友好にはつながらなかった」として、宮沢談話、河野談話、村山談話の全てを「見直す必要がある」とまで述べていることを紹介しながら、「これが安倍の本音です」と語っている。高橋哲哉「自壊する歴史認識—安倍政権で加速する日本の孤立化」『世界』岩波書店、2013年8月、p. 148

⁶⁰⁶ 国会会議録、平成25年5月14日、参議院、予算委員会、17号；閣議後の記者会見では、稲田行政改革相が「慰安婦制度は女性の人権に対する侵害だと思っている」と不快感を示すほか、下村文部科学相も「橋下氏の発言はタイミングが非常に悪い。あえてこの発言をする意味があるのか」と指摘するなど、複数の閣僚が橋下市長の発言を批判した。『読売新聞』、2013年5月15日

⁶⁰⁷ 国会会議録、平成25年5月15日、参議院、予算委員会、18号

内「反対勢力」による問題発言が、発言直後の撤回及び謝罪という繰り返しを見せていたのとは違い、自らの発言を容易に撤回することはなかった。むしろ、橋下市長は、維新との差別化を図る安倍内閣に対して、「政府が日韓基本条約で法的に解決済みと言うことの方が、慰安婦の方々を傷つけている」などと真正面から反論した上、「欧米が、やってきたことを棚に上げて、日本だけを批判するのはずるいと言いたい」「日本だけが不当に侮辱をされるものではない」と訴えるなど、自らの発言をめぐる難局への正面突破に挑んだ⁶⁰⁸。発言に対する釈明及び反省は、発言があったから3日後の16日に、在日米軍に風俗業の活用を促すかのような自らの発言についても、「表現の拙さがあった。アメリカで風俗というと売買春を思い浮かべる。国際感覚が乏しかったかもしれない。非常に反省すべきところだ」と述べ、アメリカに対する釈明に留った。しかし、一方の「慰安婦問題」に関しては、「戦場での性の問題、各国でひどいことをやっていたにもかかわらず、日本だけが批判を受けているのか」と指摘しながら、「強制連行があったのかどうか、『河野談話』では認めているようだが2007年の閣議決定では否定している」と述べ、「河野談話」における「慰安婦問題」の強制性を取り上げた⁶⁰⁹。また、5月21日の大阪市議会の定例会常任委員会では、発言に対する立場を問う共産党議員の質疑に対し、「慰安婦の方に対しては、みんな反省とおわびはしなければいけない」としながらも、「河野談話」に対しては、「強制連行のところを曖昧にしているから世界からいろんな誤解を生んでしまう」と、その見直しの必要性を訴えるなど、安倍内閣が先の第一次安倍内閣の経験からして、関わりを極力避けていた問題が、橋下市長によって再浮上させられようとしていた⁶¹⁰。さらに、橋下市長は、自身の発言に対する米務省からの批判に対し、「アメリカを始め戦場の性として女性を活用してきた世界各国も自らの過去を直視すべきだ」と反論するなど、まさに、第一次安倍政権が歴史認識問題をめぐり米国に対し真っ向から対応していた姿を再演するかのようであった⁶¹¹。

このような橋下市長の「慰安婦問題」に関する強硬な立場は、歴史認識問題の「第二の国際化」に伴い、「慰安婦問題」を日韓の歴史認識問題に限るものでなく、女性の「人権問題」という普遍的価値に反する問題として取り上げるようになっていた国内外の情勢により、国内人権運動団体及び女性団体などからの激しい反発を呼び起こした。そのため、橋下市長の発言により、国民的注目を浴びるようになった「慰安婦問題」は、二つの選挙を控えてそのような国内外の雰囲気配慮せざるをえない各政党の姿勢にも影響を与え始めた。そのうち、最も著しく表れたのが、先の衆院選で大きく躍進し、東京都議会においての第一党及び、国会参議院において第3極を目指して選挙協力体制を構えていた、維新とみんなの党の亀裂であった。

橋下市長の発言が呼んだ波紋によって、維新の政党支持率が、先の4月の7%から4%に急落するなか⁶¹²、両選挙を控えて維新と連帯し、参院選において25選挙区での候補者の一本化及び、共通公約作りに取り組んでいたみんなの党の渡辺喜美代表は、5月21日の役員会で、「基本的な価値観の相違がある以上、関係の全面的見直しを行わざるを得ない」と述べ、橋下市長による発言で信頼関係が失われたとして、6月の東京都議選だけでなく、7月の参院選においても維新との選

⁶⁰⁸ 『読売新聞』、2013年5月15日

⁶⁰⁹ 『読売新聞』、2013年5月16日

⁶¹⁰ 質疑委員は共産党の山中智子委員、大阪市議会会議録、平成25年5月定例会常任委員会(財政総務)、5月21日01号

⁶¹¹ 詳しくは、橋下市長の簡易投稿サイト「ツイッター」、https://twitter.com/t_ishin(最終閲覧日:2013年1月15日)を参照。

⁶¹² 『毎日新聞』による世論調査によると、維新の橋下徹共同代表(大阪市長)の発言について71%が「妥当でない」と回答し、「妥当だ」の21%を大きく上回った。維新の支持率は昨年12月の衆院選直後の世論調査で民主党を上回って以降、自民党に次ぐ2位の座を守ってきたが、半年ぶりに陥落した。『毎日新聞』、2013年5月20日

挙協力を解消することを正式決定した⁶¹³。現職の東京都知事である石原慎太郎が橋下市長と共同代表を務める維新は、都議選においてみんなの党との連帯を通じて、両党合わせて都議会第一党を目指していたため、選挙直前に最も敏感な 이슈となっていた「慰安婦問題」による両党間の亀裂は選挙に直接的な影響を与えかねなかった。

ここで、みんなの党の渡辺代表が挙げた、維新との「基本的な価値観の相違」とは何を指すのか。渡辺代表はある週刊誌とのインタビューで、そのような維新と相違なる基本的価値観に対して、維新の「右翼的体質」を挙げている。「確かに、我々は憲法改正を主張していますが、決して右翼的ではありません」と述べる渡辺代表は、維新の「右翼的体質」を裏付ける根拠として、石原共同代表が「反米ナショナリズムの右寄り」であること、また、その前身である、「大阪維新の会」の地方議員の中に、かなりの数の「日本会議」メンバーがいることを挙げながら、「日本会議」について、「歴史認識などで韓中両国と対立的な立場を取ることで知られている」と説明した⁶¹⁴。

しかし、ここで注目すべきは、渡辺代表本人の歴史認識問題に対する立場である。2009年に自民党から離党し、みんなの党を結成した渡辺は、維新との協力解消の理由として、維新の「右翼的体質」とその根拠として「日本会議」への多数の参加を述べているが、渡辺自身も「日本会議国会議員懇談会」に参加していただけでなく、安倍首相の主導により「河野談話」の見直しに積極的に取り組んでいた「若手議員の会」にも参加していた。つまり、「慰安婦問題」の強制性に関しては、渡辺代表も橋下市長と大きく変わらない立場であったにも関わらず、選挙を目前に控えて、既に選挙協力を結んでいた維新が橋下市長の「慰安婦発言」により人気失墜すると、選挙での不利益を避けるために、維新との協力解消の理由として、歴史認識を含めた維新の「右翼的体質」を持ち出したのである。

代表自らが「河野談話」の見直しに加担していたにもかかわらず、維新との差別化要素としてその歴史認識を挙げたのは、両党の歴史認識をめぐる構成に違いがあったと考えられる。維新及びみんなの党の両党を、2012年12月の衆院選で二回目当選以上となった議員を基準に、その歴史認識をめぐる構成を比較すると、維新は全15名のうち平沼赳夫を含む8名が「日本会議国会議員懇談会」に所属する「反対勢力」である反面、みんなの党は全6人のうち渡辺代表を除いて「反対勢力」は一人もなく、「賛成勢力」1名という相反する姿を見せる。つまり、維新と同じく、自民党から離党した勢力がその中核となり、憲法改正に対する立場をはじめにして他の政策においても維新と大きく変わらなかったみんなの党としては、国内外に波紋を呼んだ維新の歴史認識こそが、維新との違いをアピールし、選挙協力を解消することができる数少ない要素であったのである。

このようにして、その歴史認識の違いにより選挙協力関係を解消した維新及びみんなの党の両党は、本来、候補者の一本化に合意していた選挙区において、候補者の一本化を取り消し、自党の対抗馬を擁立するという方針を決めた。そして、みんなの党との協力解消を強いられた維新は、橋下体制を維持しつつ正面突破戦略を堅持し、都内の街頭演説で「『慰安婦』問題の発言は世界からも批判を受けているが、日本が侮辱されるなら『事実は違う』と言わなければいけない」、「『慰安婦』問題について威勢の良かった自民党の国会議員は黙ってしまった。選挙前に票を持

⁶¹³ 『読売新聞』、2013年5月21日

⁶¹⁴ 渡辺代表は同インタビューで、「[日本会議に参加する大阪維新の地方議員は]30人近くいると聞きましたので、体質的に相当右寄りの人たちが多いのだと思います。ですから当然そこで当選してくる人たちも似たような主張・傾向を持っている可能性があります」と述べている。「渡辺喜美が突きつけた『橋下徹への公開絶縁状』(1)維新の極右綱領にのけぞった」『週刊アサヒ芸能』2013年5月30日、<http://www.asagei.com/13930>(最終閲覧日：2013年11月20日)

っている団体に何も言えなくなるのと同じだ」などと、橋下市長の発言を市民に直接説明しながら自民党批判へと結び付けることで選挙での生き残りを図った⁶¹⁵。しかし、このように、橋下発言による危機局面を真っ向から受け止めながら突破口を探る維新に対し、みんなの党だけが元協力関係であった維新との対立姿勢を表したほかは、他の政党は失速する維新を相手にせずに距離を置いた⁶¹⁶。

このような雰囲気の中で投票が行われた東京都議選の結果、本来都議会第一党を目指していた維新は惨敗したのに対し、維新との差別化に成功したみんなの党は、自民、民主両党に批判的な無党派層の一定の受け皿となり議席を増やした⁶¹⁷。そして、手ごわい対抗馬になるはずであった維新及びみんなの党の単一候補がいなくなったため、自民党と公明党は、擁立した候補者が全員当選するという圧勝を収めた。

7月の参院選の前哨戦であった都議選で惨敗した維新であったが、橋下市長は、参院選を前にしてもその発言の撤回及び謝罪などはせずに、都議選直後の記者会見では自らの発言に対し、「間違っただとは思っていない。誤解を受けている所はしっかり説明することによって変わらない。批判を受けても意見は言う。理解を得られるように全国を回って訴える」と述べ、参院選の街頭演説などで言及する考えを明らかにした⁶¹⁸。本稿で触れているように、これまでの「反対勢力」議員によるいわゆる「問題発言」は、発言により国内外に波紋が広がると、その直後に撤回し謝罪するという、「『問題発言』－撤回」の繰り返しであった。ではなぜ、橋下市長は、自らの発言がそれまで例を見ないほどに大きな波状を呼び起こし、都議選においても大きな打撃をもたらしたにもかかわらず、より重要な選挙を前にしながらもその強硬姿勢を維持しようとしたのか。ここではその背景として次の二つを挙げる。

まず、橋下市長の歴史認識に関する信念を挙げることができる。橋下市長は、5月13日に慰安婦に関する発言をして以来、米軍及び風俗に関する問題に対しては釈明したが、「慰安婦問題」が持つ強制性に関しては、一度も揺るがない姿勢を堅持した。発言があつてから、橋下市長が一貫して提起している論点とは、一つは「河野談話」が認めた「慰安婦問題」の強制性の有無であり、もう一つは「戦場の性」の問題であった。前者は第一次安倍内閣においても閣議決定を通じて否定していた「強制連行」に対する根拠の問題であり、後者は、戦争当時には必要不可欠なものであったため、日本だけが「性奴隷」国家呼ばわりされるのは不公平であるという主張である。橋下市長は、それまで「反対勢力」議員及び閣僚らが、自らの発言が波紋を呼んではずぐに撤回していたのとは逆に、発言から二週間後の5月28日に日本外国特派員協会で記者会見を開き、むしろ国内外に対して、自身の主張をより一層積極的に説明するという異例の姿を見せた。橋下市長は「慰安婦問題」を巡る自らの発言の真意を、約2時間30分にわたって海外メディアに丁寧に説明することによって、自身の確固たる認識を明確に表したのである。

次に、選挙を控え、「反対勢力」支持層を意識したものと考えられる。橋下市長の発言は、女性の人権問題という脈絡から国内外に大きな波紋を呼び起こし、批判の声が相次いでいたが、日本国内には、橋下市長が揺るがずに一貫して強調する「慰安婦問題」の強制性に関する主張と同調する声も決して少数ではなかった。それを裏付けるのは、大阪市が橋下市長の発言があつた5月13日から一ヶ月間にわたって、電話やインターネット及び、市役所への訪問などを通じて寄

⁶¹⁵ 『読売新聞』、2013年6月17日

⁶¹⁶ 橋下氏が批判の矛先を向けた自民、公明両党と、民主党は「維新は放っておいても失速する。あえて言及する必要はない」（民主党幹部）などとして、距離を置いており、16日も自民党の石破幹事長や公明党の山口代表、民主党の海江田代表が都内でマイクを握ったが、維新について目立った批判はなかった。『読売新聞』、2013年6月15日

⁶¹⁷ 改選前に3議席だった維新は、都議選で候補者34人を擁立しながら、当選者は2人に留まった。

⁶¹⁸ 『読売新聞』、2013年6月25日

せられたおよそ9140件の意見のうち、政策企画室広聴担当が対応した約2500件について、その内容を分析したところ、「大阪の恥だ」などの批判と、「正しい歴史的事実を述べている」といった賛同が、ほぼ半々であったということを挙げられる⁶¹⁹。つまり、先の世論調査では、米軍に風俗の活用を促す内容も含めての橋下市長の発言について、7割が「妥当でない」と回答し、「妥当だ」の2割を大きく上回ったものの、発言の中で強調している「慰安婦問題」の強制性に関しては、少なくとも大阪市民から寄せられた意見の半分は同調していたということが分かる⁶²⁰。このように、橋下市長の確固たる歴史認識に同調する市民からの意見は、両選挙を前にして配慮すべき声であったと考えられる。理由は、もし発言を撤回し、謝罪した場合には、同調の意見を寄せた有権者半分の支持までも失うということになりかねなかつただけでなく、なによりも、自らの歴史認識に対する強硬姿勢は、選挙を控えて「慰安婦問題」に対し徹底的な回避姿勢を維持する安倍内閣及び自民党との違いを訴えるための重要争点であったためである。

このような背景から、慰安婦に関する発言を撤回せずに、7月の参院選に正面突破を挑む維新との協力関係を解消したみんなの党は、都議選に続き参院選においても、候補一本化戦略を取り消し、維新の候補に対立する対抗馬を擁立することになった。維新及びみんなの党は、2013年3月の末に、夏の参院選の選挙協力で、1～3人区の計25選挙区で候補者を一本化することで合意していたため、該当選挙区における候補者一本化の取り消しは、特に、高支持率を維持する自民党に継いでの当選を図れる、2人区及び3人区の選挙区において大きな変化をもたらした⁶²¹。7月21日に行われた参院選投票の結果、本来、維新及びみんなの党による候補一本化が合意されていた2人区及び3人区の選挙区を中心にして、両党の協力解消が及ぼした変化を整理すると以下の表-22とおりになる。

<表-22>⁶²²

選挙区	候補一本化	協力解消後 実際立候補	結果(当選政党と維新・みんな両党を表示 / 数字は得票%)	
2人区	茨城	維新	維新・みんな	自民(当/48.4)、民主(当/17.6)、みんな(13.3)、維新(11.0)
	静岡		維新・みんな	自民(当/41.5)、民主(当/30.0)、みんな(12.2)、維新(7.8)
	新潟		維新	自民(当/43.0)、民主(当/19.3)、生活(15.6)、維新(10.1)
	京都		維新・みんな	自民(当/37.0)、共産(当/20.7)、維新(11.0)、みんな(6.8)
	兵庫		維新・みんな	自民(当/37.8)、維新(当/26.1)、みんな(7.6)
	広島		維新	自民(当/46.3)、民主(当/17.2)、維新(15.4)
	福岡		維新・みんな	自民(当/49.2)、民主(当/17.9)、維新(11.4)、みんな(9.1)
	北海道	みんな	みんな	自民(当/37.7)、民主(当/24.4)、みんな(10.9)
	宮城		みんな	自民(当/44.7)、みんな(当/23.3)
	長野		みんな	自民(当/37.2)、民主(当/30.0)、みんな(10.9)
3人区	千葉	維新	維新・みんな	自民(当/28.5)、自民(当/17.5)、民主(当/16.3)、みんな(11.9)、維新(7.8)
	埼玉	みんな	みんな	自民(当/34.1)、公明(当/20.4)、みんな(当/16.5)
	愛知		みんな・維新	自民(当/35.4)、民主(当/24.9)、みんな(当/11.6)、共産(9.1)、維新(6.0)

⁶¹⁹ 『読売新聞』、2013年6月29日

⁶²⁰ 実際、後の7月22日から23日に『読売新聞』により行われた世論調査結果によれば、「河野談話」見直しの必要を聞く質問に対し、「見直すべき」が42%、「見直す必要はない」が35%と、「見直すべき」という意見が上回っている。『読売新聞』、2013年7月24日

⁶²¹ 一本化合意選挙区に関する詳細は、『朝日新聞』(デジタル)、2013年3月29日、<http://www.asahi.com/politics/update/0329/TKY201303290510.html>(最終閲覧日：2013年11月20日)を参照

⁶²² 『読売新聞』、2013年7月22日、「第23回参院選選挙区選の開票結果」を参考に筆者が作成。

上の表から分かるように、本来は候補一本化に合意していた選挙区において、維新及びみんなの党の両党がそれぞれの対抗馬を擁立することによって、その結果に変化が現れたと分析できるのは、茨城、福岡、そして千葉県の三つの選挙区である。この三つの選挙区においては、維新、みんなの党の両党の得票率を合わせた場合、すべての選挙区において第二位で当選している民主党を上回ることが可能であったということがわかる⁶²³。そのため、橋下市長の「慰安婦発言」による両党の協力解消がなく、候補一本化が維持されていた場合、参院選全体においては、民主党の議席は3議席減り、維新は少なくとも3議席を伸ばすことができたということになる。

このように、橋下市長の「慰安婦発言」による波紋は参院選において一定の影響を与えたことがわかる。そして、当初、橋下市長の発言は、両選挙を目前にして、日本国内だけでなく、欧米を含めた全世界的イシューになるほどの大騒ぎとなっており、その悪影響は、橋下市長率いる維新と同様の歴史認識であると思われがちな自民党にも不利益を与えることと予想された。しかし、7月21日に投開票された参院選の結果は、自民党及び公明党が擁立した連立与党候補すべてが当選するという圧倒的な大勝となった。これは何を意味するのか。

選挙を前にした橋下市長の発言により「慰安婦問題」が急浮上したものの、それが選挙全体の結果を左右するほどの主要争点となることはなかった。もちろん、その背景には、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる安倍内閣の経済政策及び、2011年の東日本大震災による福島原発を含むエネルギー問題など、選挙の主要アジェンダに関心が寄せられたということもあったが、そのほかにも、先に述べたような、国会における対立構図の不在という点が挙げられる。それは、前述したように、第一次安倍内閣の経験から得た学習効果による、安倍内閣の徹底的な論争回避及び、その問題を争点として積極的に取り上げる、国会内「賛成勢力」の衰退によるものであるということ、言うまでもない⁶²⁴。

しかし、7月の参院選においては、歴史認識問題をめぐっての、それまでとは違う注目すべき一つの特徴があった。それは、歴史認識問題に対する「反対勢力」の考えが、与党の政策として具体化されたことである。自民党は参院選を控え、6月20日に発表した「参議院選挙公約2013」では、「外交・防衛」分野において歴史認識問題に対しては一切触れなかったが、同じ日に発表され、選挙公約の基礎となった「総合政策集2013」では、同じく「外交・防衛」分野において、「領土・主権・歴史問題に関する研究機関の新設」を挙げながら、「慰安婦問題」に対して次のように明記している。

「各種の戦後補償裁判やいわゆる慰安婦問題の言説などにおいて、歴史的事実と反する不当な主張が公然となされ、わが国の名誉が著しく損なわれています。これらに対しても新機関の研究を活用し、的確な反論・反証を行います」⁶²⁵

つまり、自民党は参院選において一般有権者に広く頒布される選挙公約集においては「慰安婦

⁶²³ 茨城県で立候補した維新新人の石井章は、7月20日の夜、最後の街頭演説を終えては投開票を待たず、「みんなの党との分裂がなければ絶対に勝てた」と語った。『読売新聞』、2013年7月23日

⁶²⁴ 安倍首相は7月3日に行われた党首討論会で、歴史認識に関し、「政治問題、外交問題になることを前提に、それを計算しながら歴史を読み解いていくのは間違っている」と述べながら、「村山談話」については「私は植民地支配、あるいは侵略をしていなかったということは言っていない。しかし、それを定義する立場にはない。そういう謙虚さが必要だ」と歴史認識問題に関する議論を回避した。菅官房長官も同日の記者会見で「公式には、首相も村山談話を引き継ぐと申し上げている」と、首相の発言に村山談話を否定する意図はないとの考えを示した。『読売新聞』、2013年7月4日

⁶²⁵ 自民党及び民主党の参院選公約集及び総合政策集などは、各政党ホームページの「政策」カテゴリーにてダウンロードすることができる。自民党ホームページ「政策」<https://www.jimin.jp/policy>(最終閲覧日：2013年11月20日)、民主党ホームページ「政策」<http://www.dpj.or.jp/policies>(最終閲覧日：2013年11月20日)

問題」などの歴史認識問題を表に出さずに、その基礎となる詳細な政策集においては、「慰安婦問題」を取り上げながら、「河野談話」の見直しを示唆する内容を明確に記載していたのである。

一方で、第一野党となった民主党の選挙公約はどのようになっていたのだろうか。6月10日に発表された民主党の参院選公約集「マニフェスト2013」のなかでは、「外交・防衛」分野において歴史認識問題に触れることはなかった。また、自民党がその総合政策集にて歴史認識問題に対する政策を具体的に記しているのとは異なり、民主党はその公約集の基礎となる「民主党政策集2013」においても、歴史認識問題に対しては一切触れていない。

歴史認識問題をめぐる論争において、2013年の参院選で現れたこのような特徴は何を意味するのだろうか。振り返れば、このような自民党の姿は、「賛成勢力」が多数を占める鳩山政権を充足させた、2009年の衆院選における民主党の姿であった。当時の民主党は、衆院選の公約集「マニフェスト2009」の基となる「INDEX2009」の中で、靖国問題を始めに、歴史認識問題に対して明確に述べていながらも、一般に広く頒布される公約集においてはその問題に触れていなかった。それが、2013年の参院選においては、最も積極的な「反対勢力」である安倍首相率いる自民党によって再演されたのである。

そして、「第二の国際化」により、米国をはじめとする国際社会からの日本の歴史認識問題に対する関心が次第に高まるなか、その政権公約に「河野談話」の見直しを示唆した安倍政権が、圧倒的支持を得て衆参のねじれを解消させたことによっては、日本の歴史認識問題をめぐる国内外の論争のあり方は更なる変化を迎えることになる。

3. 歴史認識の「逆コース」の始まり

2012年の衆議院議員選挙に続き、7月の参議院議員選挙でも圧勝を成し遂げるによって、衆参のねじれ解消を果たした安倍政権では、歴史認識をめぐっての国会内の対立構図はその均衡を失い、2016年の参院選まで選挙のない3年間、安倍首相率いる「反対勢力」に対しての国会「賛成勢力」の牽制は期待できない状態となった。そして、衆参のねじれを解消した第二次安倍内閣は、初の終戦記念日となった2013年8月15日の全国戦没者追悼式の式辞で、1993年の細川内閣以来、歴代首相が踏襲してきたアジア諸国への加害責任に触れなかっただけでなく、同年12月末には、安倍首相自らが靖国神社参拝を断行した。靖国神社参拝で大きな波紋を起こした小泉首相の参拝でも、先の中曽根首相による1985年の公式参拝と同様、「一礼」のみの参拝作法を取っていたものの、2013年末の安倍首相による靖国参拝は「二礼二拍手一礼」の神道式作法を取るによって、明らかに政教分離という違憲問題ともなるものであった⁶²⁶。このように、第二次安倍政権はそれまで日本政府の公式的な歴史認識として作り上げてきた共通の枠組みを、一つ一つ逆戻りさせていった。そして、歴史認識の「逆コース」と称すべく、歴史認識問題に対する安倍政権の動きの中でも、特に、「慰安婦問題」の強制性を認めた「河野談話」の見直しへの取り組みは、国内外からの最も大きな注目を浴びていた。

先の第3節で触れたように、歴史認識問題の「第2の国際化」を呼び起こした、2007年の米下院での「慰安婦決議」は、慰安婦に対する日本政府の謝罪を要求する声を国際社会に広く拡散させ、やがては、日本国内の地方議会でも、「慰安婦問題」に対する日本政府の誠実な対応を求める決議、又は声明書を採択するという事態となっていた。その数は2010年6月28日の大阪府高槻市議

⁶²⁶ 吉田裕「戦後史のなかで安倍首相の靖国参拝を考える」『前衛』2014年4月号、pp. 39-41；このような靖国参拝強行の背景として、本稿で触れてきた国内「賛成勢力」の分裂及び衰退という国内的抑止手段の不在だけでなく、経済・軍事大国として浮上する中国を牽制するための日本の役割が、「靖国問題」に敏感であるはずの同盟国アメリカの対アジア戦略において増大することによる、国外的抑止手段の弱体化を挙げられる。

会までの30件からさらに増え、2013年6月27日の京都府城陽市議会での決議まで、42件となっていた⁶²⁷。このように、「慰安婦問題」に対する国内外からの批判の声が高まるなか、2013年5月の橋下市長の発言によって、「慰安婦問題」に対する日本政府の対応が更に厳しく問われると、日本国内では、その強制性を認めた「河野談話」の見直しを要求する声も同時に起きた。その動きを民間レベルで主導したのは「つくる会」であった。

橋下市長の発言があつてから、およそ2週間後の5月28日に開催された、緊急国民集会「橋下発言と『従軍慰安婦』問題の本質—政府は速やかに『河野談話』を撤廃せよ」から署名運動を始めた「つくる会」は、3ヶ月間で3万筆以上の署名を集め、安倍首相宛てに提出した⁶²⁸。また、同年7月に発足された「『慰安婦』の真実国民運動」は、その結成趣旨を「『慰安婦問題』に関する」事態の展開を憂慮する関係者が集まり、慰安婦問題で日本の名誉を守ろうとする立場の個人・諸団体の連絡組織」とし、「慰安婦問題」の強制性を否定する「『慰安婦の真実』に関する国民へのアピール」を発表しただけでなく、「慰安婦問題」に関する決議を行った全国42の地方議会へ決議の見直しを要求する意見書を送付するなど、市民レベルにおいての「河野談話」の見直し運動を活発に行つた⁶²⁹。

ここで、「河野談話」の見直しを強く要求する国内諸団体の主張内容を見れば、談話の見直しの必要性に対して、「河野談話」が慰安婦の強制連行の最大の証拠とされ、各国の日本非難決議の根拠となっており、世界的な日本バッシングの風潮の原因であると主張していることが分かる。つまり、国内諸団体の訴えは、当時アメリカを中心に繰り広げられていた「慰安婦記念碑」及び「慰安婦像」建立の拡散運動が、どれほど活発に行われていたのかを反映していた。

前述したように、2007年の米下院での「慰安婦決議」採択は、日本の歴史認識をめぐる論争に対して、日韓両政府に大きな教訓を与えた。それは、日本政府、即ち安倍首相にとっては歴史認識問題を外交問題及び政治問題にさせ、アメリカのかかわりを招くことは望ましくないという教訓であり、逆に、韓国政府にとっては、アメリカをはじめ国連などの国際社会を相手に日本の歴史認識に関する問題を訴えることが、より効果的であるという教訓であった。そして、その教訓通り、歴史認識問題をアメリカで拡散させようとする韓国と、それを阻止しようとする日本の対立を最も代表的に見せたものが、アメリカ国内における「慰安婦記念碑」及び「慰安婦像」の拡散運動であった。

2010年10月、ニュージャージー州のパリセイズ・パークに初の慰安婦記念碑が建立されてから、2014年8月現在まで、慰安婦を象徴する9つの記念碑及び銅像がアメリカ国内に設置された⁶³⁰。この中でも、米下院の「慰安婦決議」を記念して、7月30日を「慰安婦の日」としたカリフォルニア州グレンデル市の慰安婦像建立は、在米日本人社会からの大きな反発を呼んだ。

グレンデル市では、駐韓日本大使館前に設置された「少女像」と同一の慰安婦像を、2013年

⁶²⁷ 決議、もしくは声明書を採択した42の各地方議会及びその日付は、「『慰安婦』の真実国民運動」のブログ、<http://ameblo.jp/ianfushinjitu/page-3.html> (最終閲覧日：2014年7月21日)を参照。

⁶²⁸ 同署名運動は、翌年2月3日第2期の2万4千筆を提出し、その後も署名運動を続けた。『読売新聞』、2014年2月3日

⁶²⁹ 同アピール及び意見書の全文は、「『慰安婦』の真実国民運動」のブログ、<http://ameblo.jp/ianfushinjitu/> (最終閲覧日：2014年7月21日)を参照。

⁶³⁰ アメリカ国内に建立された慰安婦関連記念碑及び銅像は次のようである。慰安婦記念碑：ニュージャージー州パリセイズ・パーク(2010年10月)、ニューヨーク州ナッソー郡(2012年6月)、カリフォルニア州ガーデングローブ市(2012年12月)、ニュージャージー州バーゲン郡ハッケンサック(2013年3月)、バージニア州フェアファックス郡(2014年5月)、ニュージャージー州ユニオンシティ(2014年8月)。「慰安婦決議案」記念碑：ニューヨーク州ナッソー郡の慰安婦記念碑の両サイド(2014年1月)。慰安婦像：カリフォルニア州グレンデル市(2013年7月)、ミシガン州サウスフィールド(2014年8月16日)；さらに、2014年8月20日にカリフォルニア州フラートン市議会がフラートン博物館前に慰安婦像を設置する案を、賛成3反対2で決めている。『朝鮮日報』、2014年8月22日

7月30日に、市の中央公園に建立する議案が提出され、その議決にあたって一般の市民が意見を述べる公聴会が開催された。7月9日の公聴会では、日本系29名、韓国系7名の、合計36名の市民が陳述を行い、「少女像」建立に対して次のように各自の主張を訴えた。まず、日本側の主張の要旨は、「慰安婦が日本政府によって強制的に駆り出されたというのは作り話であり、1965年日韓基本条約にて解決済みであるため、残るは韓国政府が解決すべき義務である。(中略)この議案は、基本的人権の問題ではなく、外交問題である。したがって、地方自治体は外交問題から撤退し、連邦政府に任せるべき」であるということであった。このような日本側の主張に対し韓国側は、「韓国女性に性奴隷にされた事実は隠せない」と主張しながら、「河野談話」を根拠に、「日本政府自身が性奴隷の管理・運用への関与を認めているじゃないか」と指摘した。また、韓国側の主張は、「日本は歴史認識を枉げようとしており、『慰安婦問題』は歴史的な事実である。悲惨な仕打ちを受けた女性のために記念碑をたてることは、『女性の人権』を尊重して人類の幸福を推進するためのものであり、決して外交問題ではない」というものであった⁶³¹。アメリカ国内における慰安婦のモニュメントの拡散をめぐる、日韓両国の在米国民が対立した代表的事例となった同公聴会において、日本側は、「慰安婦問題」の強制性を否認することに焦点を当て訴えている反面、韓国側は、「従軍慰安婦」という存在自体が人倫に反する悲惨な歴史であり、忘れてはならない「普遍的な人権問題」ということに焦点を当てていた。その結果、異例にも29名という大勢の在米日本人が駆けつけ、自身らの論理を必死に訴えたものの、議案は賛成4対、反対1で採択され、「少女像」が建てられることになった。そして、「少女像」の傍らの碑には、その他の慰安婦記念碑と同様、「1932年から45年まで、日本軍に連行され、強制的に性奴隷にされた20万人以上のアジア人、オランダ人の女性たちを記憶にとどめるために」という文句が記された⁶³²。

このように、アメリカ国内で慰安婦記念碑及び銅像が拡散すると、在米日本人社会は、日本の名誉を著しく傷つけるとして、その根幹となった「河野談話」の見直しを政府に強く求めるようになった。アメリカで日本の地位向上に取り組むことをその設立趣旨とする「日本再生研究会」の目良浩一は、グレンデルの公聴会に参加した後、「カリフォルニア・グレンデル市の慰安婦像建立と問題点：そして緊急政策提言」を発表し、「災いの根源になっている1993年の『河野談話』を直ちに修正して、慰安婦の採用にあたっては、政府や軍は関与していなかったことを明確に公表すること」を緊急提言した⁶³³。また、同じく公聴会に参加し、「慰安婦像」の建設反対を訴えた小島一郎は、公聴会后、カリフォルニアからのネット放送で、「在米日系人、日本人は苦しい立場に立っています。安倍政権、外務省は一丸となり、我々の雪辱を果たしてください」と祖国に向けて訴えるなど、在米日本人たちは、慰安婦像の設立反対運動にとって最大の障害となっているのが「河野談話」であり、政府がまだ正式に修正していないために、「慰安婦問題」の強制性を認めた談話が日本政府の公式的な立場であると主張されてしまうと力説した⁶³⁴。前述した「『慰安婦』の真実国民運動」の「『慰安婦の真実』に関する国民へのアピール」で、「河野談話」が世界的な日本バッシングの風潮の原因であると訴えたのは、このような事態を指すものであった。

「河野談話」の修正を求める日本国内外からの強い要求に、最も積極的に対応した政治勢力は橋下市長率いる維新であった。維新は、2013年11月21日、同党の国会議員21名が参加する「歴史

⁶³¹ 公聴会に関する詳細は、目良浩一「立ち上がった在米日本人たち」『will』2013年9月号、pp. 232-238を参照。

⁶³² 『読売新聞』、2013年8月1日「社説：強制連行巡る誤解を正したい」

⁶³³ 日本再生研究会SCのブログ、<http://blogs.yahoo.co.jp/japanrebirth/32275152.html> (最終閲覧日：2014年7月22日)を参照；『読売新聞』、2013年11月15日

⁶³⁴ 山際澄夫「朝日が“建てた”米国慰安婦像」『will』2013年10月号、p. 201

問題検証プロジェクトチーム」(以下、「歴史検証PT」、座長：中山成彬元文部科学相、事務局長：杉田水脈衆院議員)を発足させ、「河野談話」の見直しに積極的に取り組み始めた⁶³⁵。「歴史検証PT」は、それまでに市民レベルにおいて、「河野談話」の撤廃を求め最も積極的に取り組んでいた「つくる会」と連帯し、2月20日に談話の見直しを求める国民署名運動を、つくる会の署名運動に引き続き開始し、2ヶ月間で14万筆以上の署名を集め菅官房長官に手渡した⁶³⁶。さらに、「歴史検証PT」は、2014年4月19日に、「つくる会」と連帯して「『河野談話』の早期撤廃を求める国民大集会」を開催し、「『河野談話』の早期撤廃を求める決議」を採択するなど、安倍内閣に対し「河野談話」を見直すように強く圧力をかけた⁶³⁷。

このように、「河野談話」の見直しを最前線で訴える「歴史検証PT」の山田宏は、2014年2月20日の衆議院予算委員会で、「河野談話」とりまとめの実務責任者だった石原信雄元官房副長官を参考人として出席させ、談話の作成経緯及び、その根拠に対して質疑した。石原の証言内容の要旨は、第一に、官憲の直接の関与を示す資料は見つからなかった、第二に、韓国政府が用意した元慰安婦16人の証言に基づいて談話を作成した、第三に、証言の裏付け調査は行わなかった、第四に、談話の文言は韓国政府と「意見のすり合わせ」を行ったと推定されるというものであった⁶³⁸。そして、石原元官房副長官の証言で、「河野談話」の重要な根拠となった元慰安婦16名の証言が、その事実関係を確認する裏付け調査が行われていなかったことを公の場で明確にした山田は、菅官房長官に元慰安婦16名の証言内容を検証する政府チームの設置を求めた。このようにして、但木敬一元検事総長を座長とする有識者5人の検証チームが菅官房長官の下に作られ、「河野談話」の検証に取り組んだ。この一連の過程は、「河野談話」の見直しに最も積極的に取り組んでいた維新の質問に答える格好で、「河野談話」の実質的な検証を進める手筈を決め、連帯プレーで検証チームに裏から官邸が協力するという形で行われていた⁶³⁹。そして、その検証結果として、6月に国会に提出された報告書の要旨は次のようであった。第一に、談話を作る際、日韓両政府は文言を事前調整した。第二に、両政府は事前調整したことは非公表とすることで一致していた。第三に、日本は「強制性」を裏付ける資料はないと認識していた。第四に、韓国人元慰安婦の聞き取りの裏付け調査は行われなかった、第五に、アジア女性基金で韓国人元慰安婦61人に「償い金」が支払われた。このような検証結果は、つまり、「河野談話」とは、日本政府が韓国政府から再三の「添削」を受けながら完成させた事実上の「共同文書」であるということを示唆するものであり、談話作成に当たった日本政府の基本方針を、「韓国政府の意向・要望で受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で、文言を巡る調整に臨んだ」と結論づけるものであった⁶⁴⁰。

一方、国内外からの強い反発を招きかねない「見直し」の代わりに、「河野談話」を「継承」しながらの「検証」という手を取った安倍内閣に対して、国会内「賛成勢力」のけん制の動きは、極めて微弱なものであった。衆議院における議席数が57と急減し、第一野党となった民主党は、安倍内閣による「河野談話」検証の動きが本格化し始めた2月から、その検証報告書が出される6

⁶³⁵ 神戸新聞NEXT、<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201311/0006515924.shtml>(最終閲覧日：2014年7月22日)

⁶³⁶ 『産経新聞』、2014年4月18日

⁶³⁷ 決議の要旨は次のようである。「『河野談話』は、完全に誤った事実認識に基づいており、今も世界中で日本の名誉を傷つけている。談話を見直すべきとの国民の声は沸騰し、多数意見となっている。今こそ我が国の名誉を回復する時である。日本は、今後、世界に向けて歴史の真実を発信すべきである。「つくる会」ホームページ、<http://www.tsukurukai.com/News/index.html#dainikishomei>(最終閲覧日：2014年7月22日)を参照。

⁶³⁸ 国会会議録、平成26年02月20日、衆議院、予算委員会、12号

⁶³⁹ 堤亮「河野談話『見直しせず』の裏に『アメリカ』の意向」『リベラルタイム』2014年5月号、pp. 47-48

⁶⁴⁰ 『読売新聞』、2014年6月21日

月まで、第一野党としてのこれと言った対応を取ることはなかった。そこには、以前から民主党が抱えていた、歴史認識問題に対する不統一という限界が変わりなく存在していた。民主党は、党内の歴史認識構成において「賛成勢力」が若干の優位を占めていたが、党内の最も積極的な「反対勢力」である松原仁が、同党の国会対策委員長を務めているなど、党内「反対勢力」に配慮せざるを得ない状態となっていた⁶⁴¹。そのような民主党の歴史認識は、積極的「賛成勢力」である海江田万里代表が、3月3日の記者会見で「『河野談話』を見直すべきではない」と、政府の検証を批判した反面、松原国対委員長は6日の記者会見で「[当時の政府が韓国人元慰安婦の]証言の裏付けをしていなかったことを踏まえ、本当はどうだったのかという議論があってもおかしくない」と述べるなど、その不統一を浮き彫りにしていた⁶⁴²。

このような民主党とは違い、「河野談話」検証の動きに強く反発したのは共産党だった。共産党の山下芳生書記局長は2月24日の記者会見で、石原元官房副長官が国会で「証言の裏付け調査は行われていない」と答えたことに対し、「当時の文書は[戦後に]全部燃やしているわけで、[慰安婦の証言の]裏付けも取りようがない。わざわざ、あるはずがないものを持ち出して、談話全体を否定するようなやり方はひきょうだ」と政府側を強く批判した⁶⁴³。さらに、共産党は3月14日、「歴史の偽造は許されない——『河野談話』と日本軍『慰安婦』問題の真実」と題する党見解を公表し、「河野談話」の作成過程を検証する安倍政権の方針について「見直し論は歴史を偽造し、重大な戦争犯罪を免罪するものだ」と訴えるなど、党が一丸となり談話検証の動きを強く批判した⁶⁴⁴。しかし、このような共産党の積極的な牽制の動きに同調する国会内「賛成勢力」は、完全に衰退していた。国会内13.5%の「賛成勢力」は、「反対勢力」が党所属衆議院議員294名の過半を占める自民党及び、「反対勢力」主流の維新が連帯して推進する「河野談話」の検証を阻止するにはとても及ばない状態となっていた。そして、このような国会内における歴史認識論争の対立構図の変容によって、1993年に発表されて以来20年以上、日本の公式的歴史認識として守られてきた「河野談話」は、国会におけるまともな議論すら行われずに、「日韓両国間の妥協の産物」という評価に「格下げ」された格好となった。

このような安倍内閣による歴史認識の「逆コース」の動きに対して、韓国政府は国際社会への訴えかけを通して積極的に対応していた。その主な対応は、大きく三つに分かれた。第一には、アメリカに直接訴えることであった。韓国は、2013年5月の朴大統領の訪米当時から既に、日本の歴史認識問題を米国側に訴えていた。朴大統領は2013年5月7日の韓米首脳会談で、日米韓の連携が重要と説いたオバマ大統領に、「日本は正しい歴史認識を持つべきだ」と訴えただけでなく、翌日の米議会演説では、「歴史に目を閉ざす者は未来が見えない」と、安倍政権を遠回しに非難した。また、帰国後の15日には、訪米報告会の場で「米国も実は、日本の右傾化を心配している」と述べるなど、歴史問題での米韓の「共通認識」を強調し、日本を圧迫する狙いを露にした

⁶⁴¹ 民主党内の歴史認識構成は、「賛成勢力」が15名の26.3%、「反対勢力」が8名の14%であった。

⁶⁴² 海江田代表は、「戦争被害調査会設置法の早期制定に関する請願紹介議員(1999・6)」、「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟(1998・9)」、「国旗・国歌法案に反対(1999・6)」に該当する、積極的「賛成勢力」であった反面、松原委員長は、「慰安婦問題否認広告(米国)賛同議員(2007・6/2012・11)」、「日本会議国会議員懇談会(1997・5)」、「慰安婦問題と南京事件の真実を検証する会(2007・3)」、「歴史教科書問題を考える会(2001・6)」に該当する、民主党内で最も積極的な「反対勢力」であった；記者会見内容は、『読売新聞』、2014年3月7日を参照。

⁶⁴³ また、穀田恵二国対委員長は、2月26日の記者会見で、維新及び安倍内閣による「河野談話」検証の動きは、「河野談話」を葬り去ろうとする一連の動きの一つであるとしながら、「戦後政治の原点を否定する動きには反対し、ストップさせるために力を尽くす」と述べた。『朝日新聞』、2014年2月25日、27日

⁶⁴⁴ 共産党の党見解「歴史の偽造は許されない——『河野談話』と日本軍『慰安婦』問題の真実」の全文は、共産党ホームページ、http://www.jcp.or.jp/web_policy/2014/03/post-556.html (最終閲覧日：2014年7月22日)を参照。

⁶⁴⁵。さらに、2013年9月30日に訪韓したヘーゲル米国防長官に対し、朴大統領は「歴史や領土問題で時代逆行発言を繰り返す[日本]指導部のせいで、信頼を築けない」と批判し、「河野談話」の検証結果が報告されてからは、訪米中の外交部の第1次官を通じて、バーンズ米務副長官、エド・ロイス米下院外交委員長などに、安倍内閣の「河野談話」検証に対する韓国の強い懸念を伝えた⁶⁴⁶。このような韓国のアメリカでの対日批判に対し、日本政府は、「安倍内閣は歴代内閣の立場を引き継いでいる」と繰り返し釈明した⁶⁴⁷。

第二の対応は国連を通じて、「慰安婦問題」を「普遍的な人権問題」として国際社会に広く訴えることであった。韓国の尹炳世外相は、安倍内閣の「河野談話」検証の動きが本格化していた2014年3月5日、国連人権理事会で演説し、安倍政権による「河野談話」の再検証作業は「歴史の真実を軽視し、人間性を侮辱する態度だ」と批判した上、旧日本軍による「慰安婦問題」は普遍的な人権問題であると訴えた。国連の人権理事会で韓国の外相が慰安婦問題を直接提起するのはこれが初めてであり、尹外相は、日本政府に「過去の行動の責任をとり、将来の世代に正しい歴史を教育する」よう国連の場で求めた⁶⁴⁸。このような韓国政府による国連人権理事会での訴えは、「河野談話」の検証結果が報告される直前までも行われていた。韓国の駐ジュネーブ代表部大使は、6月19日の国連人権理事会で、国連の人権メカニズム及び各種の協約などは、数十年間「軍慰安婦」に対する日本の責任を強調してきているにもかかわらず、犠牲者に対する謝罪なく、歴史的事実と責任を否認していることは、非常に残念であると安倍政府を繰り返し批判した⁶⁴⁹。

第三の対応は中国との連携を通じた「対日共闘路線」をとることであった。7月3日に韓国を訪問し、朴大統領と5回目の会談を行った習近平中国国家主席は、会談後の共同声明を通じ、中韓両国が「従軍慰安婦問題」に関する資料の共同研究や相互寄贈で協力することに合意したと表明した。また、中韓両首脳は、安倍内閣による「河野談話」の検証が「[談話を]おとしめるものだ」として懸念を共有し、今後、「慰安婦問題」で連携して国際世論に訴え、さらに、日本に圧力をかけていくということとなった⁶⁵⁰。そのほか、韓国外交部は、同部のホームページに、「河野談話検証結果発表に対する我々の立場」と題した声明文と共に、慰安婦を題材にした英語版のドキュメンタリー2作品を公開するなど、国際社会への訴えを通じて、対日圧迫の措置を強化していった⁶⁵¹。

過去に健在であった日本国内の「賛成勢力」が急速に分裂及び衰退したことによって、韓国は、日本国内に共通の歴史認識を持つ連携可能な勢力をほとんど失っていた。そのような変化によっては、日韓両国に新たな政権が発足してから一年半という時間が過ぎてもなお、首脳会談すら行うことができないまま、歴史認識問題に対して、韓国は自身の立場を国際社会に対して繰り返し訴え続け、日本はそのような韓国の批判に対し釈明し続けることになり、お互いの信頼と感情を傷つけていくばかりであった。その結果、日韓両国の相互認識は悪化の一路をたどり、5月末に行われた読売新聞社と韓国日報社の日韓共同世論調査では、日韓関係の現状について、日本では

⁶⁴⁵ 『読売新聞』、2013年5月23日

⁶⁴⁶ 『東亜日報』、2014年6月24日

⁶⁴⁷ 岸田外相は、訪米中の2013年10月3日にケリー米務長官と会談し、自ら日韓関係について切り出しては、「過去の問題について、日本は誠意をもって最大限取り組んできた。歴史認識についても、安倍内閣は歴代内閣の立場を引き継いでいると繰り返し表明している」と強調した。『読売新聞』、2013年10月4日

⁶⁴⁸ 『朝日新聞』、2014年3月6日

⁶⁴⁹ KBSニュース、2014年6月20日、http://news.kbs.co.kr/news/NewsView.do?SEARCH_NEWS_CODE=2879201&ref=A (最終閲覧日：2014年7月23日)

⁶⁵⁰ 『読売新聞』、2014年7月4日、5日

⁶⁵¹ 韓国外交部ホームページ、http://www.mofa.go.kr/trade/military_prostitution_issue/government_position/index2.jsp (最終閲覧日：2014年7月23日)；韓国外交部はこのドキュメンタリー映像2作品を全ての在外公館のホームページにも掲載させた。

昨年を16ポイント上回る87%が「悪い」と答えた上、「韓国を信頼できない」という答えは、2013年より18ポイントが急増し、過去最悪の73%となるなど、対韓意識の悪化が顕著に現れた⁶⁵²。また、日本の非営利団体「言論NPO」と韓国のシンクタンク「東アジア研究院」による共同世論調査では、韓国に対して悪い印象を持つ日本人が前年比17.1ポイント増の54.4%に上り、対韓感情が急速に悪化していることが確認された。さらに、同調査では、相手国に良くない印象を持つ理由を尋ねる質問に、日本は「[韓国が]歴史問題などで日本を批判し続けるから」が73.9%、韓国は「韓国を侵略した歴史について正しく反省していないから」が76.8%でそれぞれ最多となり、日韓両国の歴史認識問題への対応が、相手国国民にどれほど悪い印象を与えているかが明確に現れた⁶⁵³。

「慰安婦問題」の強制性を認め謝罪した「河野談話」を検証することによって、このように日韓関係が悪化するだけでなく、「慰安婦問題」を「普遍的な人権問題」として捉える国際社会からの対日批判の声が高まるということは、充分予測可能なことであった。それにもかかわらず、安倍内閣はなぜ「河野談話」の検証を断行したのであろうか。本稿では、その目的及び、今後の日本の歴史認識問題をめぐる論争の行方を、これまで安倍首相が堅持してきた、歴史認識問題に対する信念を取り上げて分析することを試みる。

本稿でも既に触れているように、安倍は1993年に初当選して以来、その当選翌月に発足した「検討委員会」をはじめとして、本稿で「反対勢力」に該当する集団として挙げている議員連盟及び勉強会に全て参加する唯一の人物であった。特に、「河野談話」の見直しに積極的に取り組んでいた、「若手議員の会」(1997)では、初当選の新人議員でありながらも、自らが事務局長を務めるほど「河野談話」見直しに対する強い意欲を見せており、そのように早い段階から強く訴えていた「河野談話」の見直しを実現させるための初めての取り組みが、「河野談話」が認めている強制性を否定した第一次安倍内閣での閣議決定であった。そして、そのような閣議決定が、国内外に大きな波紋を呼び起こし、結果的に2007年の米下院の「慰安婦決議」を採択させる刺激剤になっていたという経験にもかかわらず、2012年の自民党総裁選に立候補しての記者会見では、「[慰安婦問題の]強制性を証明するものがなかったというのは安倍政権で閣議決定した。強制性があるという誤解を解くべく、新たな談話を出す必要がある」と語るほど、安倍の「河野談話」見直しに対する強い信念は変わることはなかった。

その後、2012年の総裁選で勝利し、12月の第46回衆議院議員総選挙を迎えて、安倍が前面に出したフレーズは「戦後レジームからの脱却」であり、これは、安倍が第一次内閣の際に出版した『美しい国へ』だけでなく、その「完全版」として2012年に出版した『新しい国へ』においても、「日本にとって最大のテーマ」となっていた⁶⁵⁴。「戦後レジームからの脱却」と言えば、その最終的課題とされるのが、戦後の日本のあり方を形付けた占領軍による憲法を「改憲」することであり、その憲法と共に、戦後の日本社会を性格づけてきたものとして挙げられるのが歴史認識であった。本稿の第1章でも触れているように、過去の戦争をどのように性格づけるべきかという歴史認識論争は、戦後日本社会のあり方をめぐるアイデンティティ論争であり、敗戦直後から今日に至るまで激しく続けられてきた。そして、その長い論争過程を通じて、日本国内外に共通の歴史認識として作り上げられてきたものが、「宮沢談話」、「河野談話」、「村山談話」など

⁶⁵² 韓国でも「日本を信頼できない」との回答が83%に上った。読売新聞社と韓国日報社の日韓共同で、2014年5月23～25日に実施、日本側は1010人の有権者の回答を、韓国側は韓国日報社がコリアリサーチ社に委託し1000人からの回答を得ている。『読売新聞』、2014年6月7日

⁶⁵³ 日本の「言論NPO」と韓国の「東アジア研究院」により、2014年5月から6月まで、日韓それぞれ約1000人から回答を得た。『毎日新聞』、2014年7月11日

⁶⁵⁴ 高橋哲哉、前掲論文(2013)、p. 141

と、日本政府の公式歴史認識として公表されて来た政府声明であった。つまり、安倍にとって「河野談話」を見直すということは、彼自身の最終的課題としてきた「戦後レジームからの脱却」の一環であったのである。

安倍は、その本音を既に数回にわたり現していた。安倍は2012年8月27日の『産経新聞』とのインタビューで、再び自民党が政権の座に就いた場合は「[教科書で周辺諸国への配慮を約束した]宮沢喜一官房長官談話、河野談話、[アジア諸国に心からのおわびを表明した]村山富市首相談話、全ての談話の見直しをする必要がある。新たな政府見解を出すべきだろう」との考えを明らかにした⁶⁵⁵。そして、12月の衆院選で、党の教育公約として「[第一次安倍内閣で]教育基本法が改正され、新しい学習指導要領が定められましたが、いまだに自虐史観や偏向した記述の教科書が多くあります。子供たちが日本の伝統文化に誇りを持てる内容の教科書で学べるよう、教科書検定基準を抜本的に改善し、あわせて近隣諸国条項も見直します」とし、「近隣諸国条項」を見直すことを明確にした⁶⁵⁶。言い換えれば、「近隣諸国条項」を日本政府の公式的立場として公表した「宮沢談話」を見直すということであり、同公約を作った下村博文は第二次安倍内閣の文部科学大臣として入閣した⁶⁵⁷。

『慰安婦問題』の強制性を裏付けるものはなかった」という検証結果を通じて、事実上の「河野談話」の見直しを行ったことは、歴史教科書における「慰安婦問題」に関する記述を修正するための前提条件でもあった。教科書における「慰安婦問題」は、強制性を認めた1993年8月の政府の調査結果を資料に検定しており、それが変わらない以上、訂正勧告は考えられないというのが文部省の立場であったため、「河野談話」の検証結果は、そのような歴史教科書の記述をも修正可能となることを意味することであった⁶⁵⁸。そして、このような「河野談話」の事実上の見直しを果たした上、「近隣諸国条項の見直し」を政権の教育公約として、事実上の「宮沢談話」の見直しを進めている安倍政権にとって、残るは「植民地支配と侵略」を認め謝罪した「村山談話」の見直しのみとなった。

前述したように、安倍は既に2012年の総裁選及び、衆議院議員選挙を控えてのインタビューなどで、「村山談話」の見直し及び、新たな「安倍談話」の発表に対する意向を数回にわたって表しており、首相になった後にも、公の場で「『村山談話』をそのまま継承しているというわけではない」と述べるなど、「村山談話」が示す「植民地支配と侵略」を否認する本音を露呈していた⁶⁵⁹。そして、2014年3月25日の閣議では、戦後70年の首相談話について、「来年が戦後70周年であることも念頭に置いて、しかるべき時期に、21世紀にふさわしい未来志向の談話を発表した」とする答弁書を閣議決定している⁶⁶⁰。終戦70周年を迎える2015年の終戦記念日、もしくはその前後にして安倍首相による新たな「首相談話」が発表されることは間違いないものと考えられ

⁶⁵⁵ 『産経新聞』、2012年8月28日

⁶⁵⁶ 自由民主党ホームページ、第46回衆議院議員選挙(平成24年度)自民党政権公約pdfファイル、http://jimin.nifty.com/pdf/seisaku_ichiban24.pdf(最終閲覧日：2014年7月23日)

⁶⁵⁷ 山田朗「安倍政権の歴史認識—政界に広がる歴史修正主義」民主教育研究所『人間と教育』2013年79号、p. 37

⁶⁵⁸ 1996年に、翌年から使われる七社すべての中学校歴史教科書に「女性を慰安婦として従軍させ、ひどいあつかいをした」などの記述が登場したことについて、自民党が「慰安婦の強制連行はなかった」として、教科書会社に訂正の申請を勧告するよう文部省に迫ったところ、当時の小杉隆文相は、検定済みの教科書に訂正勧告ができるのは、客観的事情の変化で明白に誤りとなった記載があるのに、教科書会社が訂正を申請しない場合などに限られているとして拒んだ。『朝日新聞』、1996年12月29日

⁶⁵⁹ 安倍首相は、2013年4月22日の参議院予算委員会で、「村山談話」の継承に対し質問した民主党の白眞勲の質問に対し「安倍内閣として、言わば村山談話をそのまま継承しているというわけではありません」と答えた。国会会議録、平成25年04月22日、参議院、予算委員会、9号

⁶⁶⁰ 『読売新聞』、2014年3月26日

る。また、その談話に対して安倍首相自ら「未来志向」という表現を繰り返していることから、戦後70周年の「安倍談話」では、2005年の「戦後60年決議」が、「十年前の『歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議』を想起し」との表現を盛り込みながら、「戦後50年決議」に明記されていた「植民地支配」や「侵略的行為」などの文言を取り除いていたように、「『村山談話』を継承する」、もしくは「[談話を]想起して」という表現を盛り込む代わりに、「植民地支配」や「侵略」という文言は直接言及しないものと予想される。そして、そのような「安倍談話」が発表されれば、中韓両国からの更なる激しい反発を招くことは火を見るよりも明らかであろう。

「河野談話」の検証で、安倍首相が自身の最大の課題としてきた「戦後レジームからの脱却」における第一歩を踏み切った安倍内閣が、国内「賛成勢力」の分裂と衰退により、歴史認識の「逆コース」に対する抑止手段が不在するなかで、戦後70周年の2015年を向けてどのような道を歩んでいくだろうか。その選択に、韓中両国だけでなく、東アジアをはじめに国際社会の関心が集中している⁶⁶¹。

⁶⁶¹ 2014年9月3日、安倍首相は第二次安倍改造内閣を発足、その歴史認識構成においては、全18名の閣僚のうち、「反対勢力」14名、「賛成勢力」1名、「二重参加」1名、「参加なし」2名と、以前の内閣構成と大きく変わっていない。

終章

1. 日本の歴史認識問題における課題

本稿では、日本の歴史認識をめぐる論争の歩みを、その根本的背景である、歴史認識の「ダブルスタンダード」を作り出した、敗戦直後の戦後処理過程を初めに、今日の第二次安倍内閣に至るまで、各時期別に分けて分析した。1970年代までの論壇を中心とする日本国内向けの歴史認識論争が、1980年代を通じて「国際化」及び「政治争点化」され、1990年代以後、国会を中心とした「賛成勢力」対「反対勢力」という対立構図の上で本格的に展開されるようになった。そしてその後、アジア周辺諸国だけでなく、欧米を含む国際社会が関わる中で激しく繰り広げられた一連の論争過程は、日本国内の勢力間だけでなく、国際社会においてお互い共有しうる共通の認識枠組みを作り出すための、数え切れぬ葛藤と和解の繰り返しの過程であり、その結果物が「河野談話」及び「村山談話」であった。

その中でも特に戦後50年の節目に、日本の歴史認識問題に区切りを付けたものと評価された「村山談話」は、同談話が発表されてからおよそ20年の間、日本政府の公式的な歴史認識として継承され続け、日本の対アジア外交における基本精神として踏襲されながら、韓国を初めとするアジア諸国の摩擦と葛藤を最低限に抑える、国内外での「共通の認識枠組み」とされてきた。しかし、日本国内では、このような談話を自虐的なものであると否定し、それを見直そうとする「反対勢力」が次第にその影響力を増している反面、「村山談話」を日本政府の公式歴史認識として作り出した「賛成勢力」は分裂と衰退を繰り返し、次第にその姿を消そうとしているように見える。さらに、このような談話を通じて「共通の認識枠組み」を作り出すことによって、和解と協力の関係を発展させるべき日韓関係は、むしろ、その歴史認識問題の悪化によって、今日、最悪の状態へと転落してしまった。

それでは、日本国内の、もしくは、日韓両国間のどのような要素が、日本の歴史認識問題を今日のように「反対勢力」主導の「逆コース」と、それによる最悪の葛藤と対立状態へと導いてきたのだろうか。ここでは、本論で触れてきた、歴史認識問題をめぐる日本国内政治の特徴と限界、そして、同じく歴史認識問題をめぐる日韓関係が持つ特徴と限界を整理し、それを、今後の日本の歴史認識問題を改善するための課題として提示したいと思う。

まず、日本国内政治における要因としては、第一に、日本政府の公式的歴史認識が、一部勢力によって過度に代表されることを挙げられる。第2章で述べているように、1990年代後半に自民党政権が復活すると、国会内の全体的な歴史認識をめぐる構成では「反対勢力」が最高で42%ほどに留まっていたにもかかわらず、日本の公式的歴史認識を代表する政府内閣の歴史認識は、自民党内で70%を超えていた「反対勢力」によって代弁されることになった。これは、日本国民の民意を代表する国会の歴史認識と、日本という国家を代表する内閣の歴史認識との間に大きな乖離が発生したものであり、当時1990年代半ばの世論調査で現れた一般の歴史認識との乖離でもあった⁶⁶²。決して戦後日本社会の多数派ではなかった一部「反対勢力」によって、「日本」の歴史認識は国内外に過剰に代表されるという構造が、韓国をはじめにするアジア諸国に、日本が「右

⁶⁶² 『読売新聞』世論調査(1995年1月)、「日中・日米、ともに侵略戦争だった」34%、「日中戦争だけ侵略戦争だった」34%、「ともに侵略戦争ではなかった」10%；『毎日新聞』世論調査(1993年9月)、「太平洋戦争は侵略戦争だと思う(大体そうだと思う)」59%、「(あまり)そうだと思わない」16%；『朝日新聞』全国世論調査(1993年11月)、「細川首相の日本の侵略行為を認め反省しようという姿勢を評価する」76%、など。

傾化」しているという「誤解」を招く一つの要因であったことは、想像に難くない。

第二に、その政治的、外交的重要性に比べ、歴史認識問題は選挙における中心的争点とはならなかった点である。本稿で触れている歴史認識問題に関する数々の争点の中で、国会「不戦決議」及び、「国立追悼施設問題」などは、国論を二分する重要なイシューであった。しかし、同問題が当時の選挙における中心的争点となることはなかった。選挙において、歴史認識問題よりも、行革や消費税など、有権者の生活により密着する問題に優先順位がおかれるということは、民主主義国家の選挙でごく普通のことであり、決して日本に限られたことではない。問題は、日本の歴史認識問題が、日本の国内だけでなく、国際関係においても過度に「政治問題化」されているということであり、その「政治」を決定するものが、他にもない「選挙」であるにもかかわらず、その選挙で「歴史認識問題」が重要争点として挙げられないということである。選挙では歴史認識問題が排除されるが、その選挙結果は確実に歴史認識問題に関する政策に影響を及ぼす。このように、選挙においての重要争点として歴史認識問題が排除されることは、一般国民の認識と、政府内閣を構成する一部政治勢力の認識の間に乖離が発生する背景でもあるため、第一の要因として挙げた、政府の公式的な歴史認識の過度な代表性の原因でもある⁶⁶³。そして、それはまた、日本国民の大多数の歴史認識はそうでないにもかかわらず、韓国をはじめにアジア周辺国が、日本は「右傾化」していると批判する根本的背景でもあると考えられる。

第三に、「賛成勢力」及び「反対勢力」を支える支持集団及び有権者の不均衡を挙げることができる。本論で触れたように、歴史認識問題が「政治争点化」された1980年代以来、まさに、日本の公式的な歴史認識は政治により決定されることになった。そして、その政治を決める国会議員にとって選挙の重要性は言うまでもない。そのため、その選挙で大きな影響力を持つ支持集団の存在は、政治を決める国会議員に直接的に影響を与え、結果的には、日本の歴史を決める重要な要素になりかねないということに疑いの余地はないだろう。それでは、日本の歴史認識問題をめぐって国会議員らに影響を与える支持集団及び有権者層はどのような姿であったか。本稿で論じてきたように、歴史認識問題をめぐる「賛成勢力」及び「反対勢力」への支持集団は、著しい不均衡を見せている。その不均衡性を象徴的に表しているものが、まさに本稿で扱っている数多くの国会議員集団であり、国会議員連盟や勉強会などの歴史認識問題に直結するあらゆる集団に関しては「反対勢力」の方が圧倒的に多く結成されているということである。そして、その「反対勢力」による数々の集団は、その活動を支える民間レベルの支持集団と密接につながっており、その代表的事例を挙げれば、以下の〈表-23〉のようである。

〈表-23〉⁶⁶⁴

支持集団(民間)	国会議員集団
英霊に答える会	英霊に答える国会議員の会
日本会議	日本会議国会議員懇談会
みんなで靖国神社に参拝する国民の会	みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会
つくる会	若手議員の会、歴史検証PT
日本遺族会	遺家族議員協議会
首相の靖国神社参拝を求める国民の会	小泉総理の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員の有志の会

⁶⁶³ 猪口孝東京大学名誉教授は、「日本の政治風土のなかでは、強いことを言えば拒否反応が必ず起きて票が逃げる、という損得勘定が選挙戦を支配している。政治家や有権者の歴史認識への意識の低さが、その底にある」と述べている。歴史認識問題が選挙の中心的争点とならないことに対する事例及び候補者らの発言を紹介している記事としては、『朝日新聞』、1996年10月18日、『毎日新聞』、2001年7月19日を参照されたい。

⁶⁶⁴ その他、民間の「神政連」と国会議員集団の「神政連国会議員懇談会」などのつながりも挙げられるが、本稿で直接扱っていないため、表には含めていない。

このように、国会議員集団を支える民間の支持集団は、あらゆる手段で国会議員に影響を与えていた。特に、最も積極的な「反対勢力」支持集団である「日本会議」は、国会議員選挙を控え、同集団の月刊誌である『日本の息吹』に、「日本会議国会議員懇談会加盟議員の皆さんの衆議院総選挙でのご健闘をお祈りいたします」と題する名簿を掲載し、「日本会議国会議員懇談会」に所属する「反対勢力」議員を後押しした⁶⁶⁵。その反面、「賛成勢力」を支える支持集団は、その例を挙げることにすら困難であり、「反対勢力」の支持集団のような実質的な影響力を保つこともなかった。本稿の第4章1節で触れている「国立追悼施設」構想に賛成する有識者12名で設立された、「新しい国立追悼施設をつくる会」の活動及び、その呼びかけに対する「賛成勢力」議員の対応を見ても一目瞭然である⁶⁶⁶。このように、歴史認識問題をめぐる両勢力の支持層の不均衡は、結果的に、過度に「政治問題化」されながらも、選挙の重要争点として挙げられない歴史認識問題において、政府と一般国民間の更なる乖離を生むもう一つの背景であると考えられる。

次に、歴史認識問題をめぐる日韓関係における特徴としては、第一に、日本の一部政治勢力に対する韓国側の過度の対応を挙げられる。本稿でも紹介しているように、韓国では、日本の一人の政治家や閣僚の「問題発言」を、日本の国家を代表するものであるかのように対応してきた傾向がある。特にそのような対応は、韓国のメディアを中心にして始まり、その報道による国民感情の悪化が、また韓国の国会及び政府の過度な対応を呼ぶという悪循環の繰り返しであった。また、本論で指摘しているように、その過程では、韓国の国会決議などを通じての対日批判及び謝罪を求める対象が、問題を呼び起こした日本の一部政治勢力に限定されず、「日本」という国家全体を指すことによって、日本国内における韓国に対する一般の認識を徐々に悪化させる背景となっていた。例を挙げれば、韓国で1990年代に入って初めて日本の歴史認識に関する決議案が議論され始めてから、今日に至るまでの約25年間の間、59件に上る歴史認識関連決議案が韓国国会本会議に上程され、そのうち29件が可決された。その決議案で主たる内容及びその発議と可決の可否は以下の<表-24>のようである。

<表-24>⁶⁶⁷

決議案内容	発議件数	可決件数
独島(竹島)問題	15	7
「慰安婦」問題	14	6
歴史教科書問題	13	9
植民地支配・日韓基本条約関連	5	2
強制連行・労働関連	3	1

⁶⁶⁵ 『日本の息吹』2005年9月号、2009年9月号を参照；また、「日本会議」は、「夫婦別性反対・国立追悼施設反対-国会議員のご署名ありがとうございます」と題しながら、「今秋、予定されている衆議員選挙を前に、ご署名いただいた国会議員の先生方に感謝の意を表明すべく、ここに芳名を掲載させていただきます」と、その名簿を掲載している。日本会議『日本の息吹』2003年10月号、p. 25

⁶⁶⁶ その他、2007年の米下院での「慰安婦決議」を機に、日本の戦争責任研究センター及び、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク、アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」などにより出された提言を見ると、その題目を「日本軍『慰安婦』問題における謝罪には何が必要か」としながら、日本政府及び国会に対し、閣議決定や国会決議という公的な形をもって、「慰安婦問題」への責任を明確にした謝罪を表明することを求めている。その動きに賛同しているとして挙げられた団体を見ると、「台湾の元『慰安婦』裁判を支える会」、「在日韓国民民主女性会」、「日本キリスト教協議会女性委員会」など、主に宗教団体や少数の女性団体であり、いずれも選挙で影響を与えるほどの直接的な活動は行われていない。荒井信一、前掲論文(2007)、pp. 10-11

⁶⁶⁷ 韓国国会、議案情報システム、<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>(最終閲覧日：2014年8月22日)を参照に筆者が作成。このうち、2014年2月以後に発議された議案のうち、歴史教科書問題関連で2件、「河野談話」関連で2件、独島(竹島)問題関連で1件が2014年8月22日現在係留中。

靖国神社問題	4	4
日本の国連常任理事国に反対	2	0
旭日旗関連	1	0
「河野談話」	2	0
計	59	29

このように、日本の歴史認識問題をめぐり、韓国の国会が60件近い決議案を通じて批判している対象は、それを日本の「一部国家指導者」もしくは「安倍総理」などと具体的に指摘している「靖国神社参拝中止を要求する決議案」を除けば、いずれも「日本国」または、「日本政府」とされていることが分かる。それは、日本国内で異なる歴史認識を持つ勢力間に著しい対立が存在することには言及せずに、日本国内の一般世論では少数であるはずの「反対勢力」によって過剰に代表される「日本」を、一括りにして批判するものであった。2014年の世論調査で、日本側の回答者が韓国に対して良くない印象を持つ理由として、最も多くが、「[韓国が]歴史問題などで日本を批判し続けるから」と答えていることは、まさにその証左であろう。このような現状は、先に述べた、日本の国内政治における「過度の代表性」によるものであり、同時に、日本国内における歴史認識をめぐっての激しい論争の実態と、歴史認識における「ダブルスタンダード」の背景などを韓国側が正確に理解していないことによるものと考えられる。

第二に、歴史認識問題に関係する韓国国内の「行為者の多様性」を挙げられる。今日の「慰安婦問題」を例に挙げて、韓国国内の行為者、つまり、日本政府を相手に直接的な行動を取る主体を見れば、政府及び国会など、公式に国家を代表する国家機関だけでなく、「慰安婦問題」に古くから深く取り組んできた「挺対協」などの民間集団が積極的に発言していることが分かる。周知の通り、「挺対協」は毎週水曜日にソウルの日本大使館の前で「水曜集会」を開いており、いわゆる「少女像」の設置も同団体によるものであった。また、2011年8月に憲法裁判所が、韓国政府が「慰安婦問題」の賠償請求権に関する日韓政府の解釈の差異についての争いを解決する努力をしていないのは元慰安婦らの権利を侵害しているとの判断を下したことが、当初は日本重視の姿勢だった李明博大統領を「慰安婦問題」の対日交渉へと突き動かし、同年12月に京都で行われた日韓首脳会談で、会談時間の大半を「慰安婦問題」で費やすようにさせていた⁶⁶⁸。結果的に、国内諸団体の日本政府に対する賠償要求などの動きをコントロールすることが困難とされる韓国政府は、「反日無罪」とまで言われる国民の反日情緒の中で、日本との歴史認識問題に対し、厳しい反日世論だけでなく、民間集団と司法機関の判決にまで振り回される立場となっていた。もちろん、民主主義社会において行為者の多様性は保障されるべきものであるということには異論の余地がないが、歴史認識問題をめぐって、政府の役割領域を超える民間の過度な代表性及び、それをコントロールできずに、政府としての具体的なガイドラインを提示しない韓国政府の姿勢は、日本政府の交渉と対話における混乱を増大させた。そのような状況の下で、両国政府間の歴史認識問題に対する踏み込んだ話し合いと和解が期待できないのは、当然のことではないだろうか。

⁶⁶⁸ 同首脳会談に対し、野田佳彦元首相は次のように回顧している。「[李大統領は]歴代の韓国の大統領は任期後半になると、『反日』を使いながら支持率を上げようとする繰り返しだった。私はそういうことはしたくないということ saying していた。しかし、その直後の12月、京都[での日韓首脳会談]から慰安婦問題でおかしくなった。[韓国政府の対応を違憲とした]憲法裁判所の判決が大きかったのだろう。外務省ルートも1往復くらいのやりとりはあるだろうと言っていたが、[首脳会談の]時間の大半を慰安婦問題でくるとは思わなかった。こちらは1965年に[日韓請求権協定によって]法的には完全に決着しているという立場につき、[韓国側が]ソウルの在韓日本大使館の前に少女の像のようなものを設置したので、それを撤去するように言ったところ、相手はより感情的になってしまった」。『読売新聞』、2013年10月29日、「[時代の証言者] 特別編 民主党 野田佳彦(16)日韓関係 急激に悪化」

第三に、歴史認識問題をめぐっての中国との共闘路線の形成及び、国連など国際社会を活用する韓国政府の戦略が、日本国内にて実質的に引き起こす逆効果を挙げられる。日本の「侵略」の歴史に対する被害者認識を共有する中国との連携と、普遍的な人権問題としての「慰安婦問題」を持って日本の歴史認識問題を国際社会に訴えるという韓国政府の戦略は、日本を国際社会で孤立させる圧力として作用したことは否定され難い。その点からは、同戦略は韓国政府としては有効な選択のように考えられるかもしれない。しかし、このような韓国政府による一連の動きは、日本国内において、国際社会で孤立することに対する危機感から韓国をはじめにする周辺諸国への配慮を重視するべきという声より、韓国政府による動きは「内政干渉」であり、そのような「外圧」に屈してはいけないという声を強化させた。つまり、日韓両国間の対話無しに国際社会を通じての批判と圧迫を続ける韓国政府の戦略は、繰り返し批判され続け、既に韓国及び中国との間の歴史認識問題に対する反感が強まっていた日本の一般国民に、歴史に対する反省と謝罪よりは、反発を強化させる対応の方を選択させた。それは、言うまでもなく、日本国内の「反対勢力」に正当性を与えると同時に、「賛成勢力」をさらに萎縮させるものであった。韓国政府としては国際社会を通じて日本を圧迫するという目の前の短期的な満足を得る代わりに、日本国内「反対勢力」を強化させるという、長期的面においての逆効果を見逃していると考えざるを得ない。そして、これがまた、前述した有権者及び支持集団の不均衡と共に、日本国内においての歴史認識をめぐる両勢力間の均衡を阻害するもう一つの要素として浮上しているのである。

2. 結 論

以上、本稿で扱っている内容の中で、日本国内、または、日韓両国間の歴史認識問題を今日のように悪化させてきたいくつかの代表的要素として挙げた。今日の日本の歴史認識問題は、日本国内だけでなく日韓関係をはじめとして国際社会において最も敏感な争点とされるようになったにもかかわらず、本稿の序章で問題関心として挙げたように、それを扱う既存の諸研究は、その歴史認識問題が急浮上した1990年代以降の政府間の論争に集中していた。しかし、本稿で指摘しているように、日本の歴史認識問題をめぐる一連の過程においては、少数の一部勢力により過剰に代表された日本の歴史認識と、韓国などの周辺国がそれを日本の一元化した歴史認識として受け入れ対応するなかで、日本社会のコアを構成する多数の国民は常に排除されてきた。そして、出口の見えない中で際限もなく繰り返される葛藤と相互批判の中で、歴史認識問題に関する疲労感は次第に増していき、批判に対する反感も次第に増加するようになった。本来なら歴史認識問題に大きな関心を持たずに、周辺国との和解と対話を重視してきた日本の一般国民は、むしろ、韓国や中国など周辺国が繰り返し批判してきた一部「反対勢力」に同調する傾向までも見せ始めている。大沼が指摘するように、橋下市長の慰安婦発言は「日本の隠れた世論を代弁しているのではないか」とも考えられるほど、「若い世代の『右傾化』の表れ」は既にかなり進んでいるかもしれない⁶⁶⁹。

このような悪循環の繰り返しを打破するためにも、日本の歴史認識問題を扱う研究は、歴史的事実関係や、日本とアジア周辺諸国間の表面的攻防に焦点を当てるのに留まるのではなく、「歴

⁶⁶⁹ 大沼は、若い学生たちに日本の歴史認識や中国に対する侵略戦争の責任問題について話していると、1990年代までには見られなかった強い反応が返ってくるようになったという。「若い世代の『右傾化』の表れ」と表現する大沼は、いまの学生たちは戦争責任の問題に対して、「日本はこれまで中国や韓国に謝罪し、可能な限り誠実な対応に努めてきた。それなのに彼らはいつまでも日本を批判し続ける。欧米も、自分たちの過去数百年にわたる植民地支配を棚上げして、善人ぶった“上から目線”で日本に説教している」という感情を抱えているように思われると述べている。大沼保昭「『慰安婦問題』日本がいま語るべきこと」『潮』2013年8月号、pp. 92-93

史とは何か」という原論的質問に答えながらも、それが今日の日本の歴史認識問題においてはどれほど「政治問題化」されてしまっているかを直視し、それによる副作用及び葛藤と摩擦の根本的原因を苦悩すべきである。それが、本稿でも繰り返し述べてきているように、歴史認識問題はもはや日本の外交問題において、棚上げする「雑論」的問題ではなく、それが解決されねば他の問題にも取り組めないという「All or Nothing」の状態にまで至った「メインイシュー」となったためであるということ言うまでもない。そして、そのような問題意識から始まった本研究での分析の結果、先に提言しているように多くの課題が導出され、そのような問題群を構成した日韓両国の歴史認識問題に対する特徴と限界に対して調べてみることもできたものとする。

戦後70周年を迎え、歴史認識問題をめぐるこれまでの論争を振り返ってみると、日韓両国はお互いにどのような姿であったらうか。相手を理解しようとする努力よりも、自国中心主義に満ちて、現政権の政治的利害関係のみを重視した短期的対応だけに執着してきたのではなかろうか。また、そのような短期的対応の繰り返しが20年以上続けられてきた今、歴史認識問題において、お互いを対話と和解の相手ではなく、批判と圧迫を通じて屈服させるべき対象としてだけ考えるようになってしまったのではないだろうか。しかし、だからこそ、「既に行き過ぎたと諦めてしまう」のではなく、「もう遅いと思った時が一番早い時である」という昔ながらの教訓を、まさに今の日韓両国は心に刻むべきである。そして、両国間の歴史認識問題を解決するための第一歩は、お互い違う歴史認識を持つ相手を、自分と同じ歴史認識を持つようにするため強引に屈服させるものではなく、相手の歴史認識が自分のものと違う理由とその背景を正確に理解し、短期的な観点からお互いを敵として捉えてしまう習慣を克服することであると信じていることである。

周知の通り、日本政府は戦後の大きな節目のたびに日本の公式的な歴史認識として首相及び官房長官の談話を発表し、周辺国との共通の認識枠組みを作り上げてきた。そのため、上に述べたような状況の中で、目下に終戦70周年を迎えて新たな談話を準備する安倍政権に国内外からの多大な関心と憂慮が集中している。終戦70周年及び日韓基本条約50周年という節目を迎え、お互いへの深い理解に基づく和解の努力が、長い間繰り返されてきた誤解と葛藤の悪循環の輪を打ち切ることを祈りながら本稿を結ぶ。

参考文献

[日本語文献]

[書籍 / 五十音順]

- ・朝日新聞選挙本部(編)『朝日選挙大観. 第40回衆議院総選挙(平成5年7月)・第16回参議院通常選挙(平成4年7月)』朝日新聞社、1993
- ・栗屋憲太郎『東京裁判への道(上)』講談社、2006
- ・飯尾潤『日本の統治構造』中央公論新社、2007
- ・家永三郎生誕100年記念実行委員会(編)『家永三郎生誕100年—憲法・歴史学・教科書裁判』日本評論社、2014
- ・石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶』明石書店、2000
- ・上山春平『大東亜戦争の意味：現代史分析の視点』中央公論社、1964
- ・NHK取材版『永田町権力の興亡1993～2009』日本放送出版協会、2010
- ・江藤淳(編)『新装版 占領史録』下巻、講談社、1995
- ・大浜徹也『日本人と戦争—歴史としての戦争体験』刀水書房、2002
- ・大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』東信堂、1997
- ・_____『東京裁判、戦争責任、戦後責任』東信堂、2007
- ・大沼保昭、岸俊光(編)『慰安婦問題という問い』勁草書房、2007
- ・岡野加穂留、藤本一美『村山政権とデモクラシーの危機—臨床政治学的分析』東信堂、2000
- ・小熊英二『<民主>と<愛国>—戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、2002
- ・小熊英二・上野陽子『<癒し>のナショナリズム—草の根保守運動の実証研究』慶応義塾大学出版会、2003
- ・加藤典洋『敗戦後論』筑摩書房、2005
- ・北岡伸一『自民党—政権党の38年』中央公論新社、2008
- ・木村幹『日韓歴史認識問題とは何か—歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房、2014
- ・草野厚『連立政権：日本の政治1993～』文藝春秋、1999
- ・K・O・K(編)『小渕恵三の615日：第84代内閣総理大臣の全公務記録』光進社、2000
- ・国家基本問題同志会『国家基本問題同志会：「ニッポンどうする」—挑戦する三十六人』大西書店、1987
- ・後藤謙次『ドキュメント平成政治史1—崩壊する55年体制』岩波書店、2014
- ・_____『ドキュメント平成政治史2—小泉劇場の時代』岩波書店、2014
- ・財団法人平和のためのアジア女性国民基金『オーラルヒストリーアジア女性基金』長谷川、2007
- ・塩田潮『一龍の歯軋り—連立政権・一〇〇〇日の攻防』ハローケイエンターテインメント、1996
- ・信田智人『官邸の権力』筑摩書房、1996
- ・白井聡『永続敗戦論：戦後日本の核心』太田出版、2013
- ・自由民主党(編)『決断！あの時私はこうした』中央公論事業出版、2006
- ・神道政治連盟『神政連のあゆみ—戦後の精神運動の柱として』1990
- ・高橋哲哉『歴史/修正主義』岩波書店、2001
- ・_____『靖国問題』筑摩書房、2005
- ・_____『戦後責任論』講談社学術文庫、2005
- ・高橋哲哉(編)『<歴史認識>論争』作品社、2002
- ・田中伸尚『靖国の戦後史』岩波新書、2002

- ・ 田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』岩波新書、2000
- ・ 鄭根珠『日韓関係における歴史認識問題の反復：教科書問題への対応過程』早稲田大学出版部、2011
- ・ 徳武敏夫『家永裁判運動小史』新日本出版社、1999
- ・ 日本会議事業センター『「日韓併合百年」菅首相談話を批判する－日韓併合に謝罪はいらない－』明成社、2010
- ・ 日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会『歴史教科書への疑問；若手国会議員による歴史教科書問題の総括』展転社、1997
- ・ 野中広務『老兵は死なず 野中広務全回顧録』文藝春秋、2005
- ・ 秦郁彦『昭和史を縦走する』クラブ社、1984
- ・ 羽田孜『志』朝日新聞社、1996
- ・ 波多野澄雄『国家と歴史』中央公論新社、2011
- ・ ピエール・ヴィダル＝ナケ、石田靖夫(訳)『記憶の暗殺者たち』人文書院、1995
- ・ 藤岡信勝『近現代史教育の改革－善玉・悪玉史観を超えて－』明治図書出版、1996
- ・ 藤原帰一『戦争を記憶する』講談社、2001
- ・ 古川貞二郎『霞が関半生記』佐賀新聞社、2005
- ・ 古川利明『システムとしての創価学会＝公明党』第三書館、1999
- ・ 細川護熙『内訟録：細川護熙総理大臣日記』日本経済新聞出版社、2010
- ・ _____『日本新党責任ある変革』東経、1993
- ・ 三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007
- ・ 民主党本部『民主党政権政策 Manifesto』2009年7月
- ・ 民主プレス民主編集部『民主』民主党、1999年8月20日
- ・ 村山富市、佐高信『「村山談話」とは何か』角川書店、2009
- ・ 山田朗『歴史修正主義の克服：ゆがめられた〈戦争論〉を問う』高文研、2001
- ・ 吉岡吉典『歴史に学ぶもの逆らうもの：侵略戦争と戦後政治』新日本出版社、1988
- ・ 吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波新書、2007
- ・ _____『昭和天皇の終戦史』岩波新書、1992
- ・ _____『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997
- ・ _____『日本人の戦争観』岩波書店、1995
- ・ 吉田裕(編)『戦後改革と逆コース』吉川弘文館、2004、pp. 44－46
- ・ 歴史検討委員会『大東亜戦争の総括』展転社、1995
- ・ 歴史学研究会(編)『歴史における「修正主義」』青木書店、2000
- ・ 若宮啓文『和解とナショナリズム：新版・戦後保守のアジア観』朝日新聞社、2006
- ・ 和田春樹『東北アジア共同の家』平凡社、2003
- ・ 和田春樹、石坂浩一、戦後50年国会決議を求める会(編)『日本は植民地支配をどう考えてきたか：戦後50年国会決議は海外からどう評価されたか』梨の木舎、1996

[論文・雑誌 / 五十音順]

- ・ 青木康容「鎮められない戦争の記憶」中久郎(編)『戦後日本のなかの「戦争」』世界思想社、2004
- ・ 阿部り「米国主要紙における靖国・歴史認識に関する報道」『朝日総研リポート』2007年1月、No200
- ・ 荒井信一「アメリカ下院の『慰安婦』決議と日本政府の妨害活動」『季刊 戦争責任研究』2006年、冬季、第54号
- ・ _____「米議会下院の『慰安婦』決議」『季刊 戦争責任研究』2007年、秋季号、第57号

- ・石原信雄「河野官房長官談話に至る背景」日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会『歴史教科書への疑問』展転社、1997
- ・石山久男「なぜ、日本政府は戦争責任を認めないのか」『月刊 女性&運動』2013年9月号
- ・犬丸義一「『昭和史』論争」『現代と思想』青木書店、1973年9月号
- ・上杉聰「追悼の政治学」『季刊 戦争責任研究』2006年、第54号
- ・_____「全文掲載 管談話と国内『慰安婦』決議」『季刊 戦争責任研究』2010年、秋号
- ・_____「日本における『宗教右翼』の会頭と『つくる会』『日本会議』」『季刊 戦争責任研究』2003年春季、39号
- ・大越愛子「歴史修正主義」『現代思想』2000年、第3号
- ・海野福寿「日朝交渉と朝鮮植民地支配の責任」歴史学研究会『戦後五〇年をどう見るか』青木書店、1995
- ・江崎道朗「反靖国議連で報告された追悼懇論議のお粗末」『月刊 正論』2006年1月、405号
- ・王希亮、山辺悠喜子(訳)「日本遺族会とその戦争観」『中帰連』1997年9月号
- ・大沼保昭「『慰安婦問題』日本がいま語るべきこと」『潮』2013年8月号
- ・加藤紘一「対米問題となる前に解決しなければならない」『中央公論』2006年8月号
- ・金永起「復活した日本軍国主義の『大東亜戦争肯定論』を論ず」『朝鮮歴史における諸問題』朝鮮大学校、1966
- ・木村幹「歴史認識問題にどう向き合うか(4)：歴史認識問題の歴史的展開とその原因」『究:ミネルヴァ通信』2011年7月号
- ・_____「歴史認識問題にどう向き合うか(9)：歴史認識問題に影響を与えるもの(3)」『究:ミネルヴァ通信』2011年12月号
- ・クリストファー・ヒューズ「修正主義、ナショナリズム、グローバリゼーション」菅英輝(編)、『東アジアの歴史摩擦と和解可能性：冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011
- ・小泉純一郎(述)「内閣総理大臣談話(終戦六十年に当たっての談話)全文」内閣官房『小泉内閣総理大臣演説集』平成21年3月
- ・黒沢文貴「戦後日本の近代史認識」『法学研究』第73巻、2000年、第1号
- ・五百旗頭真(他)「キーパーソンが語る証言：野中広務」『論座』朝日新聞社、2007年4月号
- ・後藤田正晴「後藤田正晴の『遺言』－東京裁判・靖国・外交」『論座』編集部(編)『リベラルからの反撃－アジア・靖国・9条』朝日新聞社、2006
- ・嶋真之介「国立追悼施設をめぐる右翼等の動向」『月刊 治安フォーラム』2002年9月号
- ・庄司潤一郎「戦後日本における歴史認識－太平洋戦争を中心として」『防衛研究所紀要』防衛研究所、1998
- ・自由民主党(編)「民主党政策集『INDEX2009』の問題点」『月刊 自由民主』2009年9月号
- ・_____「民主党は、やはり第二社会党」『月刊 自由民主』2009年9月号
- ・新日本婦人の会「橋下市長発言に対する新婦人抗議行動のまとめ」『月刊 女性&運動』2013年9月号
- ・鄭在貞「韓日につきまとう歴史の影とその克服のための試み」三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007
- ・スティーブ・R・リード「ブームの政治－新自由クラブから細川連立政権へ」『レヴァイアサン』木鐸社、1996
- ・高木健一「細川政権と私たちはアジアの声にどう応えるか」『月刊社会党』1993年12月号
- ・高橋哲哉「今日の〈歴史認識〉論争をめぐる状況と論点」高橋哲哉(編)『〈歴史認識〉論争』作品社、2002
- ・_____「自壊する歴史認識－安倍政権で加速する日本の孤立化」『世界』岩波書店、2013年8月号

- ・高橋甫「上山春平氏への手紙—『大東亜戦争の意味』の書評にかえて」『思想の科学』1964年11月号
- ・田中宏巳「米議会図書館所蔵 旧陸海軍資料の中の東北アジア資料」近現代東北アジア地域史研究会(編)『News letter』1995年7号
- ・谷野作太郎「『歴史』を正しく語り継ぎ、より確かな未来につなげていくこと」『世界』岩波書店、2013年9月号
- ・田母神俊雄「日本は侵略国家であったのか」『will』2009年、1号
- ・俵義文「安倍首相の歴史認識の来歴をさぐる」林博史、俵義文、渡辺美奈『「村山・河野談話」見直しの錯誤:歴史認識と「慰安婦問題」をめぐる』かもがわ出版、2013
- ・堤堯「河野談話『見直しせず』の裏に『アメリカ』の意向」『リベラルタイム』2014年5月号
- ・土野瑞穂「『慰安婦』問題と『償い』のポリティクス—『女性のためのアジア平和国民基金』を中心に—」博士論文、お茶の水女子大学大学院(人間文化創成科学研究科、ジェンダー学際研究専攻)
- ・土佐弘之「戦争はどのように正当化されてきたか—汎アジア主義の思想との関連で」菅英輝(編)、『東アジアの歴史摩擦と和解可能性:冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011
- ・中瀬寿「『近代化』論と歴史学(一):林房雄『大東亜戦争肯定論』の批判を中心に」『歴史評論』6号、1964
- ・永田三郎「永田町レポート」自由民主党(編)『月刊 自由民主』自由民主党、1999年9月号
- ・西野瑠美子「マイク・ホンダ米下院議員に聞く—アメリカ『慰安婦』決議案が目指すもの」『世界』2007年6月号
- ・日本会議『日本の息吹』
 - 「嘘だらけの慰安婦“証言”」・「ここまで堕ちた教科書の『反日』」1996年9月号
 - 「またしても日本人が仕掛けた慰安婦問題」1996年12月号
 - 「“慰安婦問題”『軍の強制連行はなかった』」1997年3月号
 - 「崩壊した河野談話の根拠」1997年4月号
 - 「慰安婦問題—非公開証言のみで歴史事実は断定できるのか」1997年5月号
 - 「『慰安婦決議』は日本の危機である」2007年9月号
- ・日本社会党「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」『月刊社会党』1994年8月号
- ・_____「談話:和田春樹・上原康助『戦後50年国会決議の実現をめざして』」『月刊社会党』1995年5月号
- ・橋川文三「ネオ・ナショナリズムの所在—上山春平著『大東亜戦争の意味』・林房雄著『大東亜戦争肯定論』」『展望』1964年11月号
- ・波多野澄雄「『歴史和解』への道標」三谷博(編)『歴史教科書問題』日本図書センター、2007
- ・プルネンドラ・ジェイン「転換期の日本の政党政治」『レヴァイアサン』1996
- ・ベストブック(編)「『靖国』にみる創価学会のご都合主義」『VERDAD』2006年9月号
- ・保阪正康「大東亜戦争・太平洋戦争はいかに語られてきたか」『防衛研究所戦史部年報』1993
- ・細川護熙「『自由社会連合』結党宣言」『文芸春秋』1992年、70(6)号
- ・松平永芳「『靖国』奉仕十四年の無念」『諸君』1992年12月号
- ・黛敏郎「今月の言葉:国会決議問題を振り返って」『日本の息吹』1995年7月号
- ・三谷博「日本の歴史教科書の制度と論争構図」劉傑、三谷博、楊大慶(編)『国境を越える歴史認識』東京大学出版会、2006
- ・目良浩一「立ち上がった在米日本人たち」『will』2013年9月号
- ・百地章「『天皇の政治利用』を許すな—富田メモへの疑問」『日本の息吹』2006年9月
- ・安井吉典「日本社会党と朝鮮半島政策」『月刊社会党』1988年7月号
- ・安村廉『歴史を裁いた政治家たち—戦後50年、国会の狂騒』展転社、1995
- ・山際澄夫「朝日が“建てた”米国慰安婦像」『will』2013年10月号

- 山口光朔「太平洋戦争論」山口光朔、小山仁示編『近代日本の考え方』法律文化社、1971
- 山科三郎「『自由主義史観』は二一世紀の日本をどこへみちびくか」松島榮一、城丸章夫(編)『「自由主義史観」の病理—続・近現代史の真実は何か』大月書店、1997
- 山田朗「安倍政権の歴史認識—政界に広がる歴史修正主義」民主教育研究所『人間と教育』2013年79号
- 山本浄邦「日本遺族会の歴史と現在」『飛礫』2004
- 吉川春子「米下院『慰安婦』決議案と日本政府の矛盾」『前衛』2007年5月号
- 吉田裕「戦後『日本人』の歴史認識/戦争観の変遷」高橋哲哉『<歴史認識>論争』作品社、2002、
- _____「対米従属と戦争責任問題へのダブルスタンダードがもたらしたもの」『前衛』2011年9月号
- _____「戦後史のなかで安倍首相の靖国参拝を考える」『前衛』2014年4月号
- 和田春樹「慰安婦問題:現在の争点と打開への道(特集 歴史認識と東アジア外交)」『世界』2014年9月号

[韓国語文献(日本語訳)]

[書籍 / 가나다順]

- 김영삼『김영삼 대통령 회고록(상)(金泳三大統領回顧録[上])』조선일보사、2001
- 서현주『2007년도 각국 의회 ‘위안부’ 결의안(2007年度各国議會 ‘慰安婦’ 決議案)』동북아역사재단、2008
- 외교통상부『외교백서(外交白書)』1994
- _____『외교백서(外交白書)』1995
- _____『외교백서(外交白書)』1996
- 이원덕『한일 과거사 처리의 원점』서울대학교출판부、1996
- 장달중 외『세계화와 일본의 구조 전환(世界化と日本の構造転換)』서울대학교출판부、2002
- 崔相龍、李元德、李勉雨 共著『脱冷戦期 韓日關係의 争点(脱冷戦期韓日關係の争点)』集文堂、1998

[論文・雑誌 / 가나다順]

- 기미야다다시「한일관계의 역학과 전망-냉전기의 다이내미즘과 탈냉전기에서의 구조변용(韓日關係の力学と展望—冷戦期のダイナミズムと脱冷戦期におけるの構造の変容)」김영작、이원덕(편)『일본은 한국에게 무엇인가(日本は韓国にとってなにであるか)』한울아카데미、2006
- _____「한일시민사회의 관계구축하기 위한 조건(韓日市民社會의 關係構築のための条件)」하영선(편)『한국과 일본:새로운 만남을 위한 역사인식(韓国と日本:新たな出会いのための歴史認識)』나남、1997
- 김상준、문정인、김기정「동북아 역사·영토문제가 일본정치외교에 미치는 영향-과거 각종 역사·영토관련『망언』의 전후배경과 결과 분석-(東北アジア의 歷史·領土問題가 日本의 政治外交に及ぼす影響)」『동북아역사재단 연구보고서(東北亞歷史財團研究報告書)』2009
- 김호섭「일본의 정치개혁과 한일관계(日本の政治改革と韓日關係)」이숙중、이면우(편)『일본의 정계개편과 정책변화(日本の政界改編と政策変化)』세종연구소、1996
- 박철희「일본 정계에서의 신보수주의 세력의 성장과 한국에의 함의(日本政界における新保守主義勢力の成長と韓国に対する含意)」김영작、정진호(편)『글로벌화시대의 일본(グローバル化時代の日本)』한울、2006
- _____「한일갈등의 반응적 촉발과 원론적 대응의 구조(韓日葛藤의 反動的勃發と原論的対応의 構

造) 『韓国政治外交史論叢』 29집, 2008, 2호

- _____ 「1990년대 정치세력의 연합과 갈등의 구조(1990年代政治勢力の連合と葛藤の構造)」 진창수(편) 『55년체제의 붕괴와 정치변화(55年体制の崩壊と政治変化)』 한울, 2005
- 서현섭 「역사인식문제와 한·일 관계(歴史認識問題と韓日関係)」 『일본학(日本学)』 제24권, 2005
- 이면우 「일본의 정계개편: 정치적 배경과 그 전망(日本の政界改編: 政治的背景とその展望)」 이숙중, 이면우(편) 『일본의 정계개편과 정책변화(日本の政界改編と政策変化)』 세종문화연구소, 1996
- 이원덕 「역사인식과 한일관계(歴史認識と韓日関係)」 하영선(편) 『한국과 일본: 새로운 만남을 위한 역사인식(韓国と日本: 新たな出会いのための歴史認識)』 나남, 1997
- 이원덕 「일본 정치지도자들의 ‘망언’ 과 일본 정계(日本の政治指導者たちの‘妄言’ と日本政界)」 『한국사 시민강좌(韓国史市民講座)』 제 19집, 1997

[英語文献]

- Graham T. Allison. 1971. *Essence of Decision : Explaining the Cuban Missile Crisis*. Boston: Little Brown and Company.
- Carol Gluck. 1993. "The Past in the Present," in Andrew Gordon ed., *Postwar Japan as History*. Berkeley: University of California Press.
- Alexis Dudden. 2008. *Troubled Apologies*. Columbia Univ Pr.
- Hong Nack Kim. 1997. 3, 21. "Korean-Japanese Relations under the Kim Young-Sam Government and Beyond." *International Conference on Korea in the Age of Globalization and Information*.
- Jennifer Lind. 2010. *Sorry States*. Cornell Univ Pr.

[新聞]

[日本]

- 朝日新聞 · 産経新聞 · 東京新聞 · 中日新聞 · 毎日新聞 · 日本經濟新聞 · 読売新聞

[韓国]

- 국민일보 · 동아일보 · 서울신문 · 조선일보 · 한겨레신문 · 한국일보 · 매일경제
- 경향신문

[政党機関紙]

- 自由新報(自由民主) · プレス民主 · 公明新聞 · しんぶん赤旗

[インターネット]

- 「『慰安婦』の真実国民運動」のブログ、<http://ameblo.jp/ianfushinjitu/page-3.html>(最終閲覧

日：2014年7月21日)

- ・「KOREAN AMERICAN CIVIC EMPOWERMENT(韓国系アメリカ人市民参与センター)」ホームページ、<http://kace.org/?p=3415>(最終閲覧日：2013年8月16日)
- ・「みんなで靖国神社に参拝する国民の会」ホームページ、<http://blog.livedoor.jp/kokuminnokai/archives/50280701.html>(最終閲覧日:2013年8月1日)
- ・「松下政経塾」ホームページ、<http://www.mskj.or.jp/sotsu/giin.html>(最終閲覧日：2013年10月18日)
- ・「挺対協」ホームページ、<https://www.womenandwar.net/contents/home/home.nx>(最終閲覧日：2013年10月7日)
- ・「創生『日本』」ホームページ、<http://www.osei-nippon.jp/>(最終閲覧日：2013年10月4日)
- データベース『世界と日本』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>
- ・みんなでやすくに神社に参拝する国民の会ブログ、<http://blog.livedoor.jp/kokuminnokai/archives/51201860.html>(最終閲覧日：2013年8月1日)
- ・江田五月参議院議員ホームページ、<http://www.eda-jp.com/dpj/kokki3.html>(最終閲覧日：2013年7月12日)
- ・共産党ホームページ、<http://www.jcp.or.jp>
- ・国会会議録(日本)： <http://kokkai.ndl.go.jp>
- ・国会会議録(韓国)： <http://likms.assembly.go.kr/record/index.html>
- ・聯合ニュース： <http://www.yonhapnews.co.kr/>
- ・文部科学省ホームページ、<http://www.mext.go.jp/>
- ・民主党ホームページ、<http://www.dpj.or.jp/>
- ・民主党旧ホームページ、<http://archive.dpj.or.jp/news/>
- ・社団法人「新しい歴史教科書をつくる会」ホームページ、<http://www.tsukurukai.com/aboutus/suisyo.html>(最終閲覧日：2013年6月13日)
- ・社民党ホームページ、<http://www5.sdp.or.jp/>
- ・首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/>
- ・外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/>
- ・日本遺族会公式ホームページ、 <http://www.nippon-izokukai.jp/aboutus/>(最終閲覧日：2013年5月31日)
- ・日本再生研究会SCのブログ、<http://blogs.yahoo.co.jp/japanrebirth/32275152.html>(最終閲覧日：2014年7月22日)
- ・自民党ホームページ、<https://www.jimin.jp/>
- ・戦争被害調査会法を実現する市民会議ホームページ(<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Keyaki/5481/index.html>(最終閲覧日：2013年7月2日)
- ・衆議院ホームページ<http://www.shugiin.go.jp/>
- ・韓国外交部ホームページ、<http://www.mofa.go.kr/>
- ・韓国憲法裁判所ホームページ、http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2006헌마788&mainseq=111&seq=13&list_type=05(最終閲覧日：2013年10月7日)

[DVD]

- ・小林正樹(監督)『東京裁判』キングレコード、1983

[インタビュー]

- ・ 孔魯明、元韓国外務部長官(2010年10月30日、於：東京)
- ・ 谷野作太郎、元内閣官房内閣外政審議室長(2010年11月19日、於：東京)
- ・ 和田春樹、東京大学名誉教授(2010年11月25日、於：東京)